

[REDACTED] 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 216 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付 のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

質問に対する回答

11:53

送信済みアイテム

[機2]

10:12

削除済みアイテム

メモ

(件名なし)

0:40

迷惑メール

質問に対する回答

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

添付ファイル 6条2項修文経緯Jtd (23 KB)

ル:

2011年12月1日 11:53

[REDACTED]さま

お疲れ様です。いつもお世話になっております。以前にご質問ございました件について
まして、文書回答ということでしたので、文書を添付いたします。

よろしくご査収ください。

内閣官房 内閣情報調査室
[REDACTED] [REDACTED]

〒100-8968
東京都千代田区永田町1-6-1
TEL:03-5253-2111(内線:[REDACTED])
E-Mail:[REDACTED]

メール

予定表

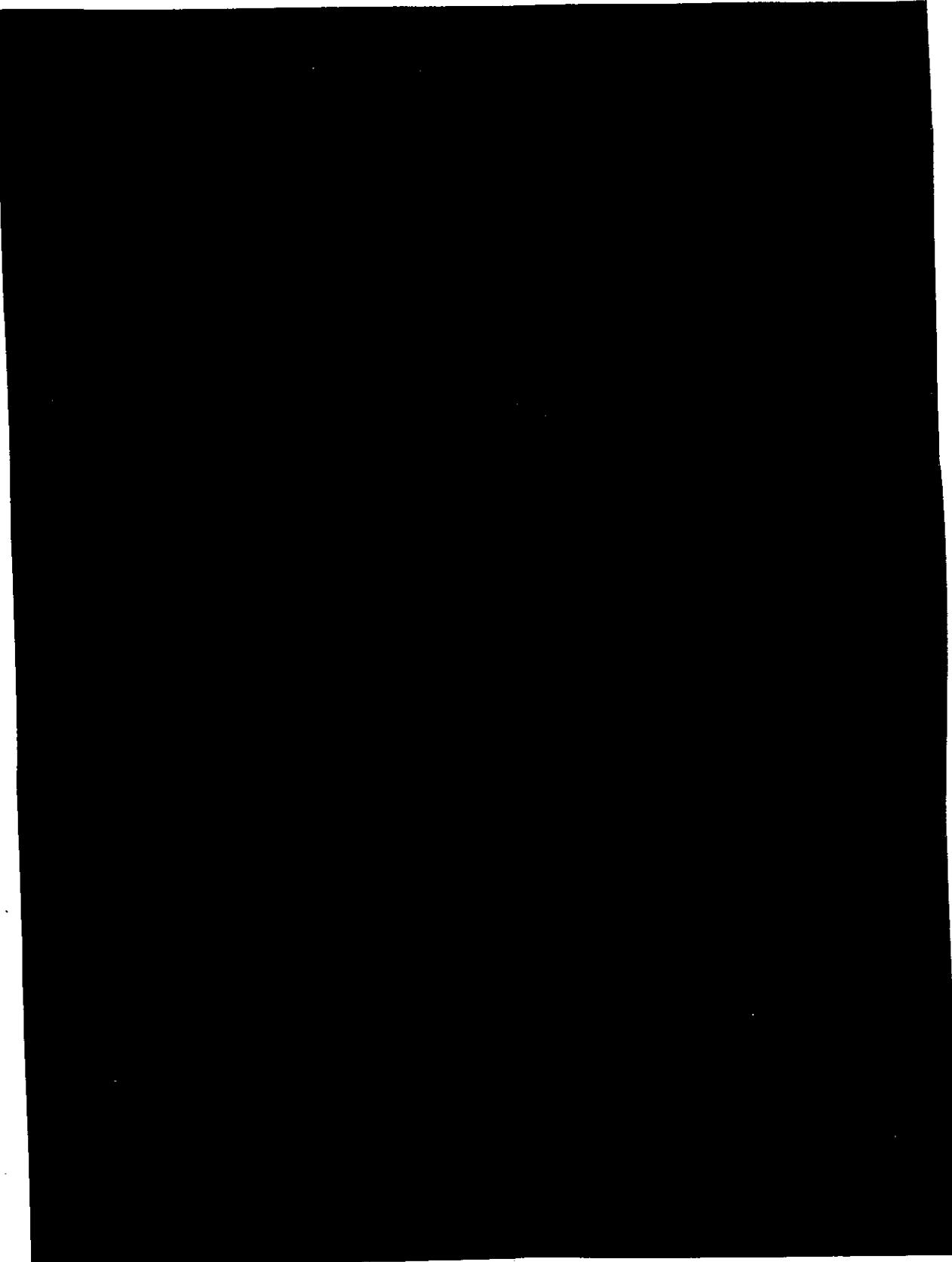
連絡元

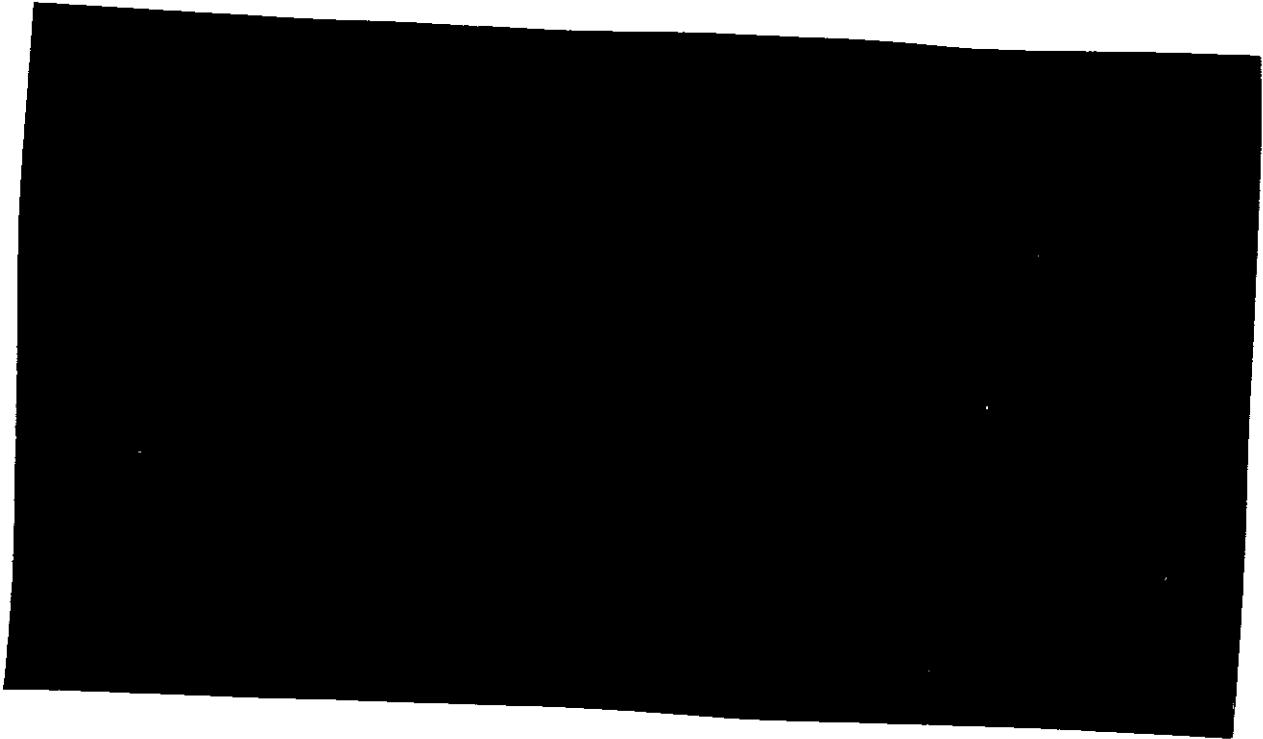
タスク

11月25日及び30日各省送付に係る条文素案第6条第2項の修文経緯

平成23年12月1日

内閣情報調査室





秘密保全法制 法制局持込み資料

平成23年12月1日

1 条文案

- 素案
- 讀替表

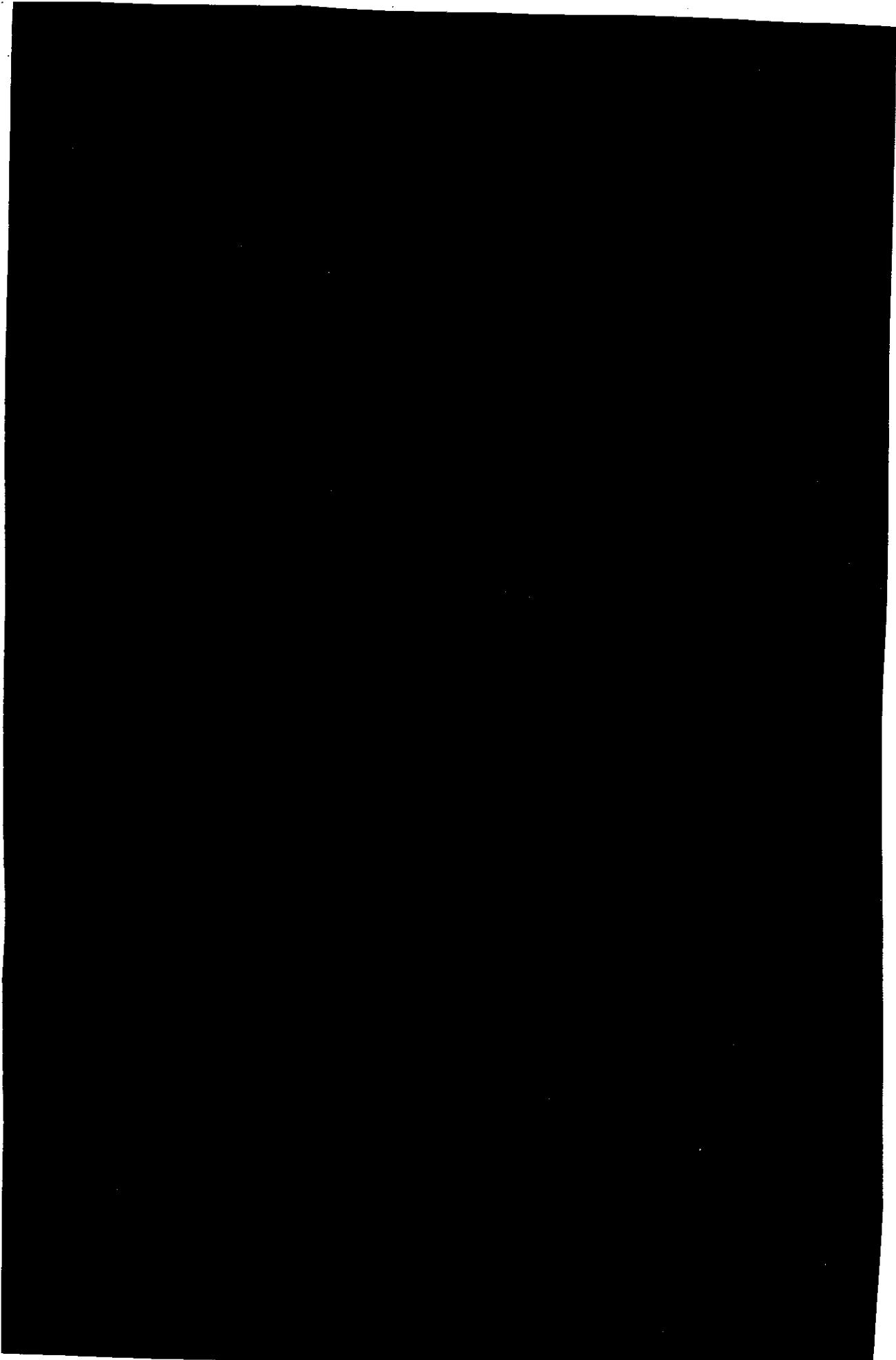
2 二部長説明時資料

- (1) 論点ペーパー
 - 指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について（案）
- (2) 諸外国の秘密保全制度に関する資料
 - 諸外国の秘密保全制度における適性評価手続
 - 諸外国の秘密保全制度における主な罰則

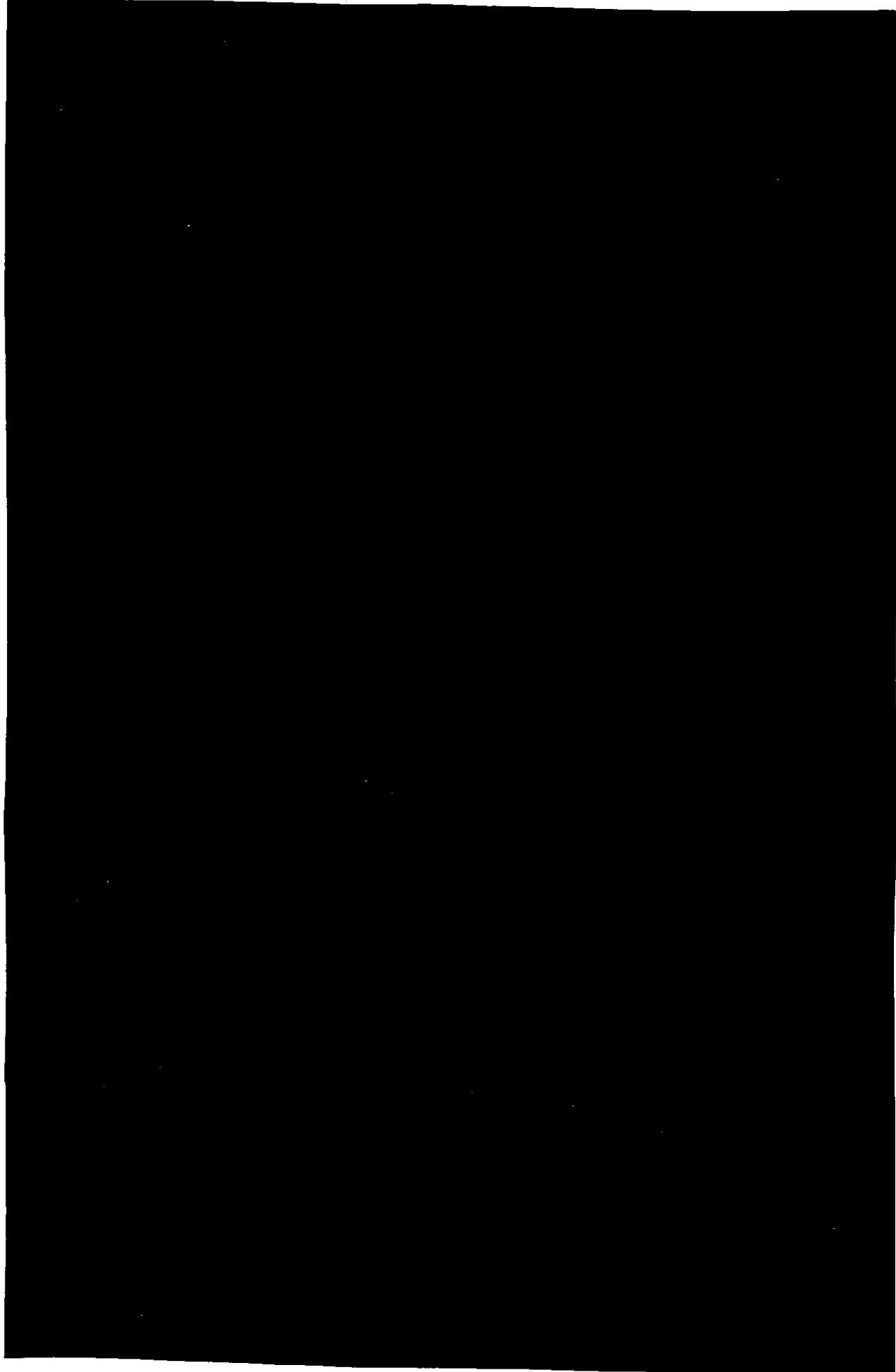
特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）

（※傍線部は今後特に検討を要する部分）

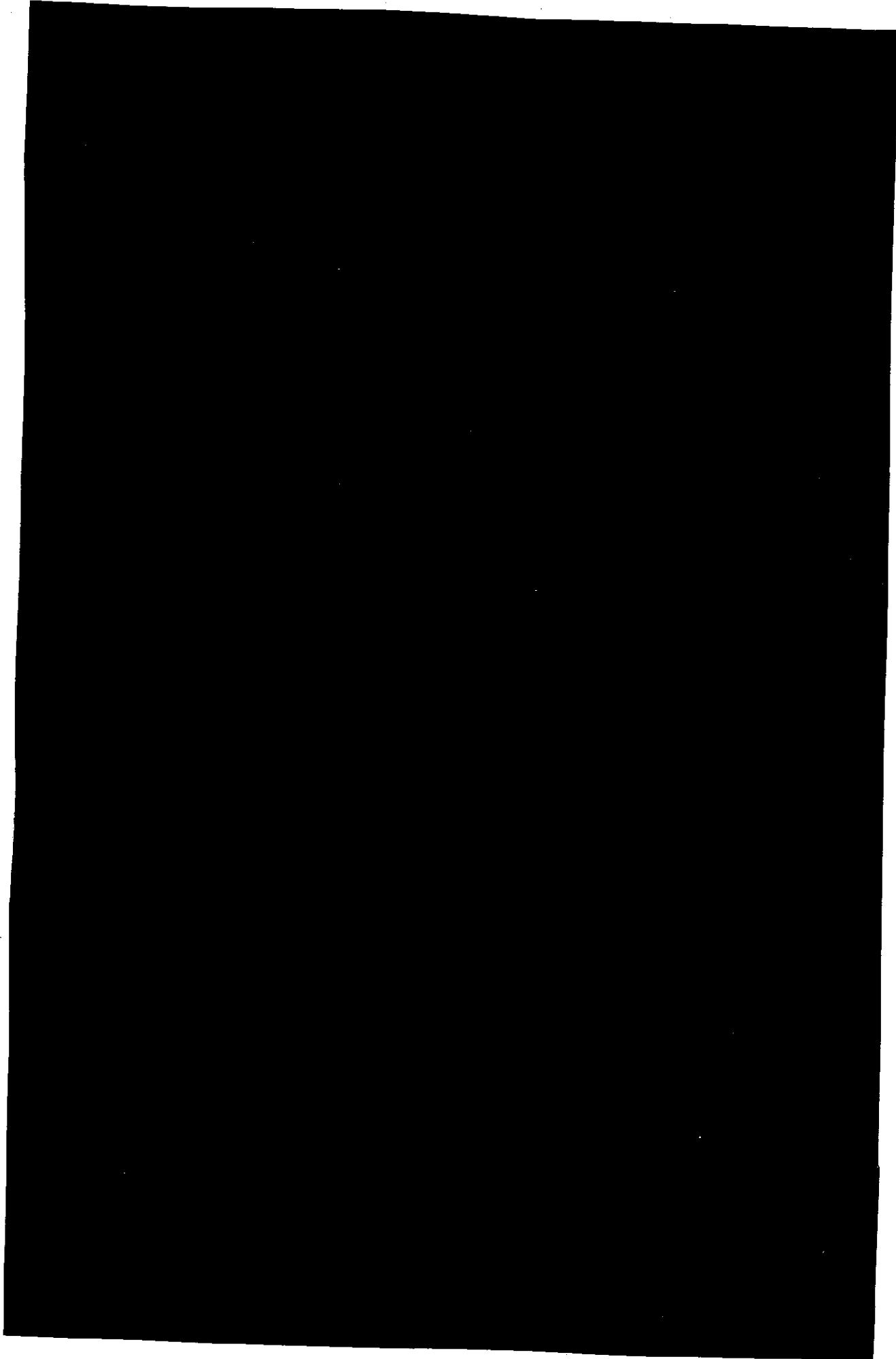
11/12/01



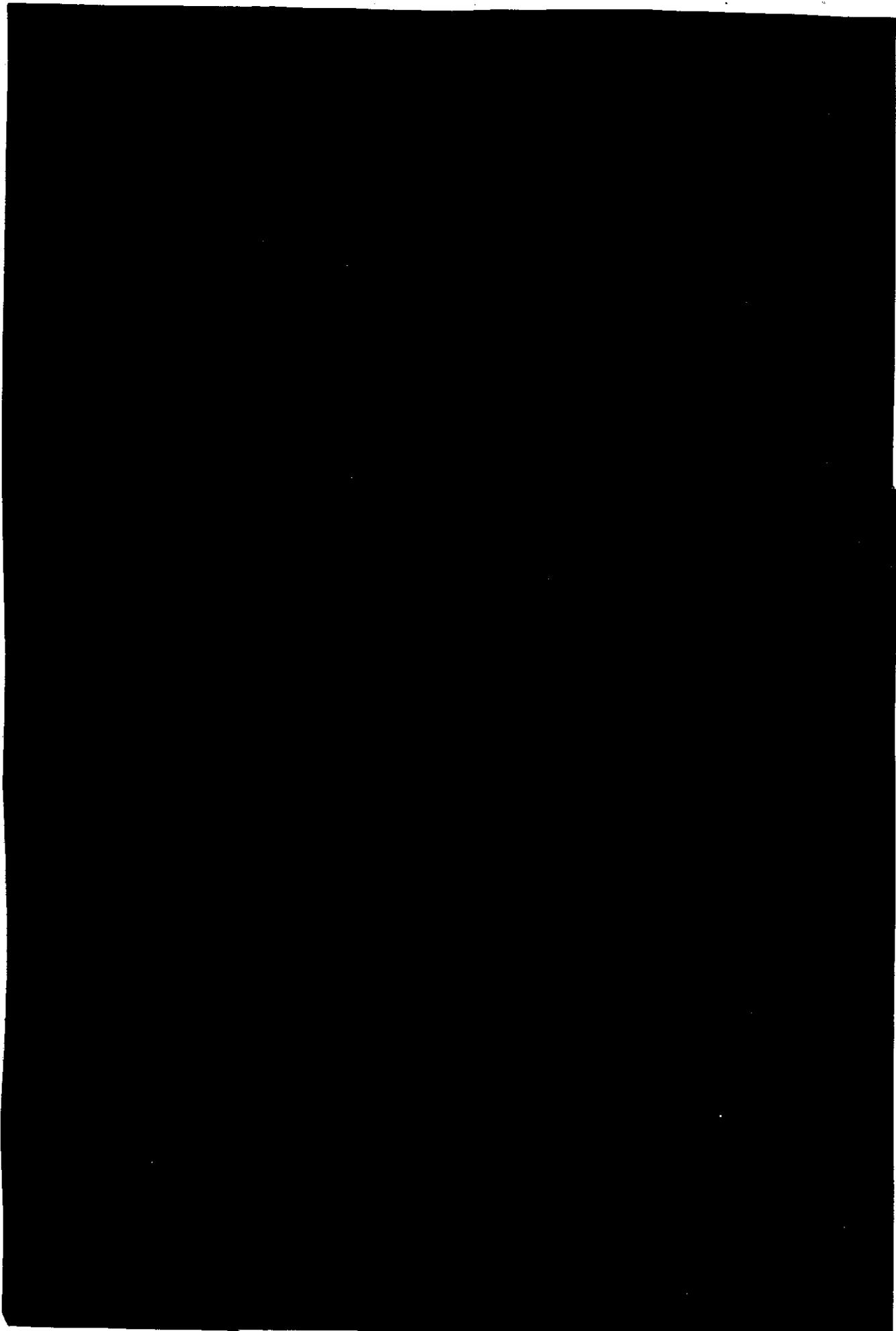
11/12/01



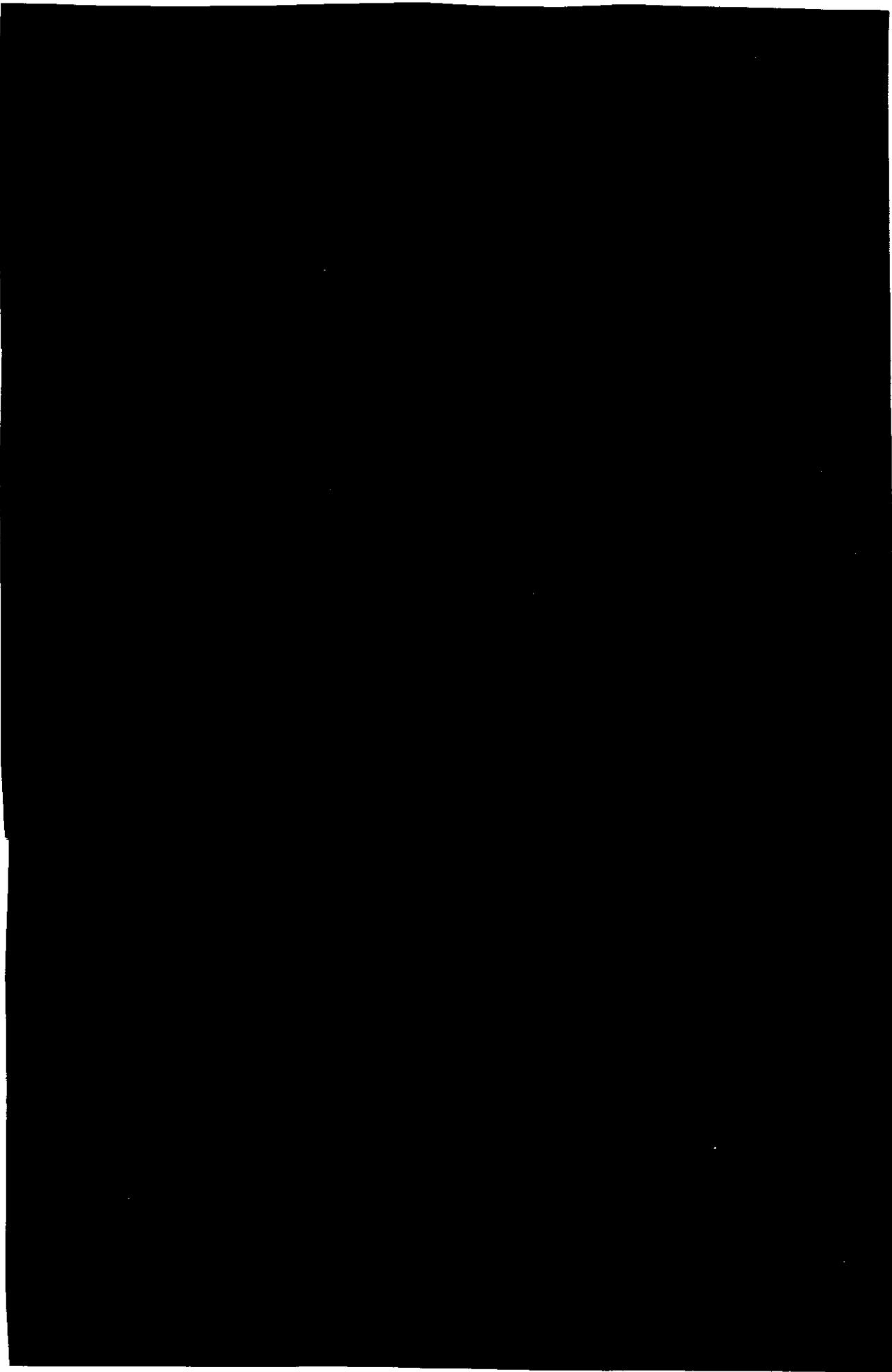
11/12/01



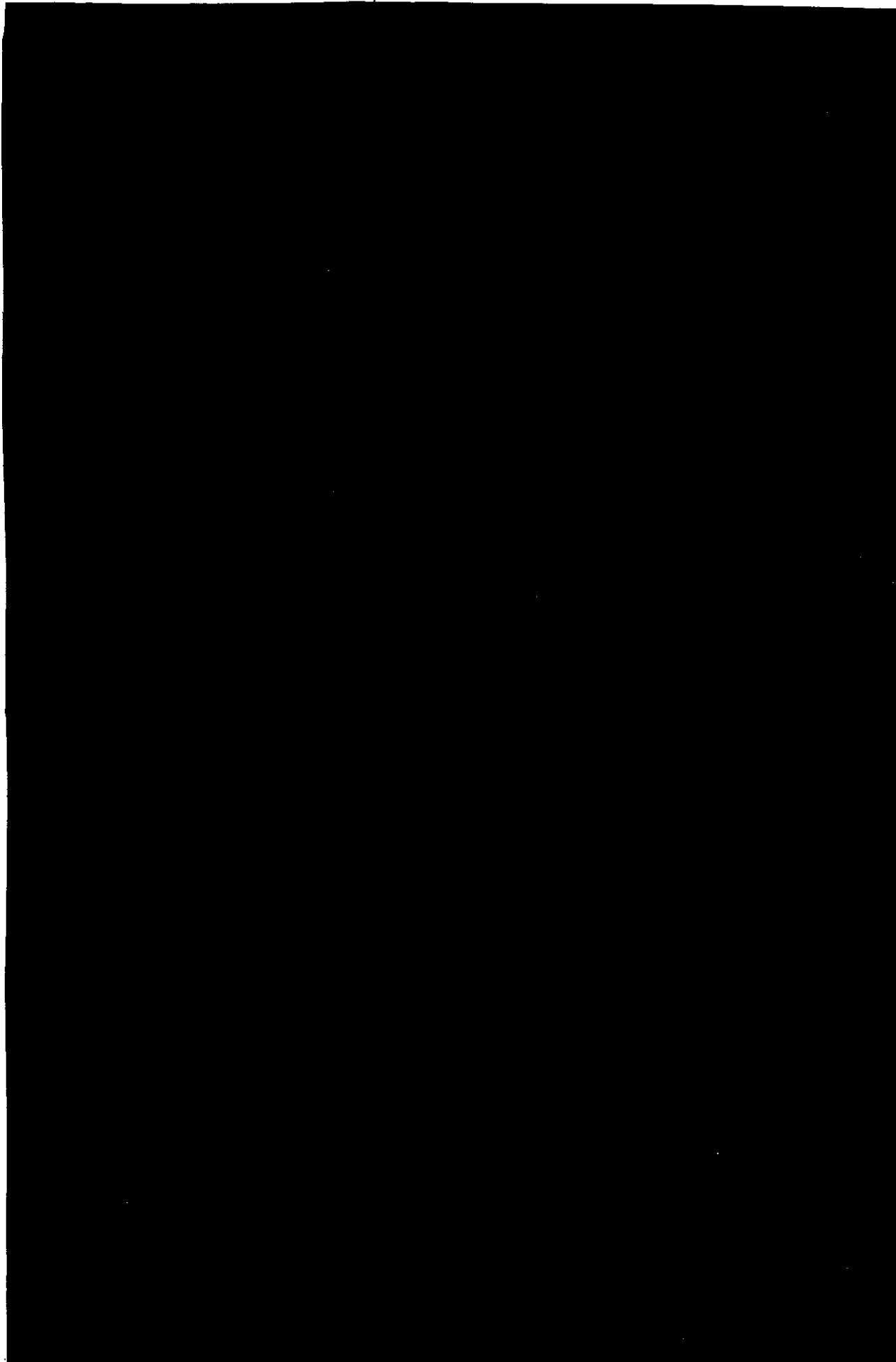
11/12/01



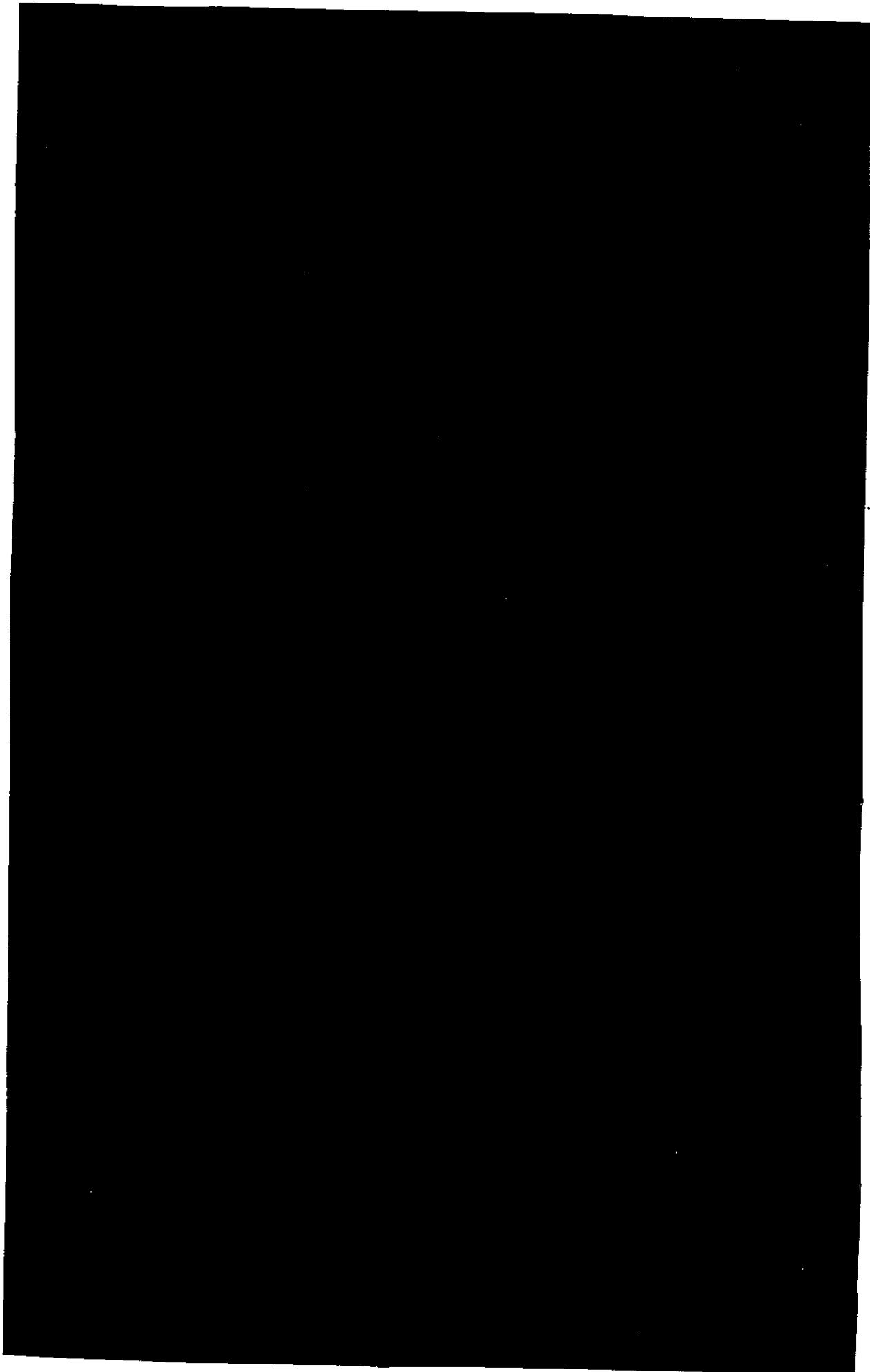
11/12/01



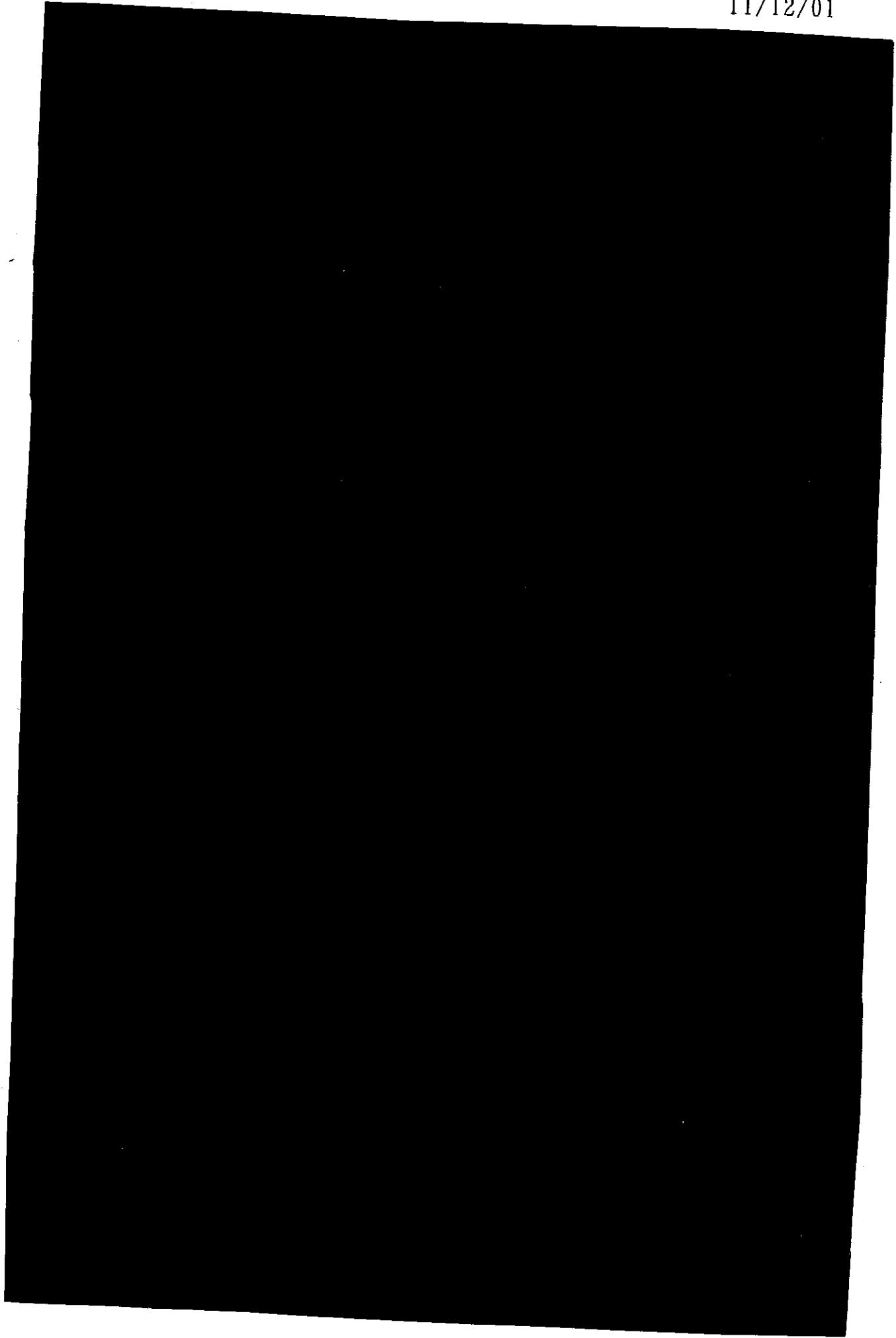
11/12/01



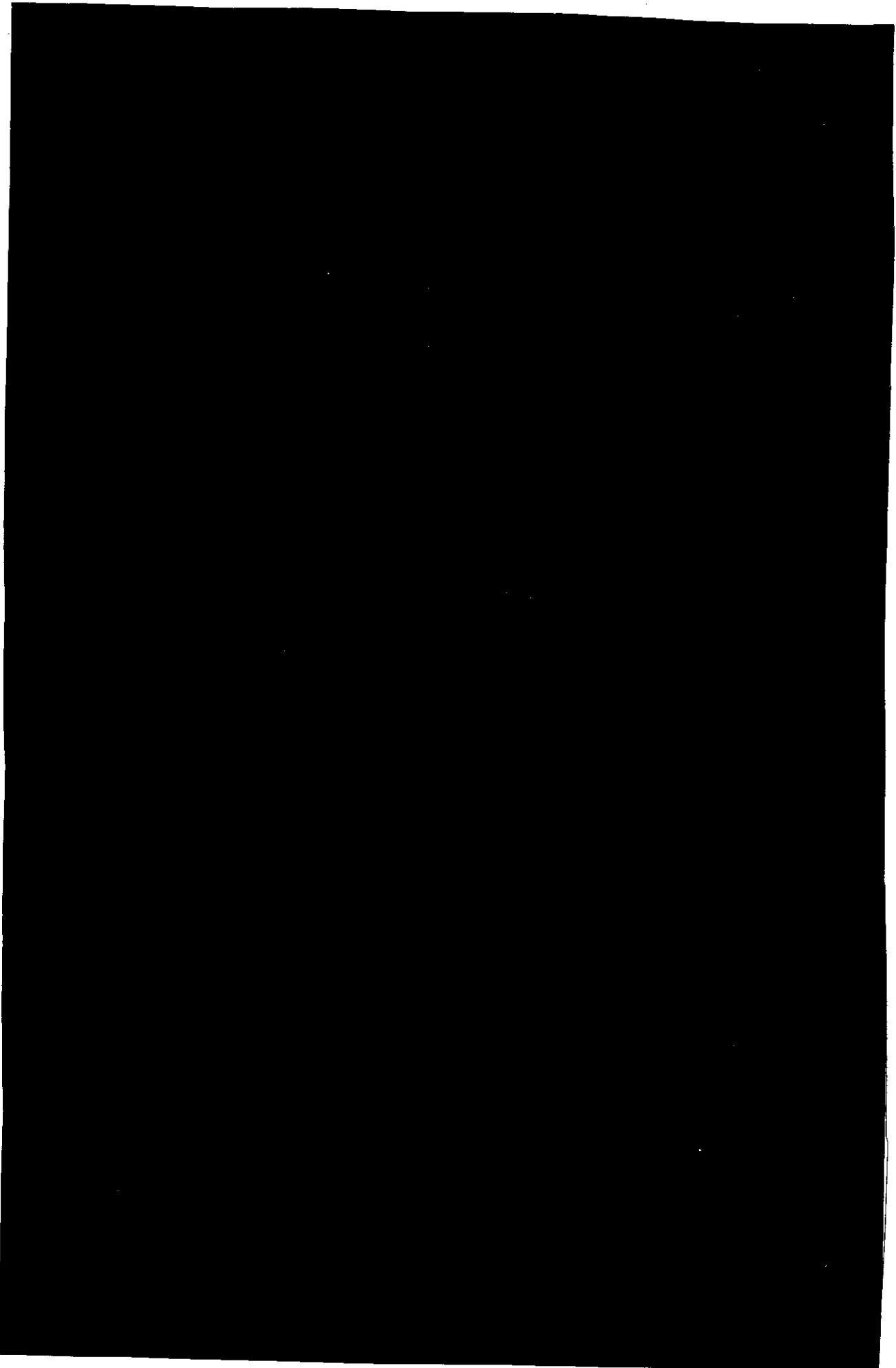
11/12/01



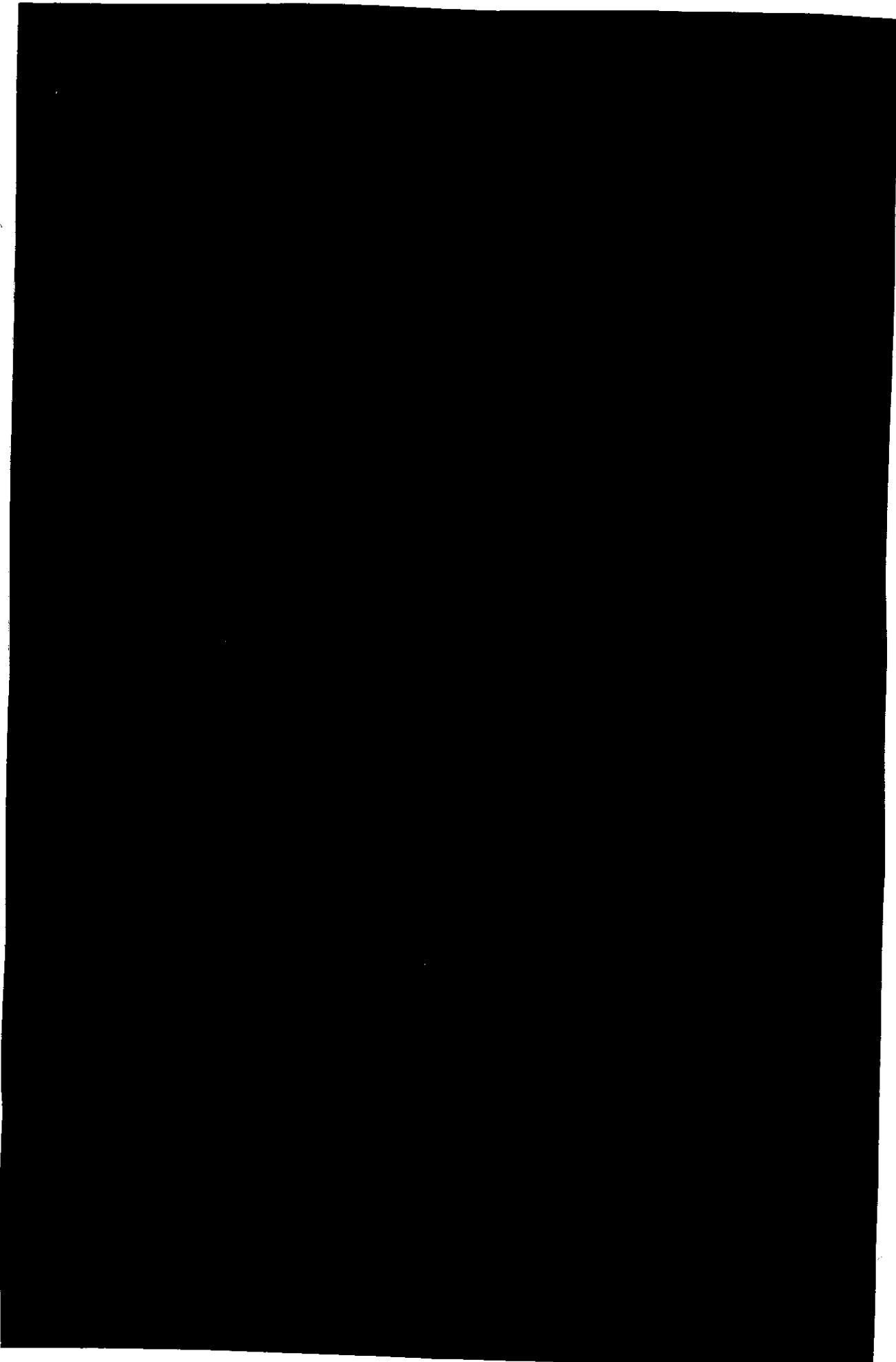
11/12/01



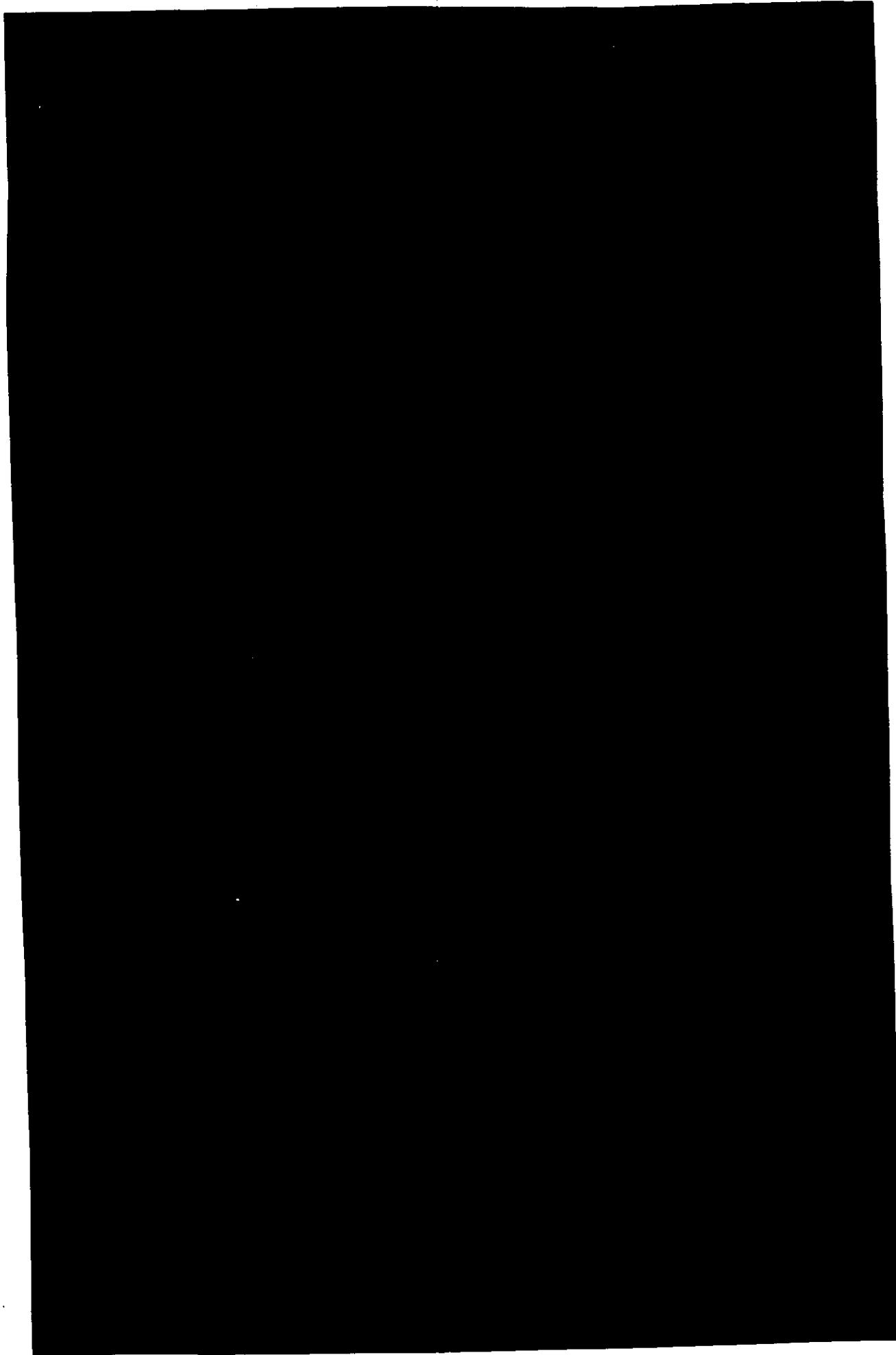
11/12/01



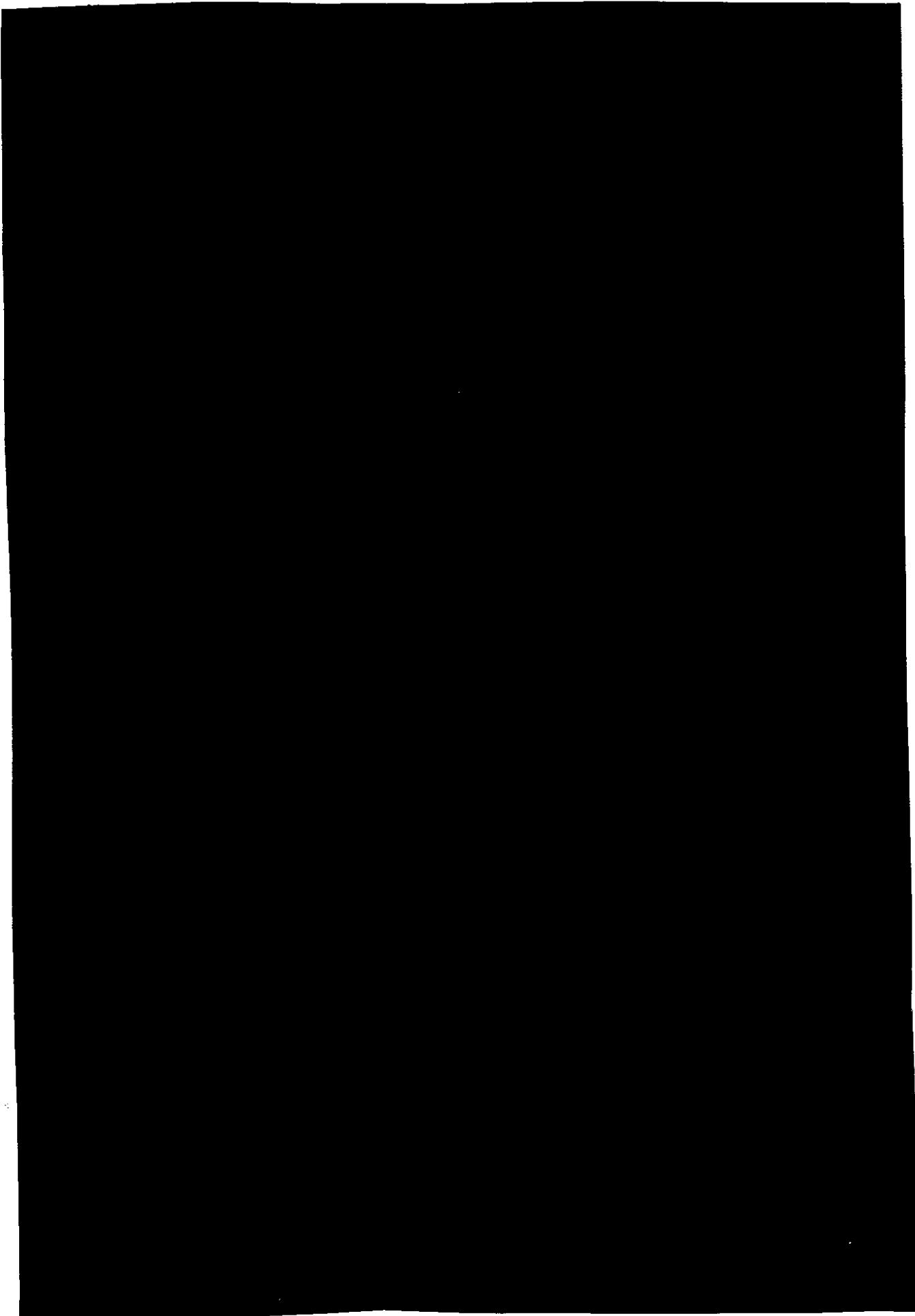
11/12/01



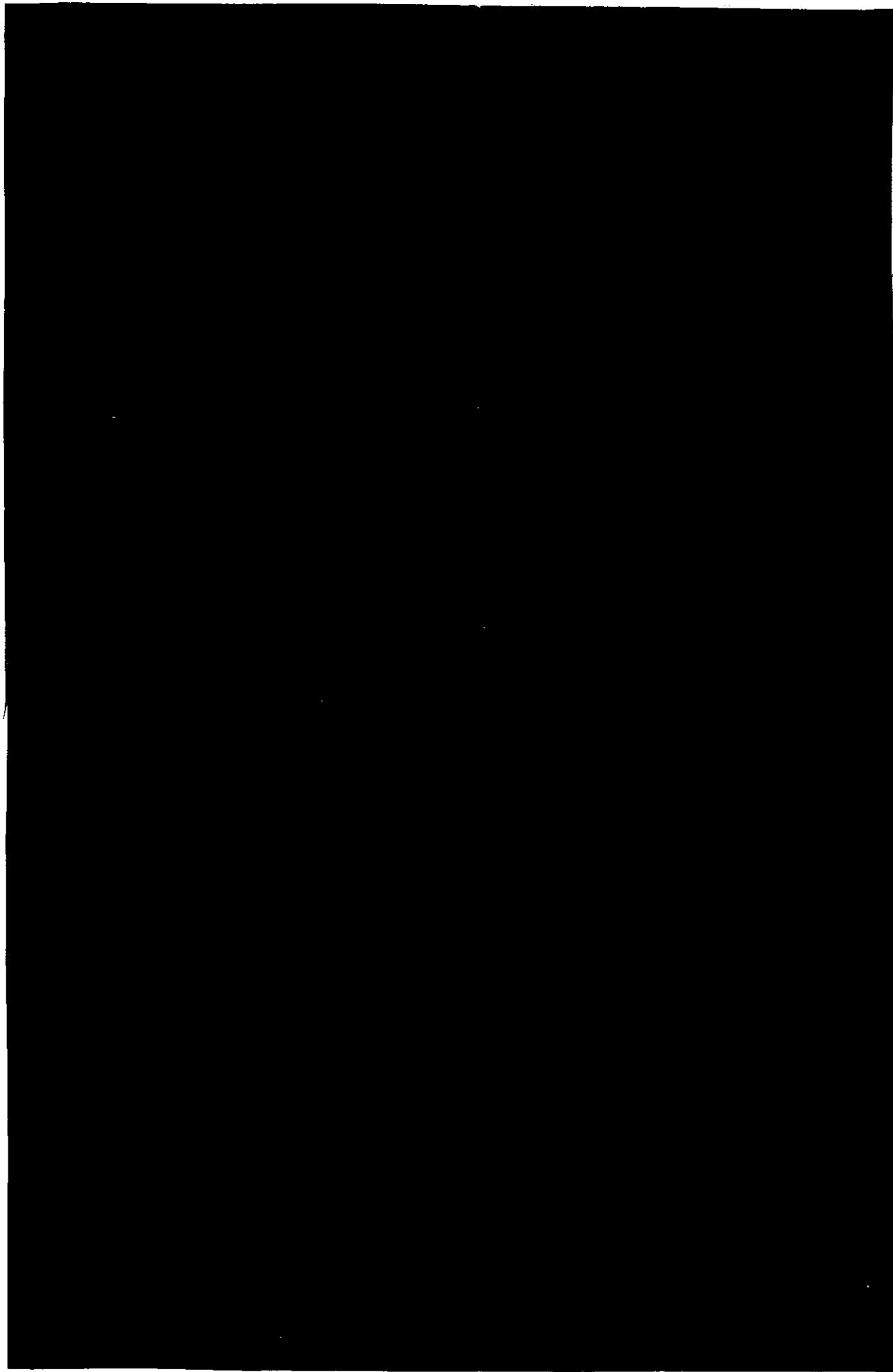
11/12/01



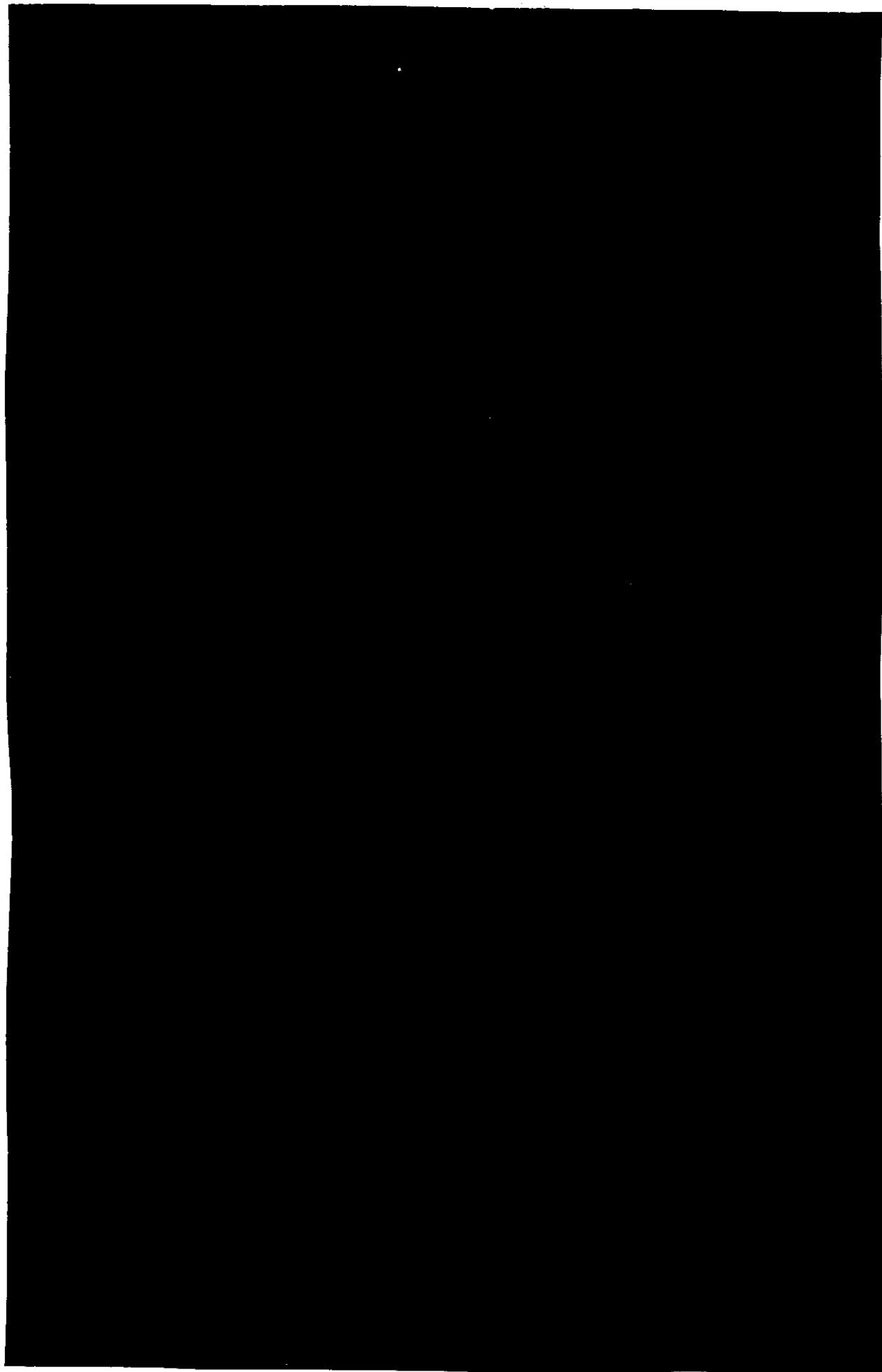
11/12/01



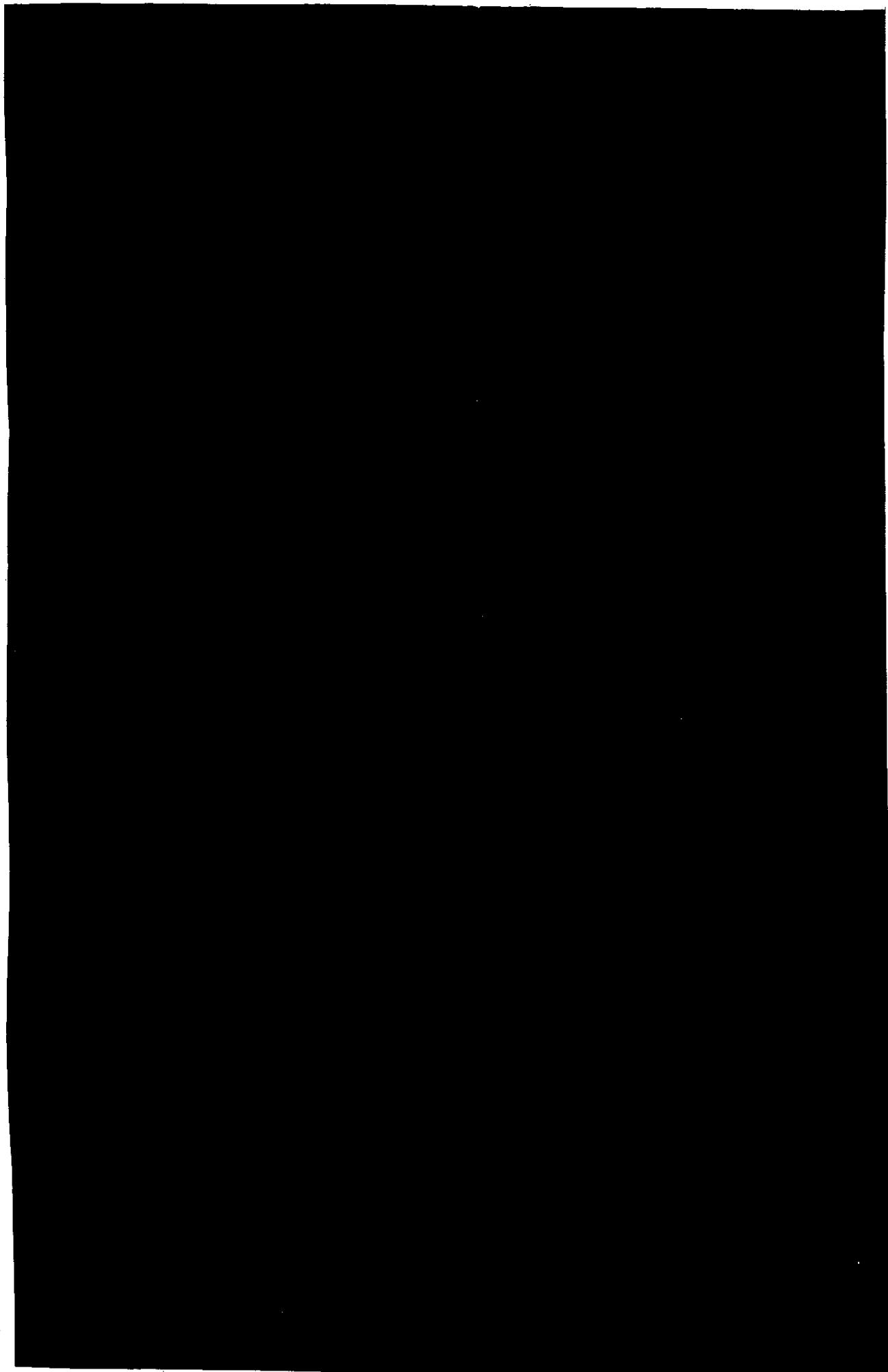
11/12/01



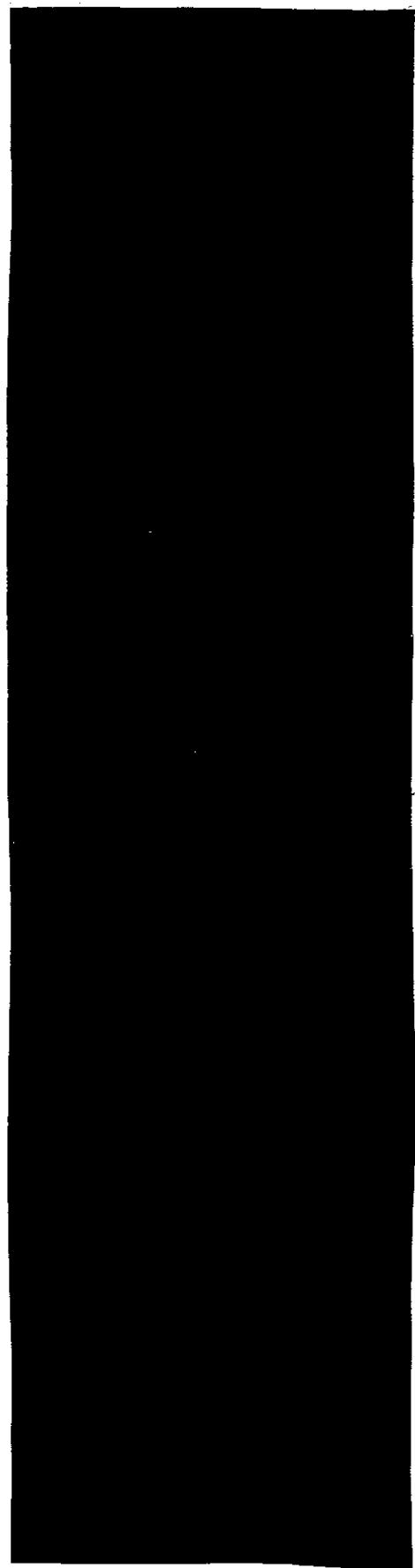
11/12/01



11/12/01



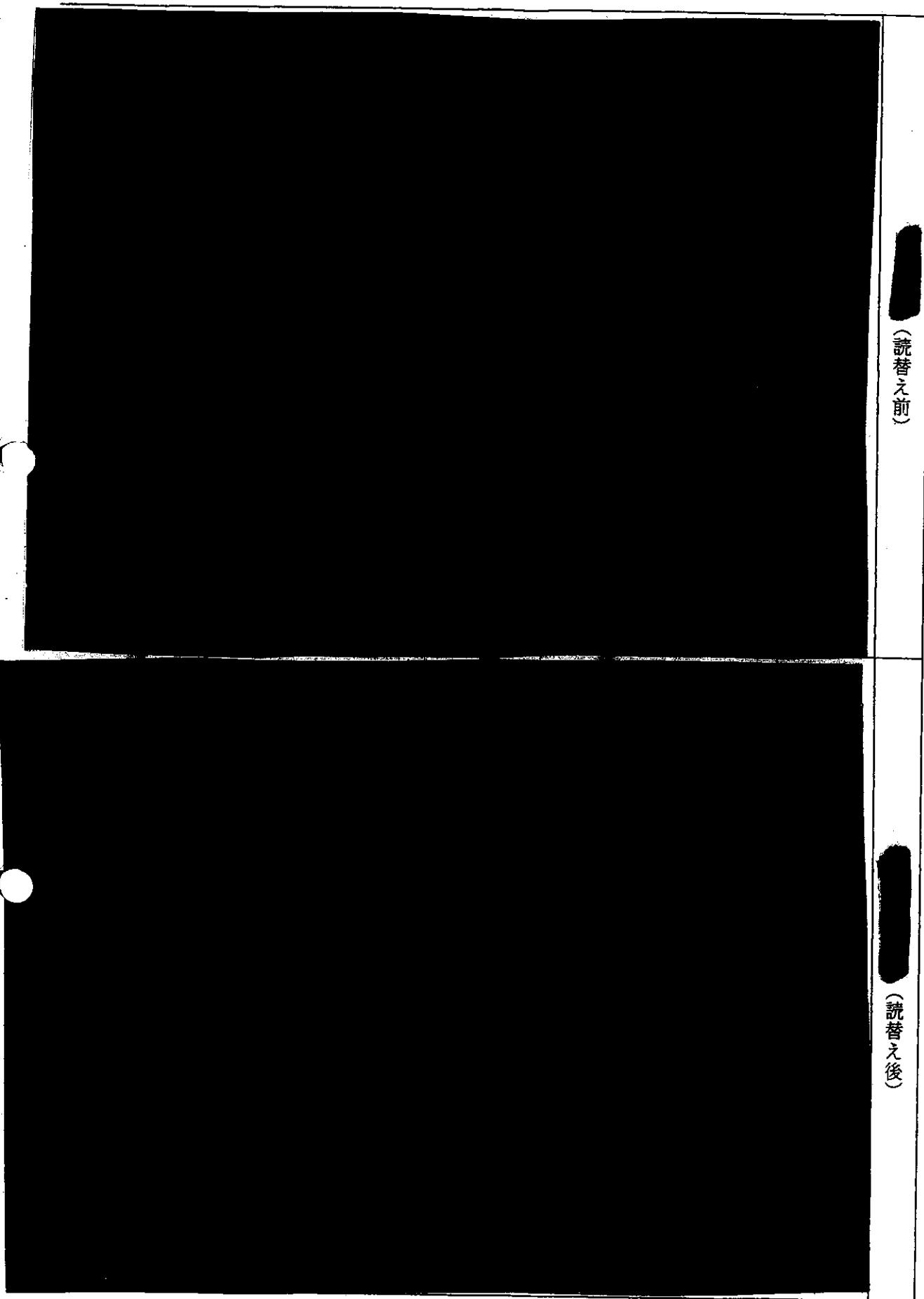
11/12/01

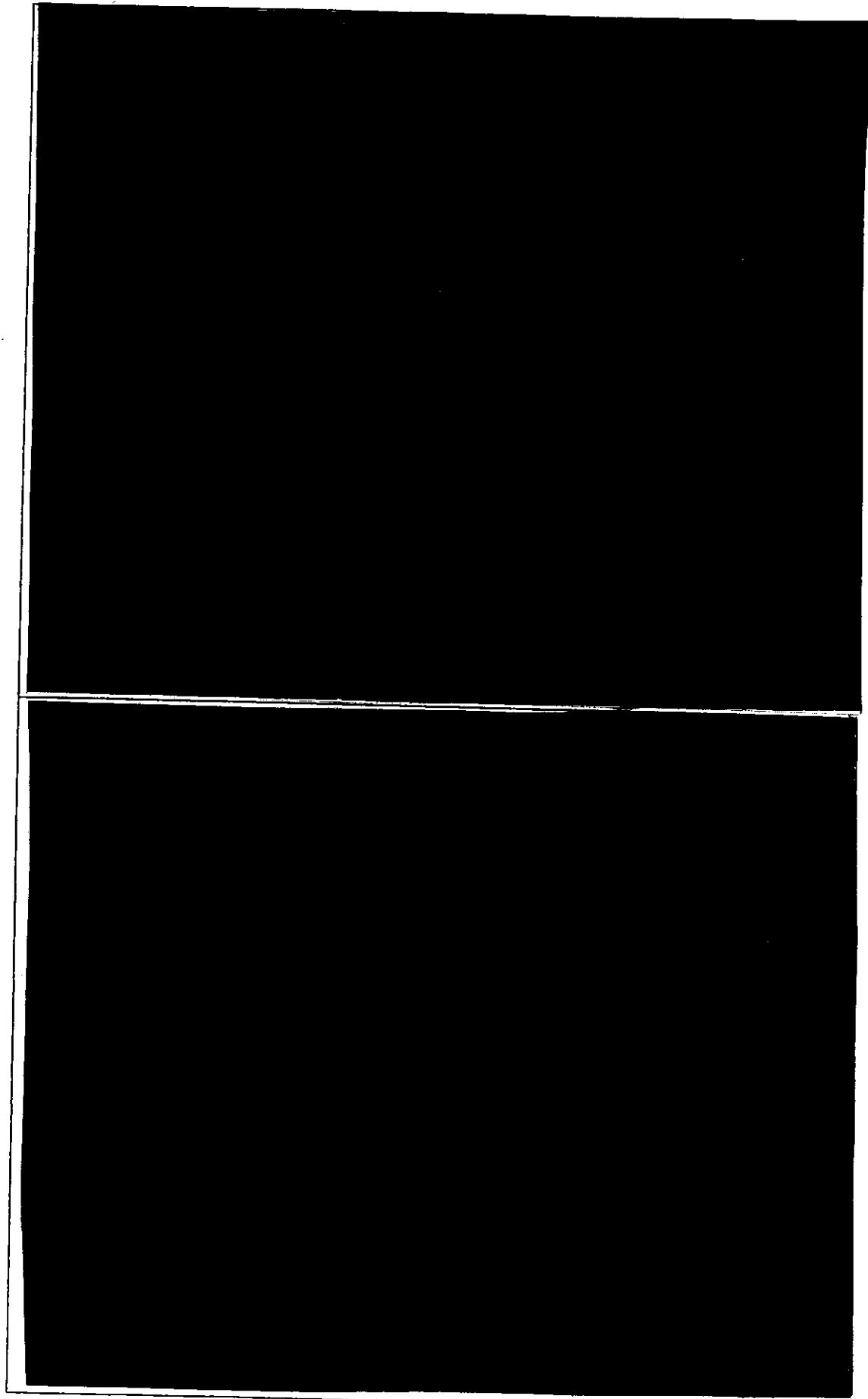


適性評估

(読替え前)

(読替え後)

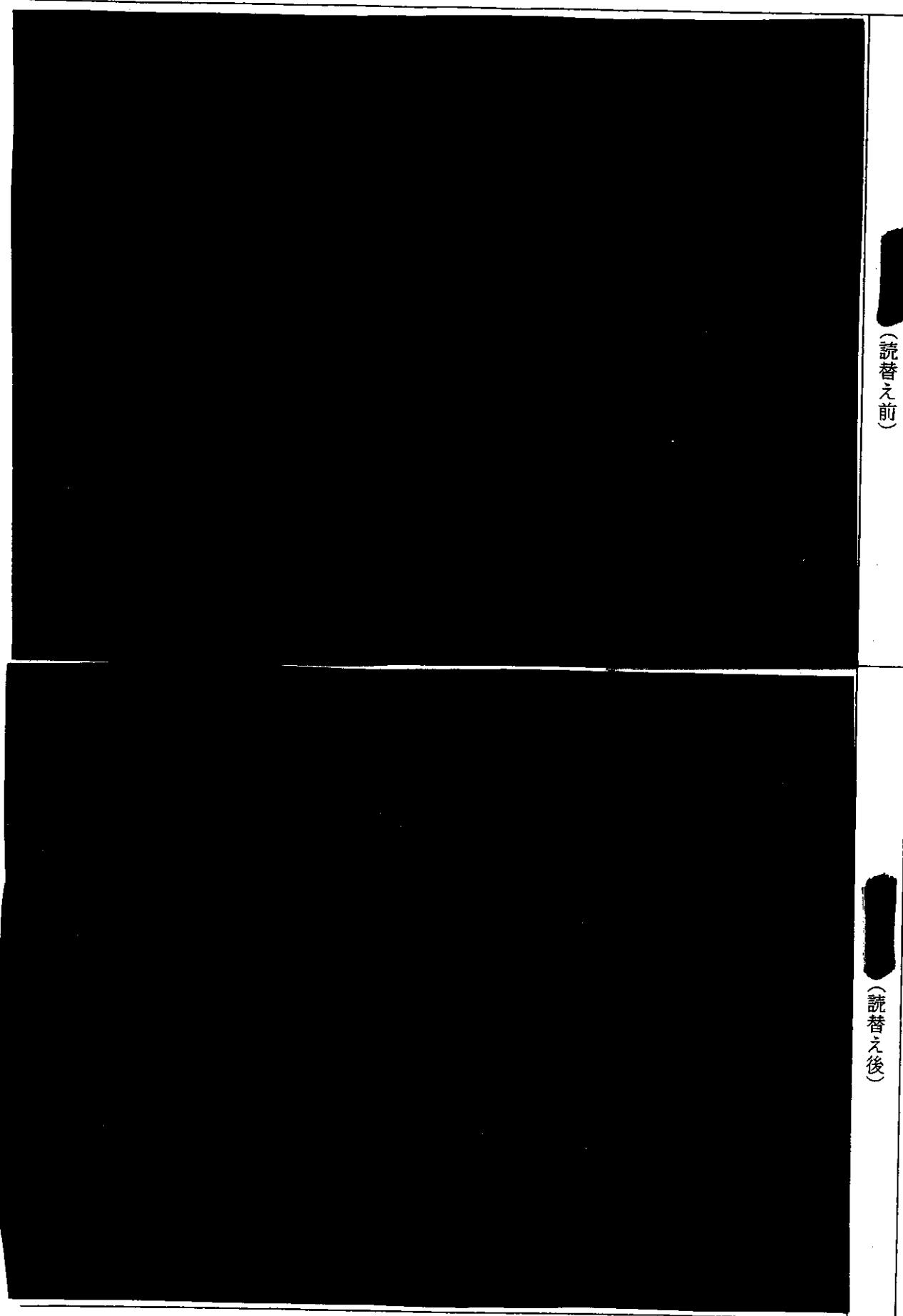


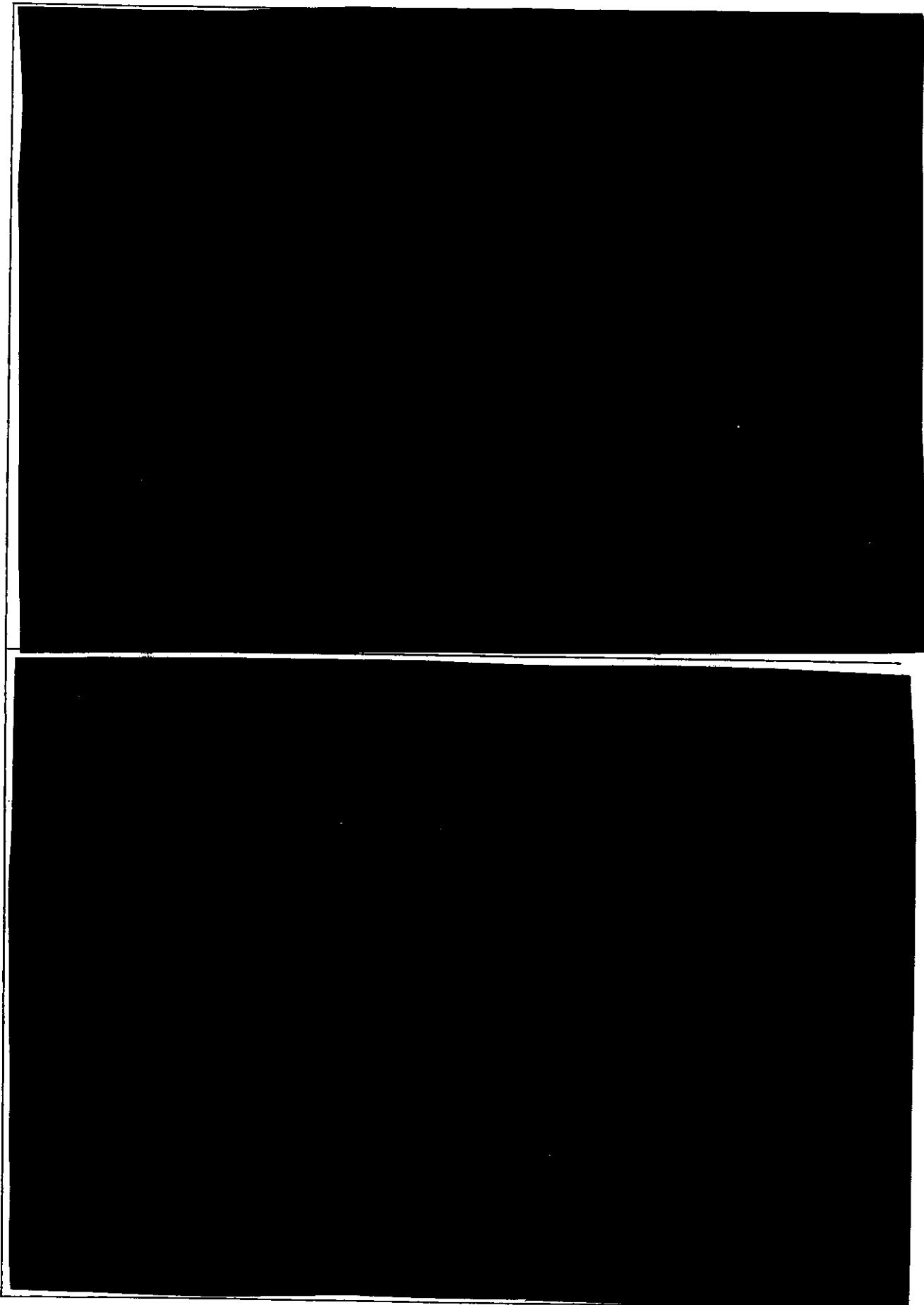


適性評価

(読替え前)

(読替え後)

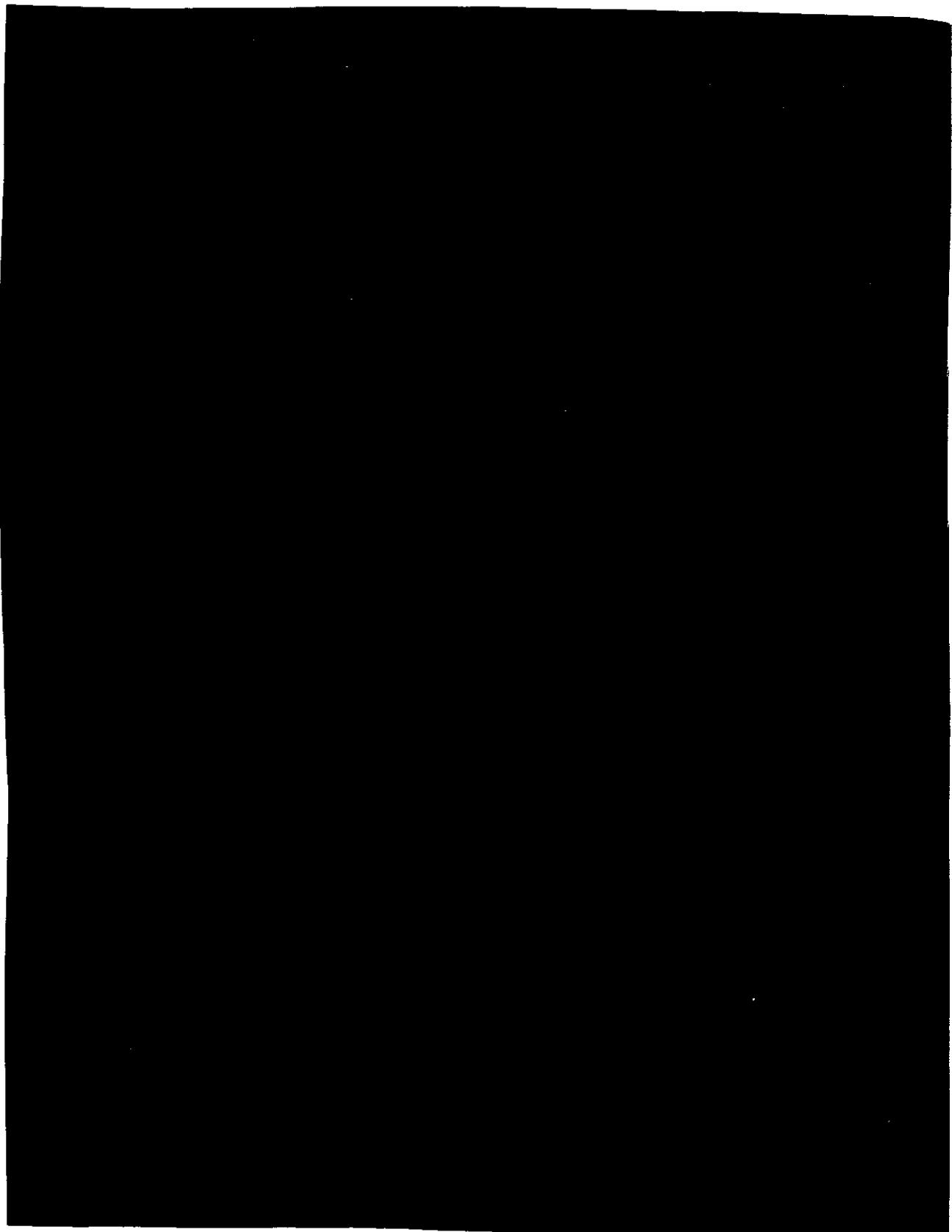




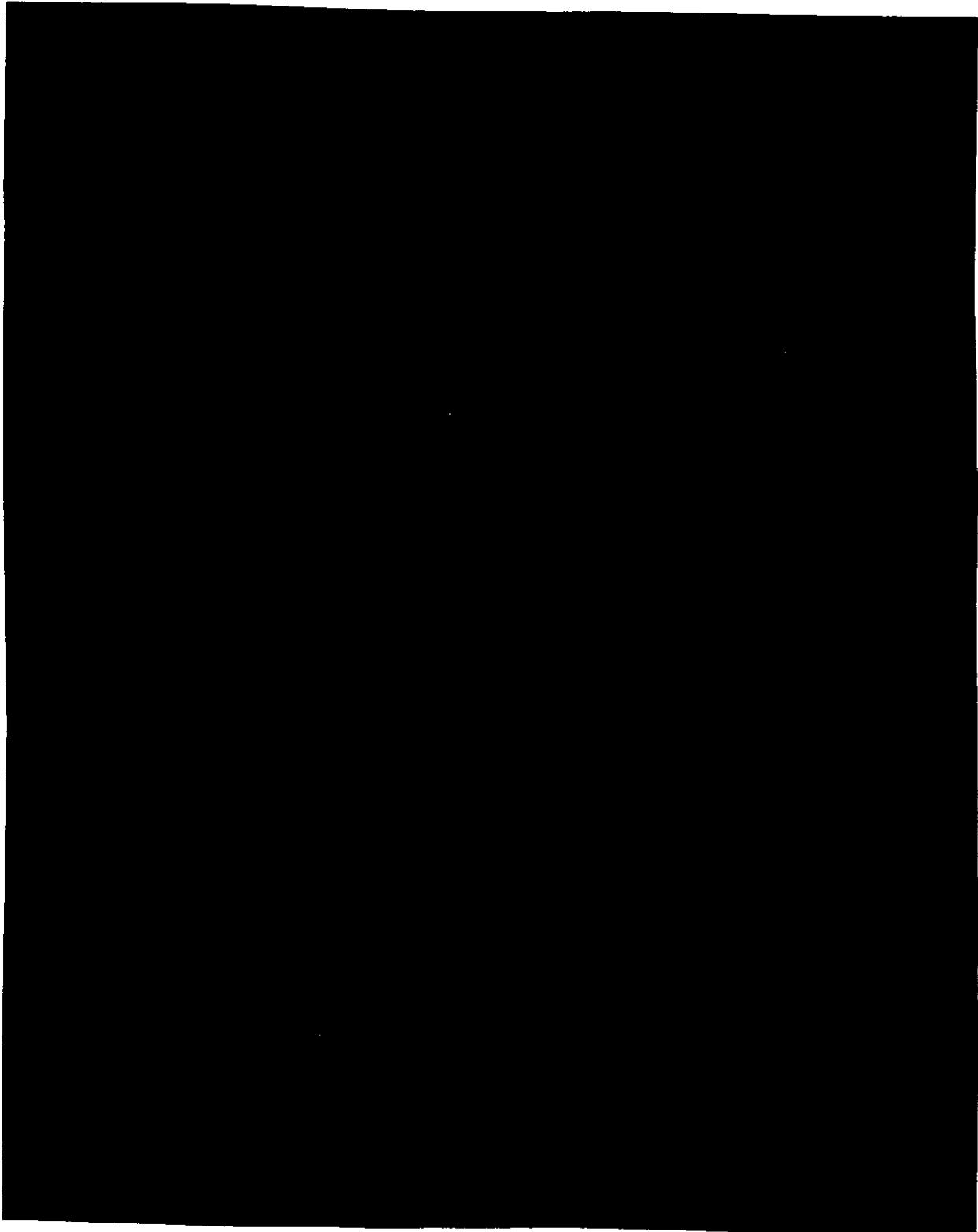
11/12/01 内調内検討済み

平成23年12月 日
内閣情報調査室

指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について（案）



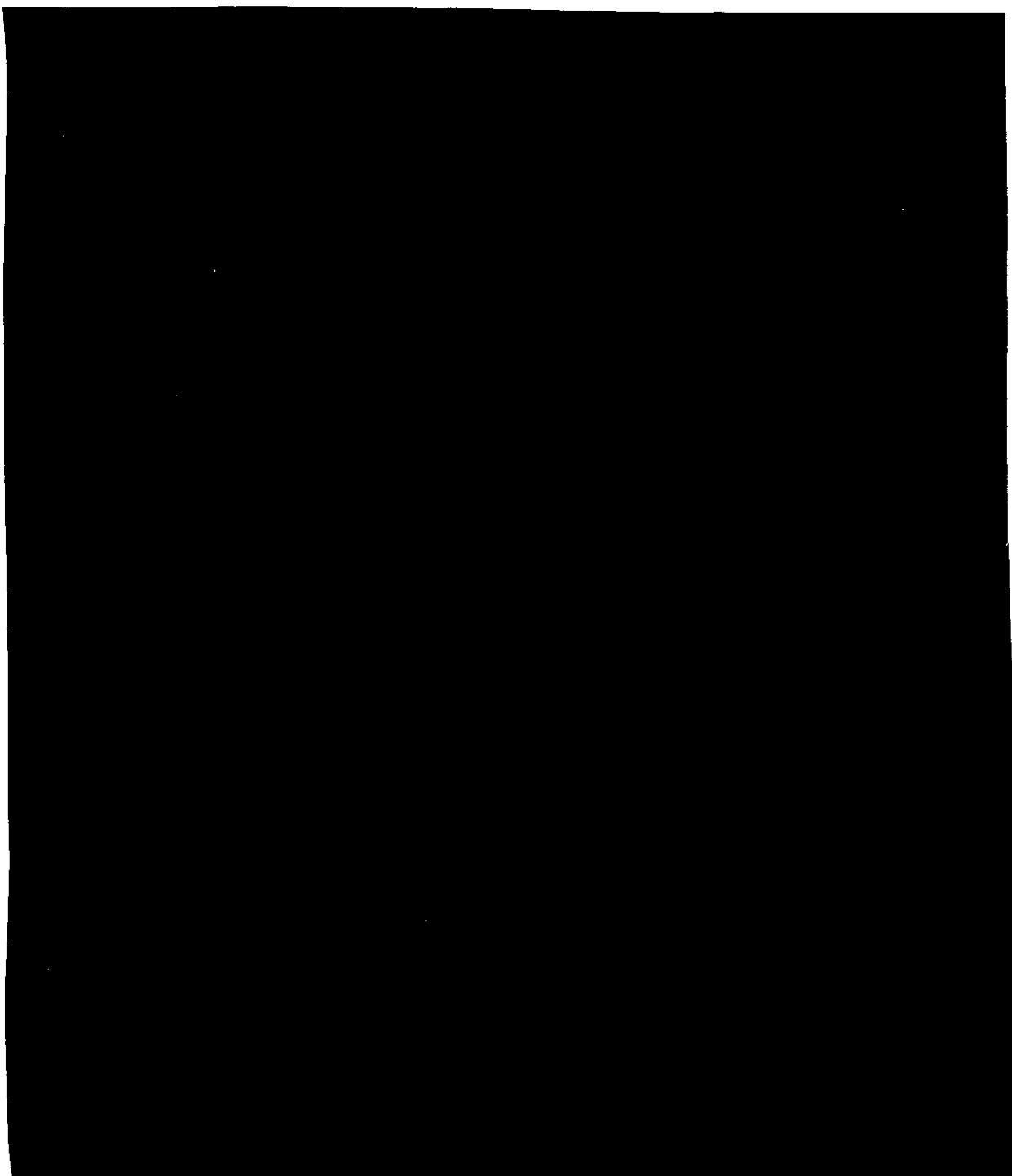
11/12/01 内調内検討済み



*1

*2

11/12/01 内調内検討済み



*3

*4

*5

11/12/01 内調内検討済み



*6

諸外国の秘密保全制度における適性評価手続

根拠	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
対象者	連邦政府の各官庁の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者（本人）	連邦政府の各官庁の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者（本人）	連邦政府の各官庁の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者（本人）	連邦政府の各官庁の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者（本人）
対象外の者	大統領及び副大統領	首相及び大臣（閣外大臣及び政務次官を含む。）	連邦大統領、連邦首相及び連邦大臣の配偶者	大統領、首相及び大臣の配偶者
実施権者	連邦政府の各官庁	連邦政府の各官庁	連邦政府の各官庁	連邦政府の各官庁
有効期間	5年	7年（初回は5年）	10年（5年目に調査票を再提出）	最長5年（その職に在中のみ有効）
調査票の主な記入事項	<input checked="" type="radio"/> 本人に関するもの 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地、身分証明書番号等） 地、社会保障番号、 学歴・職歴・軍歴 暴力的な政府転覆活動・テロリズム・国民の憲法上の権利の行使を目的とする活動、スパイ、破壊工作活動、テロリズムへの関与 暴力的に妨害する違法な活動への関与 外国居住歴 犯罪歴 逮捕歴 信用状態 民事訴訟歴 薬物・アルコールの影響・通院歴 精神の問題に係る通院歴 本人をよく知る者（友人、同僚、上司、近隣者等）の連絡先 過去の適性評価記録			

調査票の 主な 記入事項 (続き)	<input type="radio"/> 配偶者に関するもの（本人が記入）	<input type="radio"/> 配偶者に関するもの（配偶者が記入）
	<ul style="list-style-type: none"> ・人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地、社会保障番号等） ・婚姻及び離婚の期日及び届出地 ・外国居住歴 ・財務状況 ・信用状態等 	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者に関するもの（本人が記入） <ul style="list-style-type: none"> ・人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地等） ・家族・同居人にに関するもの（本人が記入） <ul style="list-style-type: none"> ・人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地等）
同意の取得	<ul style="list-style-type: none"> ・書面の提出により取得する。 ・本人以外の者の同意は取得していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・書面の提出により取得する。 ・本人以外の者の同意は取得している。
プロセス 及び 手法	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が調査票に記入し、提出 ・本人への面接 ・公私の団体への照会 ・本人をよく知る者からの聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が調査票に記入し、提出 ・本人への面接 ・公私の団体への照会 ・本人をよく知る者からの聴取 ・公私の団体への照会 ・本人及び配偶者について、それによく知る者からの聴取
結果の通知 理由の 通知	<ul style="list-style-type: none"> ・本人に通知する。 ・適性を認めない場合、国家安全保障上の利益及び他の法令が許容する限りにおいて包括的かつ詳細に通知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人に通知する。 ・適性を認めない場合は、可能な範囲で通知する。 <p>※ 適性を認めないと判断する場合は、情報源の保護が保証される範囲で、あらかじめその判断の理由となる事実が示される。なお、情報保護上著しい不利益が生じ得る場合には示されないことがある。</p>

注：機密性が最も高い区分の秘密を取り扱う際に必要となる適性評価手続について記載している。

諸外国の秘密保全制度における主な罰則

	アメリカ（合衆国法典）	イギリス（公務秘密法）	ドイツ（刑法）	フランス（刑法）
目的等による加重類型	<ul style="list-style-type: none"> 米国に損害を与える者による、外國を利する意図を有する者による、外國政府への国防情報の漏えい、戦時における、敵への伝達を意図した国防情報の漏えい、 【死刑、無期刑又は有期刑（上限なし）】 	<ul style="list-style-type: none"> 国の治安・利益を損なう目的による、有用な情報の漏えい 【3年以上14年以下の自由刑】 	<ul style="list-style-type: none"> ドイツに不利益を与える、又は外國の勢力に利益を与える目的による、国家機密（※1）の外國勢力への漏えい、 【1年以上の自由刑（犯情の特に重い事案（※2）では、無期又は5年以上の自由刑）】 	<ul style="list-style-type: none"> 国民の基本的利益（※3）に關係する情報の外國勢力への漏えい 【15年以下の自由刑及び罰金】
	<ul style="list-style-type: none"> 米国に損害を与える、又は外國を利する理由を有する者による、不正アクセスにより取得した政府指定の国防・外交上の重要情報の漏えい、 【10年（再犯の場合は20年）以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】 	<ul style="list-style-type: none"> 米国の安全と利益を損ない、又は米国に害をもたらし外國政府を利する目的による、米国・外國政府の暗号等の漏えい、 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】 	<ul style="list-style-type: none"> 「國家機密」とは、限定された範囲の者のみに入手可能で、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して重大な不利益を及ぼす危険を回避するため、外國の勢力に対して秘密にしておかなければならぬ事実、物又は知識をいう。 ※1 「犯情の特に重い事案」とは、原則として、行為者が、①国家機密の保持をその者に特別に義務付ける責任ある地位を濫用したとき、又は②その行為により、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して、特に重大な不利益を及ぼす危険を生じたとき、をいう。 	<ul style="list-style-type: none"> 「国民の基本的利益」とは、國の独立性、領土の一体性、國の安全部、國防及び外交能力、國内外における國民の保護、自然環境とその周辺の状況の調和並びに國の科学・経済力及び文化的遺産の重要な要素をいう。
故意の漏えい	<ul style="list-style-type: none"> 国防情報の漏えい、米国・外國政府の暗号等の漏えい、秘密エージェントを特定する秘密情報をアセスする権限がある者による、当該情報の漏えい、行政機関の職員又は行政機関が過半数の株式を所有する企業の職員による、大統領等が指定した安全保庫に関する秘密情報の外國政府への漏えい、 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】 	<ul style="list-style-type: none"> 防諜・諜報職員による防諜・諜報情報の漏えい、公務員又は政府と契約関係にある者による、①防諜・諜報關係情報、②防衛情報、③國際關係情報、④犯罪を惹起する情報、⑤道信傍受に際する情報の漏えい、 【6月以上5年以下の自由刑（犯情の特に重い事案では、1年以上10年以下の自由刑）】 	<ul style="list-style-type: none"> 身分、職業によつて、又は職務若しくは一時的若しくは恒常的な任務に基づいて、国防上の秘密を所持する者による漏えい 【7年以下の自由刑及び罰金】 	<ul style="list-style-type: none"> 他の者による国防上の秘密の漏えい、 【5年以下の自由刑又は罰金】
		<ul style="list-style-type: none"> 公務員による秘密の漏えい 【5年以下の自由刑】 	<ul style="list-style-type: none"> 公務員による秘密の漏えい、 【2年（略式手続の場合は6月）以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】 	<ul style="list-style-type: none"> 下線部：公務員等の身分要件 網掛部分：国防に関する秘密以外のものを含んでいると考えられる秘密

目的による加重類型	取 得	継掛部分：国防に関する秘密以外のものを含んでいると考えられる秘密	下線部：公務員等の身分要件	網掛部分：取得の手段を特定しているもの
過失犯	<p>・戦時における、敵への伝達を意図した国防情報の収集・記録【死刑、無期刑又は有期刑（上限なし）】</p> <p>・米国に損害を与える者による、国防情報を利する場所等への接近その他の方法による国防情報を取得</p> <p>・米国に損害を与える者による、国防情報を取得</p> <p>・違法に取得された国防情報の取得又は受領</p> <p>・安全保障に関する秘密情報の外國政府による取得又は受領</p> <p>【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>	<p>・國の治安・利益を損なう目的による、敵に有用な情報の取得</p> <p>・國の治安・利益を損なう目的による、禁止区域（※4）への接近、観察、立ち入り、侵入又は付近での滞在</p> <p>【3年以上14年以下の自由刑】</p> <p>※ 4 国が所有する軍事関連施設等</p>	<p>・漏えいするための國家機密の取得【1年以上10年以下の自由刑】</p> <p>・國民の基本的利益に関する情報の外國勢力への漏えい目的での収集【10年以下の自由刑及び罰金】</p>	<p>・国防上の秘密の取得</p> <p>・国防上の秘密として秘密指さざれ区域への無差別者の立入り</p> <p>【5年以下の自由刑及び罰金】</p>
アメリカ（合衆国法典）	<p>イギリス（公務秘密法）</p> <p>・公務員又は政府と契約関係にある者による秘密文書等に関する注意懈怠。【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>	<p>・国家機密を過失により無権限者に漏えいし、ドイツの対外的安全に重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたとき【5年以下の自由刑又は罰金】</p> <p>・公務、職務上の地位又は官庁の委託により入手可能であつた國家機密を、無権限者に軽率に取得させ、ドイツの対外的安全に重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたとき【3年以下の自由刑又は罰金】</p> <p>・公務員が、過失による秘密の漏えいによって重要な公共利益を危くしたとき【1年以下の自由刑又は罰金】</p>	<p>・身分、職業によつて、又は職務若しくは一時的若しくは恒常的な任務に基づいて、国防上の秘密を所持する者による過失の漏えい【3年以下の自由刑及び罰金】</p>	<p>・フランス（刑法）</p>

補佐級説明会(11月4日)に対する再質問について

送信日時: 2011年12月1日 16:16

宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

添付ファイル: 231201 刑事手続上の特別秘密の取扱いに関する再~1.jtd (23 KB)

内調

様

大変お世話になっております。

警察庁の[REDACTED]です。

標記について、添付のとおりお送り致します。

お忙しいところ、大変恐縮ですが、よろしくお願ひ致します。

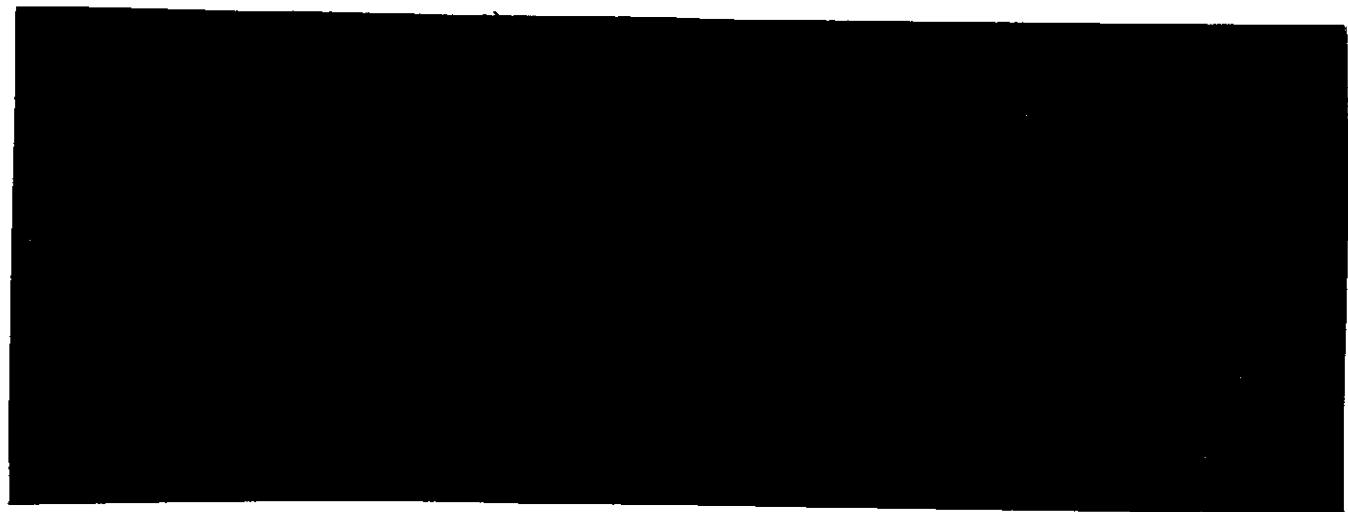
[REDACTED] 拝

内閣情報調査室担当官 殿

事務連絡
平成23年12月1日
警察庁

補佐級説明会（11月4日）に対する再質問について
みだしの件について、内閣情報調査室からの11月22日付け回答に対し、下記のとおり
再質問を提出致しますので、よろしくお取り計らい願います。

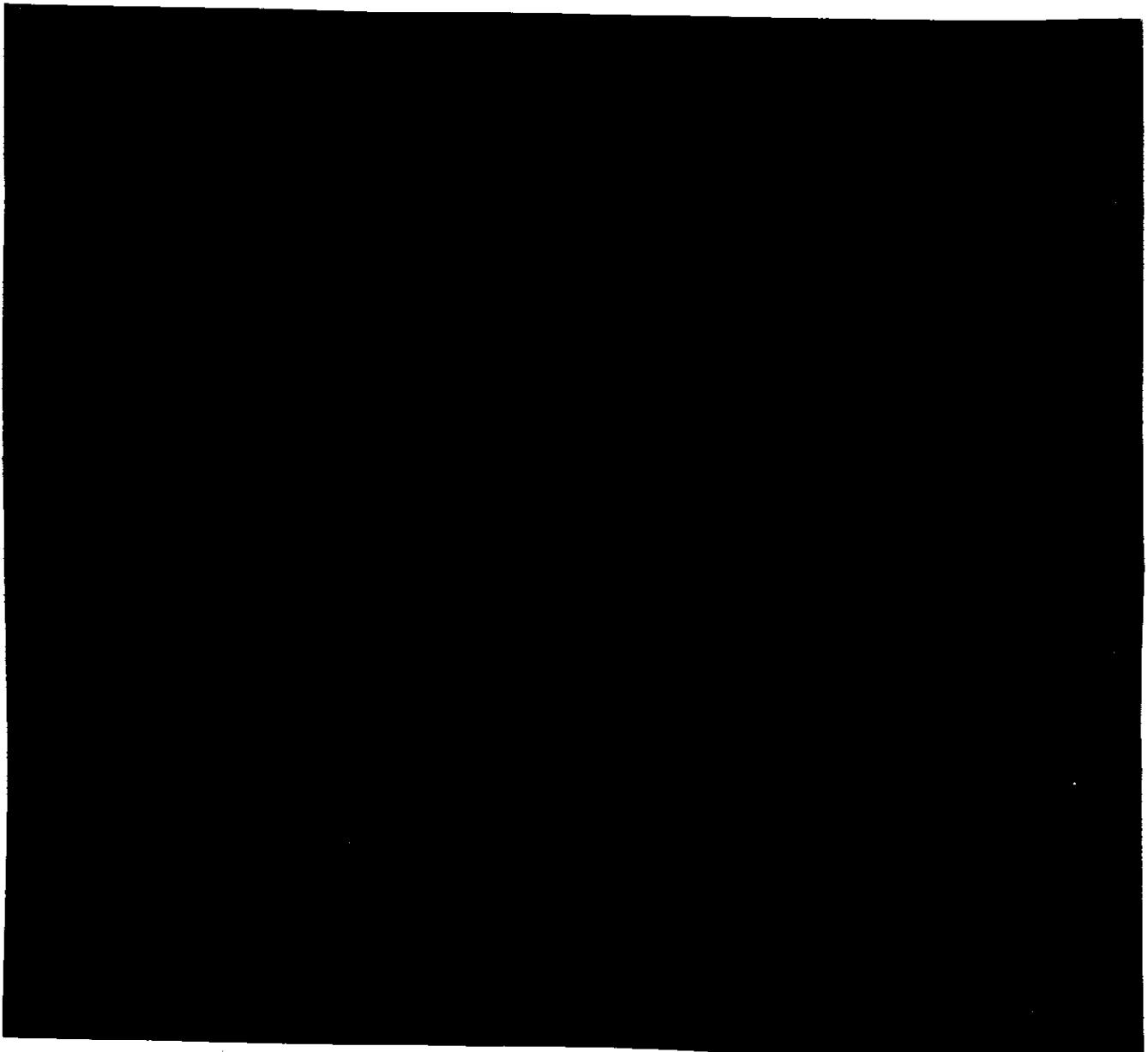
記



特別秘密の保護に関する法律案（仮称）の概要（案）

我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿を要するものを特別秘密として保護するため、行政機関における特別秘密の指定、特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施等の特別秘密の管理に関する措置、特別秘密の漏えいに対する罰則等について定める。

第1 骨子



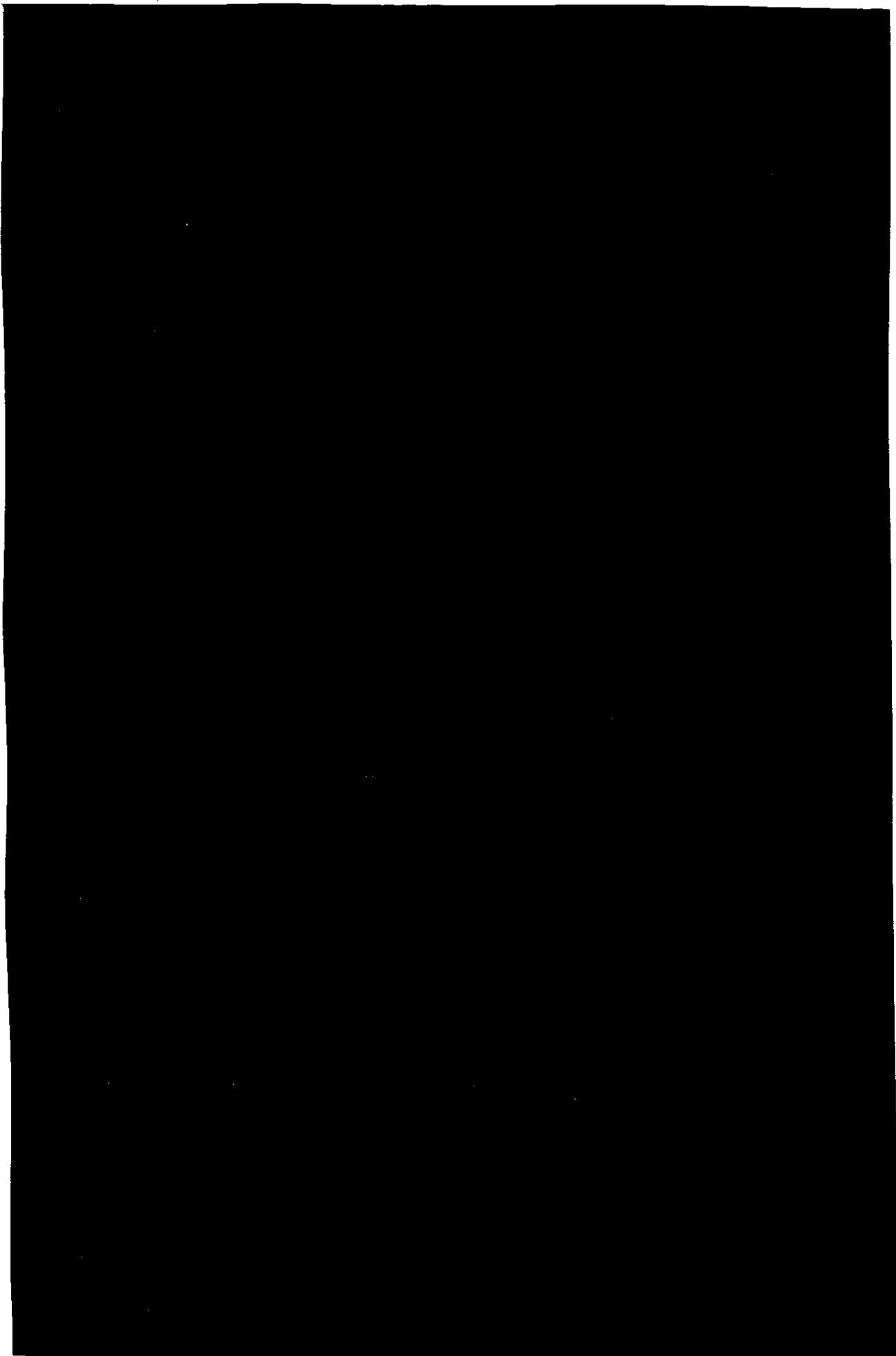
第2 留意事項



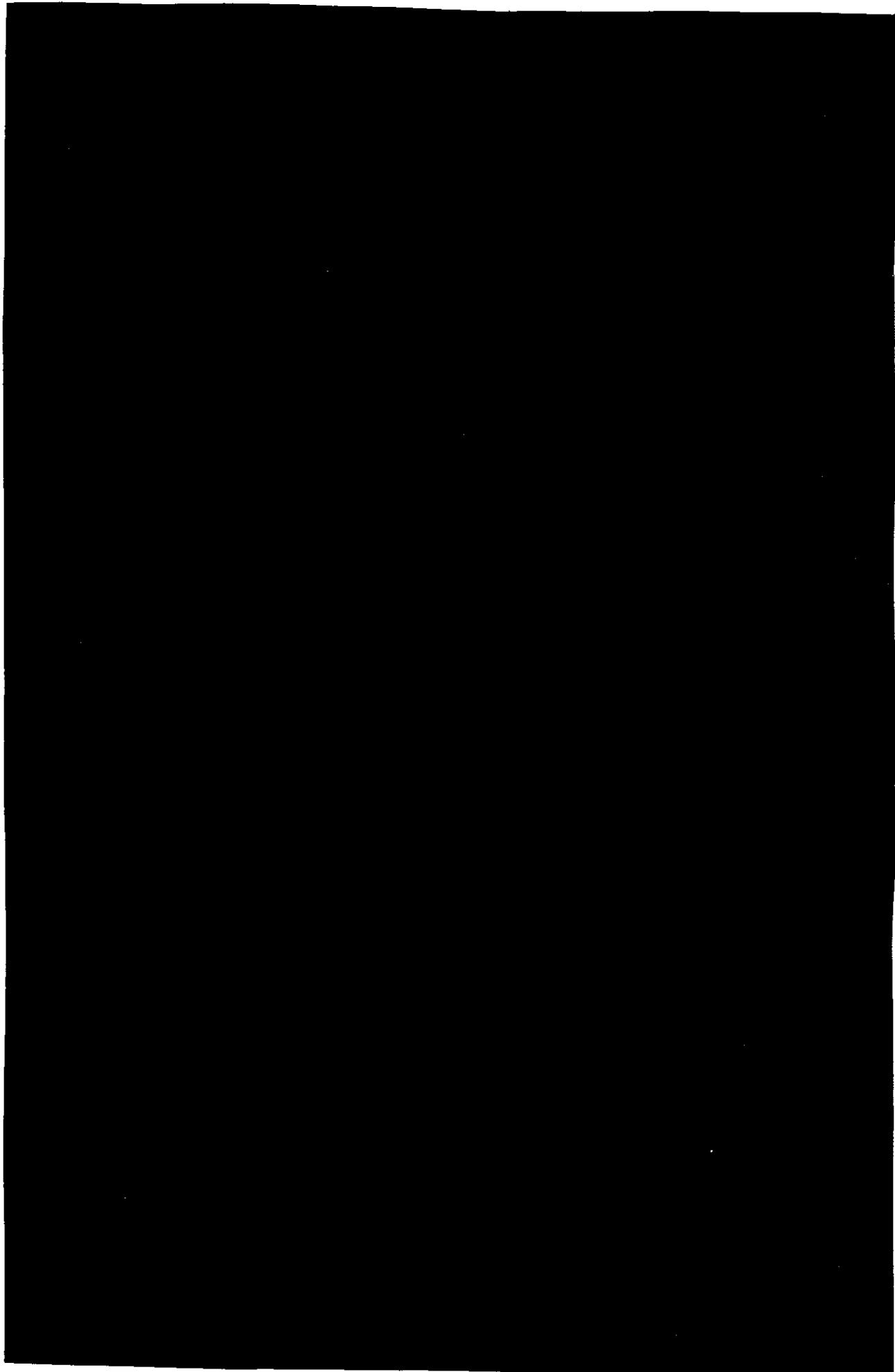
特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）

（※傍線部は今後特に検討を要する部分）

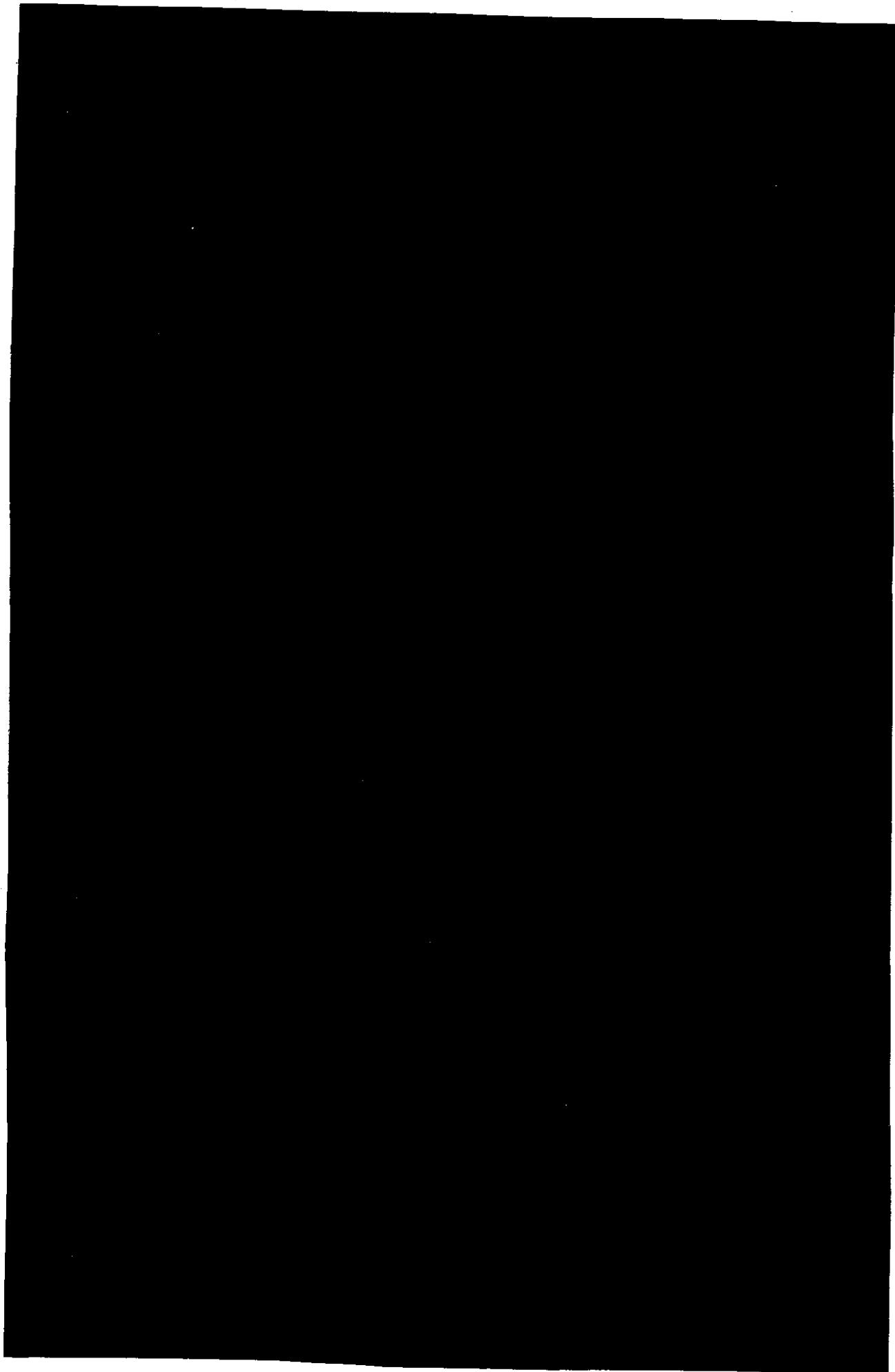
11/12/02



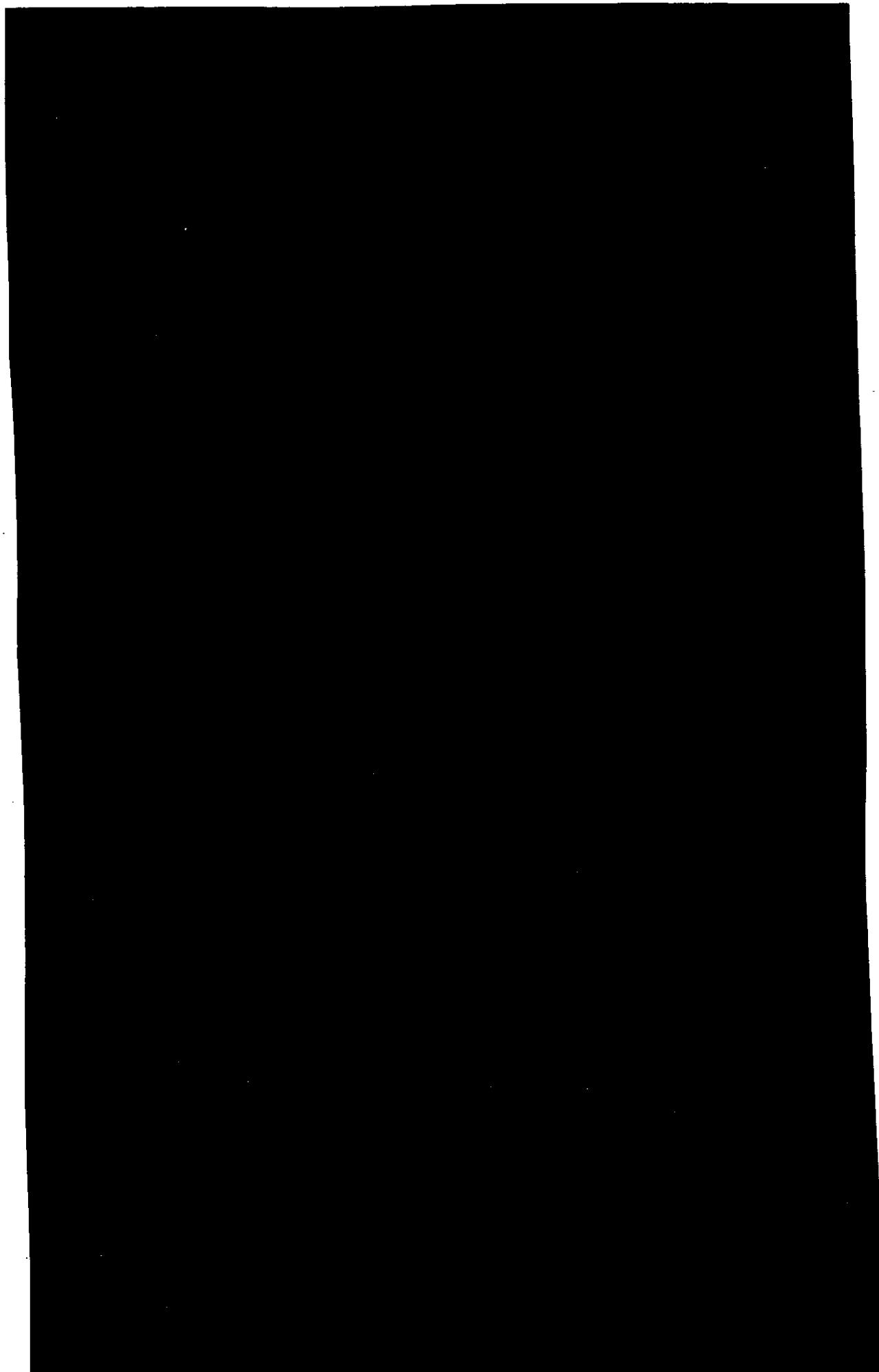
11/12/02



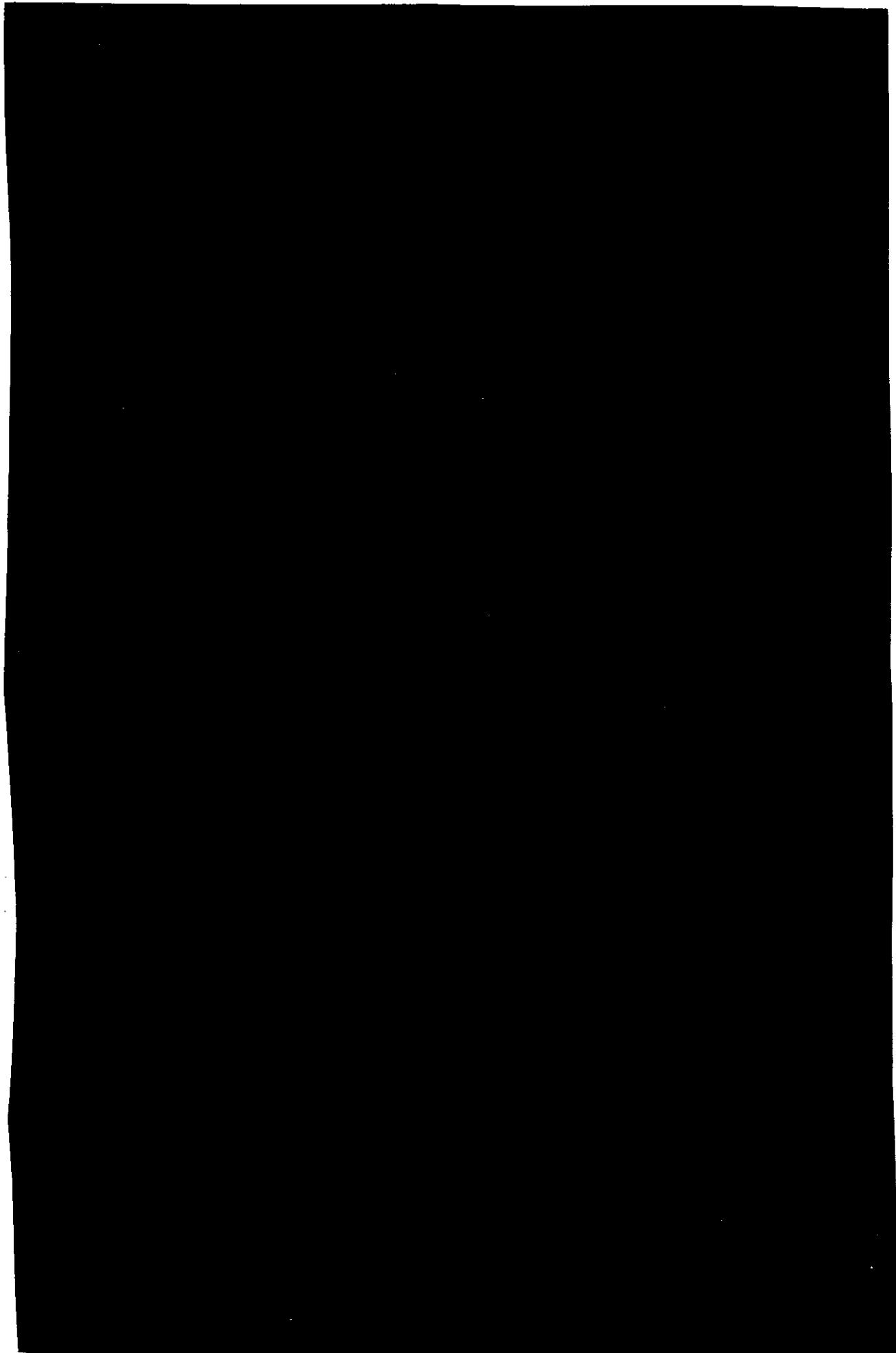
11/12/02



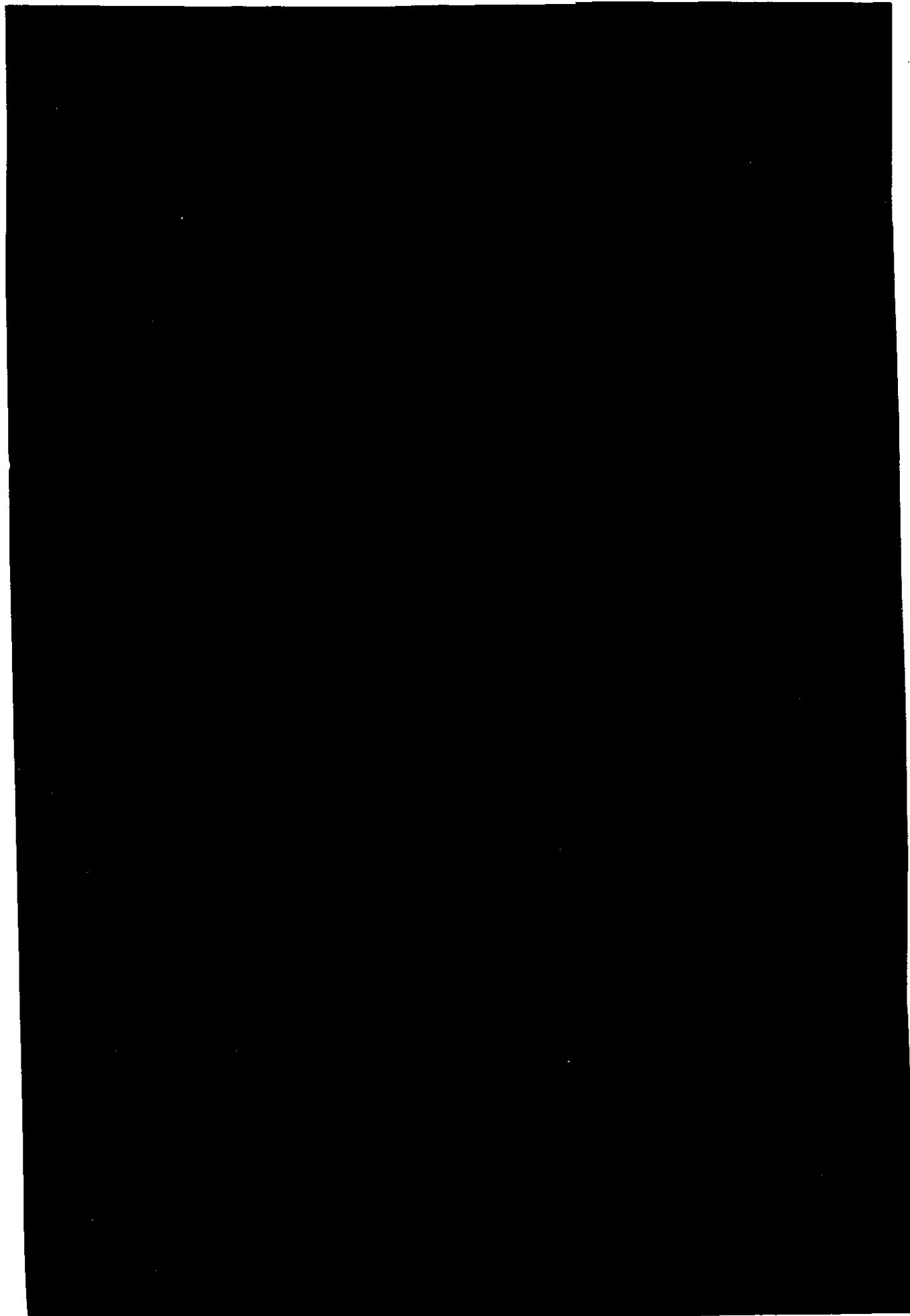
11/12/02



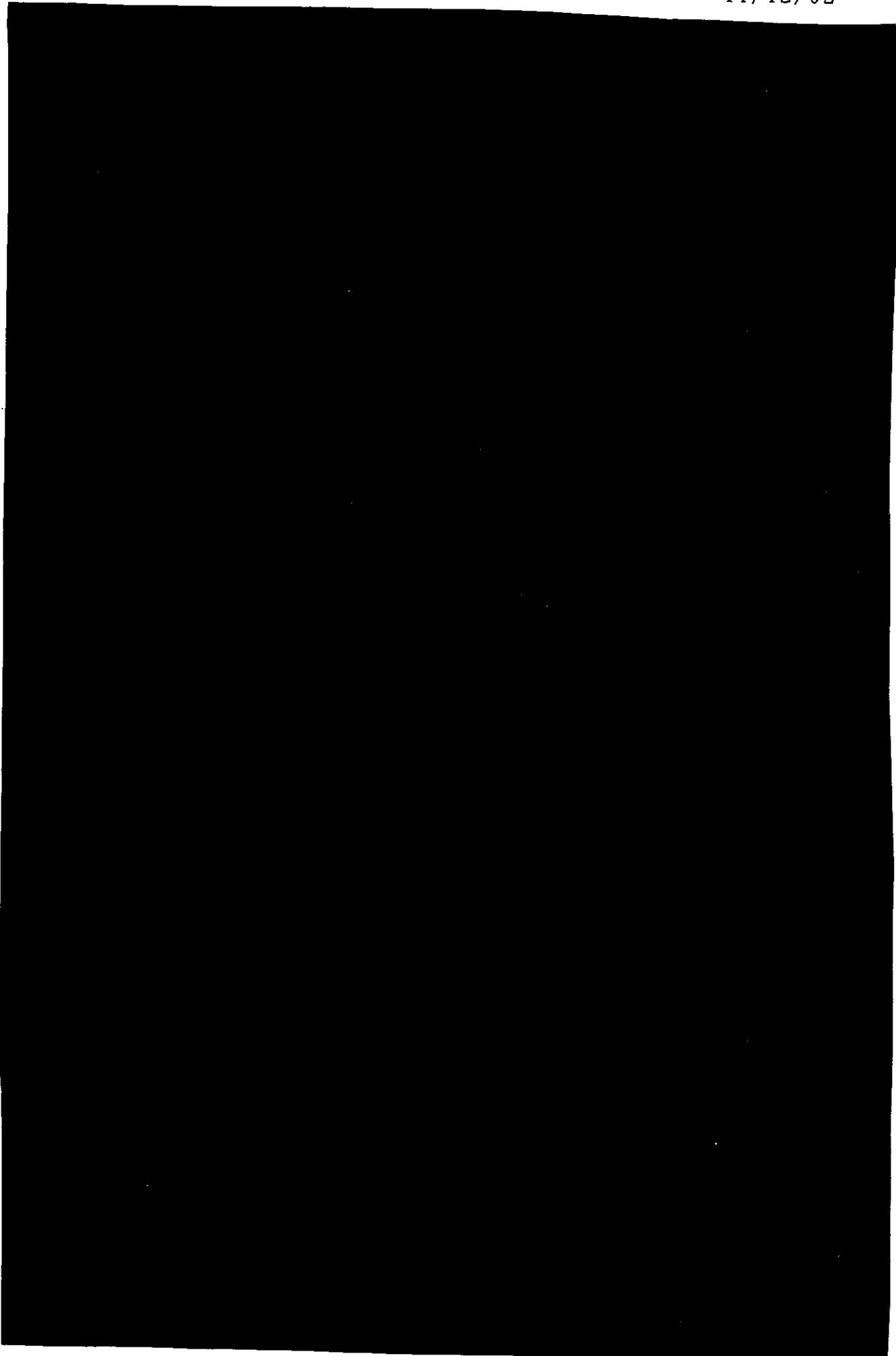
11/12/02



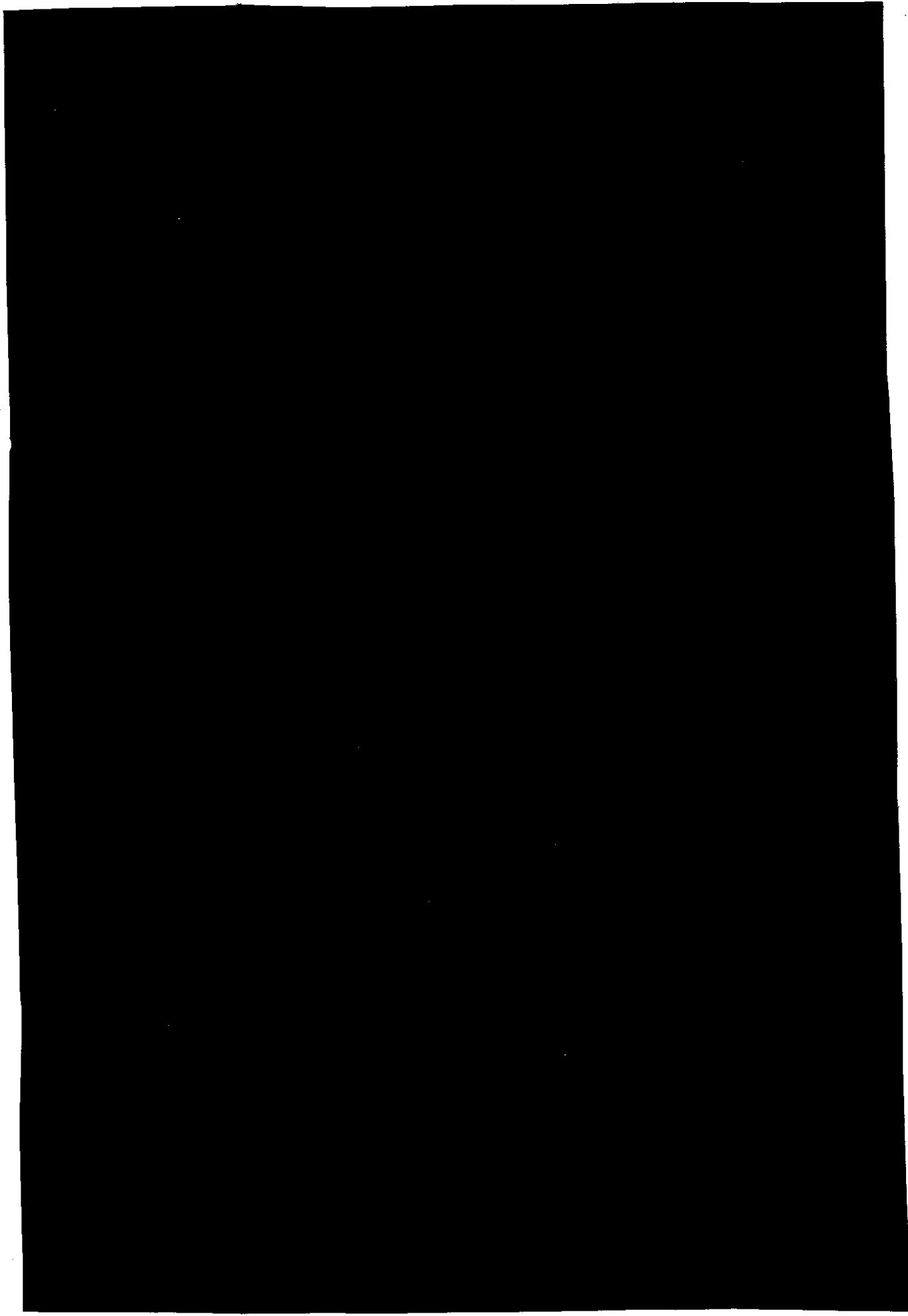
11/12/02



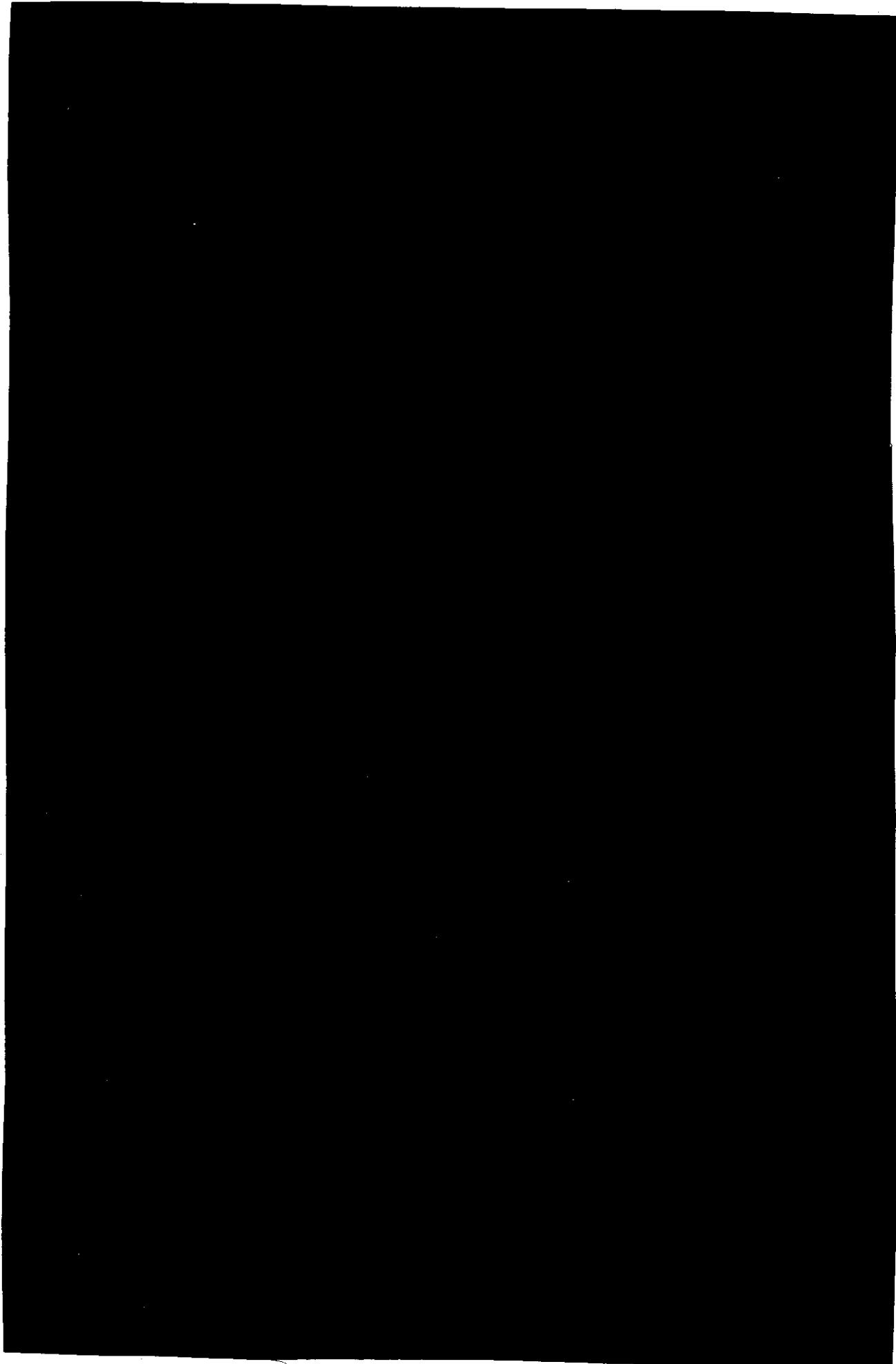
11/12/02



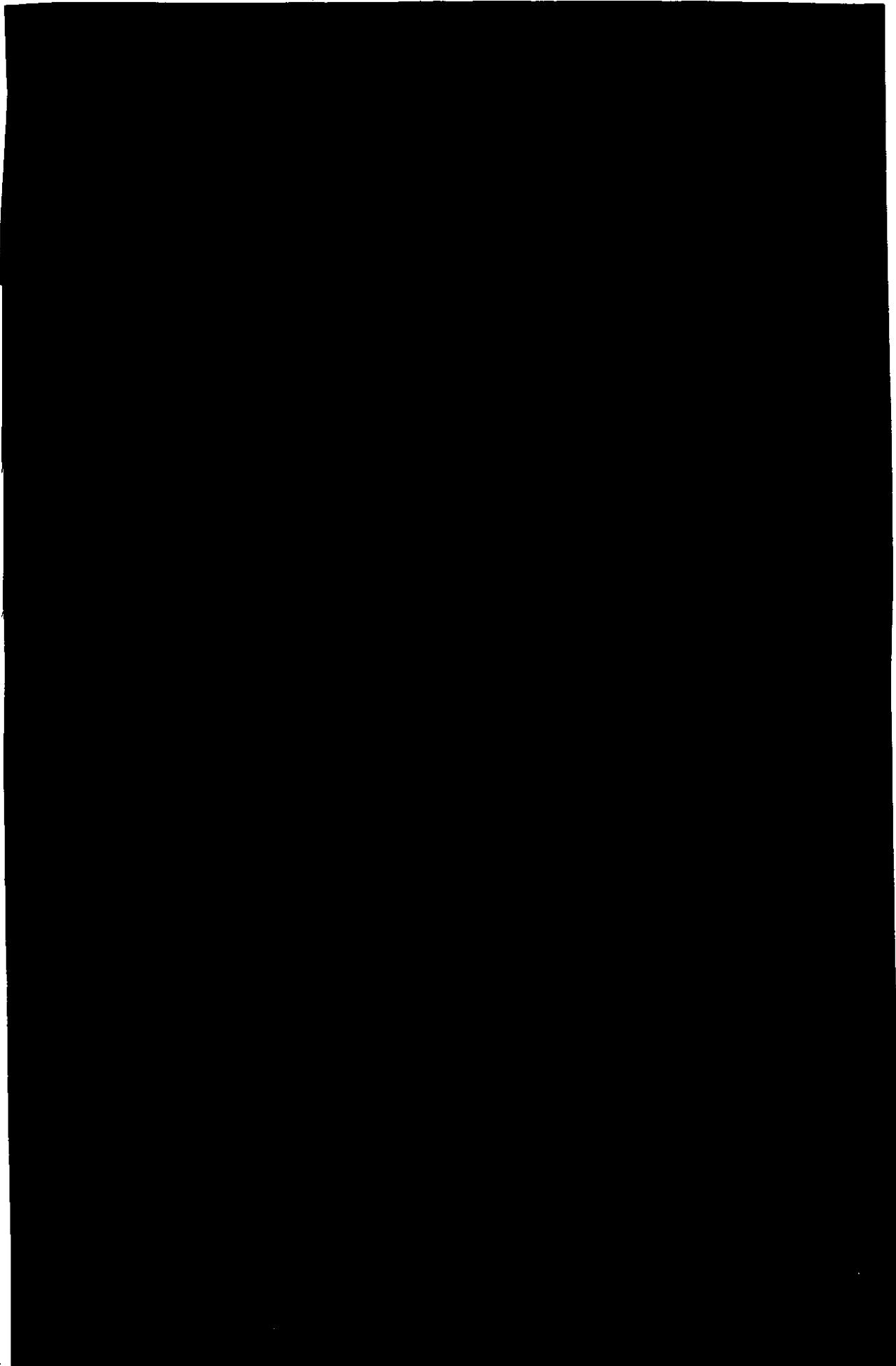
11/12/02



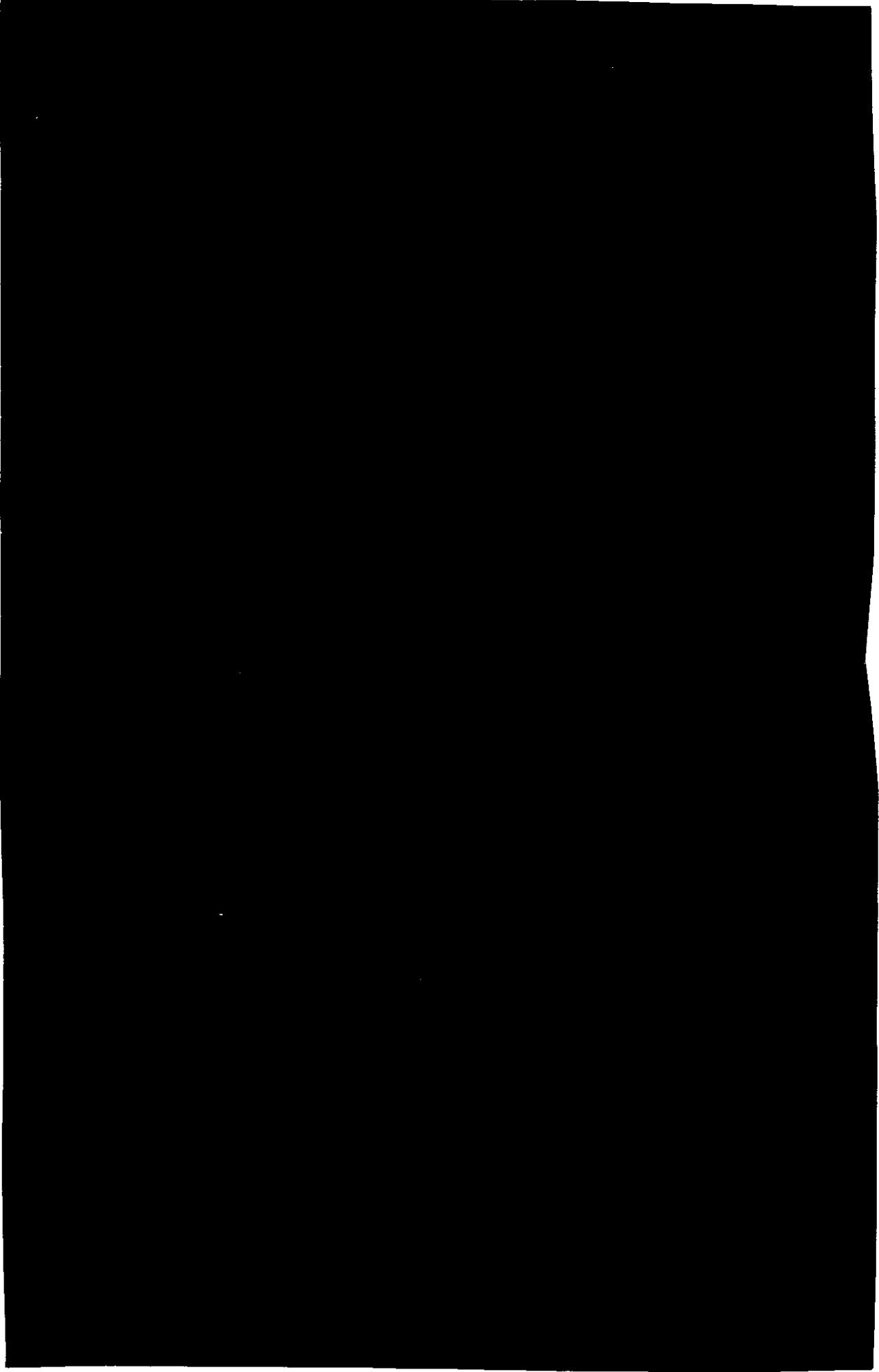
11/12/02



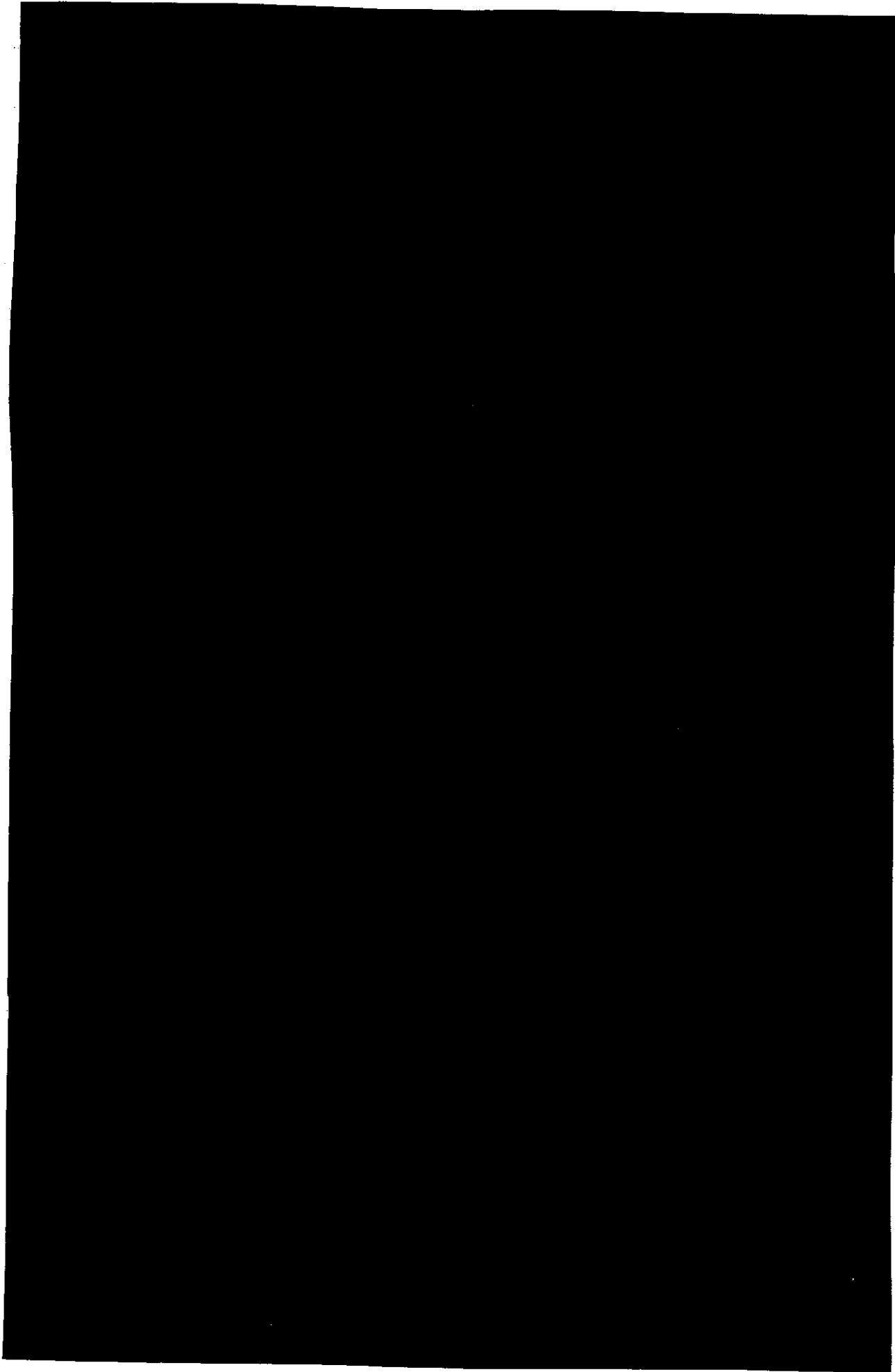
11/12/02



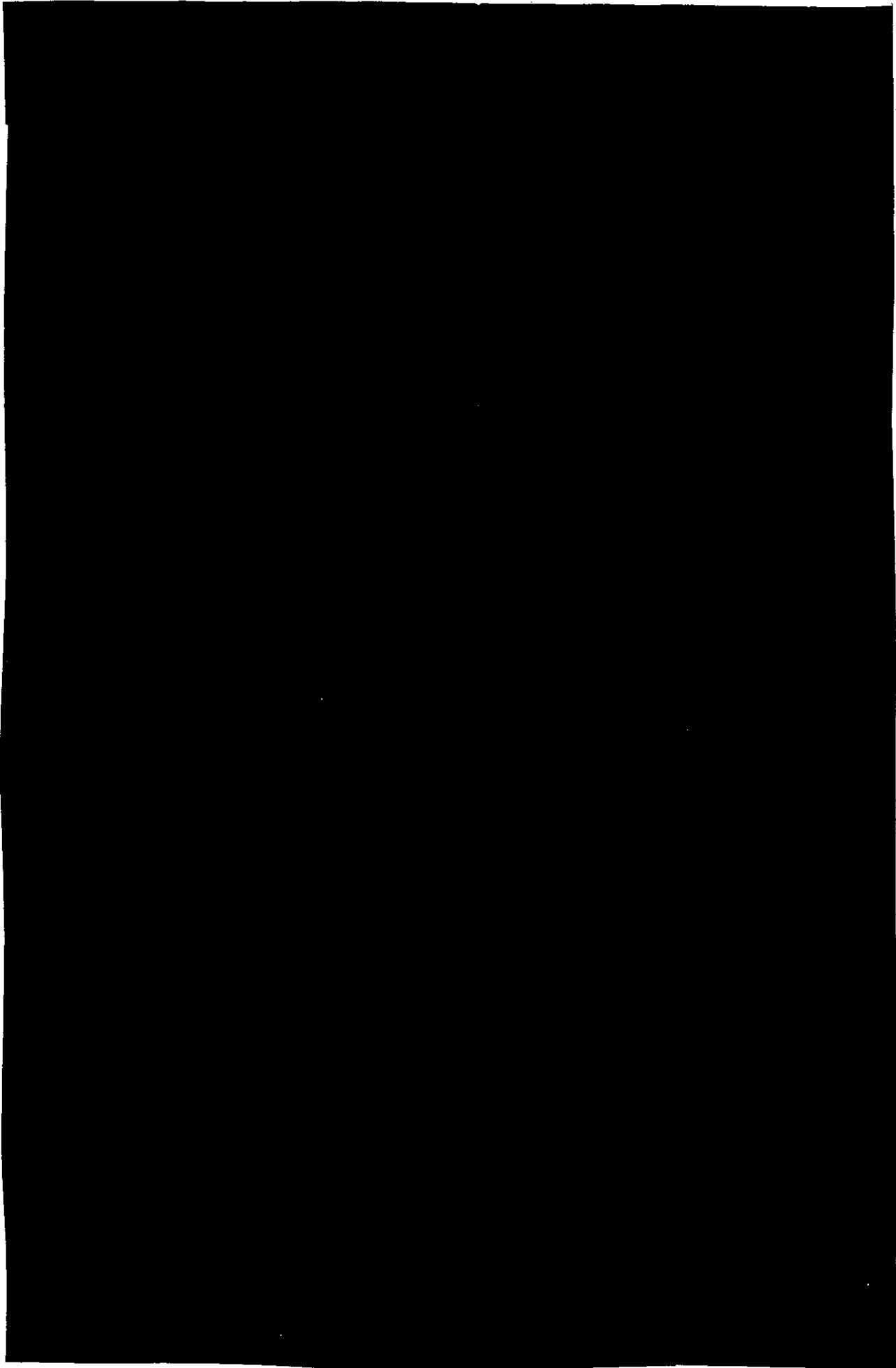
11/12/02



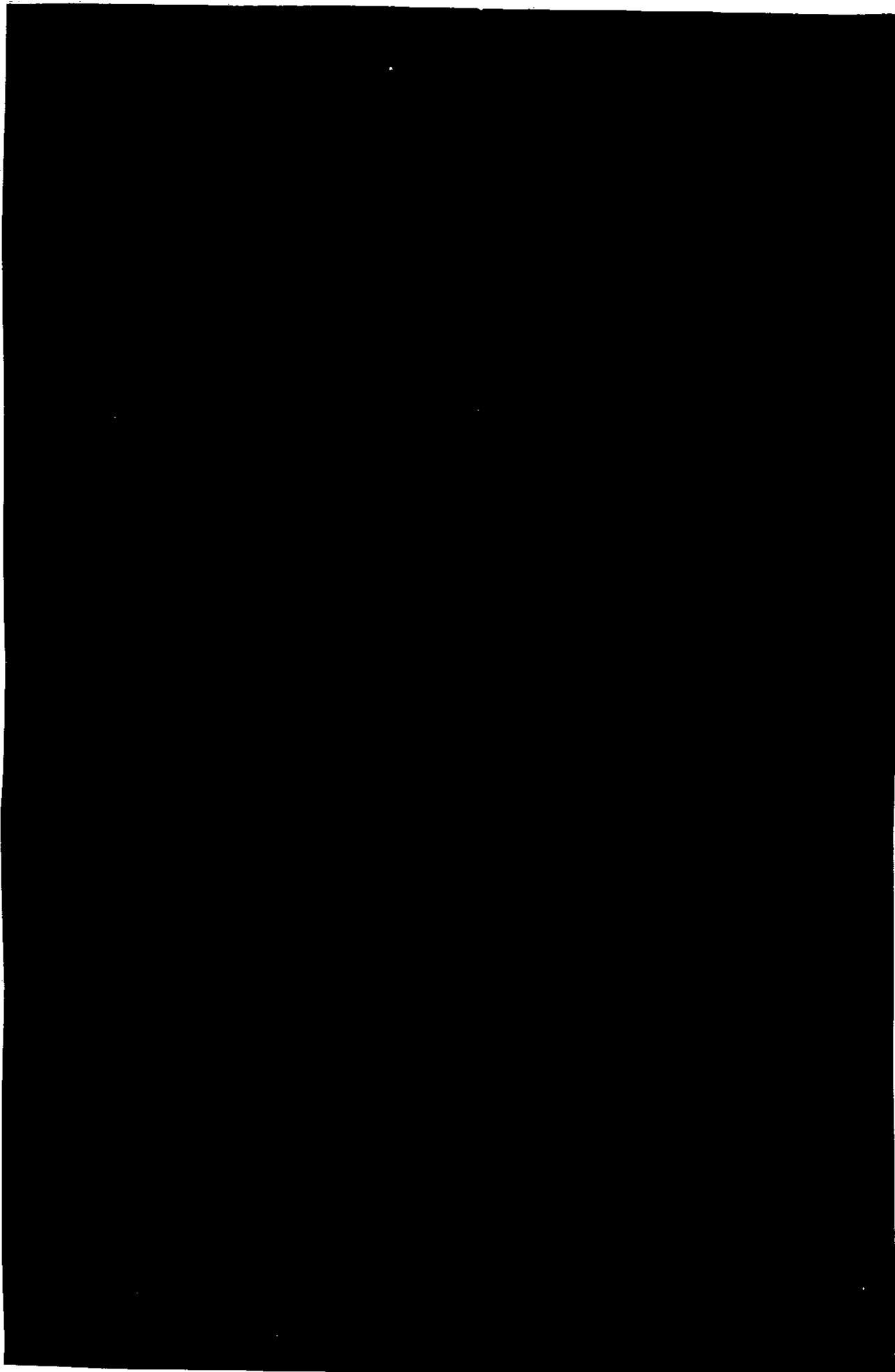
11/12/02



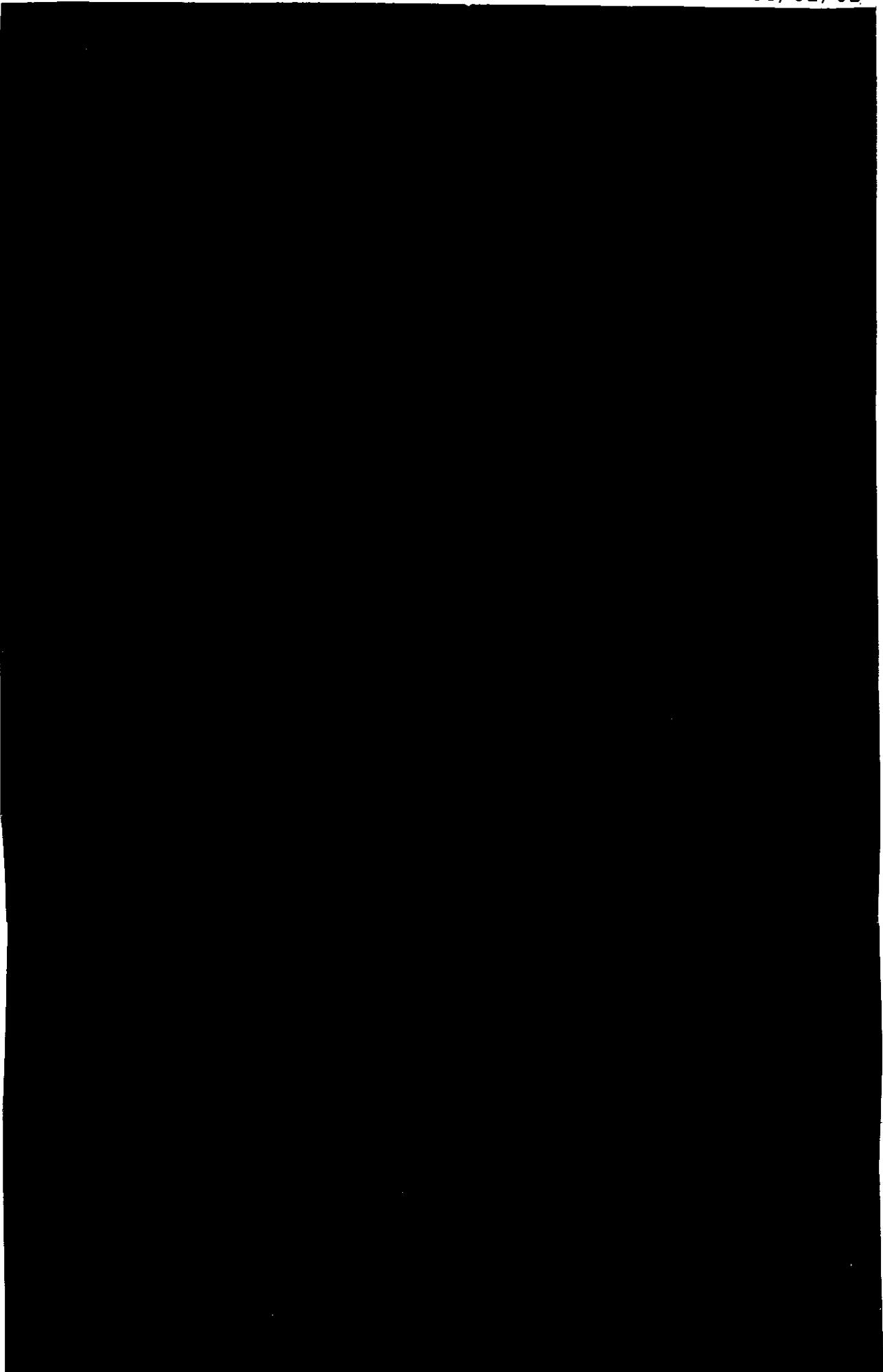
11/12/02



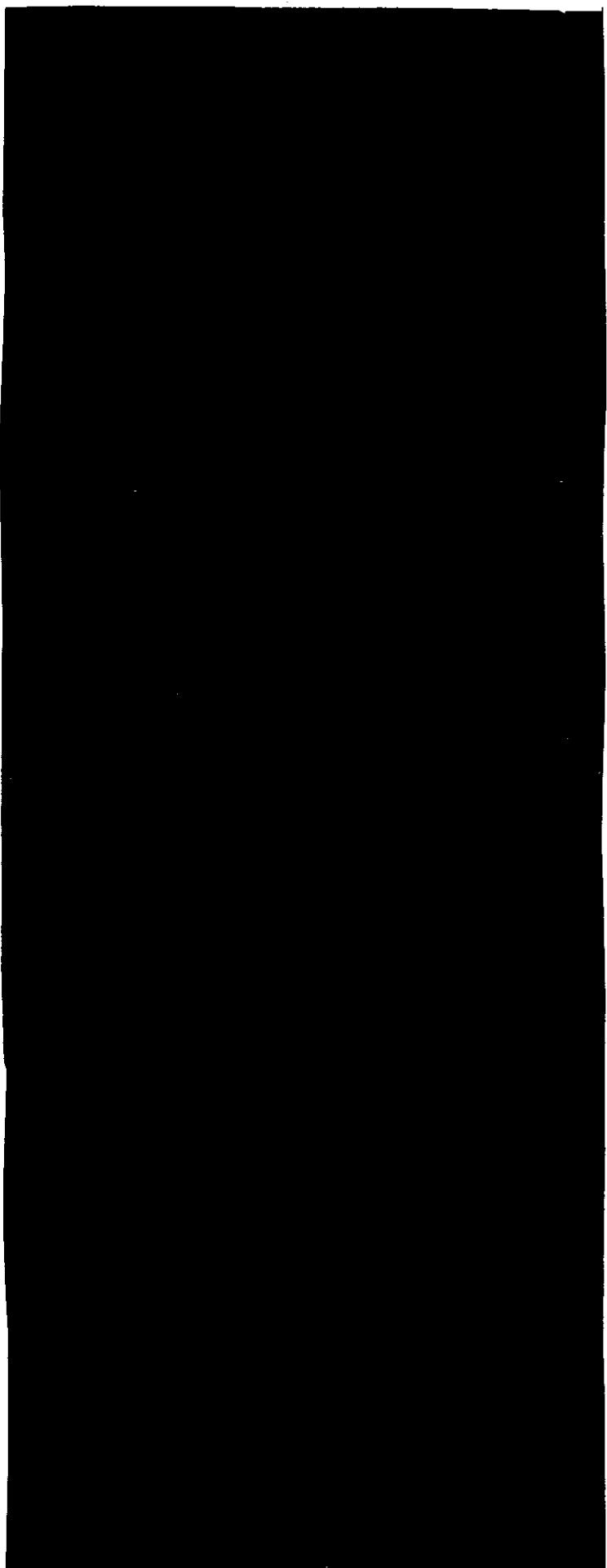
11/12/02



11/12/02



11/12/02



論点集（目次）

1 総論

【論点1】秘密保全法制の必要性及びその具体的な内容について -----	01
【論点2】[REDACTED]	08

2 秘密の指定に関するもの

【論点3】指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について -----	11
---------------------------------------	----

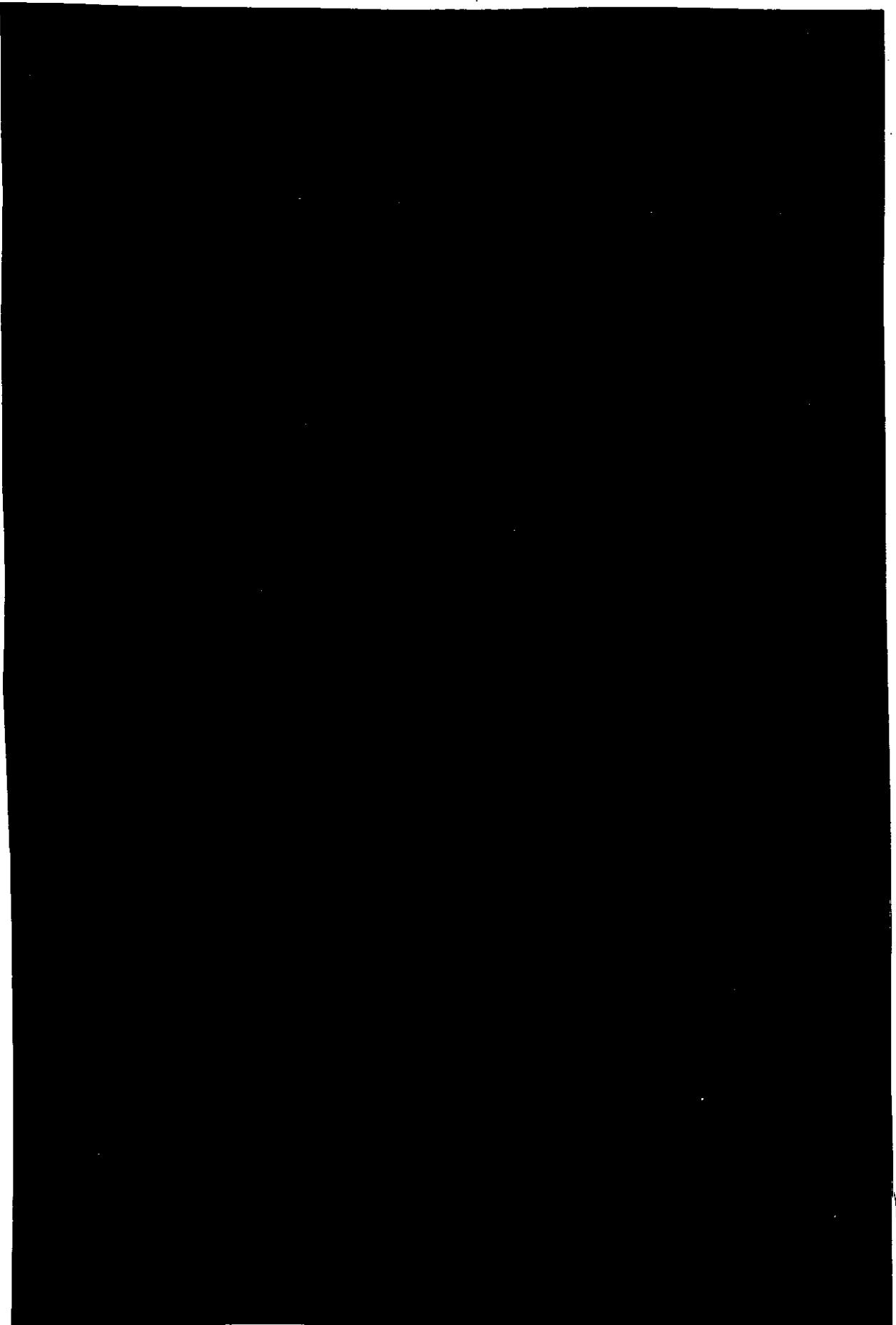
3 人的管理に関するもの

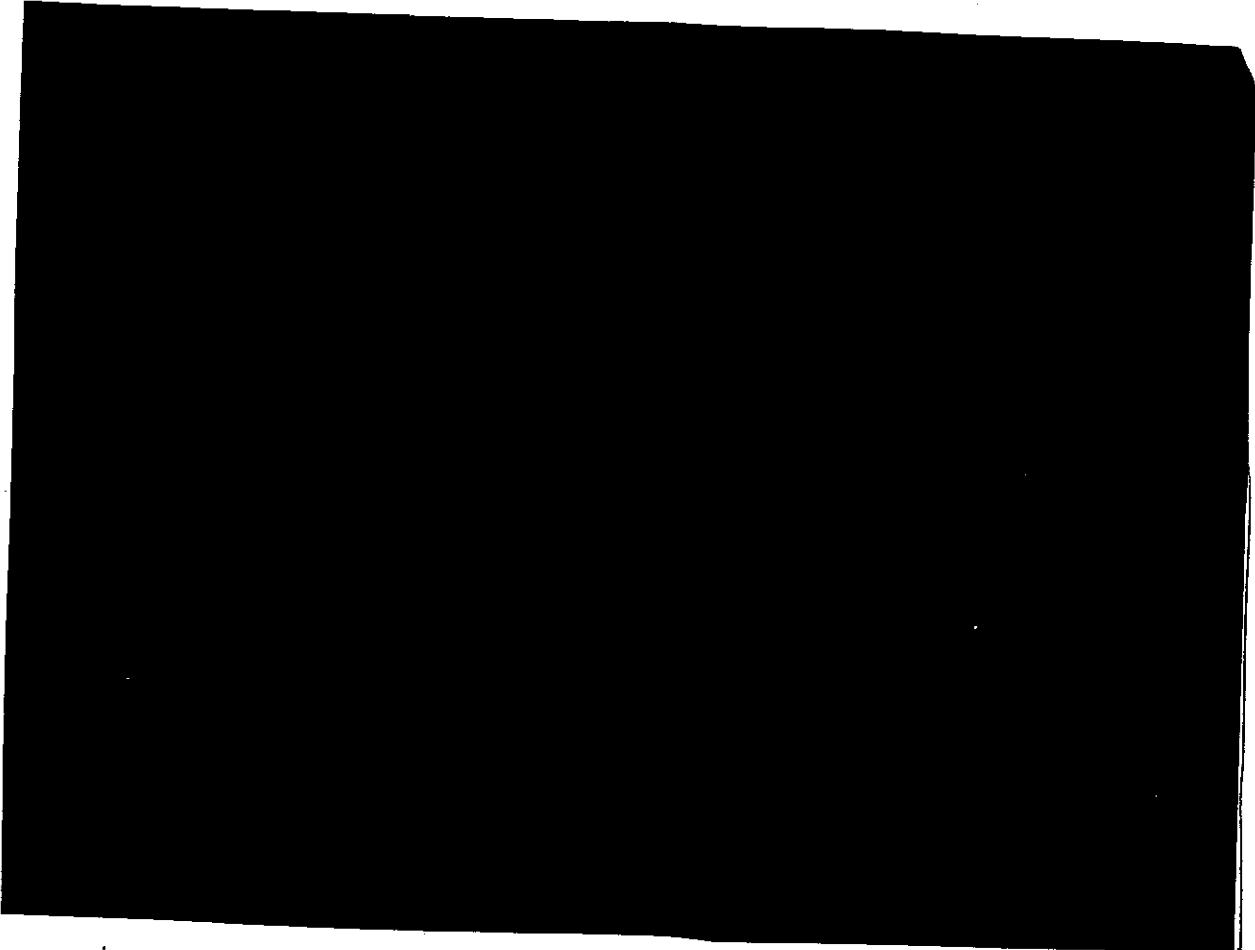
【論点4】適性評価制度の法制化について -----	15
【論点5】適性評価の対象外とする者について -----	17
【論点6】実施権者について -----	21
【論点7】特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれと調査すべき事項の関係について -----	23
【論点8】調査事項について -----	25
【論点9】同意の取得について -----	29
【論点10】結果の通知について -----	31
【論点11】[REDACTED]	33
【論点12】適性評価の実施への不同意等を理由とした不利益な取扱いの禁止について -----	36
【論点13】適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について -----	42
【論点14】適性評価と法の下の平等との関係について -----	45

4 罰則に関するもの

【論点15】刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について -----	48
【論点16】漏えいの教唆及び特定取得行為を処罰することと報道機関の取材の自由との関係について -----	50

秘密保全法制の必要性及びその具体的な内容について（案）





【別紙1】 主要な情報漏えい事件等の概要

事件名	検挙年	事案概要	罪名・処分結果等
ボガチョンコフ事件	平成12年	在日ロシア大使館に勤務する海軍武官から工作を受けた海上自衛隊三等海佐が、現金等の報酬を得て、海上自衛隊の秘密資料を提供したもの	<input type="radio"/> 自衛隊法違反 (懲役10か月) <input type="radio"/> 懲戒免職
シェルコノゴフ事件	平成14年	在日ロシア通商代表部員が、現金等の謝礼を対価に、防衛機器販売会社社長（元航空自衛官）に米国製戦闘機用ミサイル等の資料の入手・提供を要求したもの	<input type="radio"/> MDA秘密保護法違反 (起訴猶予処分)
国防協会事件	平成15年	在日中国大使館駐在武官の工作を受けた日本国防協会役員（元自衛官）が、その求めに応じて防衛関連資料を交付したもの	<input type="radio"/> 電磁的公正証書原本不実記録及び不実記録電磁的公正証書原本供用罪 (起訴猶予処分)
イージスシステムに係る情報漏えい事件	平成19年	海上自衛隊三等海佐が、イージスシステムに係るデータをコンパクトディスクに記録の上、海上自衛隊の学校教官であった別の三等海佐に送付し、当該データが別の海上自衛官3名に渡り、更に他の自衛官に渡ったもの	<input type="radio"/> MDA秘密保護法違反 (2年6か月猶予4年) <input type="radio"/> 懲戒免職
内閣情報調査室職員による情報漏えい事件	平成20年	在日ロシア大使館書記官から工作を受けた内閣情報調査室職員が、現金等の謝礼を対価に、職務に関して知った情報を同書記官に提供したもの	<input type="radio"/> 国家公務員法違反 収賄 (起訴猶予処分) <input type="radio"/> 懲戒免職
尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案	平成22年	神戸海上保安部の海上保安官（巡視艇乗組員）が、中国漁船による巡視船衝突事件に係る捜査資料として石垣海上保安部が作成したビデオ映像をインターネット上に流出させたもの	<input type="radio"/> 国家公務員法違反 (起訴猶予処分) <input type="radio"/> 停職12か月 (辞職)
国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案		国際テロ対策に係るデータがインターネット上へ掲出されたもの。当該データには、警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれていると認められた。	

【別紙2】政府機関、防衛産業等に対する標的型サイバー攻撃の事例（報道等を基に作成）

平成23年7月	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省四国地方整備局のパソコンがウィルスに感染し、感染したパソコンを経由して同整備局のネットワークにログインするためのID及びパスワードがサーバから抜き取られた可能性があるほか、合計886名分の個人情報が流出したおそれがある。 衆議院議員が、メールの添付ファイルを開いたため、パソコンやサーバー内の情報を外部サイトに送信する「トロイの木馬」と呼ばれるウィルスに感染した。 防衛大臣（当時）を含む参議院議員7人に「トロイの木馬」型のウィルスが仕組まれた標的型メールが送信されたが、感染しておらず、情報流出は確認されていない。 総務省において、東日本大震災に関する件名のメールの添付ファイルを開いたため、複数のパソコンが「トロイの木馬」型ウイルスに感染。外部への情報流出等については調査中だが、感染したパソコンが米国のサイトに繰り返しアクセスしていた模様。
平成23年8月	<ul style="list-style-type: none"> 三菱重工業の約80台のサーバやパソコンがウィルスに感染し、何らかのデータの一部が社外に流出した可能性があることが確認された。しかし、10月24日時点で防衛や原子力に関する保護すべき情報が社外へ流出したことは確認されていない。 防衛関連企業が加盟する社団法人「日本航空宇宙工業会」のパソコンがウィルスに感染し、盗み取られたメールを基に、偽装されたウィルスメールが川崎重工に送付された。そのメールには、米国内のサイトに強制接続させる不正なプログラムが仕組まれていたが、すぐに接続を遮断したため、情報流出は免れたとされる。
平成23年9月	<ul style="list-style-type: none"> IHI、三菱電機に対してサイバー攻撃がなされた（感染の時期等は不明）。三菱電機は、添付ファイルを開けると外部に強制接続して端末内の情報を抜き取る標的型メールによる攻撃を受け、一部の端末がウィルスに感染したとされる。 9月中旬、内閣官房の職員に、外部からの情報抜き取りを狙った標的型攻撃メールが複数送信され、コンピューター1台がウィルスに感染したが、情報流出は確認されていない。
平成23年10月	<ul style="list-style-type: none"> 複数の在外公館において、情報の窃取を目的にした標的型メールが増加。秘密情報の漏えいは確認されず。 国土地理院において、観測データを扱うサーバーがサイバー攻撃を受け、IDとパスワードが解析され、不正に侵入された結果、当該サーバを踏み台にした攻撃が行われたことが判明。

【別紙3】取扱業務者と業務知得者の区別

1 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（MDA秘密保護法）における区別

MDA秘密保護法は、取扱業務者と業務知得者の概念を初めて採用し、故意又は過失による特別防衛秘密の漏えいにつき両者の間で法定刑に差を設けているところ、両者の意義及び法定刑に差を設ける理由は以下のとおりである（町田充「防衛秘密保護法解説」49頁）。

「広く『業務』といっても、元来防衛秘密を取り扱うことを業務としている者と、たまたま担当事件に関する業務により防衛秘密を知得領有した者とを同一の刑をもって臨むのは適当でないと考えられた」

2 自衛隊法における区別

- (1) 自衛隊法も、取扱業務者と業務知得者の概念を採用した上で、故意又は過失による防衛秘密の漏えいにつき取扱業務者のみを処罰の対象としているところ、その意義は以下のとおりである（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」71頁）。

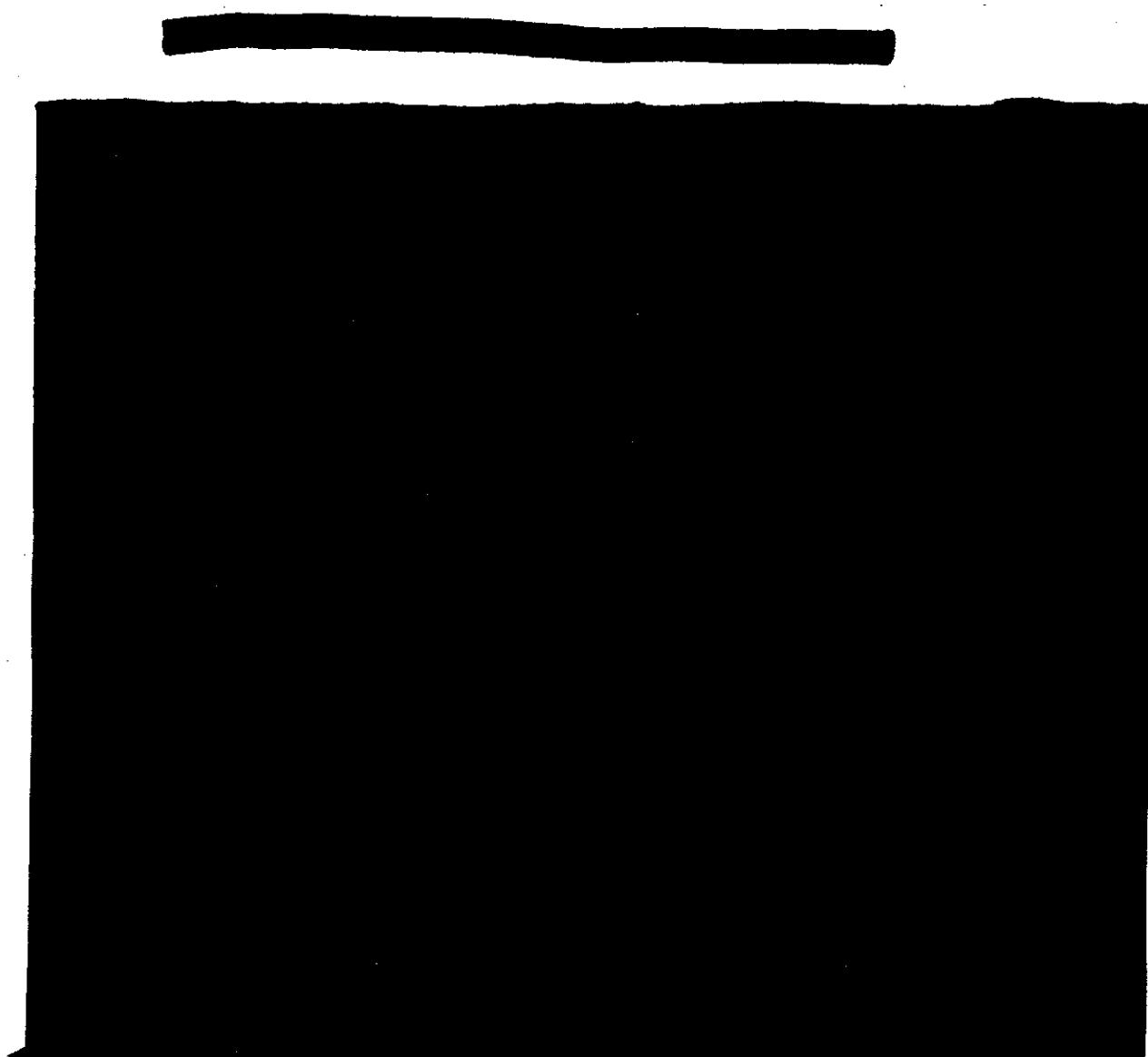
「『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』とは、防衛秘密を取り扱うこと自体を担当業務とする者をいう。『業務』とは、本来、人が社会生活上の地位に基づき反復・継続して行う行為であり、通常、反復継続性が必要とされるが、取り扱うこと自体が業務とされれば、防衛秘密を取り扱うことの頻度、程度や、防衛秘密を取り扱うことが常態的であることは必ずしも必要とされるものではない。

この『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』には、防衛秘密を取り扱う①防衛庁の職員、②国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者、③防衛庁との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者が該当するものとされる。」

なお、自衛隊法第96条の2第3項は、上記②③の者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる旨規定するところ、これは「『自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、』国の行政機関や契約業者に限定して、秘密保全上の観点から罰則の対象とすることとしつつ、防衛秘密を取り扱わせることを可能としたもの」（上記「防衛秘密制度の解説」54頁）である。

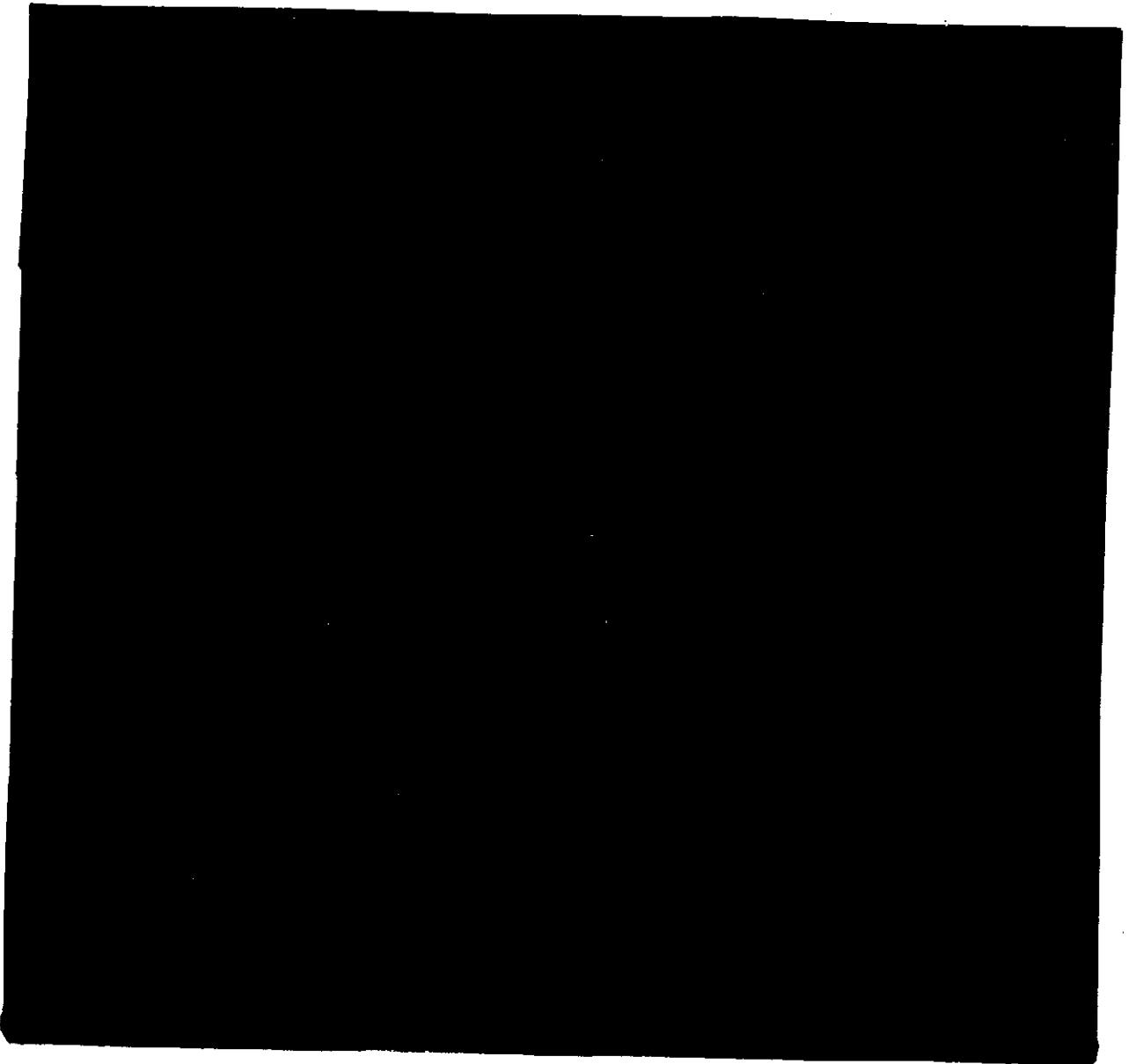
- (2) 他方、業務知得者は処罰の対象とならないところ、その意義は以下のとおりである（上記「防衛秘密制度の解説」71頁）。

「なお、①防衛秘密の漏えい事件に携わる司法関係者、②秘密会において防衛秘密の提示を受けた国会議員、③許認可権限に基づき防衛秘密の提出を受けた国家公務員、④建築基準法等に基づく申請等により防衛秘密の提出を受けた地方公務員については、それを取り扱うこと自体を反復・継続して行うものではないことから、『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』には該当しないと言える。また、⑤国家間の協力のために防衛秘密に接すこととなった米国関係者についても、防衛秘密を取り扱うこと自体を反復・継続して行うものではないと解される。」



*1

*2



*3

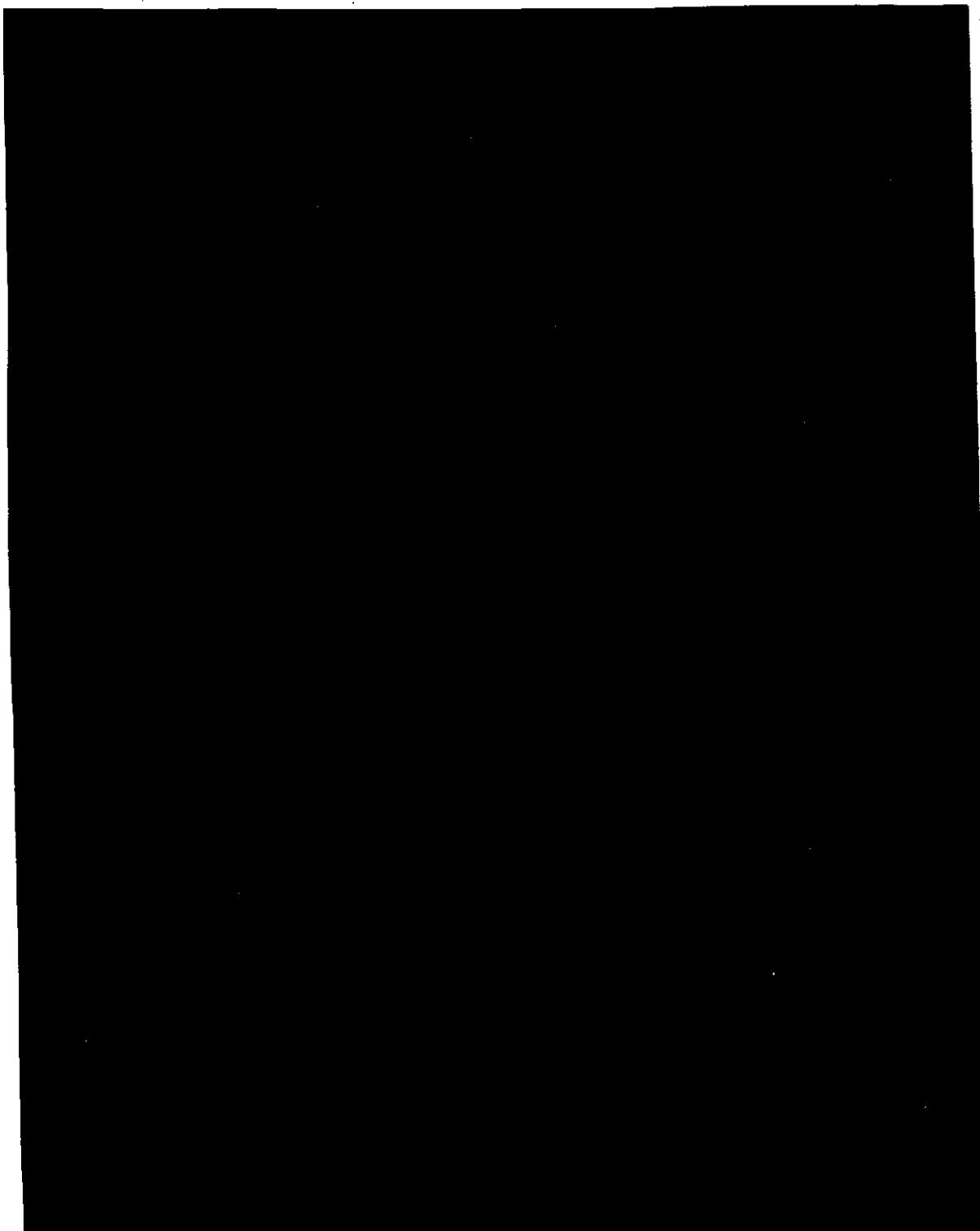
*4

*5

○立法府及び司法府における守秘義務一覧

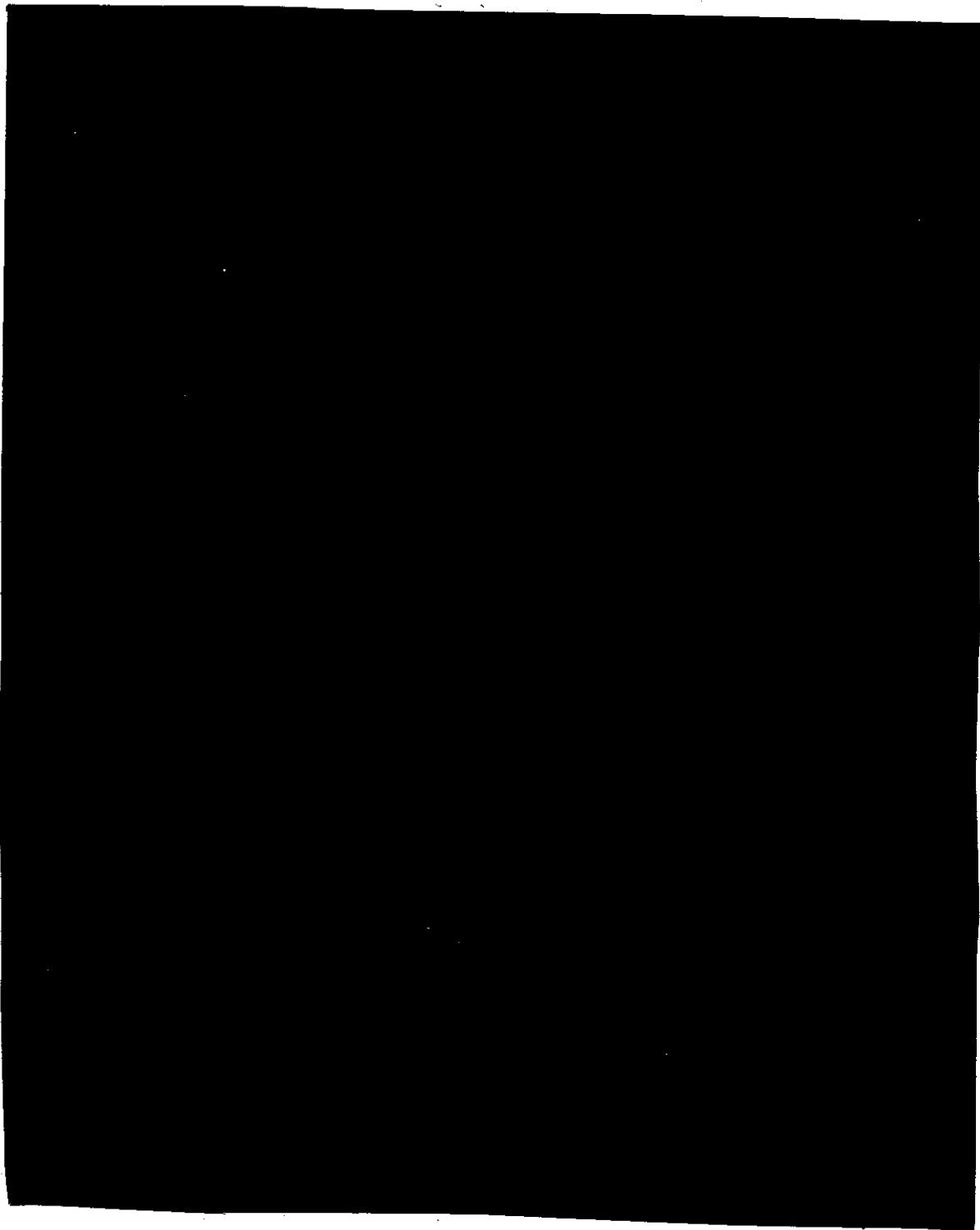
		守秘義務	罰則	備考
立法府	国会議員	×	—	憲法及び国会法に規定されている秘密会において公表しないとされたものを他に漏らした者について、参議院規則では院内の懲罰規定が整備されている(同規則第236条)が、衆議院規則には同様の規定はない。
	国会職員	○	×	
国会職員法第19条				
司法府	裁判官	○	×	裁判官には官吏服務紀律により職務上知り得た秘密に守秘義務が課せられているが、高度な職業倫理に基づく行動ができる又は期待でき、それを担保するものとして弾劾裁判又は分限裁判の手続が設けられていることから、罰則で担保された守秘義務は課せられていない。(平成16年4月9日の衆議院法務委員会における司法制度改革推進本部事務局長答弁)。
	裁判所職員	○	○	
裁判所職員臨時措置法				

指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について（案）



*1

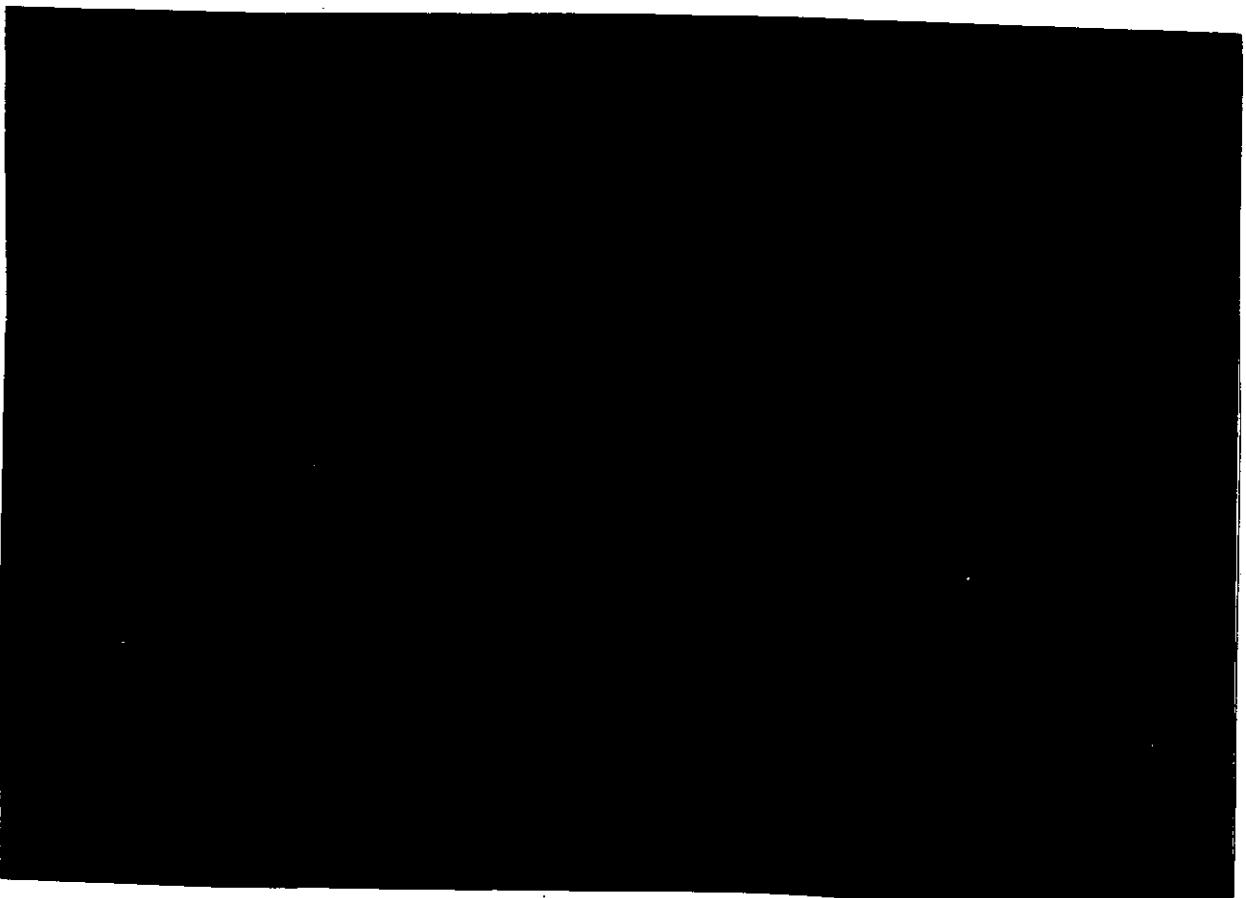
*2



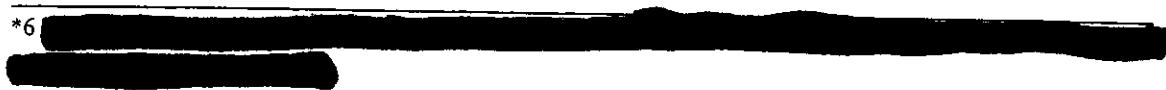
*3

*4

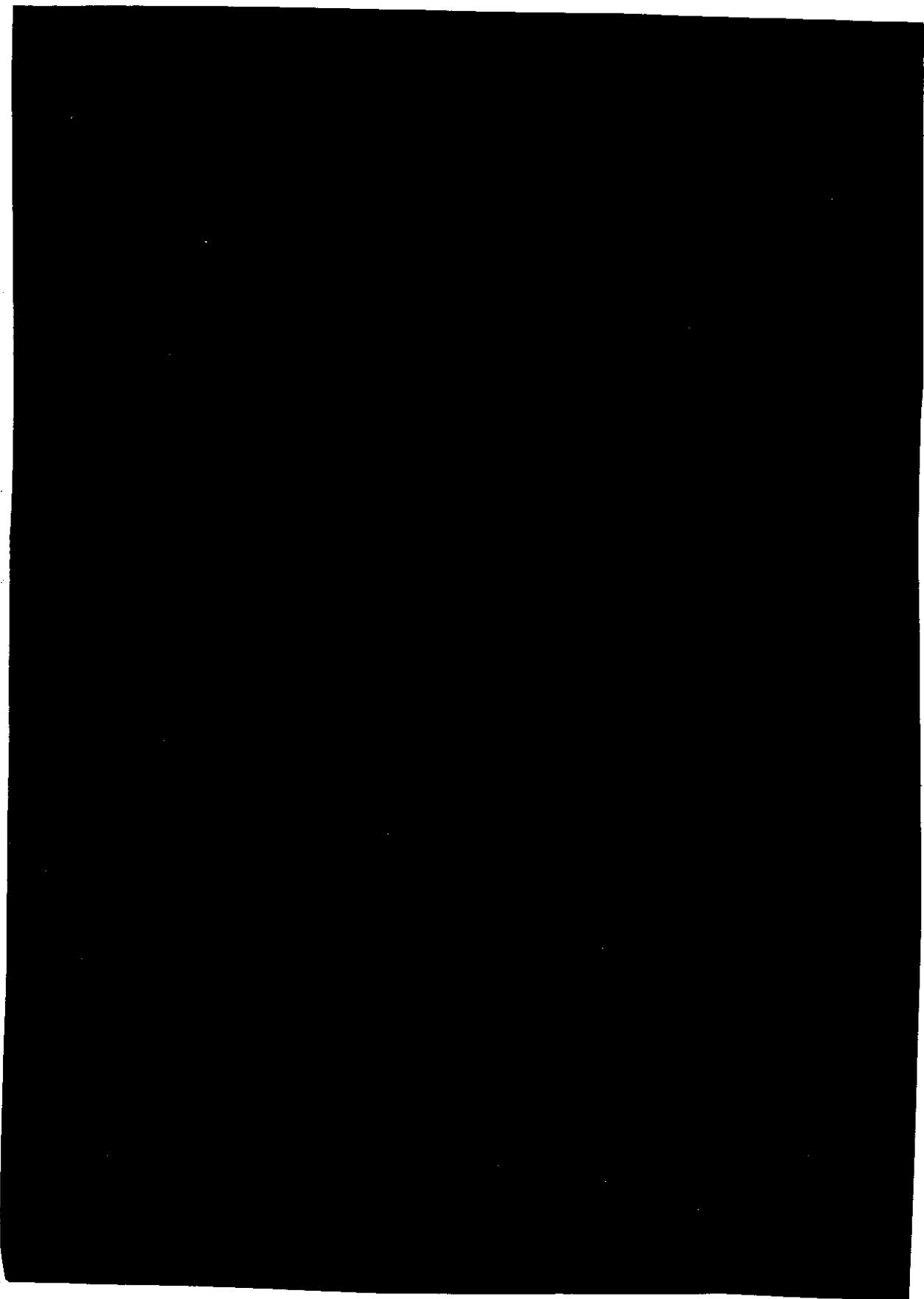
*5



*6

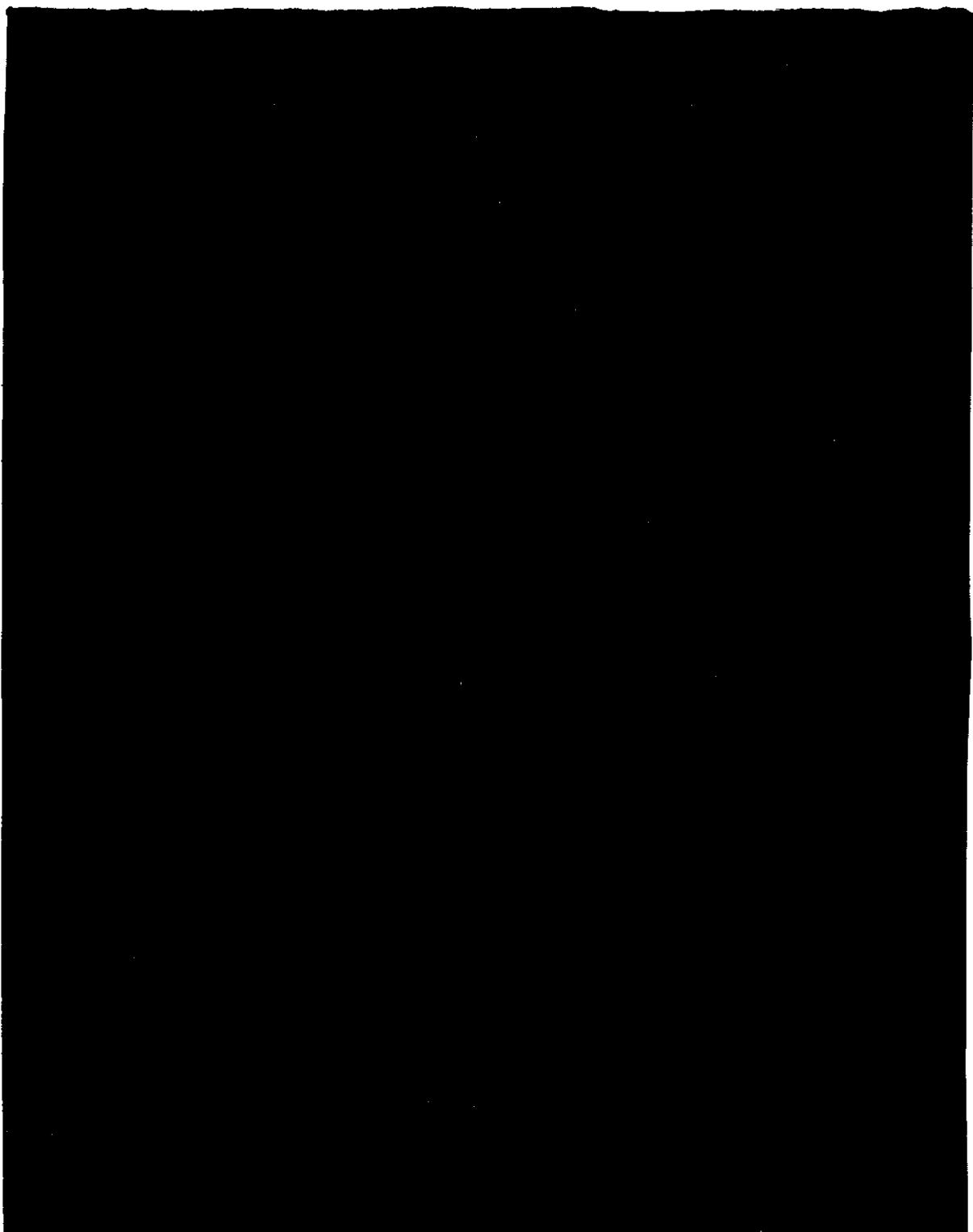


適性評価制度の法制化について（案）

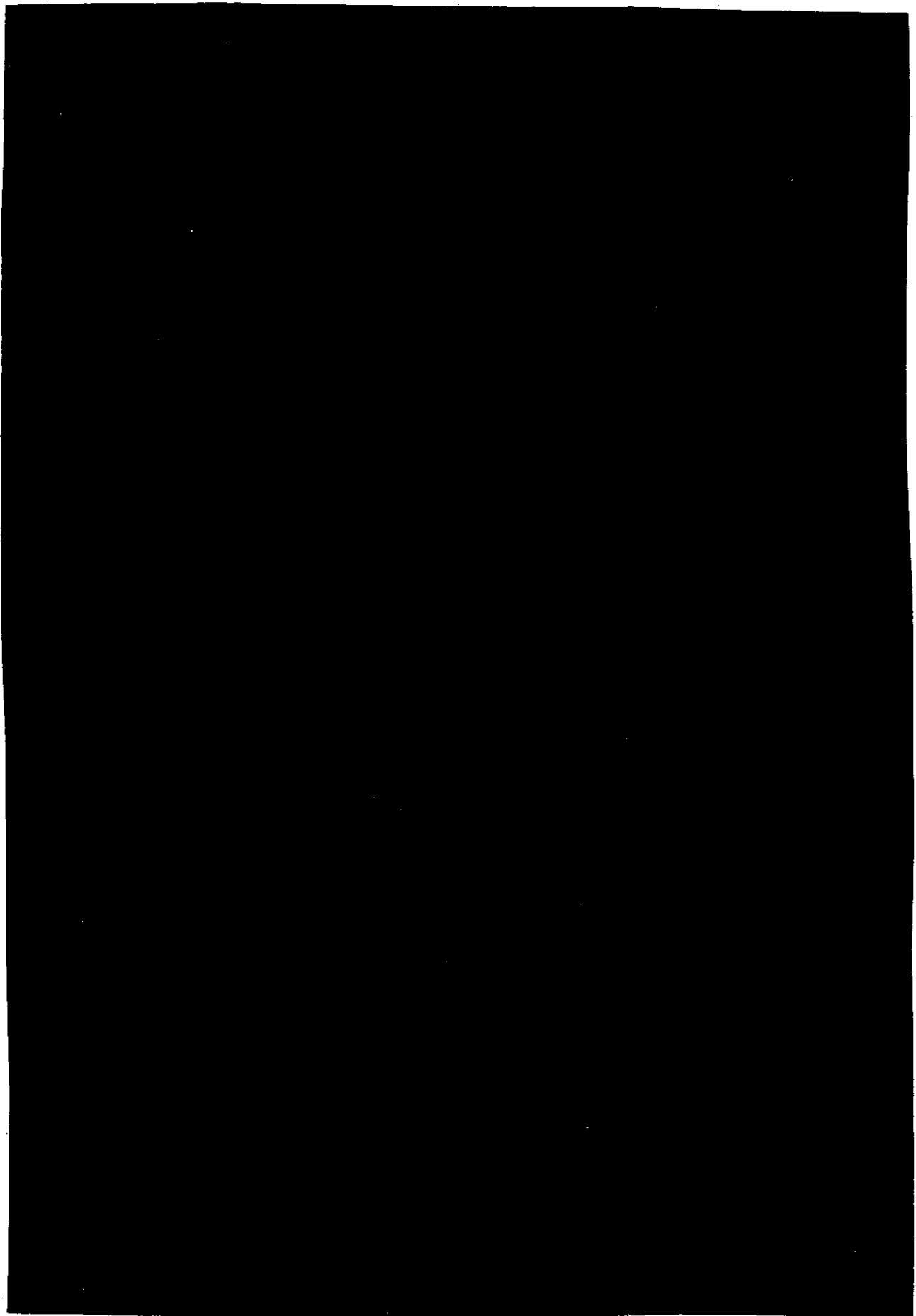


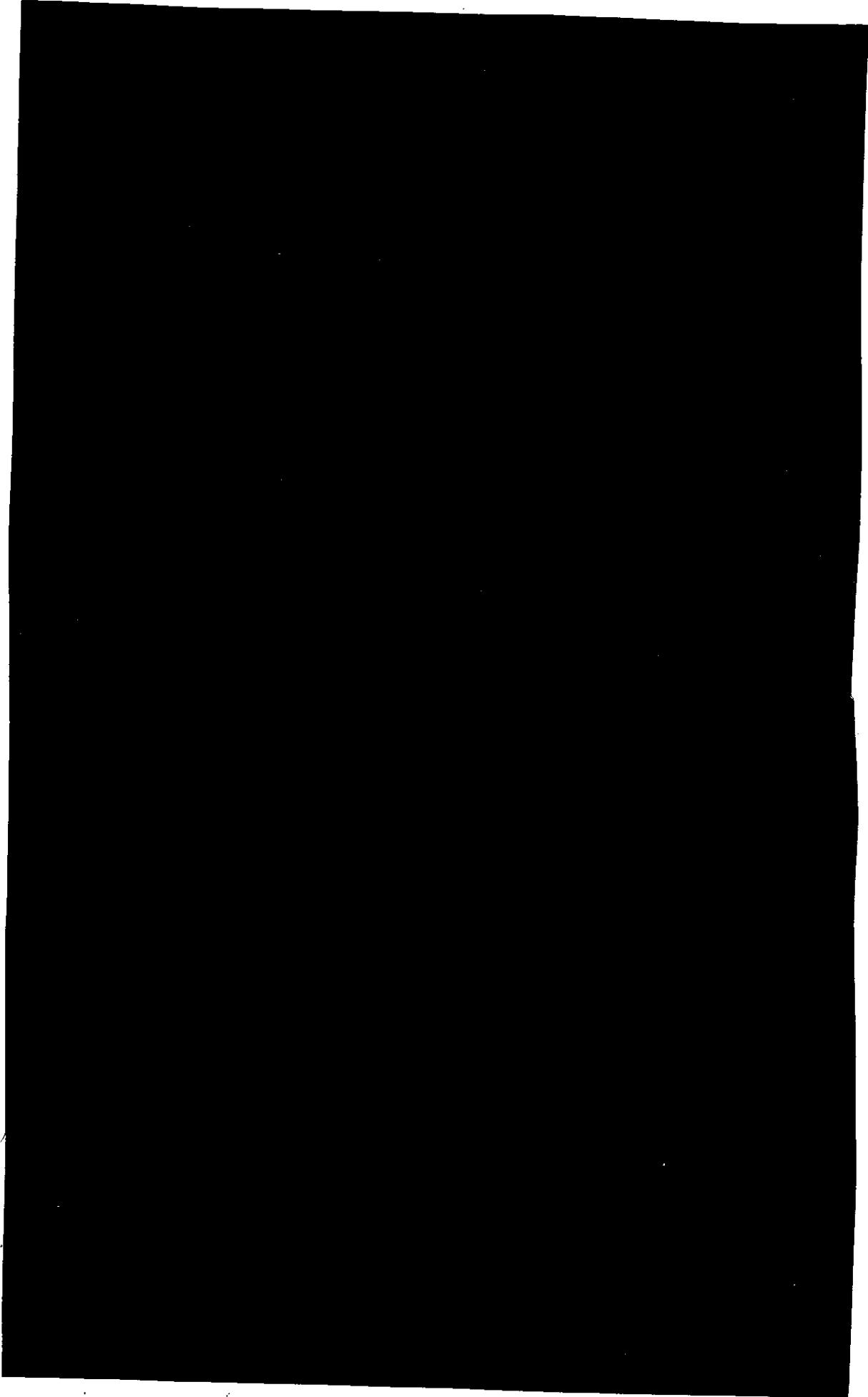


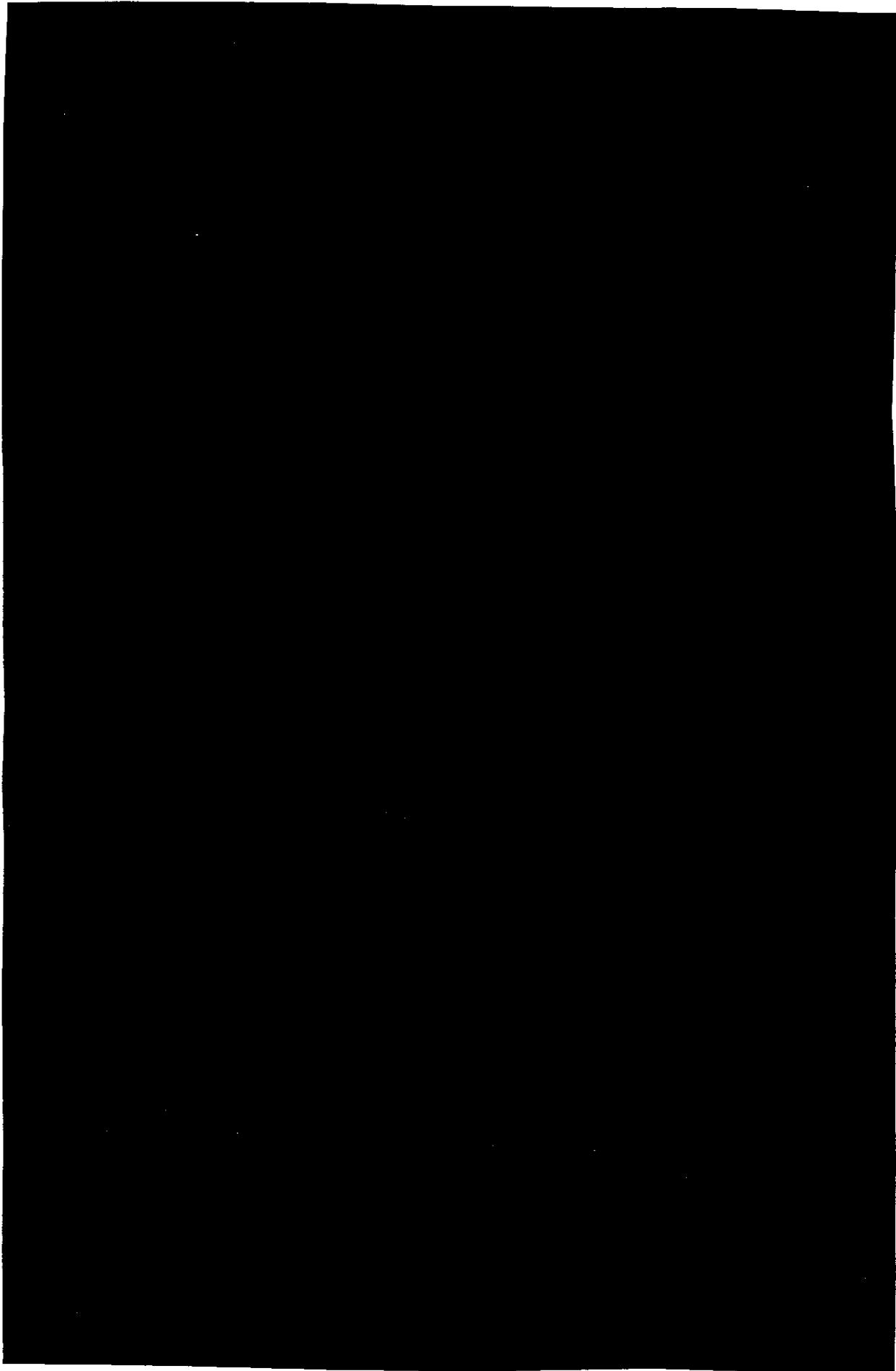
適性評価の対象外とする者について（案）



*1



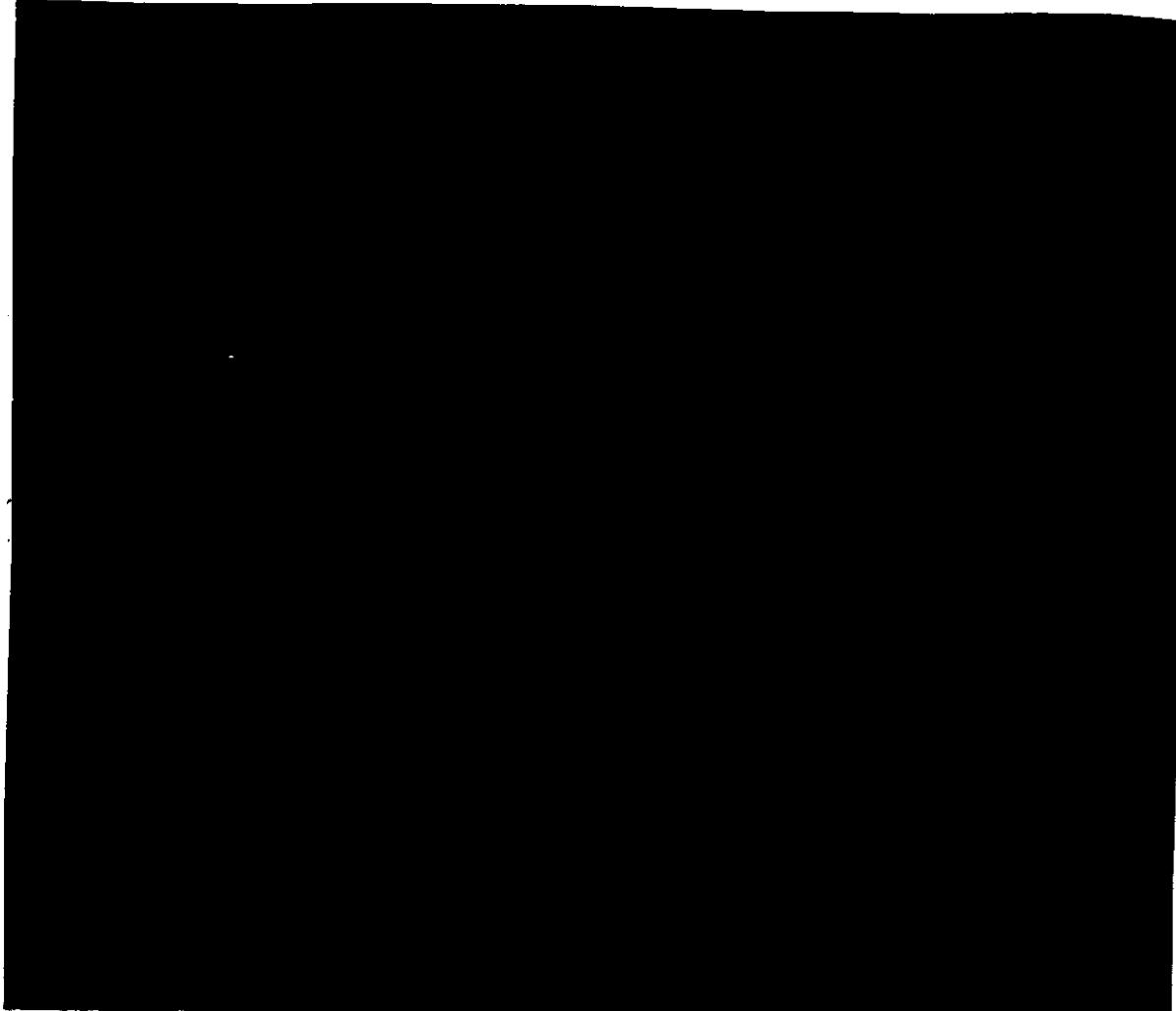




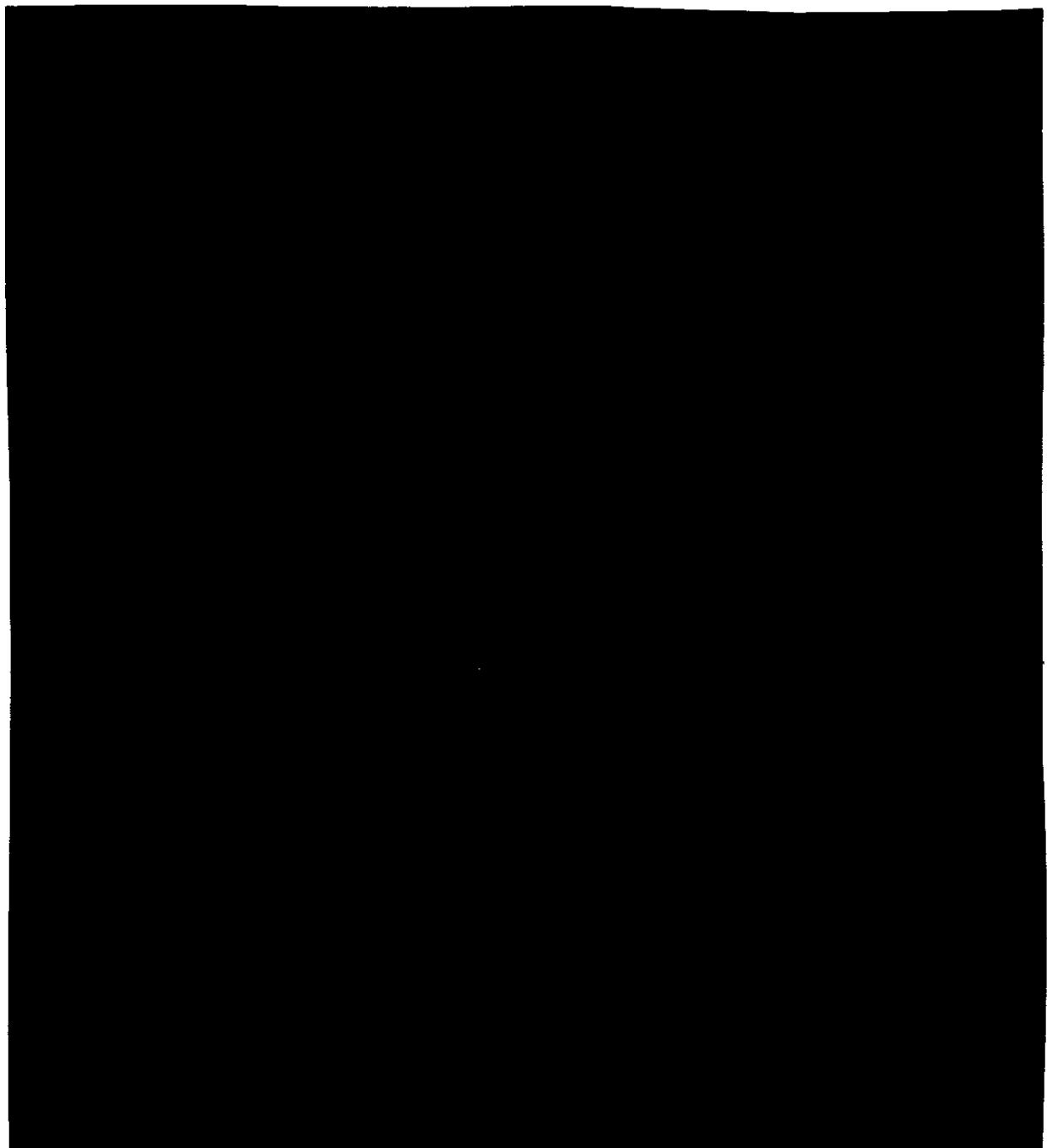
実施権者について（案）



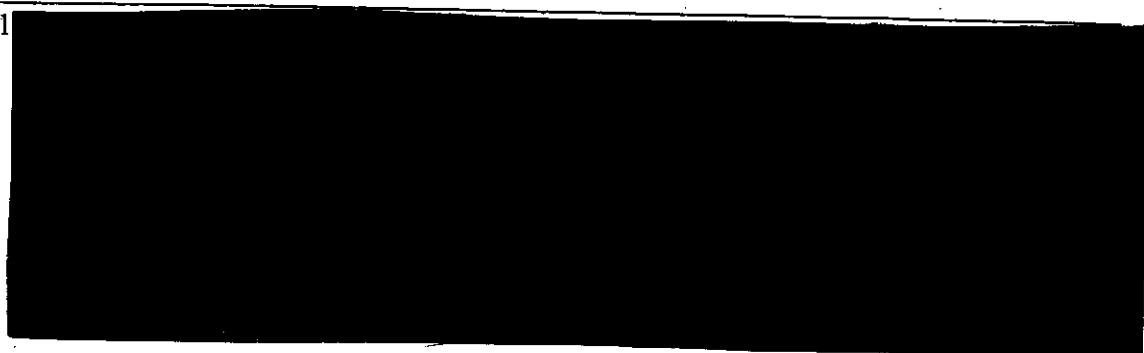
*1

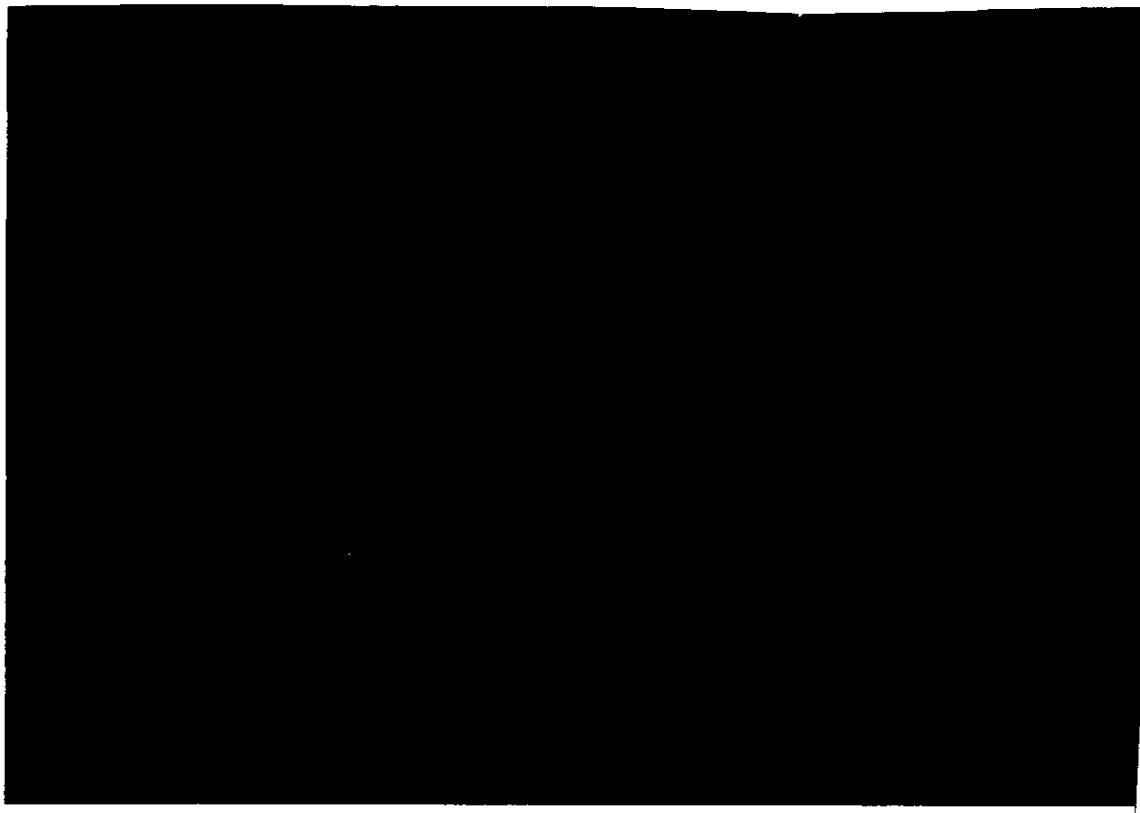


特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれと調査すべき事項の関係について(案)

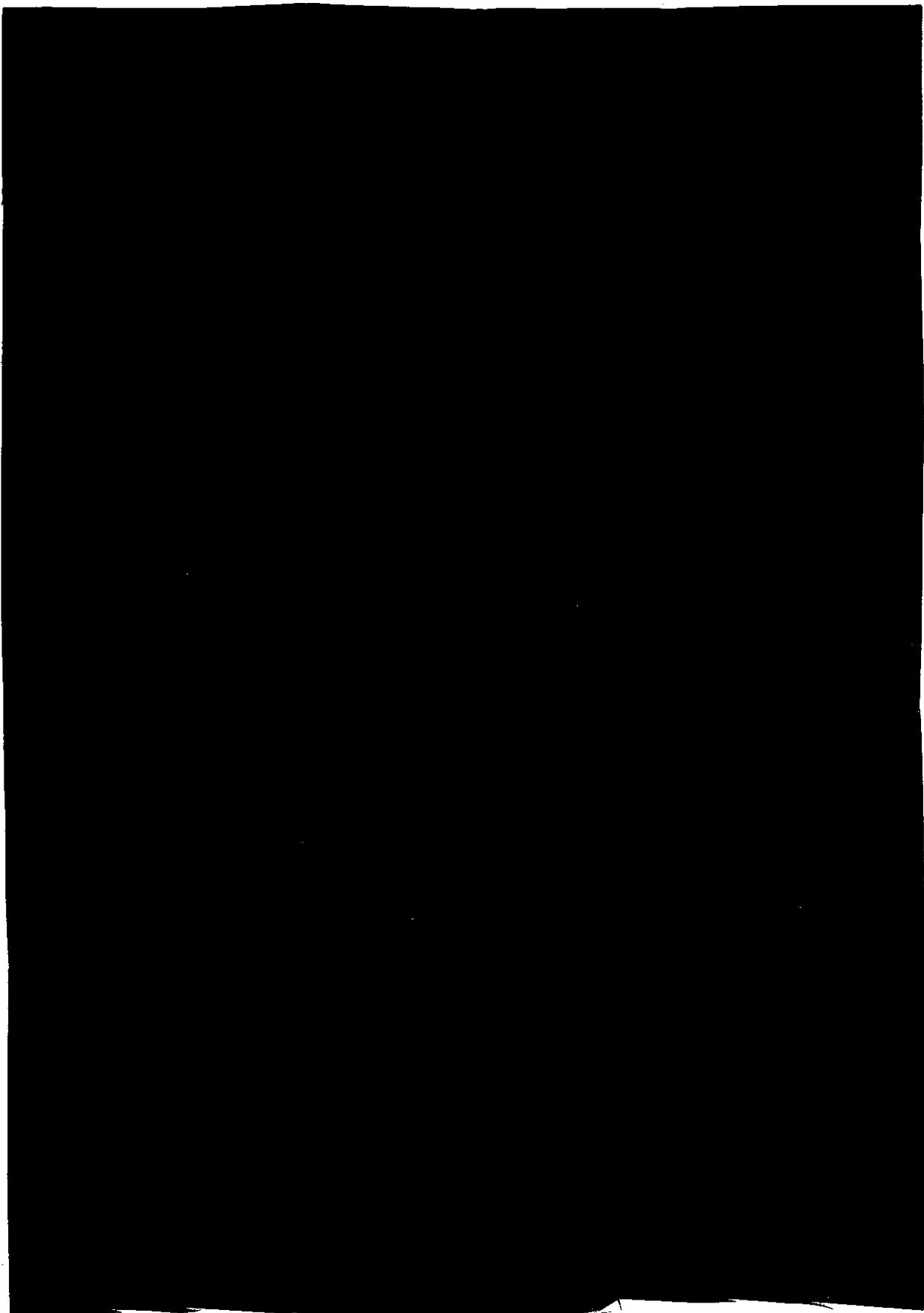


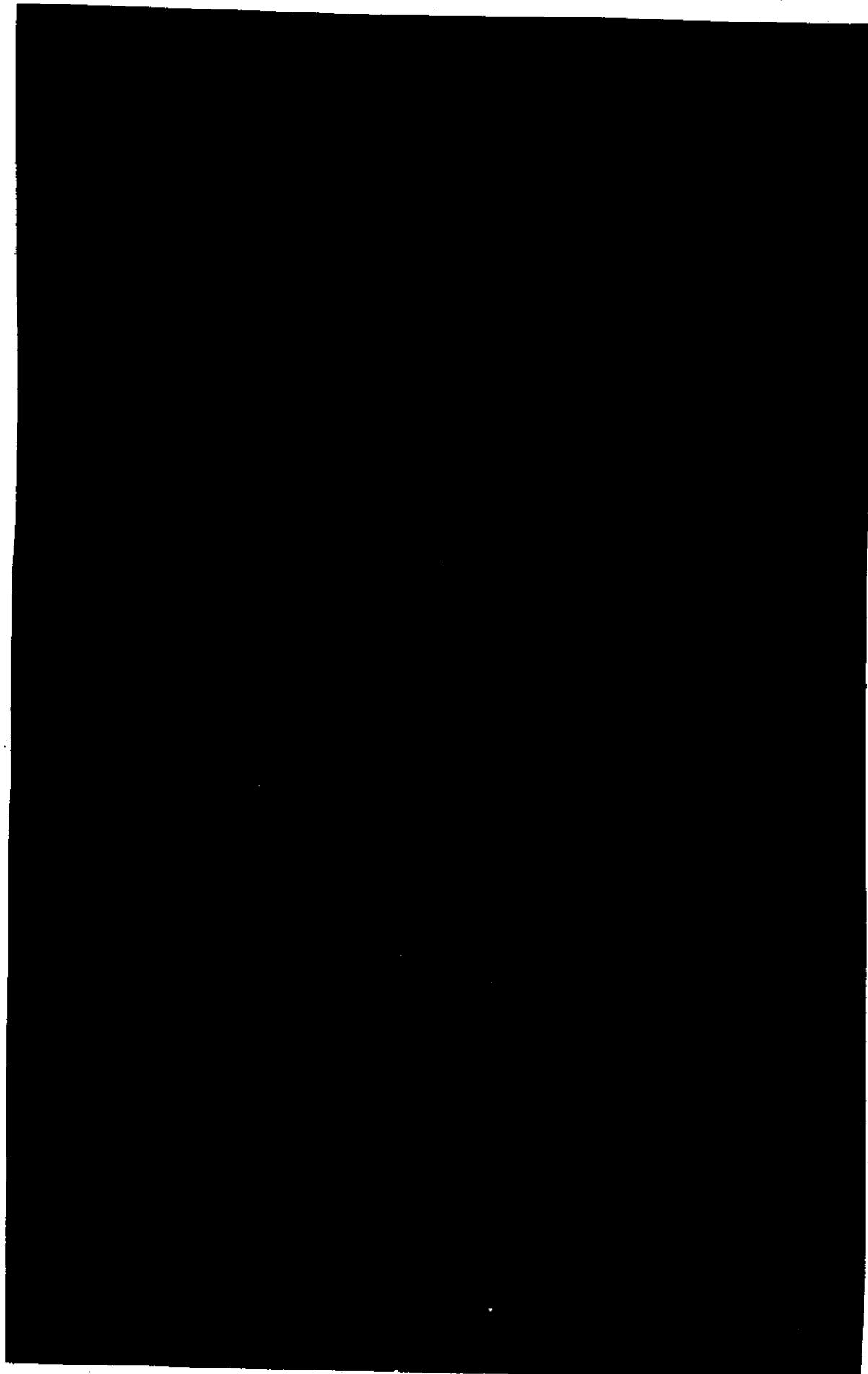
*1

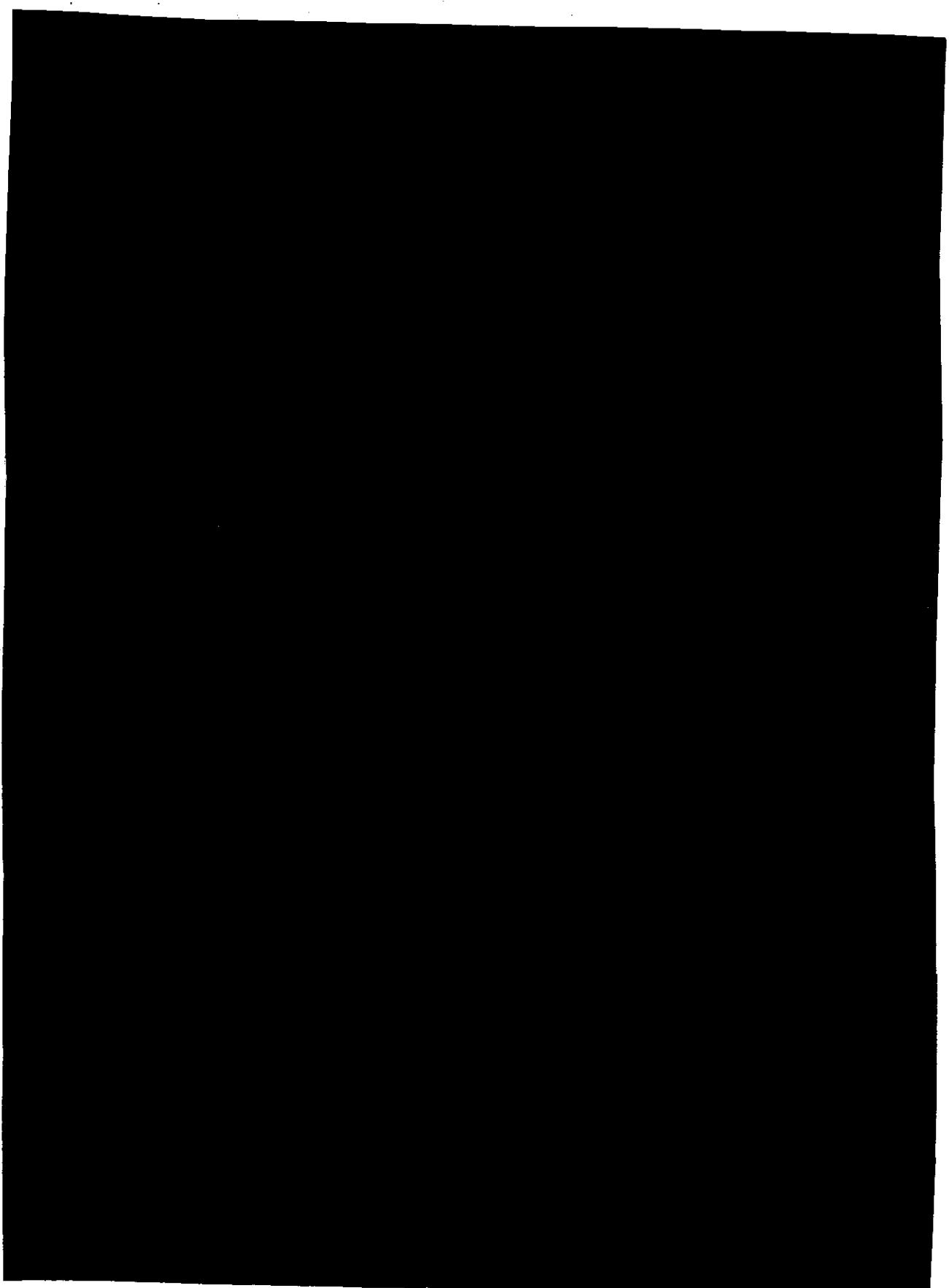




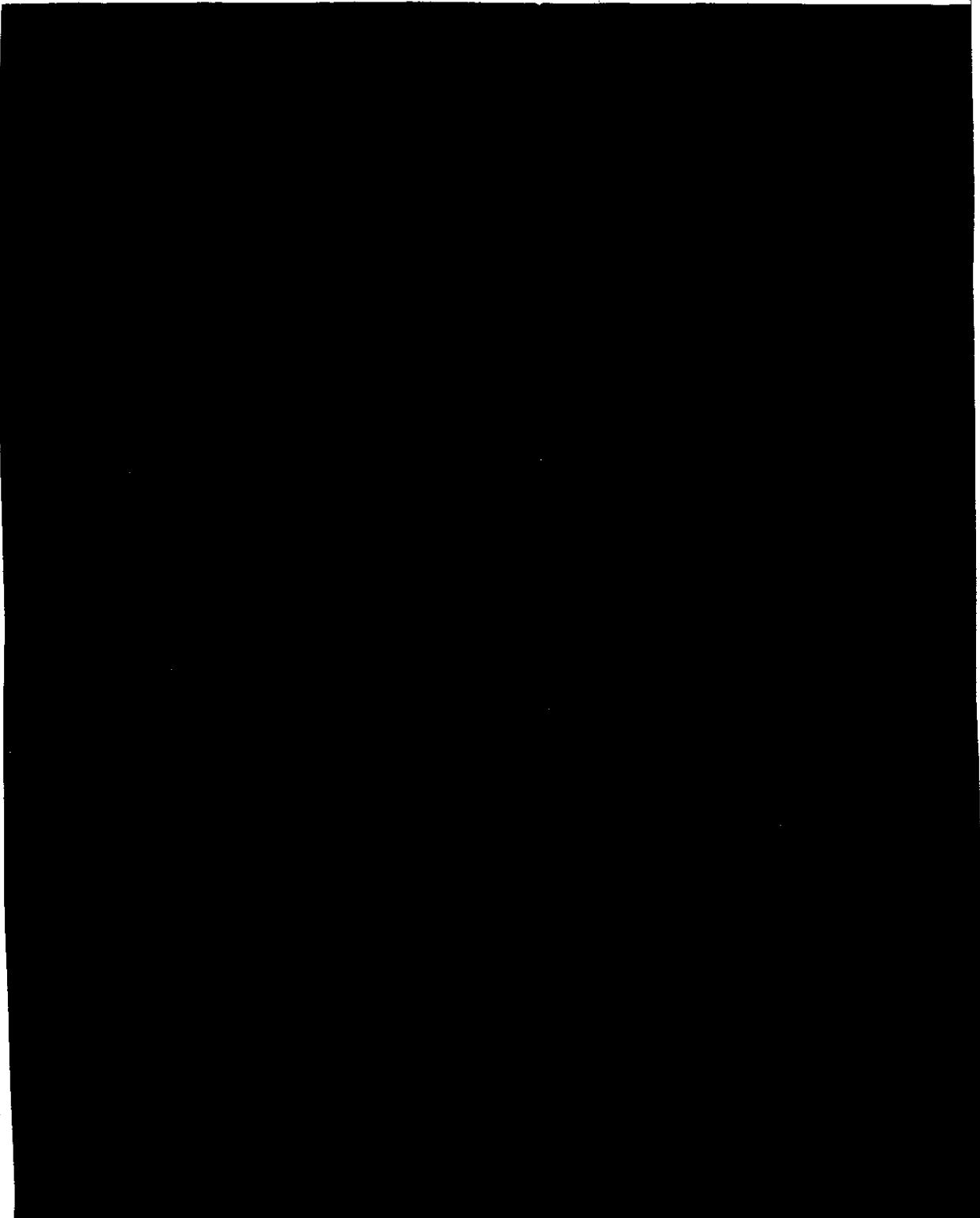
調査事項について（案）





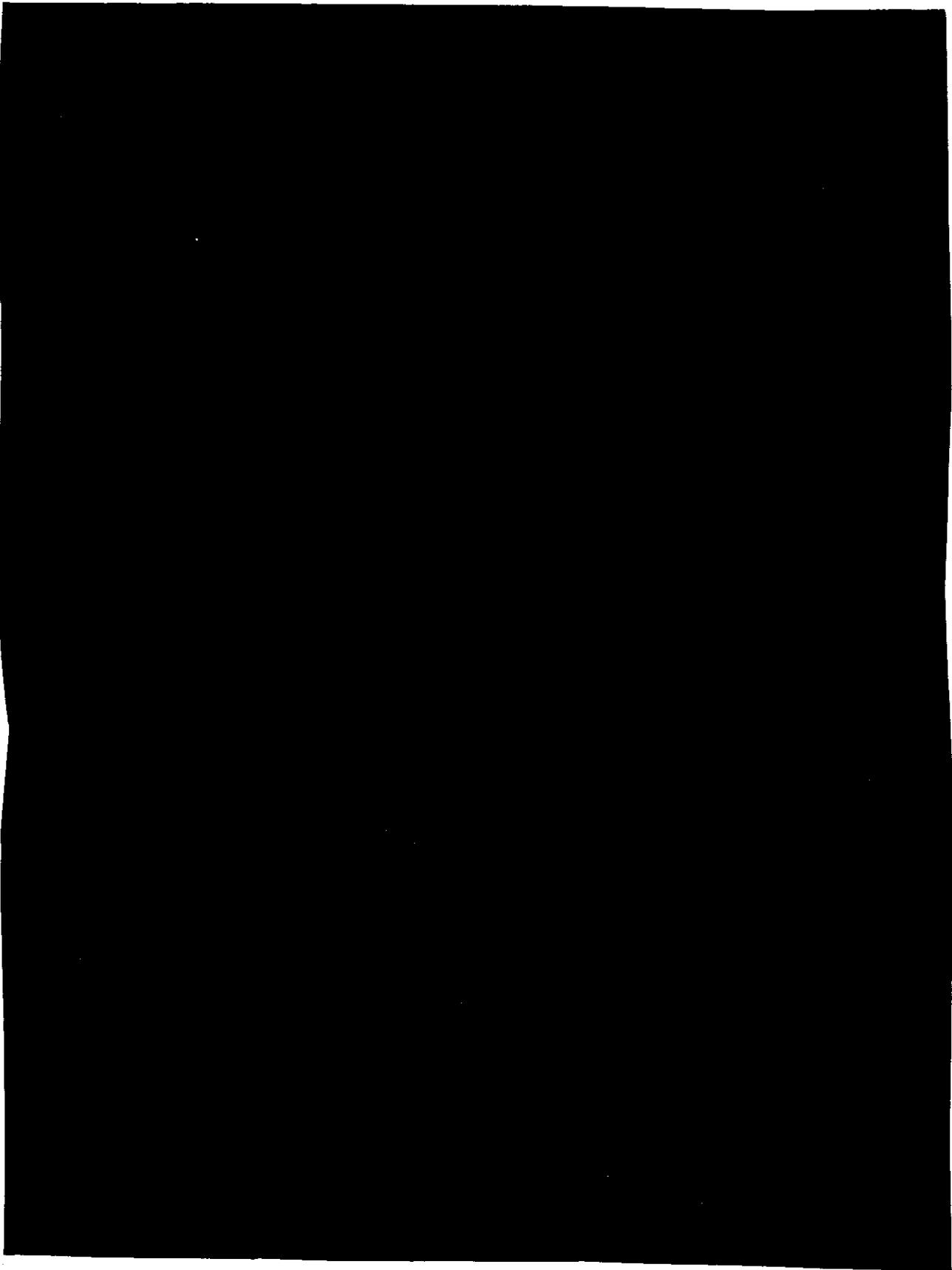


*1

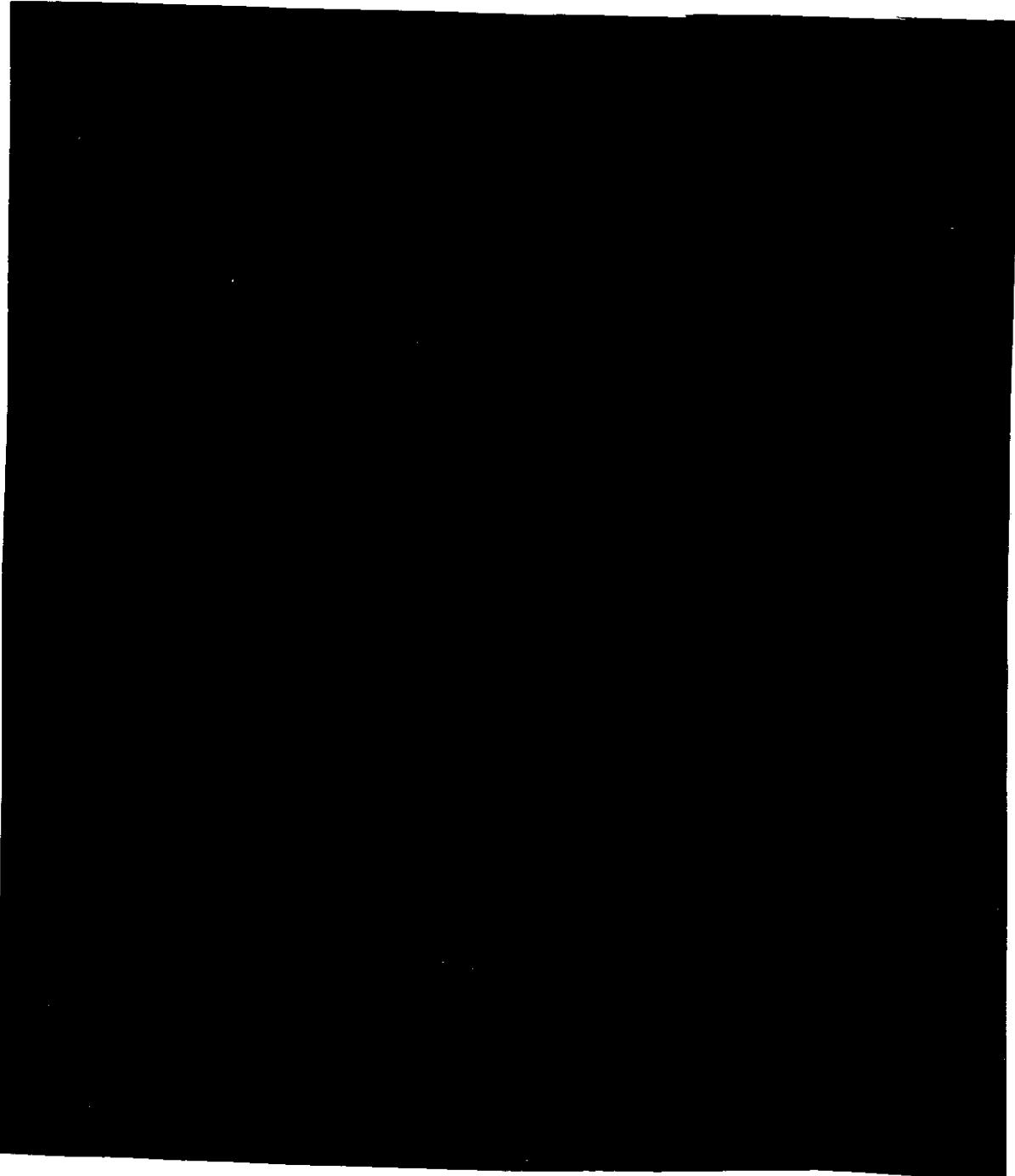


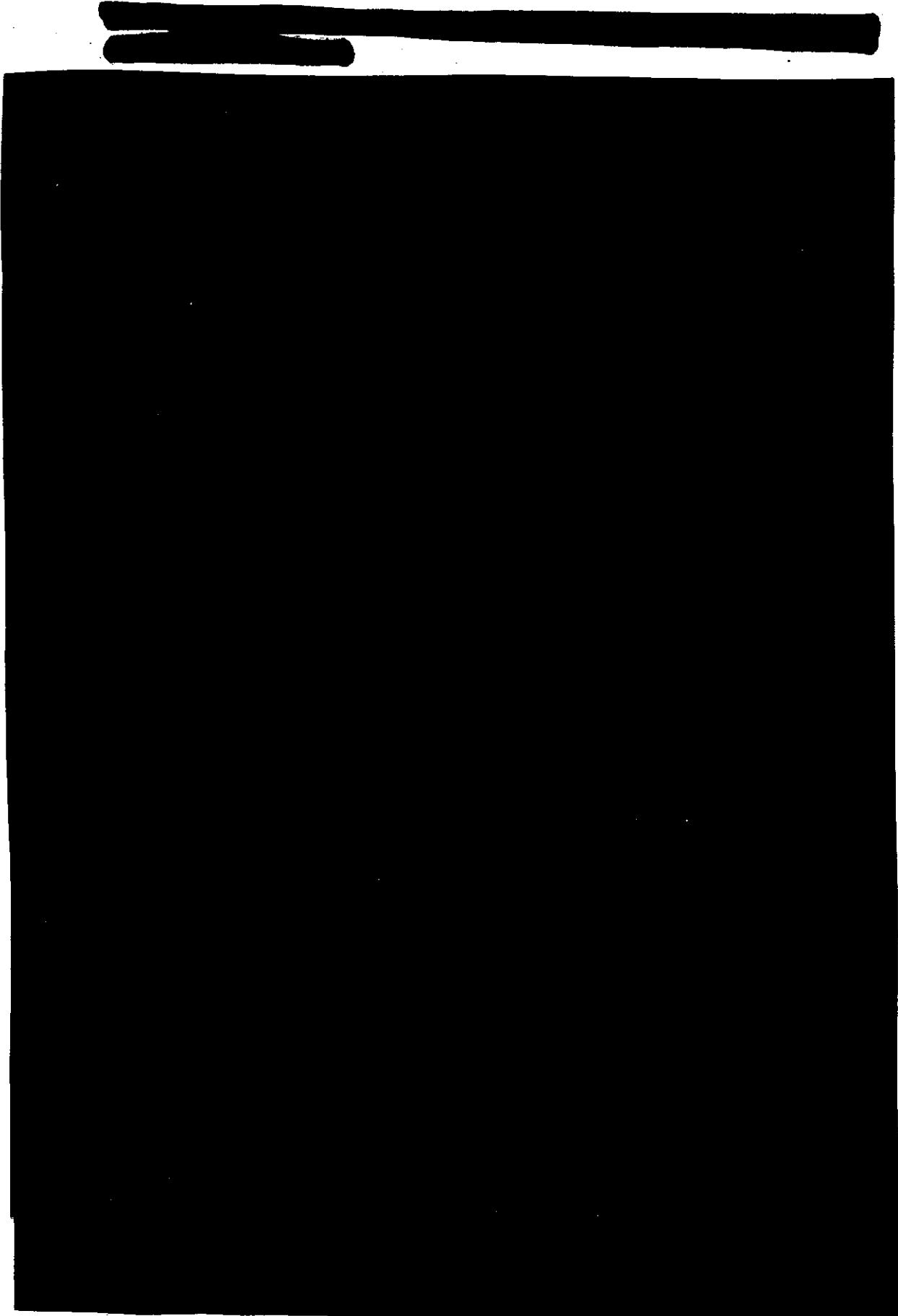
同意の取得について（案）

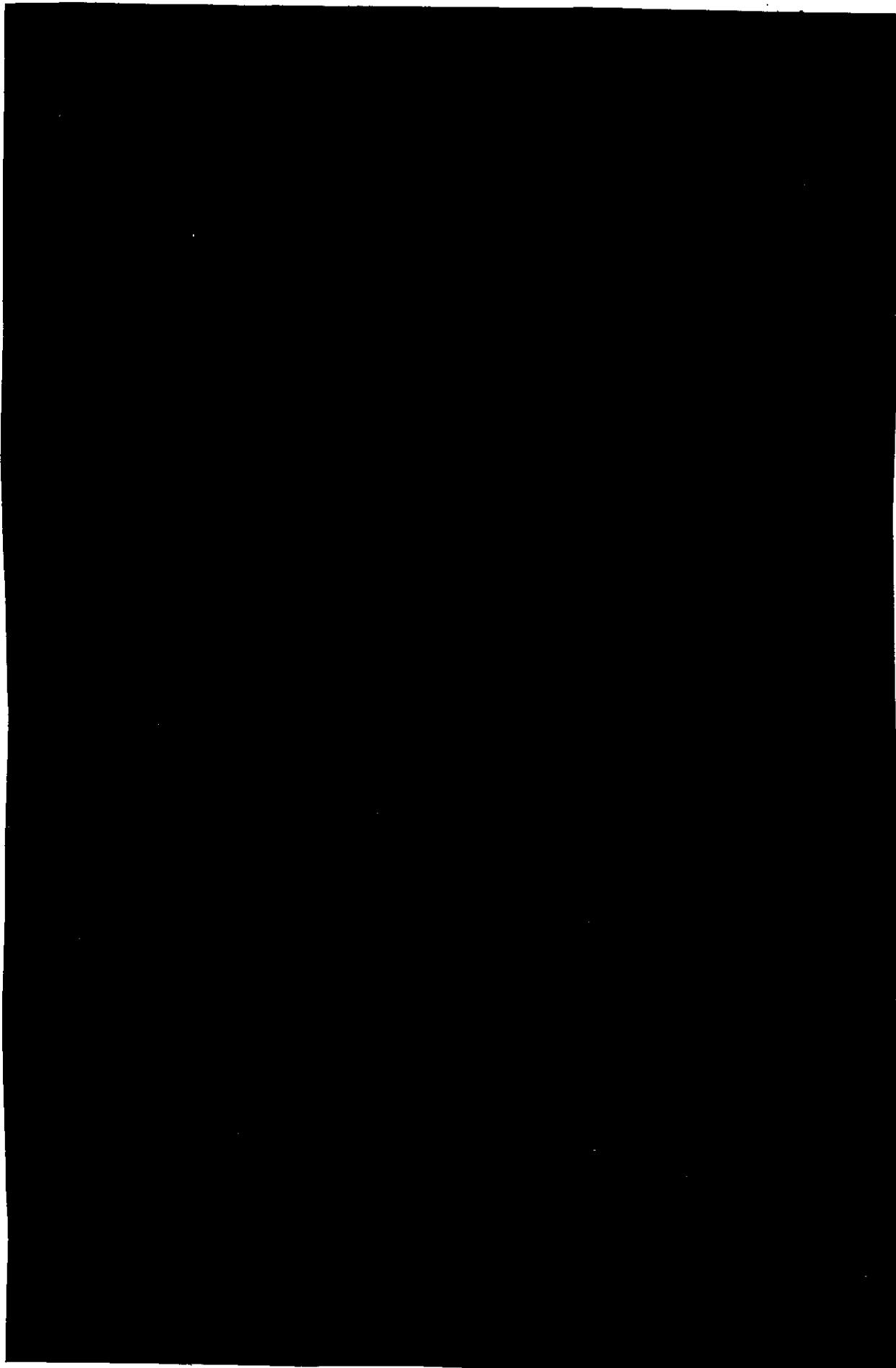


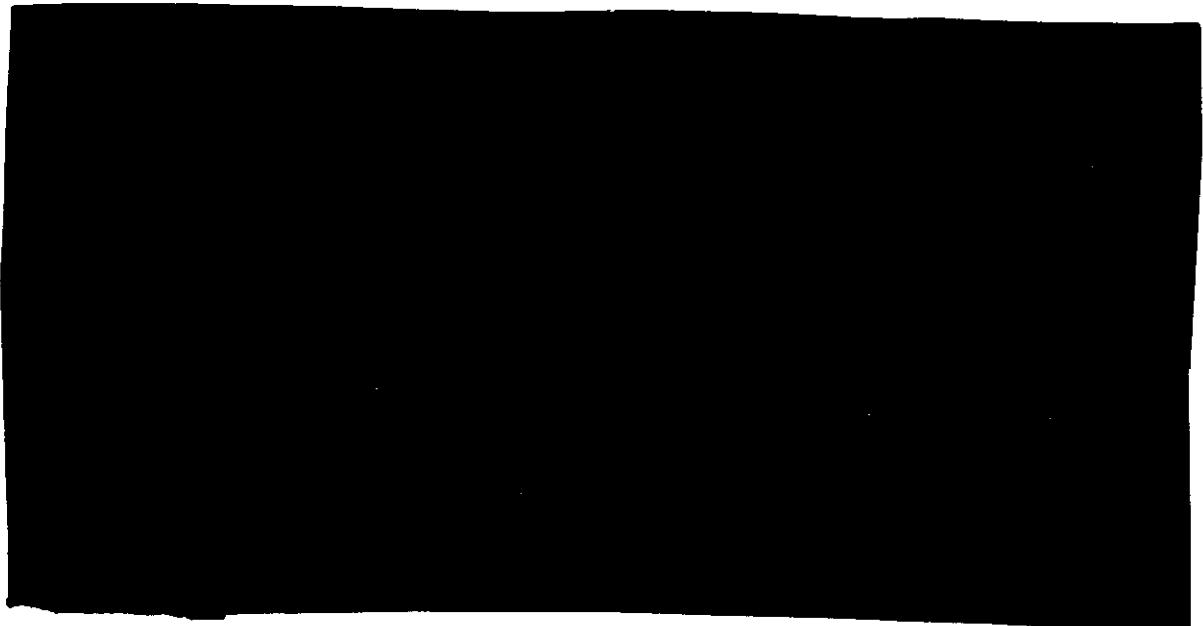


結果の通知について（案）

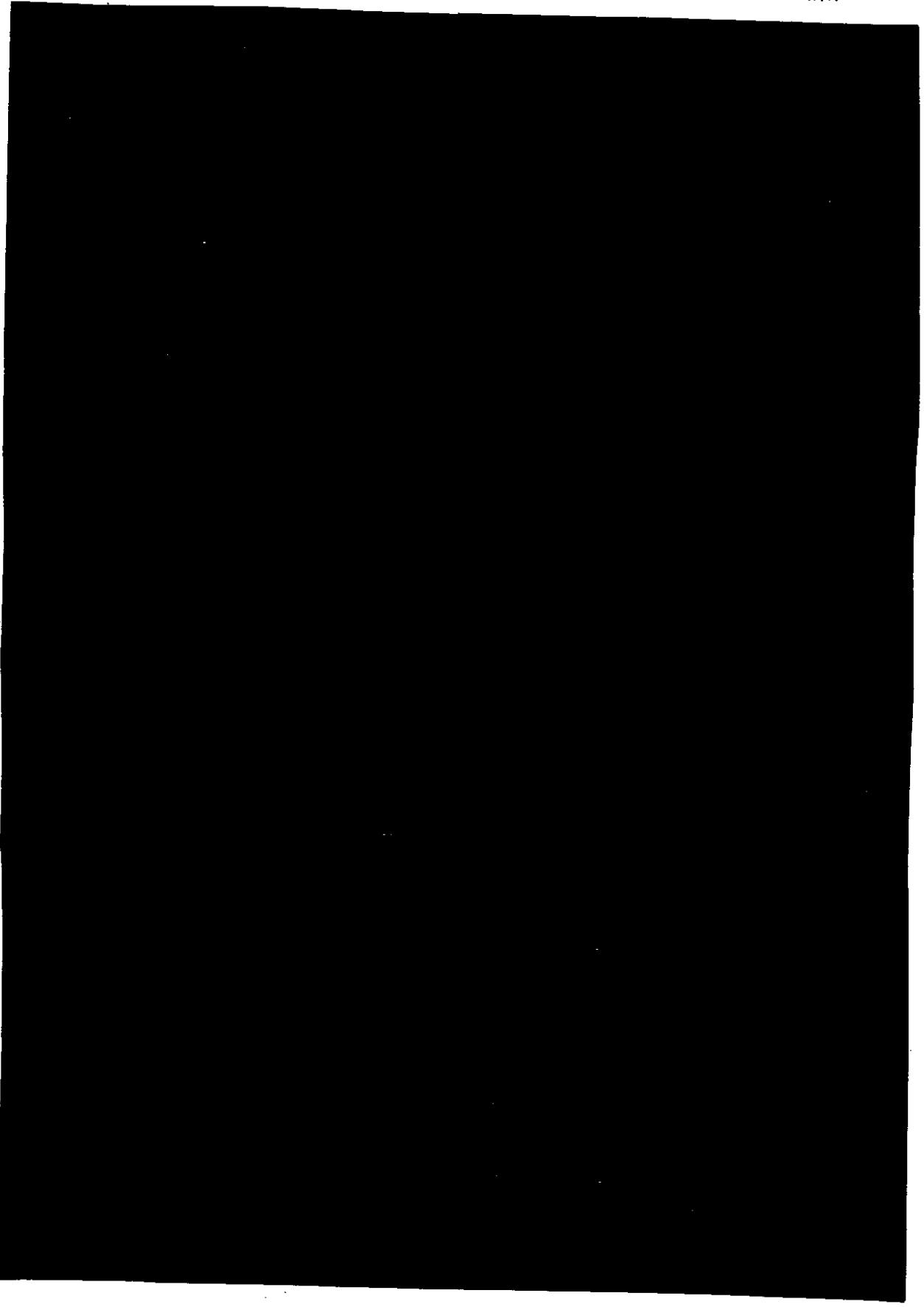


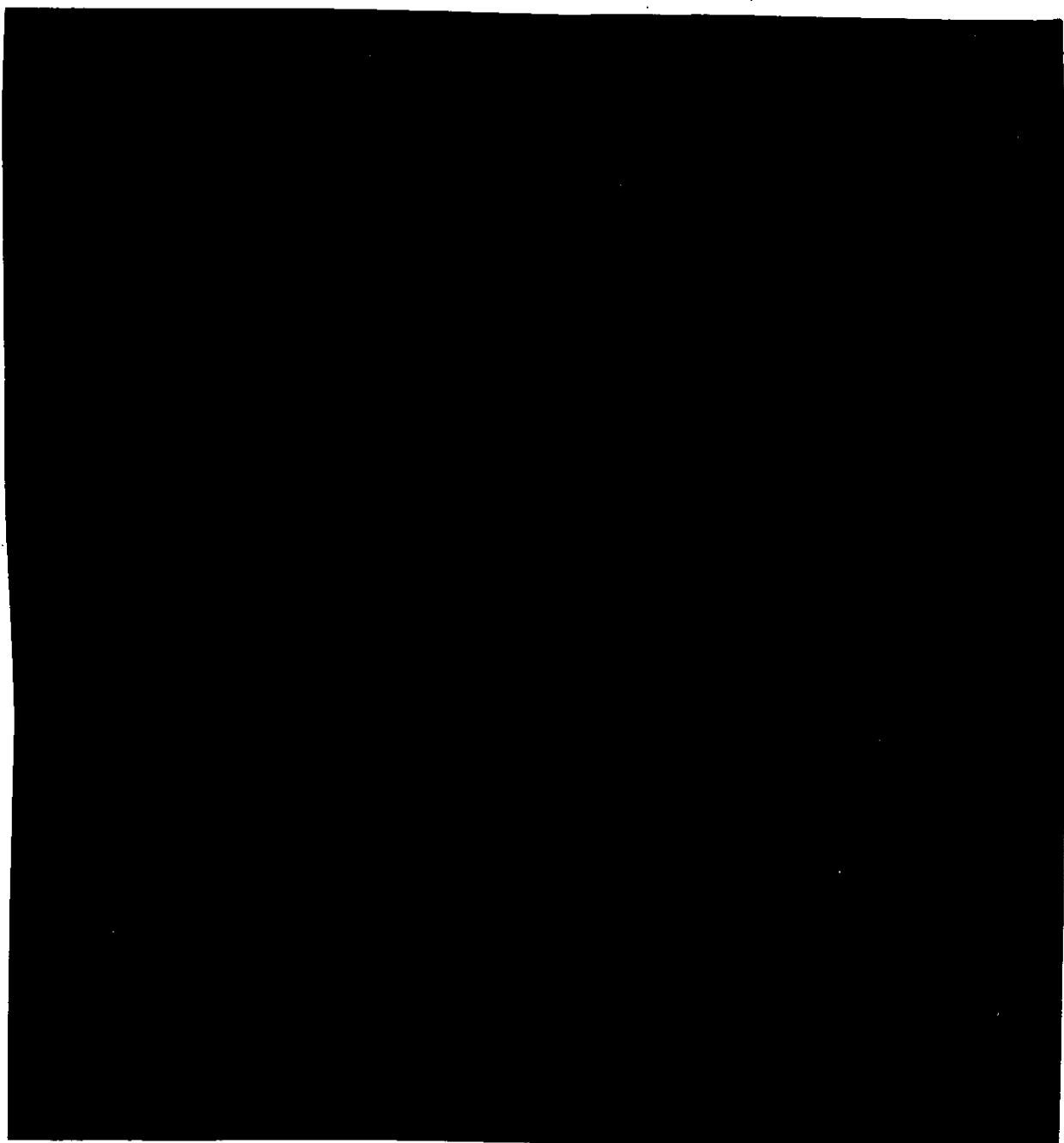






適性評価の実施への不同意等を理由とした不利益な取扱いの禁止について（案）

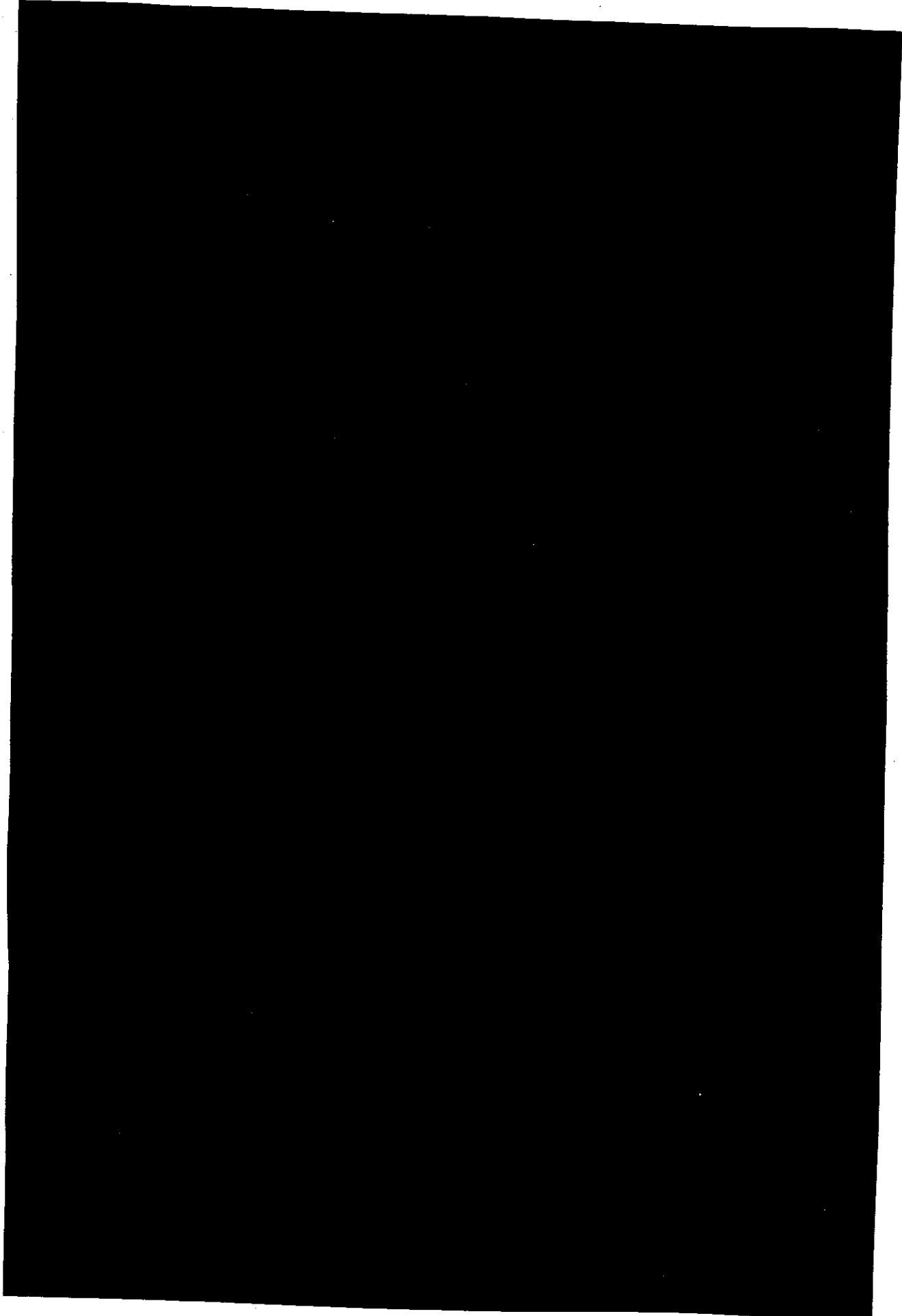


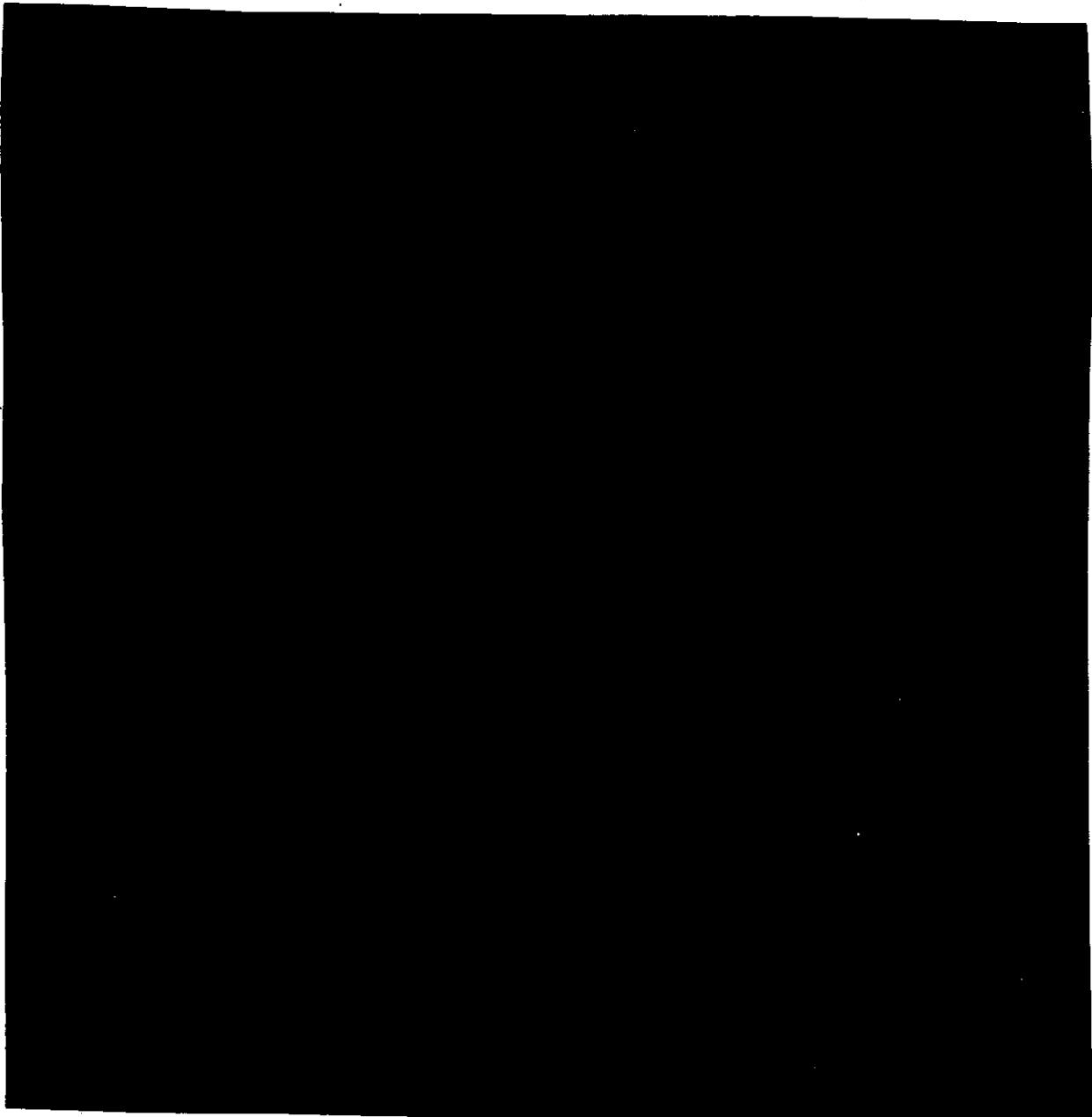


*1

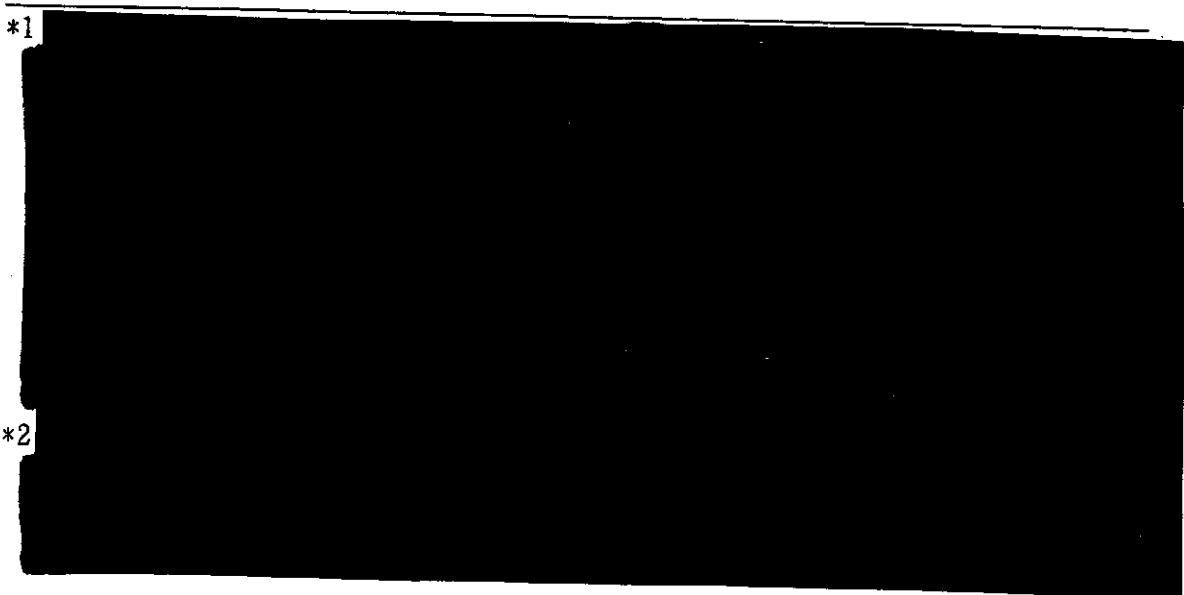
*2

*3

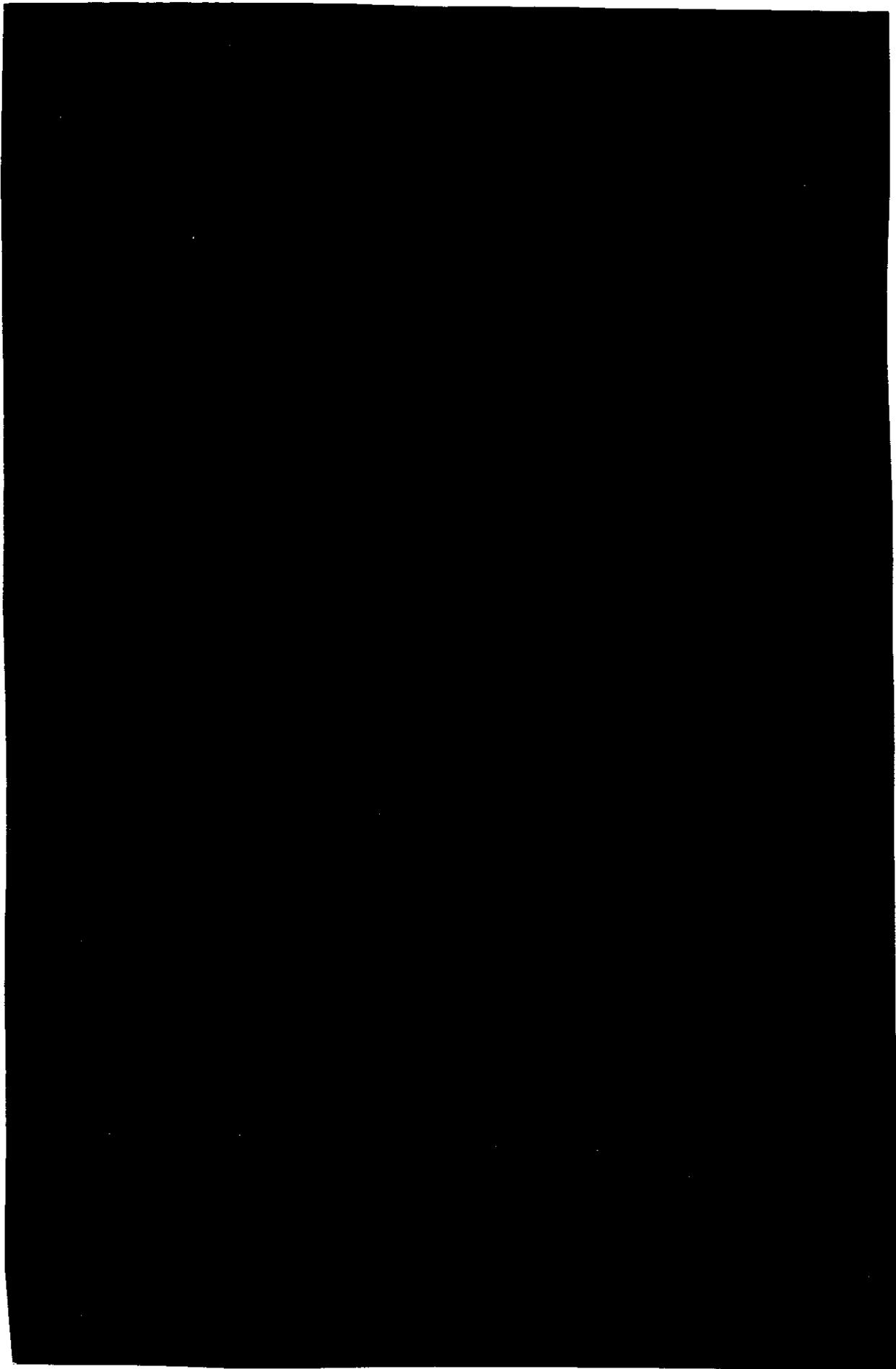


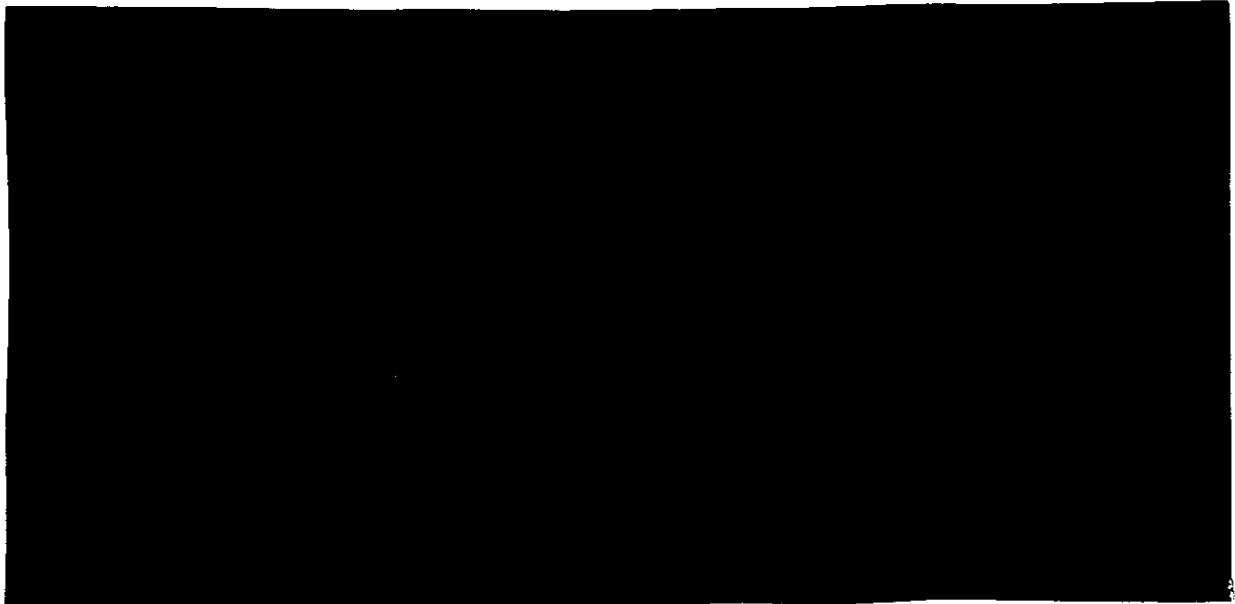


*1



*2





適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について（案）



*1

*2

*3

*1

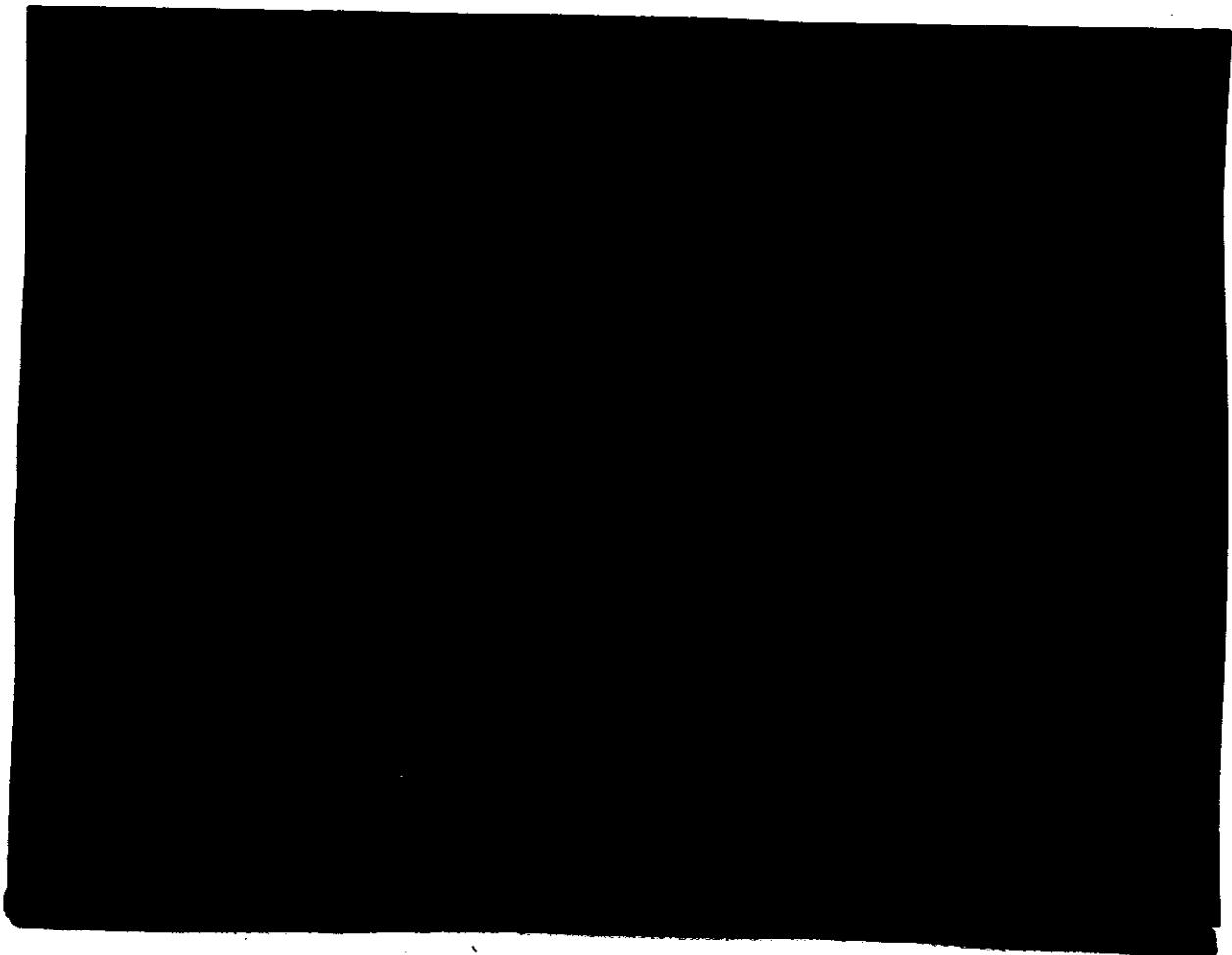


*2



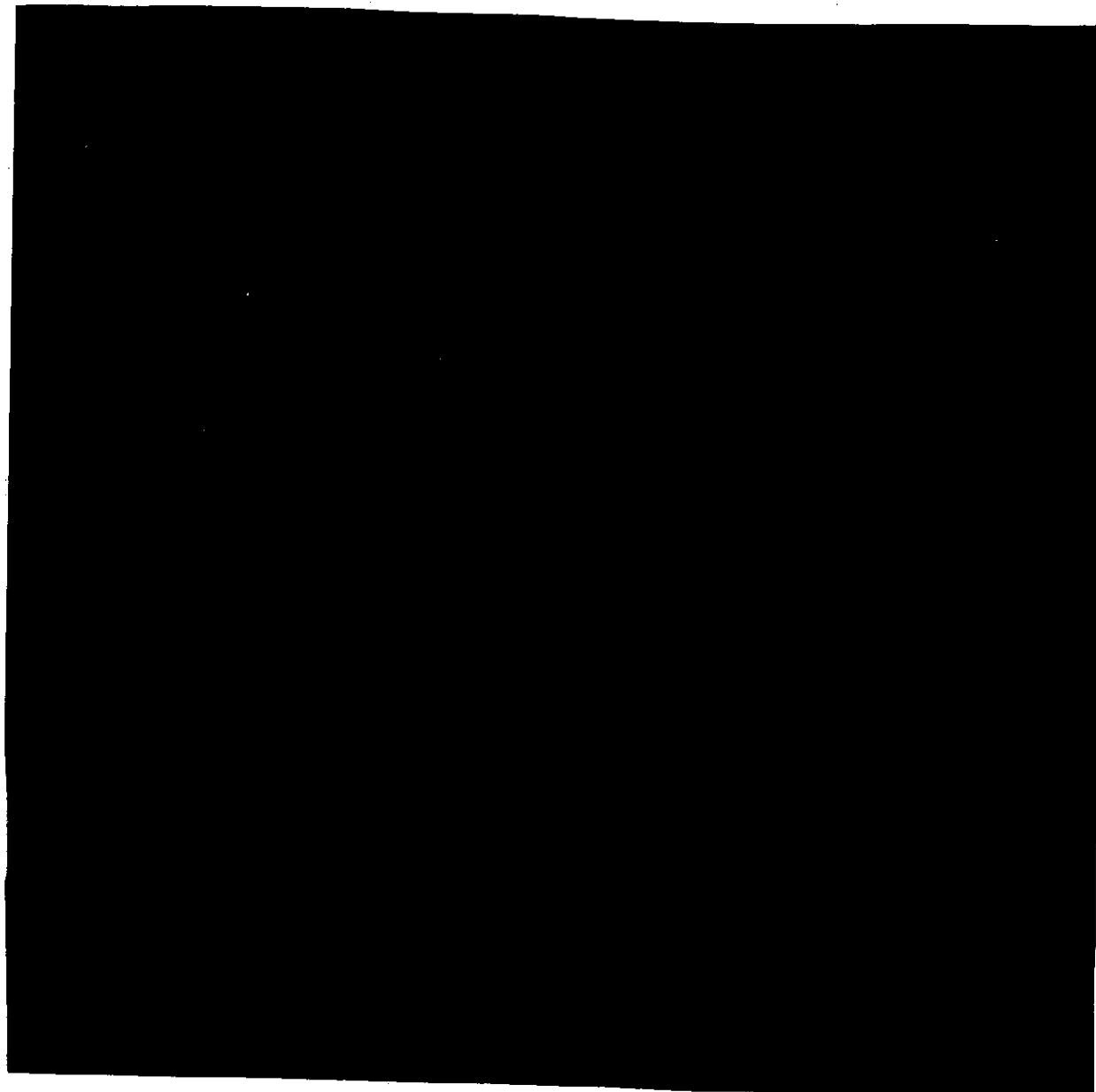
*3





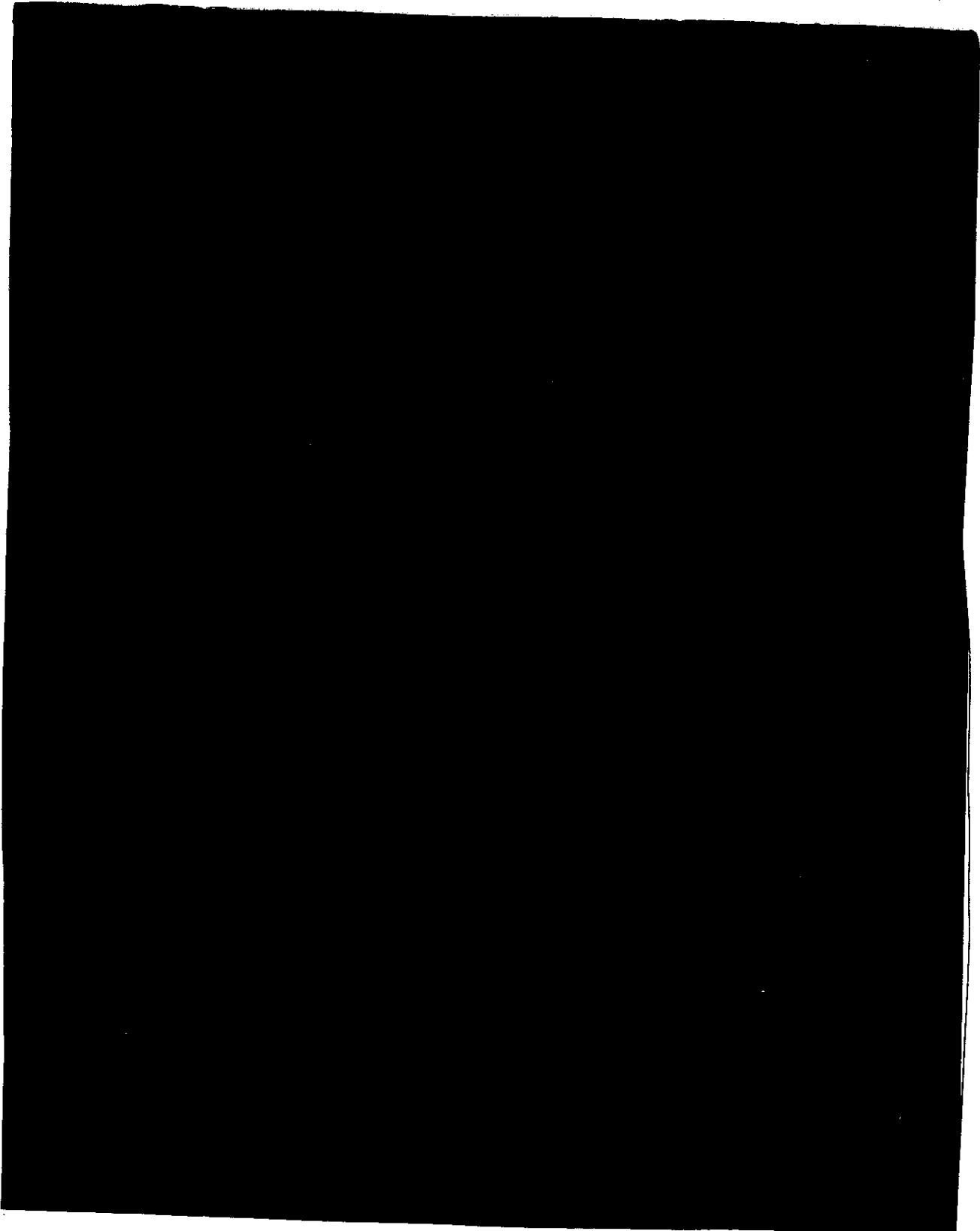
*1

適性評価と法の下の平等との関係について（案）



*1

*2



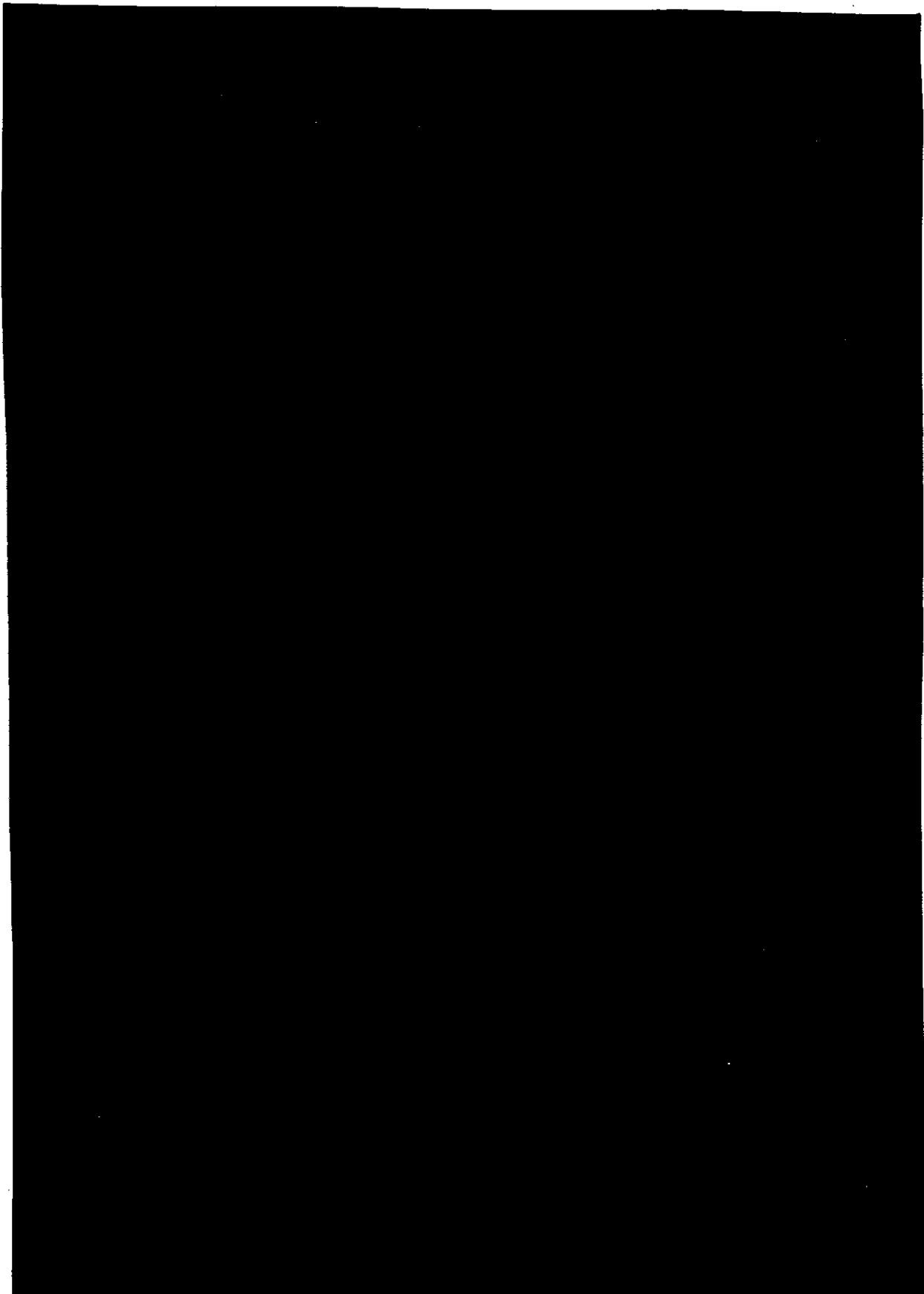
*1

*2

*3

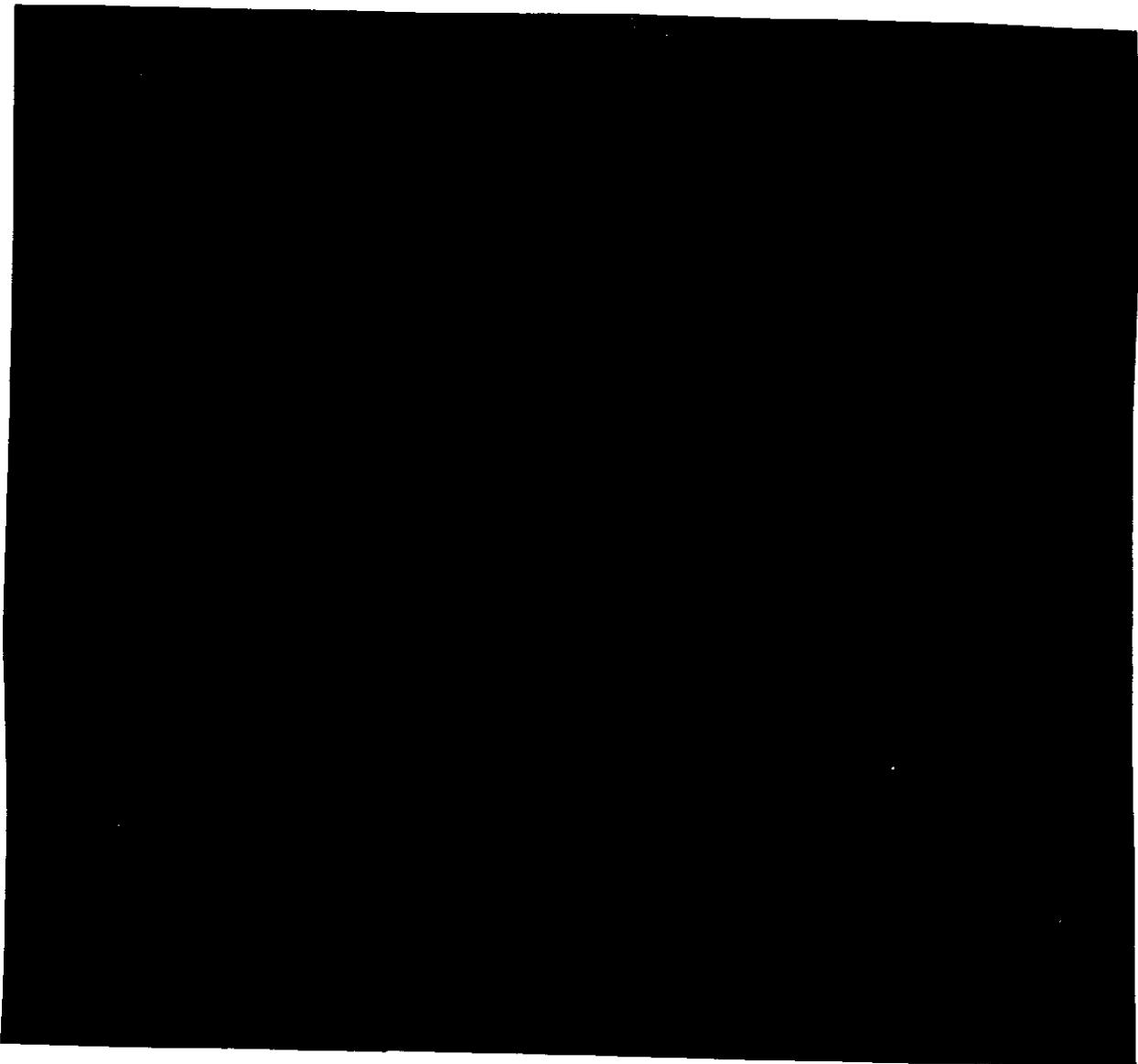


刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について（案）



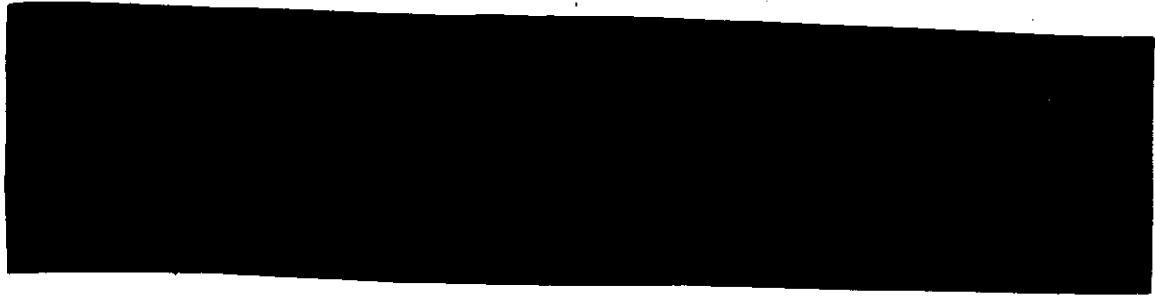


漏えいの教唆及び特定取得行為を処罰することと報道機関の取材の自由との関係について（案）



*1

*2



○現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧

種別	根拠法	条文	法定刑
一般職国家公務員	国家公務員法	109条12号、100条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
特命全権大使	外務公務員法、国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項、国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
特命全権公使	外務公務員法、国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項、国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
特派大使	外務公務員法、国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項、国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
政府代表	外務公務員法、国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項、国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
全権委員	外務公務員法、国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項、国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
政府代表又は全権委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び隨員	外務公務員法、国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項、国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
防衛省職員(自衛隊員)	自衛隊法	118条1項1号、59条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
1. 特別職国家公務員 【守秘義務】:有り 【罰則】:有り	裁判所職員	裁判所職員臨時措置法、国家公務員法	裁判所職員臨時措置法1号、国家公務員法109条12号、100条1項 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
特定独立行政法人の役員	独立行政法人通則法	69条の2、54条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
国家公務員倫理審査会会長、委員	国家公務員倫理法	46条、18条1項	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
公正取引委員会委員長、委員	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	93条、39条	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
公害等調整委員会委員長、委員	公害等調整委員会設置法	20条、11条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
中央労働委員会委員	労働組合法	29条、23条	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
情報公開・個人情報保護審査会委員	情報公開・個人情報保護審査会設置法	18条、4条8項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
公害健康被害補償不服審査会委員	公害健康被害の補償等に関する法律	145条、123条	1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員	会計検査院法	19条の5、19条の3、8項	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
政治資金適正化委員会委員	政治資金規正法	26条の7、19条の32、7項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
内閣総理大臣	官吏服務紀律、國務大臣、副大臣及び大臣政務官規範	紀律4条1項、規範1(B)	(規定なし)
国務大臣	官吏服務紀律、國務大臣、副大臣及び大臣政務官規範	紀律4条1項、規範1(B)	(規定なし)
内閣官房副長官	官吏服務紀律、國務大臣、副大臣及び大臣政務官規範	紀律4条1項、規範1(B)	(規定なし)
副大臣	官吏服務紀律、國務大臣、副大臣及び大臣政務官規範	紀律4条1項、規範1(B)	(規定なし)
大臣政務官	官吏服務紀律、國務大臣、副大臣及び大臣政務官規範	紀律4条1項、規範1(B)	(規定なし)
内閣法制局長官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
人事院総裁、人事官	国家公務員法	6条2項、100条1項	(規定なし)
会計検査院長、検査官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
宮内庁長官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
侍従長	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
侍従	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
東宮大夫	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
式部官長	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
侍従次長	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
宮務主管	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
皇室医務主管	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
女官長及び女官	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
侍医長及び侍医	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
東宮侍従長及び東宮侍従	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
東宮女官長及び東宮女官	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
東宮侍医長及び東宮侍医	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
宮務官	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
侍女長	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
裁判官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
2. 特別職国家公務員 【守秘義務】:有り 【罰則】:無し	内閣危機管理監	内閣法、国家公務員法	内閣法15条4項、国家公務員法100条1項 (規定なし)
	内閣官房副長官補	内閣法、国家公務員法	内閣法16条3項、15条4項、国家公務員法100条1項 (規定なし)
	内閣広報官	内閣法、国家公務員法	内閣法17条3項、15条4項、国家公務員法100条1項 (規定なし)

種別	根拠法	条文	法定刑
内閣情報官	内閣法、国家公務員法	内閣法18条3項、15条4項、 国家公務員法100条1項	(規定なし)
内閣総理大臣補佐官	内閣法、国家公務員法	内閣法19条4項、15条4項、 国家公務員法100条1項	(規定なし)
内閣総理大臣秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
国務大臣秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
人事院秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
会計検査院長秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
内閣法制局長官秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
宮内庁長官秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
国家公安委員会委員	警察法、国家公務員法	警察法10条1項、国家公務 員法100条1項	(規定なし)
原子力委員会の委員長及び委員	原子力委員会及び原子力安全委員会設置 法	10条	(規定なし)
宇宙開発委員会の委員長及び委員	文部科学省設置法	14条	(規定なし)
原子力安全委員会委員	原子力委員会及び原子力安全委員会設置 法	22条、10条	(規定なし)
国会職員	国会職員法	19条	(規定なし)
運輸安全委員会委員長、委員	運輸安全委員会設置法	12条1項	(規定なし)
総合科学技術会議議員	内閣府設置法	33条1項	(規定なし)
再就職等監視委員会委員長、委員	国家公務員法	106条の12 1項	(規定なし)
証券取引等監視委員会委員長、委員	金融庁設置法	16条1項	(規定なし)
公認会計士・監査審査会会长、委員	公認会計士法	37条の6 1項	(規定なし)
食品安全委員会委員	食品安全基本法	32条1項	(規定なし)
公益認定等委員会委員	公益法人及び公益財団法人の認定等に關 する法律	39条1項	(規定なし)
国地方係争処理委員会委員	地方自治法	250条の9 13項	(規定なし)
電気通信事業紛争処理委員会委員	電気通信事業法	150条 1項	(規定なし)
運輸審議会委員	国土交通省設置法	21条1項	(規定なし)
土地鑑定委員会委員	地価公示法	18条1項	(規定なし)
衆議院議員選挙区画定審議会委員	衆議院議員選挙区画定審議会設置法	6条7項	(規定なし)
国会等移転審議会委員	国会等の移転に関する法律	15条8項	(規定なし)
電波監理審議会委員	電波法、国家公務員法	電波法99条の4、国家公務 員法100条1項	(規定なし)
3. 特別職国家公務員 【守秘義務】:無し 【罰則】:無し	中央更正保護審査会委員長、委員	更正保護法	(守秘義務の規定なし) (規定なし)
	社会保険審査会委員長、委員	社会保険審査官及び社会保険審査会法	(守秘義務の規定なし) (規定なし)
	地方財政審議会委員	総務省設置法	(守秘義務の規定なし) (規定なし)
	労働保険審査会委員	労働保険審査官及び労働保険審査会法	(守秘義務の規定なし) (規定なし)
	公安審査委員会委員長、委員	公安審査委員会設置法	(守秘義務の規定なし) (規定なし)
	中央社会保健医療協議会委員	社会保険医療協議会法	(守秘義務の規定なし) (規定なし)
	中央選挙管理会委員	公職選挙法	(守秘義務の規定なし) (規定なし)
	日本ユネスコ国内委員会会長、副会長 及び委員	ユネスコ活動に関する法律	(守秘義務の規定なし) (規定なし)
	日本学士会会員	日本学士院法	(守秘義務の規定なし) (規定なし)
	日本学術会議会員	日本学術会議法	(守秘義務の規定なし) (規定なし)
4. その他	国会議員の秘書	国会法	(守秘義務の規定なし) (規定なし)
	国会議員	国会法	(守秘義務の規定なし) (規定なし)
	(一般職)地方公務員	地方公務員法	60条2号、34条第1項 1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	地方公共団体の長、議会議長、議員等	地方自治法	(守秘義務の規定なし) (規定なし)
	東京都知事秘書	特別職の指定に関する条例	(守秘義務の規定なし) (規定なし)
	東京都議会議長秘書	特別職の指定に関する条例	(守秘義務の規定なし) (規定なし)

官吏服務紀律(明治20年勅令第39号)

国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範(平成13年1月6日閣議決定)

諸外国の秘密保全制度における適性評価手続

根拠	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
根拠	合衆国法典及び行政命令	政府声明及びセキュリティ・ポリシー の枠組み（政府統一基準で各省に義務的履行を求めるもの）	保安審査法	国防法典及び国防秘密保全に関する政府間通達
対象者	連邦政府の各官庁構成員及び契約業者（うち秘密を取り扱う者（本人））	連邦政府の各官庁構成員及び契約業者（本のうち秘密を取り扱う者（本人）及びその配偶者）	連邦政府の各官庁構成員及び契約業者（本のうち秘密を取り扱う者（本人）及びその配偶者）	連邦政府の各官庁構成員及び契約業者（本のうち秘密を取り扱う者（本人）及びその配偶者）
対象外の者	大統領及び副大統領	首相及び大臣（閣外大臣及び政務次官を含む。）	連邦大統領、連邦首相及び連邦大臣	大統領、首相及び大臣
実施機関	連邦政府の各官庁	連邦の各官庁及び警察機関	連邦政府の各官庁	首相の委任を受けた者
有効期間	5年	7年（初回は5年）	10年 (5年目に調査票を再提出)	最長5年 (その職に在中のみ有効)
調査票の主な記入事項	○ 本人に関するもの ・人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地、社会保障番号、身体的特徴等） ・学歴・職歴・軍歴 ・暴力的な政府転覆活動・テロリスト・国民の憲法上の権利の行使を暴力的に妨害する違法な活動への関与	○ 本人に関するもの ・人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地、身分証明書番号等） ・学歴・職歴・軍歴 ・議会制民主主義の転覆・弱化を目的とする活動、スパイ、破壊工作活動、テロリズムへの関与	○ 本人に関するもの ・人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地、身分証明書番号等） ・学歴・職歴・軍歴 ・反憲法組織・日東独情報機関への関与 ・セキュリティ上懸念される国家への渡航歴・滞在歴 ・外國居住歴 ・犯罪歴 ・財務状況 ・信用状態 ・民事訴訟歴 ・薬物・アルコールの影響 ・精神疾患等の状態 ・雇用主の人定事項 ・本人をよく知る者の連絡先 ・過去の適性評価 ・過去の適性評価記録	○ 本人に関するもの ・人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地、身分証明書番号等） ・出生地、身分証明書番号等 ・学業レベル（学位、外国语能力等） ・職歴 ・外國渡航歴

調査票の 主な 記入事項 (続き)	○ 配偶者に関するもの（本人が記入）	○ 配偶者に関するもの（配偶者が記入）	○ 配偶者に関するもの（配偶者に関するもの （本人が記入） ・ 本人と同様の事項 ・ 本人と同様の事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を持む。）、出生地、社会保障番号等） ・ 婚姻及び離婚の期日及び届出地 ・ 外国居住歴 ・ 財務状況 ・ 信用状態等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を持む。）、出生地等） ・ 家族・同居人にに関するもの（本人が記入） ・ 人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍（帰化情報を持む。）、出生地等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍（帰化情報を持む。）、出生地等） ・ 家族・同居人にに関するもの（本人が記入） ・ 人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍（帰化情報を持む。）、出生地等）
同意の取得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 書面の提出により取得する。 ・ 本人以外の者の同意は取得していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 書面の提出により取得する。 ・ 本人以外の者の同意は取得している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人及び配偶者について、それぞれ書面の提出により取得する。 ・ 本人及び配偶者以外の者の同意は取得していない。 ・ 本人及び配偶者について、それぞれ書面の提出により取得する。 ・ 本人及び配偶者以外の者の同意は取得していない。
プロセス 及び 手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人が調査票に記入し、提出 ・ 本人への面接 ・ 公私の団体への照会 ・ 本人をよく知る者からの聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人が調査票に記入し、提出 ・ 本人への面接 ・ 公私の団体への照会 ・ 本人をよく知る者からの聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人が調査票に記入し、提出 ・ 本人への面接 ・ 公私の団体への照会 ・ 本人をよく知る者からの聴取 ・ 本人及び配偶者について、それぞれよく知る者からの聴取
結果の通知 理由の 通知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人に通知する。 ・ 適性を認めない場合、国家安全保障上の利益及び他の法令が許容する限りにおいて包括的かつ詳細に通知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人に通知する。 ・ 適性を認めない場合、可能な範囲で通知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適性を認めない場合、本人に通知する。 ※ 適性を認めないと判断する場合は、情報源の保護が保証される範囲で、あらかじめその判断の理由となる事実が示される。なお、情報保護上著しい不利益が生じ得る場合には示されないことがある。 ・ 本人に通知する。

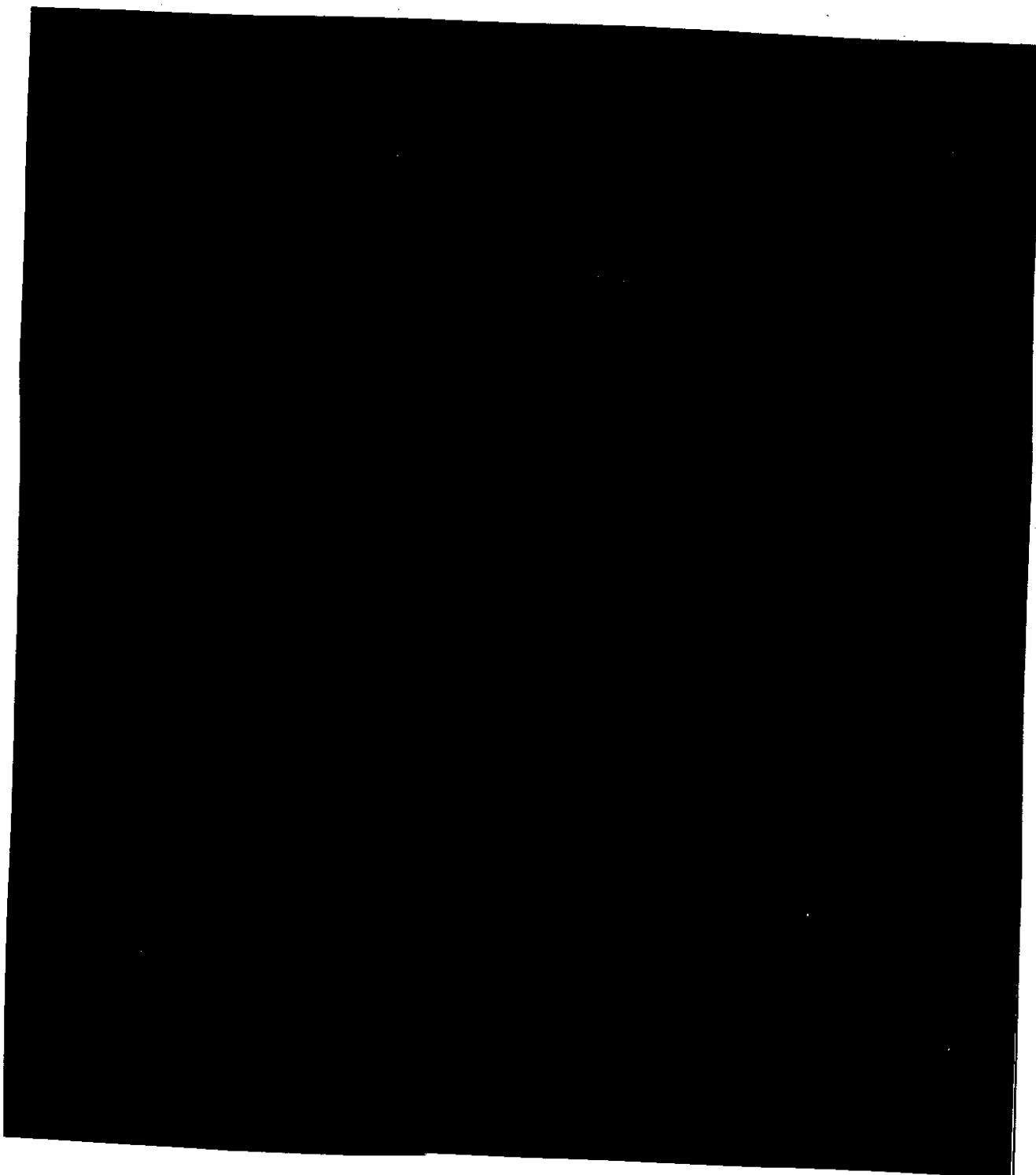
注：機密性が最も高い区分の秘密を取り扱う際に必要となる適性評価手続について記載している。

諸外国の秘密保全制度における主な罰則

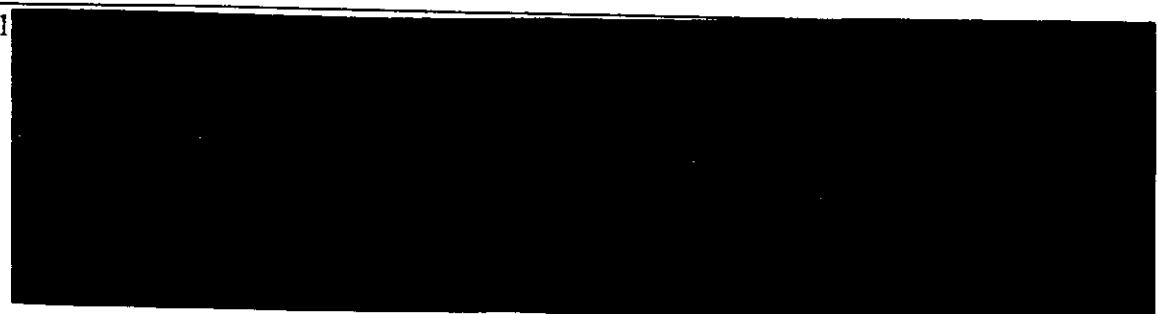
アメリカ（合衆国法典）	イギリス（公務秘密法）	ドイツ（刑法）	フランス（刑法）
・米国に損害を与える、又は外国を利する意図を有する者による、外國政府への国防情報の漏えい ・戦時における、敵への伝達を意図した国防情報の漏えい 【死刑、無期刑又は有期刑（上限なし）】	・ <u>国家安全・利益を損なう目的による、漏えい情報の漏えい</u> 【3年以上14年以下の自由刑】	・ <u>ドイツに不利益を与える、又は外国の勢力に利益を与える目的による、漏えい情報の漏えい</u> 【1年以上の自由刑（犯情特に重い事案（※2）では、無期又は5年以上の自由刑）】	・ <u>国民の基本的利益に漏えいする情報の漏えい</u> 【15年以下の自由刑及び罰金】
目的等による加重類型	故意の漏えい	※1 「国家機密」とは、限定された範囲の者のみに入手可能で、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対する重大な不利益を及ぼす危険を回避するため、外国の勢力に対して秘密にしておかなければならぬ事実、物又は知識をいう。 ※2 「犯情の特に重い事案」とは、原則として、行為者が、① <u>國家機密の保持</u> をその者に特別に義務付ける責任ある地位を濫用したとき、又は②その行為により、ドイツ連邦共和国の对外的安全に対して、特に重大な不利益を及ぼす危険を生じたとき、をいう。	※3 「国民の基本的利益」とは、国の独立性、領土の一体性、国の安全性、共和政体、国防及び外交能力、国内外における国民の保護、自然環境とその周辺の状況の調和並びに国の科学・経済力及び文化的遺産の重要な要素をいう。
故意の漏えい		・ <u>国防情報の漏えい</u> 【6年以上5年以下の自由刑（犯情の特に重い事案では、1年以上10年以下の自由刑）】	・ <u>身分、職業によって、又は職務若しくは一時的若しくは恒常的な任務に基づいて、国防上の秘密を所持する者による漏えい</u> 【7年以下の自由刑及び罰金】
		・ <u>防諜・諜報員による防諜・諜報情報の漏えい</u> ・ <u>公務員又は政府と契約関係にある者による、①防諜・諜報情報、②防衛情報、③国際関係情報、④犯罪を惹起する情報、⑤通信手段に関する情報の漏えい</u> ・行政機関の職員又は行政機関が過半数の株式を所有する企業の職員による、大統領等が指定した安全保護に関する秘密情報の漏えい 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・ <u>公務員による秘密の漏えい</u> 【5年以下の自由刑又は罰金】
			・ <u>他の者による国防上の秘密の漏えい</u> 【5年以下の自由刑及び罰金】
			下線部：公務員等の身分要件 網掛部分：国防に関する秘密以外のものを含んでいると考えられる秘密

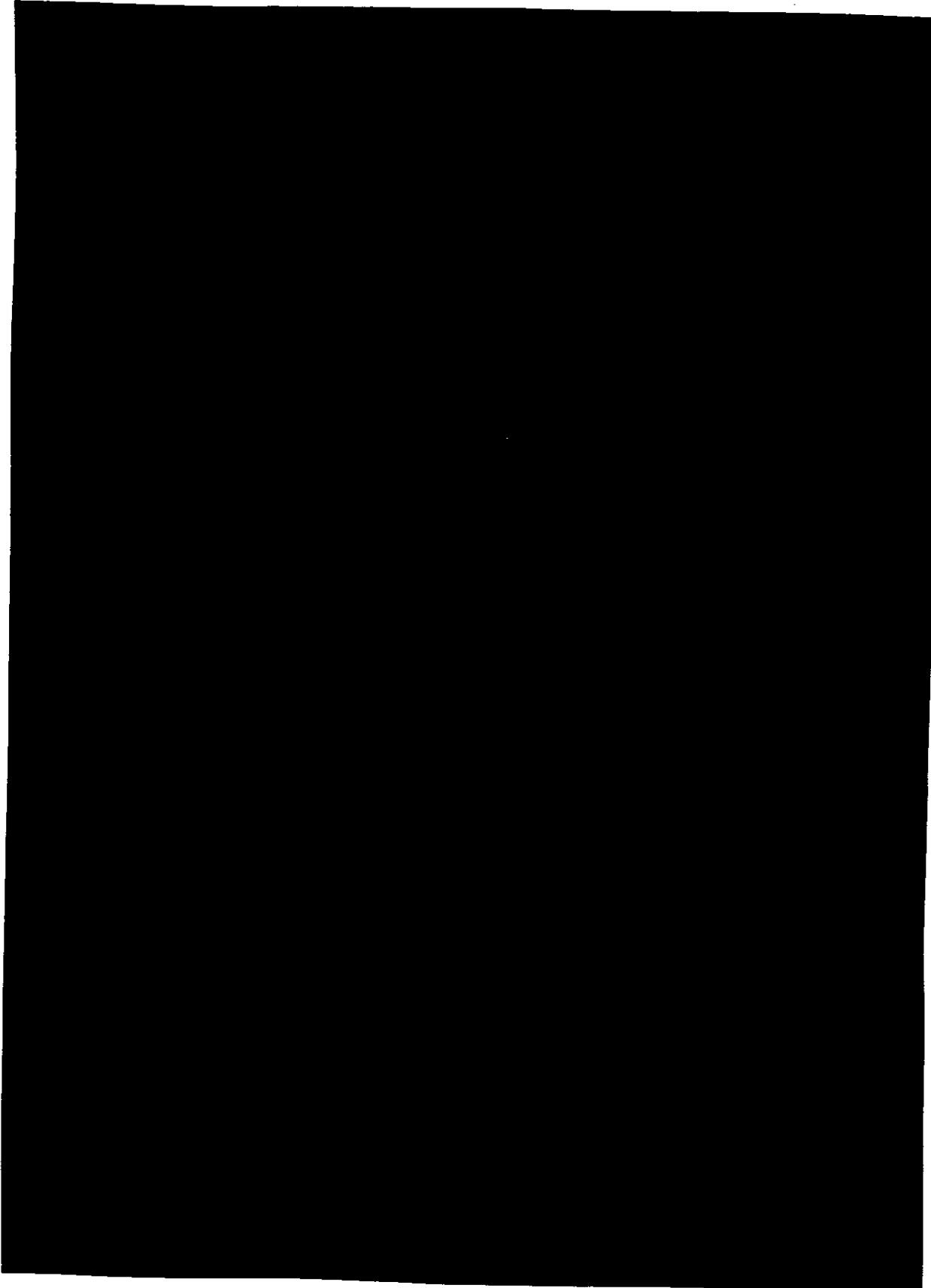
過失犯	アメリカ（合衆国法典）	イギリス（公務秘密法）	ドイツ（刑法）	フランス（刑法）
		・国防情報を委託され、又は適法に所持し、若しくは管理している者が、重過失によって、委託に反する適切な保管場所からの移動等を可能にした場合 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・公務員又は政府と契約関係にある者による秘密文書等に関する注意解怠 【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらとの併科】	・国家機密を過失により無権限者に漏えいし、ドイツの対外的安全に重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたとき 【5年以下の自由刑又は罰金】
目的による加重類型 取得	・戦時における、敵への伝達を意図した国防情報の収集・記録 【死刑、無期刑又は有期刑（上限なし）】	・国防の治安・利益を損なう目的による、敵に有用な情報の取得 【1年以上10年以下の自由刑】	・漏えいするための国家機密の取得 【1年以上10年以下の自由刑】	・国民の基本的利益に関する情報の外國勢力への漏えい目的での収集 【10年以下の自由刑及び罰金】
		・米国に損害を与える者による、国防に用意する場所等への接近その他の方針による国防情報の取得 ・米国に損害を与える者による、国防情報を利する意図を有する者の自由刑若しくは罰金又はこれらとの併科 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらとの併科】	・米国に損害を与える者による、国防情報を利する意図を有する者の自由刑若しくは罰金又はこれらとの併科 ・国家安全保障に関する秘密情報の取得又は受領 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらとの併科】	・国防上の秘密の取得 ・国防上の秘密として秘密指定された区域への無権限者の立ち入り 【5年以下の自由刑及び罰金】

内閣法の一部改正について（メモ）



*1





サインアット 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 281 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付 のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

第8回法制局検討メモについて

八幡 浩紀(官邸・副長官補室): [REDACTED] [REDACTED]

18:16

送信済みアイテム

内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について

削除済みアイテム

メモ

迷惑メール

内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について

八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

17:42

内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料) の送付について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル 外政送付資料.ZIP (236 KB)

ル:

2011年12月2日 17:41

内閣官房副長官室(外政) 八幡 様

いつもお世話になっております。標記の件につきまして、本日持ち込みました資料一式を送付いたします。

なお、持込み資料の順番としましては、

- ① 一枚紙(特別秘密の保護に関する法律案(仮称)の概要(案))
 - ② 条文素案
 - ③ 論点集(目次ではページをふっておりますが、各論点ペーパーにはふっておりません)
 - ④ 現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧
 - ⑤ 諸外国の秘密保全制度における適性評価手続
 - ⑥ 諸外国の秘密保全制度における主な罰則
 - ⑦ 内閣法の一部改正について(メモ)
- になります。
よろしくご査収ください。

内閣官房 内閣情報調査室
[REDACTED] [REDACTED]

TEL: 03-5253-2111(内線: [REDACTED])
E-Mail: [REDACTED]

メール

予定表

連絡先

スケ

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 261 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付 のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

第8回法制局検討メモについて

八幡 浩紀(官邸・副長官補室): [REDACTED]

18:16

送信済みアイテム

内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について

削除済みアイテム

[REDACTED] 内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について
八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

17:42

メモ

迷惑メール

17:41

内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料) の送付について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先: 高岩 直樹(副長官補室); 岩浅 太一(副長官補室)

添付ファイル 内政送付資料.ZIP (236 KB)

件名:

2011年12月2日 17:41

内閣官房副長官室(内政) 高岩 様、岩浅 様

いつもお世話になっております。標記の件につきまして、本日持ち込みました資料一式を送付いたします。

なお、持込み資料の順番としましては、

- ① 一枚紙(特別秘密の保護に関する法律案(仮称)の概要(案))
- ② 条文素案
- ③ 論点集(目次ではページをふっておりますが、各論点ペーパーにはふっておりません)

④ 現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧

⑤ 諸外国の秘密保全制度における適性評価手続

⑥ 諸外国の秘密保全制度における主な罰則

⑦ 内閣法の一部改正について(メモ)

になります。

よろしくご査収ください。

内閣官房 内閣情報調査室
[REDACTED]

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線)

E-Mail: [REDACTED]

メール

予定表

連絡先

アカウント

サインアカウント 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 261 アイテム

ユーザー検索

オプション

お手に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付 のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

第8回法制局検討メモについて

八幡 浩紀(官邸・副長官室): [REDACTED]

18:16

下書き

内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について

送信済みアイテム

削除済みアイテム

メモ

迷惑メール

内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について

八幡 浩紀(官邸・副長官室)

17:42

内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について

八幡 浩紀(官邸・副長官室)

17:41

内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料) の送付について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル 安危送付資料.ZIP (236 KB)

件名:

2011年12月2日 17:40

内閣官房副長官室(安危) 丸山 様

いつもお世話になっております。標記の件につきまして、本日持ち込みました資料一式を送付いたします。

なお、持込み資料の順番としましては、

- ① 一枚紙(特別秘密の保護に関する法律案(仮称)の概要(案))
 - ② 条文素案
 - ③ 論点集(目次ではページをふっておりますが、各論点ペーパーにはふっておりません)
 - ④ 現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧
 - ⑤ 諸外国の秘密保全制度における適性評価手続
 - ⑥ 諸外国の秘密保全制度における主な罰則
 - ⑦ 内閣法の一部改正について(メモ)
- になります。
よろしくご査収ください。

内閣官房 内閣情報調査室
[REDACTED]

T 100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111 (内線: [REDACTED])

E-Mail: [REDACTED]

メール

承認表

連絡先

登録

サインアバト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 261 アイテム

ユーザー検索

オプション

お問い合わせ

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付 のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

第8回法制局検討メモについて

八幡 浩紀(官邸・副長官補室): [REDACTED] [REDACTED]

19:16

下書き

内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について

送信済みアイテム

[REDACTED] [REDACTED]

削除済みアイテム

メモ

内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について

迷惑メール

八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

17:41

内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料) の送付について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

添付ファイル

法務省送付資料.ZIP (236 KB)

ル:

2011年12月2日 17:30

法務省 刑事局公安課 角田様、伊勢様

いつもお世話になっております。標記の件につきまして、本日持ち込みました資料一式を送付いたします。

なお、持込み資料の順番としましては、

- ① 一枚紙(特別秘密の保護に関する法律案(仮称)の概要(案))
 - ② 条文素案
 - ③ 論点集(目次ではページをふっておりますが、各論点ペーパーにはふっておりません)
 - ④ 現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧
 - ⑤ 諸外国の秘密保全制度における適性評価手続
 - ⑥ 諸外国の秘密保全制度における主な罰則
 - ⑦ 内閣法の一部改正について(メモ)
- になります。
よろしくご査収ください。

内閣官房 内閣情報調査室
[REDACTED]
[REDACTED]

〒100-8968
東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線:[REDACTED])

E-Mail: [REDACTED]

メール

予約表

連絡用

タスク

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 261 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付 のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

第8回法制局検討メモについて

送信済みアイテム

八幡 浩紀(官邸・副長官補室): [REDACTED]

18:16

削除済みアイテム

内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について

メモ

[REDACTED]

17:42

迷惑メール

内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について

八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

17:41

内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料) の送付について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

添付ファイル

公安庁送付資料.ZIP (236 KB)

ル:

2011年12月2日 17:38

公安調査庁 総務部総務課審理室 [REDACTED] 様

いつもお世話になっております。標記の件につきまして、本日持ち込みました資料一式を送付いたします。

なお、持込み資料の順番としましては、

- ① 一枚紙(特別秘密の保護に関する法律案(仮称)の概要(案))
- ② 条文素案
- ③ 論点集(目次ではページをふっておりますが、各論点ペーパーにはふっておりません)

- ④ 現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧
- ⑤ 諸外国の秘密保全制度における適性評価手続
- ⑥ 諸外国の秘密保全制度における主な罰則
- ⑦ 内閣法の一部改正について(メモ)

になります。

よろしくご査収ください。

内閣官房 内閣情報調査室
[REDACTED]

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:[REDACTED])

E-Mail:[REDACTED]

メール

予定表

議事録

お問い合わせ

ログイン 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 261 アイテム

ユーザー検索

オプション

お手に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査

日付 のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

第8回法制局検討メモについて

送信済みアイテム

八幡 浩紀(官邸・副長官補室): [REDACTED] [REDACTED]

18:16

削除済みアイテム

内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について

メモ

17:42

迷惑メール

内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について

八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

17:41

内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料) の送付について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

添付ファイル

外務省送付資料.ZIP (236 KB)

ル:

2011年12月2日 17:38

外務省 大臣官房総務課 [REDACTED] 様、[REDACTED] 様

いつもお世話になっております。標記の件につきまして、本日持ち込みました資料一式を送付いたします。

なお、持込み資料の順番としましては、

- ① 一枚紙(特別秘密の保護に関する法律案(仮称)の概要(案))
- ② 条文素案
- ③ 論点集(目次ではページをふっておりますが、各論点ペーパーにはふっておりません)

- ④ 現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧
- ⑤ 諸外国の秘密保全制度における適性評価手続
- ⑥ 諸外国の秘密保全制度における主な罰則
- ⑦ 内閣法の一部改正について(メモ)

になります。

よろしくご査収ください。

内閣官房 内閣情報調査室

[REDACTED]
〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:[REDACTED])

E-Mail:[REDACTED]

メール

予定表

連絡先

ドライブ

サイドバー 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 261 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付 のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

第8回法制局検討メモについて

八幡 浩紀(官邸・副長官補室): [REDACTED] [REDACTED]

18:16

下書き

内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について

送信済みアイテム

[REDACTED] [REDACTED]

17:42

削除済みアイテム

メモ

内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について

迷惑メール

八幡 浩紀(官邸・副長官補室): [REDACTED]

17:41

内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料) の送付について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

添付ファイル 海保庁送付資料 LZH (239 KB)

ル:

2011年12月2日 17:37

海上保安庁 総務部政務課 坂本 様

いつもお世話になっております。標記の件につきまして、本日持ち込みました資料一式を送付いたします。

なお、持込み資料の順番としましては、

- ① 一枚紙(特別秘密の保護に関する法律案(仮称)の概要(案))
- ② 条文素案
- ③ 論点集(目次ではページをふっておりますが、各論点ペーパーにはふっておりません)

- ④ 現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧
- ⑤ 諸外国の秘密保全制度における適性評価手続
- ⑥ 諸外国の秘密保全制度における主な罰則
- ⑦ 内閣法の一部改正について(メモ)

になります。

よろしくご査収ください。

内閣官房 内閣情報調査室

[REDACTED] ()
TEL: 03-5253-2111 (内線: [REDACTED])

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111 (内線: [REDACTED])

E-Mail: [REDACTED]

メール

予定表

連絡先

次へ

[サインアラート] 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 261 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付 のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

第8回法制局検討メモについて

送信済みアイテム

八幡 浩紀(官邸・副長官補室): [REDACTED]

18:16

削除済みアイテム

内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について

メモ

[REDACTED]

17:42

迷惑メール

内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について

八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

17:41

内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料) の送付について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

添付ファイル

経産省送付資料.ZIP (236 KB)

ル:

2011年12月2日 17:36

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 林様、監物様

いつもお世話になっております。標記の件につきまして、本日持ち込みました資料一式を送付いたします。

なお、持込み資料の順番としましては、

- ① 一枚紙(特別秘密の保護に関する法律案(仮称)の概要(案))
- ② 条文素案
- ③ 論点集(目次ではページをふっておりますが、各論点ペーパーにはふっておりません)

- ④ 現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧
- ⑤ 諸外国の秘密保全制度における適性評価手続
- ⑥ 諸外国の秘密保全制度における主な罰則
- ⑦ 内閣法の一部改正について(メモ)

になります。

よろしくご査収ください

内閣官房 内閣情報調査室

TEL: 100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線: [REDACTED])

E-Mail: [REDACTED]

メール

予定表

連絡先

をスラ

[サインアウト] 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 361 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付 のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

第8回法制局検討メモについて

八幡 浩紀(官邸・副長官補室): [REDACTED] [REDACTED]

18:18

下書き

内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について

送信済みアイテム

削除済みアイテム

メモ

迷惑メール

[REDACTED] [REDACTED]

17:42

内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について

八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

17:41

内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料) の送付について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

CC:

添付ファイル

防衛省送付資料.ZIP (236 KB)

件名:

2011年12月2日 17:36

防衛省 防衛政策局調査課 [REDACTED] 様、[REDACTED] 様(CC [REDACTED] 様)

いつもお世話になっております。標記の件につきまして、本日持ち込みました資料一式を送付いたします。

なお、持込み資料の順番としましては、

- ① 一枚紙(特別秘密の保護に関する法律案(仮称)の概要(案))
 - ② 条文素案
 - ③ 論点集(目次ではページをふっておりますが、各論点ペーパーにはふっておりません)
 - ④ 現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧
 - ⑤ 諸外国の秘密保全制度における適性評価手続
 - ⑥ 諸外国の秘密保全制度における主な罰則
 - ⑦ 内閣法の一部改正について(メモ)
- になります。
よろしくご査収ください。

内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968
東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:[REDACTED])

E-Mail:[REDACTED]

メール

希望書

連絡用

タスク

サインアラート 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 261 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付 のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

第8回法制局検討メモについて

八幡 浩紀(官邸・副長官補室): [REDACTED] [REDACTED]

18:16

下書き

内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について

送信済みアイテム

削除済みアイテム

メモ

迷惑メール

内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料)の送付について

八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

17:42

17:41

内閣法制局持込み資料(二部長への説明資料) の送付について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

添付ファイル

経産省送付資料.ZIP (236 KB)

件名:

2011年12月2日 17:35

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 斎藤様

いつもお世話になっております。標記の件につきまして、本日持ち込みました資料一式を送付いたします。

なお、持込み資料の順番としましては、

- ① 一枚紙(特別秘密の保護に関する法律案(仮称)の概要(案))
- ② 条文素案
- ③ 論点集(目次ではページをふっておりますが、各論点ペーパーにはふっておりません)

- ④ 現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧
- ⑤ 諸外国の秘密保全制度における適性評価手続
- ⑥ 諸外国の秘密保全制度における主な罰則
- ⑦ 内閣法の一部改正について(メモ)

になります。

よろしくご査収ください

内閣官房 内閣情報調査室
[REDACTED]

T 100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線)

E-Mail: [REDACTED]

メール

予定表

連絡先

タスク

外務省 宮房総務課

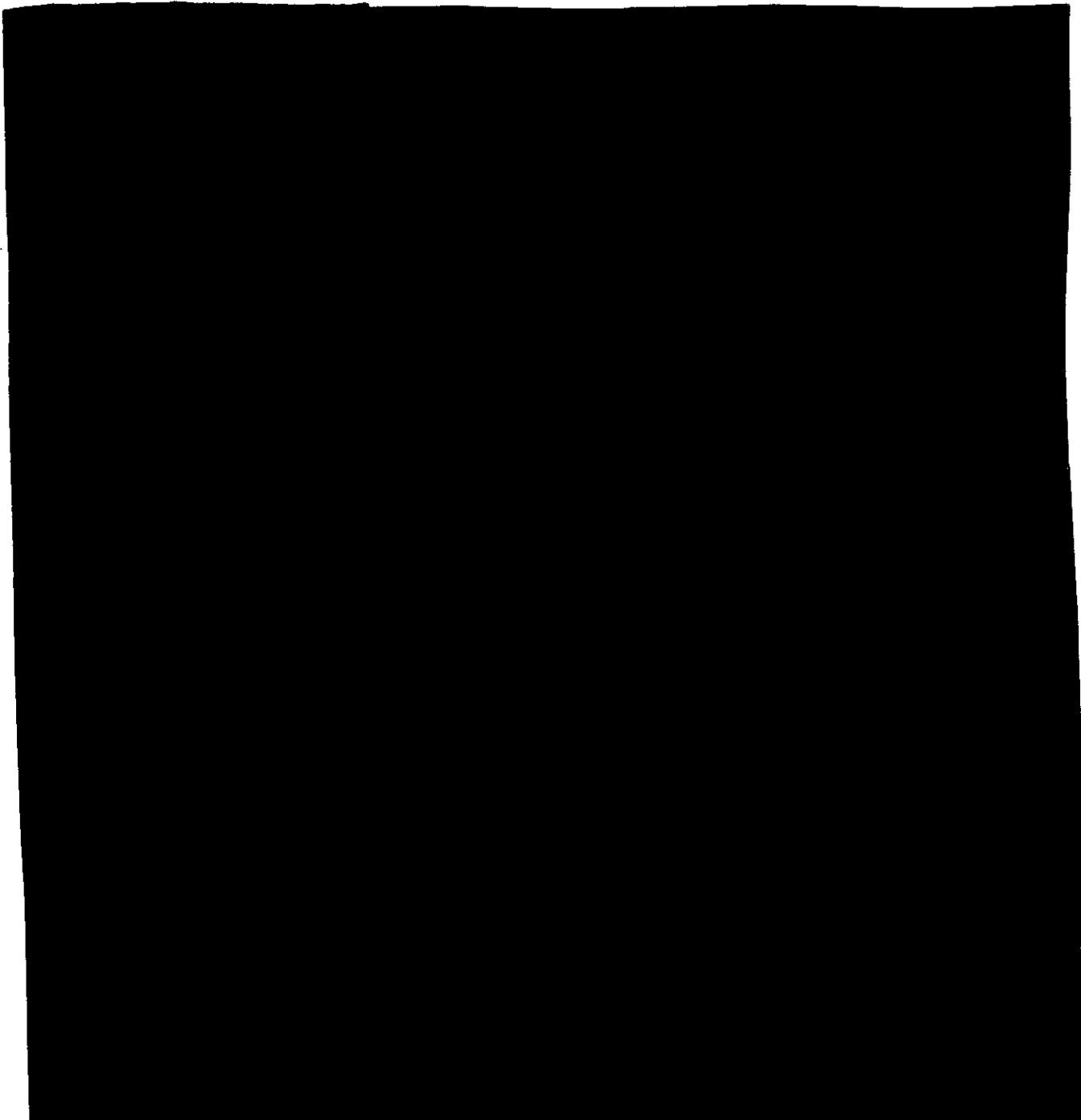
補佐の方

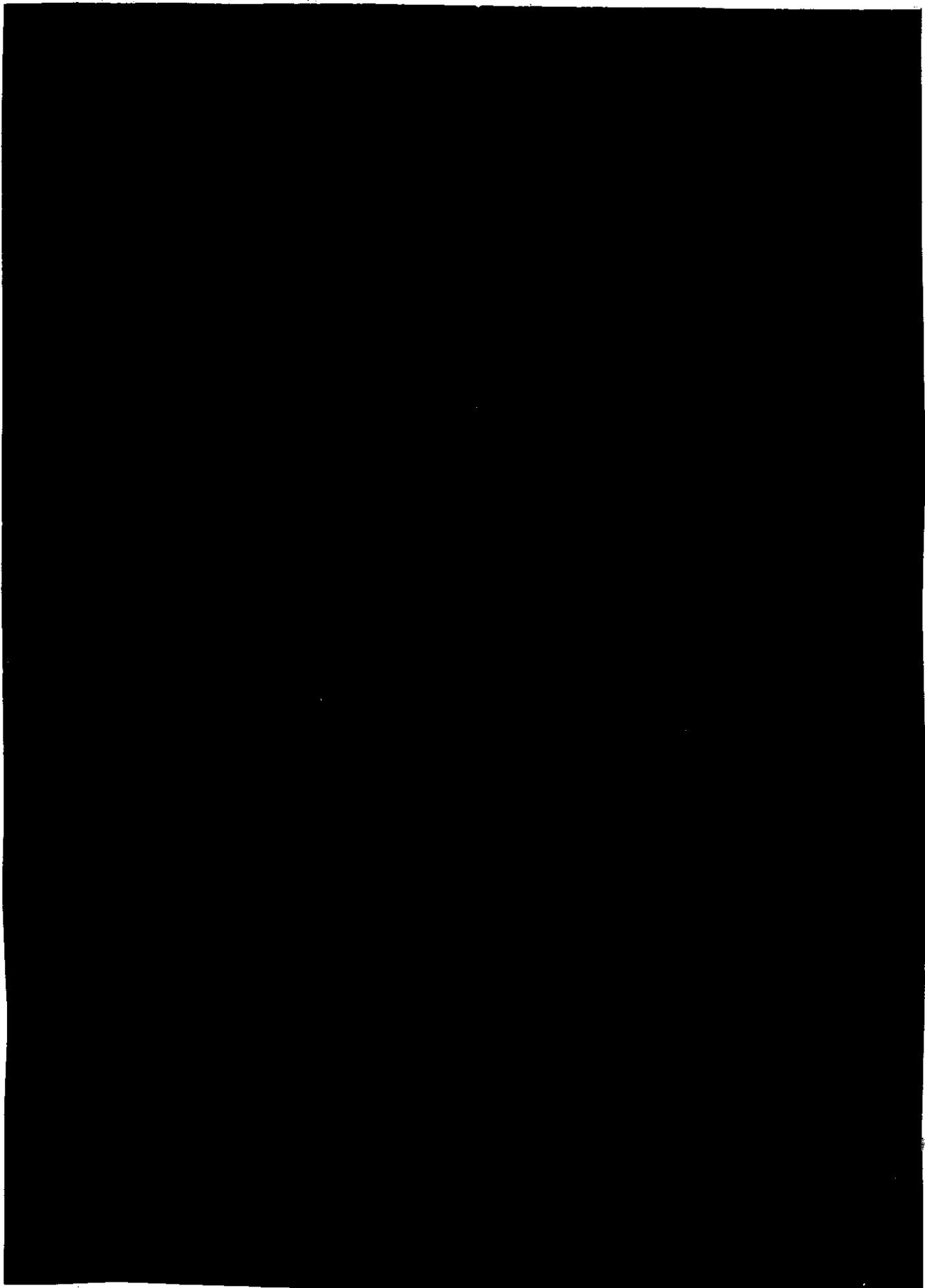
再質問及び法制局持ち込み資料（第7回）に対する質問等（外務省）

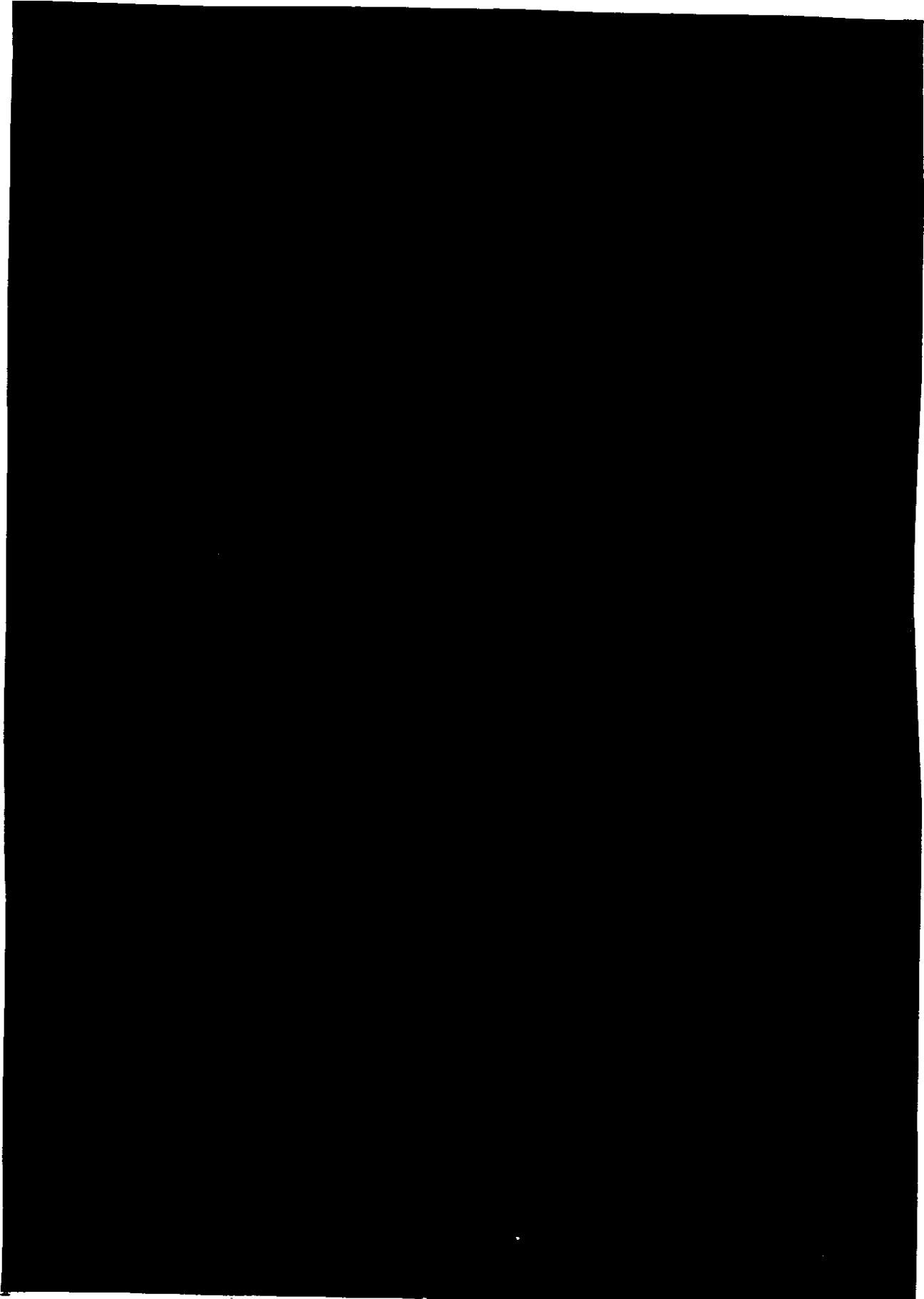
平成23年12月2日

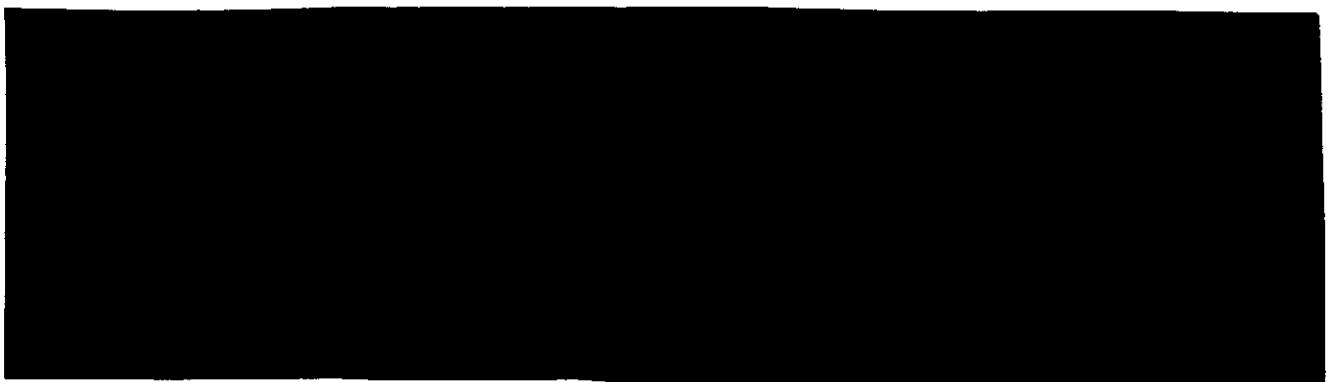
第一 貴室からの11月22日付け回答に対する再質問・意見

貴室からの11月22日付け回答に対し、以下のとおり再質問・意見を提出いたします（青文字部分）。なお、今後、本法案に係る議論の状況如何によっては追加的に質問・意見を提出する可能性があることを申し添えます。



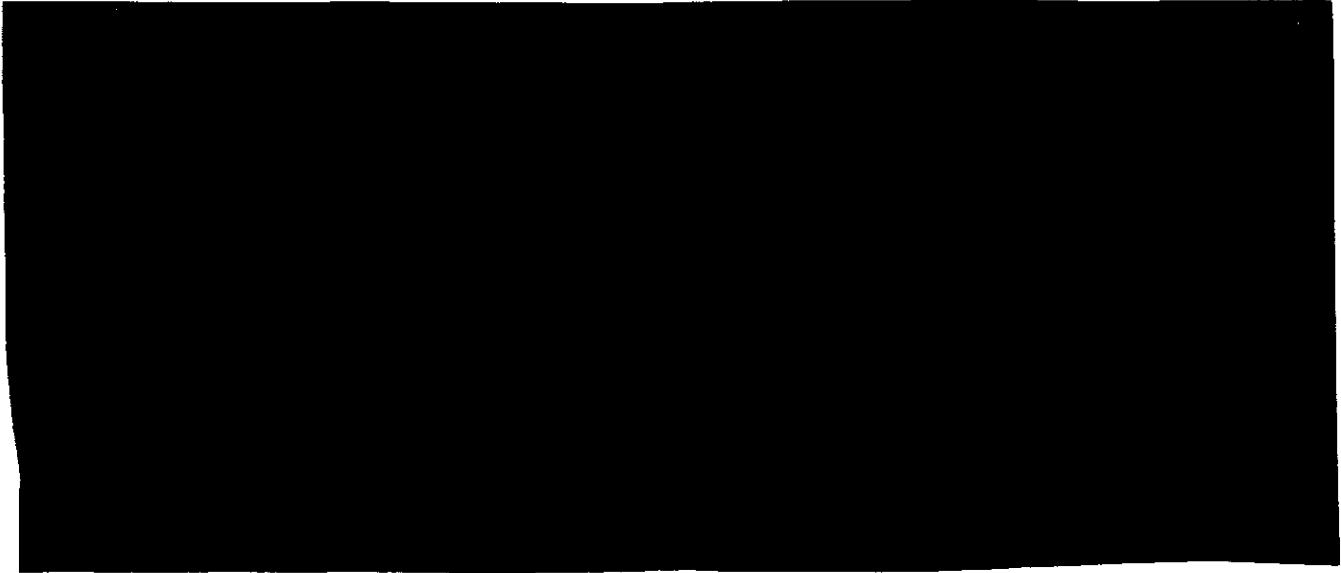






第二 法制局持ち込み資料（第7回）に対する質問等





(了)

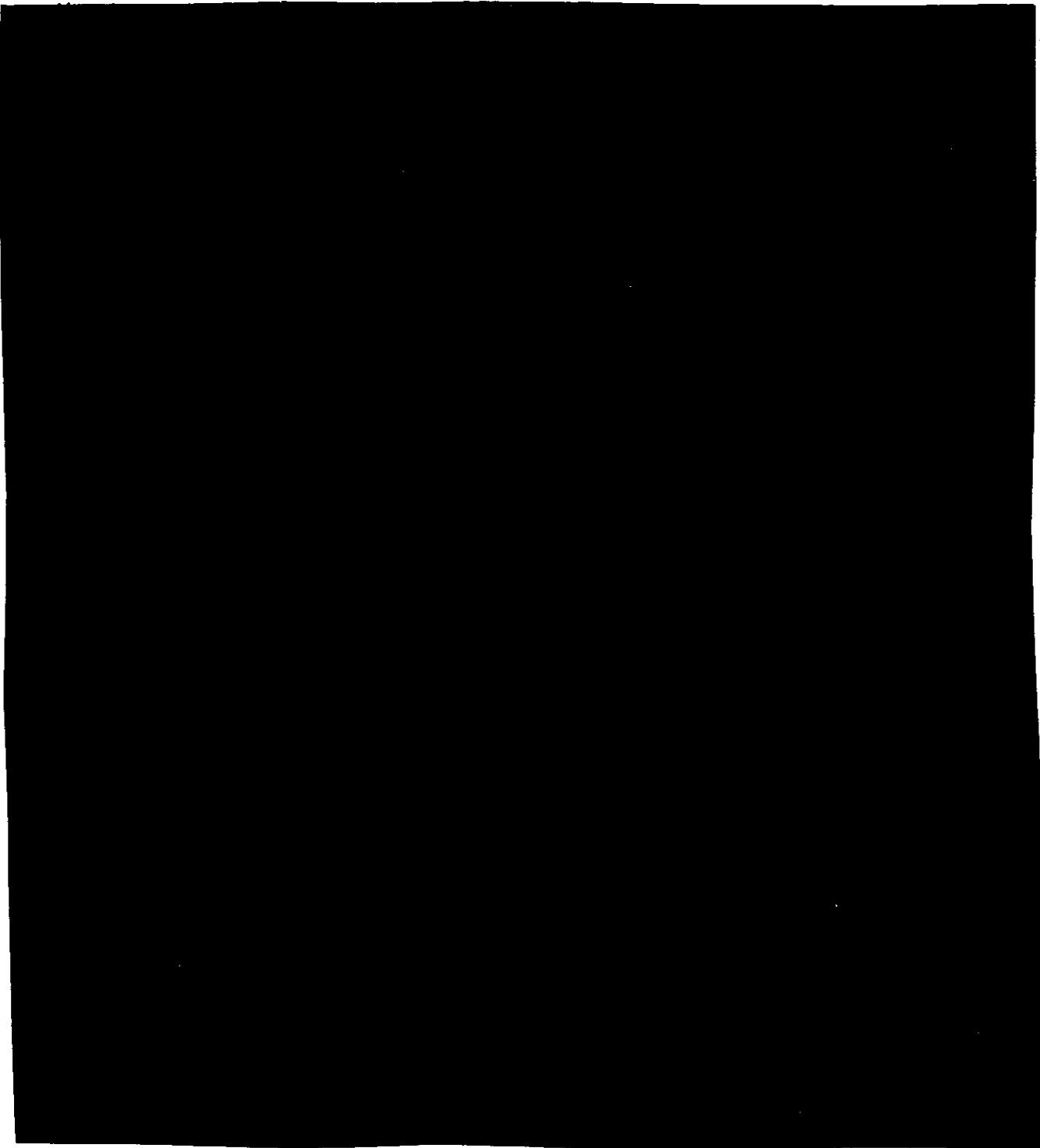
1/2 答するに至る企画は
[REDACTED] 係長から

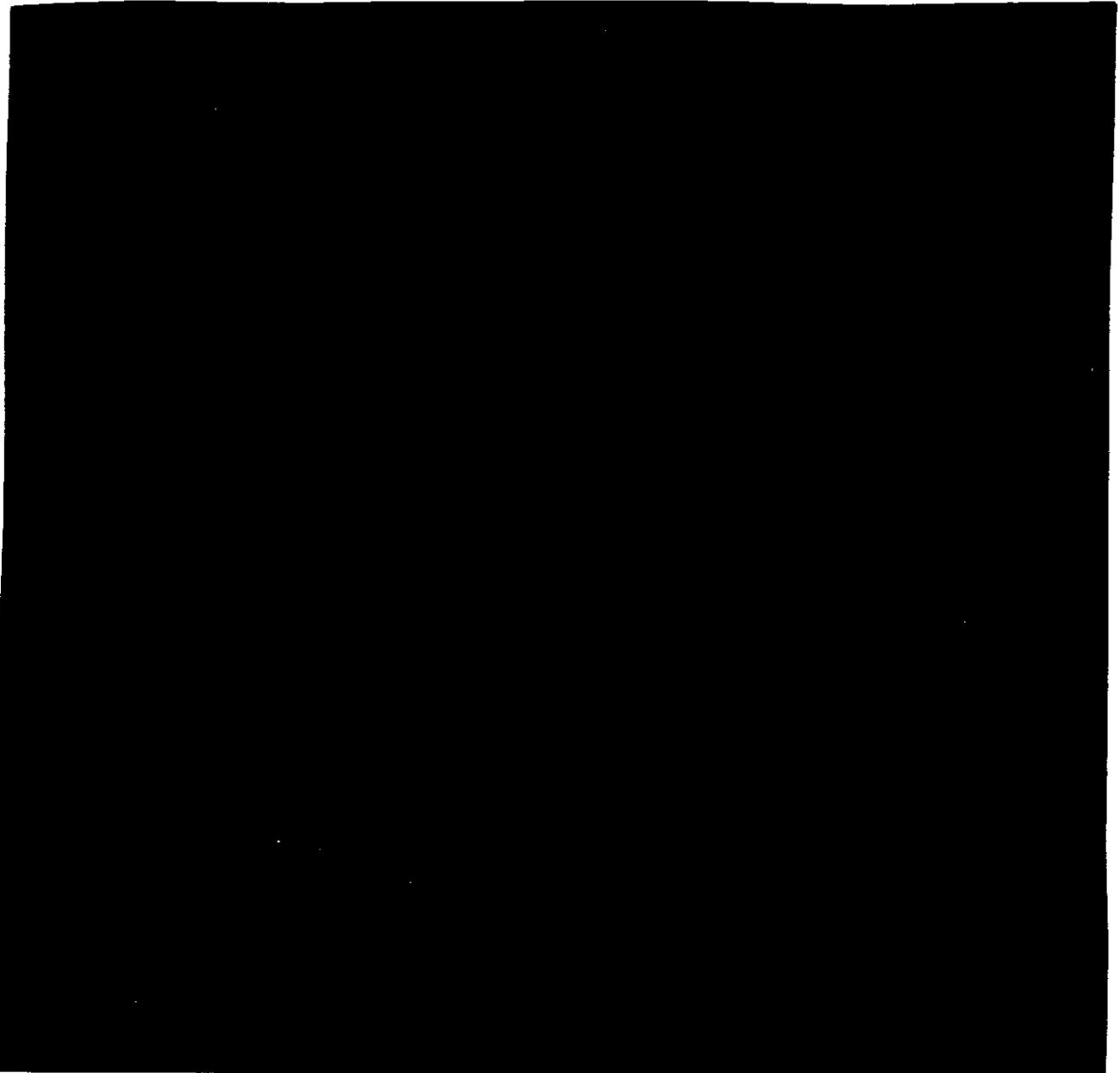
内閣情報調査室担当官 殿

事務連絡
平成23年12月2日
警察庁

第6回法制局持ち込み資料（条文案）について
みだしの件について、下記のとおり質問を提出致しますので、よろしくお取り計らい
願います。

記





【防衛省】法案に係る意見等提出について

送信日時: 2011年12月5日 14:02
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
添付ファイル: 【防衛省】適性評価に係る意見等(231205).doc (30 KB)

内調 横様

お世話になっております。

さて、特別秘密法案（適性評価部分）につきまして、添付のとおり、意見等を提出させていただきます。御検討の程、よろしくお願ひ申し上げます。

三

防衛省 防衛政策局 調査課 情報保全企画室

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5

TEL 03-3268-3111 (内線)

E-mail [REDACTED]

四

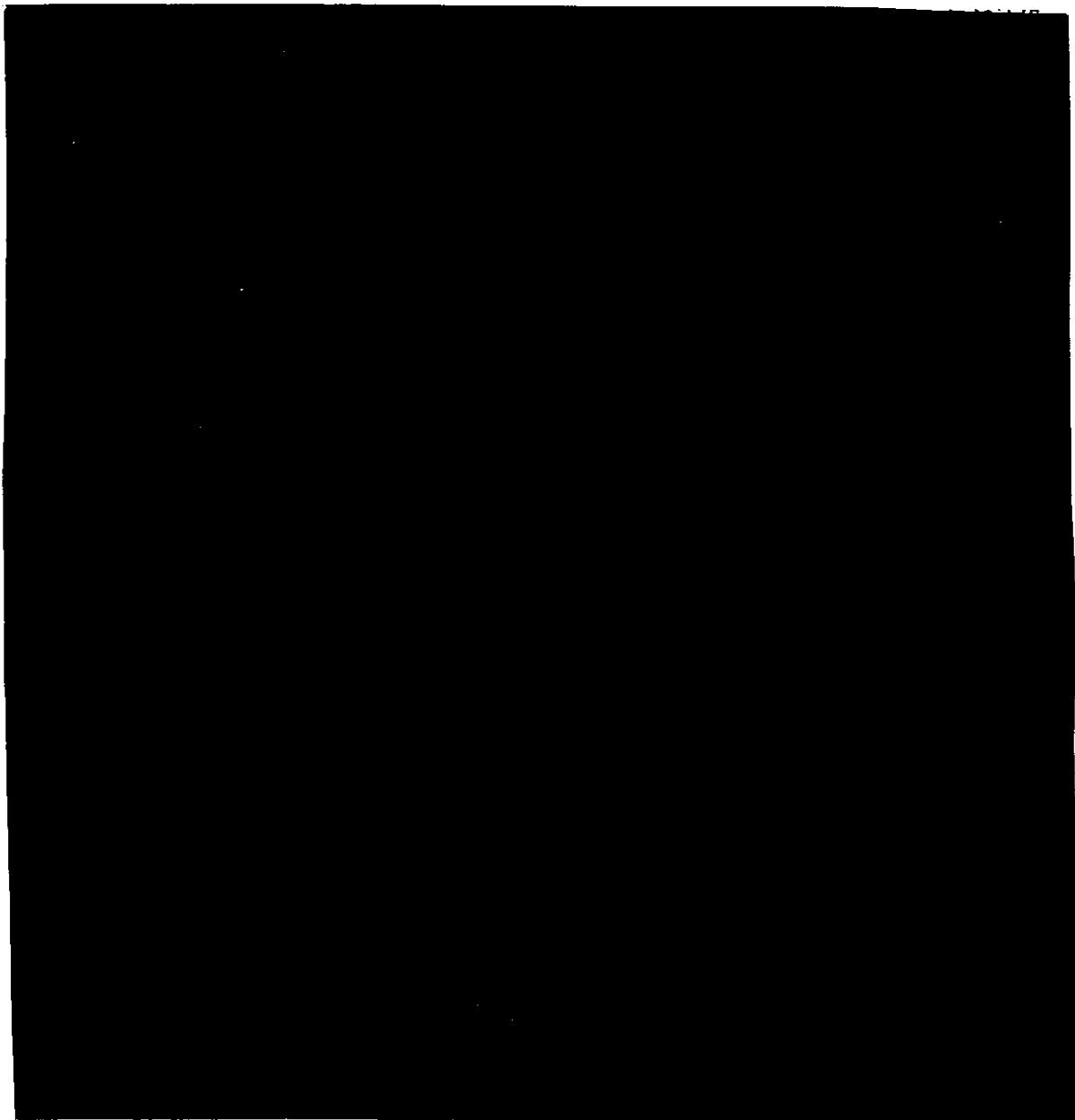
Digitized by srujanika@gmail.com

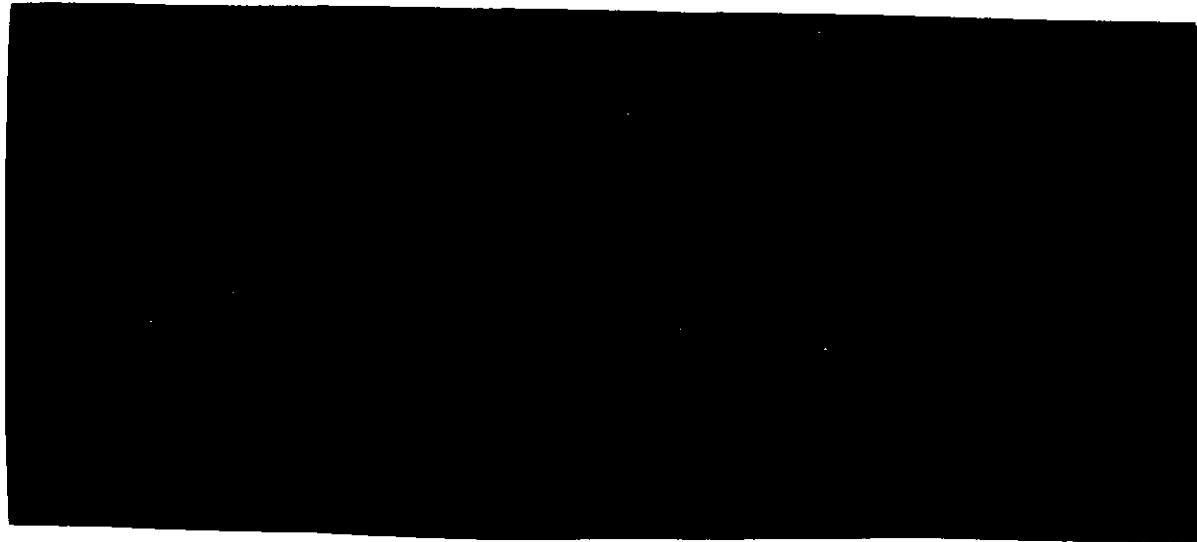
平成23年12月5日
防衛省調査課情報保全企画室

内閣官房内閣情報調査室 御中

特別秘密の保護に関する法律（仮称）の「適性評価」について

平成23年12月1日に法制局に持ち込んだ条文案（以下「部長用条文案」という。）について、以下のとおり、意見等を提出します。





平成 23 年 12 月 7 日

内閣府大臣官房公文書管理課との協議メモ

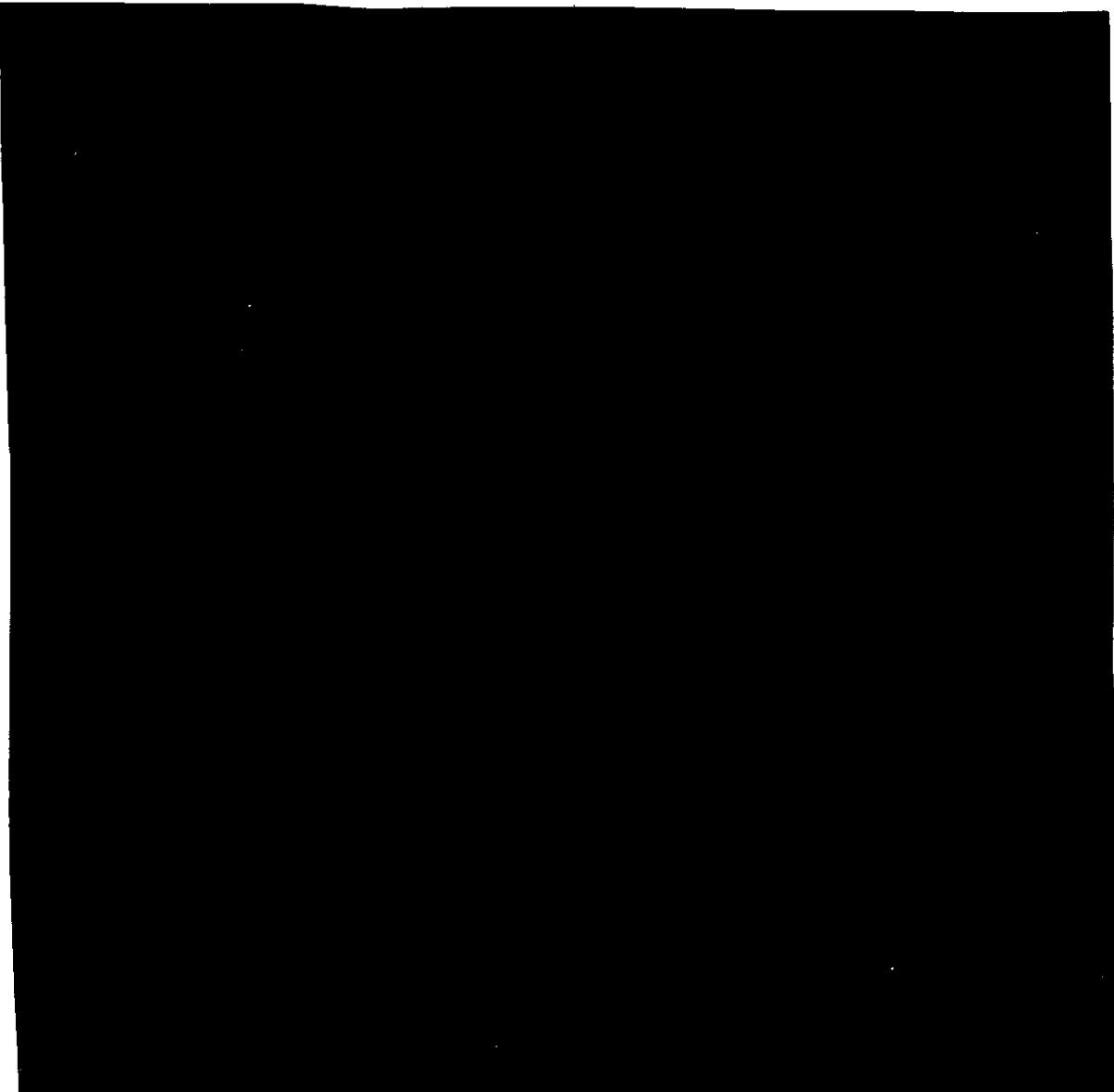
1 日時・場所

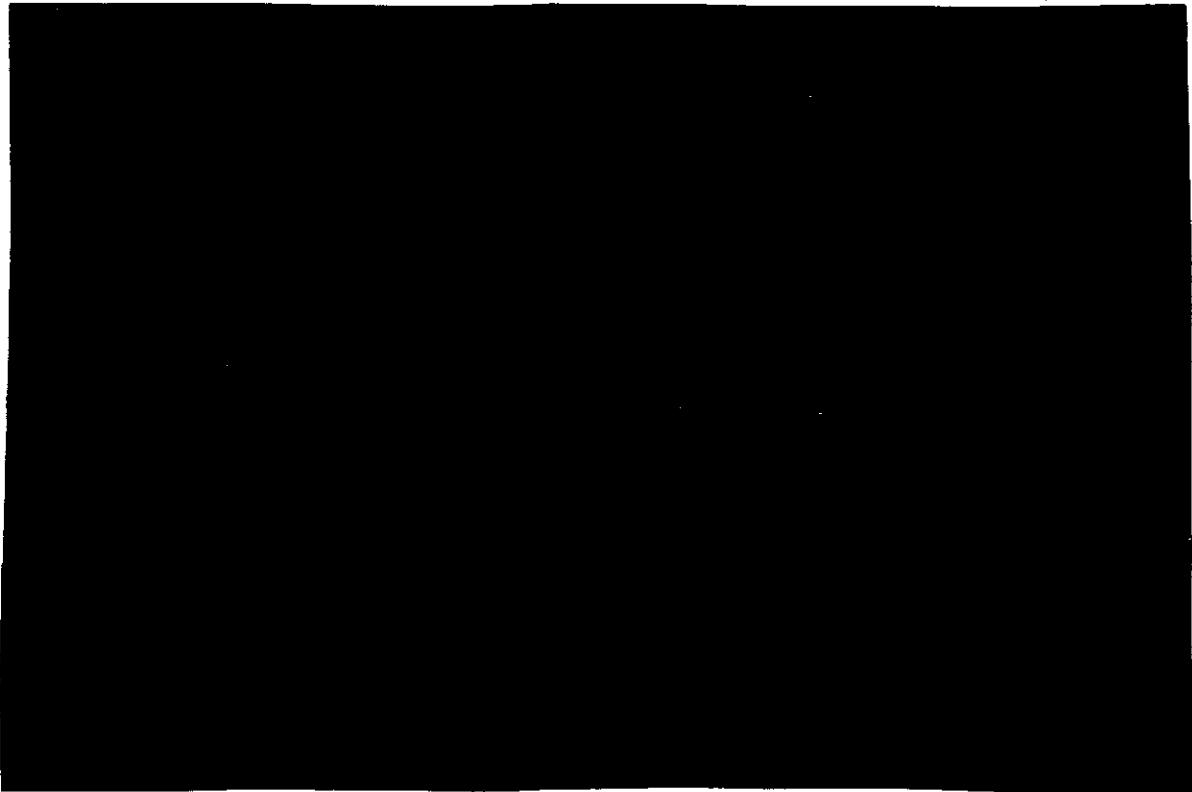
平成 23 年 12 月 6 日 午前 10 時 30 分頃から正午頃まで

2 出席者

内閣官房公文書管理検討室・内閣府大臣官房公文書管理課 村上課長補佐、
高田専門職、笹川係長
内閣情報調査室 [REDACTED] 補佐、[REDACTED]
[REDACTED]

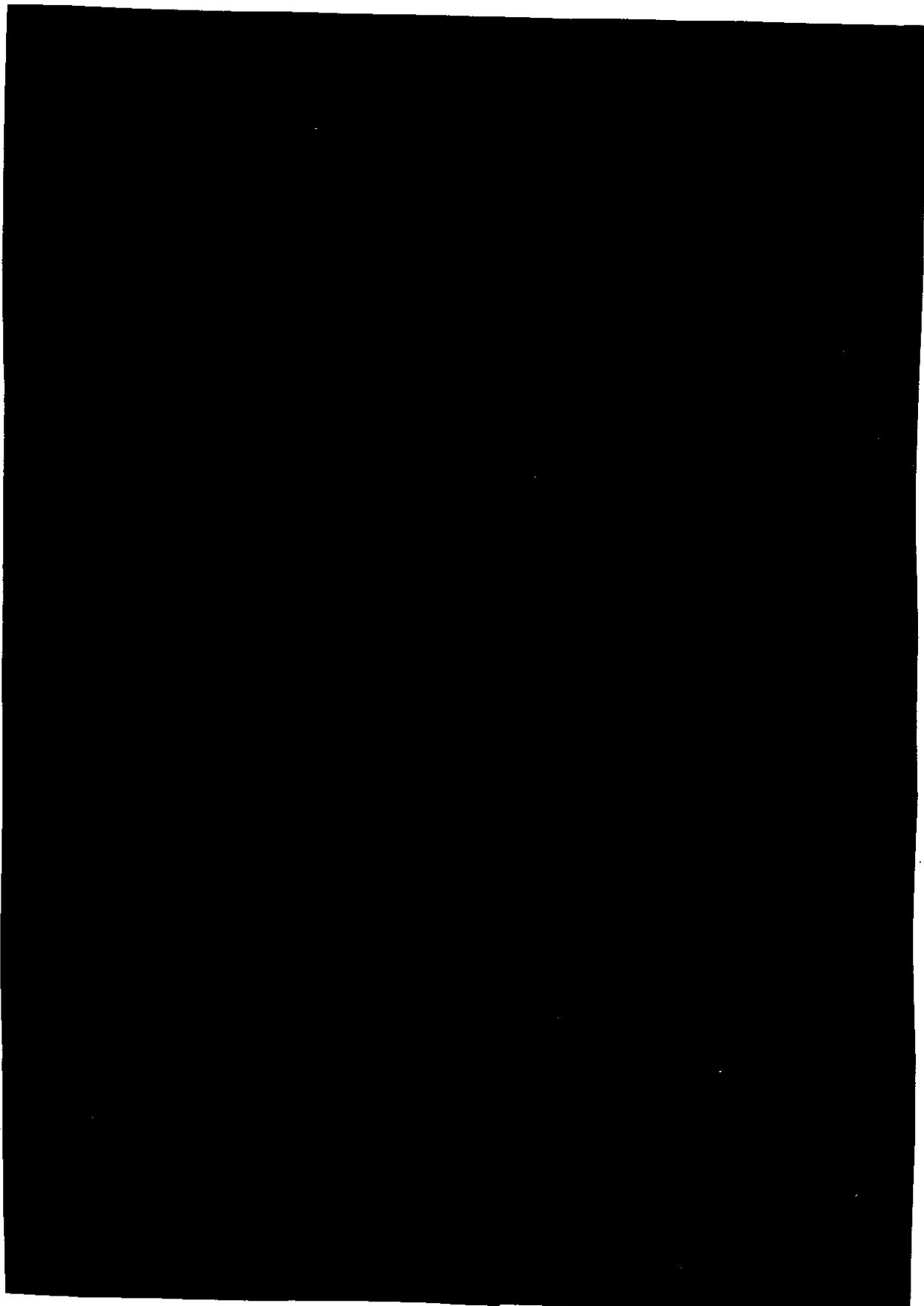
3 協議



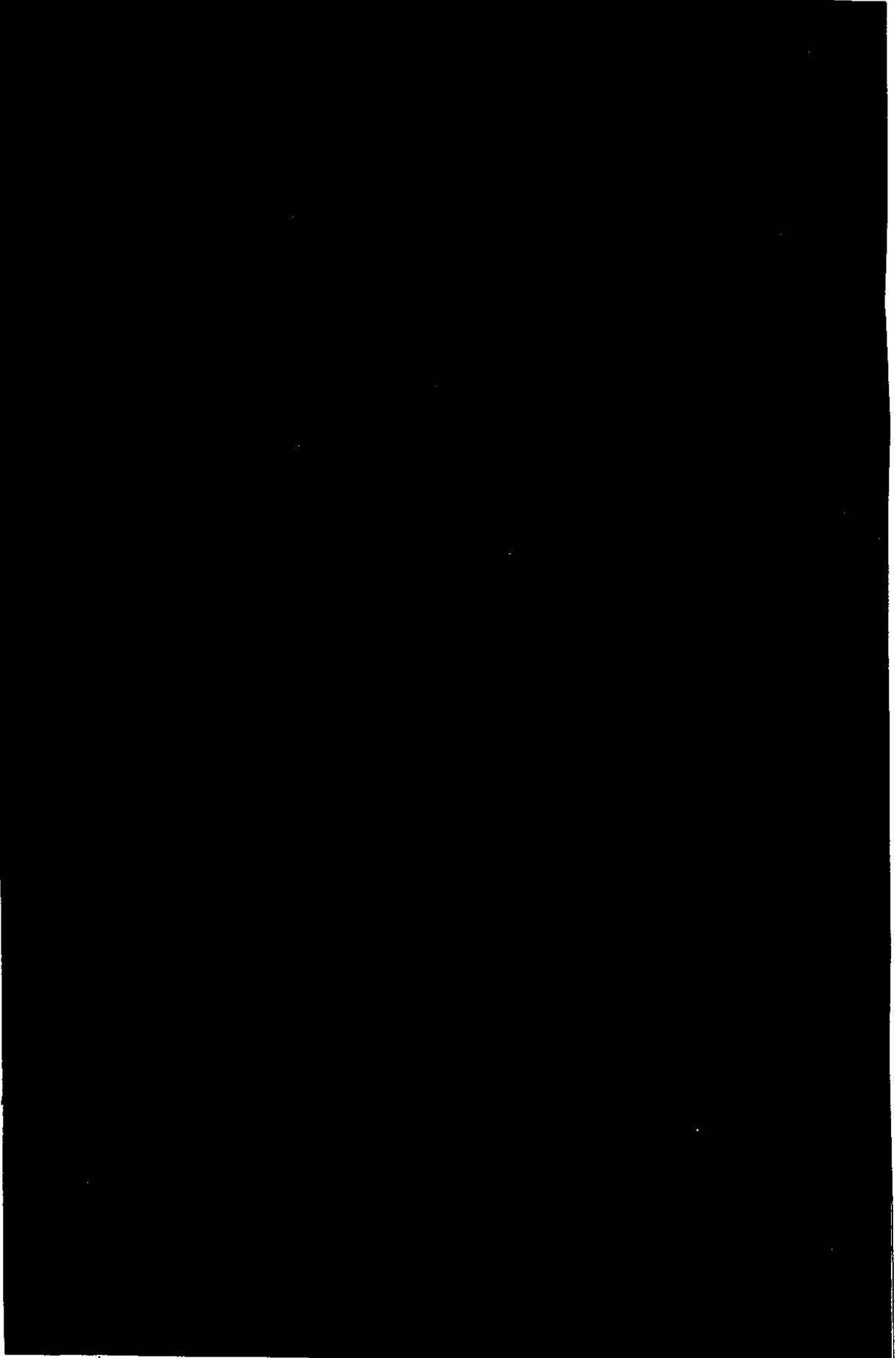


11/12/05

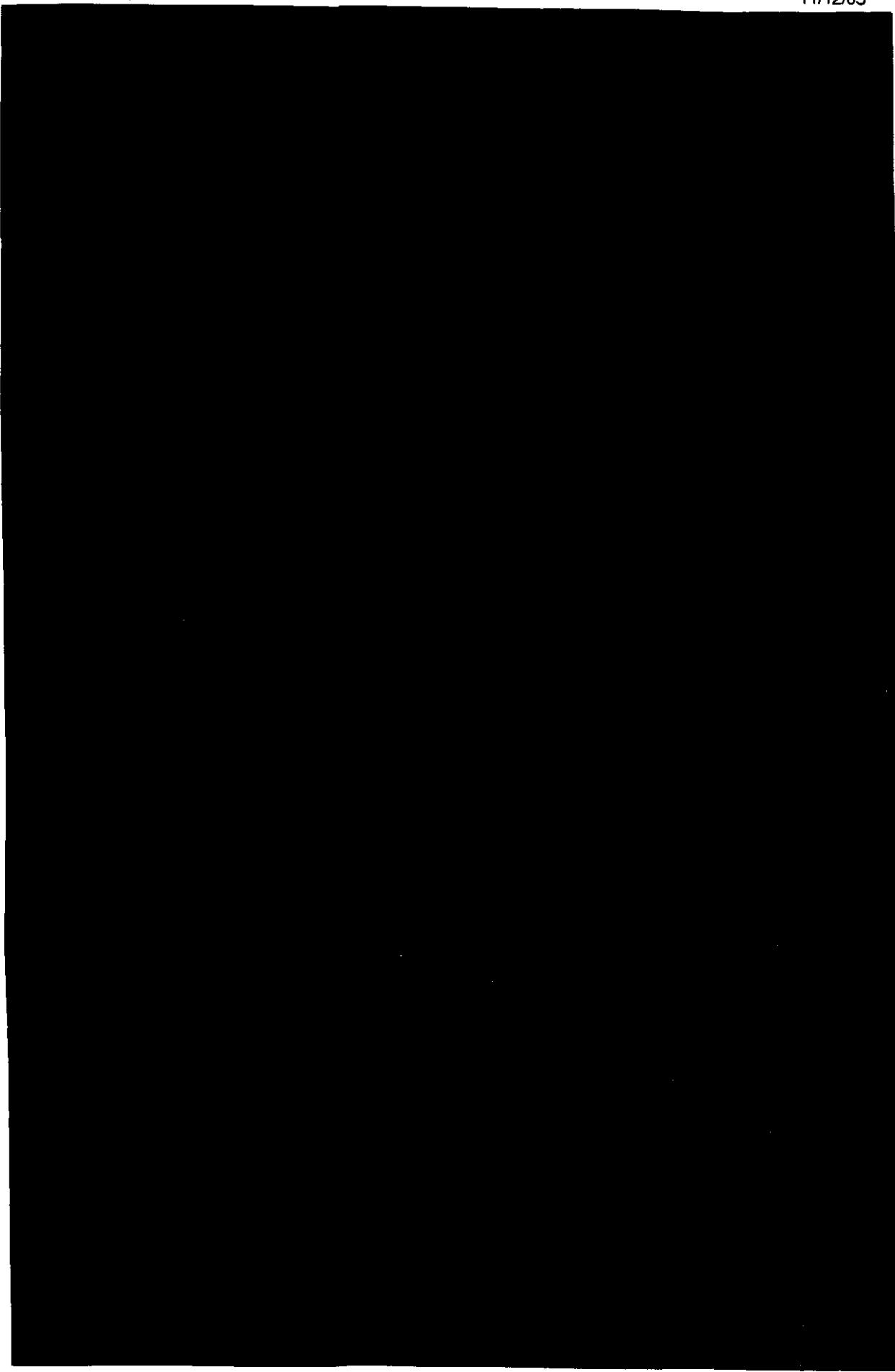
特別秘密の保護に関する法律案と公文書管理法の関係論点



11/12/05



11/12/05



11/12/05



6

資料2-1

行政文書の管理状況の報告事項等について

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第9条第1項の規定に基づき、行政機関の長が内閣総理大臣に報告しなければならないとされている、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理の状況の標記事項については、別添（下記）のとおり検討しています。

報告を求めるに当たっては、これら調査票等について引き続き検討を行い、平成24年3月中旬頃に各行政機関に対する正式な調査依頼、同年5月31日までに内閣府への調査票の提出というスケジュールを考えています。

記

- 1 行政文書の管理状況の調査（平成23年度）の実施について（案）
- 2 行政文書の管理状況の調査（平成23年度）調査票（案）
- 3 行政文書の管理状況の調査（平成23年度）調査票記載要領（案）

【本件担当】

内閣府大臣官房公文書管理課

高田、伊藤

電話：03-3581-4718

FAX：03-5512-2914

E-mail：kobunsho.kanrika@cao.go.jp

行政文書の管理状況の調査（平成 23 年度）の実施について（案）

1 調査の目的

本調査は、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号。以下「公文書管理法」という。）第 9 条第 1 項に基づき、各行政機関における行政文書管理の状況について把握することを目的として実施する。

2 調査対象

（1）対象機関

公文書管理法第 2 条第 1 項に規定する行政機関

（2）対象期間

平成 23 年度（平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで）の状況を把握。

※ 時点を問うものは、平成 24 年 3 月 31 日時点の状況。

3 調査項目

下記を参照のこと

「行政文書の管理状況の調査（平成 23 年度）調査票（案）」

「行政文書の管理状況の調査（平成 23 年度）調査票記載要領（案）」

4 実施スケジュール（予定）

3 月中旬 調査票発出

5 月 31 日 調査票回収

5 調査の実施方法等

（1）実施の通知

内閣府公文書管理課から各行政機関の担当に、実施通知を送付するとともに、調査票等の関係資料（電子データ）を送信する。

（2）調査結果の報告

調査票（電子データ）を内閣府公文書管理課（kobunsho_kanrika@cao.go.jp）にメールで送信することにより報告する。

（3）公表等

調査結果は、行政機関単位で取りまとめて公表するとともに、内閣府のホームページに掲載する予定。

行政文書の管理状況の調査（平成23年度）
調査票（案）

（提出用）

調査対象施設名	
担当課室	

内閣府
公文書管理課

表紙

【調査票 I-1】行政文書管理規則、行政文書ファイル保存要領等の整備状況

文書番号等	名称	制定年月	備考
〇〇訓令第〇号	〇〇省行政文書管理規則	平成23年4月1日	
〇〇訓令第△号	〇〇省行政文書管理規則細則		
〇〇訓令第〇号	〇〇省行政文書ファイル保存要領	平成23年4月1日	

- (注) 1 記載欄は適宜追加して差し支えない。
 2 「備考」欄には、必要に応じ特記事項を記載する。

【調査票 1-2】標準文書/保存期間基準の整備状況

番号	文書管理者	組織名 (文書管理者が文書管理を行う組織の 名前)	制定の有無	備考
1	大臣官房総務課長	大臣官房総務課	平成23年4月1日	
2	●●局△△課長	●●局の下記3課の文書管理する (△△課、××課、○○課)	未制定	

- (注) 1 記載欄は適宜追加して差し支えない。
 2 「備考」欄には、必要に応じ特記事項を記載する。

【調査票 I-3】集中管理の推進に関する方針の整備状況
 (方針を策定している場合)

文書番号	名称	制定年月	備考
〇〇訓令第〇号	〇〇省行政文書集中管理推進方針	平成23年4月1日	

(方針を策定していない場合)

方針を策定していない理由（具体的かつ詳細に）	方針作成見込時期
	平成24年度末

- (注) 1 記載欄は適宜追加して差し支えない。
 2 「備考」欄には、必要に応じ特記事項（方針の検討状況等）を記載する。

調査票Ⅱ-1-①

【調査票Ⅱ-1-①】行政文書ファイル等数

(単位：ファイル)

管理主体	行政文書ファイル等数	備考	
		うち平成23年度新規 作成・取得ファイル等数	
本省			
施設等機関			
特別の機関			
地方支分部局			
計		0	0

- (注) 1 平成24年3月31日現在の行政文書ファイル管理簿に登載された行政文書ファイル等数を記載する。
 2 「うち新規作成・取得ファイル等数」欄には、保有する行政文書ファイル等数を記載する。
 3 「備考」欄には、必要に応じ特記事項を記載する。

【調査票 II-1-②】行政文書ファイル等の媒体の種別の内訳

管理主体	紙 (a)	電子媒体 (b)					左記以外の媒体 (c)				計 (a) + (b) + (c)	備考	
		FD, CD, MO等	共有サー バーエ 内	一元的 文書管 理シス テム	総合的 文書管 理シス テム	電子申請 システム	個別業務 システム	その他	フィルム	カセット・ ビデオテープ	写真	その他	
本省												0	
施設等機関												0	
特別の機関												0	
地方支分部局												0	
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注) 1 平成24年3月31日現在の行政文書ファイル管理簿に登載された行政文書ファイル等数を媒体別に記載する。
 2 「備考」欄には、「電子媒体」の「その他」又は「左記以外の媒体」の「その他」の具体的な内容を記載する。

【調査票 II-2-①】保存期間別の行政文書ファイル等数の内訳

(単位：ファイル)

管理主体	行政文書ファイル等数（再掲）						備考
	1年	3年	5年	10年	30年	特定日以後〇年	
本省							
施設等機関							
特別の機関							
地方支分部局							
計	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 平成24年3月31日現在の行政文書ファイル等数（調査票 II-1-①の再掲）を保存期間別に記載する。
 2 「特定日以後〇年」欄は、公文書管理制度施行令別表十一の項（許認可）、十三の項（補助金等）、十四の項（不服申立て）、十五の項（訴訟）、「十九の項（退職手当）」、二十七の項（公共事業）その他のに類する保存期間を設定している行政文書ファイル等数を記載する。
 3 「備考」には「その他」に区分した行政文書ファイル等の具体的な保存期間（例：7年）を記載する。

【調査票 II-2-②】保存期間を「常用（無期限）」と設定した行政文書ファイル等

番号	行政文書ファイル等の名称	設定理由
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

- (注) 1 本票は、調査票 II-2-①において、保存期間を「常用（無期限）」としている行政文書ファイル等について作成する。
- 2 「設定理由」の欄には保存期間「常用（無期限）」とした理由を経緯を含めて具体的に記載する。
- 3 記載欄は適宜追加して差し支えない。

【調査票 II-3】行政文書ファイル等の保存及び管理方式

番号	部局名	文書管理者数	行政文書の保存・管理方式	備考
1	大臣官房総務課		分散保存・分散管理方式	
2	大臣官房秘書課		分散保存・分散管理方式	
3	大臣官房企画課		分散保存・分散管理方式	
4	大臣官房政策評価広報課		分散保存・分散管理方式／集中保存・集中管理方式	
5	大臣官房文書課		集中保存・集中管理方式	
6				
7				
8				
9				
10				

(注) 1 本票は、各行政機関における本省部局の状況を記載する。(地方支分部局等は不要)

- 2 「文書管理者数」欄は、各部局ごとの総文書管理者数を記載する。
- 3 「保存及び管理方式」欄は、「分散保存・分散管理」「集中保存・集中管理」「その他」の別を記載
- 4 「分散保存・分散管理」方式は、各部門の近くに書庫を分散させ、管理も当該部門に任せることをいう。
- 5 「集中保存・分散管理」方式は、1か所ないし複数の書庫に集中して保存しているが、管理は各部門に任せた方がいい。
- 6 「集中保存・集中管理」方式は、1か所ないし複数の書庫に集中して保存し、管理も文書管理主管部門等が一元管理する方式を
- 7 「その他」欄は、「その他」の方式を探用している場合、その具体的な内容を記載する。
- 8 記載欄は適宜追加して差し支えない。

【調査票 II-4-①】保存期間満了時の措置の内閣府への報告及び変更状況

区分	行政文書ファイル数（再掲）					(単位：ファイル数)
	保存期間の満了時の措置を内閣府に報告した件数					
	保存期間の満了時の措置の変更なし				平成23年度中に保存期間の満了時の措置を変更したも の	
	移管	廃棄	未定	移管→廃棄	廃棄→移管	未定→移管
本省	0	0				0
施設等機関	0	0				0
特別の機関	0	0				0
地方支分部局	0	0				0
計	0	0	0	0	0	0

(注) 1 本表は、平成24年3月31日現在の行政文書ファイル管理簿に登載された行政文書ファイル等のうち、平成27年度までの間に、保存期間が満了する行政文

2 事前に内閣府の確認を受けた保存期間満了時の措置について、その後変更を行っていない場合には、「保存期間満了時の措置に変更なし」欄に、変更

3 「移管→廃棄」「廃棄→移管」「未定→移管」「未定→廃棄」欄は、それぞれ「変更前→変更後」を表し、事前に内閣府の確認を受けた保存期間満了

4 「保存期間満了時の措置を変更」欄に該当する行政文書ファイル等がある場合には、その一覧を行政文書ファイル管理簿の様式により添付すること。

【調査票 II-4-②】保存期間満了時の措置が「未定」の行政文書ファイル等名

番号	作成・取得年度等	分類	分類	名称 (小分類)	作成・取得者	起算日	保存期間	保存期間満了日	媒体	管理者	保管者	保存期間満了時の措置	未定の理由
1	平成24年度	研修の実施記録	実績	○○大学研修講師派遣	大臣官房公文書管理課長	2012.4.1	1年	2013.3.31	紙	大臣官房公文書管理課長	未定	行政文書ファイル等が完結していないため、行政文書ファイル全体として保管すべきものに該当するか否か未だ判断が難しいため	
2	平成24年度	関係省庁連絡会議	第1回会議	会議配布資料	大臣官房公文書管理課長	2012.4.1	10年	2022.3.31	紙	大臣官房公文書管理課長	未定	新規事業に関する行政文書ファイル等であるが、当該事業が国政上重要な事項に該当するか否か等、行政文書ファイル等が適切な措置が難しいため	
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

(注) 1 本票は、保存期間満了時の措置が「未定」のままとされている行政文書ファイル等について、行政文書ファイル管理簿の記載事項を基に、必要な事項を記載する。

2 「未定の理由」欄は、保存期間満了時の措置が「未定」のままとされている理由を記載する。
3 記載欄は適宜追加して差し支えない。

【調査票Ⅱ-4-③】平成23年度中に保存期間満了時の措置を「廃棄→移管」に変更した行政文書ファイル等名

番号	作成・取得 年年度等	分類 大分類	中分類 小分類	名称 (小分類)	作成・取得者	起算日	保存期間	保存期間 満了日	媒体	管理者	保存期間満了時の措置	変更した理由
1	平成24年度	研修の実施記録	実績	○○大学研修講師派遣	大臣官房公文書管理課長	2012.4.1	1年	2013.3.31	紙	大臣官房公文書管理課長	移管	国立公文書館の助言を踏まえ、保管に変更したもの
2	平成24年度	関係省庁連絡会議	第1回会議	会議配布資料	大臣官房公文書管理課長	2012.4.1	10年	2022.3.31	紙	大臣官房公文書管理課長	移管	時の経過により、国政上重要な事項に該当することとなつたため
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

- (注) 1 本票は、保存期間満了時の措置を「廃棄」から「移管」に変更した行政文書ファイル等について、行政文書ファイル管理簿の記載事項を基に、必要な事項を記載する。
 2 「変更した理由」欄は、保存期間満了時の措置を「廃棄」から「移管」に変更した理由を記載する。
 3 記載欄は適宜追加して差し支えない。

【調査票 II-4-④】平成23年度中に保存期間満了時の措置を「未定→移管」に変更した行政文書ファイル等名

番号	作成・取得 年度等	分類 大分類	分類 中分類	名称 (小分類)	作成・取得者	起算日	保存期間	保存期間 満了日	媒体	管理者	保存期間満了時の措置	変更した理由
1	平成24年度	研修の実施記録	実績	○○大学研修講師派遣	大臣官房公文書管理課長	2012.4.1	1年	2013.3.31	紙	大臣官房公文書管理課長	移管	国立公文書館の助員を踏まえ、保管に変更したもの
2	平成24年度	関係省庁連絡会議	第1回会議	会議配布資料	大臣官房公文書管理課長	2012.4.1	10年	2022.3.31	紙	大臣官房公文書管理課長	移管	時の経過により、国政上重要な事項に該当することとなつたため
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

(注) 1 本票は、保存期間満了時の措置を「未定」から「移管」に変更した行政文書ファイル等について、行政文書ファイル管理簿の記載事項を基に、必要な事項を記載する。
 2 「変更した理由」欄は、保存期間満了時の措置を「未定」から「移管」に変更した理由を記載する。
 3 記載欄は適宜追加して差し支えない。

【調査票 II-4-⑤】平成23年度に新規作成・取得した行政文書ファイル等の「保存期間満了時の措置」の付与状況

管理主体	平成23年度新規 作成・取得ファイル等数 (再掲)	保存期間満了時の措置 うち「保存期間満了時の措置」を付与しているもの		備考
		保存期間満了時の措置 付与率	付与率	
本省			#DIV/0!	
施設等機関			#DIV/0!	
特別の機関			#DIV/0!	
地方支分部局			#DIV/0!	
計	0	0	#DIV/0!	

- (注) 1 平成24年3月31日現在の行政文書ファイル管理簿に登載された行政文書ファイル等について記載する。
 2 「平成23年度新規作成・取得ファイル等数(再掲)」欄には、平成23年度に新規に作成・取得した行政文書ファイル等数を記載する。
 3 「うち「保存期間満了時の措置」を付与しているもの」欄には、「保存期間満了時の措置」について「未定」又は「廃棄」と記載しているもののファイル数を記載する。「未定」又は「廃棄」欄には、空白となっている場合はカウントしない。
 4 「備考」欄には、必要に応じ特記事項を記載する。

【調査票Ⅱ－4－⑥ 公文書管理制度実行令附則第3条の適用状況】

システム名：_____

記載困難な事項	記載困難な理由	当該事項の記載予定日
施行令第11条第1項第7号 (文書作成取得日の属する年度)	該当なし	
施行令第11条第1項第8号 (前号の日における文書管理者)	該当なし	
施行令第11条第1項第9号 (保存期間の起算日)	現行システムは平成23年3月31日までの利用であり、かつ、システム改修に多額の費用を要するため。	平成23年4月1日
施行令第11条第1項第10号 (媒体の種別)	該当なし	
施行令第11条第1項第11号 (行政文書ファイル等に係る文書管理者)	該当なし	

(注) 1 本票は、各行政機関において公文書管理制度に基づく行政文書ファイル管理簿の経過措置を適用している総合的な文書管理制度を保有している場合に記載する。

- 2 「記載困難な理由」欄は、当該事項を記載することが困難である理由を具体的に記載する。
3 該当する事項がない場合、回答欄に「該当なし」と記載する。

【調査票 II-5-①】保存期間が満了した行政文書ファイル等の措置状況

(単位:ファイル)

区分	保存期間満了 ファイル数	移管	廃棄	保存期間延長	備考
本省	0				
施設等機関	0				
特別の機関	0				
地方支分部局	0				
計	0	0	0	0	

(注)1 平成23年度に保存期間が満了した行政文書ファイル等について記載する。

2 「移管」、「廃棄」及び「保存期間延長」の各欄には、平成23年度に保存期間が満了した行政文書ファイル等の措置について該当する行政文書ファイル等数を記載する。

3 ファイル数は、「保存期間満了ファイル等数」+「移管」+「廃棄」+「保存期間延長」となることに留意する。

4 「保存期間延長」欄に計上した行政文書ファイル等について、調査票 II-5-④及び調査票 II-5-⑤を作成する。

5 「備考」欄には、必要に応じ特記事項を記載する。

調査票Ⅱ-5-②

【調査票Ⅱ-5-②】保存期間が満了した行政文書ファイル等の廃棄の同意の状況（内閣府作成）

(単位：ファイル)

管理主体	平成23年度中に保存期間が満了した行政文書ファイル等数		備 考
	同意	不同意	
本省	0		
施設等機関	0		
特別の機関	0		
地方支分部局	0		
計	0	0	0

(注) 1 平成23年度中に保存期間が満了した行政文書ファイル等について記載する。

2 「移管」「廃棄」欄には、平成23年度中に保存期間が満了した行政文書ファイル等について、保存期間の満了時の措置の内容別に該当する欄にチェックする。

3 「備考」欄には、必要に応じ特記事項を記載する。

【調査票Ⅱ-5-③】廃棄不同意となつた行政文書ファイル等名およびその理由（内閣府作成）

番号	不同意となった行政文書ファイル名	不同意とした理由	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

(注) 記載欄には適宜追加して差し支えない。

【調査票 II-5-④】延長理由別行政文書ファイル数

管理主体	延長した行政文書 ファイル数 (総数)	内訳									備考
		理由 1	理由 2	理由 3	理由 4	理由 5	理由 6	理由 7	理由 8	理由 9	
職務上の必要性											
公文書管理法 施行令第9条に基づくもの (監査、検査等)	公文書管理法 施行令第3号に基づくもの (訴訟手続)	公文書管理法 施行令第9条に基づくもの (不服申立て手続)	公文書管理法 施行令第4号に基づくもの (開示請求)	法令の制定 又は改廃用 に必要とするため	法令の制定 又は改廃用 に必要とするため	災害等の緊 急事態対応 のため	その他の 理由 1	その他の 理由 2	その他の 理由 3	その他の 理由 4	その他の 理由 5
本省											
施設等機関											
特別の機関											
地方支分部局											
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 1 本票は、保存期間を延長した行政文書ファイル等について、延長理由別のファイル数を記載する。

2 延長理由について、複数の項目に該当する場合には、それぞれにカウントする。

3 「その他の理由」に該当する理由がある場合には、その具体的な理由を上書きの上、カウントする。

4 「その他の理由」欄は適宜追加して差し支えない。

【調査票Ⅱ-5-⑤】保存期間を延長した行政文書ファイル等

(注) 1 「管理主体」欄は、「本省」「施設等機関」「特別の機関」「地方支分部局」から選択する。

当物の保存期間を記載する。
「延長期間」欄は、延長する年数又は日数を記載する。（記載例：1年、90日）
「保存期間総計」欄は、行政文書ファイル等の作成・取得時からカウントして、今回の延長による保存期間の総計が何年になるかを記載する。

5 保存期間第9条第1項第1号に規定する理由を延長する場合は、その具体的な理由を右欄に記載する。

〔2〕「3」(不規申立て) (訴訟手続)

施行規則第9条第1項に規定するに當るに於ける場合に於ては、前項の規定を適用するに當る。

〔7〕 その他の理由による緊急事態対応の延長

「僕者！ 捧は延長を複数回実施！ アレ恒久にこの同様の事態を防ぐ」

本稿に記載したは、延長を後放しして差し支えなし。記載欄は道宣追加して差し支えなし。

【調査票 II - 6-①】研修の実施状況

(単位：回、人)

区分	研修の実施・派遣延べ回数				研修の内容	延べ 参加人数
	新規採用職員研修	文書管理研修	他の行政機関等で行う研修	独立行政法人国立公文書館が行う研修		
本省	0					
施設等機関	0					
特別の機関	0					
地方支分部局	0					
計	0	0	0	0	0	0

備考

- (注) 1 本票は、行政機関が自ら実施した研修又は他の行政機関等に派遣した研修の回数について記載する。
- 2 「その他の研修」を実施している場合、その具体的な内容を備考欄に記載する。

【調査票Ⅱ－6－②】研修の実施内容

(回二四)

区分	研修の内容							
	法制度の概要	行政文書管理規則の内容	ファイリング手法	行政文書管理システムの意義・機能	歴史公文書等の評価・選別	職員の指導方法	文書の管理状況の点検方法	その他
新規採用職員研修	0							
文書管理者研修	0							
他の行政機関等で行う研修	0							
独立行政法人国立公文書館が行う研修	0							
その他の研修	0							

- (注) 1 本票は、調査票Ⅲ-2-①(1)で実施又は派遣した研修について記載する。
2 「教育研修への参加状況」欄は、調査票Ⅲ-2-①(1)で、該当する教育研修の実施・派遣延べ回数が1以上の場合、○を記載する。
3 同一の内容の研修を本省及び地方支分部局3か所で開催している場合、3回とカウント
・該当ない場合、空欄で可
4 「教育研修の内容」欄は、教育研修への参加状況が○の場合に、該当する研修内容に○を記載する。
5 「教育研修の内容」欄のうち、「その他」に該当がある場合、その内容を備考欄に記載する。
6 その他の特記事項があれば、その内容を備考欄に記載する。

【調査票Ⅲ-1-1-①】行政文書の点検の実施頻度

区分		実施					点検の実施頻度				未実施	
		毎月	3か月に1回程度	半年に1回程度	年に1回程度	その他						
本省	0	0										
施設等機関	0	0										
特別の機関	0	0										
地方支分部局	0	0										
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

備考

- (注) 1 本票は文書管理者ごとに、行つた点検の頻度について記載する。
 2 「その他」の場合、その点検の頻度を備考欄に記載する。(例: 4か月に1回、毎週)

【調査票Ⅲ-1-②】行政文書の点検の実施内容

文書管理者数（再掲）		点検の実施内容							
区分	作成すべき行政文書が適切に作成されているか	文書管理者は行政文書を行政ファイル等の保存場所において「行政文書」と「個人文書」の混在はないか	行政文書は行政ファイル等の識別が容易にできるための措置が講じられているか	行政文書の分類、名稱、保存期間、保存期限満了日及び保存場所等が行政文書管理に記載されているか	移管すべき行政文書が適切に移管されるか	廃棄するとされた行政文書等は廃棄されているか	誤廃棄を防ぐ措置はとらわれているか	文書管理担当職員、一般職員に対する指揮・監督は適切に行なわれているか	運動や組織に伴う際に行なわれる文書等が引き継がれているか
本省	0								
施設等機関	0								
特別の機関	0								
地方支分部局	0								
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本票は文書管理者ごとに、行った点検の内容について記載する。
 2 様数の点検内容を実施している場合は、それぞれにカウントする。
 3 「その他」の点検内容を実施している場合、その具体的な内容を備考欄に記載する。

備考

【調査票III-1-③】行政文書の点検結果と改善状況

点検実施数（再掲） (点検を実施した文書管理者数)	うち、不適切事例が 認められたもの	うち、何ら問題が 認められなかつたもの
------------------------------	----------------------	------------------------

(注) 記載欄は適宜追加して差し支えない。

【調査票III-1-④】監査の実施回数、実施方針、結果の活用方法等

区分	監査の実施頻度		監査対象の選定の考え方	監査結果の活用方法
	監査を受けた文書管理者数	実施頻度の決定の考え方		
本省	3か月に1回	例：毎年定期異動日（4月1日）の1か月後に実施	例：本省の文書管理者については、毎年実施。地方の文書管理者についても、事務所数が多数にわたるところから、3年で監査できるよう選定	例：監査結果については、全文書管理者にファイードバックするとともに、特に悪かった項目については翌年度の重点監査項目とすることとする。
地方支分部局				
				備考

(注) 1 本表は各府省の監査責任者が実施した監査の頻度について記載する。
 2 監査の実施頻度について、「その他」を選択した場合、具体的な監査の頻度を備考欄に記載する。(例：4か月に1回、毎週)

【調査票III-1-⑤】監査の内容

番号	監査の実施内容	監査の指摘事項等	改善等措置状況	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

(注) 記載欄は適宜追加して差し支えない。

【調査票III-1-⑥】紛失等への対応

番号	紛失、誤焼棄等事案の内容 （付与されているRS）	紛失等行政文書ファイル等名 (付与されているRS)	事案発生年月日	総括文書管理者 への報告年月日	紛失等事案への対応及び 被害拡大防止等措置状況
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

(注) 記載欄は適宜追加して差し支えない。

【調査票III-1-⑦】不適切な文書管理に係る処分の状況

番号	区分	事案の内容	処分対象者	処分等の種類・程度	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

(注) 1 本票は、平成23年度中に文書管理の不適切な取扱いに起因する処分等の状況について記載する。

2 「区分」欄は、本省、地方支分部局の別を選択する。
3 「事案内容」欄は、施設等機関、特別の機関、作成者等に依る。

「事実の内合」傾む、誤解乘、紛失、作成義務違反、不適正管理、その他の別を選択する。なお、「その他」を選択した場合、その内容を備考に記載すること。

「処分対象者」欄は、本人、文書管理者、監督者、その他の別を選択する。「その他」を選択し

「文書管理者等」は、当該処分等に關し、又文書管理上の責任を理由として処分等を受けた者をいう。

「処分等の種類・程度」欄には、具体的な処分（例：懲戒、戒告、減給）及びその程度（例：3か月、10分①）を記載する。

記載欄は、適宜追加して差し支えない。

【事例票 公文書管理制度施行1年目の取組状況】

質問	回答		
Q 1. 公文書管理制度の施行に伴い、行政文書の作成について、総括文書管理者による文書管理に関する指導・研修、取組等を行った結果、どのような進展・改善が図られたか、具体的に記載してください。			
Q 2. 公文書管理制度の施行に伴い、行政文書の整理について、総括文書管理者による文書管理に関する指導・研修、取組等を行った結果、どのような進展・改善が図られたか、具体的に記載してください。			
Q 3. 公文書管理制度の施行に伴い、行政文書の保存について、総括文書管理者による文書管理に関する指導・研修、取組等を行った結果、どのような進展・改善が図られたか、具体的に記載してください。			
Q 4. 公文書管理制度の施行に伴い、行政文書の移管又は廃棄について、総括文書管理者による文書管理に関する指導・研修、取組等を行った結果、どのような進展・改善が図られたか、具体的に記載してください。			
Q 5. 公文書管理制度の施行に伴い、上記以外に、総括文書管理者による文書管理に関する指導・研修、取組等を行った結果、どのような進展・改善が図られたか、具体的に記載してください。			

(注) 1 具体的措置について、当該取組を指示、ルール化している場合の根拠（実施通知、マニュアル等）、当該取組の結果がわかるもの（報告書、確認作業資料等）があれば当該資料を添付してください。）があれば、添付する。
 2 該当する取り組みを行っていない場合、回答欄に「該当なし」と記載する。

行政文書の管理状況の調査（平成 23 年度） 調査票記載要領（案）

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号。以下「公文書管理法」という。）第 9 条に基づく「行政文書の管理状況の調査（平成 23 年度）調査票（案）」への記載に当たっては、本記載要領（案）により記載するものとする。

I 行政文書の管理に関する基礎的事項

調査票 I-1（行政文書管理規則、行政文書ファイル保存要領等の整備状況）

公文書管理法第 10 条に基づき、各行政機関において定められる行政文書管理規則、細則その他の文書管理に関する規程について、制定年月日、内容等を記載するとともに、当該行政文書管理規則、細則その他関係規程類を添付する。

また、「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定。以下「ガイドライン」という。）第 2 の規定に基づき、総括文書管理者が作成することとされている行政文書ファイル保存要領についても、制定年月日、内容等を記載し、当該行政文書ファイル保存要領を添付する。

調査票 I-2（標準文書保存期間基準の整備状況）

ガイドライン第 4 の規定に基づき、文書管理者が定めなければならないとされている標準文書保存期間基準について、文書管理者毎に文書管理者名、組織名（当該文書管理者が文書管理を行わなければならない組織の範囲）、制定年月日等を記載するとともに、本府省庁の官房、局、地方支分部局のそれぞれに属する任意の課室から、合計 3 課室分の当該標準文書保存期間基準をサンプルとして添付する。

また、平成 24 年 3 月 31 日現在で標準文書保存期間基準が定められていない場合には、その理由と作成見込み時期を「備考」欄に記載し報告する。

調査票 I-3（集中管理の推進に関する方針の整備状況）

ガイドライン第 5 の規定に基づき、総括文書管理者が、平成 25 年度までに定めるこことされている集中管理の推進に関する方針について、制定年月日、内容等を記載するとともに、当該集中管理の推進に関する方針を添付する。

また、平成 24 年 3 月 31 日現在で集中管理の推進に関する方針が策定されていない場合には、その理由と当該方針の作成見込時期を報告する。

II 公文書管理法に基づく行政文書の管理状況等

1 行政文書の作成について

調査票 II-1-① (行政文書ファイル等数)

各行政機関における行政文書ファイル等の分量について把握するため、本票では、平成24年3月31日現在で各行政機関が保有する行政文書ファイル等数（現に保有しているファイル等数のことであり、現に保有していないものの、移管、廃棄及び行政文書ファイル等の分割・統合等を行ったもので、行政文書ファイル管理簿において当該履歴情報を管理しているものは除く）を記載する。また、「うち平成23年度新規作成・取得ファイル数」欄には、各行政機関が保有する行政文書ファイル等数のうち、平成23年度中に新たに作成又は取得した行政文書ファイル等数を記載する。

調査票 II-1-② (行政文書ファイル等の媒体の種別の内訳)

調査票 II-1-①で把握した行政文書ファイル等数について、その媒体の種別を把握するため、本票では、行政文書ファイル等の媒体について、紙、電子媒体、その他の媒体の別に記載する。

なお、電子媒体及びその他の媒体のうち、それぞれ「その他」欄に記載した場合には、その具体的内容を備考欄に記載する。

2 行政文書の整理等について

調査票 II-2-① (保存期間別の行政文書ファイル等数の内訳)

調査票 II-1-①で把握した行政文書ファイル等数について、その保存期間を把握するため、本票では、行政文書ファイル等ごとに設定された保存期間の別にそれぞれ該当する欄に記載する。

また、「特定日以後〇年」欄は、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号。以下「公文書管理法施行令」という。）別表十一の項（許認可）、十三の項（補助金等）、十四の項（不服申立て）、十五の項（訴訟）、十九の項（退職手当）、二十七の項（公共事業）その他これらに類する保存期間を設定している行政文書ファイル数を記載する。

なお、「その他」欄に記載した場合は、その具体的内容を備考欄に記載する。

調査票 II-2-② (保存期間を「常用（無期限）」と設定した行政文書ファイル等)

調査票 II-2-①において把握した保存期間が「常用」と設定された行政文書ファイル等について、その詳細を把握するため、本票では、当該行政文書ファイル等の名称及び設定した理由について記載する。

なお、ガイドライン第4において、行政文書ファイル管理簿など、事案の発生や変更等に伴い、記載事項が隨時、追記・更新される台帳や、法令の制定又は改廃等に伴い、隨時、追記・更新される法令集などが、職員が業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき常用文書の例とされている。

3 行政文書ファイル等の保存について

調査票II-3（行政文書ファイル等の保存及び管理方式）

各行政機関の行政文書ファイル等の保存及び管理方式を把握するため、本票では、各行政機関の部局別に、文書管理者数及び行政文書の保存・管理方式を記載する。

行政文書の保存・管理方式は、大別して、以下の4通り（複数回答あり。）から選択して記載する。

① 「分散保存・分散管理」方式

各部門の近くに書庫を分散させ、管理も当該部門に任せる方式

② 「集中保存・分散管理」方式

1か所ないし複数の書庫に集中して保存しているが、管理は各部門に任せる方式

③ 「集中保存・集中管理」方式

1か所ないし複数の書庫に集中して保存し、管理も文書管理主管部門等が一元管理する方式

④ その他の方

上記以外の方式。ただし、本方式を選択した場合には、その具体的な内容を備考欄に記載する。

4 行政文書ファイル管理簿の記載状況について

調査票II-4-①（保存期間満了時の措置の内閣府への報告及び変更状況）

「公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）に基づく行政文書ファイル等の移管・廃棄等に関する手順について」（平成23年4月1日内閣府大臣官房公文書管理課長決定）に基づき、各行政機関は、保存期間の満了時の措置（レコードスケジュール）の付与状況を内閣府に報告することとされている。

各行政機関から内閣府に報告された保存期間の満了時の措置（レコードスケジュール）の付与状況を把握するため、本票では、調査票II-1-①で把握した行政文書ファイル等について、内閣府へ報告したもの及び内閣府に未報告のもの別に記載する。また、内閣府へ報告している場合にあっては、以下の区分に従い記載する。

【内閣府への報告後、変更を行っていないもの】

内閣府に保存期間の満了時の措置（レコードスケジュール）を報告した時点から、内閣府から変更指示がなく、かつ、各行政機関においても自ら変更を行っていないものについて、「移管」「廃棄」「未定」の別に記載する。

また、保存期間の満了時の措置（レコードスケジュール）が「未定」となっている行政文書ファイル等については、調査票II-4-②にその詳細を記載する。

【内閣府への報告後、変更を行ったもの】

内閣府に保存期間の満了時の措置（レコードスケジュール）を報告した時点から、内閣府からの変更指示を受け変更した場合又は各行政機関の判断で変更した場合、それぞれ該当する欄に区分する。

i 移管→廃棄

当初「移管」として内閣府に報告したが、移管を要しない文書であるとして「廃棄」に変更したもの

ii 廃棄→移管

当初「廃棄」として内閣府に報告したが、歴史公文書等に該当する文書であり移管すべき文書として「移管」に変更したもの

また、本件に該当する行政文書ファイル等については、調査票II-4-③にその詳細及び変更した理由を記載する。

iii 未定→移管

当初「未定」として内閣府に報告したが、その後、当該行政文書ファイル等を精査したところ、歴史公文書に該当する文書であり移管すべき文書として「移管」に変更したもの

また、本件に該当する行政文書ファイル等については、調査票II-4-④にその詳細及び変更した理由を記載する。

iv 未定→廃棄

当初「未定」として内閣府に報告したが、その後、当該行政文書ファイル等を精査したところ、移管を要しない文書であるとして「廃棄」に変更したもの

調査票II-4-②（保存期間満了時の措置が「未定」の行政文書ファイル等）

保存期間満了時の措置が「未定」のままとされている行政文書ファイル等について、行政文書ファイル管理簿の記載事項を基に、必要事項を記載する。

調査票II-4-③（平成23年度中に保存期間満了時の措置を「廃棄」から「移管」に変更した行政文書ファイル等）

保存期間満了時の措置が「廃棄」から「移管」に変更された行政文書ファイル等について、行政文書ファイル管理簿の記載事項を基に、必要事項を記載する。

調査票II-4-④（平成23年度中に保存期間満了時の措置を「未定」から「移管」に変更した行政文書ファイル等）

保存期間満了時の措置が「未定」から「移管」に変更された行政文書ファイル等について、行政文書ファイル管理簿の記載事項を基に、必要事項を記載する。

調査票II-4-⑤（平成23年度に新規作成・取得した行政文書ファイル等の「保存期間満了時の措置」の付与状況）

平成23年度中に新たに作成又は取得した行政文書ファイル等（ファイル等数については調査票II-1-①の「うち平成23年度新規作成・取得ファイル数」欄において把握）について「保存期間満了時の措置」の付与（「移管」又は「廃棄」と記載されているもの）数及び付与率を把握するため、行政文書ファイル管理簿の記載事項を基に、必要事項を記載する。

なお、「保存期間満了時の措置」の具体的な付与状況については、「公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）に基づく行政文書ファイル等の移管・廃棄等に関する手順について」（平成23年4月1日付け府公第47号。内閣府大臣官房公文書管理課長通知）に従い、同通知の様式1に必要な事項を記載し、報告することとされている。（「VI 法施行後に作成・取得した行政文書ファイル等」を参照）

調査票II-4-⑥（公文書管理法施行令附則第3条の適用状況）

公文書管理法施行令附則第3条に基づき、行政機関の長は、行政文書ファイル管理簿に係る情報システムの整備に相当の期間を要する場合その他の公文書管理法施

行令第 11 条第 7 号から第 11 号までに掲げる事項を行政文書ファイル管理簿に記載することが困難である場合には、当分の間、その記載することが困難な事項を記載しないことができる。ただし、この場合において、記載しない事項、当該事項を記載することが困難である理由及び当該事項の記載を予定する日を報告することとされている。本票では、公文書管理法施行令第 11 条第 7 号から第 11 号までに掲げる事項について、それぞれ当該事項を記載することが困難である理由及び当該事項の記載を予定する日について記載することとする。なお、記載困難でない場合には「記載困難な理由」欄に「該当なし」と記載する。

5 行政文書ファイル等の移管又は廃棄について

調査票 II-5-①（保存期間が満了した行政文書ファイル等の措置状況）

各行政機関において、平成 23 年度に保存期間が満了した行政文書ファイル数、そのうち保存期間延長ファイル数、移管ファイル数及び廃棄ファイル数について、本省、施設等機関、特別の機関、地方支分部局の別に記載する。なお、ファイル数については、「保存期間満了ファイル数」 = 「移管」 + 「廃棄」 + 「保存期間延長」となることに留意する。

調査票 II-5-②（保存期間が満了した行政文書ファイル等の廃棄同意の状況）

※内閣府で作成

平成 23 年度中に保存期間が満了した行政文書ファイル等について、各行政機関からの廃棄協議の状況について把握するため、本票では、廃棄協議の件数、及び当該協議に係る内閣総理大臣の同意又は不同意の件数を記載する。

なお、本票については、内閣府大臣官房公文書管理課において、統一的に件数を把握していることから、内閣府で作成する。

調査票 II-5-③（廃棄不同意となった行政文書ファイル等名及びその理由）

※内閣府で作成

平成 23 年度中に保存期間が満了した行政文書ファイル等について、各行政機関からの廃棄協議のうち、不同意となった行政文書ファイル等の状況について把握するため、本票では、不同意となった行政文書ファイル名及び不同意とした理由について記載する。なお、調査票 II-5-①で把握した不同意の件数と一致することに留意する。

なお、本票については、内閣府大臣官房公文書管理課において、統一的に件数を把握していることから、内閣府で作成する。

調査票 II-5-④（延長理由別行政文書ファイル数）

公文書管理法施行令第 9 条第 2 項に基づき、保存期間を延長した行政文書ファイル等の状況を把握するものである。本票では、保存期間を延長した行政文書ファイル等の総数及び延長理由別の内訳を記載する。

延長理由については、公文書管理法施行令第 9 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる延長のほか、職務上の必要性として「国会関係用務に必要とするため」「法令の制定又は改廃用務に必要とするため」「災害等の緊急事態対応のため」「廃棄不同意に基づくもの」を例示しているが、その他の理由により保存期間を延長した場合にあっては、「その他の理由」欄に延長理由を記載した上で、その内訳を記載

する。

調査票 II-5-⑤（保存期間を延長した行政文書ファイル等の名称、延長した期間及び延長の理由）

調査票 II-5-④で把握した保存期間を延長した行政文書ファイル等について、それぞれの行政文書ファイルごとにその詳細を把握するため、本票では、当初の保存期間、延長期間、保存期間総計及び保存期間延長の理由を記載する。ただし、「その他の理由」を選択した場合には、その具体的な内容も記載する。

なお、本票で記載したものの合計と調査票 II-5-④に記載した数値とが相違ないよう留意すること。

6 文書管理に係る研修の実施について

調査票 II-6-①（研修の実施状況）

公文書管理法第32条第1項に基づき、行政機関の長は、当該行政機関の職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うこととされている。本票では、平成23年度中に各行政機関において自ら実施した研修又は独立行政法人国立公文書館その他の機関が実施する研修について、その実施（派遣）回数及び人数について記載する。

調査票 II-6-②（研修の実施内容）

調査票 II-6-①で把握した研修について、本票では、平成23年度中に各行政機関において自ら実施又は独立行政法人国立公文書館その他の機関が実施する研修について、その研修の内容について該当するものを記載する。

III ガイドラインに基づく行政文書の管理状況等

調査票 III-1-①（文書管理の点検の頻度）

ガイドライン第8の規定に従い、各行政機関における文書管理の点検の実施状況について把握するため、文書管理者ごとに平成23年度中に行った点検の実施の有無と、点検を実施している場合の実施頻度について該当する箇所に記載する。また、「その他」に記載した場合には、その具体的な頻度（例：毎週等）を備考欄に記載すること。

また、点検の実施に当たって、総括文書管理者が点検項目や点検時期を指示した事務連絡、マニュアル等があれば添付する。

調査票 III-1-②（文書管理の点検の内容）

調査票 III-1-①で把握した点検の実施内容について、文書管理者ごとにその内容に応じて該当する箇所にカウントする。また、複数の点検内容を実施している場合には、そのそれについてカウントする。

調査票 III-1-③（点検結果と改善状況）

調査票 III-1-①で把握した点検の実施結果について、不適切事例が認められた場合の文書管理者ごとの不適切事例の内容、当該不適切事例に対する文書管理者の具体

的な指導等内容、当該指導等を踏まえて採られた改善措置の具体的な内容について記載する。類似の不適切事例については、当該事例件数を「事例数」欄に記載し、「点検の結果把握した不適切事例」欄等にまとめて記載、指導等、改善措置状況に対応の違いがある場合は、箇条書きにして記載する。

調査票Ⅲ－1－④（監査の実施回数、実施方針、結果の活用方法等）

ガイドライン第8の規定に従い、各行政機関における文書管理の監査の実施状況について把握するため、本票では、平成23年度中に、当該行政機関の監査責任者が実施した監査の頻度及び監査対象となった文書管理者数について記載する。

また、監査の頻度や監査対象の選定についての考え方、監査結果の活用方法に関して記載するとともに、その裏付けとなる監査の実施通知、マニュアル等や監査実施後に監査報告書等を作成している場合には、当該資料を添付する。

調査票Ⅲ－1－⑤（監査の内容）

調査票Ⅲ－1－④で実施した監査の内容について、監査の実施内容、監査の指摘事項等、改善等措置状況等、具体的な監査内容を監査事項ごとに記載する。

例：背表紙は適切に作成されているか。

「～関係資料」など、内容が分かりにくい名称となっていないか。

「雑件」「その他」などのファイルが保存されていないか。

個人的な執務の参考資料が共用の書庫に保存されていないか。

調査票Ⅲ－1－⑥（紛失等への対応）

ガイドライン第8の規定に従い、行政文書ファイル等の紛失及び誤廃棄については、被害の拡大防止や業務への影響の最小化の観点から、組織的に対応すべき重大な事態であり、紛失及び誤廃棄が明らかとなった場合は、直ちに総括文書管理者に報告することとしている。本票では、平成23年度において、各行政機関で発生した紛失等（紛失、御廃棄、その他）の状況について、紛失等事案の内容、当該紛失等した行政文書ファイル等名（付与されている保存期間満了時の措置（移管か廃棄か又は未定か）、事案発生年月日、総括文書管理者への報告年月日、総括文書管理者による紛失等事案への対応及び被害拡大防止等措置状況について記載する。

調査票Ⅲ－1－⑦（不適切な文書管理に係る処分等の状況）

ガイドライン第8の規定に従い、行政文書ファイル等の紛失及び誤廃棄については、被害の拡大防止や業務への影響の最小化の観点から、組織的に対応すべき重大な事態であり、紛失及び誤廃棄が明らかとなった場合は、直ちに総括文書管理者に報告することとしている。本票では、平成23年度において、各行政機関で不適切な文書管理に起因してその職員に何らかの処分がなされた場合、当該処分の原因となった事案の内容（紛失、誤廃棄、作成義務違反、不適正管理及びその他）及び処分の対象者（本人、文書管理者、監督者及びその他）について該当するものを選択し、具体的な処分の種類程度（懲戒処分、強制措置、刑事告発等）について記載する。

IV 法施行1年目の取組みの状況

事例票IV（公文書管理法の取組みの状況）

公文書管理法が平成23年から施行され、各行政機関の職員には、行政文書の作成から、整理、保存を経て、移管又は廃棄するまでのルールが規定されたところである。本票では、公文書管理法の施行に伴い、各行政機関において文書管理に関して特に取組みを行った事例について、記載する。

V 東日本大震災の影響による行政文書の被災状況等 P

VI 法施行後に作成・取得した行政文書ファイル等

平成23年度に新規に作成又は取得した行政文書ファイル等のレコードスケジュールの付与状況を把握するため、「公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）に基づく行政文書ファイル等の移管・廃棄等に関する手順について」（平成23年4月1日付け府公第47号。内閣府大臣官房公文書管理課長通知）に従い、同通知の様式1に必要な事項を記載し、報告する。

なお、報告を要する行政文書ファイル数は、調査票II-1-①の「うち平成23年度新規作成・取得ファイル数」と相違ないよう留意すること。

適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用・提供について(質問)

送信日時: 2011年12月7日 15:15

宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

添付ファイル: 【211】適性評価個人情報の利用・提供.jtd (24 KB)

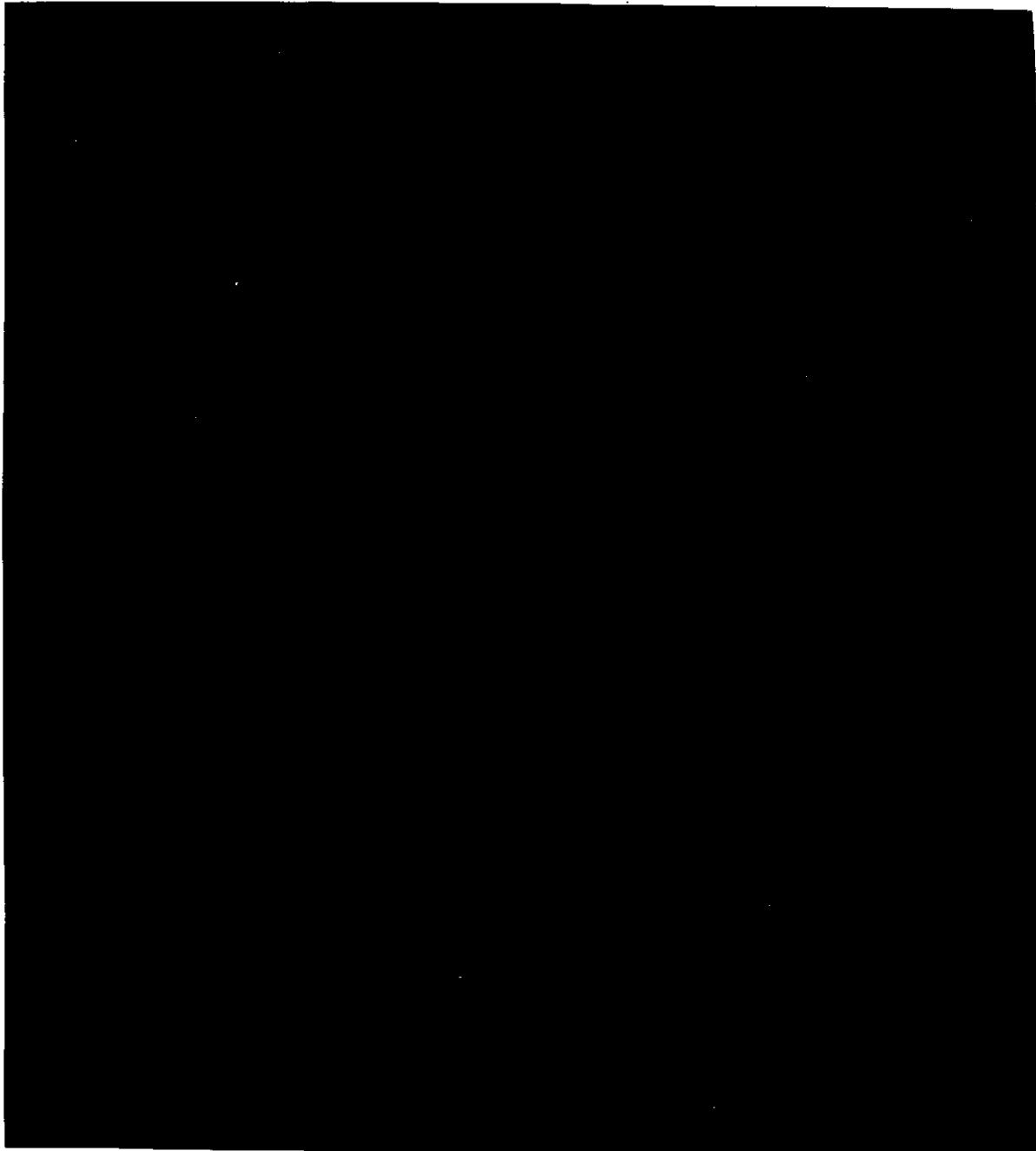
さん

お疲れさまです。
標記について、添付ファイルのとおり
質問を提出しますので、よろしく
お願いします。

機密性 2 情報

平成 23 年 12 月 7 日
公 安 調 査 庁

適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用・提供について



以上

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第9回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月9日 20:29

宛先: 高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室)

添付ファイル: 内政送付資料.ZIP (132 KB)

内閣官房副長官補室(内政) 高岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第9回)を、12日(月)に、内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第9回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月9日 20:29

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 外政送付資料.ZIP (132 KB)

内閣官房副長官補室(外政) 八幡様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第9回)を、12日(月)に、内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

* * * * *

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])
(直通)

Fax 03-3592-2307

* * * * *

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第9回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月9日 20:30

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 安危送付資料.ZIP (132 KB)

内閣官房副長官補室(安危) 丸山様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第9回)を、12日(月)に、内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])
[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第9回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月9日 20:30

宛先:

添付ファイル: 警察庁送付資料.ZIP (132 KB)

警察庁警備局警備企画課 藤原様、[REDACTED] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第9回）を、12日（月）に、内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])
(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第9回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月9日 20:31

宛先:

添付ファイル: 公安庁送付資料.ZIP (132 KB)

公安調査庁 総務部総務課審理室 [REDACTED]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第9回）を、12日（月）に、内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み予定
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])
(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第9回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月9日 20:31

宛先:

添付ファイル: 法務省送付資料.ZIP (132 KB)

法務省 刑事局公安課 角田様、伊勢様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第9回）を、12日（月）に、内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])
(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第9回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月9日 20:32

宛先:

添付ファイル: 外務省送付資料.ZIP (132 KB)

外務省 大臣官房総務課 [REDACTED] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第9回）を、12日（月）に、内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

* * * * *

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])
(直通)

Fax 03-3592-2307

* * * * *

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第9回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月9日 20:32

宛先:

添付ファイル: 海保庁送付資料.LZH (127 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第9回）を、12日（月）に、内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み予定
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

* *

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])
(直通) [REDACTED]

Fax 03-3592-2307

* *

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第9回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月9日 20:33

宛先:

添付ファイル: 防衛省送付資料.ZIP (132 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 [REDACTED]様、[REDACTED]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第9回）を、12日（月）に、内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み予定
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])
(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第9回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月9日 20:33

宛先:

添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (132 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 林様、監物様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第9回）を、12日（月）に、内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第9回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月9日 20:34

宛先:

添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (132 KB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 斎藤様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第9回）を、12日（月）に、内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み予定
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])
[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

秘密保全法制 法制局持込み資料

平成23年12月12日

1 条文案

- 素案
- 読替表

2 論点ペーパー（案）（いずれも内調内検討済み・他省庁協議未了）

(1) 秘密の指定に関するもの

- 指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について

(2) 人的管理に関するもの

- 調査事項について

- 同意の取得について

-

- 適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について

- 適性評価と法の下の平等との関係について

3 外務省において検討中の別表事項案に係る同省作成ペーパー（案）

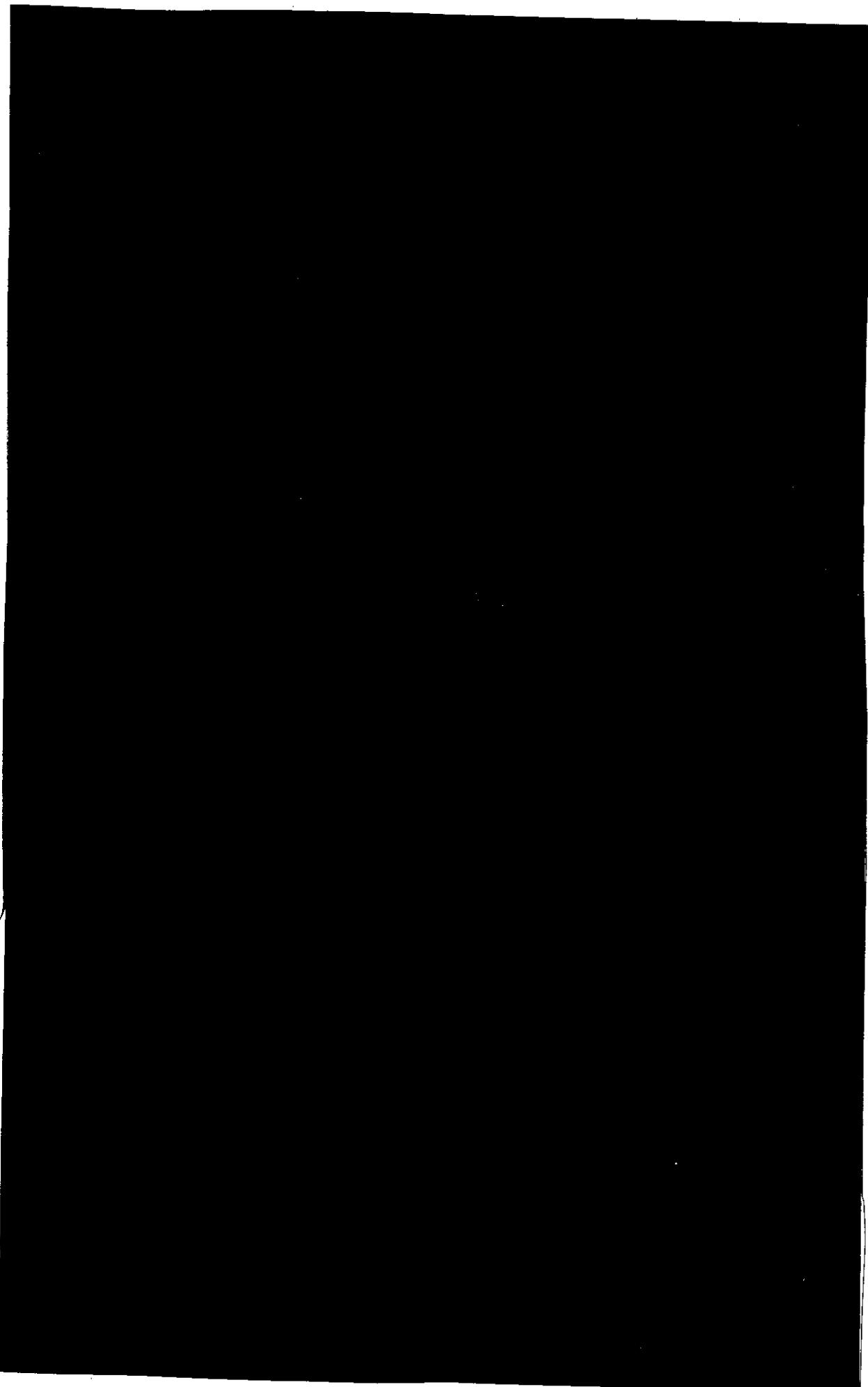
- 「[REDACTED]」について

- 「[REDACTED]」について

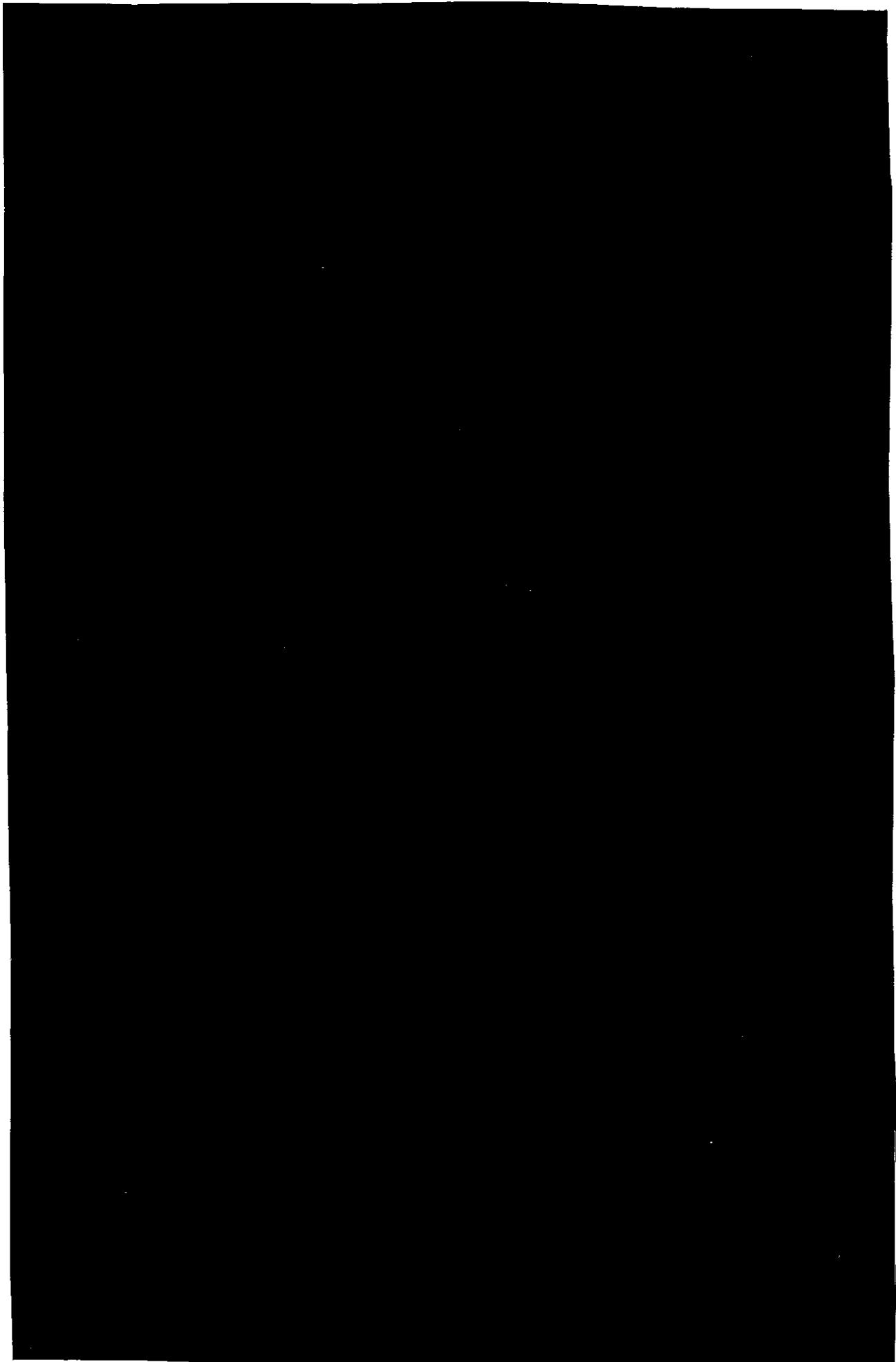
特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）

（※傍線部は今後特に検討を要する部分）

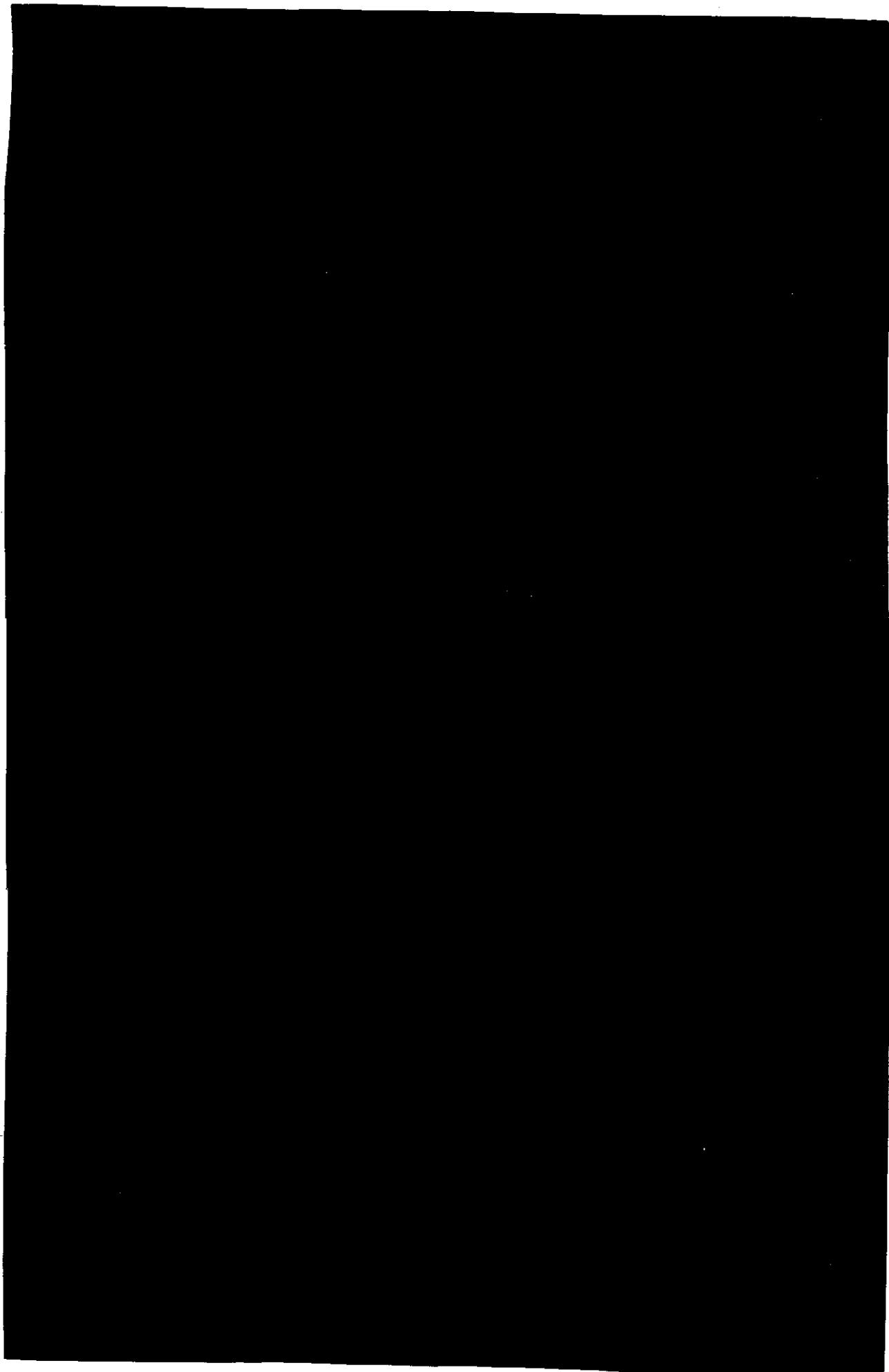
11/12/09



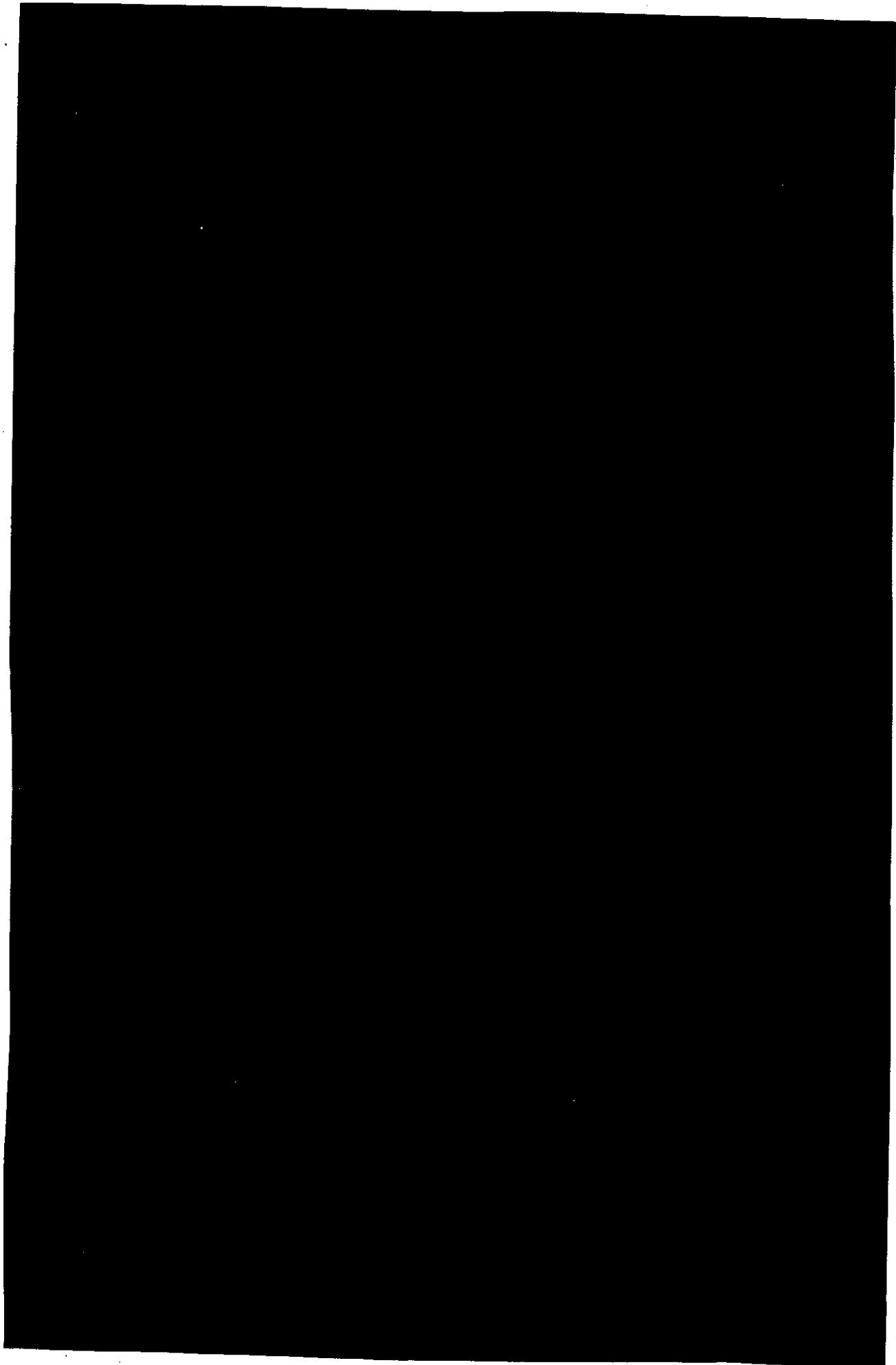
11/12/09



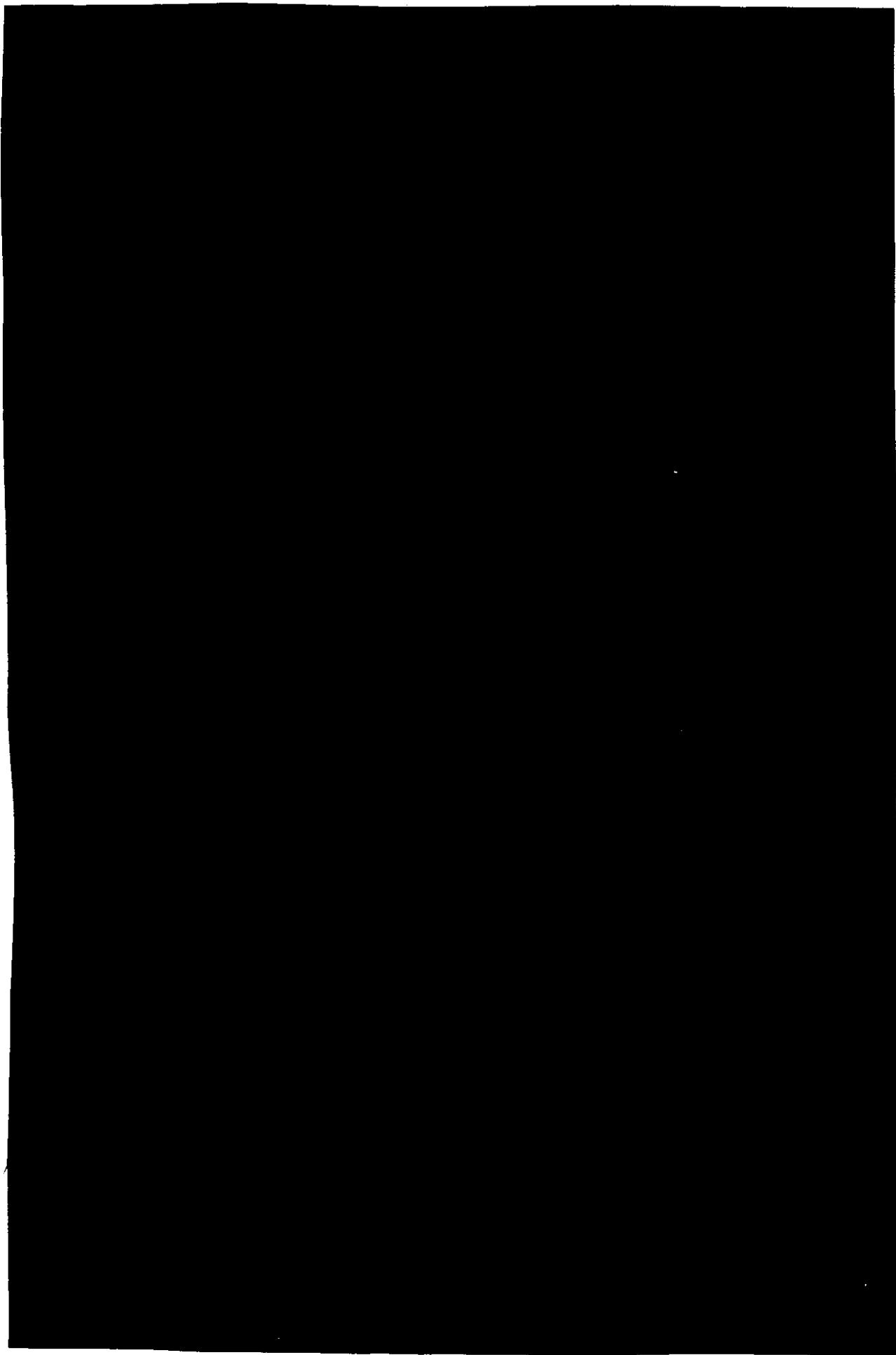
11/12/09



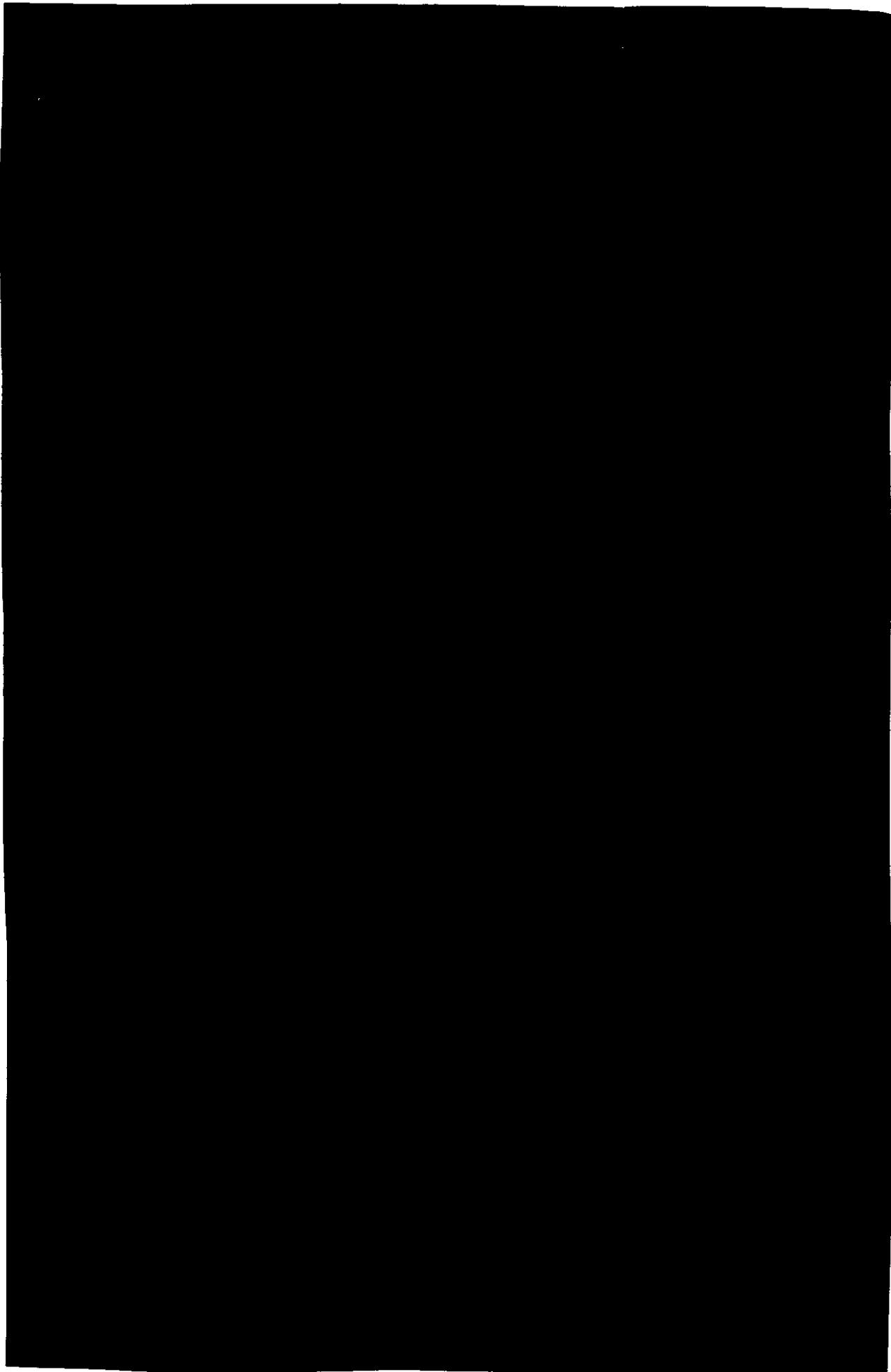
11/12/09



11/12/09

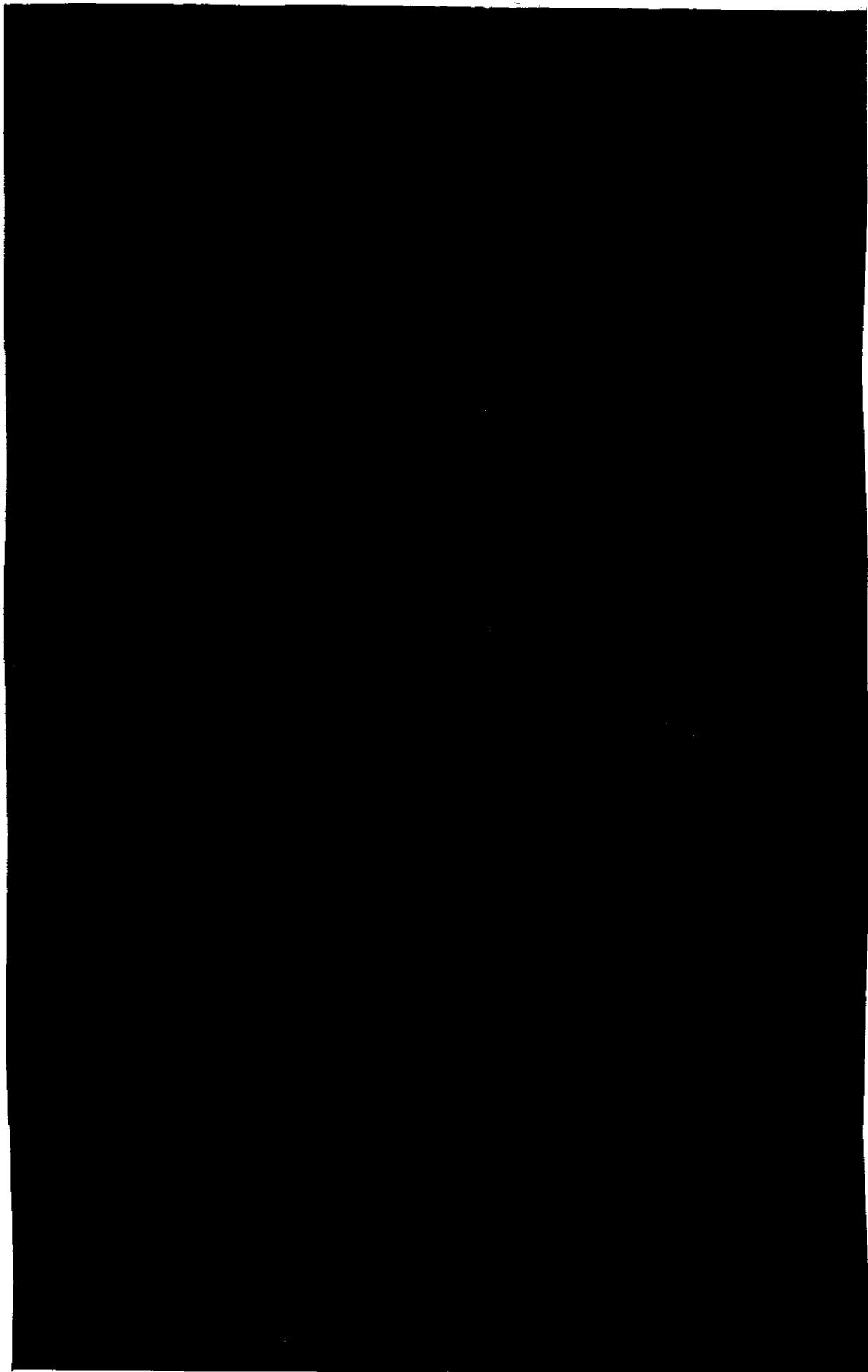


11/12/09

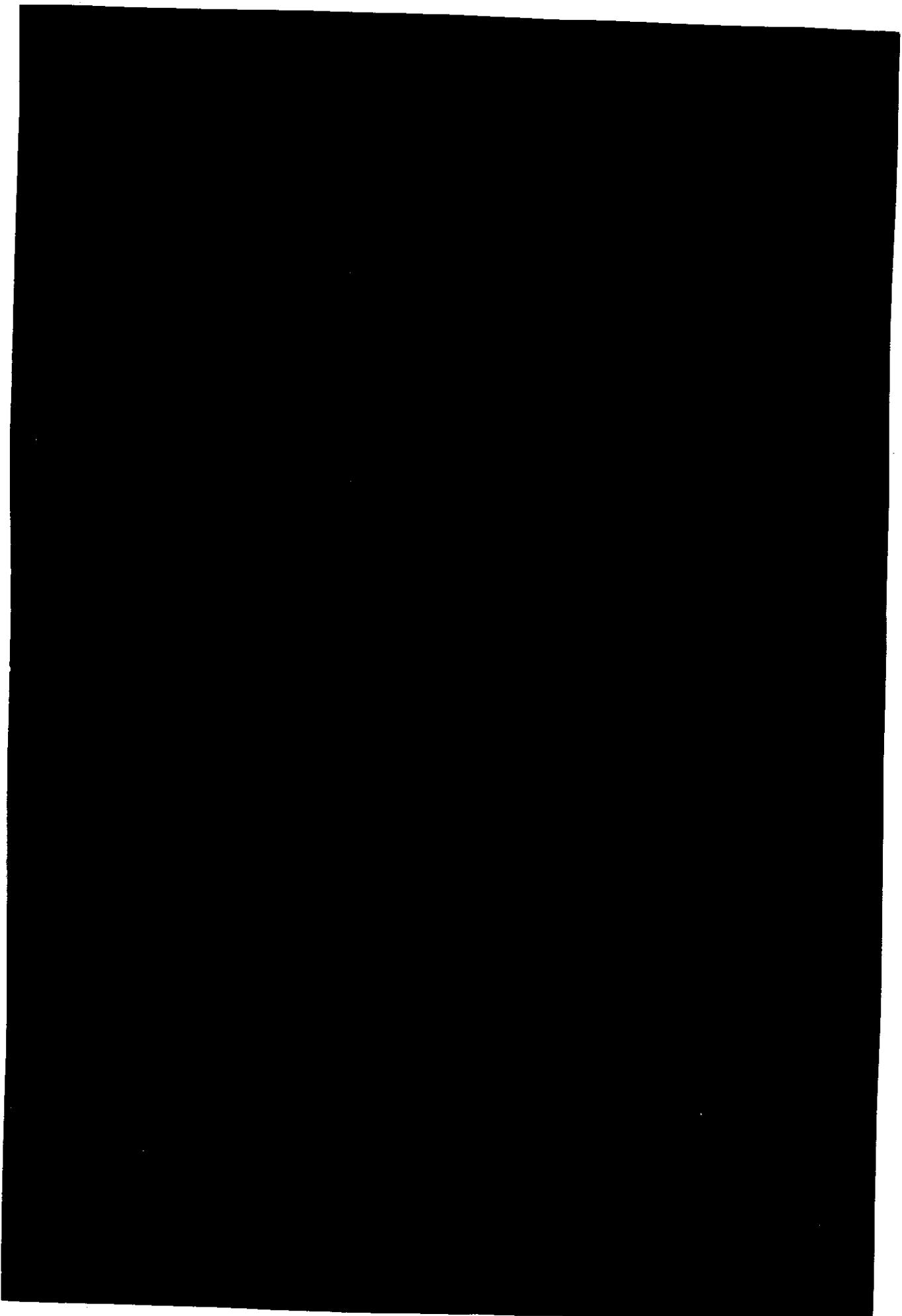


11/12/09

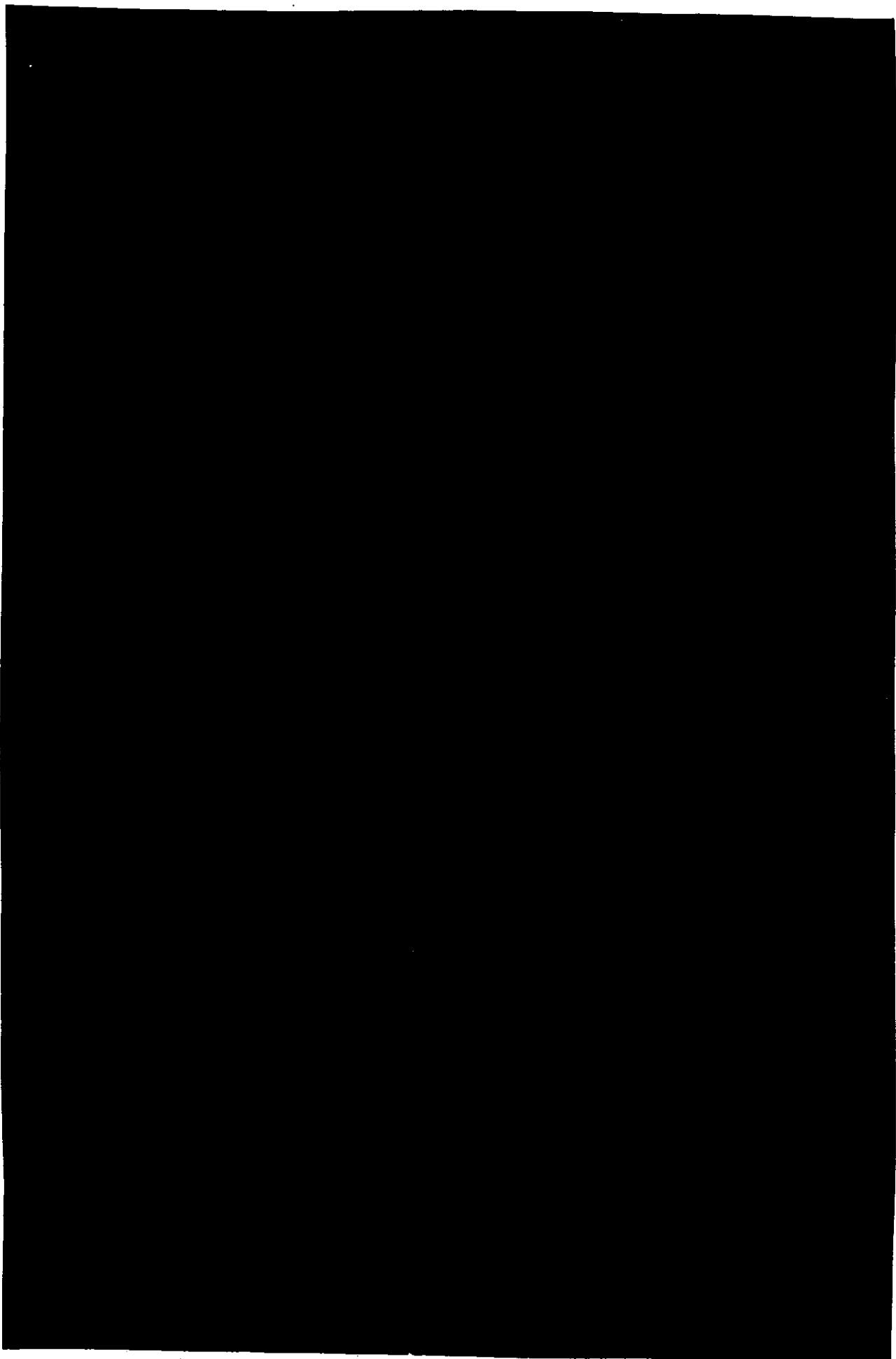
11/12/09



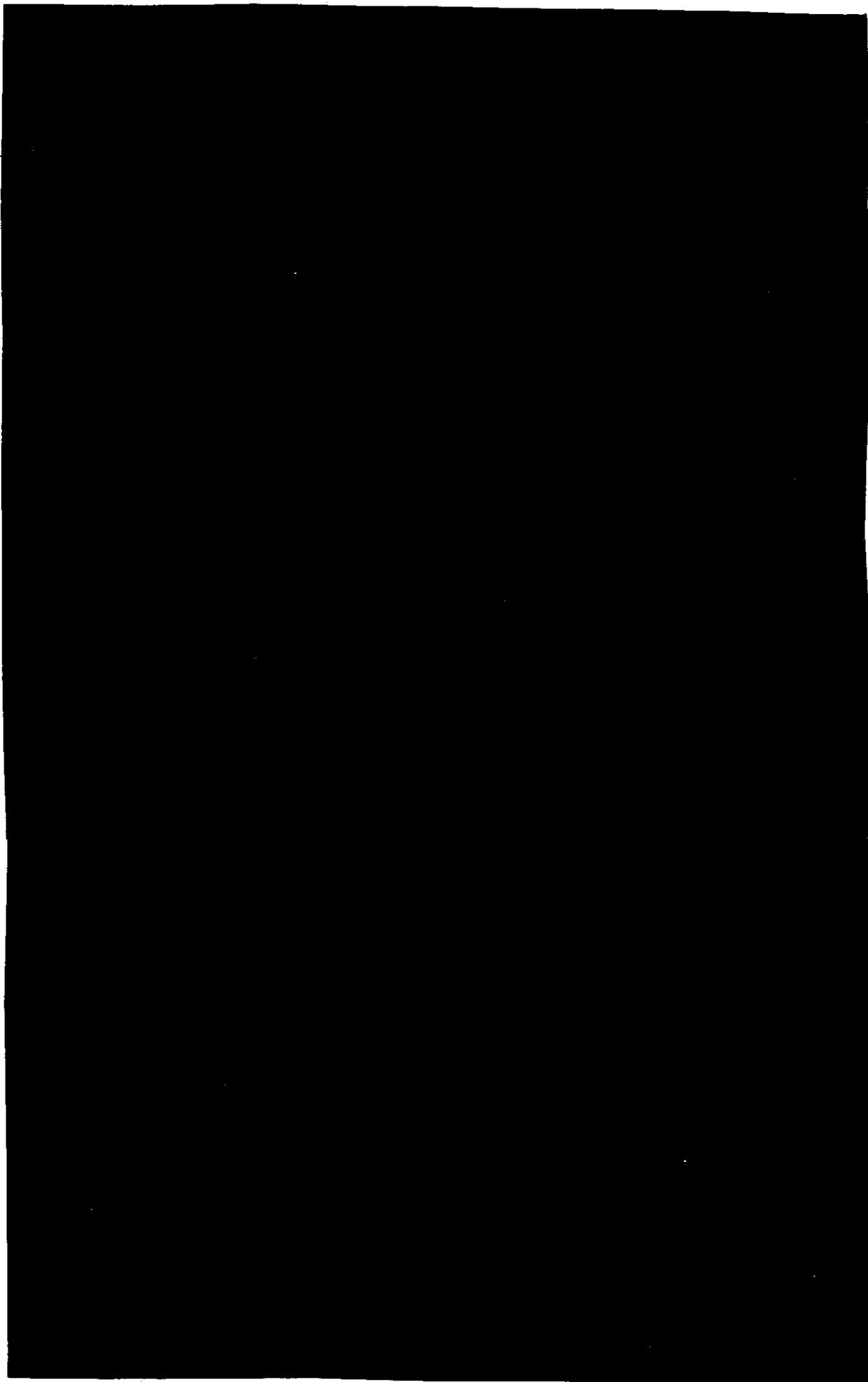
11/12/09



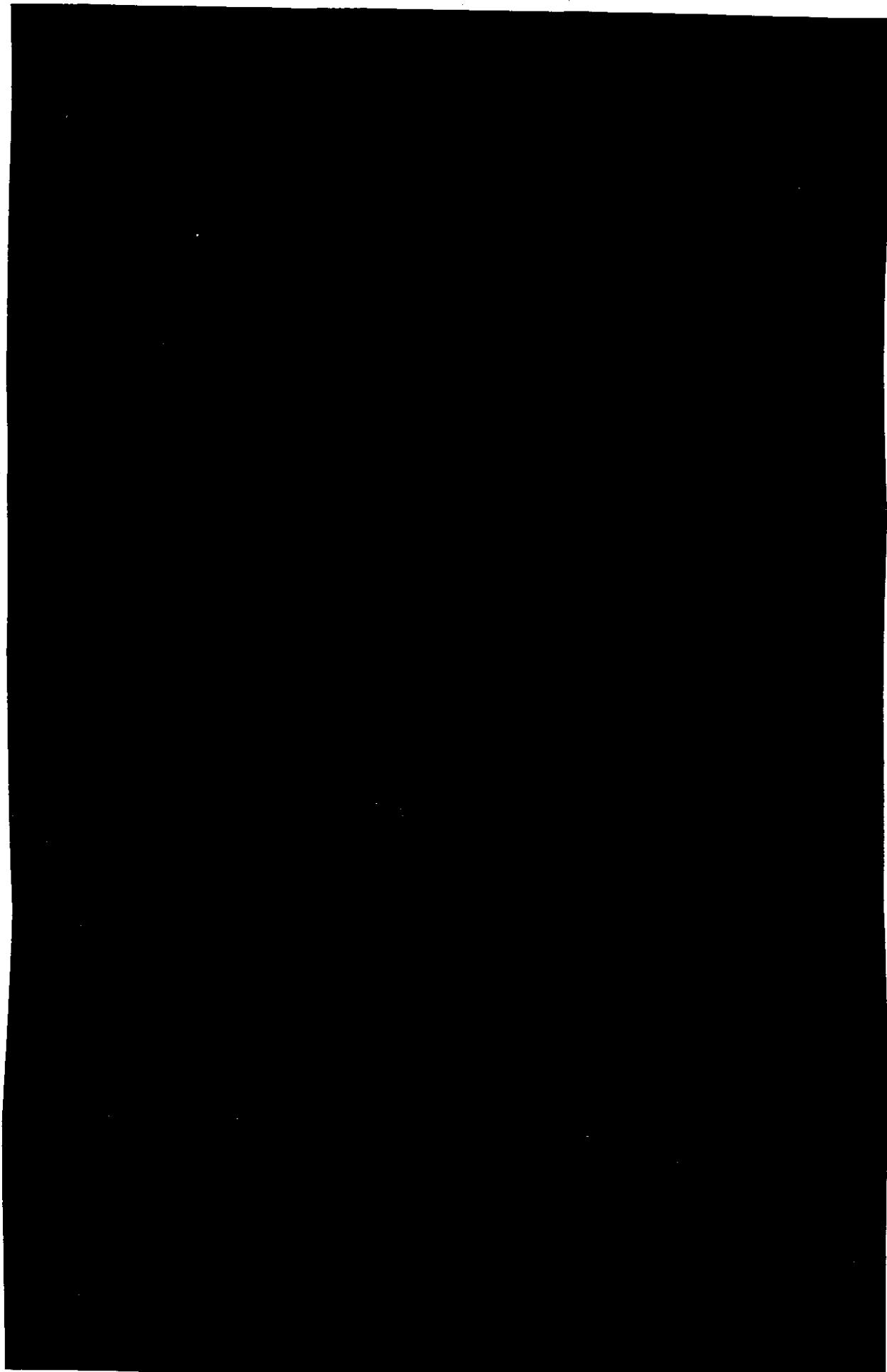
11/12/09



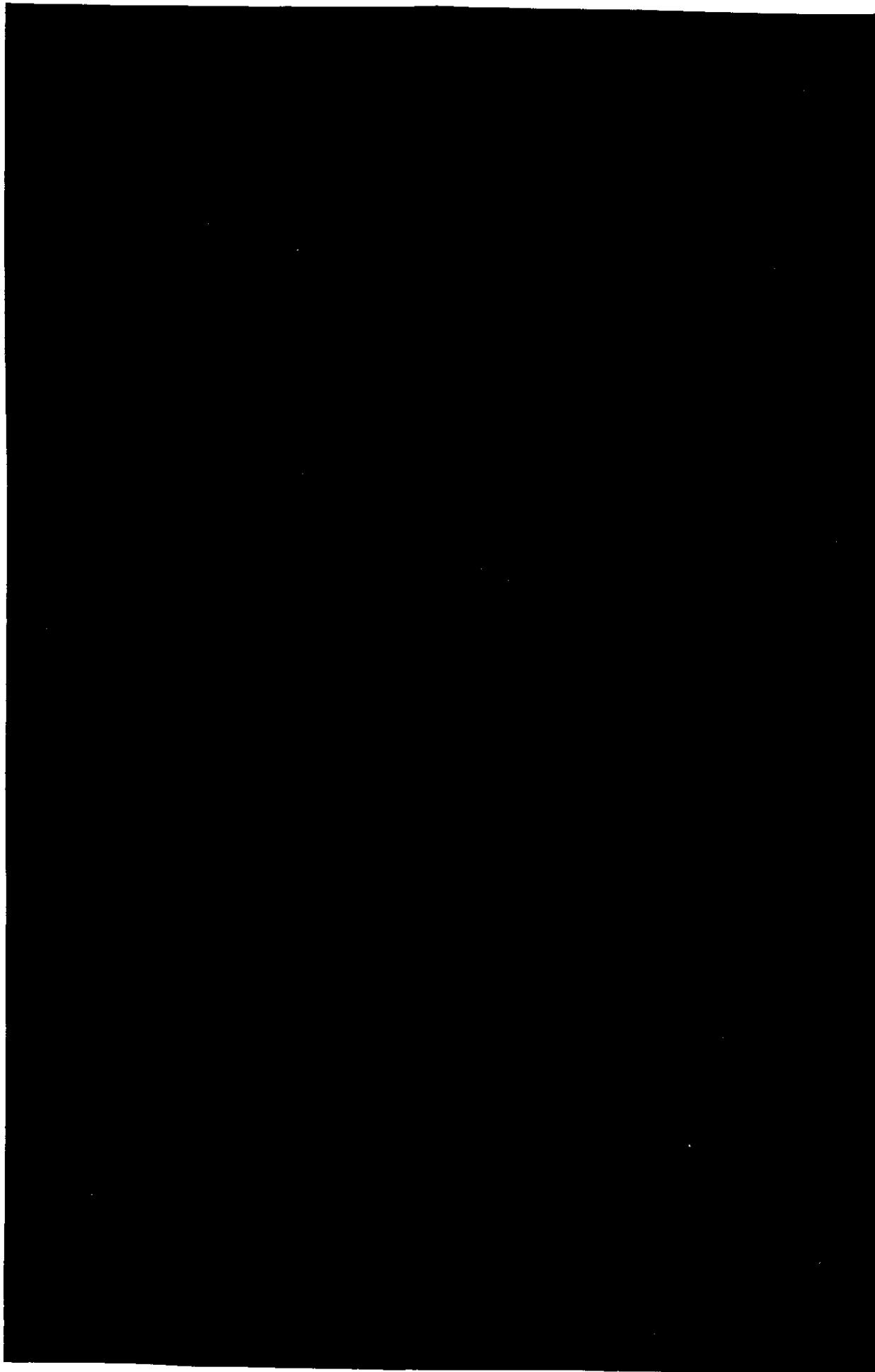
11/12/09



11/12/09



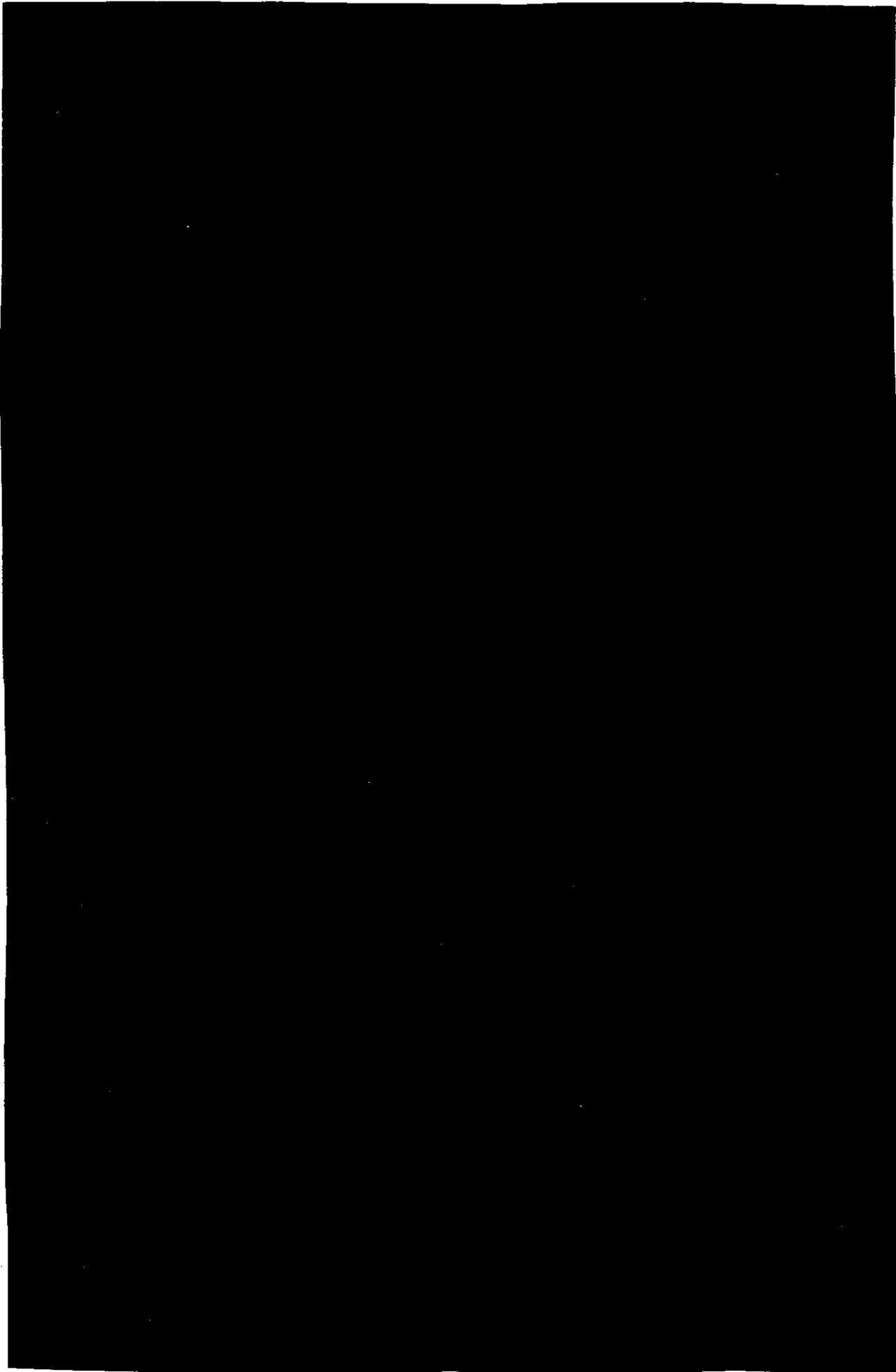
11/12/09



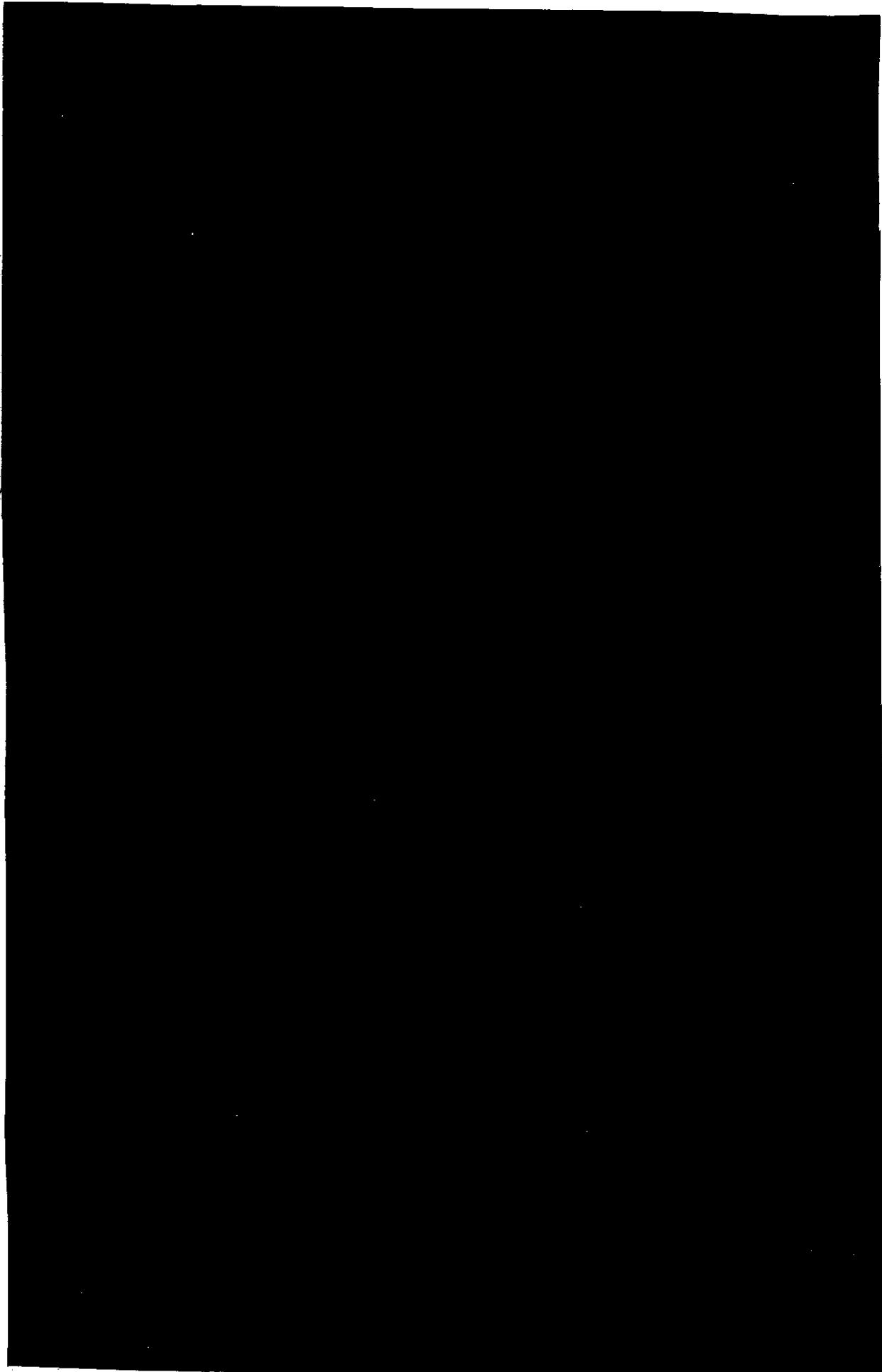
11/12/09

11/12/09

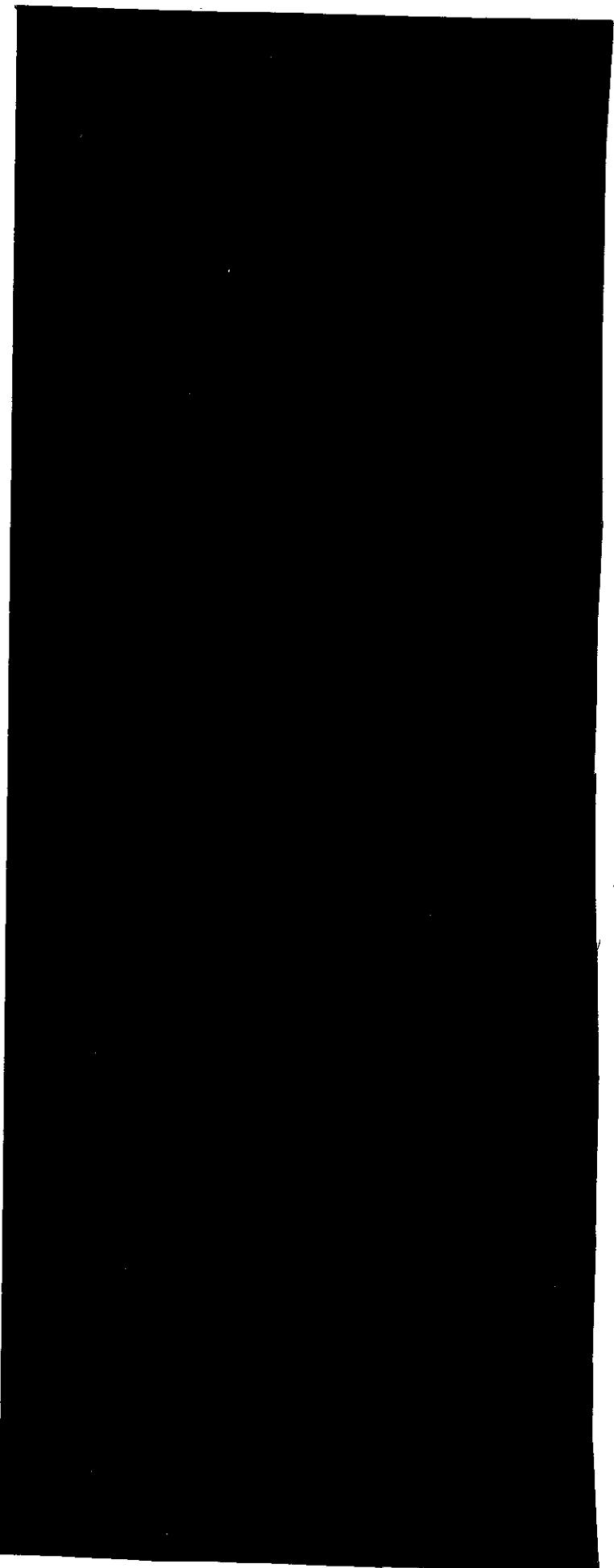
11/12/09



11/12/09



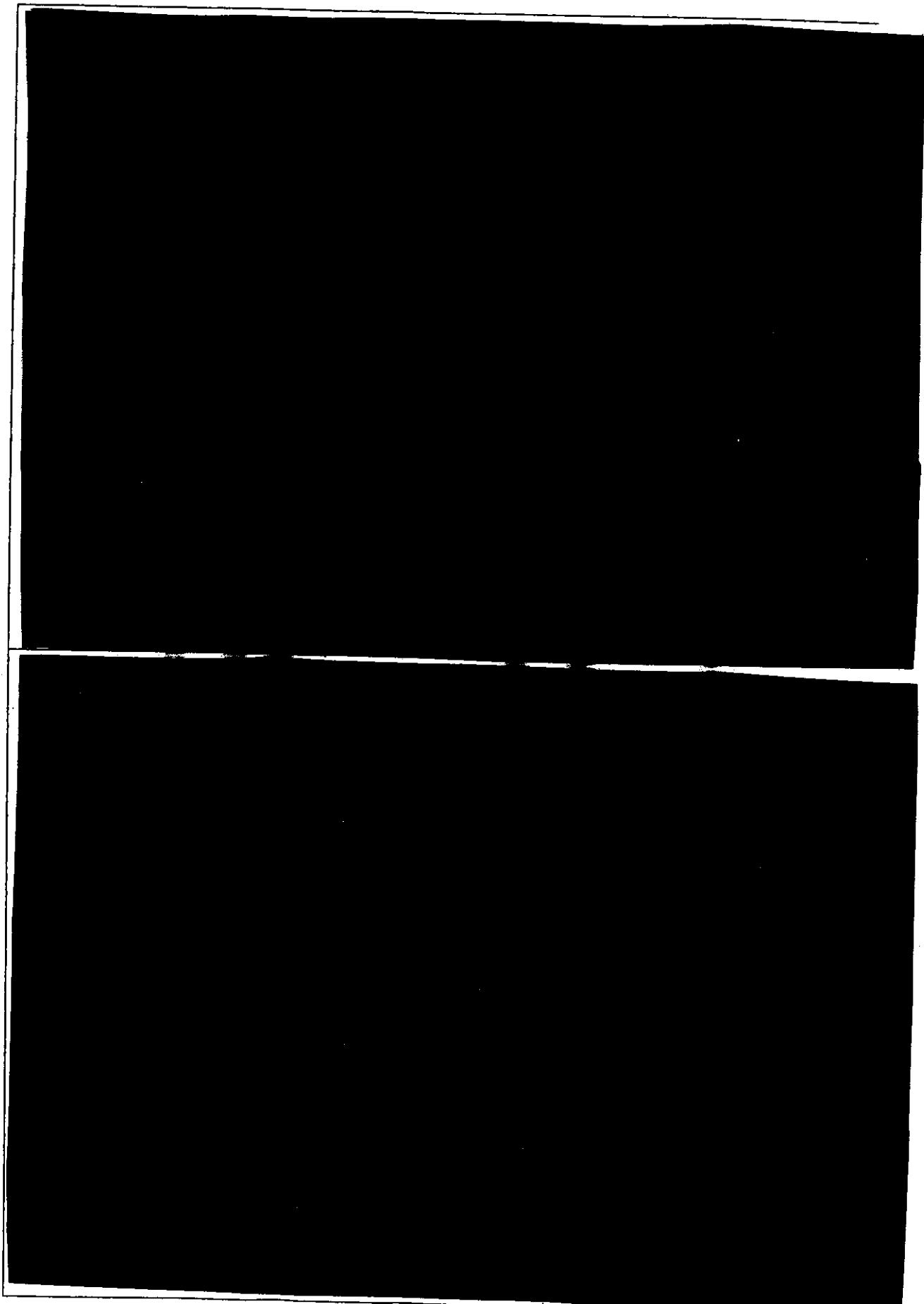
11/12/09



適性評価

(読替え前)

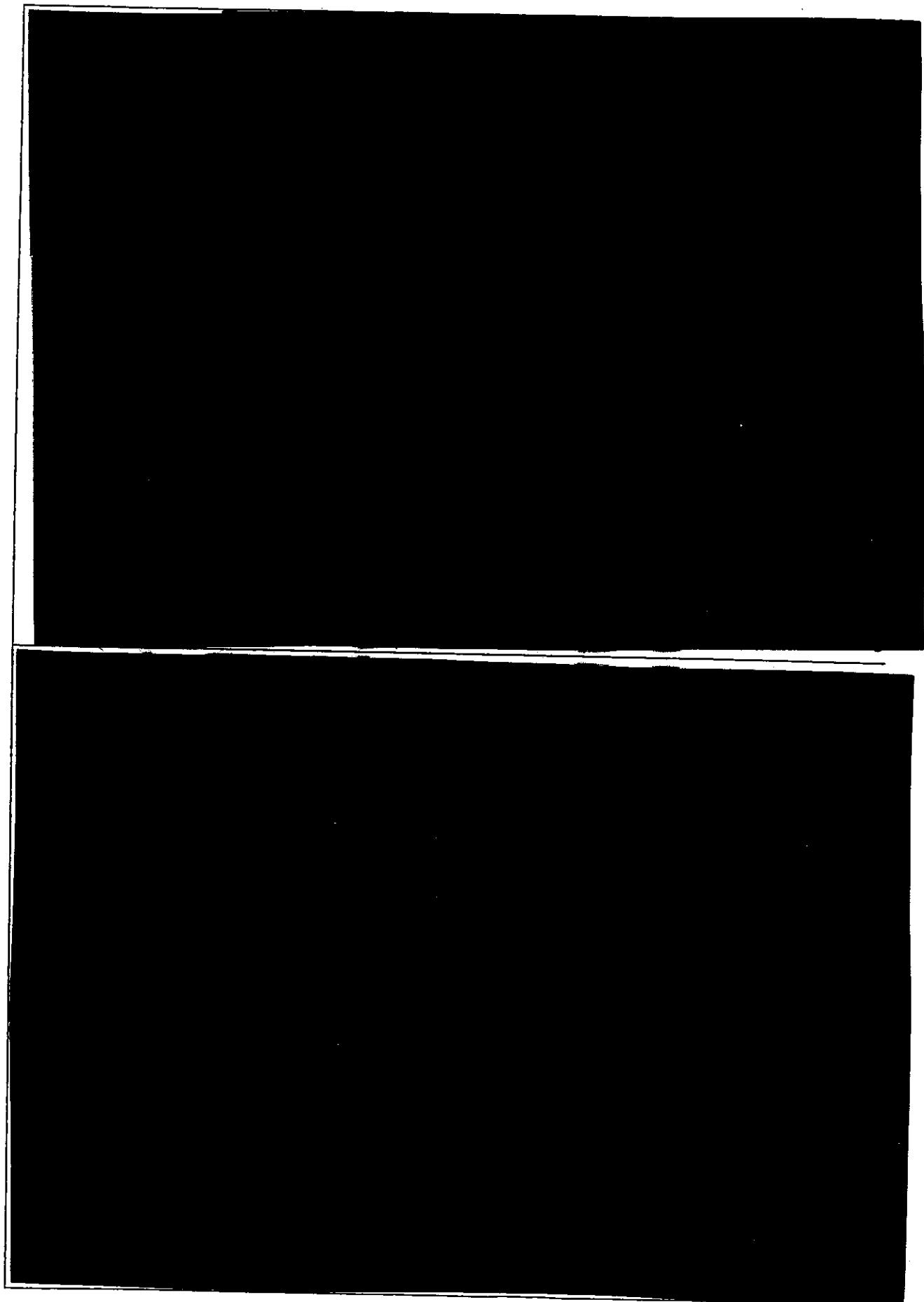
(読替え後)



適性評定

(読替え前)

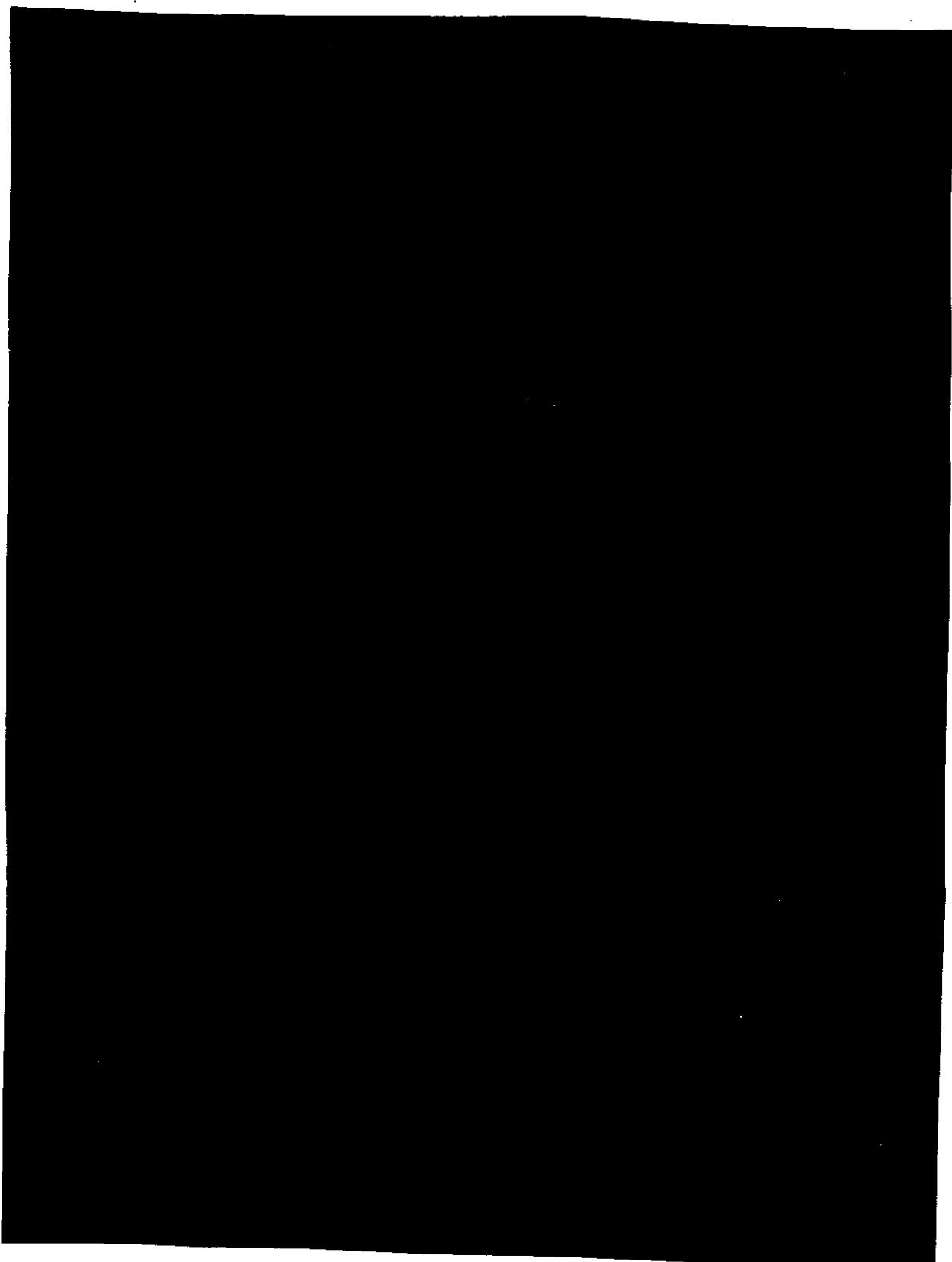
(読替え後)



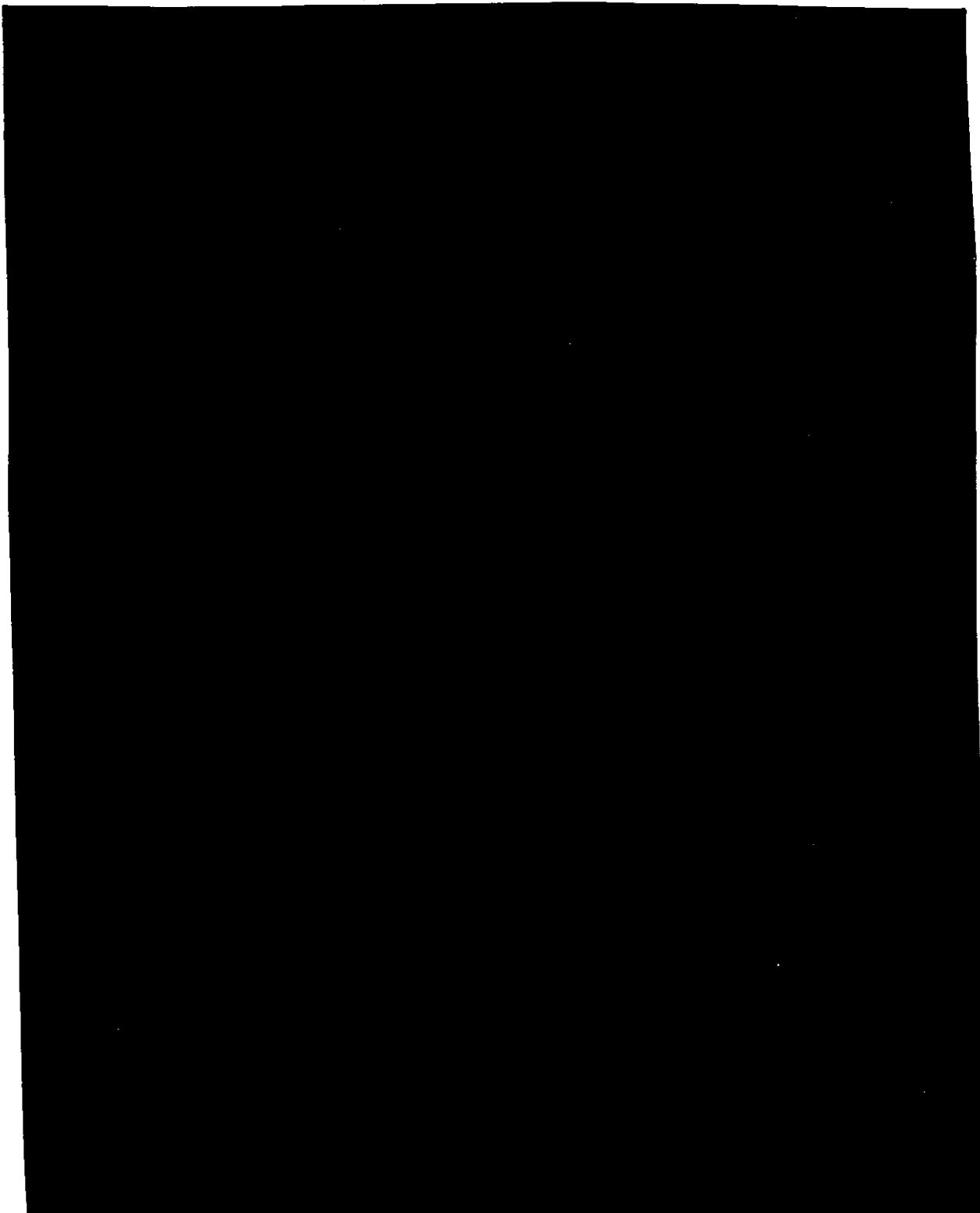
11/12/09 内調内検討済み

平成23年12月 日
内閣情報調査室

指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について（案）



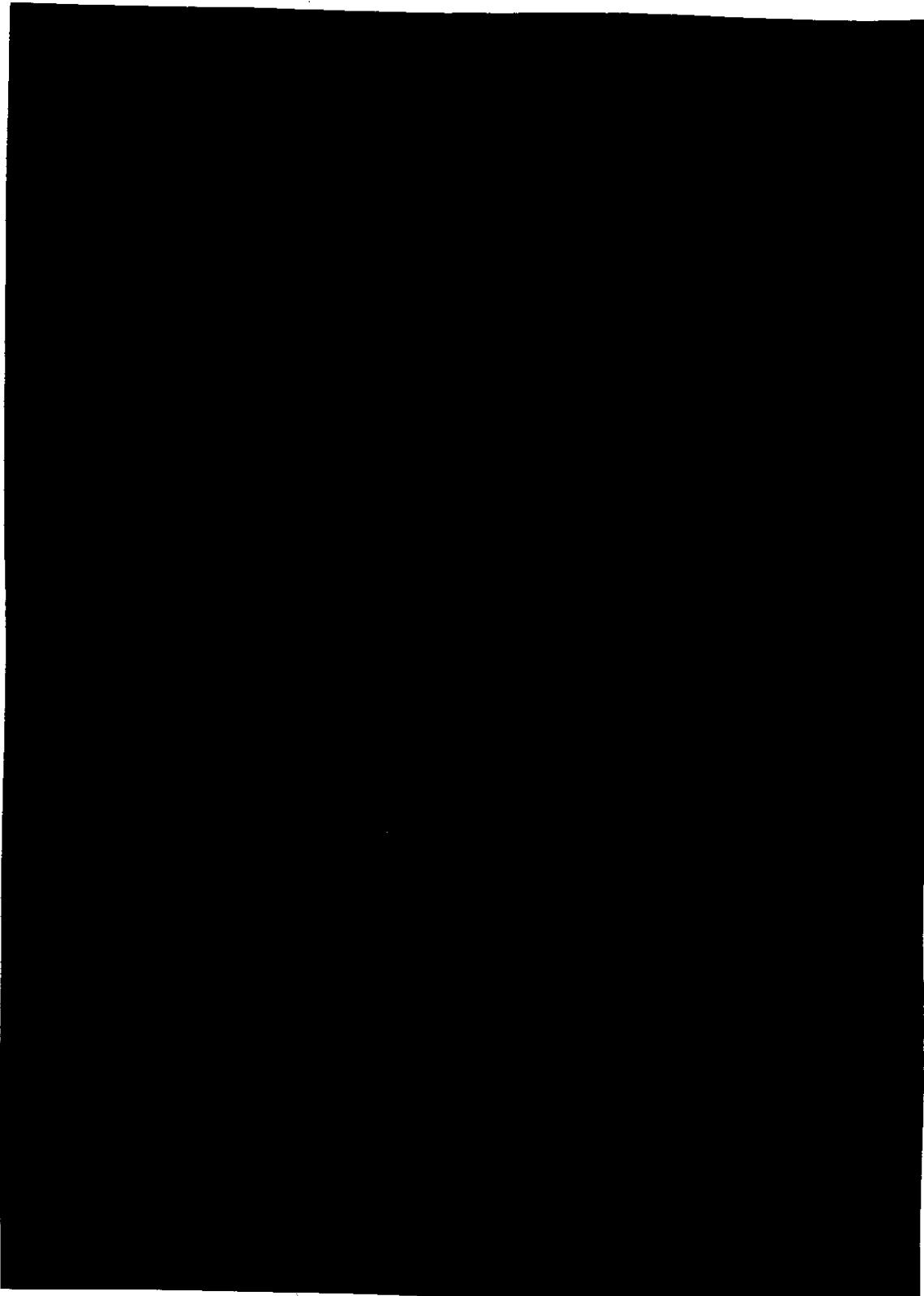
11/12/09 内調内検討済み



*1

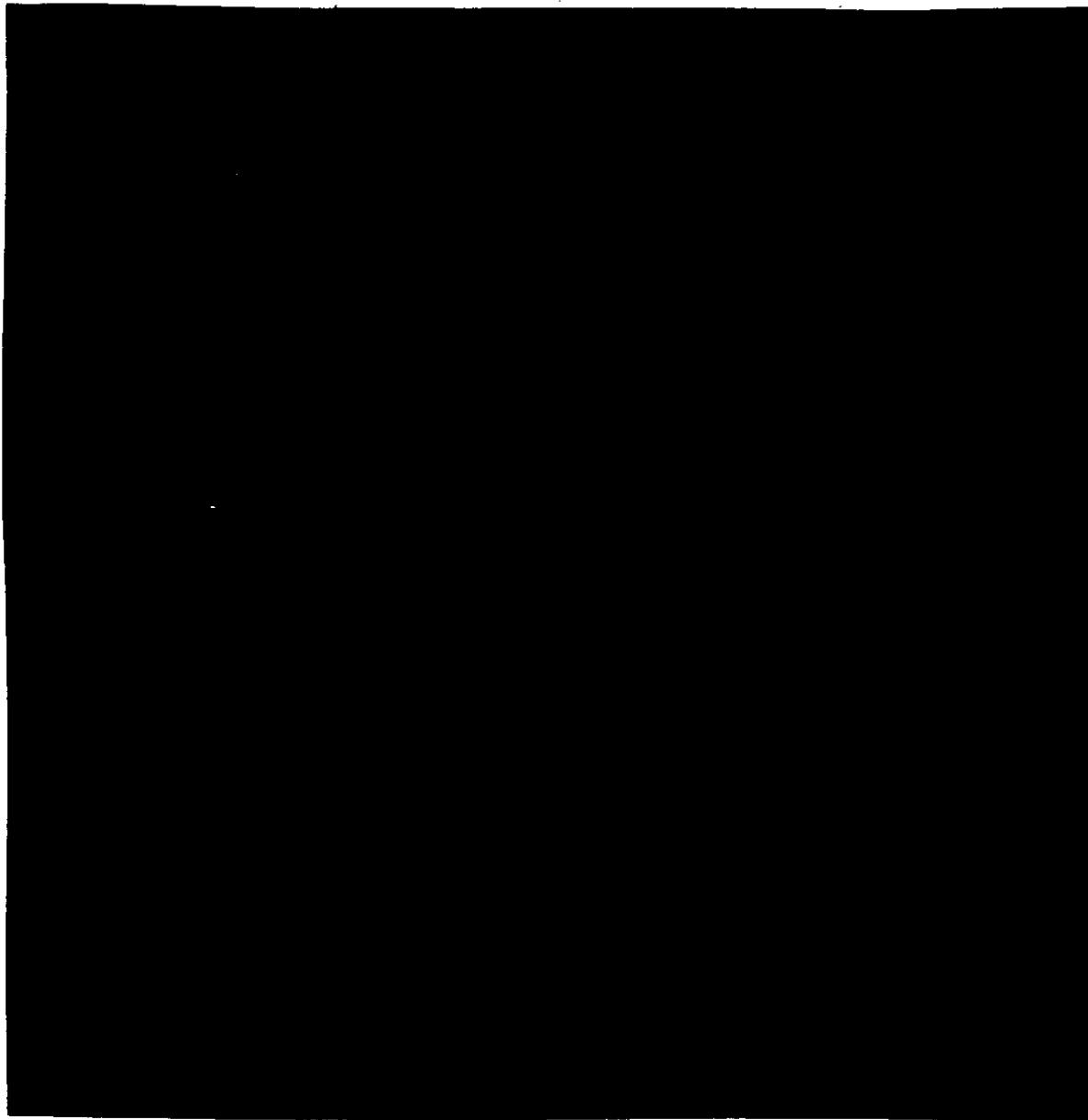
*2

11/12/09 内調内検討済み



*3

11/12/09 内調内検討済み



*4

*5

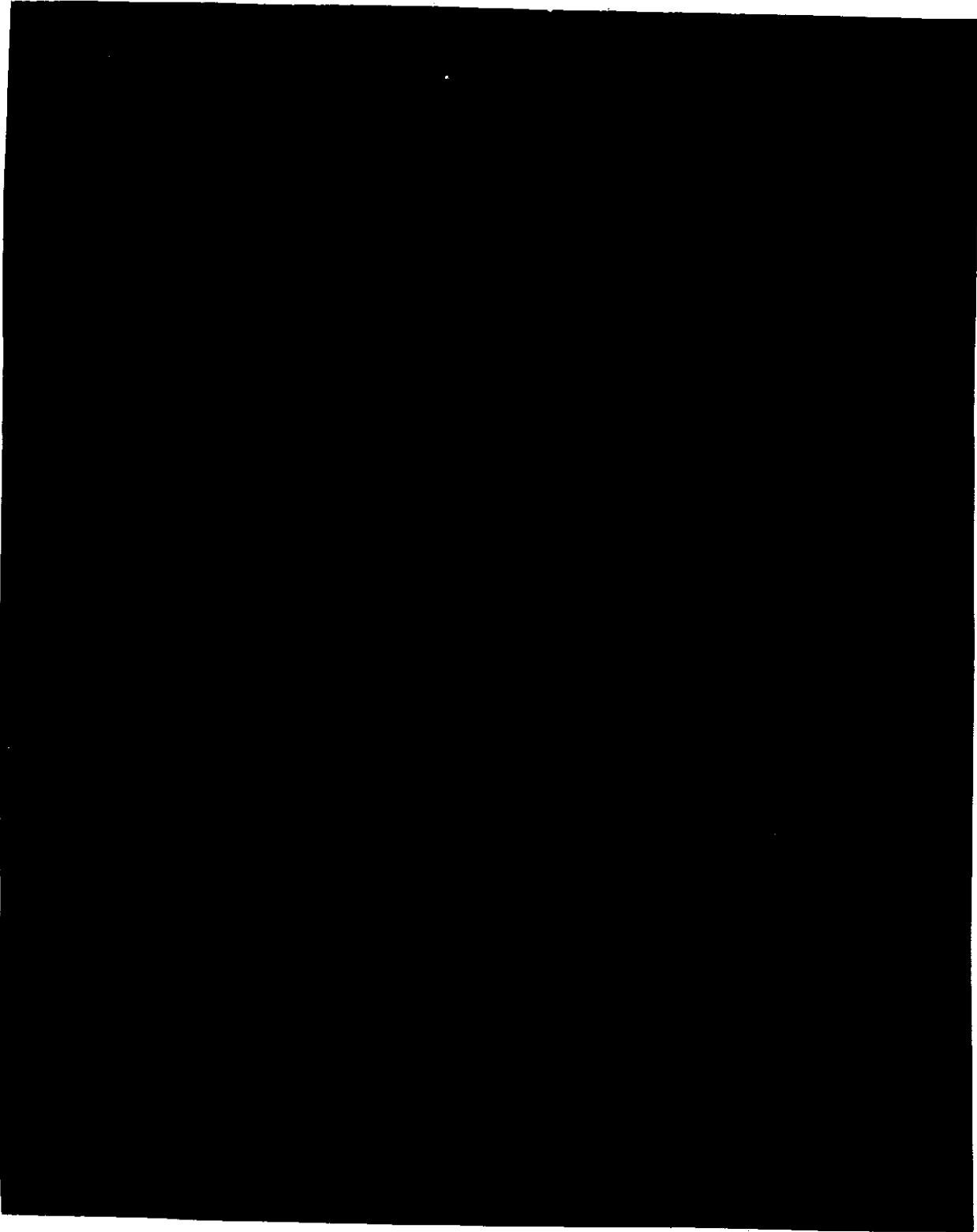
11/12/09内調内検討済み

平成23年12月 日
内閣情報調査室

調査事項について（案）



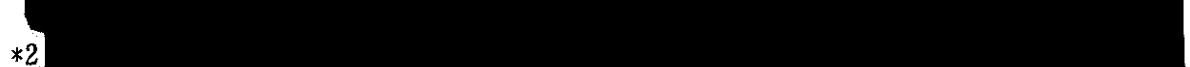
11/12/09内調内検討済み



*1



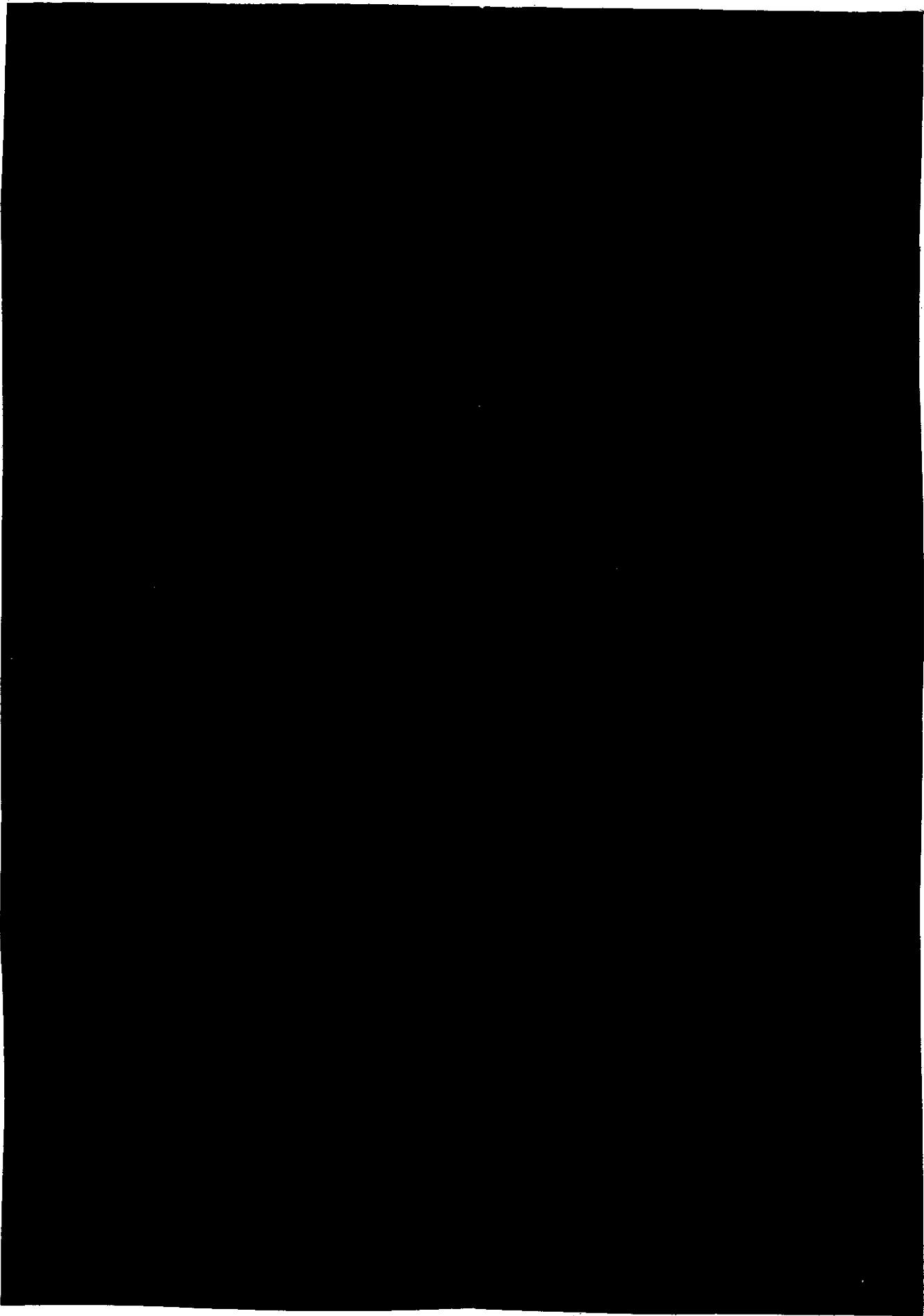
*2



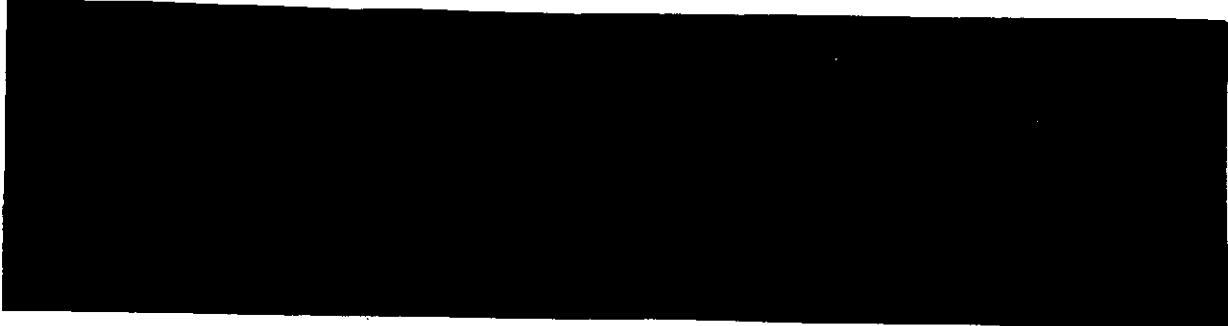
*3



11/12/09内調内検討済み



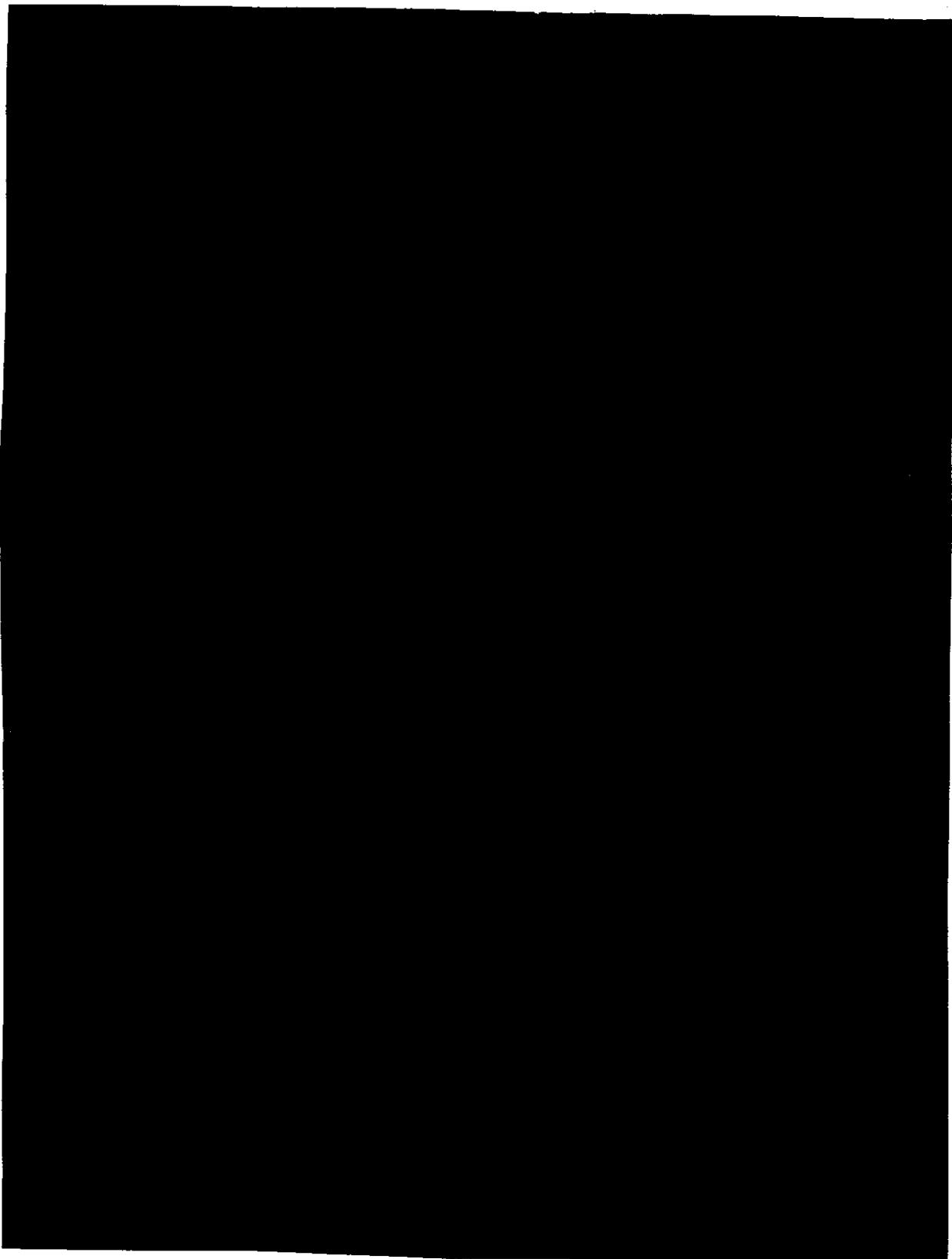
11/12/09内調内検討済み



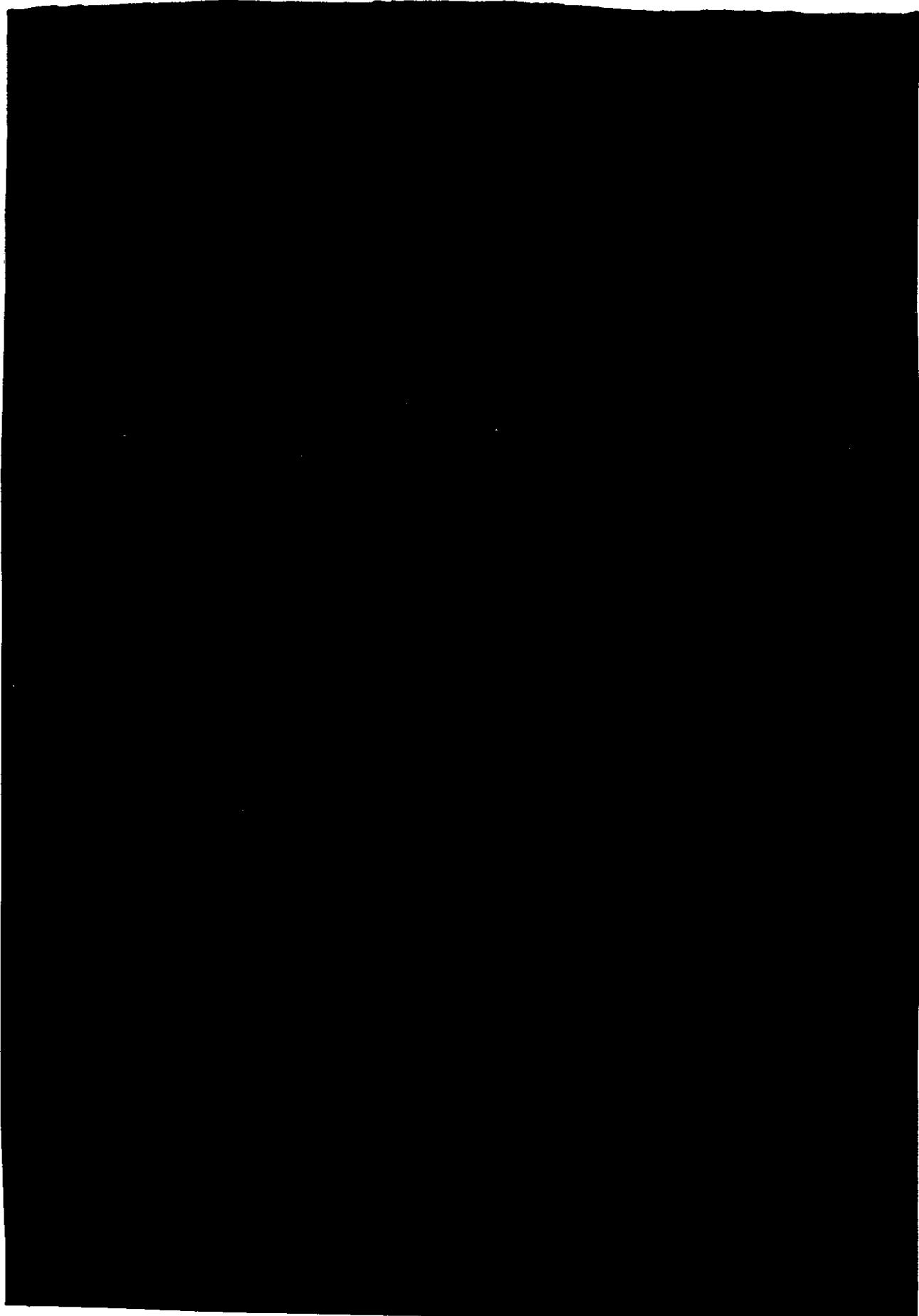
11/12/09内調内検討済み

平成23年12月 日
内閣情報調査室

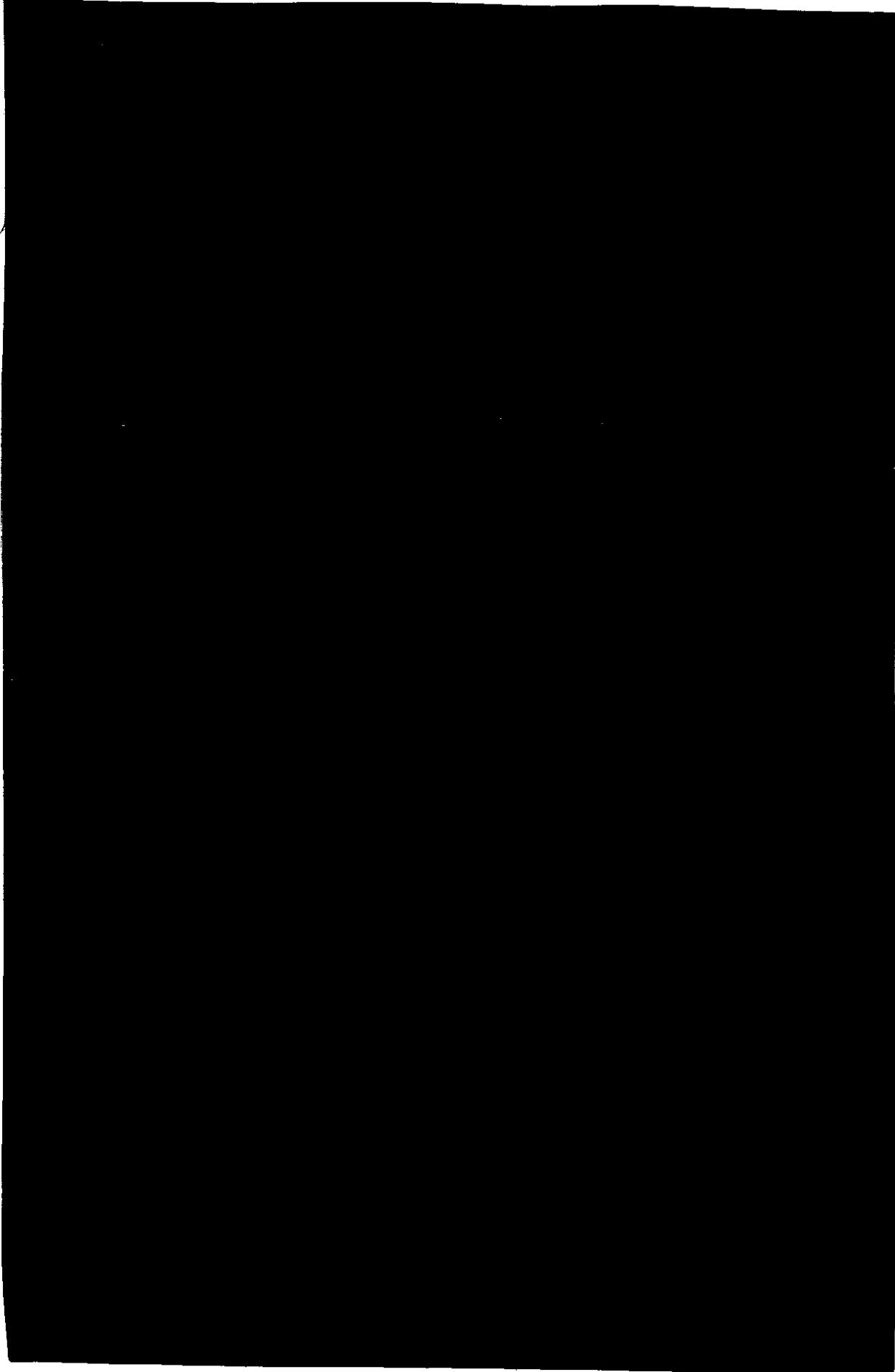
同意の取得について（案）



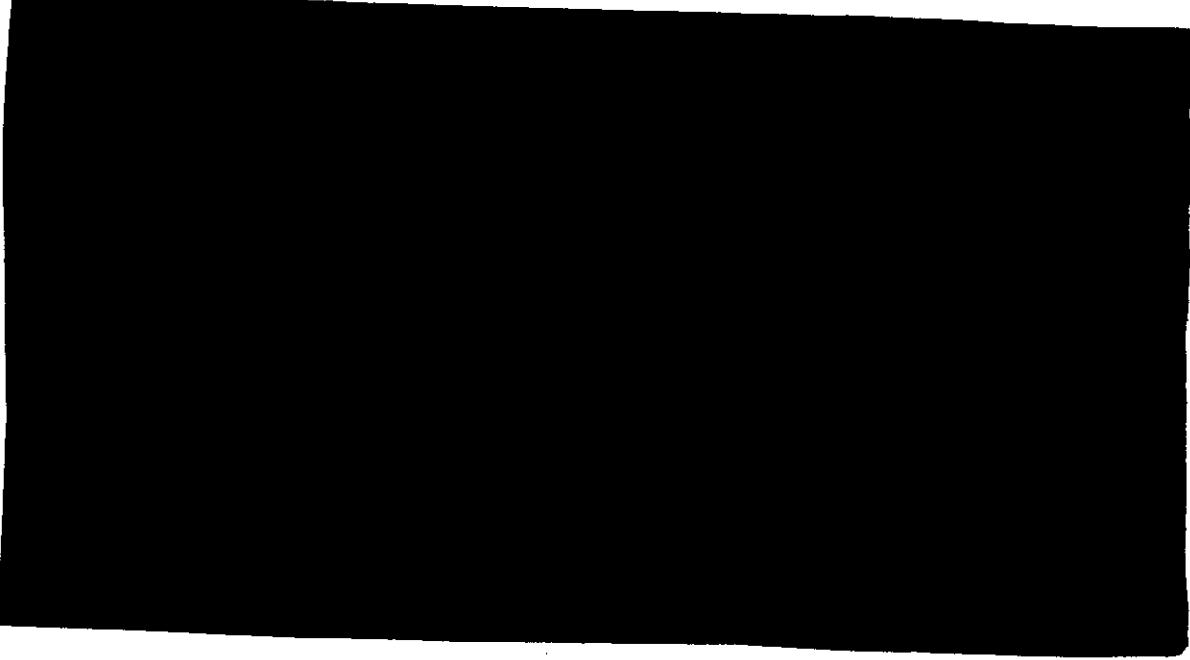
11/12/09内調内検討済み



11/12/09内調内検討済み

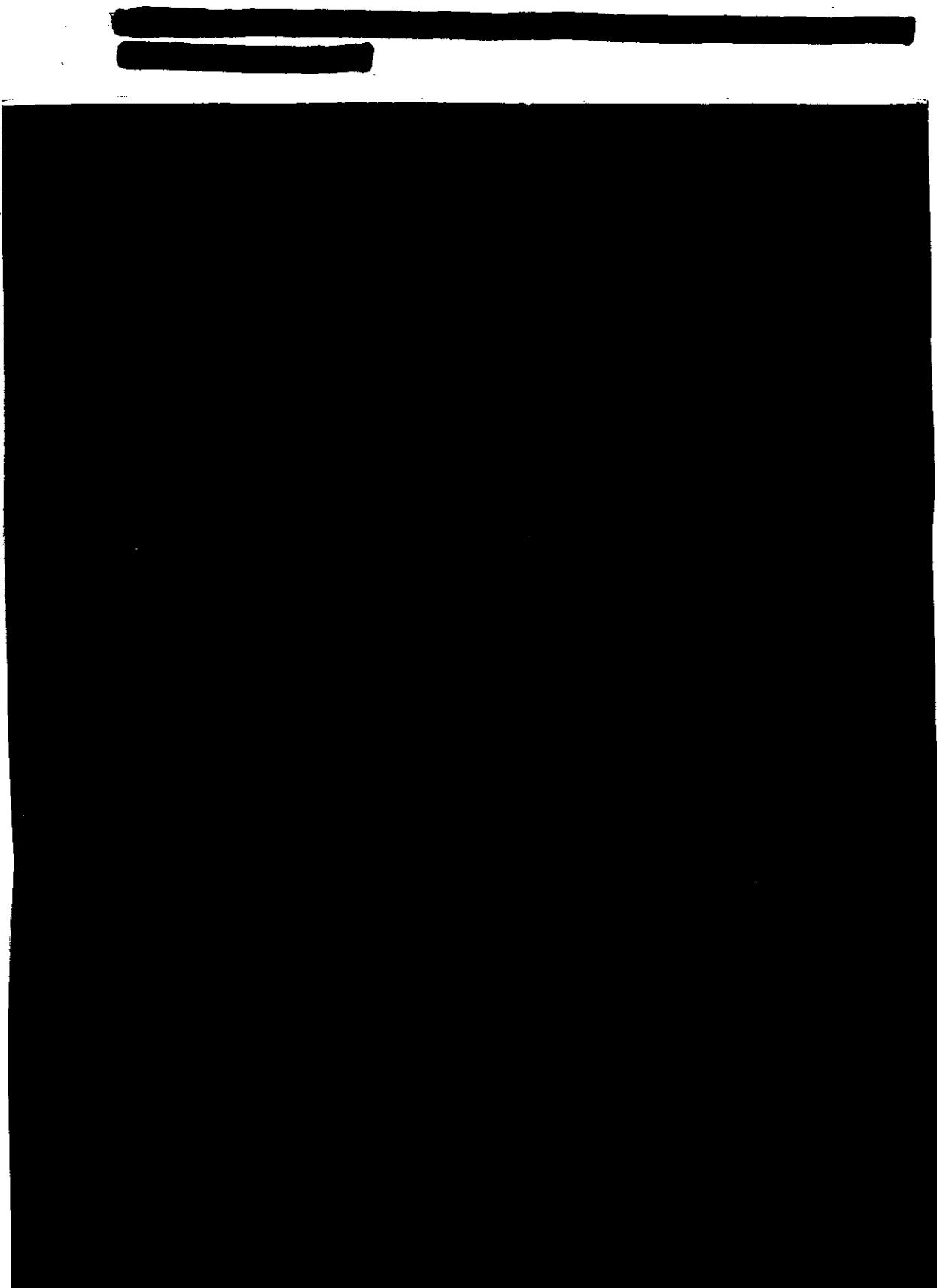


11/12/09内調内検討済み

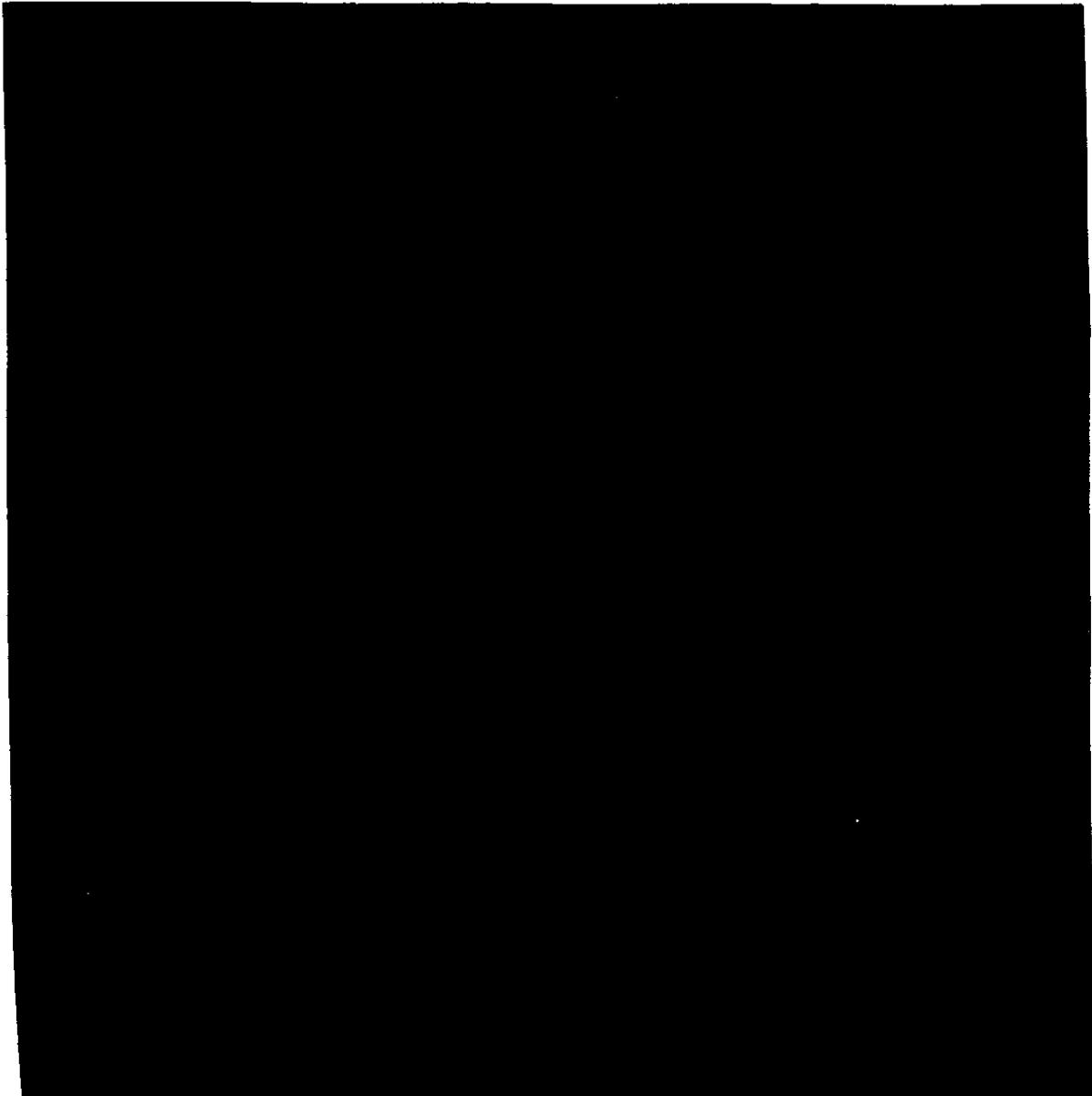


11/12/09内調内検討済み

平成23年12月 日
内閣情報調査室



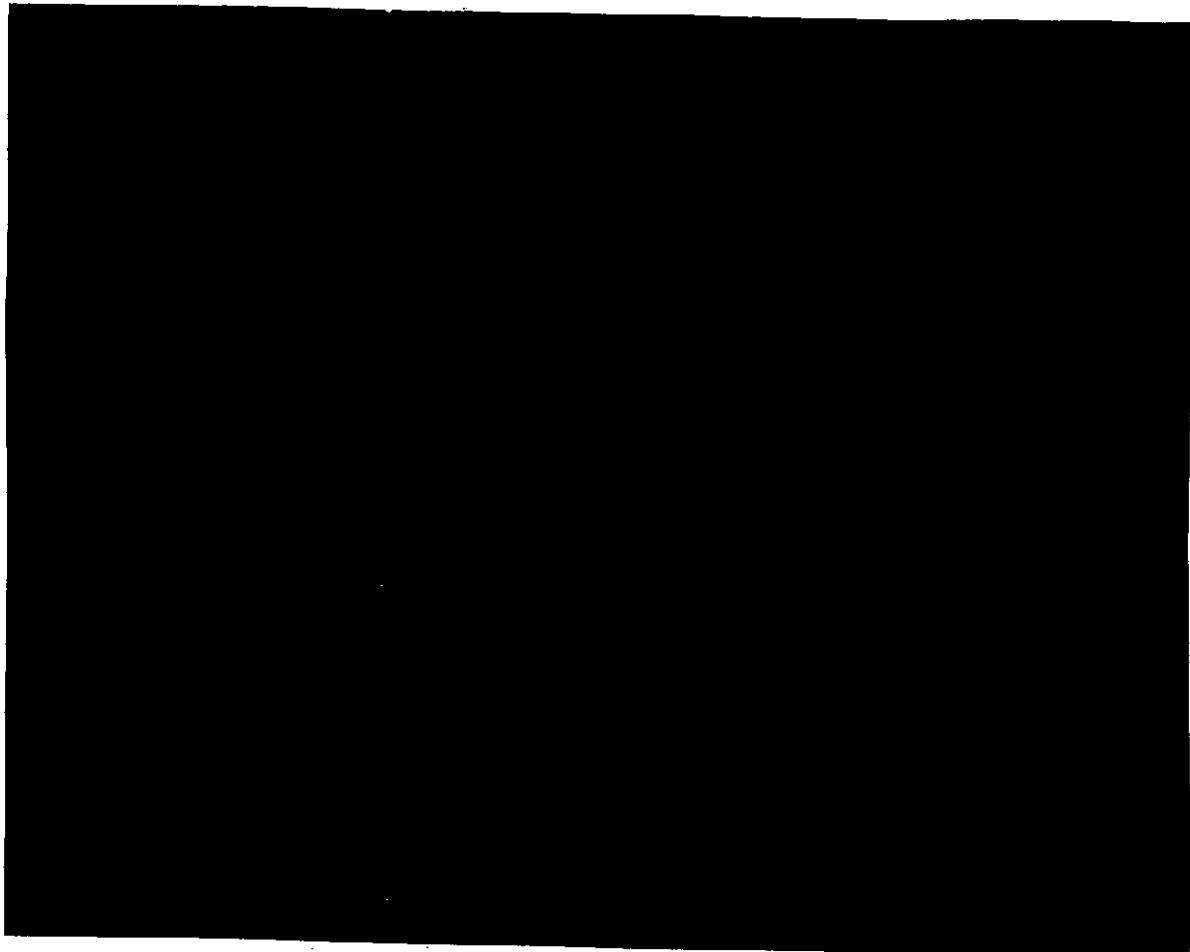
11/12/09内調内検討済み



11/12/09内調内検討済み

平成23年12月 日
内閣情報調査室

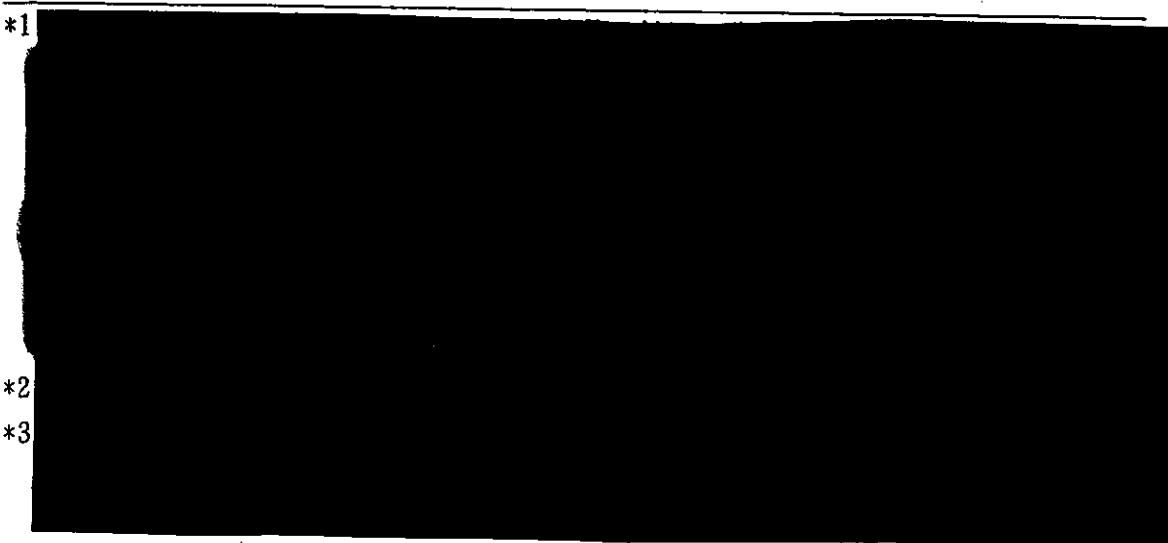
適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について（案）



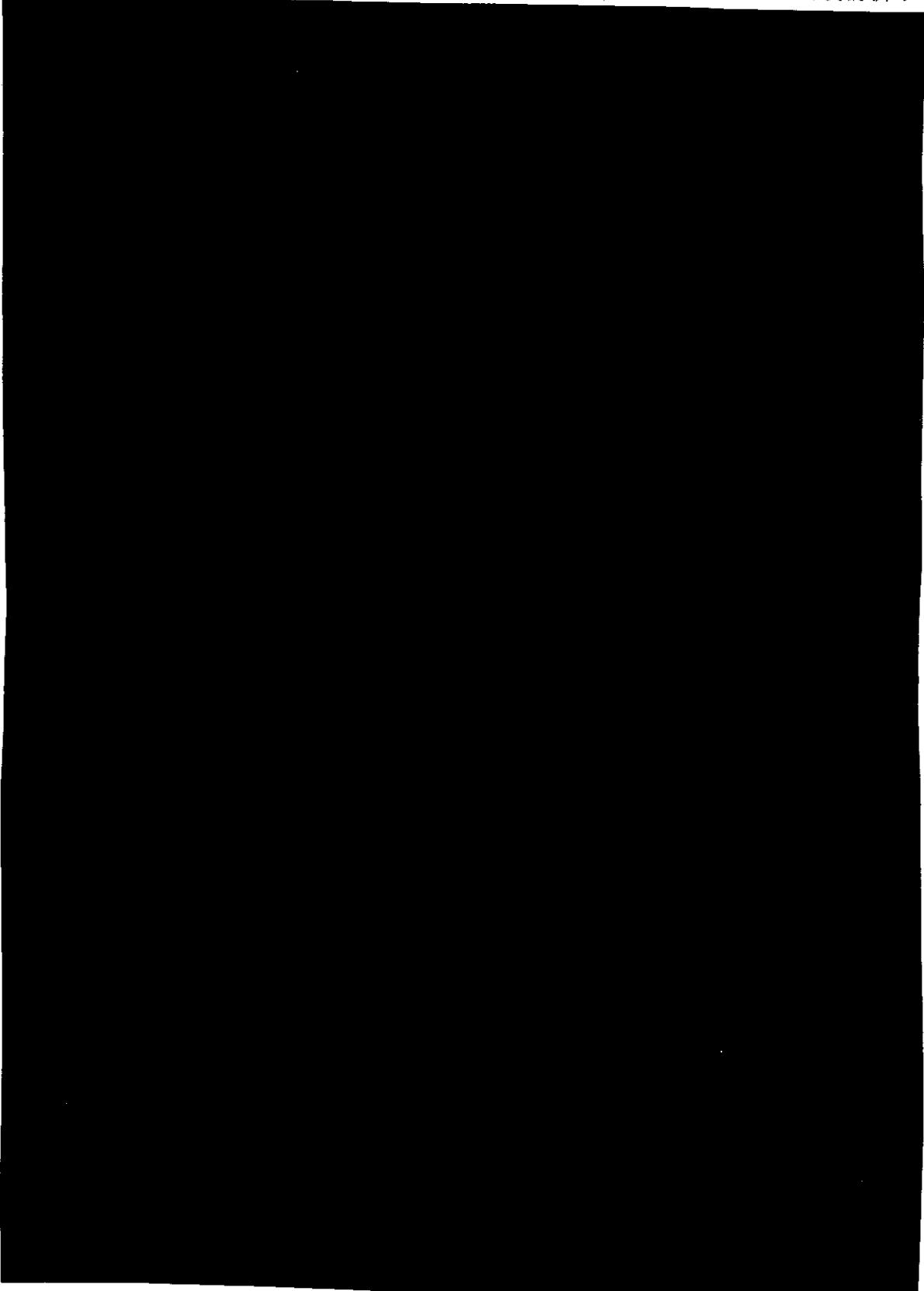
*1

*2

*3



11/12/09内調内検討済み

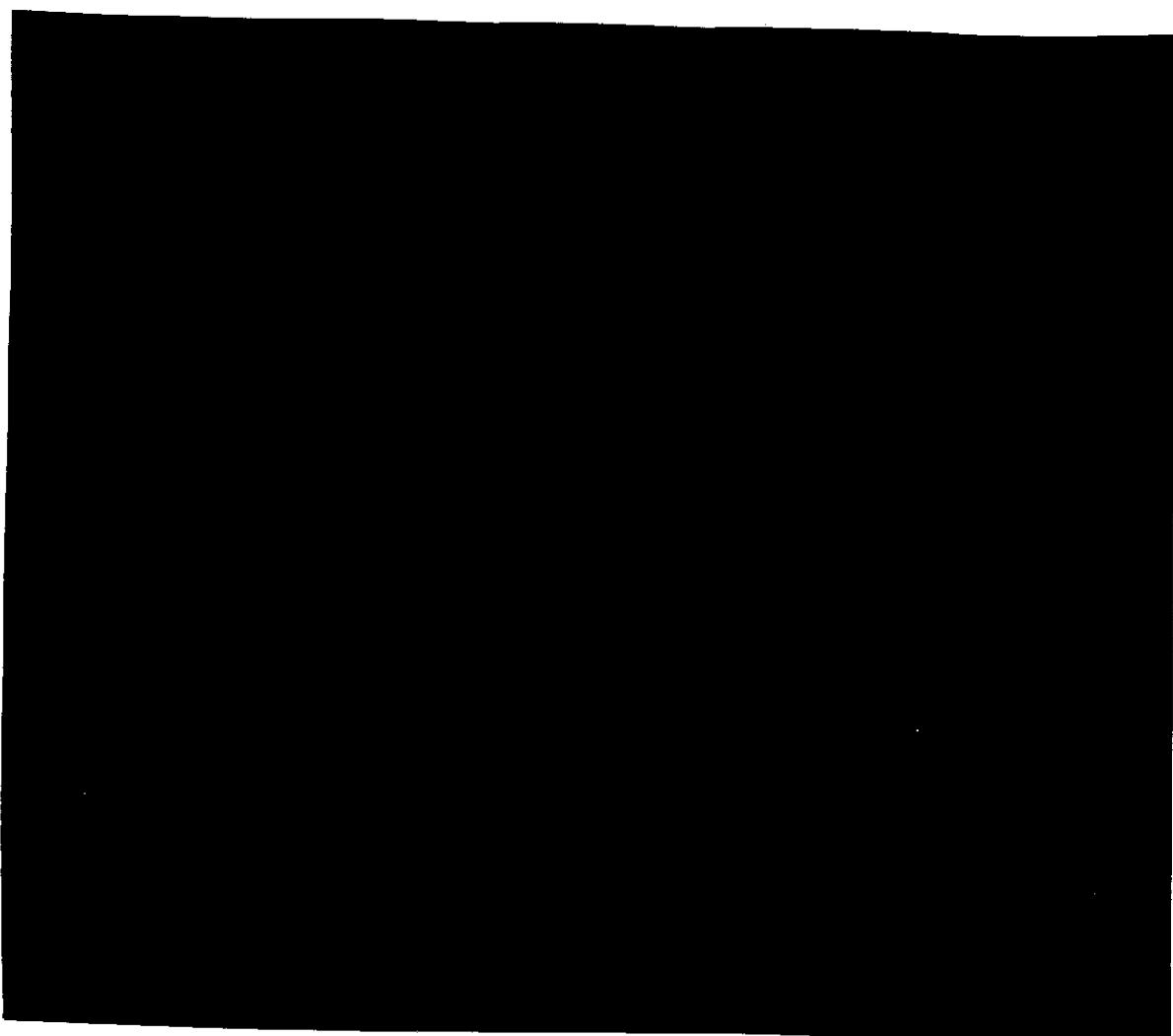


*1

*2

*3

11/12/09内調内検討済み

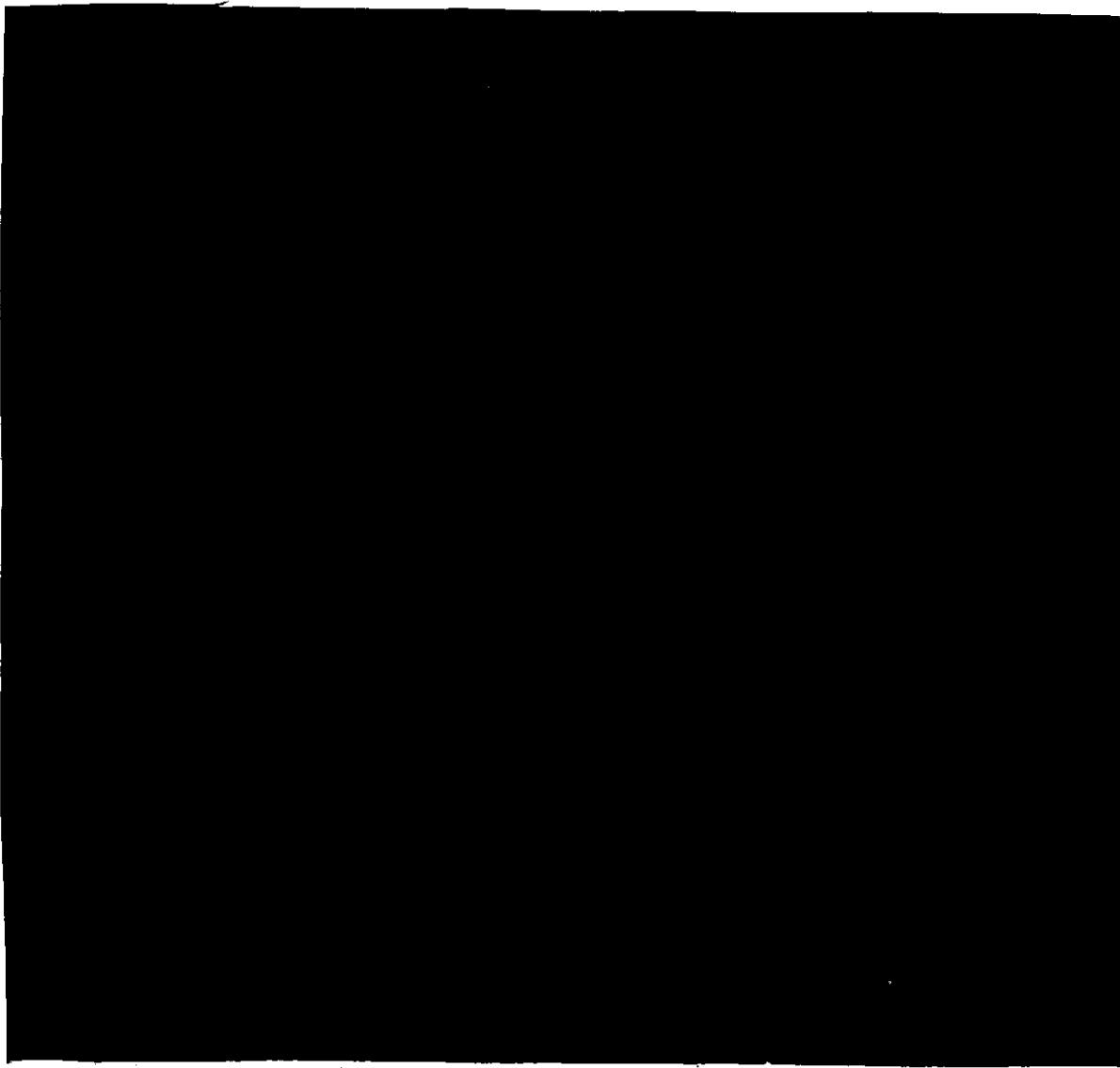


*1

11/12/09内調内検討済み

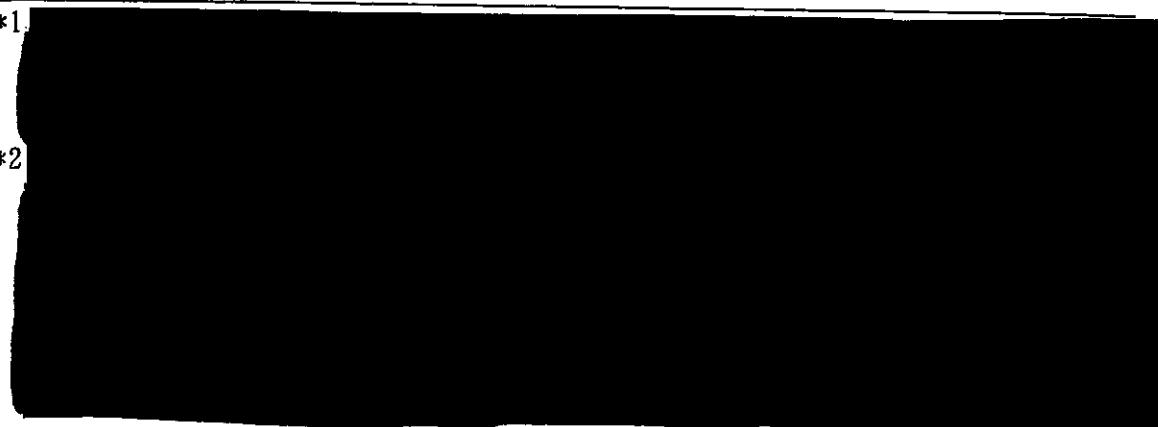
平成23年12月 日
内閣情報調査室

適性評価と法の下の平等との関係について（案）

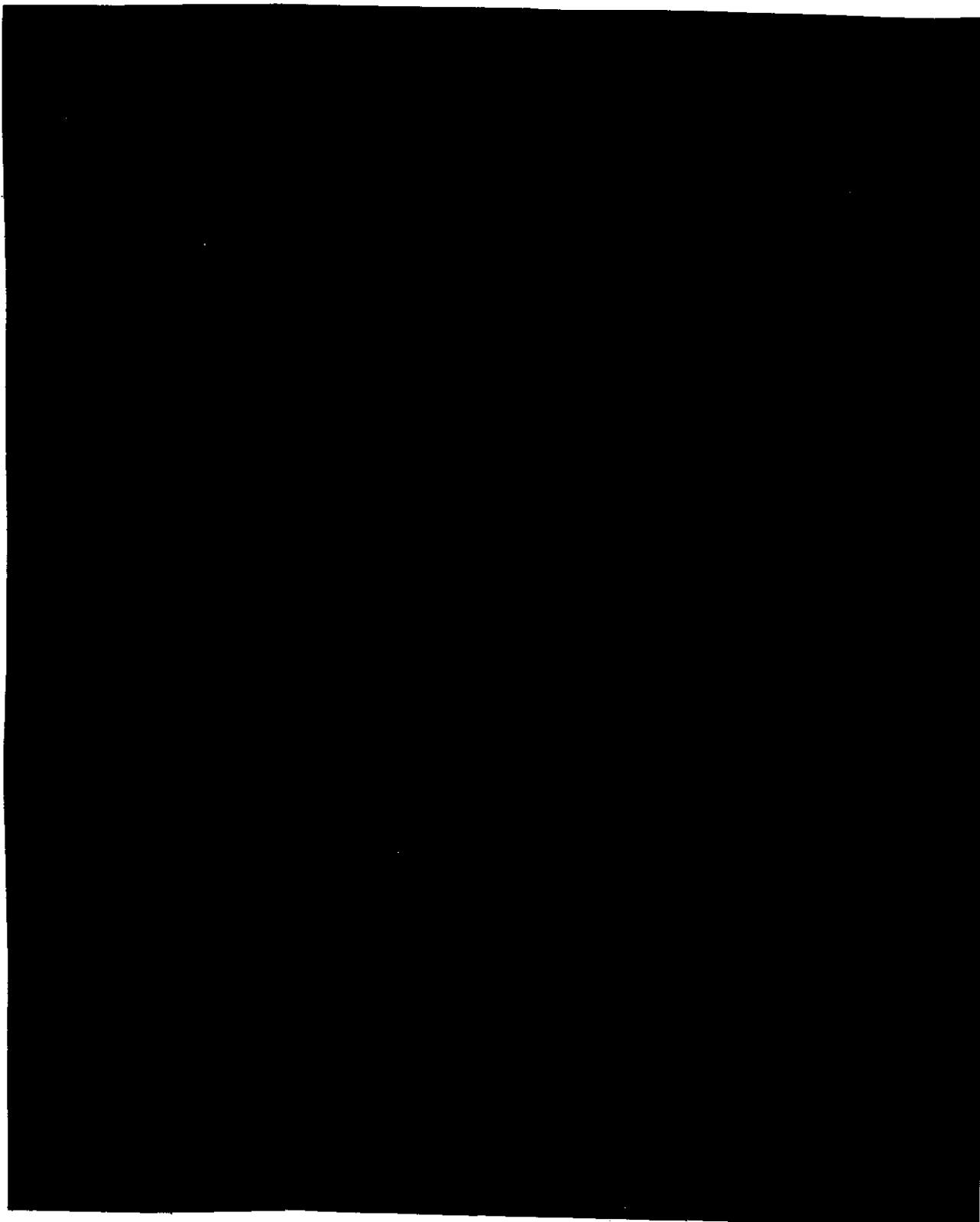


*1

*2



11/12/09内調内検討済み



*1

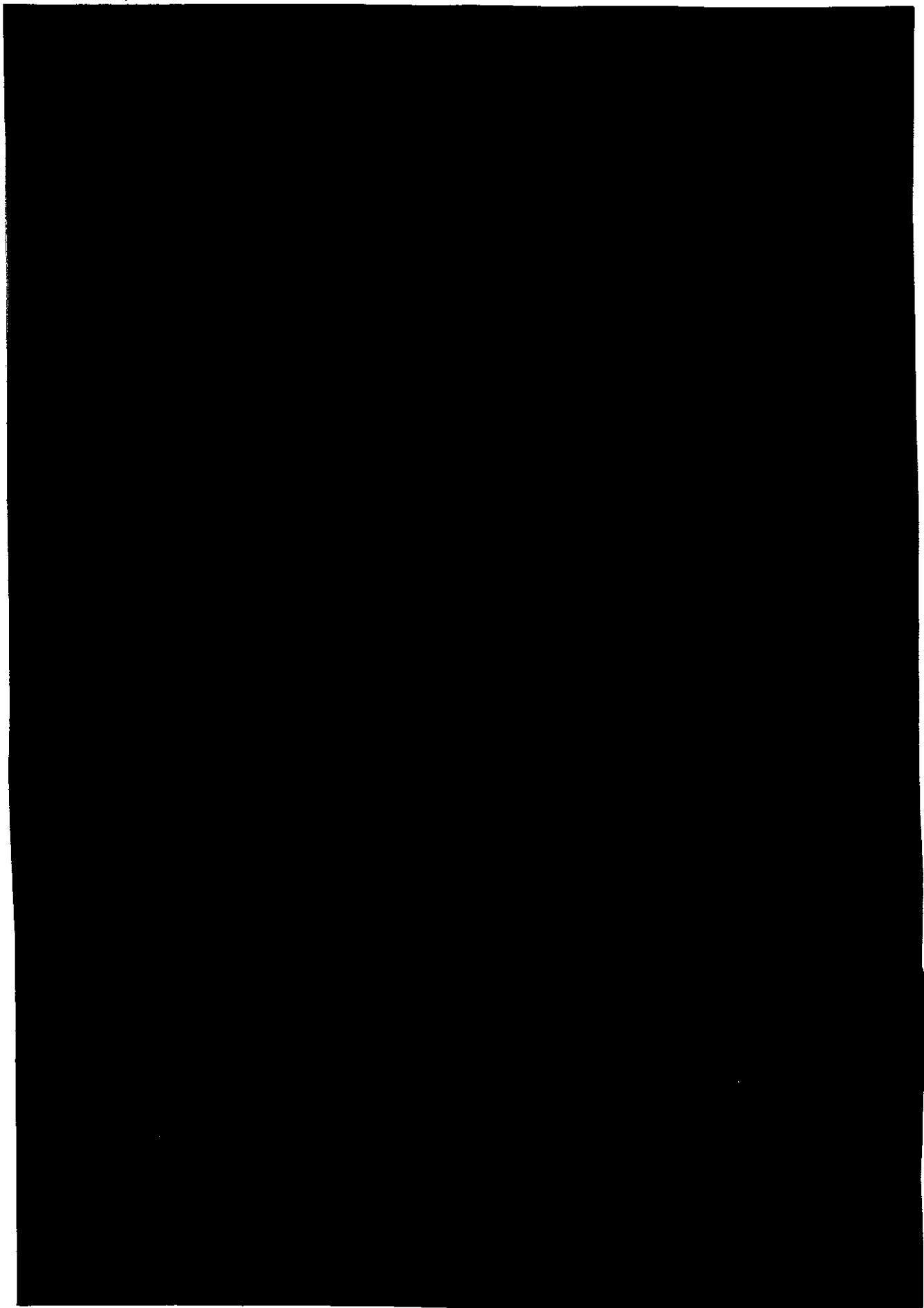
*2

*3

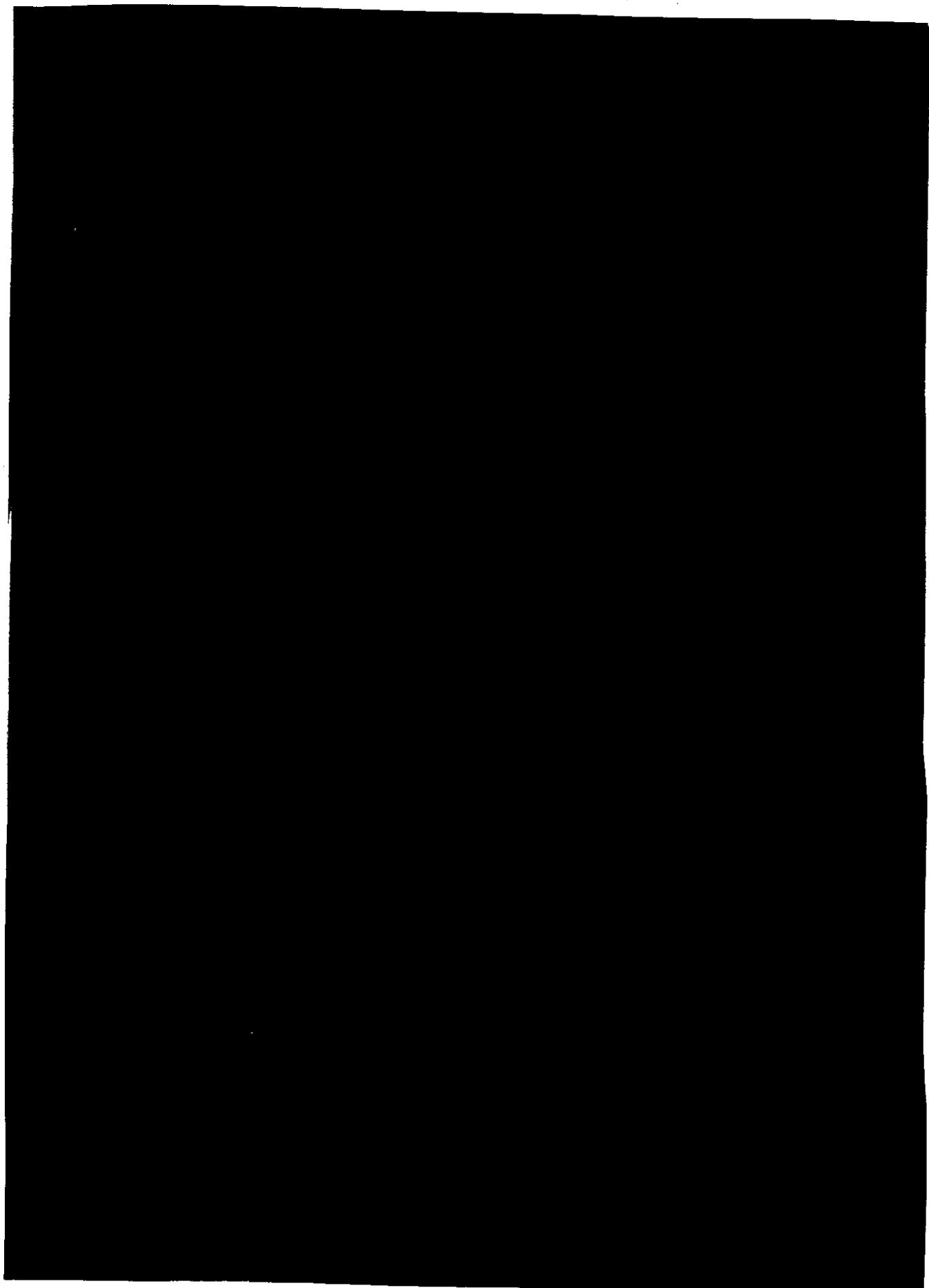
11/12/09内調内検討済み



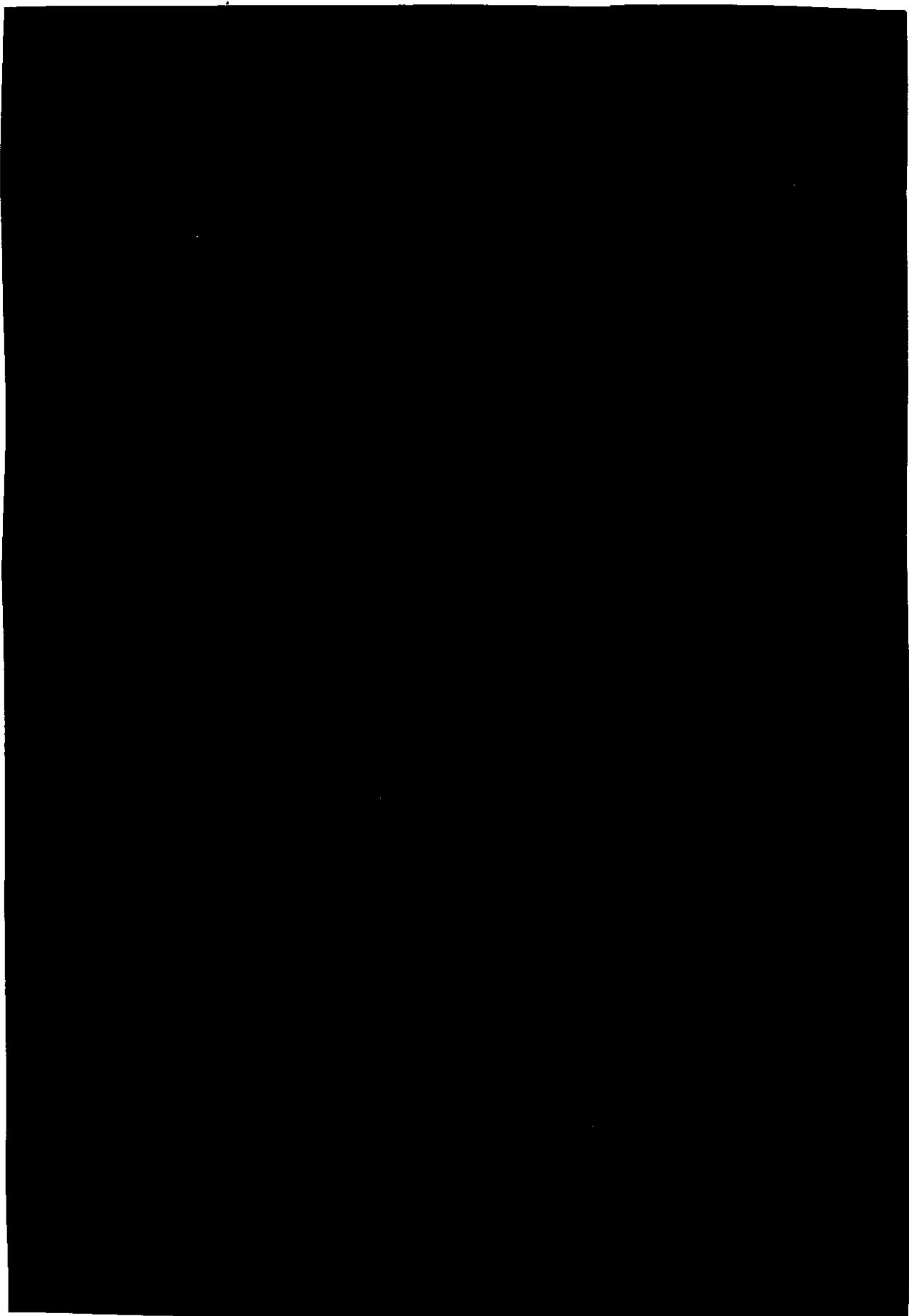
2011/12/09

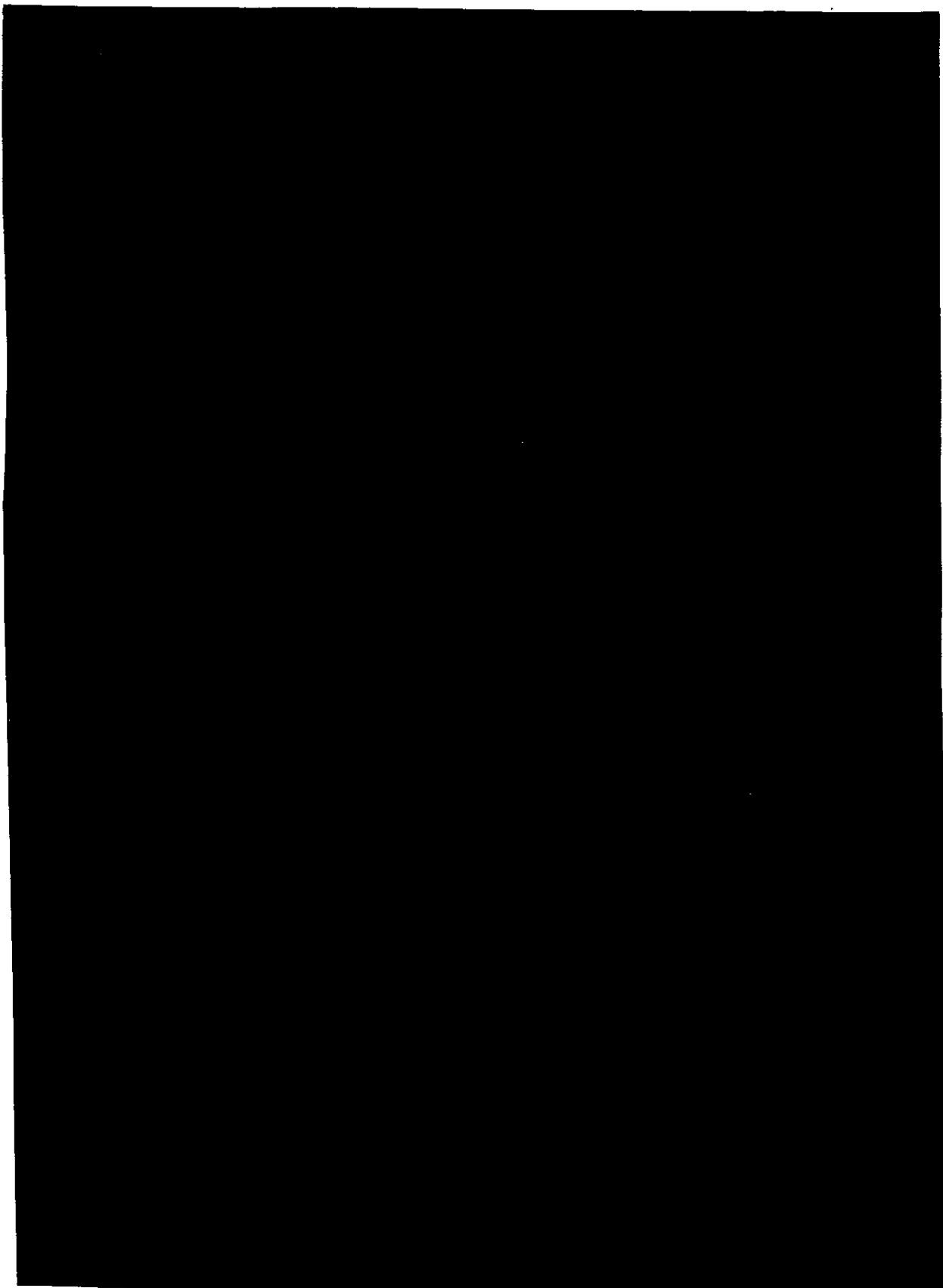


2011/12/09



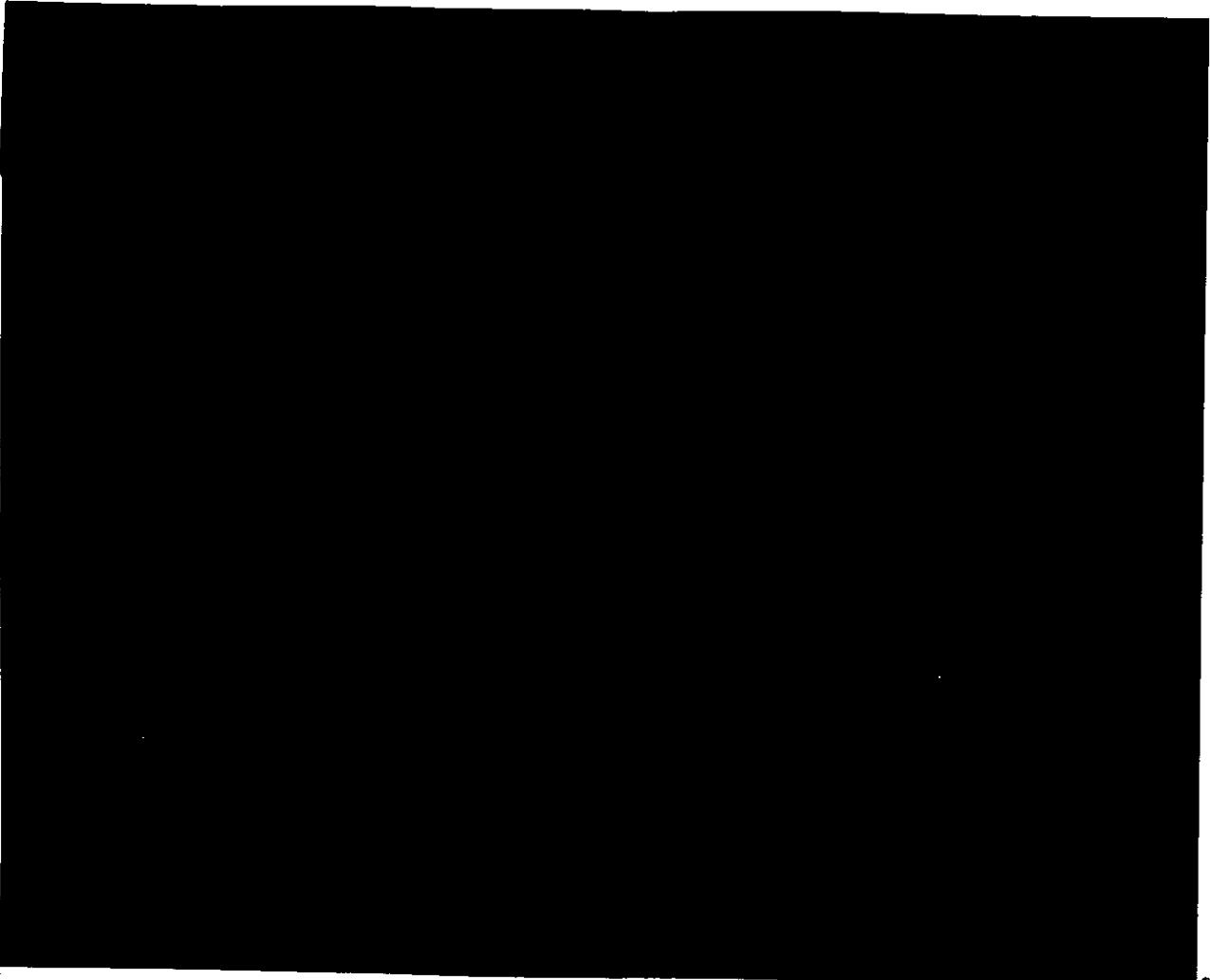
2011/12/09





(了)

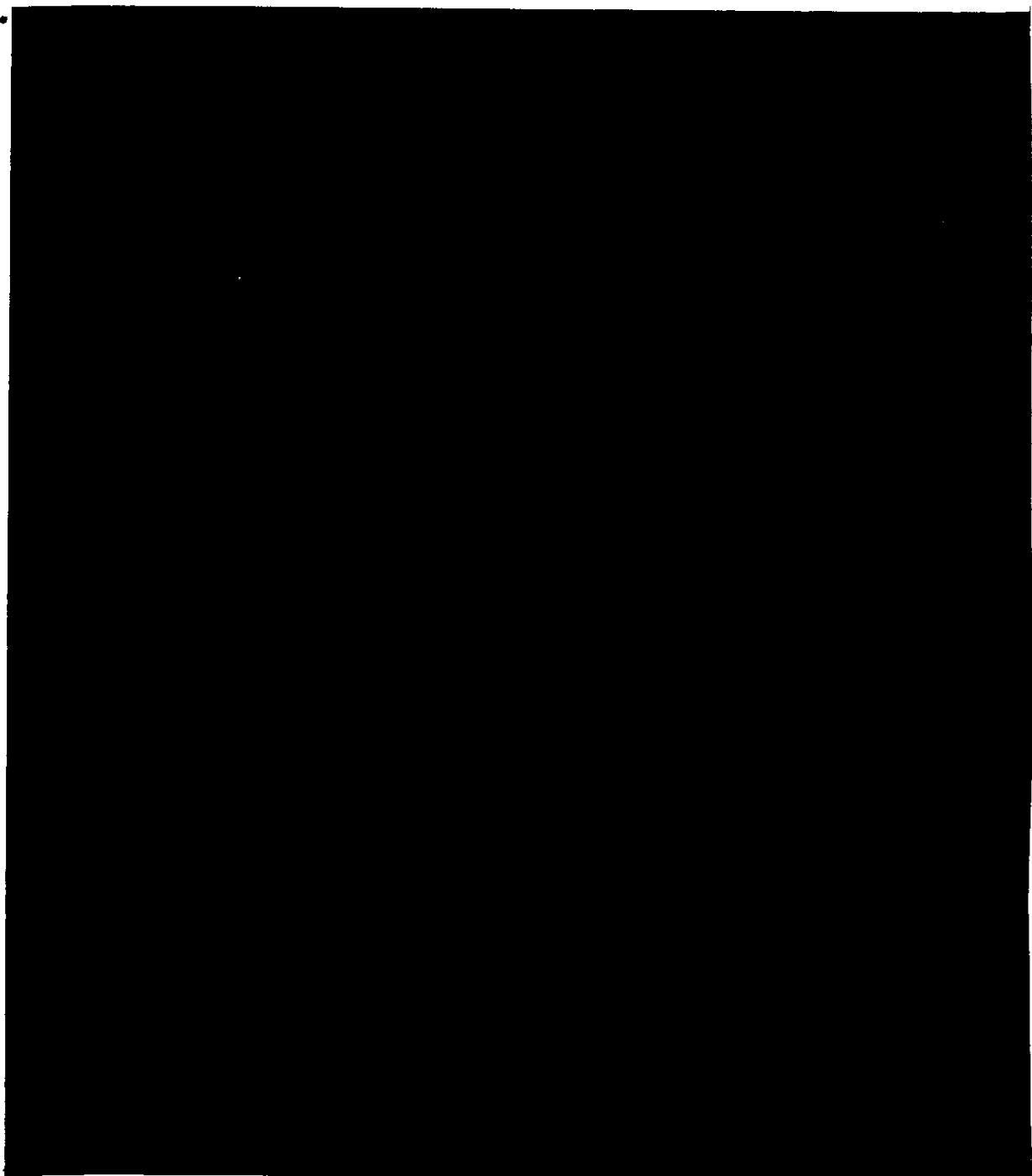
[REDACTED]に関する別表の記載ぶり（案）



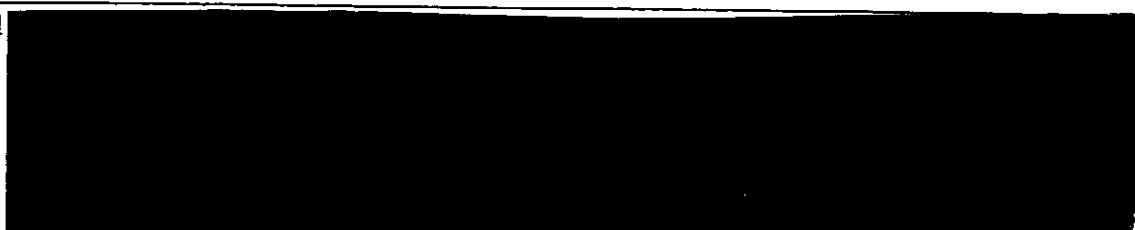
11/12/12内調内検討済

平成23年12月 日
内閣情報調査室

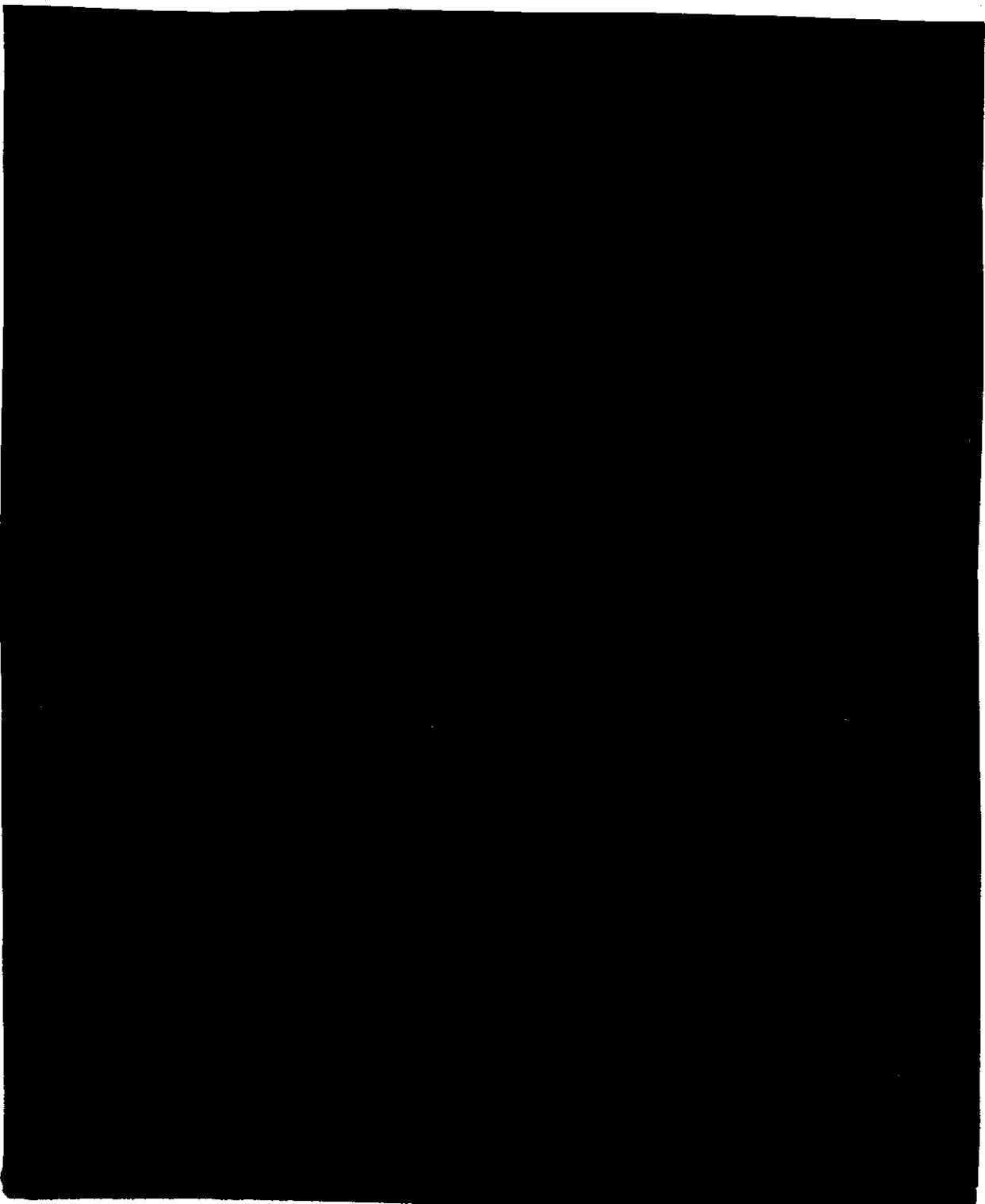
内閣法の一部改正について（案）



*1



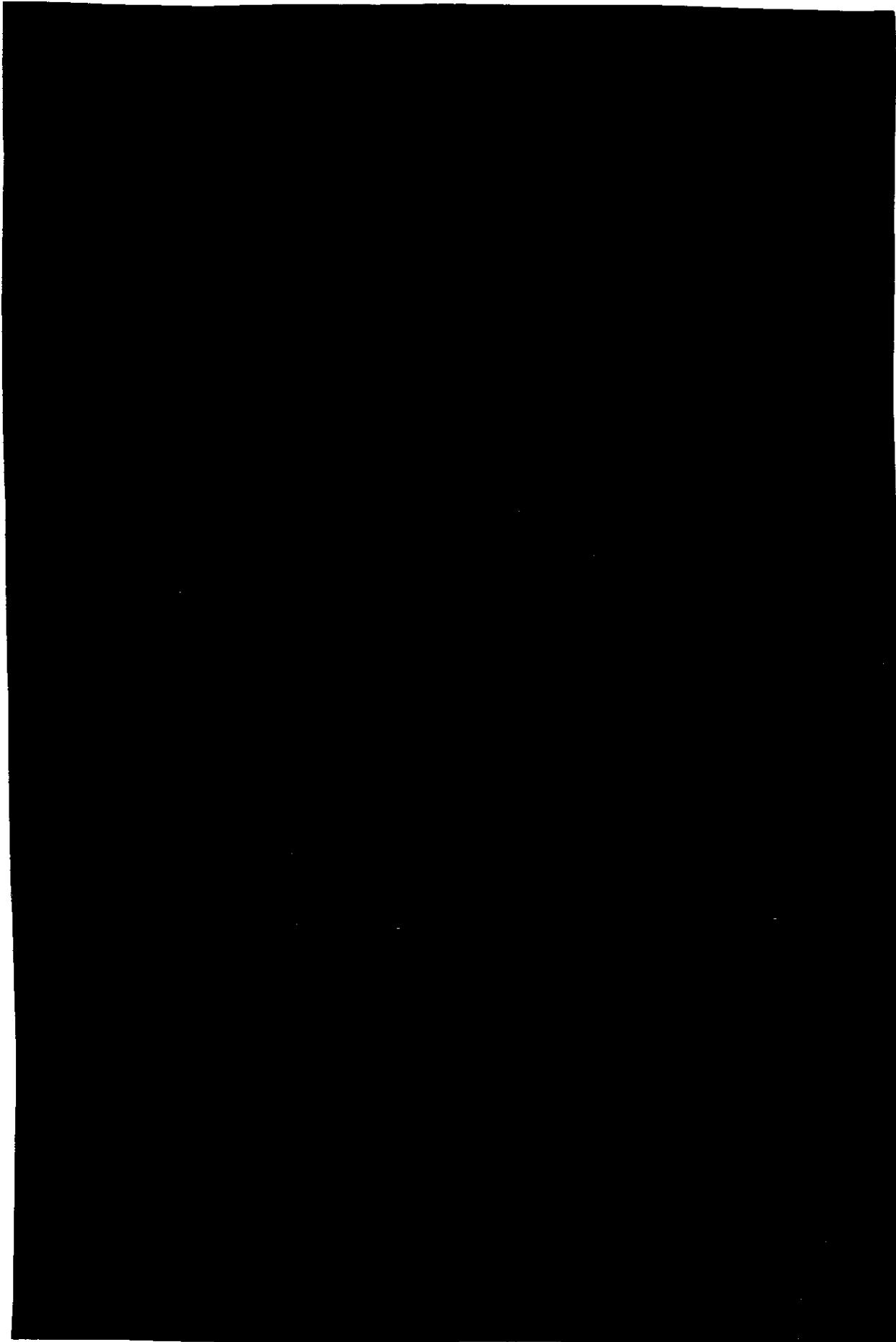
11/12/12内調内検討済



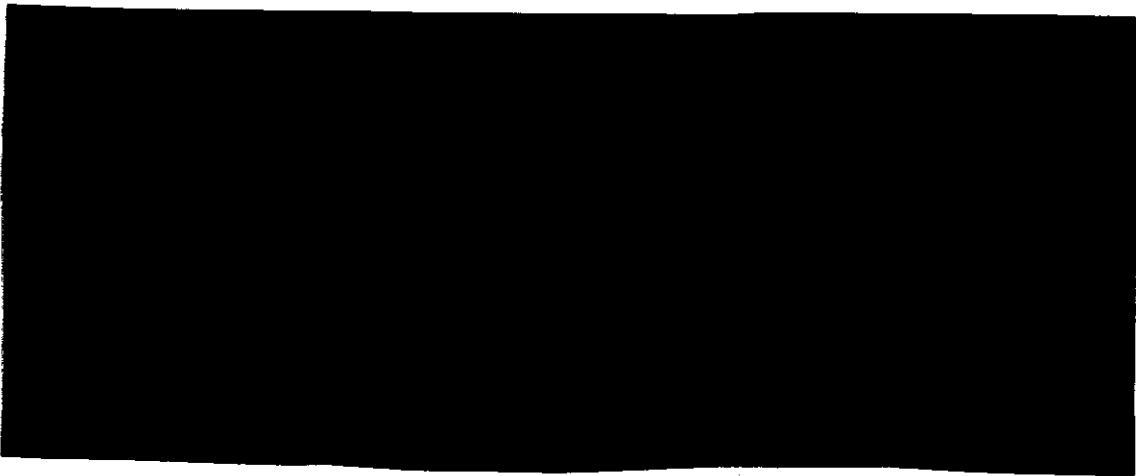
*1



11/12/12內調內檢討済



11/12/12内調内検討済



現在までの内閣法改正の内容

公 布 年月日	法令名	本則・附則	主な改正内容	内閣法の定数を変更するもの。 内閣法の改正理由(国会説明)
1 S22.4.18	行政官庁法	附則	内閣を組織する国務大臣の定数を変更するもの。 「国務大臣十六人以内」→「従来の各省大臣及び国務大臣の定数以内の国務大臣」	詳細不明
2 S22.12.17	法務府設置に伴う法令の整理に関する法律	本則	法務府設置に伴い、法制局を廃止するもの。	
3 S24.5.31	内閣法の一部を改正する法律	本則	内閣官房長官、内閣官房副長官及び秘書官の規定を置くもの。	
4 S27.7.31	法務府設置法等の一部を改正する法律	本則	法務省設置に伴い、法務総裁を廃止するもの。	
5 S32.6.1	内閣法等の一部を改正する法律	本則	内閣官房の所掌事務に総合調整及び重要政策に関する情報の収集調査を追加するもの。 内閣参事官、内閣審議官、内閣調査官及び内閣事務官の規定を置くもの。	
6 S33.4.28	内閣法の一部を改正する法律	本則	内閣参事官、内閣審議官、内閣調査官及び内閣事務官の定員を変更するもの。	
7 S36.6.2	国家行政組織法等の一部を改正する法律	本則	内閣参事官、内閣審議官、内閣調査官及び内閣事務官の定員を変更するもの。	
8 S37.4.16	総理府設置法等の一部を改正する法律	本則	内閣参事官、内閣審議官、内閣調査官及び内閣事務官の定員を変更するもの。	
9 S38.6.11	総理府設置法等の一部を改正する法律	本則	内閣官房長官を認証官とするもの。	
10 S39.7.1	総理府設置法等の一部を改正する法律	本則	内閣参事官、内閣審議官、内閣調査官及び内閣事務官の定員を変更するもの。	
11 S40.5.18	国家公務員法の一部を改正する法律	附則	内閣を組織する国務大臣及び国務大臣の定数以内の国務大臣「十七人以内」→「十八人以内」	内閣総理大臣を中心とした行政機関の一とし、内閣総理大臣を補佐する総理府総務長官は国務大臣をもつて充てることとすることに伴う所用の修正を行うもの。 ※ 総理府設置法を改正し、総理府総務長官には国務大臣をもつて充てる旨附則に規定されている。
12 S41.6.28	内閣法の一部を改正する法律	本則	内閣を組織する国務大臣の定数を変更するもの。 「十七人以内」→「十八人以内」	重要な内閣官房長官の職責に鑑みて、内閣官房長官に国務大臣をもつて充てることとす るため、国務大臣の定数を増加させるもの。

現在までの内閣法改正の内容

13 S44.5.16	行政機関の職員の定員に関する法律	附則 内閣参事官、内閣審議官、内閣調査官及び内閣事務官の定員を政令で定めることとするもの。	行政機関の定員の合理的な管理を図るために各省庁別に定員を法定している現行制度を改め、機関別の定員は政令で定めることとするもの。 ※ 附則において、各省設置法の該当部分が改正又は削除されている。
14 S46.5.31	環境庁設置法	附則 内閣を組織する国務大臣の定数を変更するもの。 「十八人以内」→「十九人以内」	環境庁の設置に伴い、内閣法及び各省庁設置法の改正その他の関係法律の整理を行つもの。 ※ 環境庁の長である環境庁長官には国務大臣をもつて充てる旨本則に規定される。※ 環境庁の長である環境庁長官には国務大臣をもつて充てる旨本則に規定される。
15 S49.6.24	内閣法の一部を改正する法律	本則 内閣を組織する国務大臣の定数を変更するもの。 「十九人以内」→「二十人以内」	開発途上国の経済及び社会の発展に寄与する案件の推進を図るため、開発途上国の実情を的確に把握しつつその推進に専心し得る国務大臣を新たに設けるため、国務大臣の定数を増加させるもの。
16 H8.6.26	内閣法等の一部を改正する法律	本則 内閣官房副長官の内閣官房代行権限を規定するもの。 内閣総理大臣補佐官を設置するもの。	
17 H10.3.31	内閣法等の一部を改正する法律	本則 内閣官房副長官の定数を増員（2人→3人）するもの。 内閣危機管理監を設置するもの。	
18 H11.7.16	内閣法の一部を改正する法律	本則 内閣を組織する国務大臣の定数を変更するもの。 「二十人以内」→「十四人以内」（特別に必要がある場合には十七人以内） 内閣官房の所掌事務の規定を整理・詳細化するもの。 内閣官房副長官を認証官とするもの。 内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣情報官を設置するもの。	内閣機能の強化及び行政のスリム化を図るもの。
19 未公布 (可決済)	復興庁設置法案	附則 復興庁が廃止されるまでの間、内閣を組織する国務大臣の定数を変更するもの（※内閣法の本則ではなく原始附則を改正）。 「十四人以内」（特別に必要がある場合には十七人以内）→ 「十五人以内」（特別に必要がある場合には十八人以内）	※ 復興庁の事務を統括し、職員の服務について統督する復興大臣には国務大臣をもつて充てる旨本則に規定されている。

秘密保全法制に関する質問等に対する回答について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時： 2011年12月12日 17:17

宛先：

添付ファイル: 警察庁に対する回答(20111212).ZIP (29 KB)

警察庁 [REDACTED] 様

いつも大変お世話になっております。

標記について、11月21日等にいただいておりました貴庁からの質問等に対する回答を添付しております。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])
[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

警察庁 担当官 殿

事務連絡

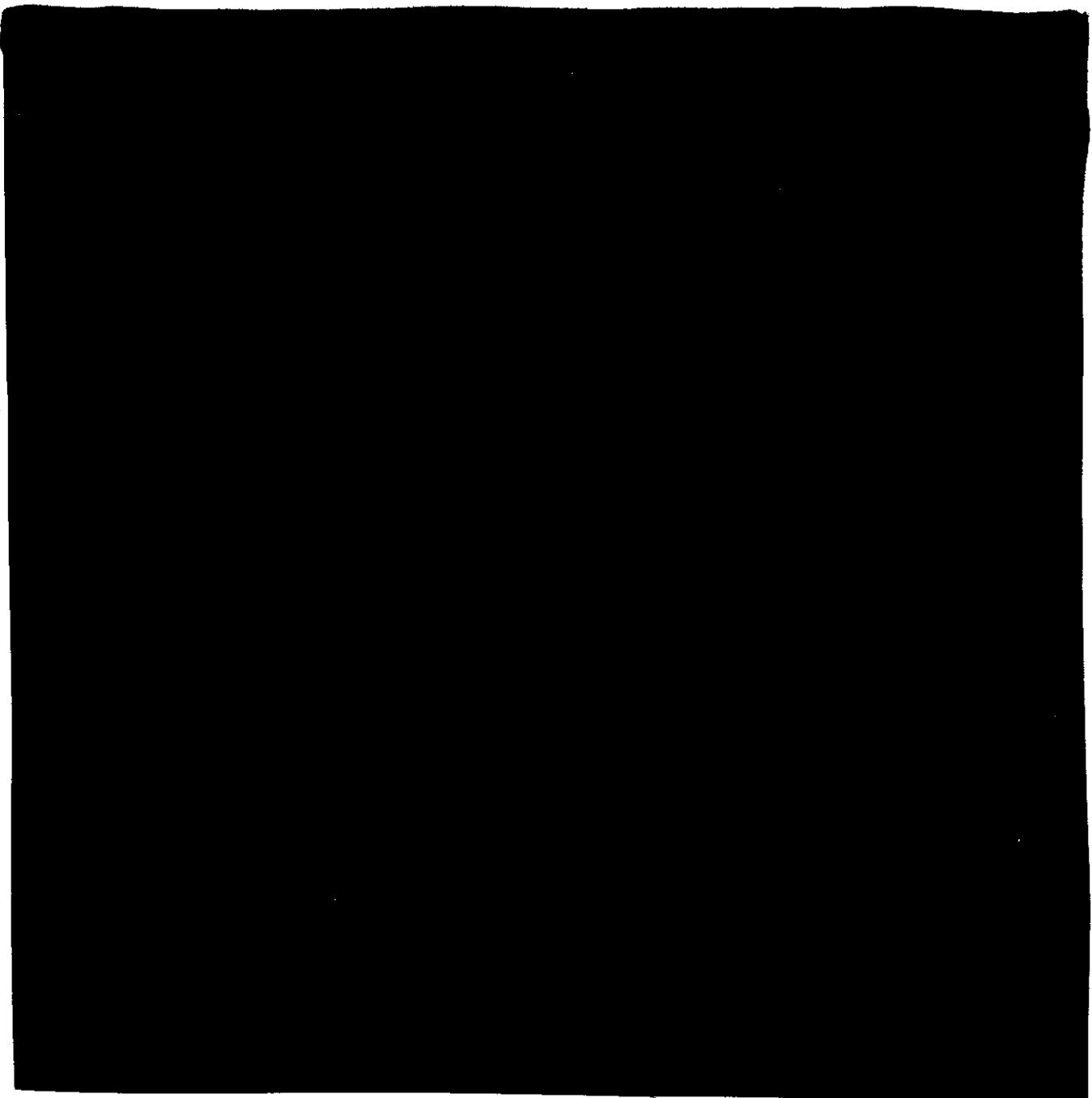
平成23年12月12日

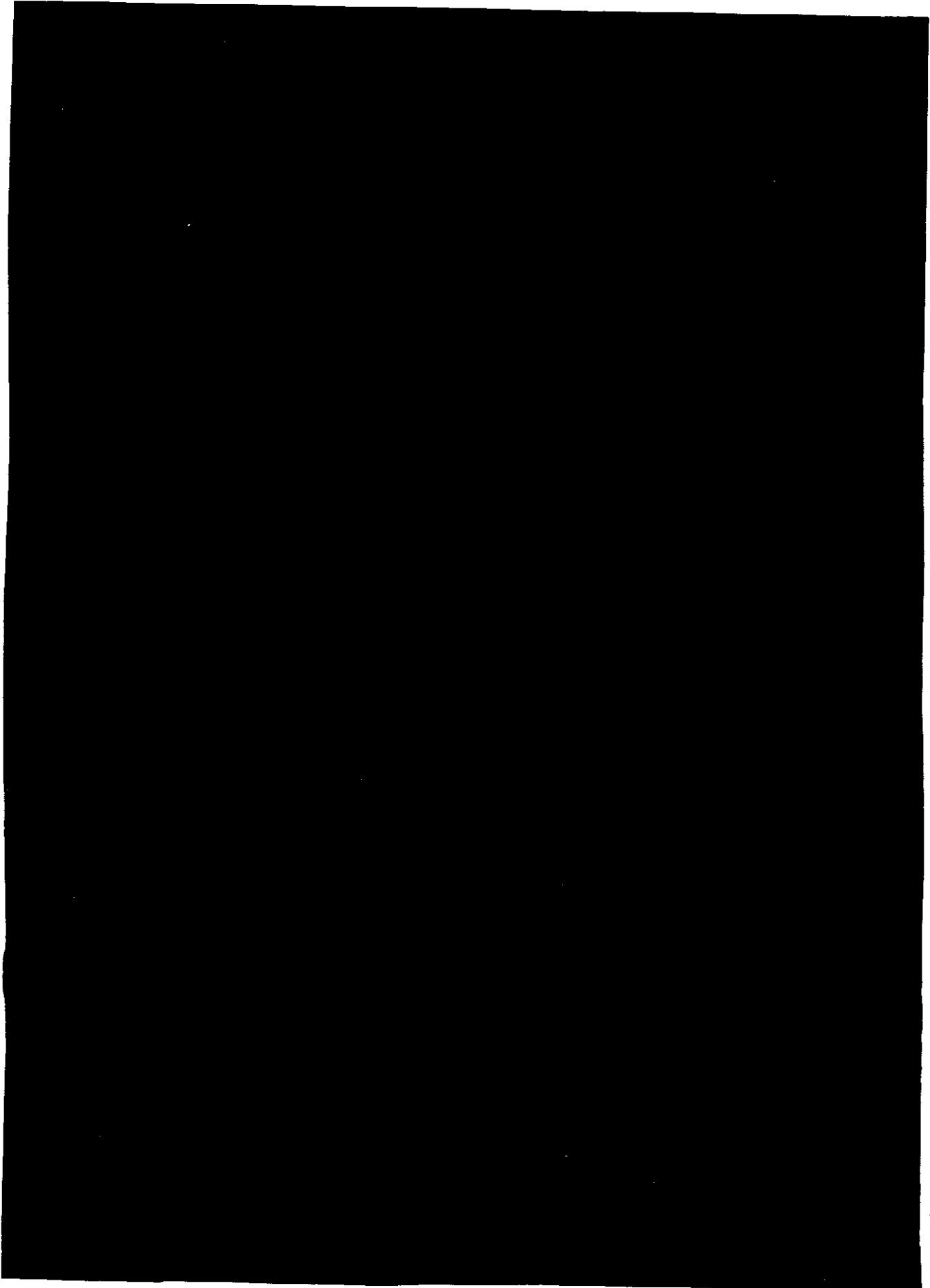
内閣情報調査室

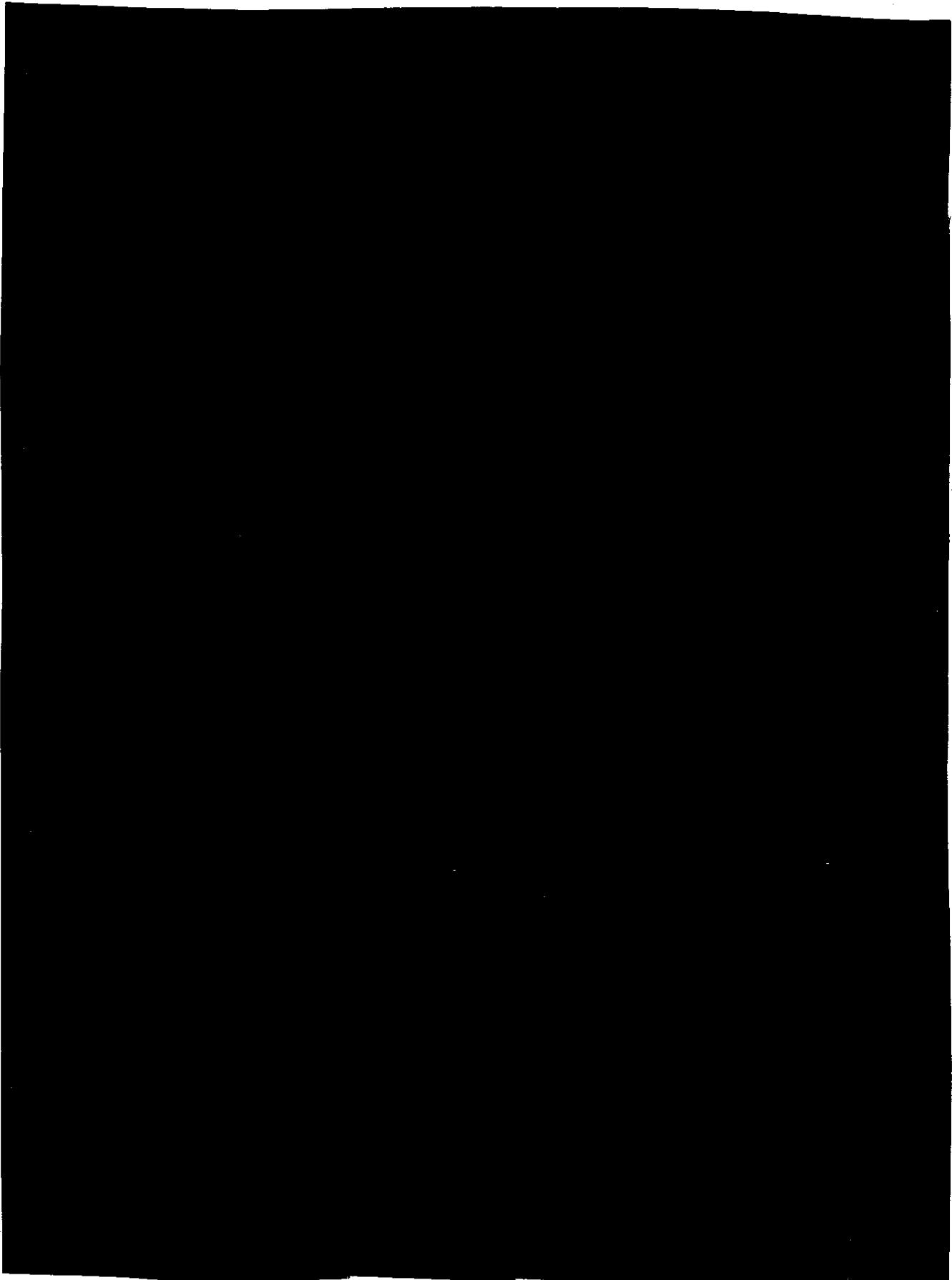
平成23年11月11日付け秘密保全法制法局持込み資料について（回答）

標記について、貴庁からの11月21日付け質問等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記







警察庁 担当官 殿

事務連絡

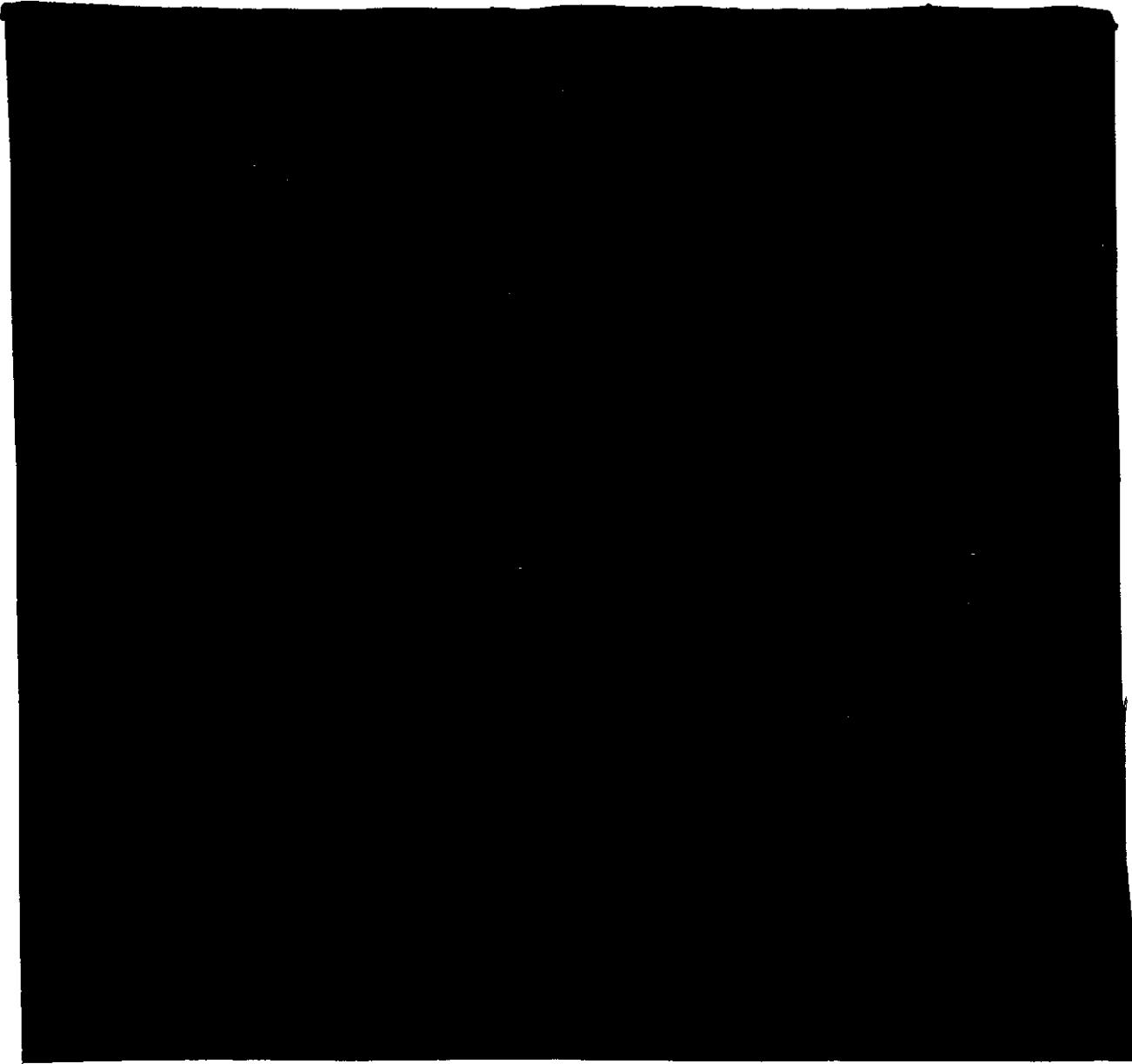
平成23年12月12日

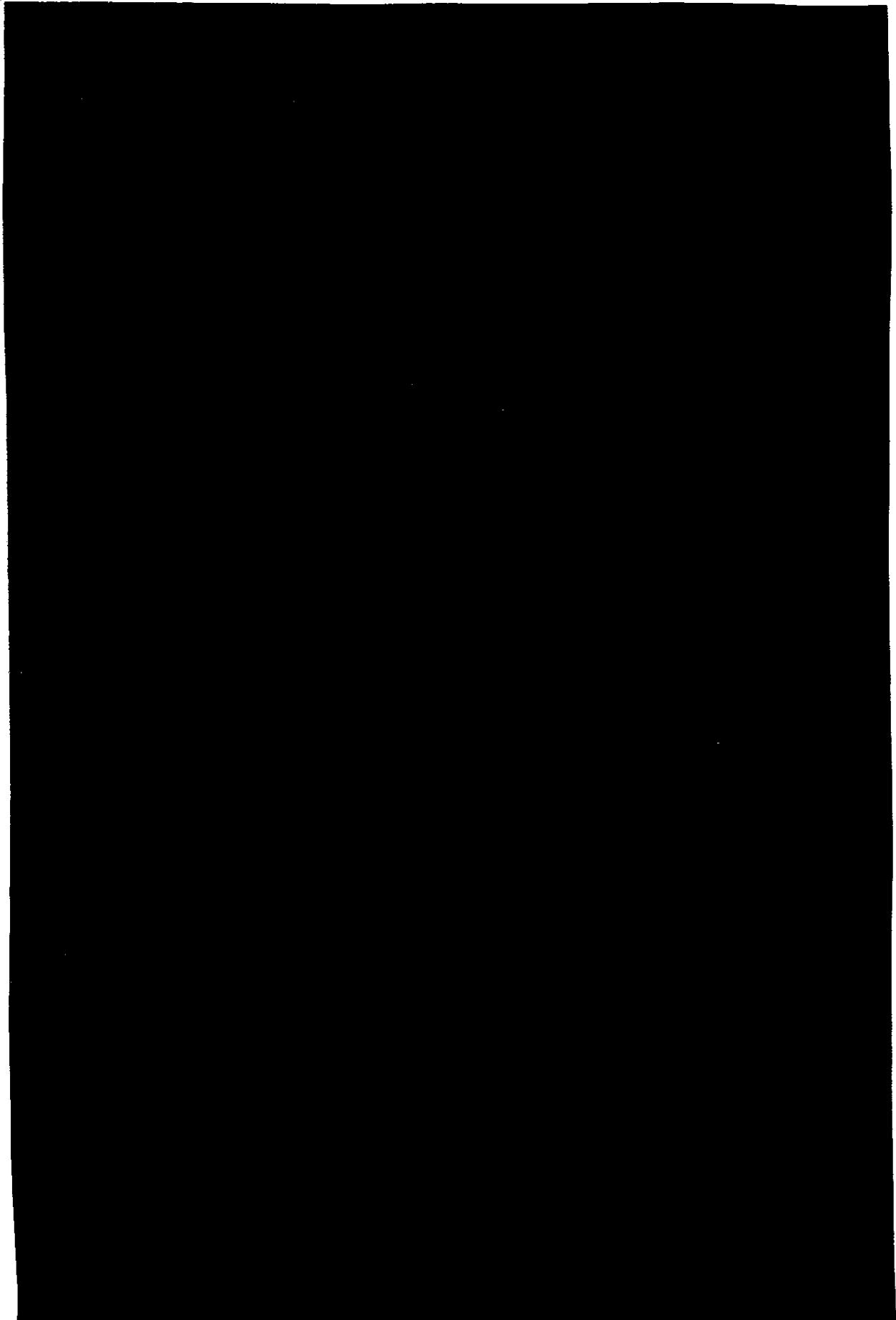
内閣情報調査室

第5回法制局持込資料に係る特別秘密の保護に関する法律（仮称）
(素案)について（回答）

標記について、貴庁からの11月28日付け質問に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記







警察庁 担当官 殿

事務連絡

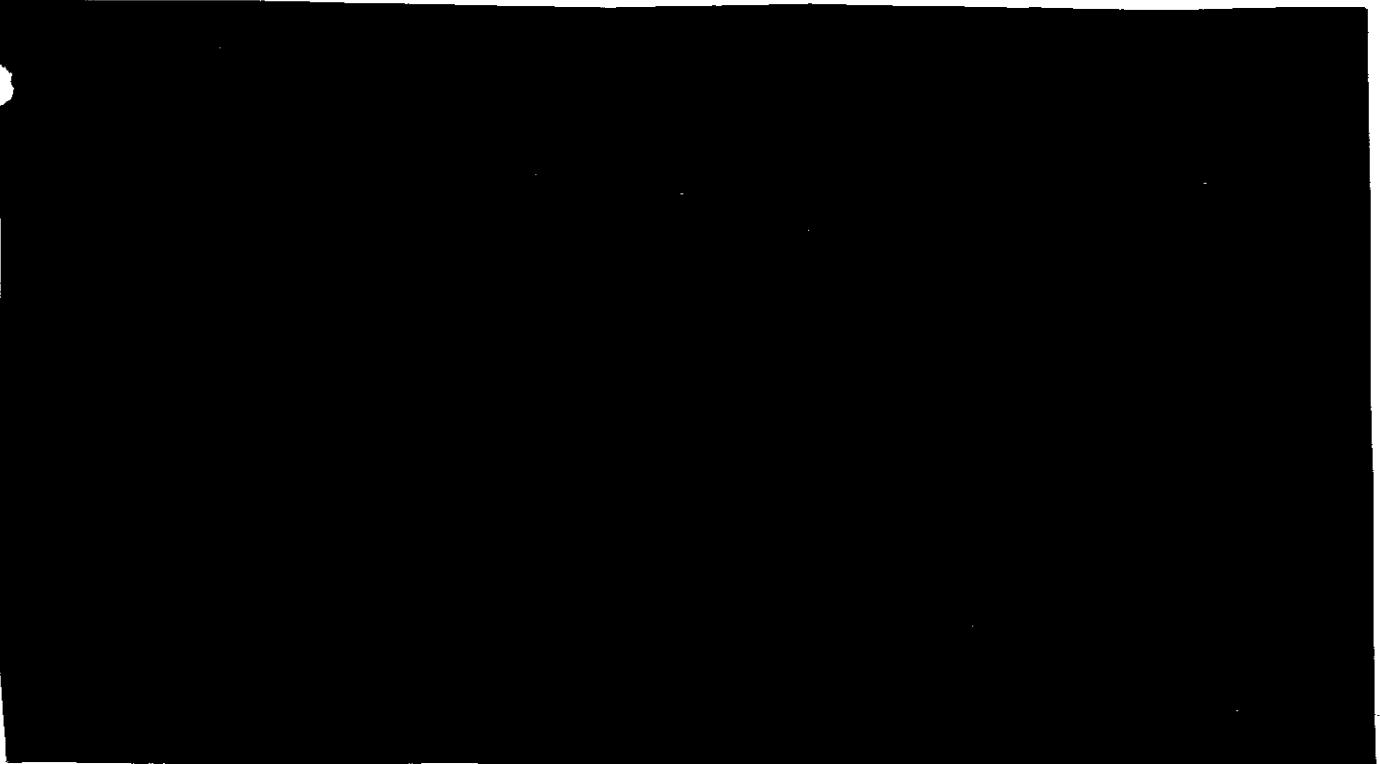
平成23年12月12日

内閣情報調査室

補佐級説明会（11月4日）に対する再質問について（回答）

標記について、貴庁からの12月1日付け再質問に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記



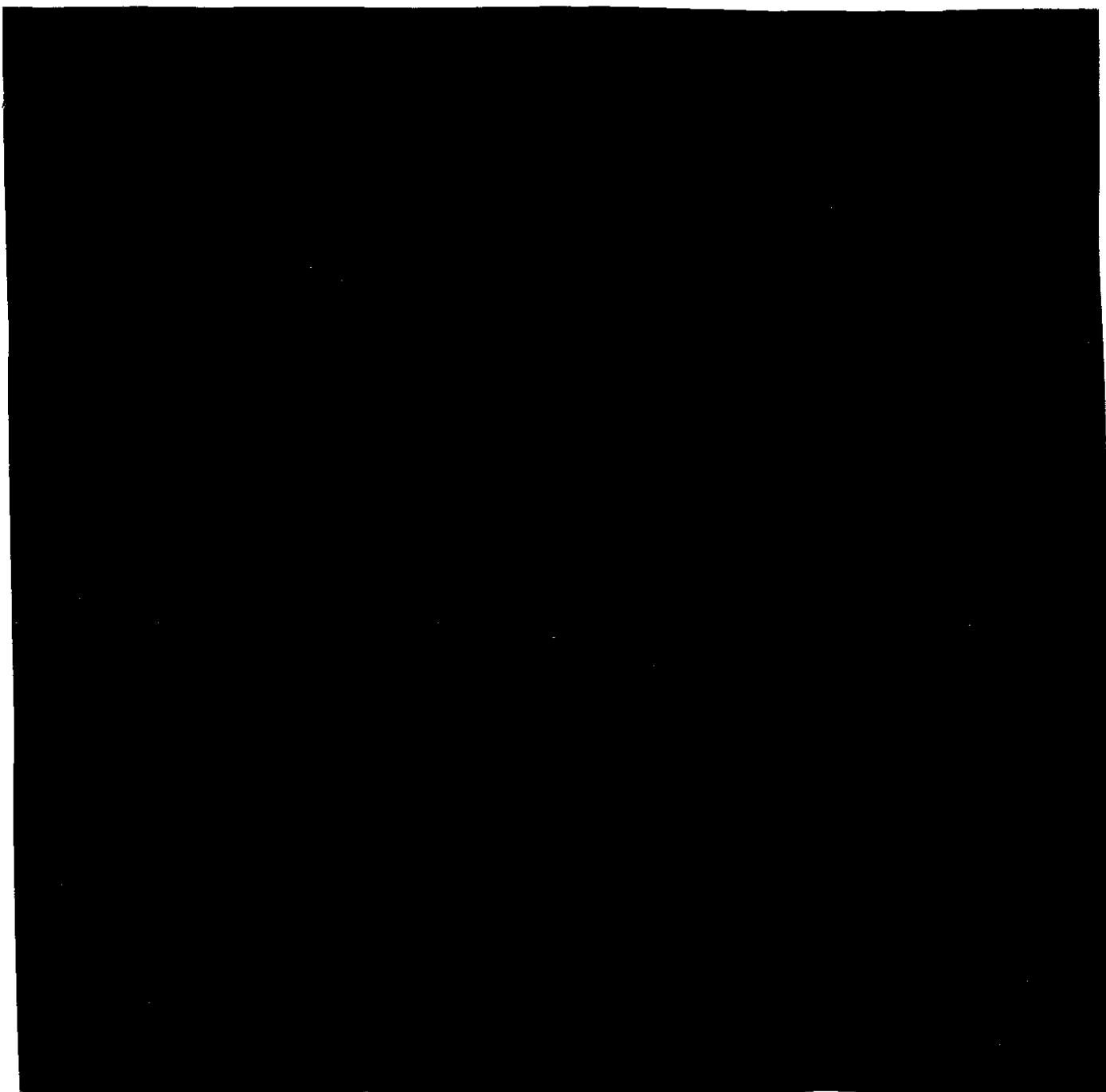
警察庁 担当官 殿

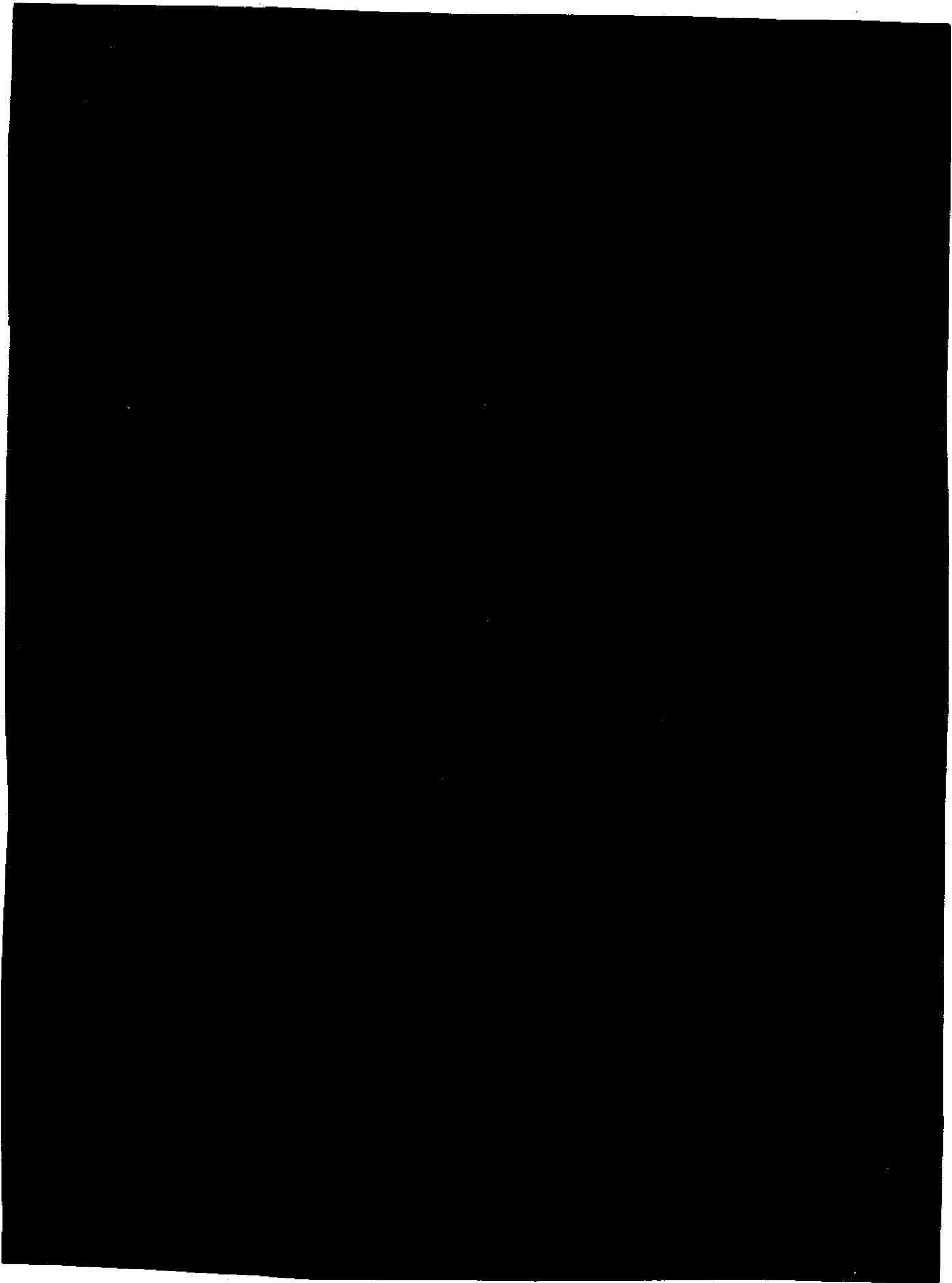
事務連絡
平成23年12月12日
内閣情報調査室

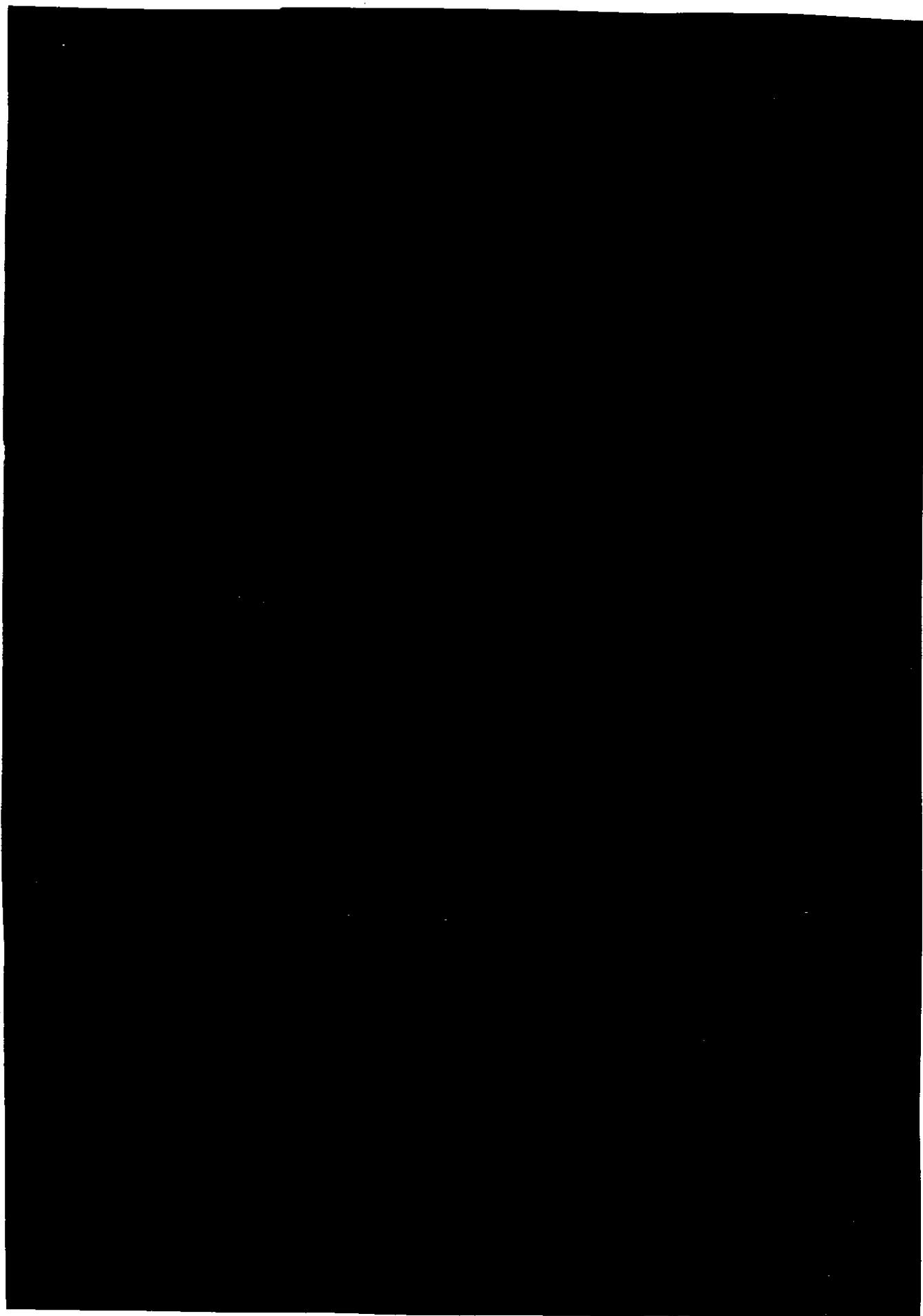
第6回法制局持ち込み資料（条文案）について

標記について、貴庁からの12月2日付け質問に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記









秘密保全法制に係る質問等に対する回答について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月12日 17:22

宛先: [REDACTED]

添付ファイル: 防衛省意見等(12月5日付け)に対する回答(2011~1.doc (29 KB))

防衛省 [REDACTED]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、12月5日付けで貴省から頂戴しておりました意見等に対する回答を添付しております。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]
[REDACTED]
Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])
[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

防衛省 担当官 殿

事務連絡

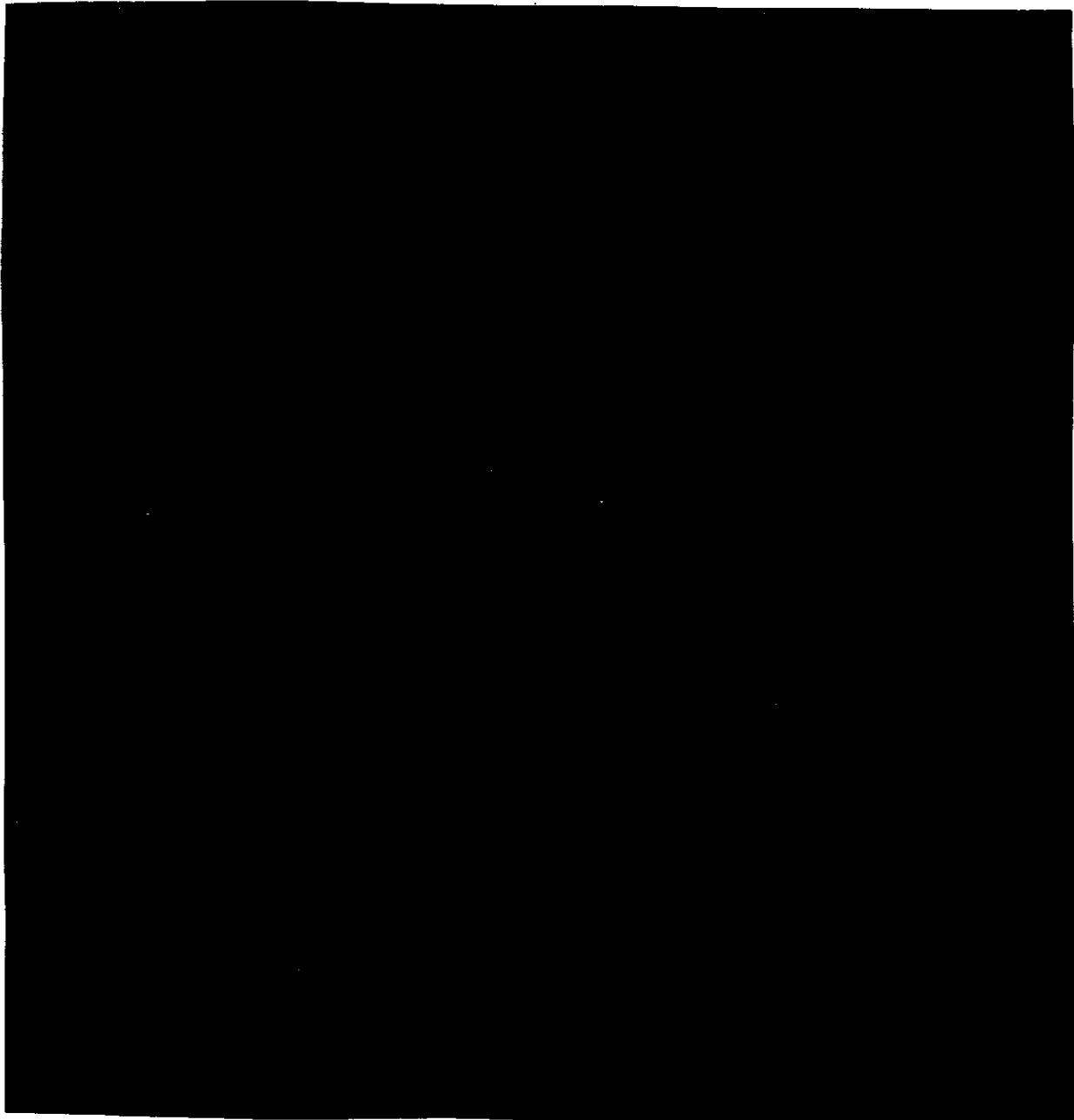
平成 23 年 12 月 12 日

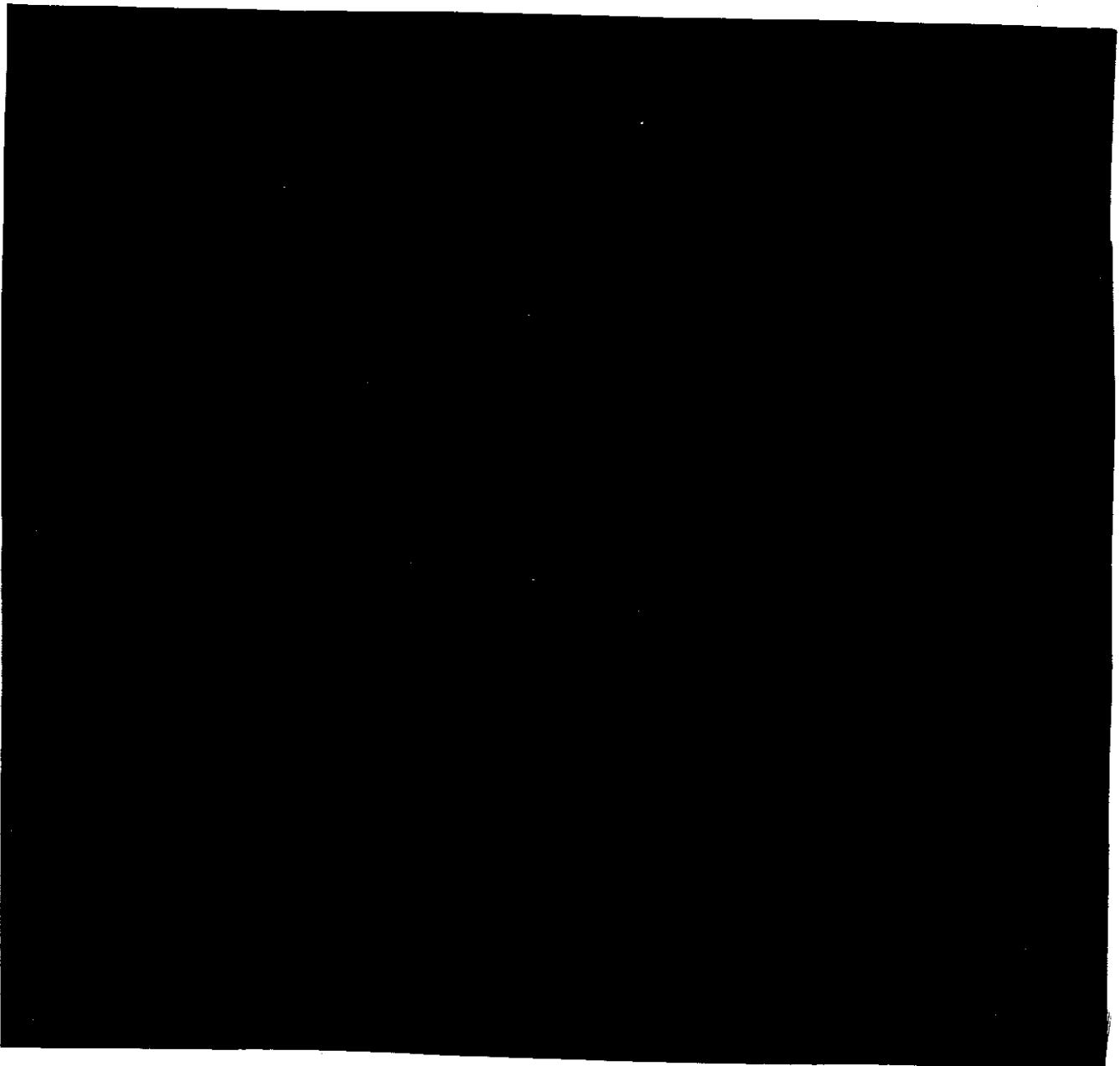
内閣情報調査室

特別秘密の保護に関する法律（仮称）の「適性評価」について（回答）

標記について、貴省からの 12 月 5 日付け意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記





秘密保全法制に係る質問等に対する回答について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月12日 17:19

宛先:

添付ファイル: 外務省質問等(12月2日付け)に対する回答(2011~1.jtd (39 KB))

外務省 [REDACTED] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、12月2日付けで貴省から頂戴していた質問等に対する回答を添付しております。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

* * * * *

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]
[REDACTED]
Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

(直通)

Fax 03-3592-2307

* * * * *

外務省 担当官 殿

事務連絡

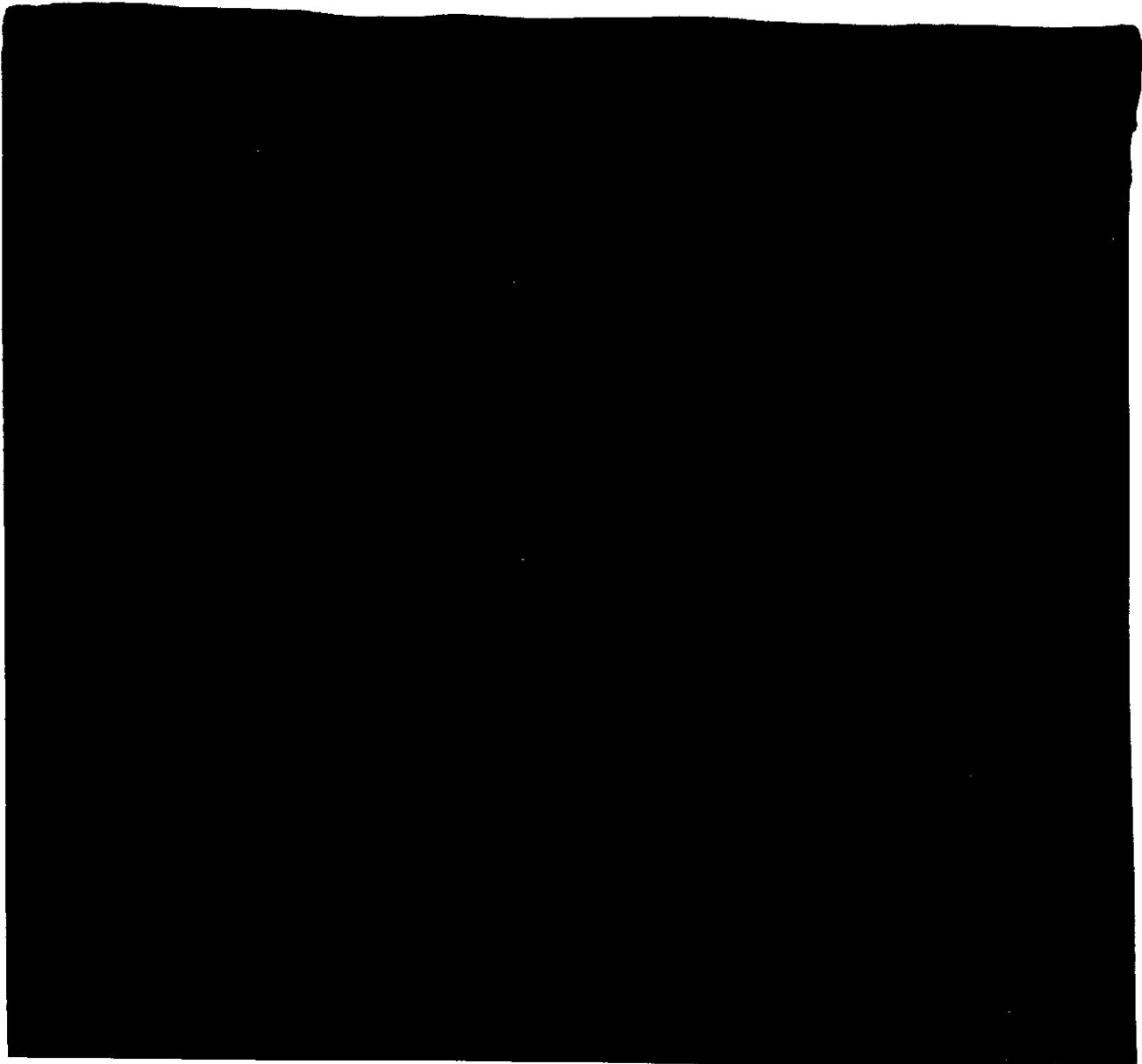
平成23年12月12日

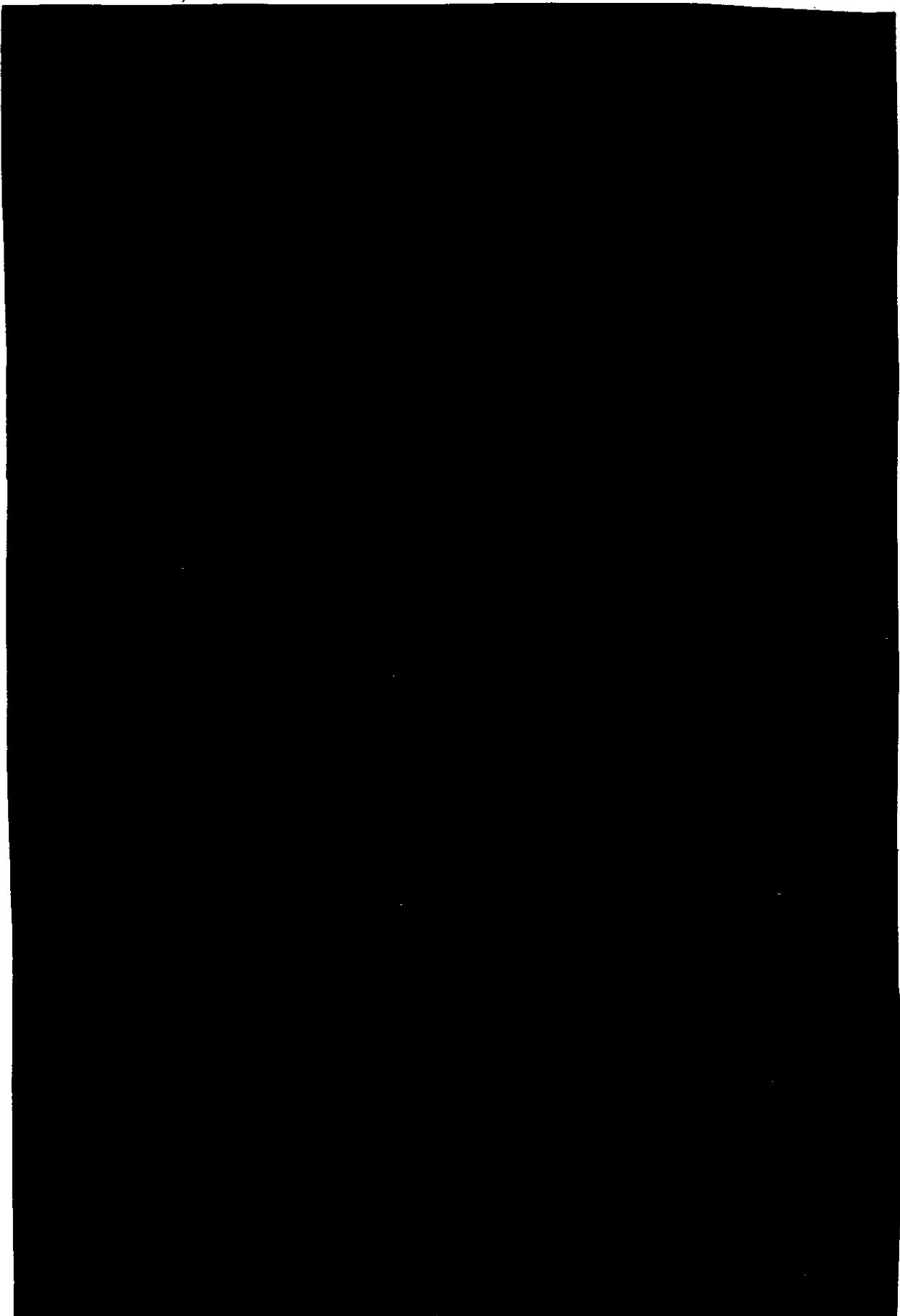
内閣情報調査室

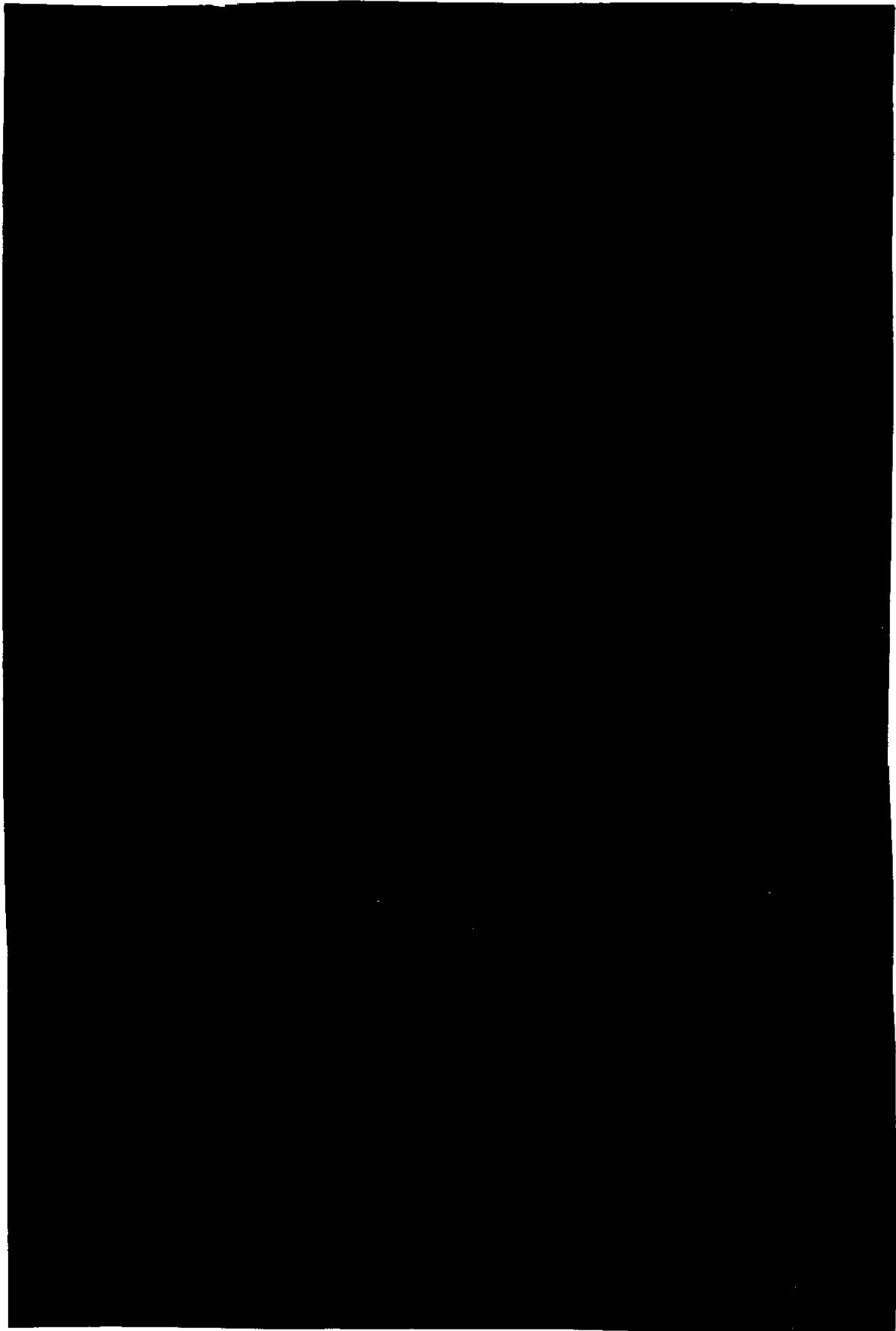
再質問及び法制局持込資料（第7回）に対する質問等について（回答）

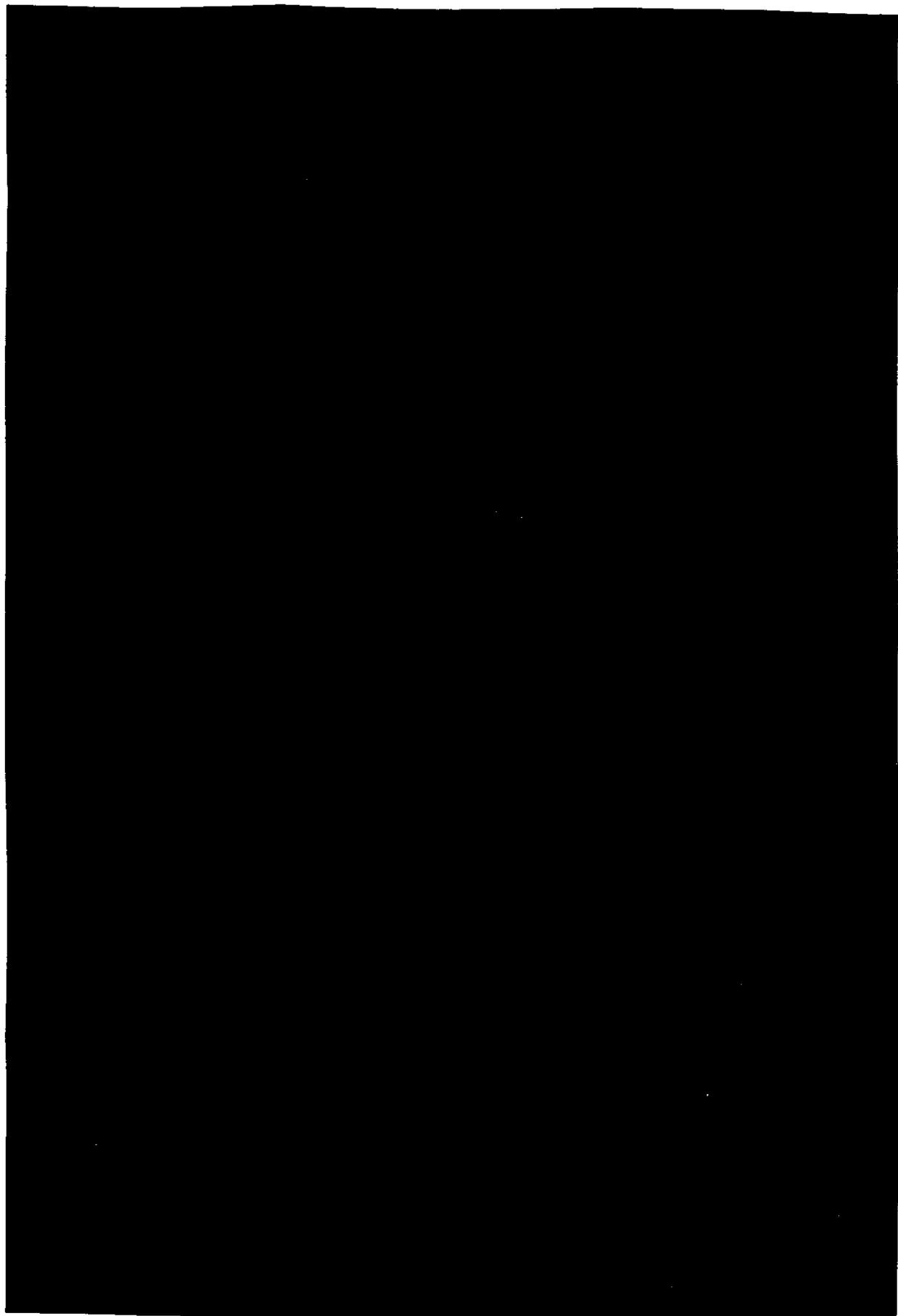
標記について、貴省からの12月2日付け質問等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

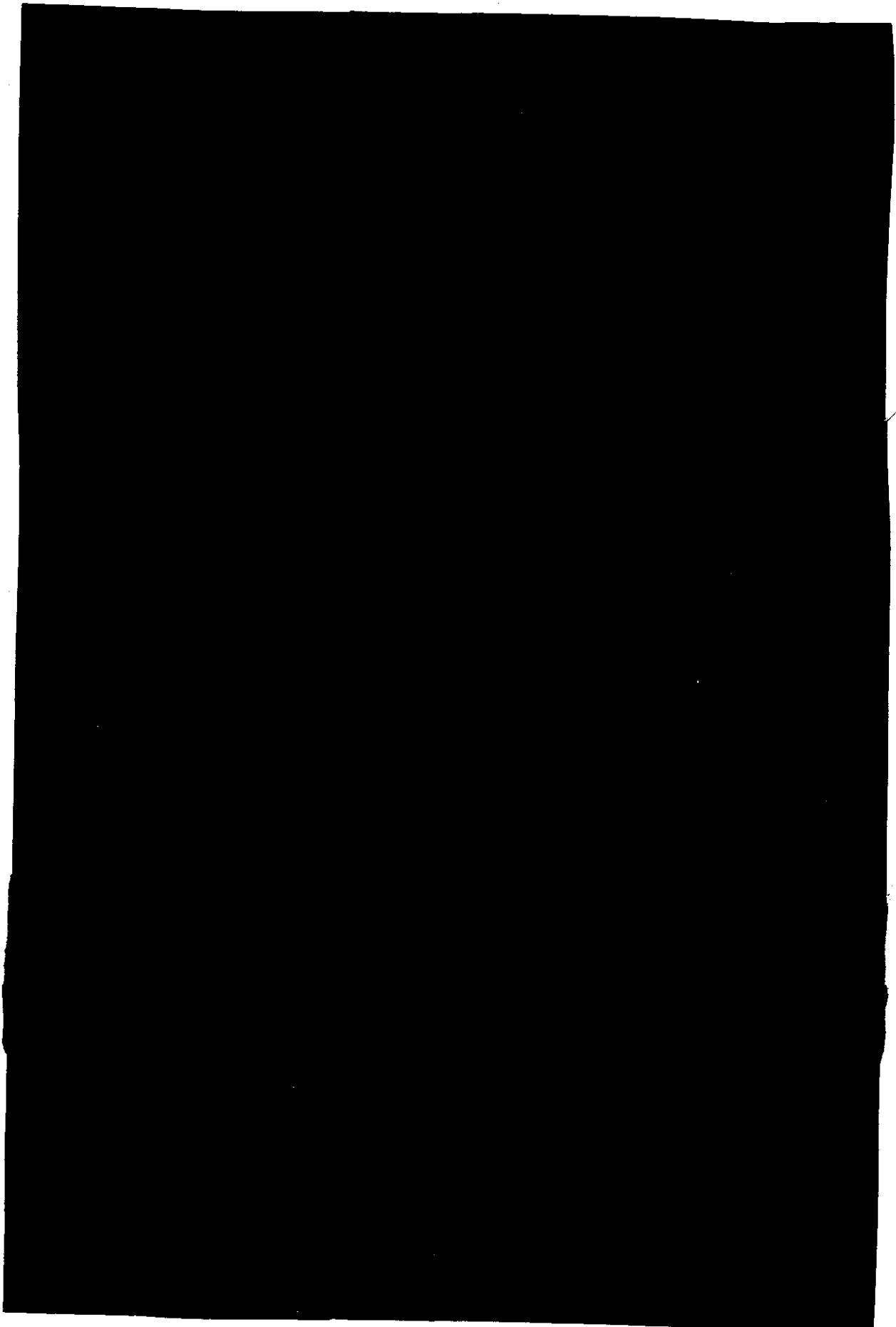
記

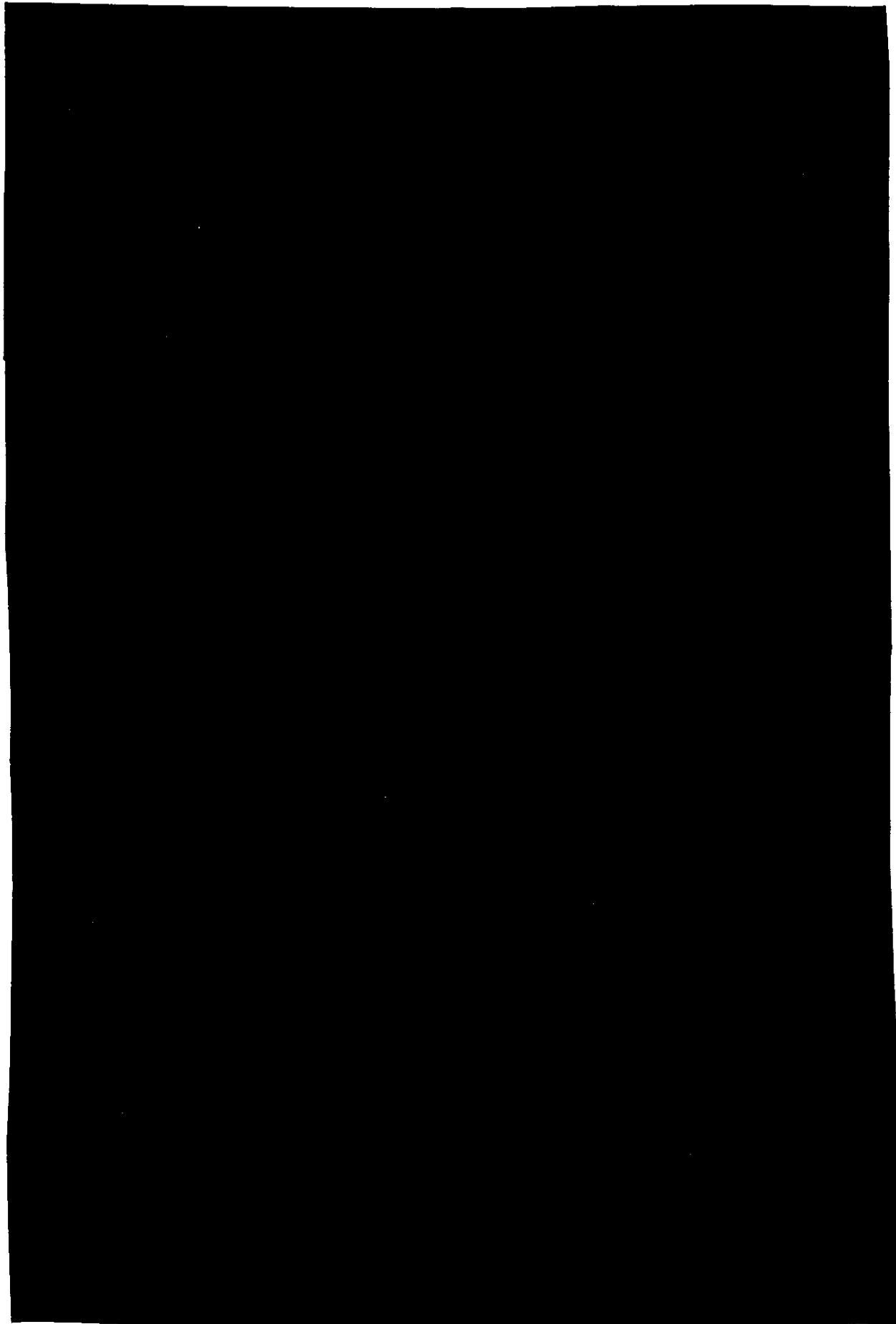














(了)

12月12日法制局持ち込み資料に対する質問の提出について

送信日時: 2011年12月14日 14:23
宛先: 内閣情報調査室
添付ファイル: 111214警察庁質問.jtd (20 KB)

内閣情報調査室
様

いつも大変お世話になっております。
警察庁の[]です。

標記について、添付のとおり質問を提出致しますので、よろしくお願い致します。

お忙しいところ大変恐縮ですが、よろしくお願いします。

[] 拝

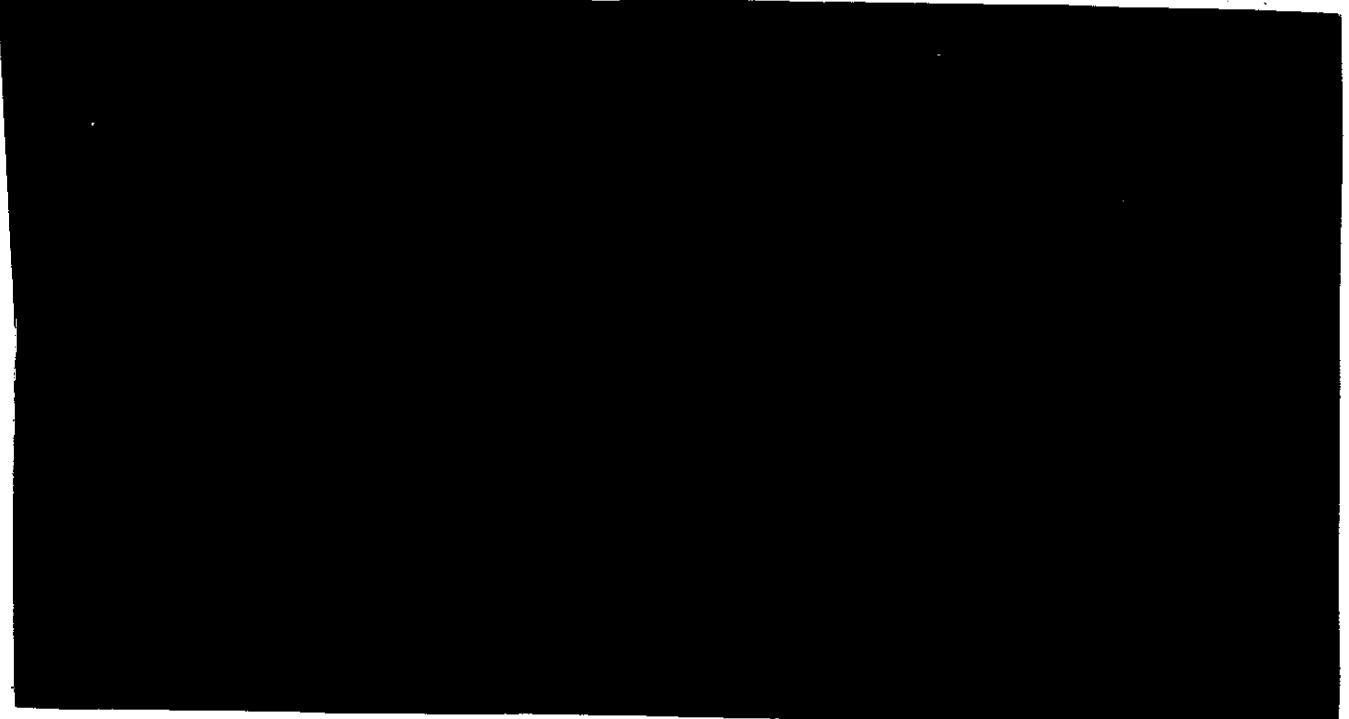
内閣情報調査室担当官 殿

平成23年12月14日
警 察 庁

特別秘密の保護に関する法律(仮称)(平成23年12月12日付け法制局持ち込み資料)
について

見出しの件につき、下記のとおり質問を提出致しますので、よろしくお取り計らいく
ださい。

記



秘密保全法制 法制局持込み資料

平成23年12月14日

1 条文案

- 素案
- 読替表

2 二部長再説明持資料としての論点ペーパー（案）（いずれも内調内検討済み・他省庁協議未了）

(1) 秘密の指定に関するもの

- 指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について

(2) 人的管理に関するもの

- 適性評価の対象外とする者について
- 実施権者について
- 特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれと調査すべき事項の関係について
- 調査事項について
- 同意の取得について
-

- 適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について

- 適性評価と法の下の平等との関係について

(3) その他

- 本法制の附則において内閣法の一部を改正することについて（＊内閣総務官室と協議済み）

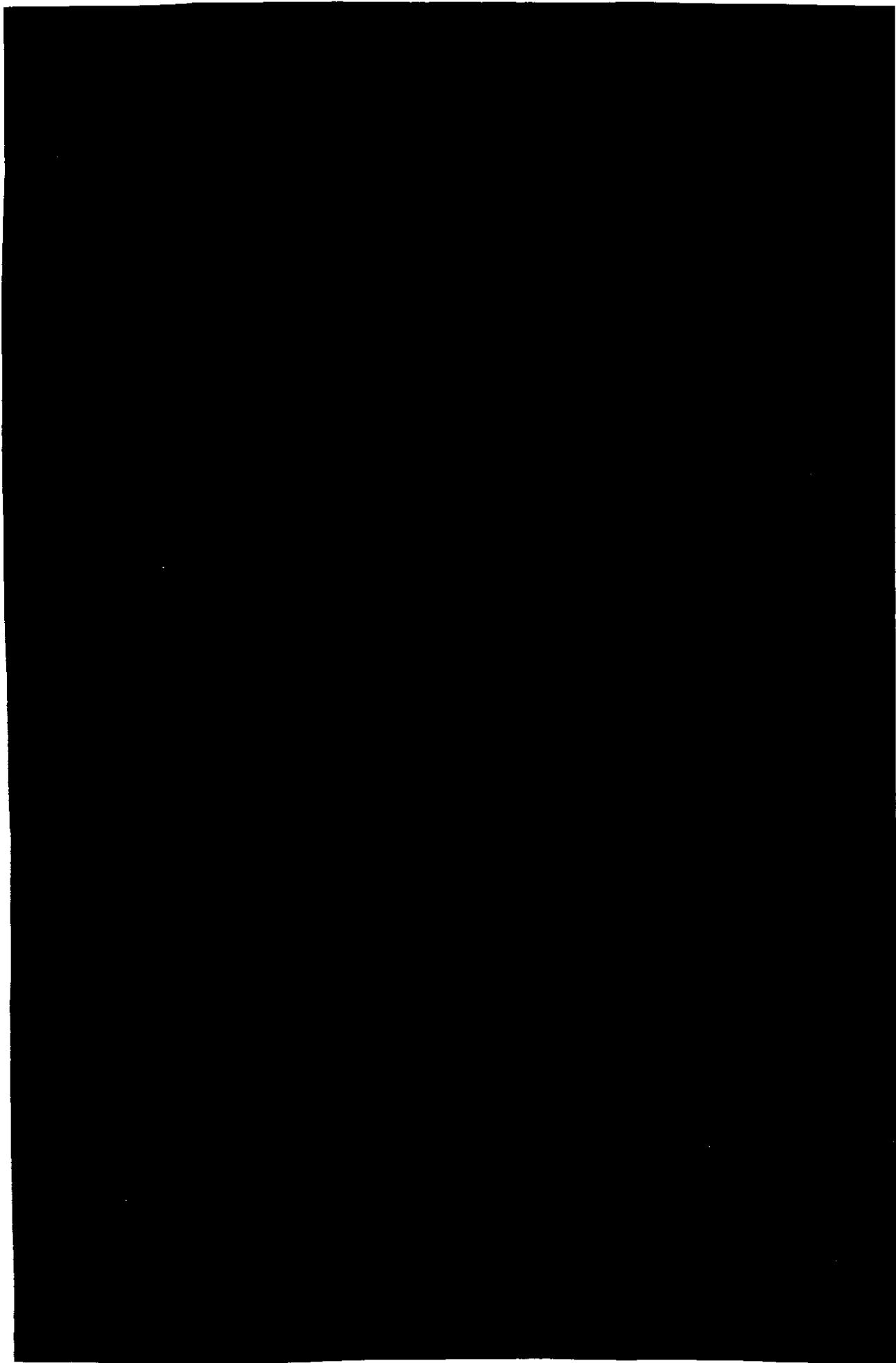
※ 現在準備中のもの

- 別表2号に係る条文案等（外務省と協議中）

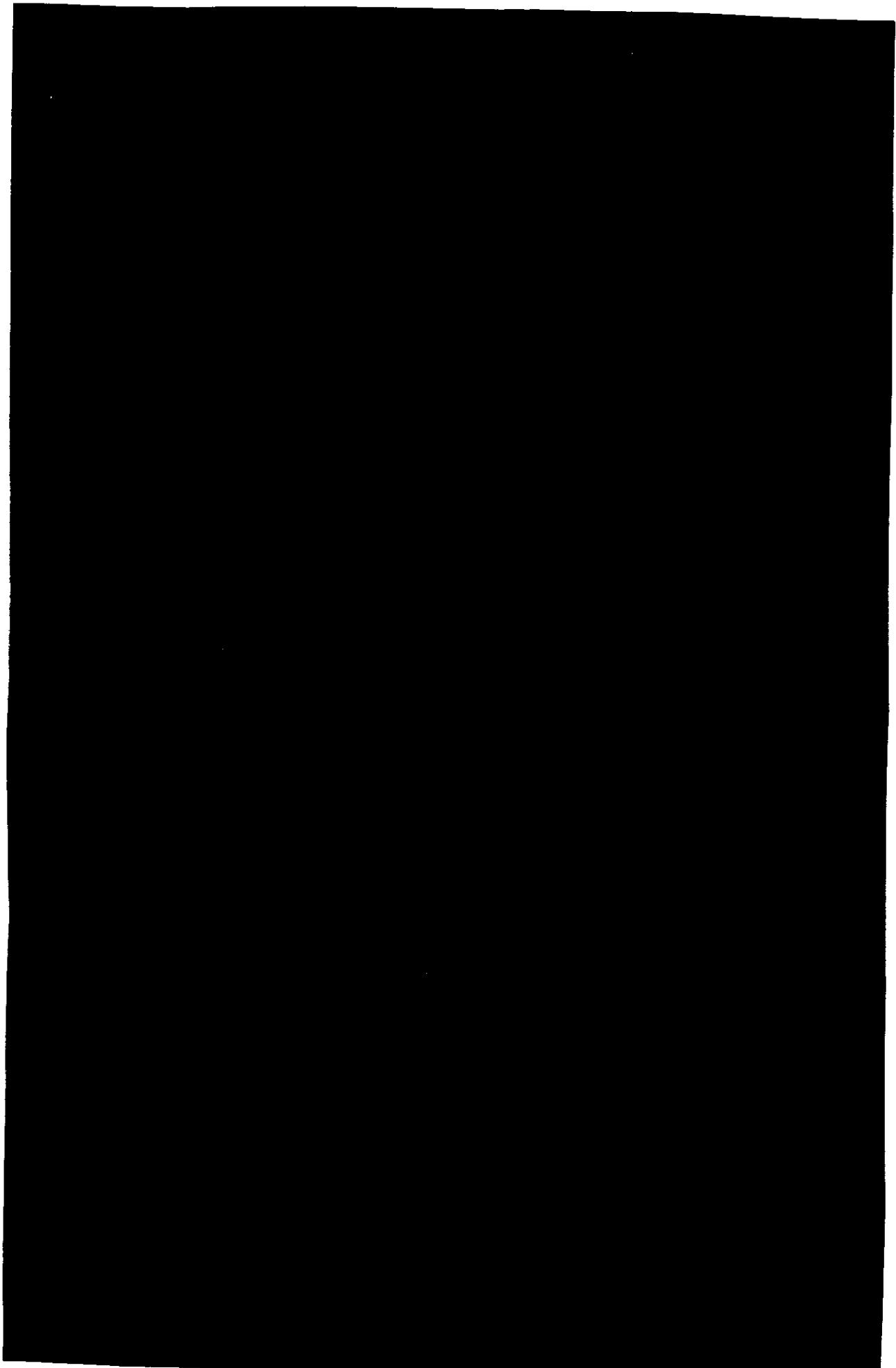
特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）

（※傍線部は今後特に検討を要する部分）

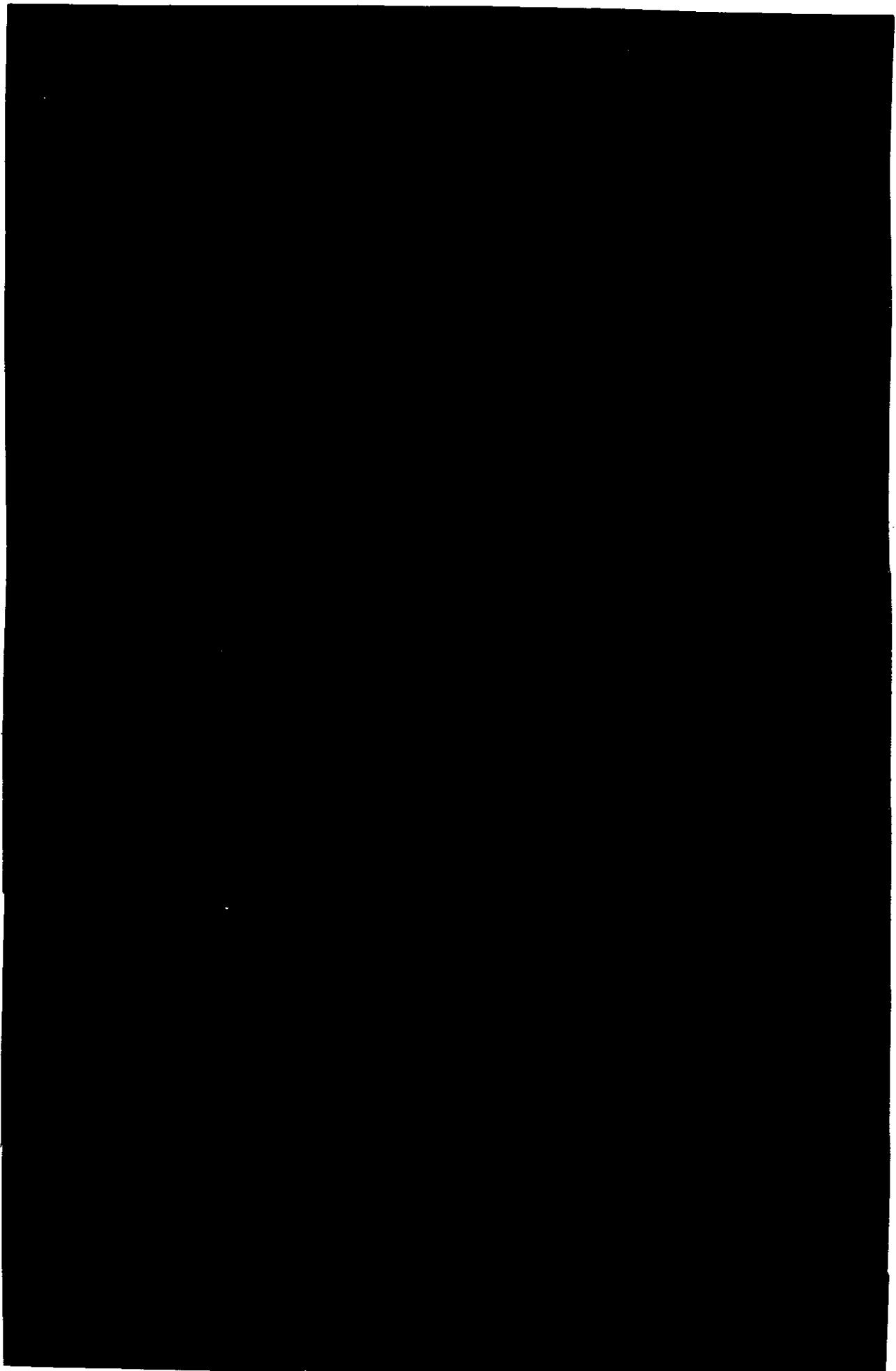
11/12/14



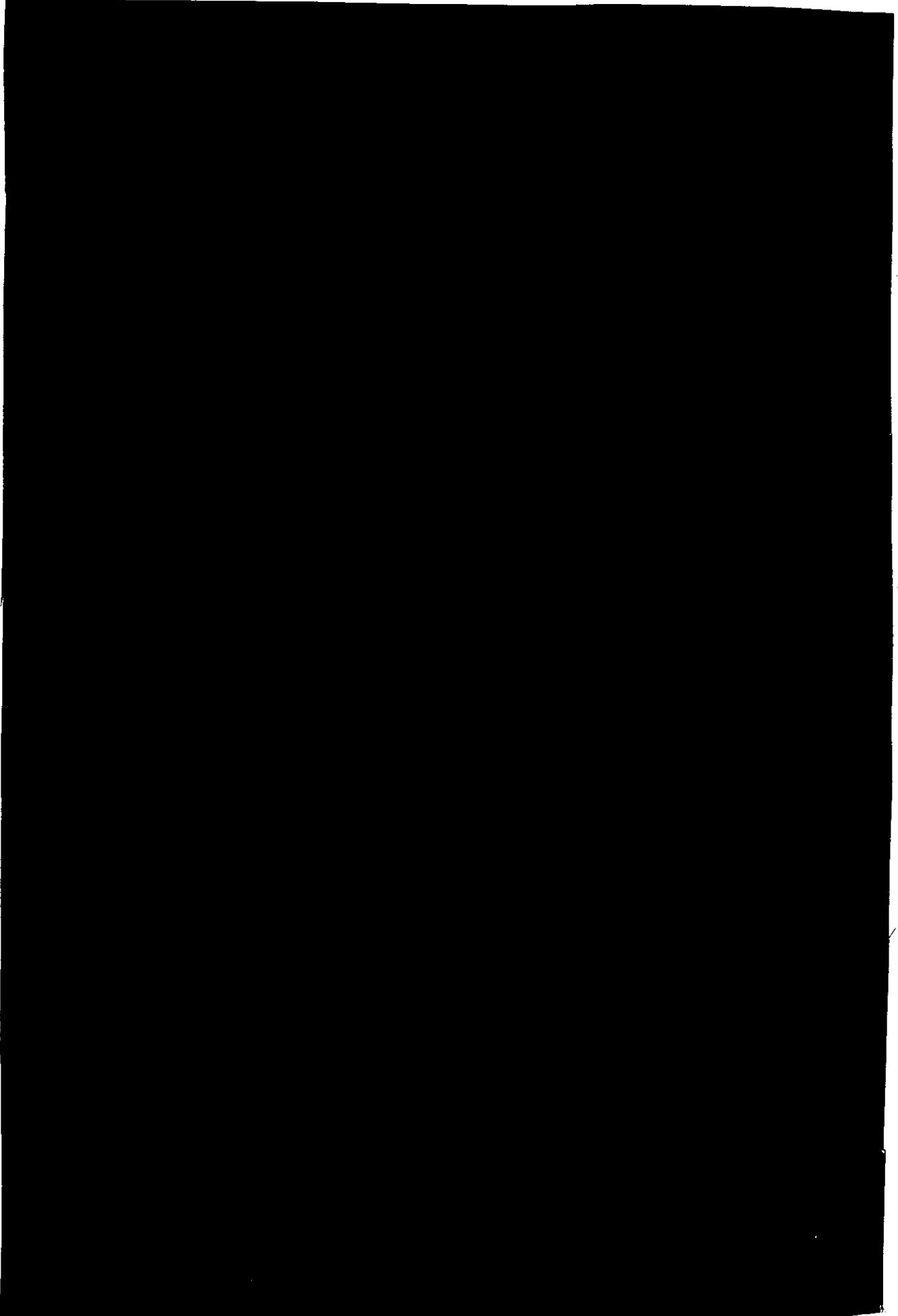
11/12/14



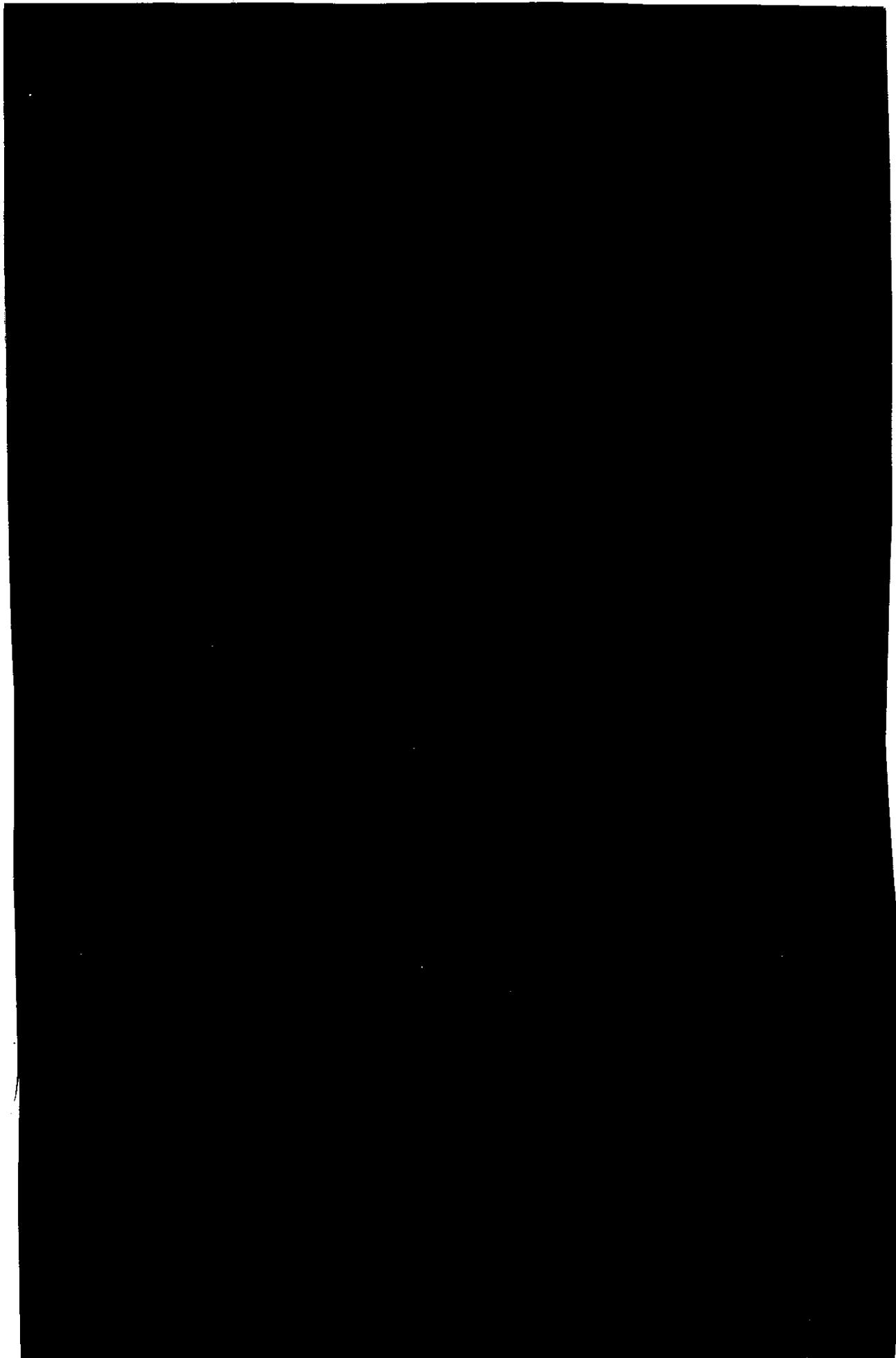
11/12/14



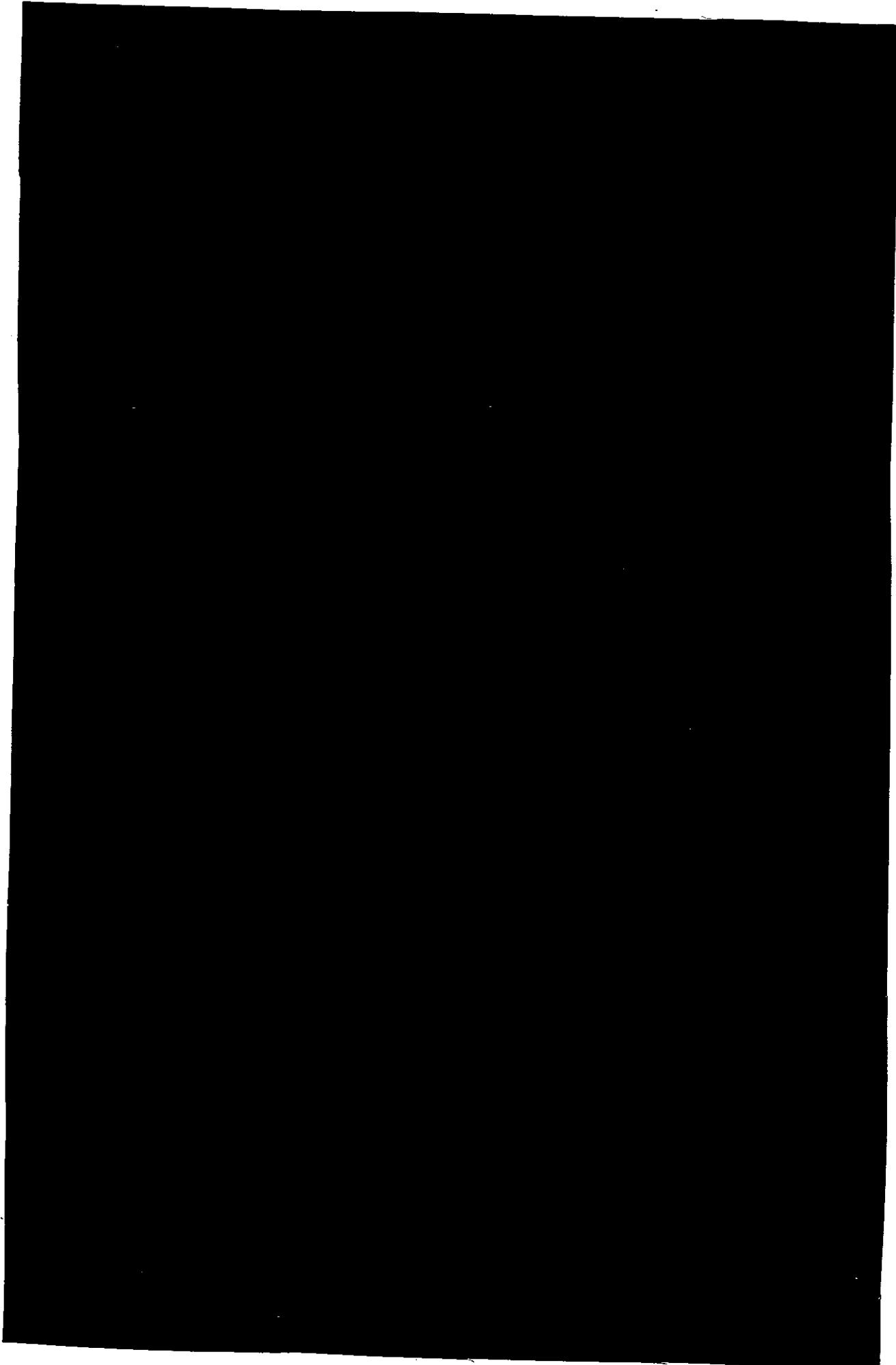
11/12/14



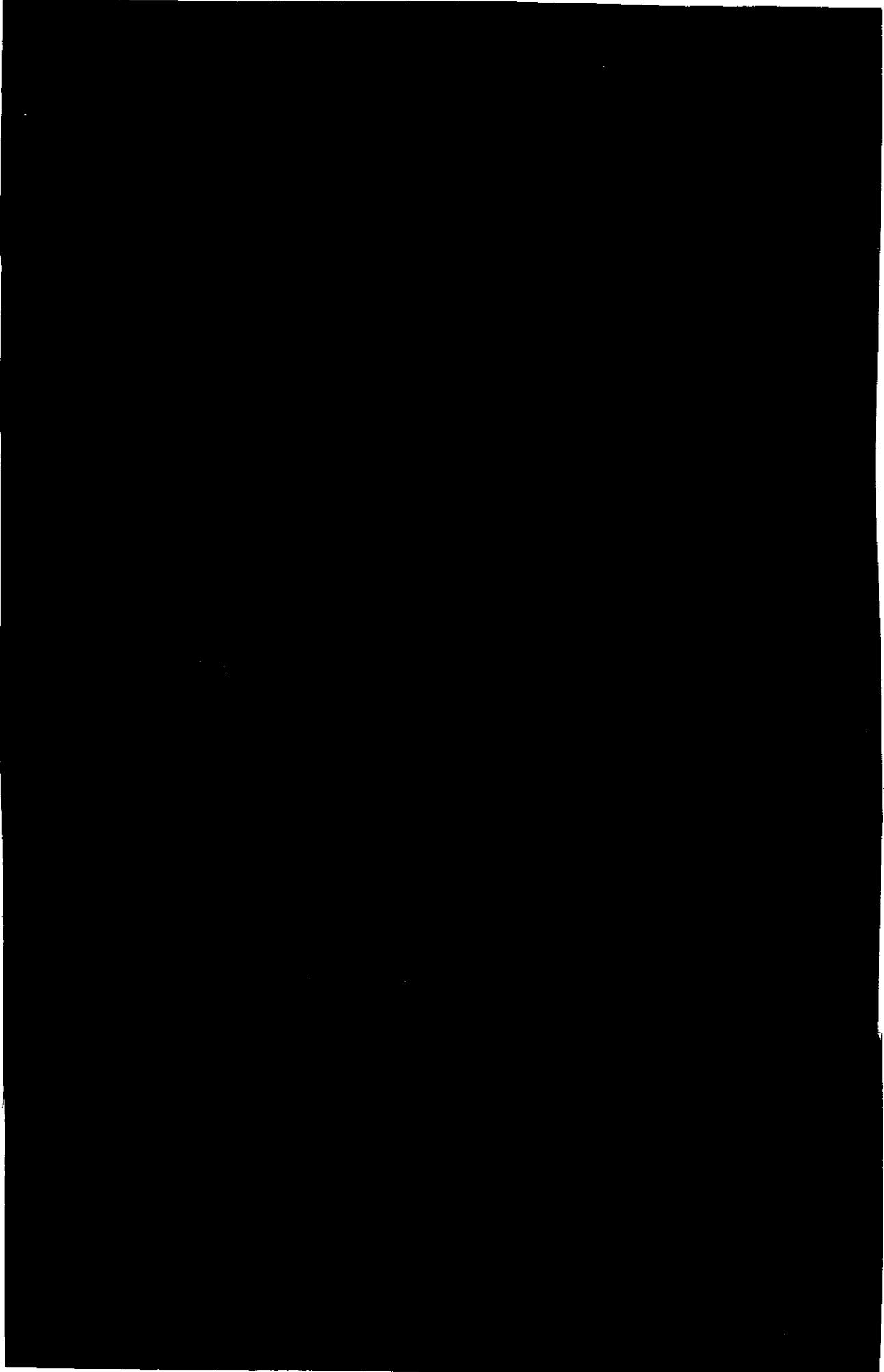
11/12/14



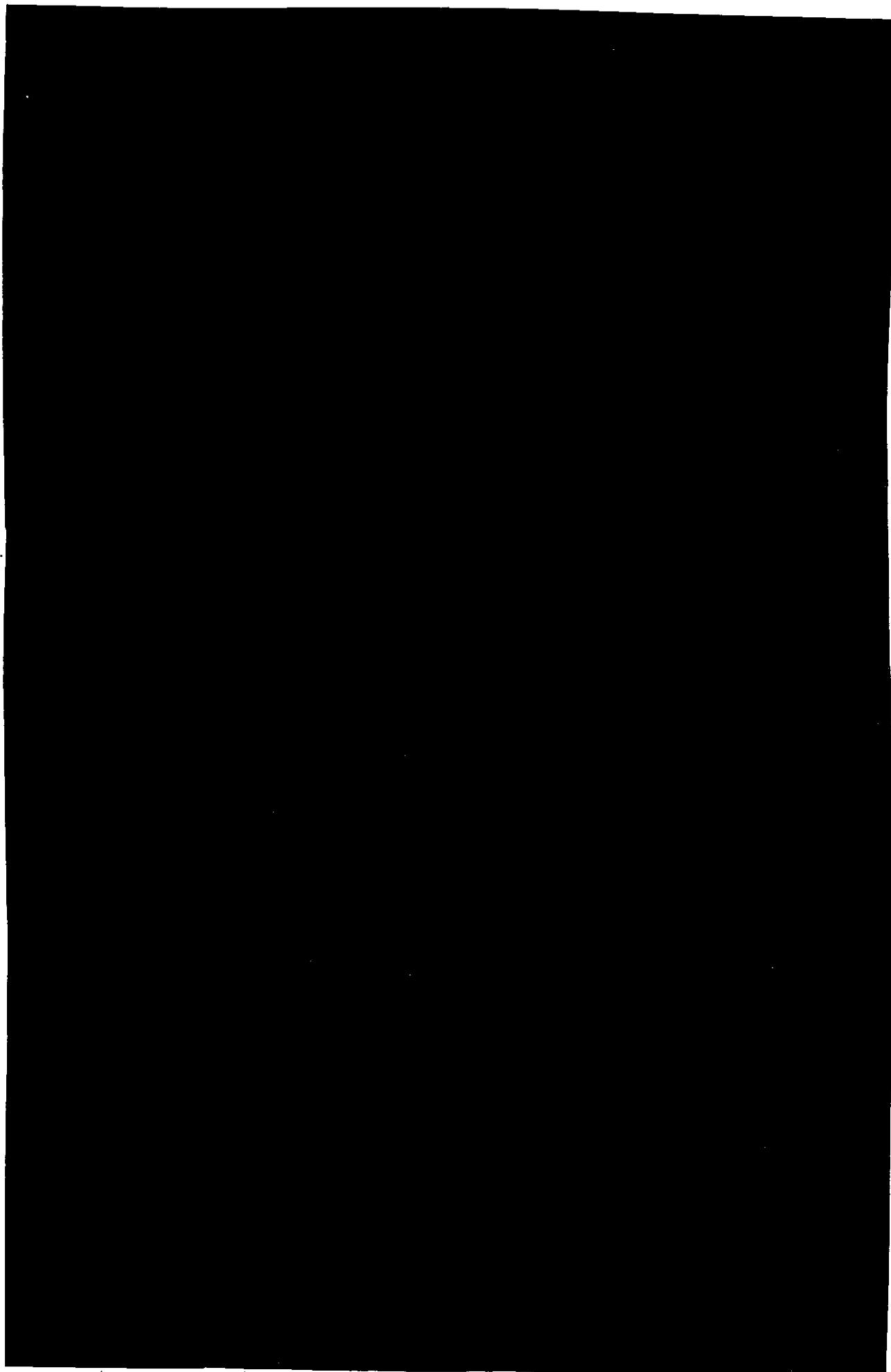
11/12/14



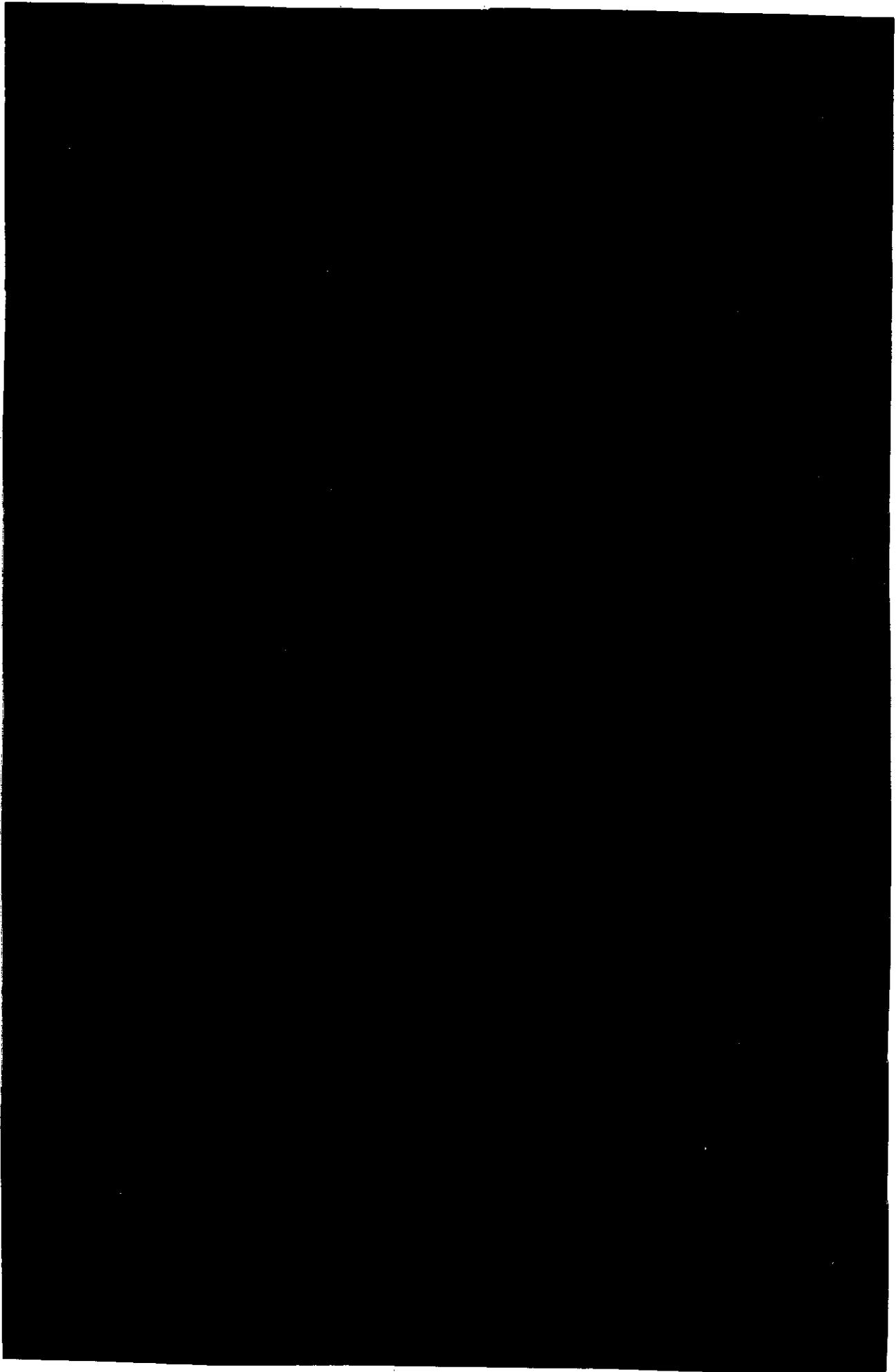
11/12/14



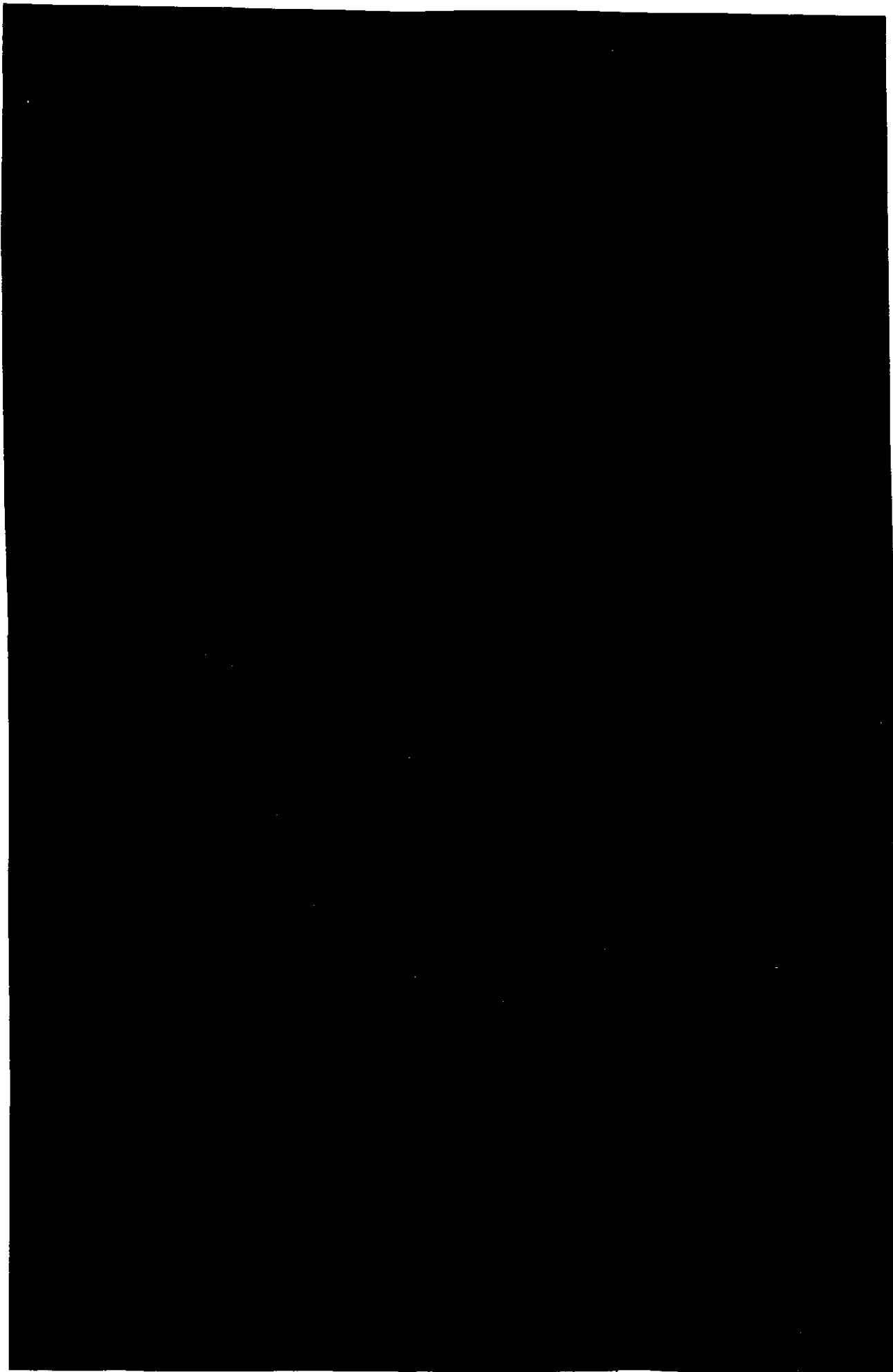
11/12/14



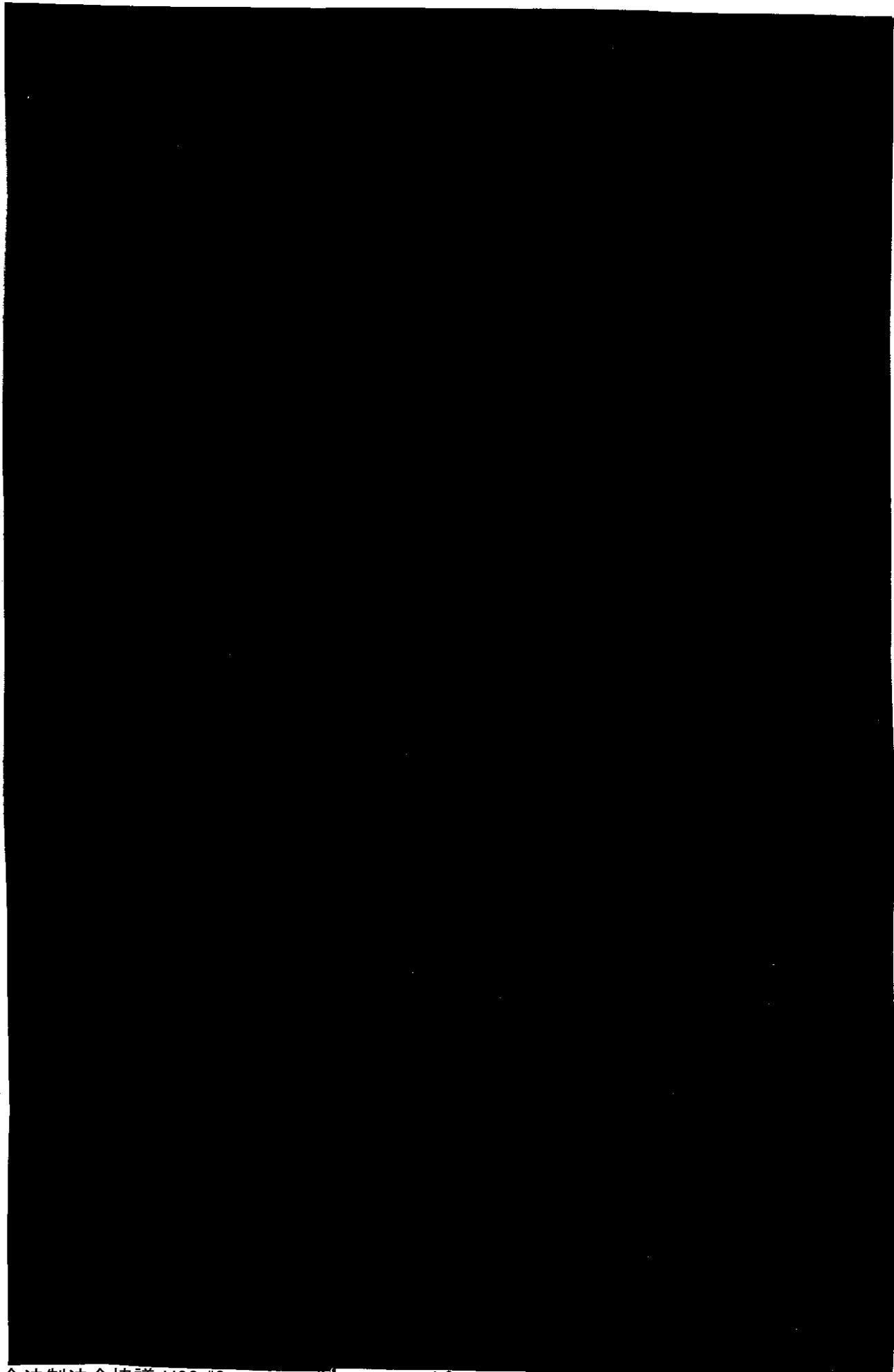
11/12/14



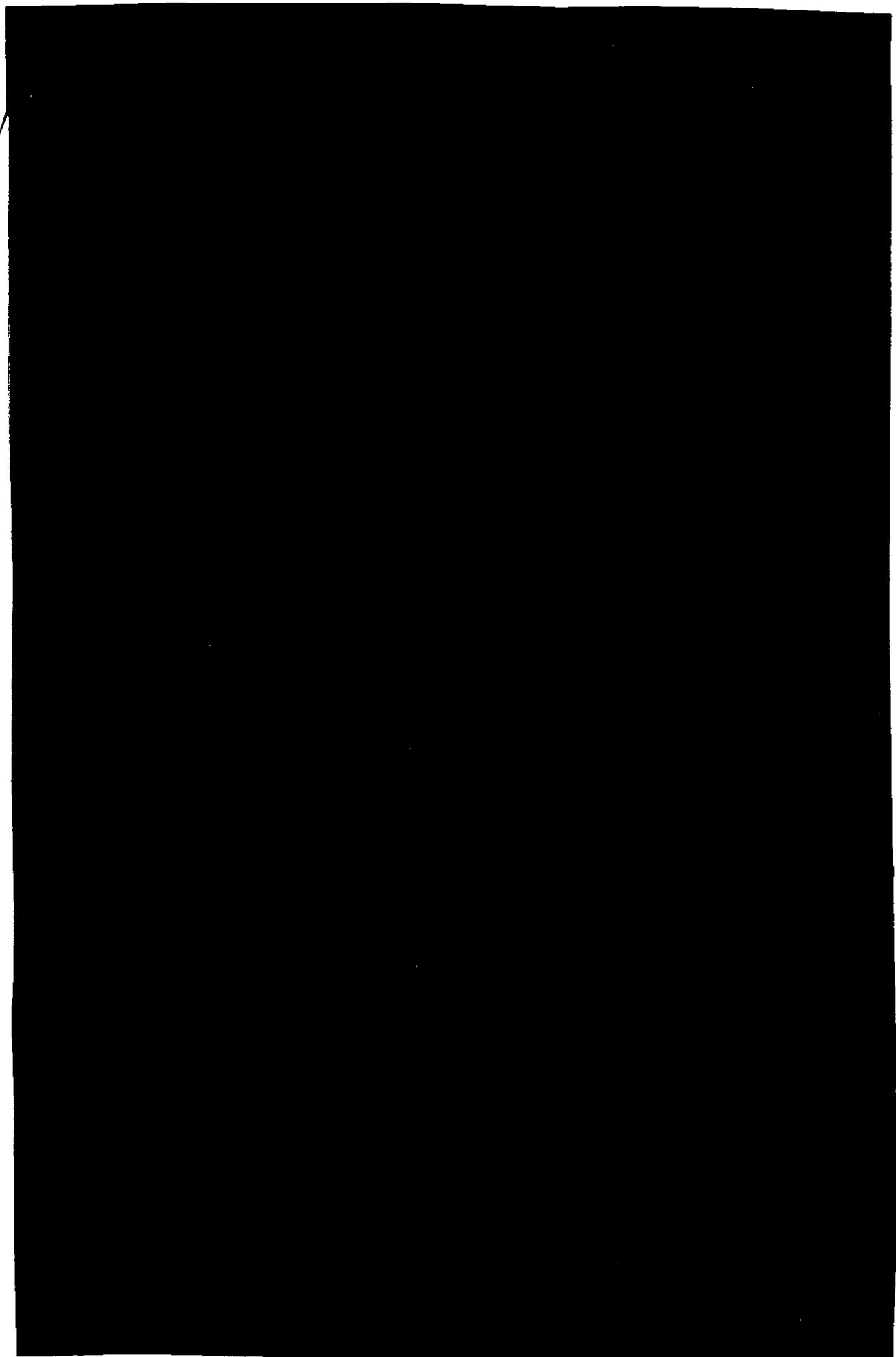
11/12/14



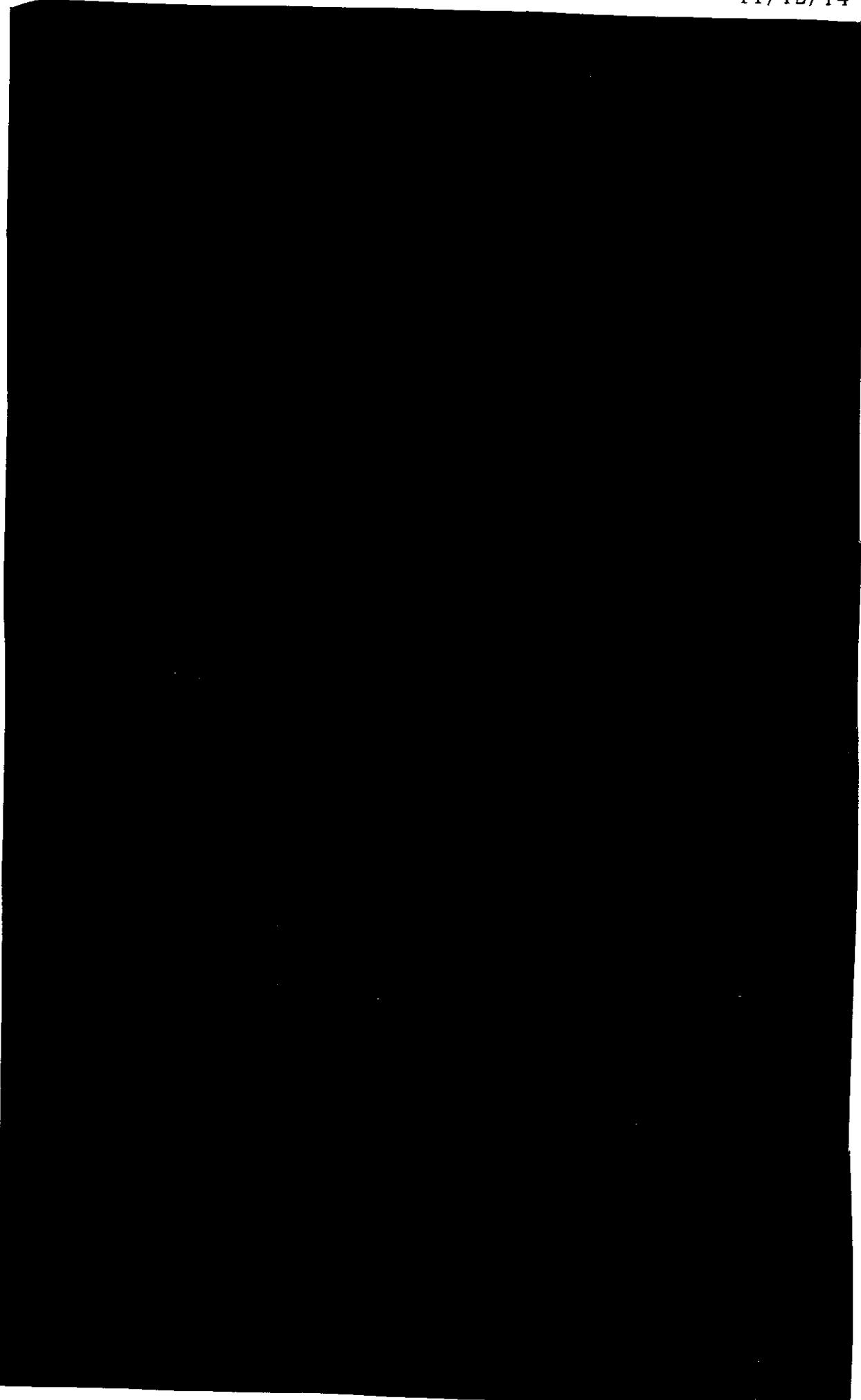
11/12/14



11/12/14

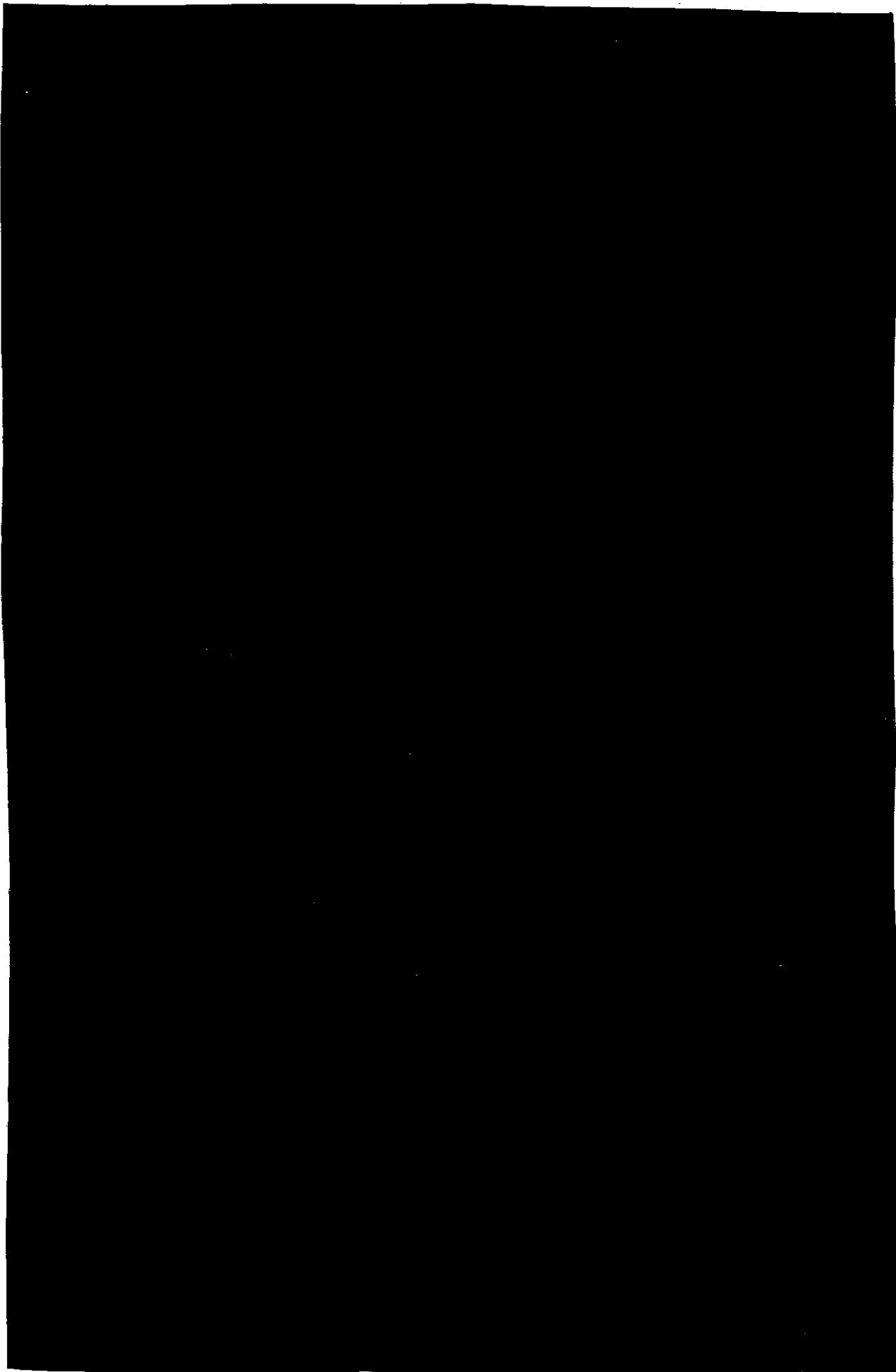


11/12/14

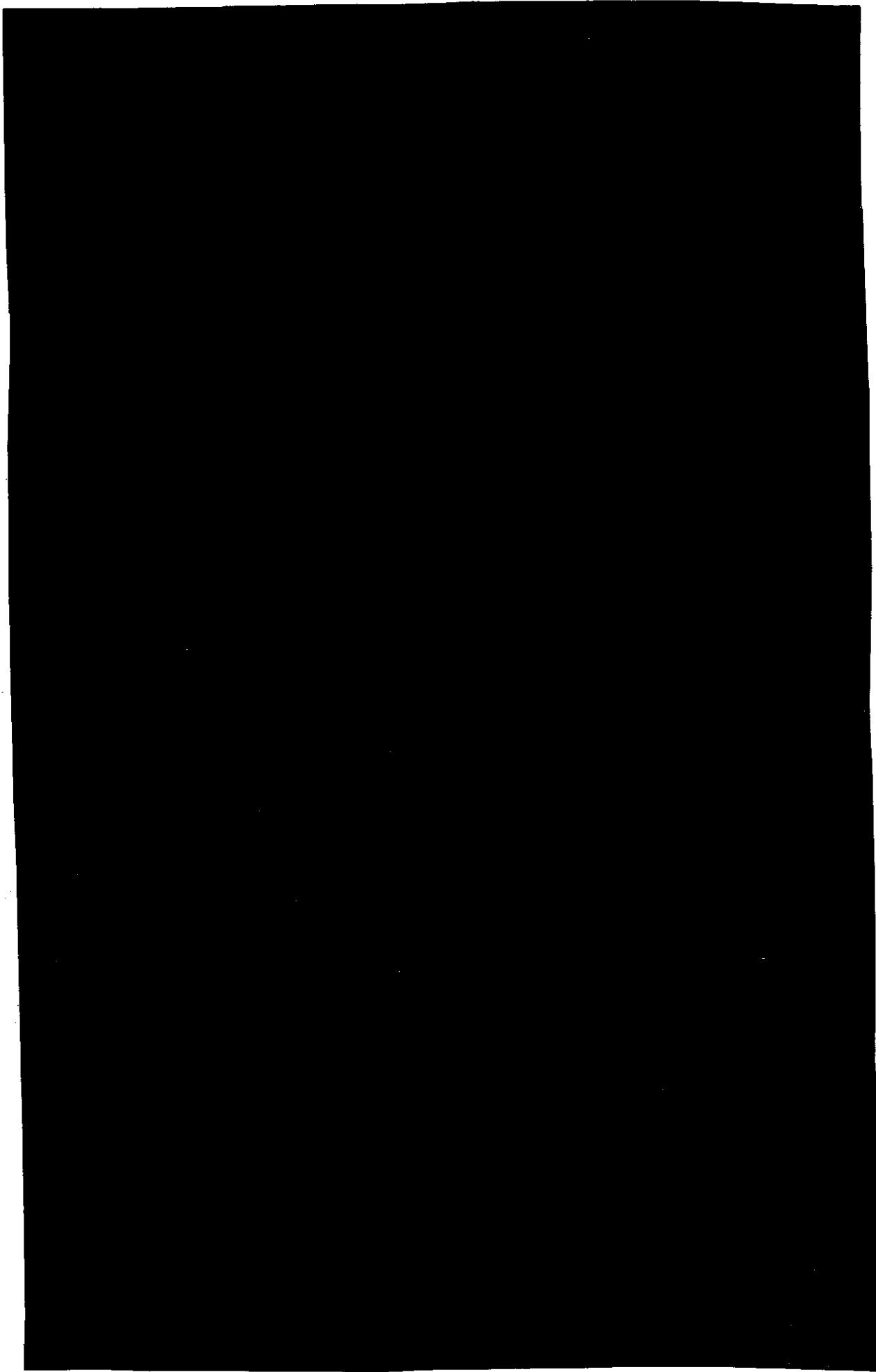


11/12/14

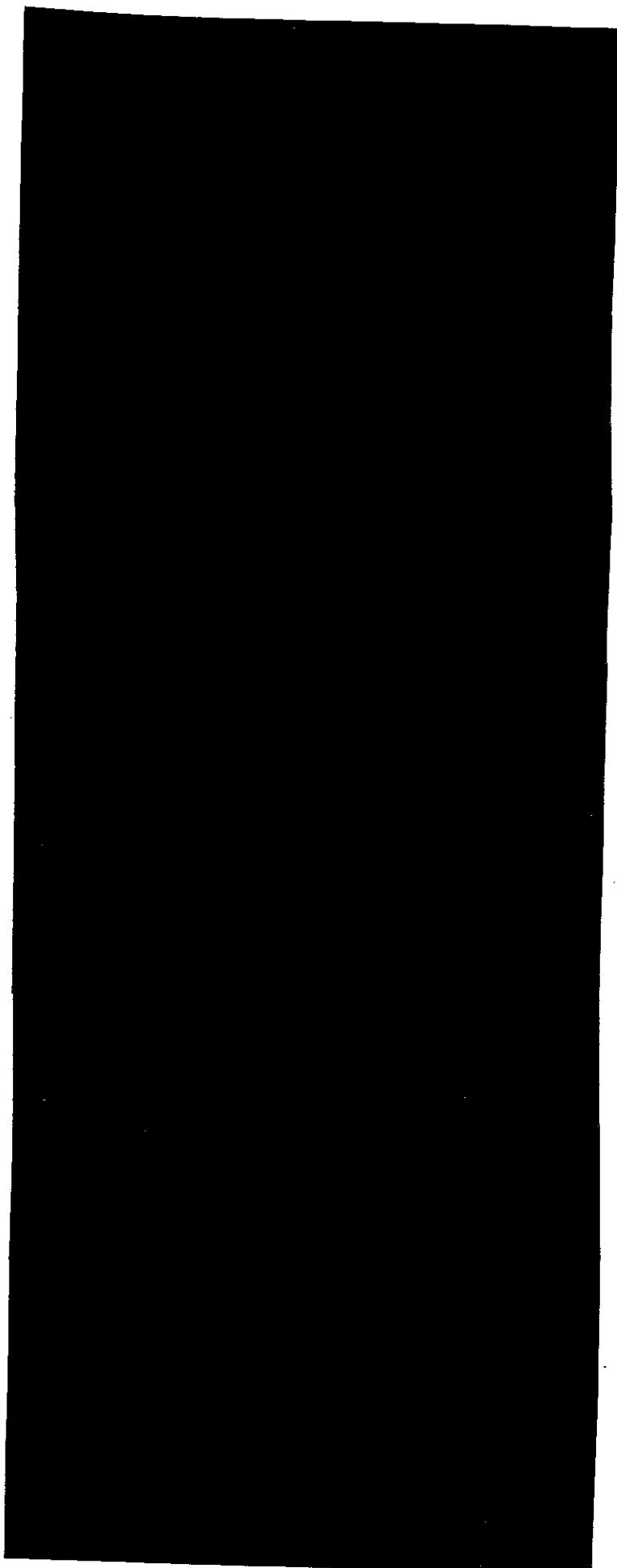
11/12/14



11/12/14



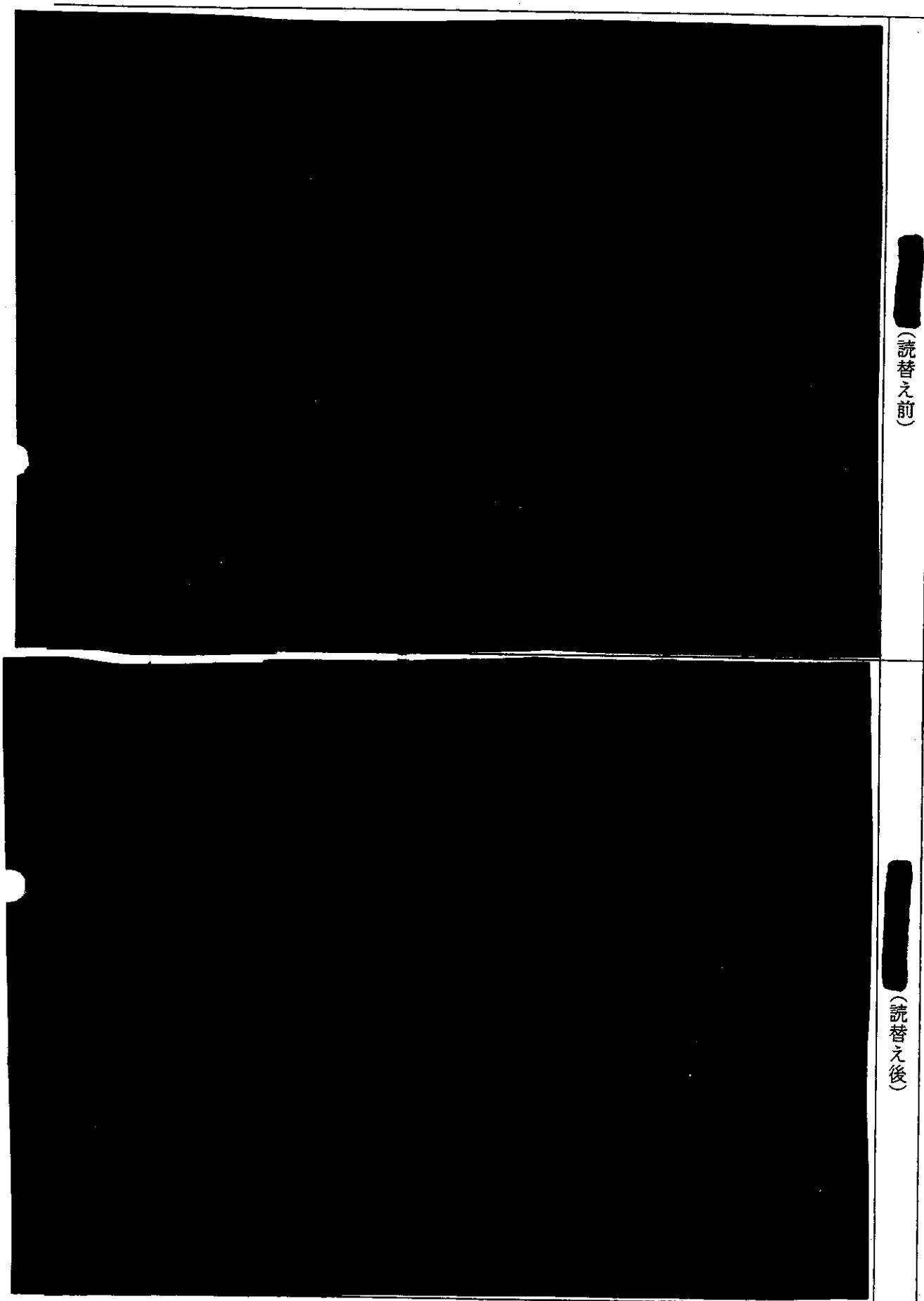
11/12/14

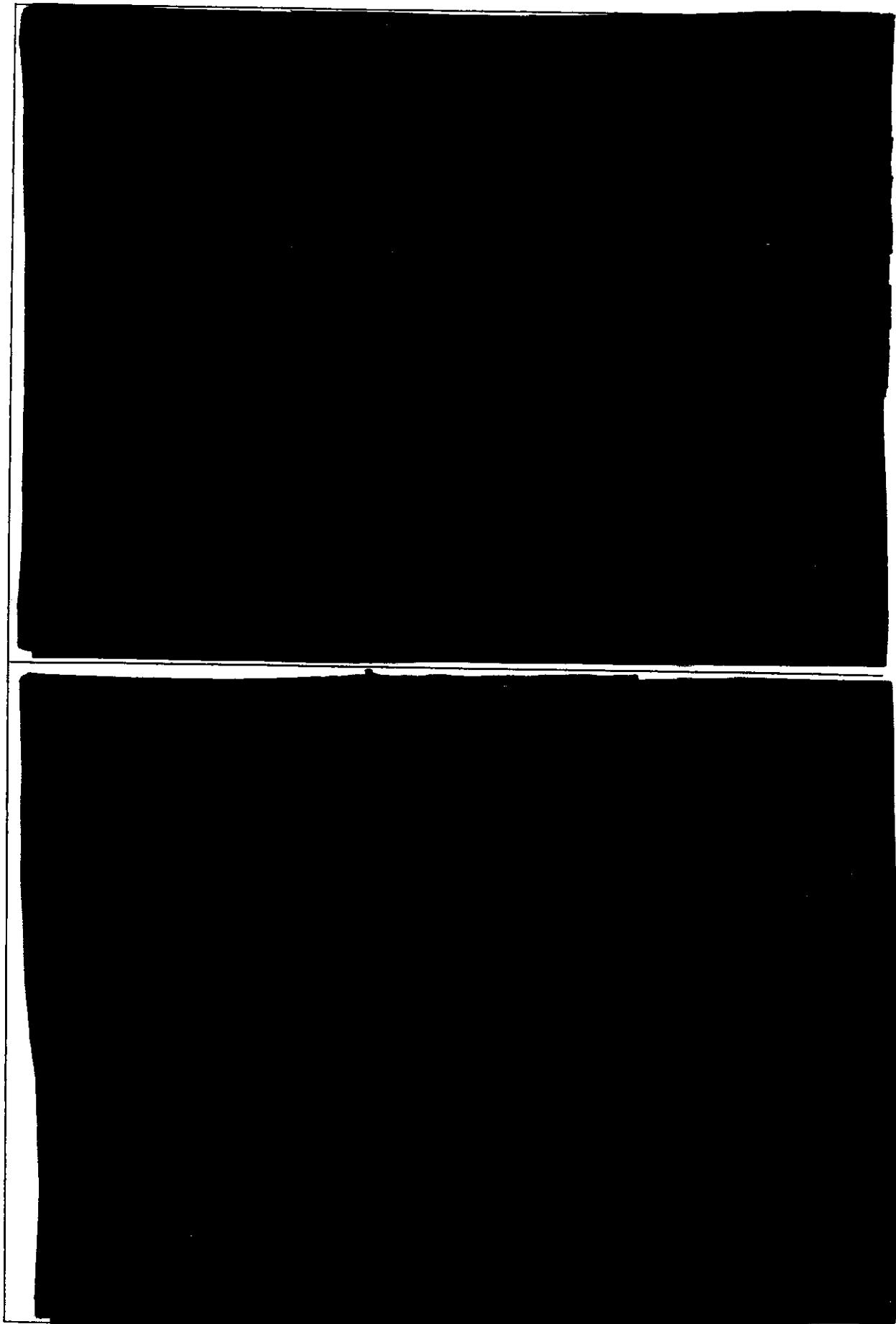


審議件
適

(読替え前)

(読替え後)

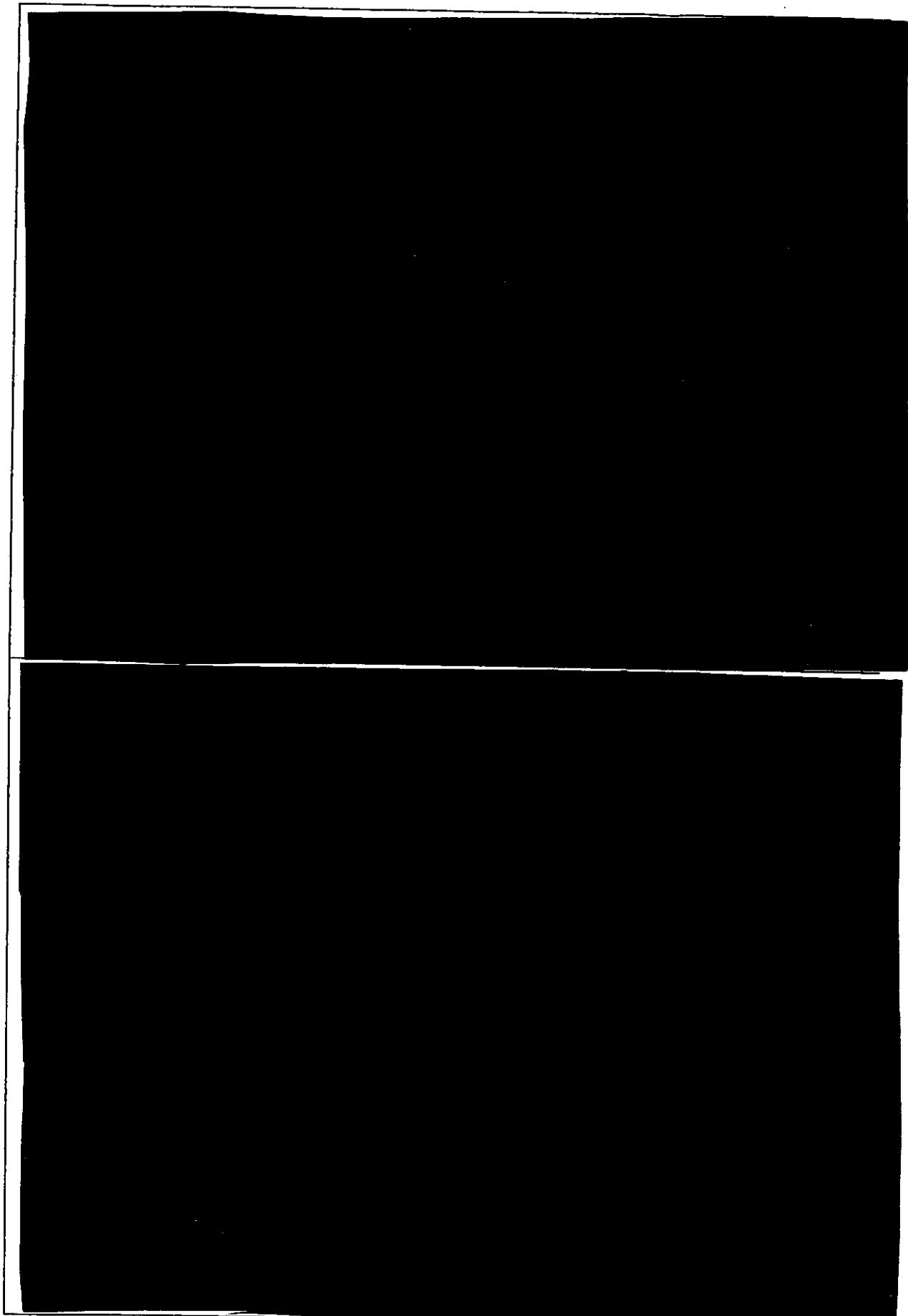




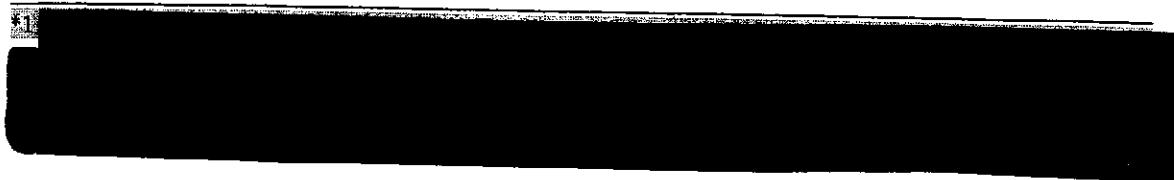
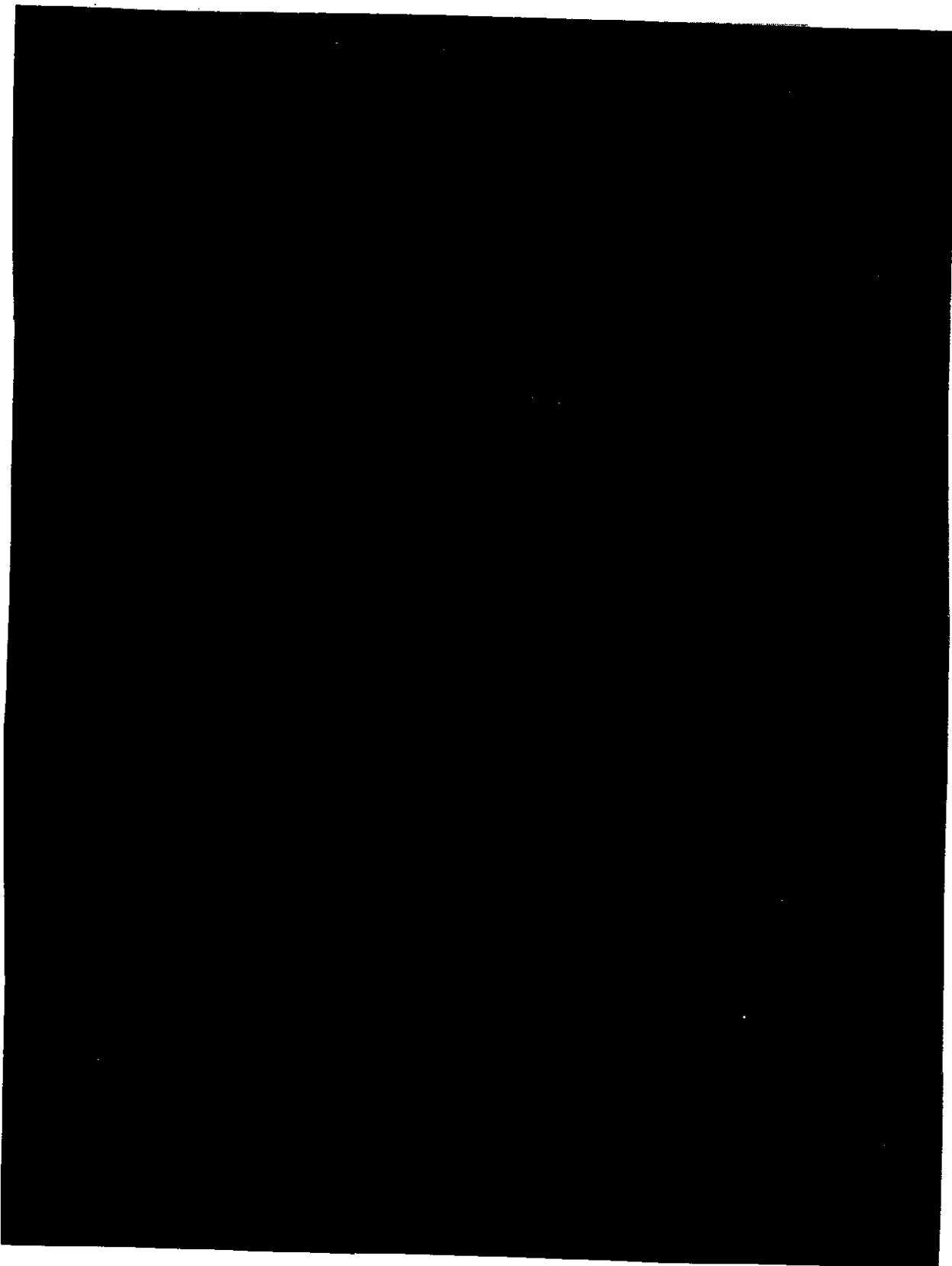
適性評估

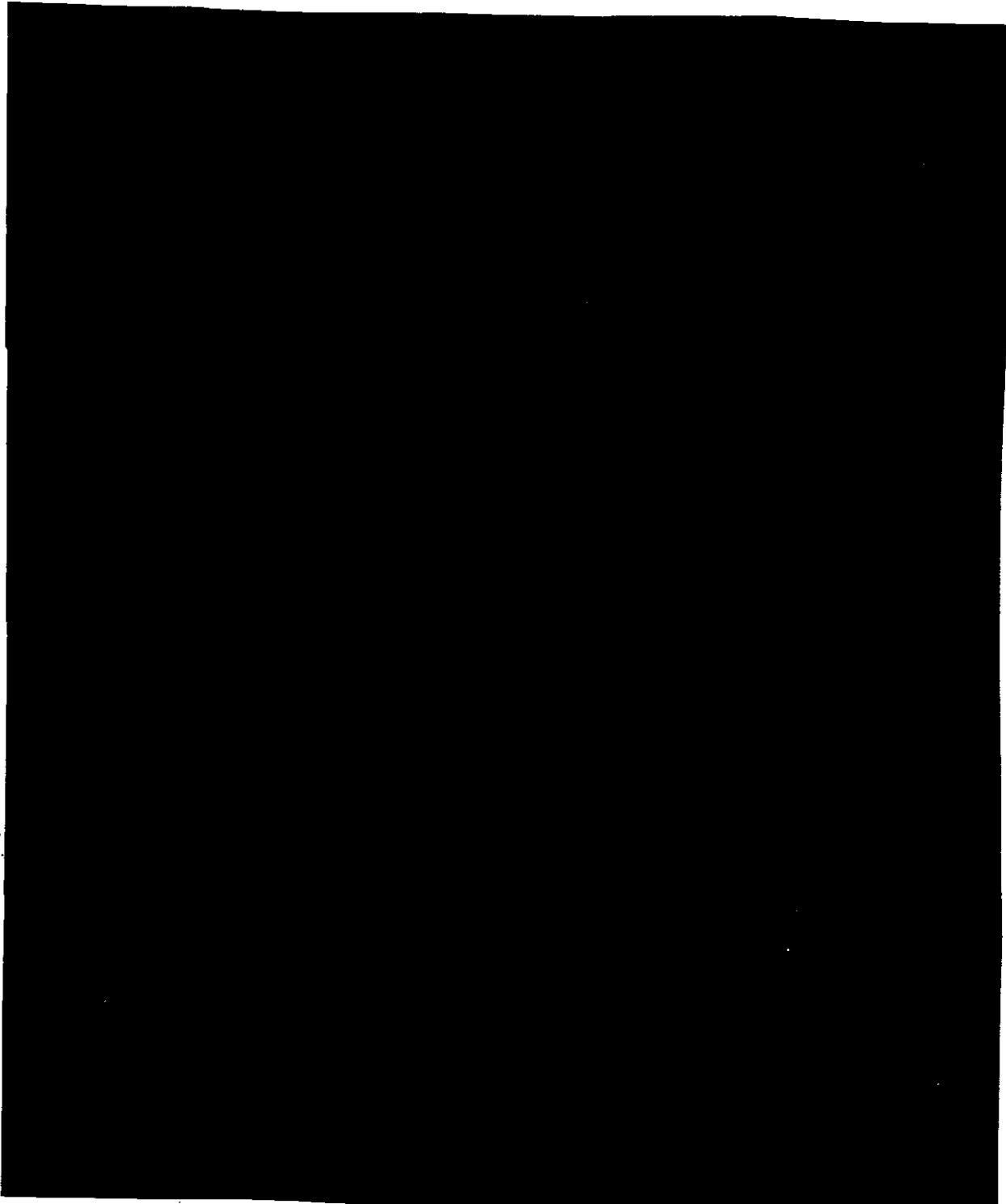
(読替え前)

(読替え後)

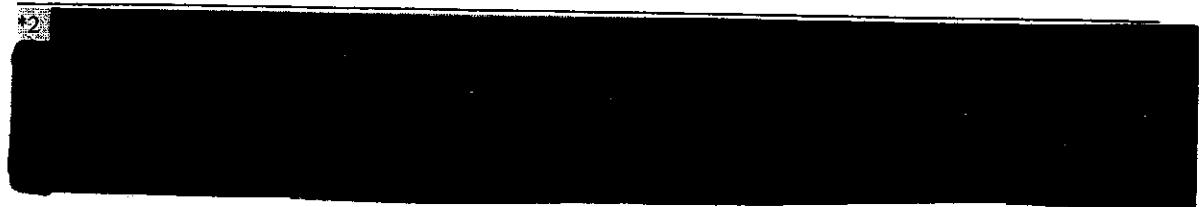


指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について（案）

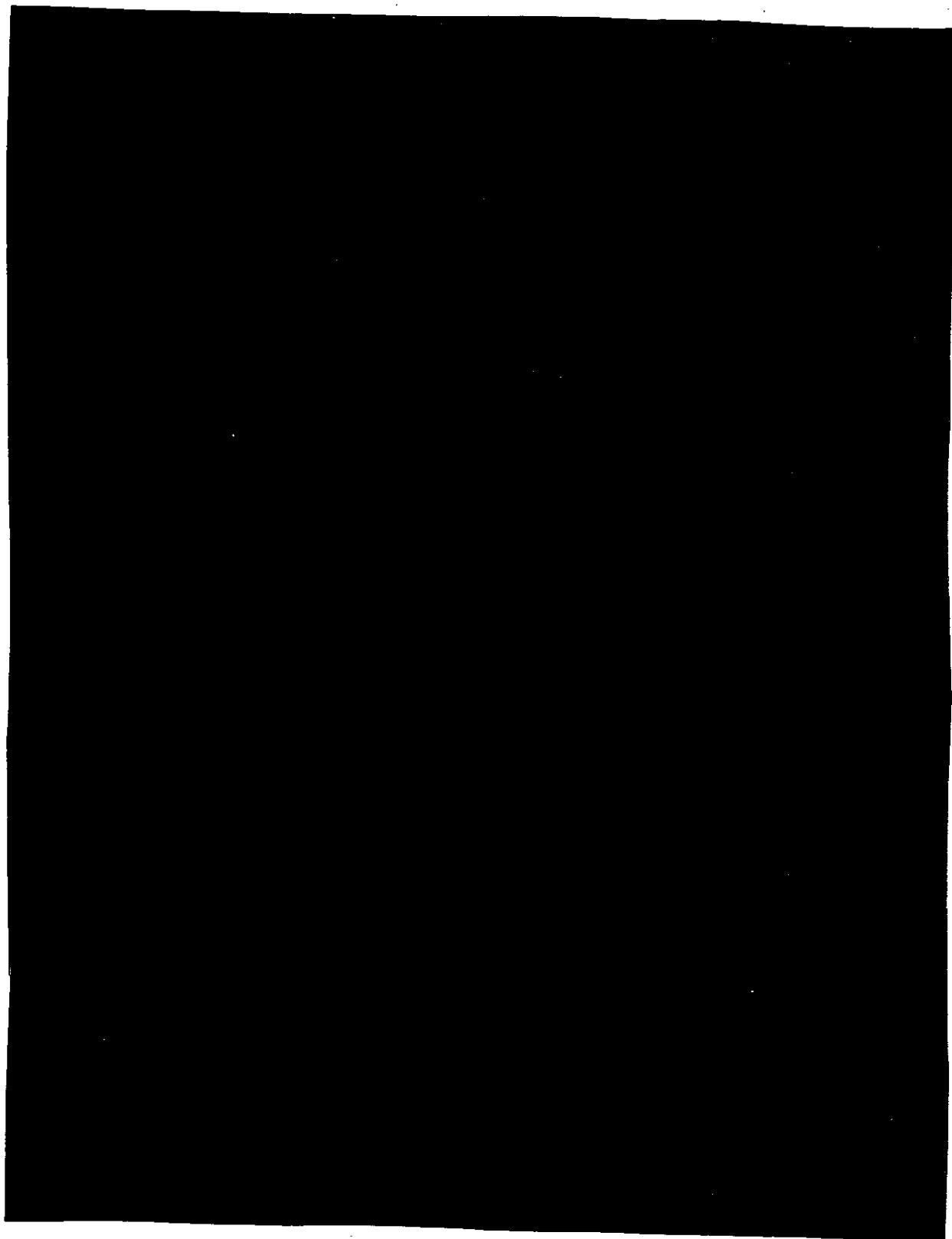




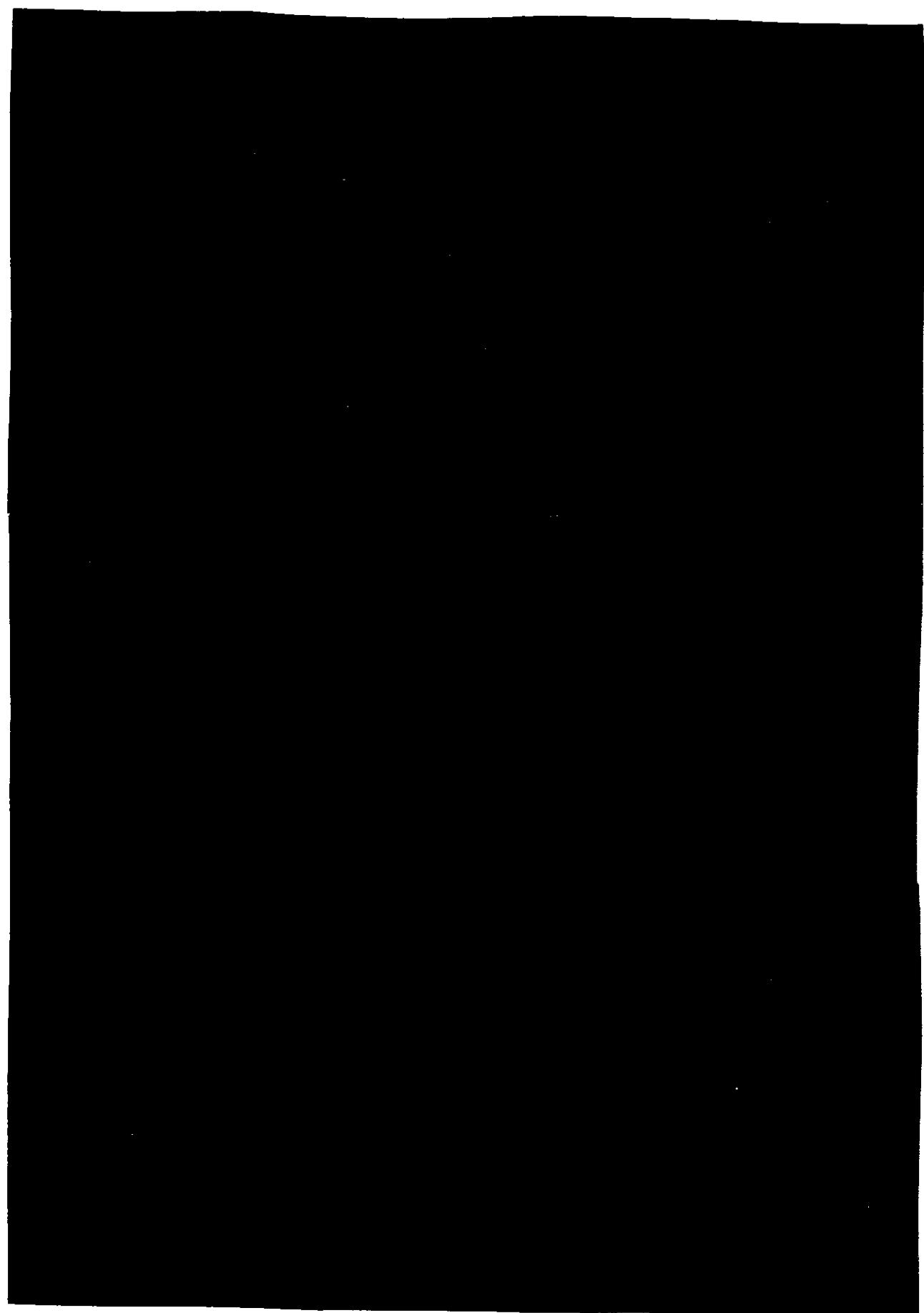
*2

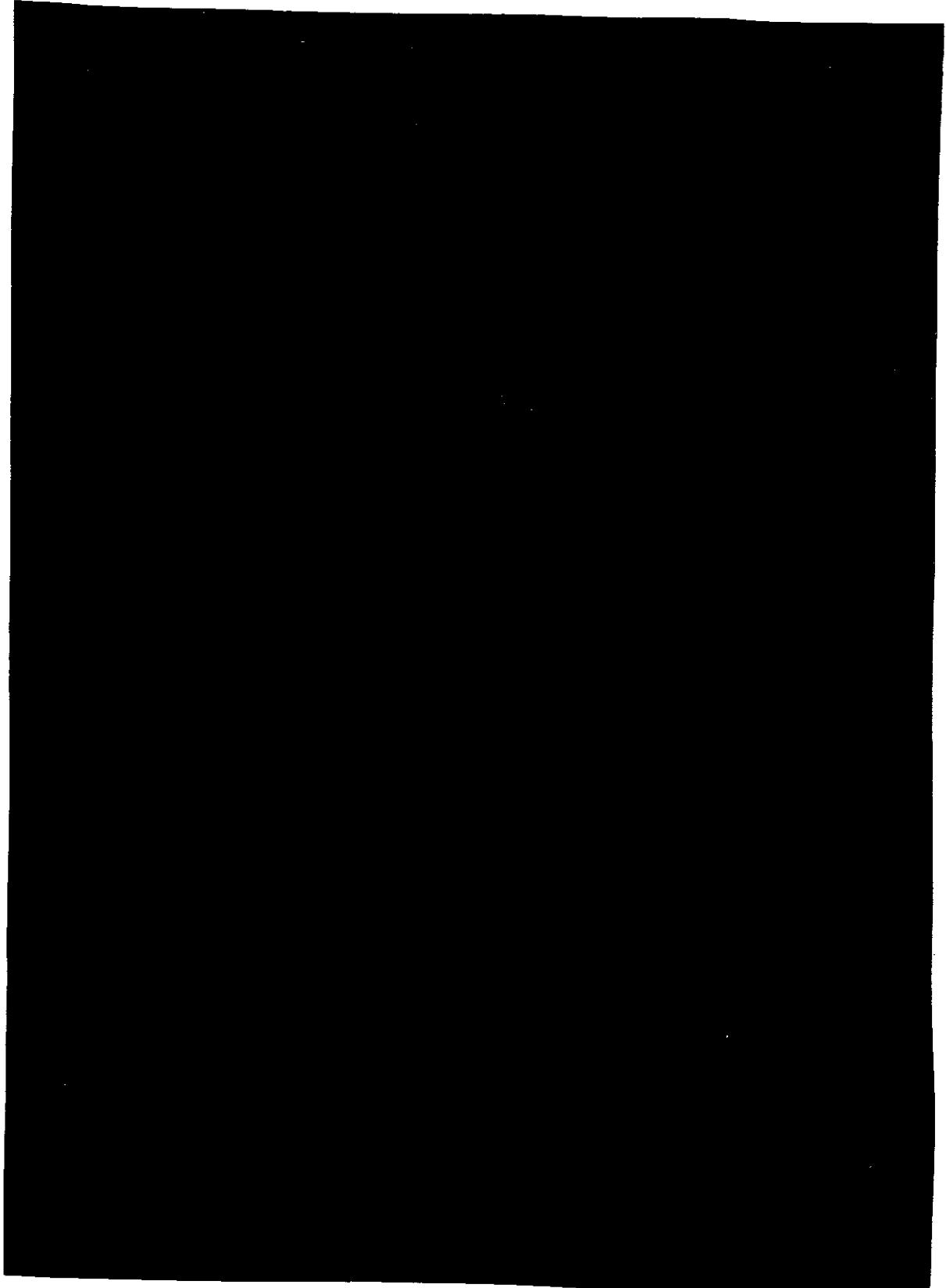


適性評価の対象外とする者について（案）

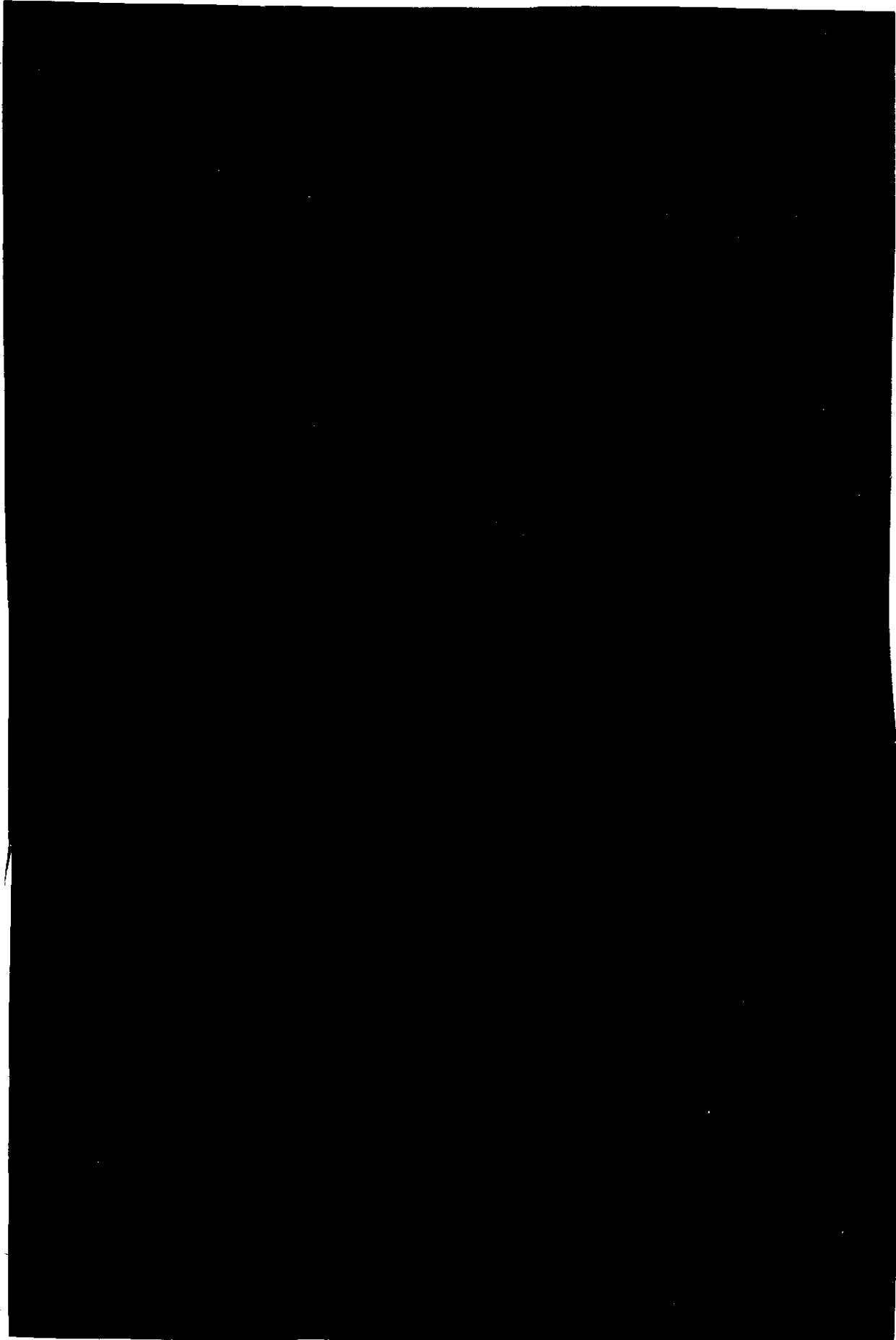


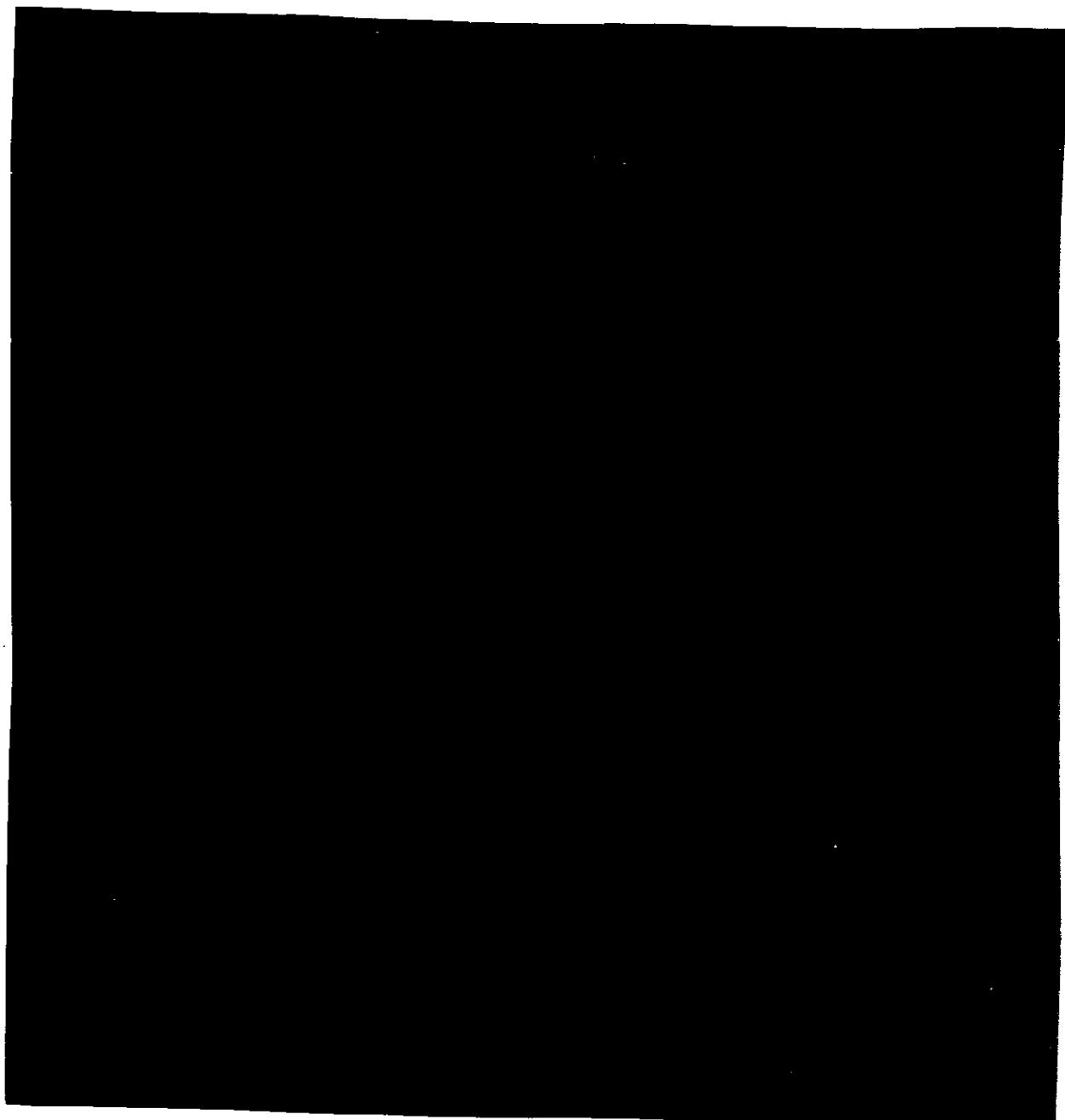
*1



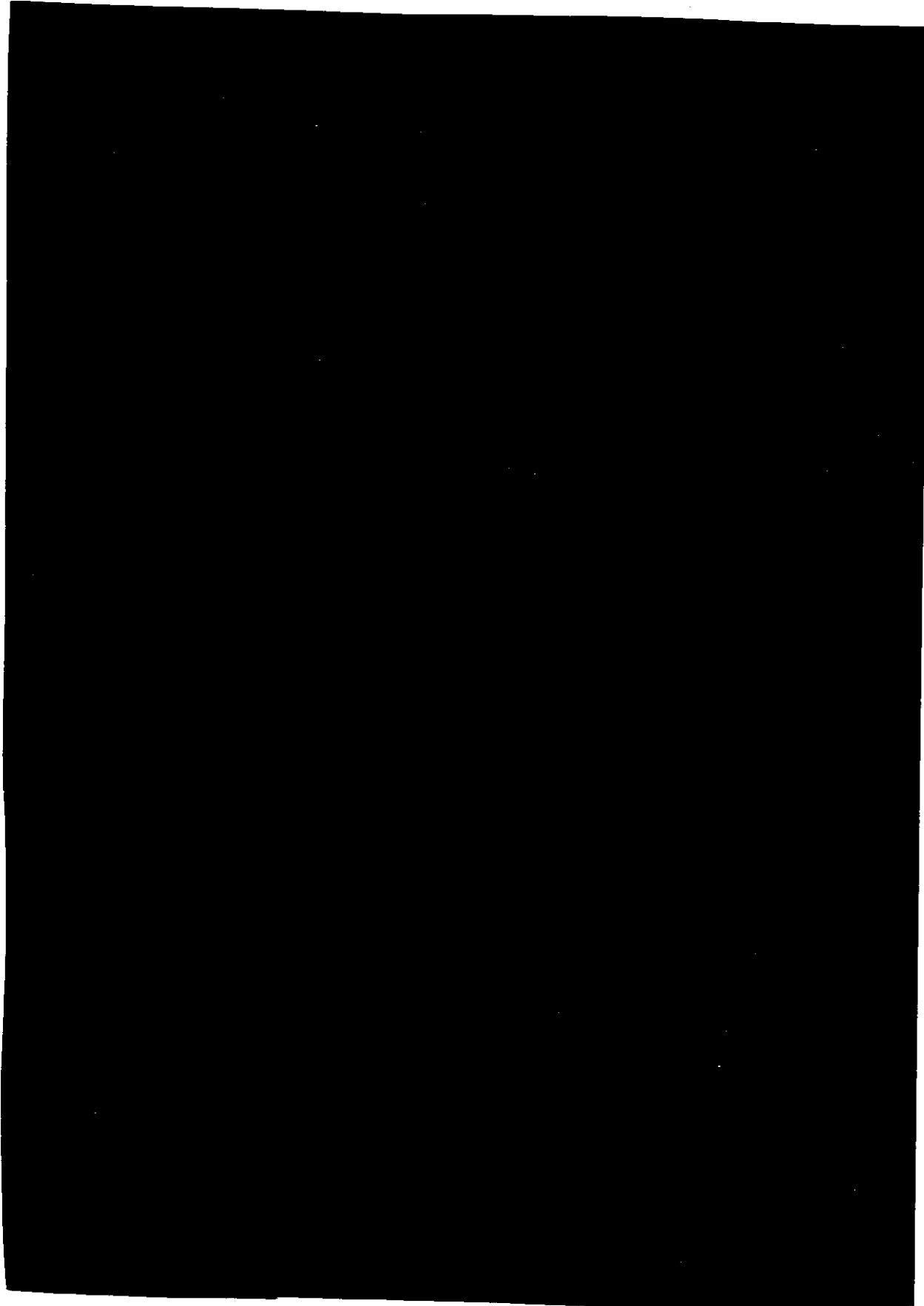


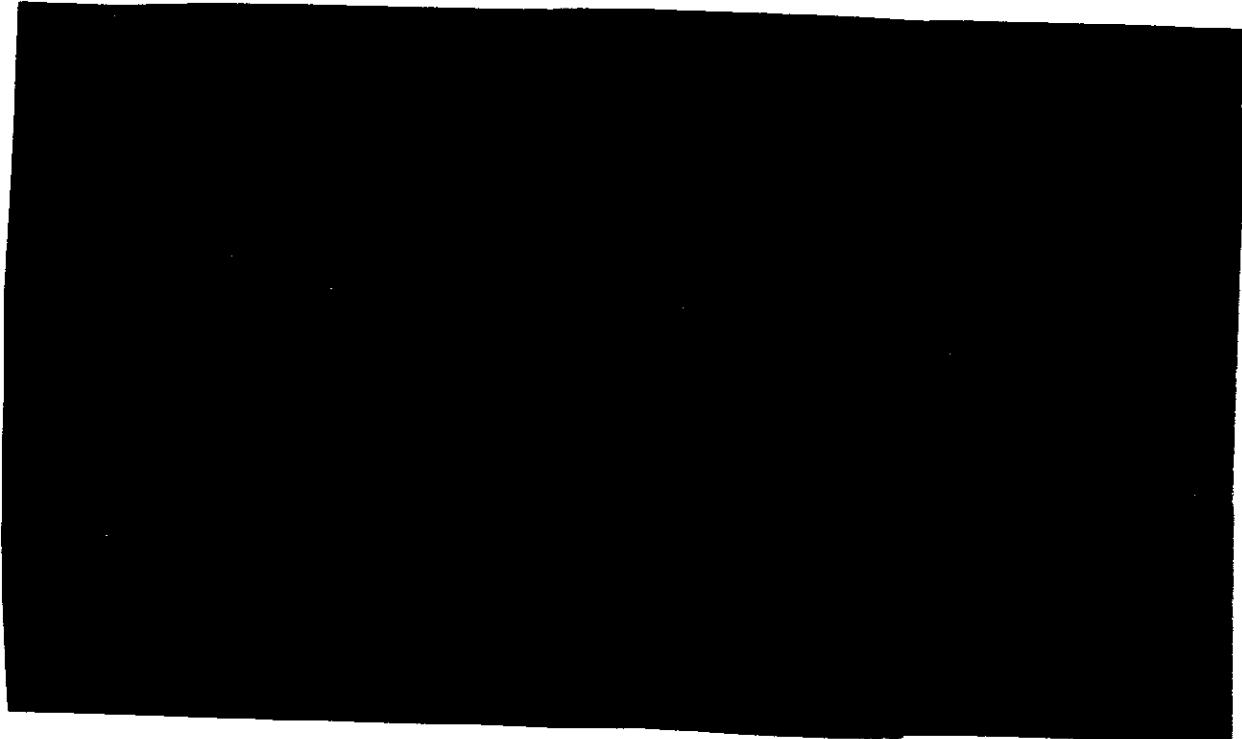
*1
*2



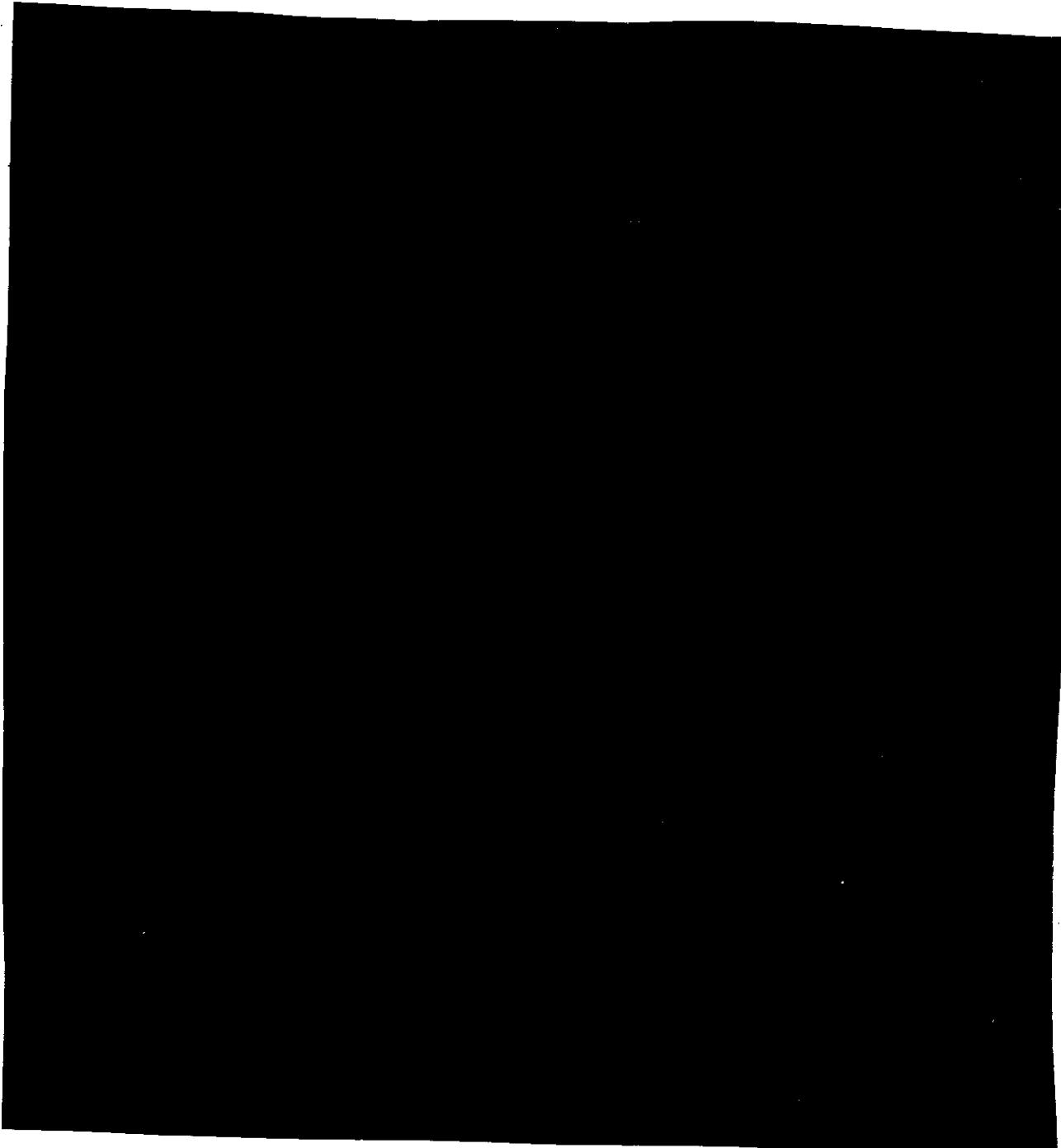


実施権者について（案）

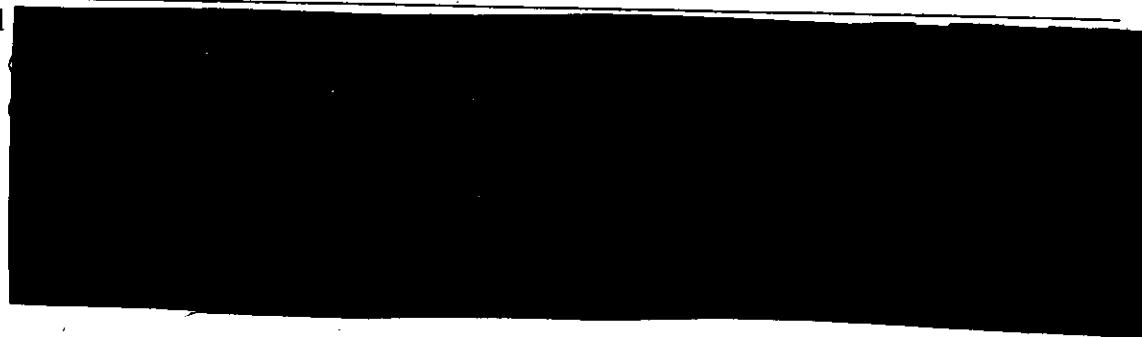




特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれと調査すべき事項の関係について(案)

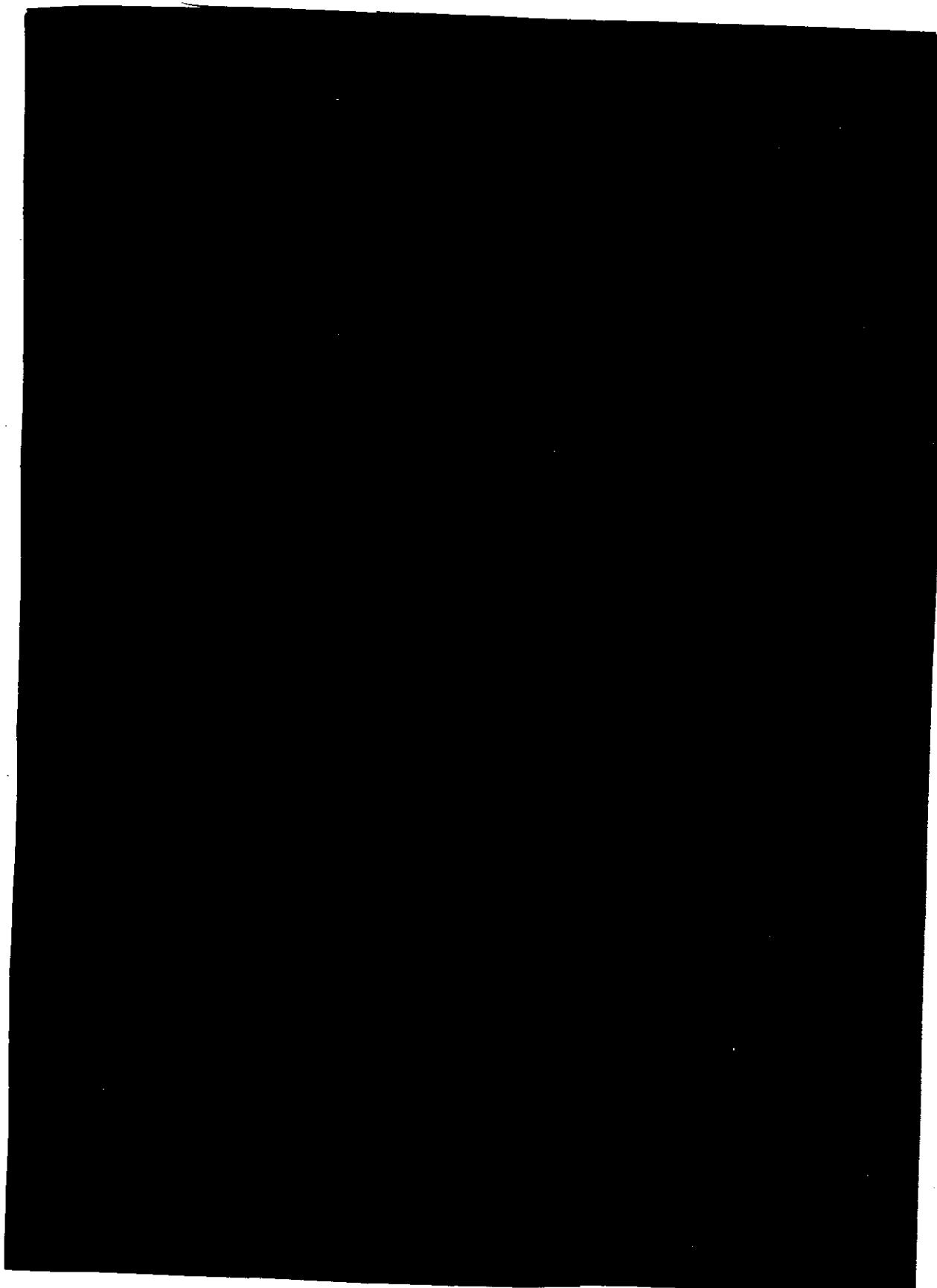


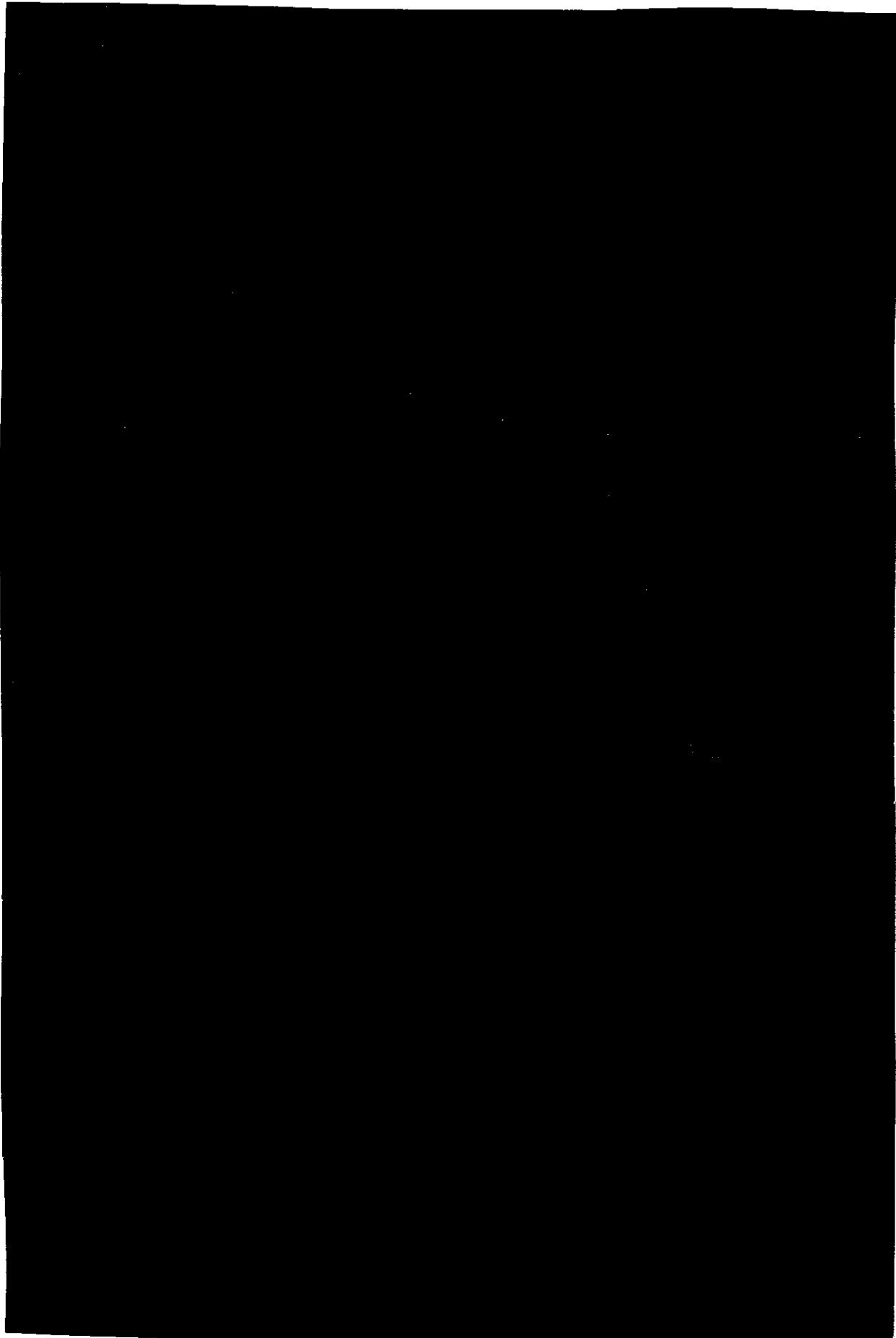
*1

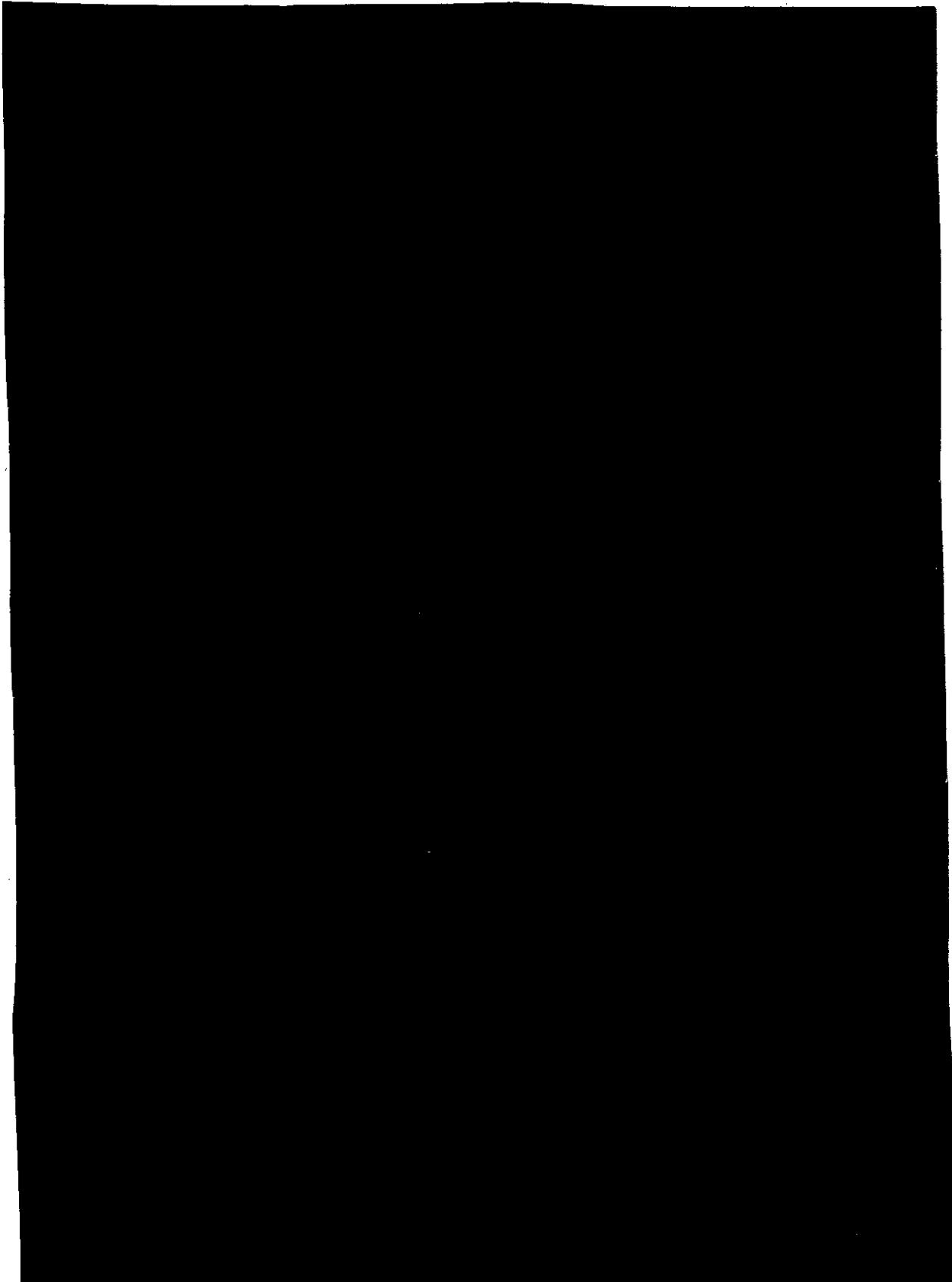


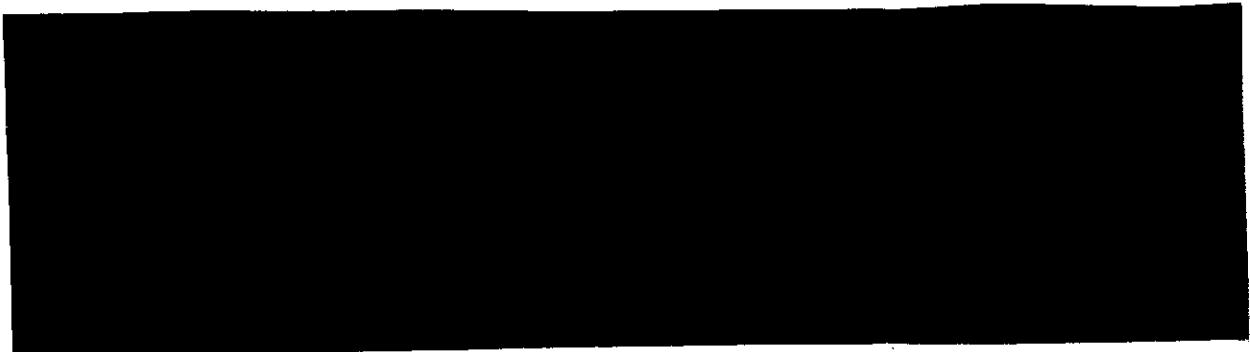


調査事項について（案）







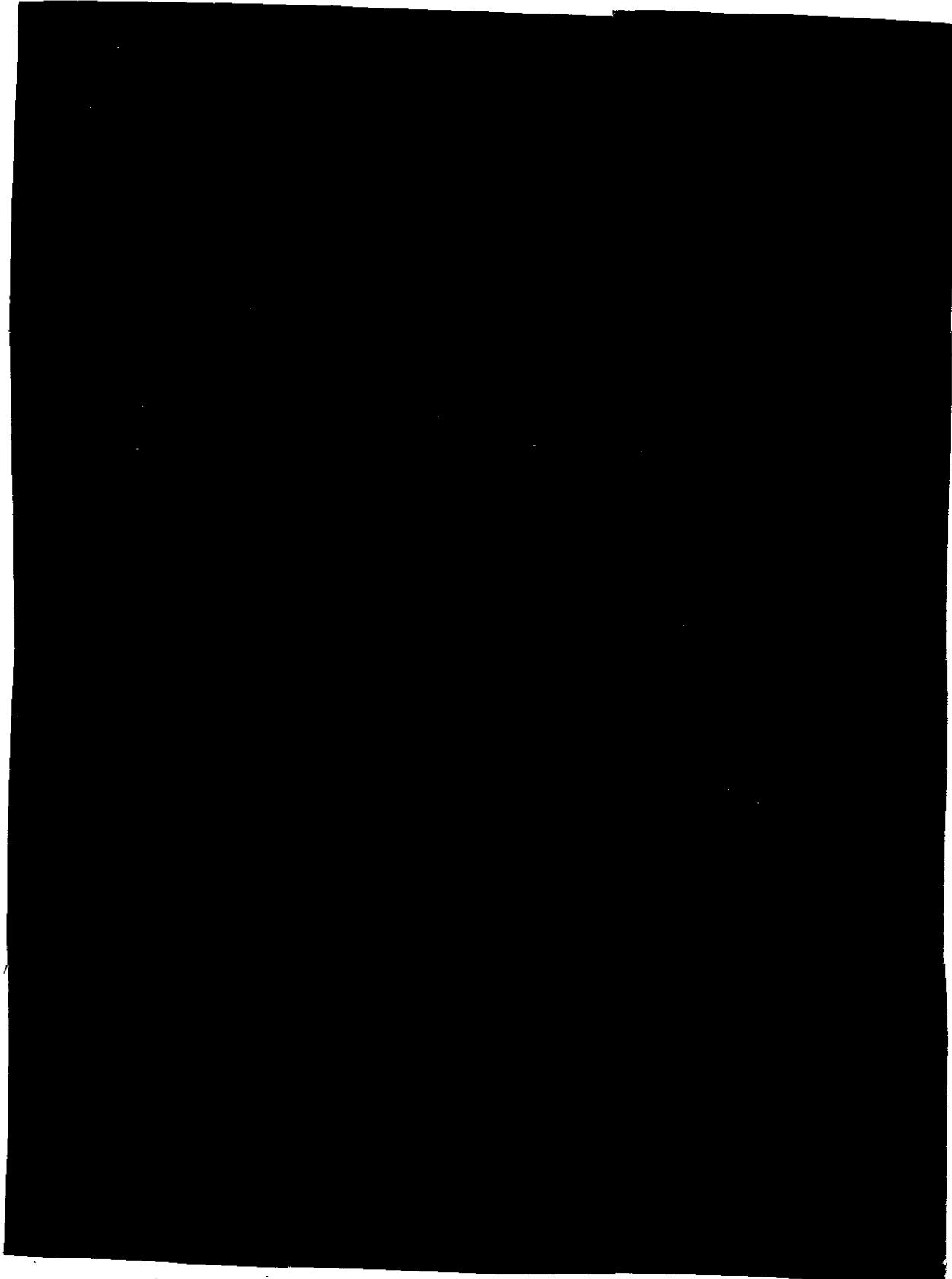


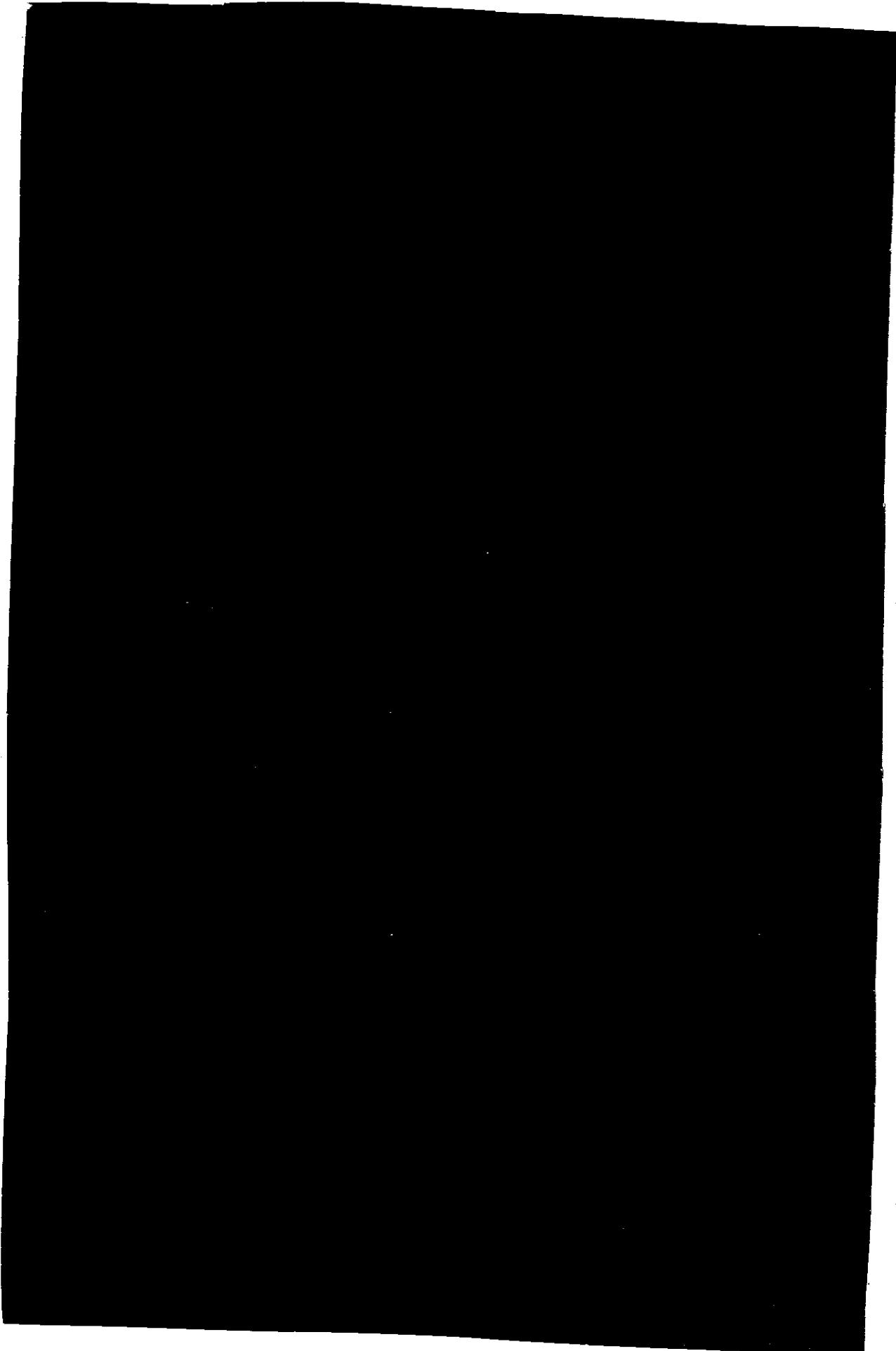
*1

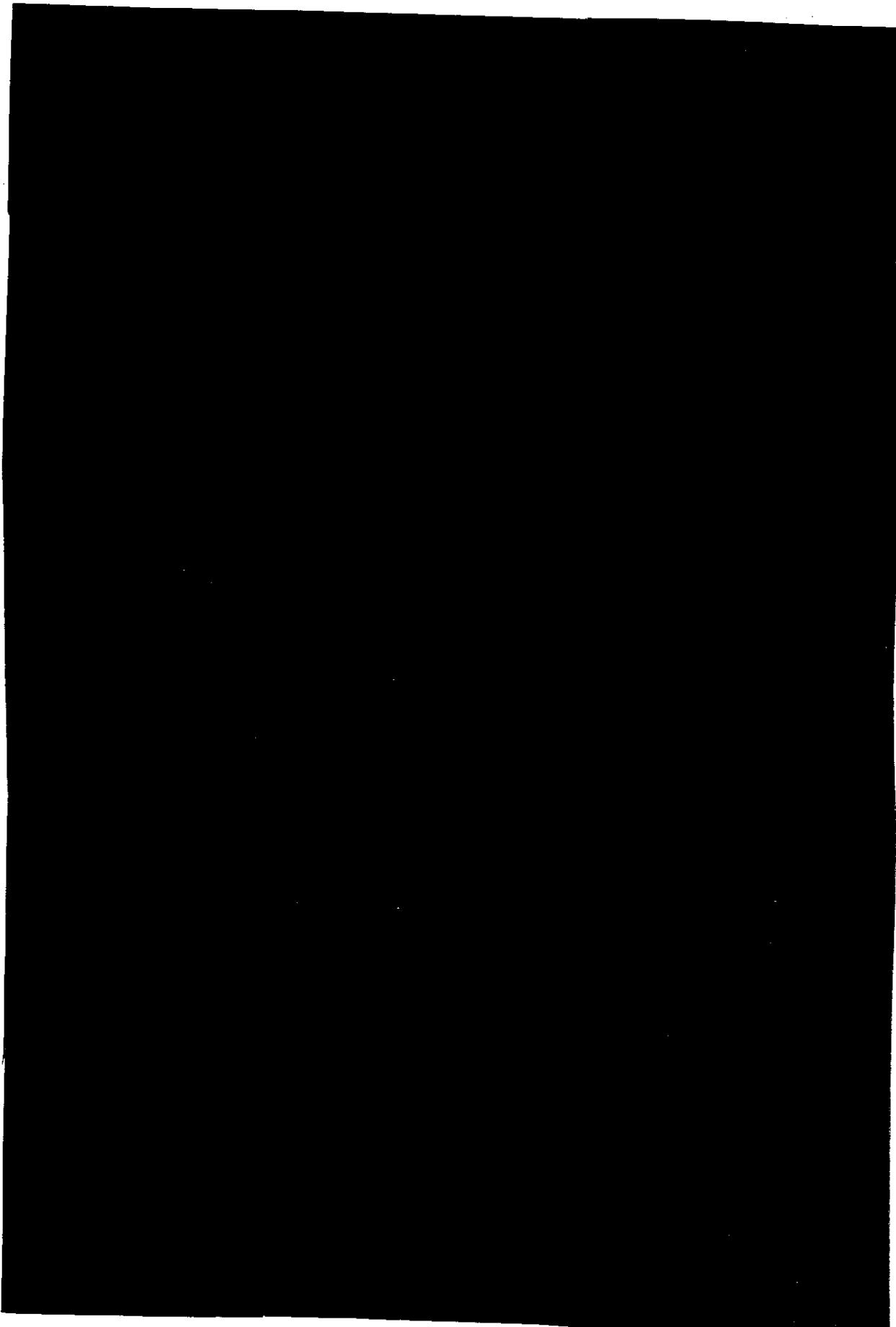
*2

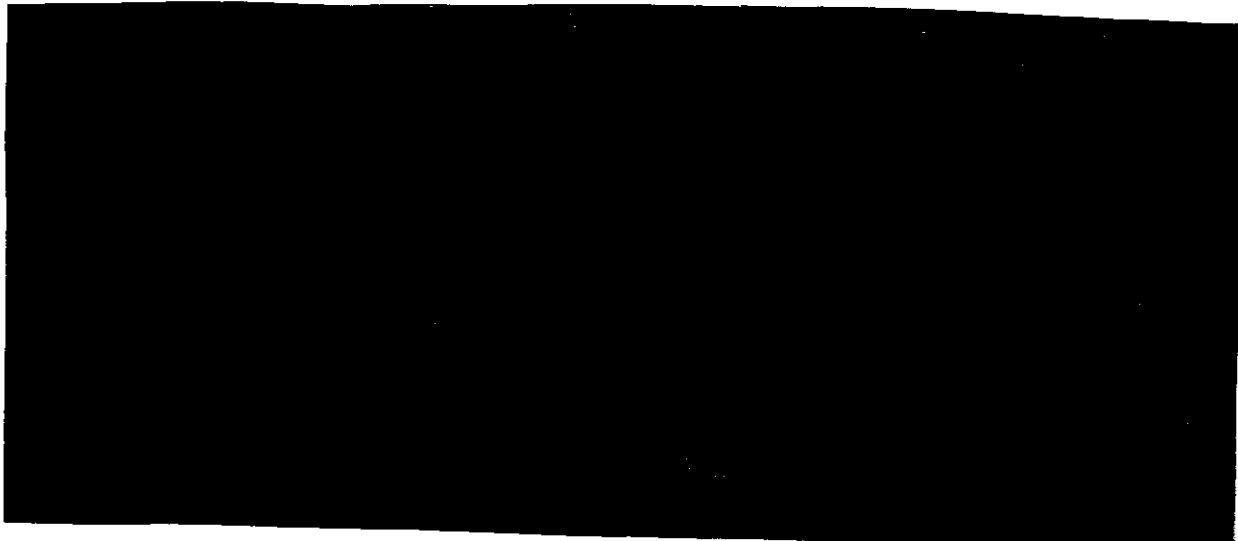
*3

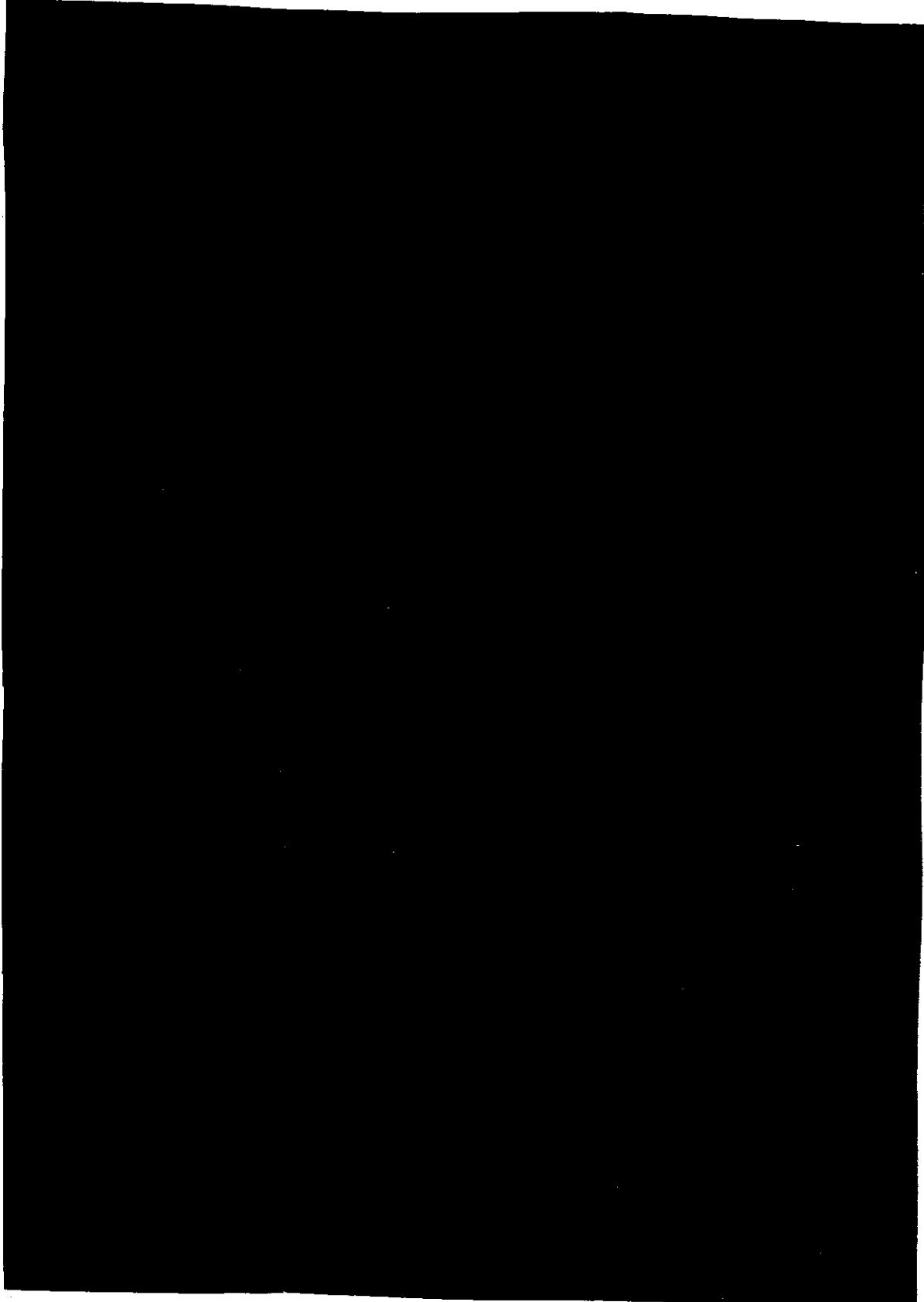
同意の取得について（案）

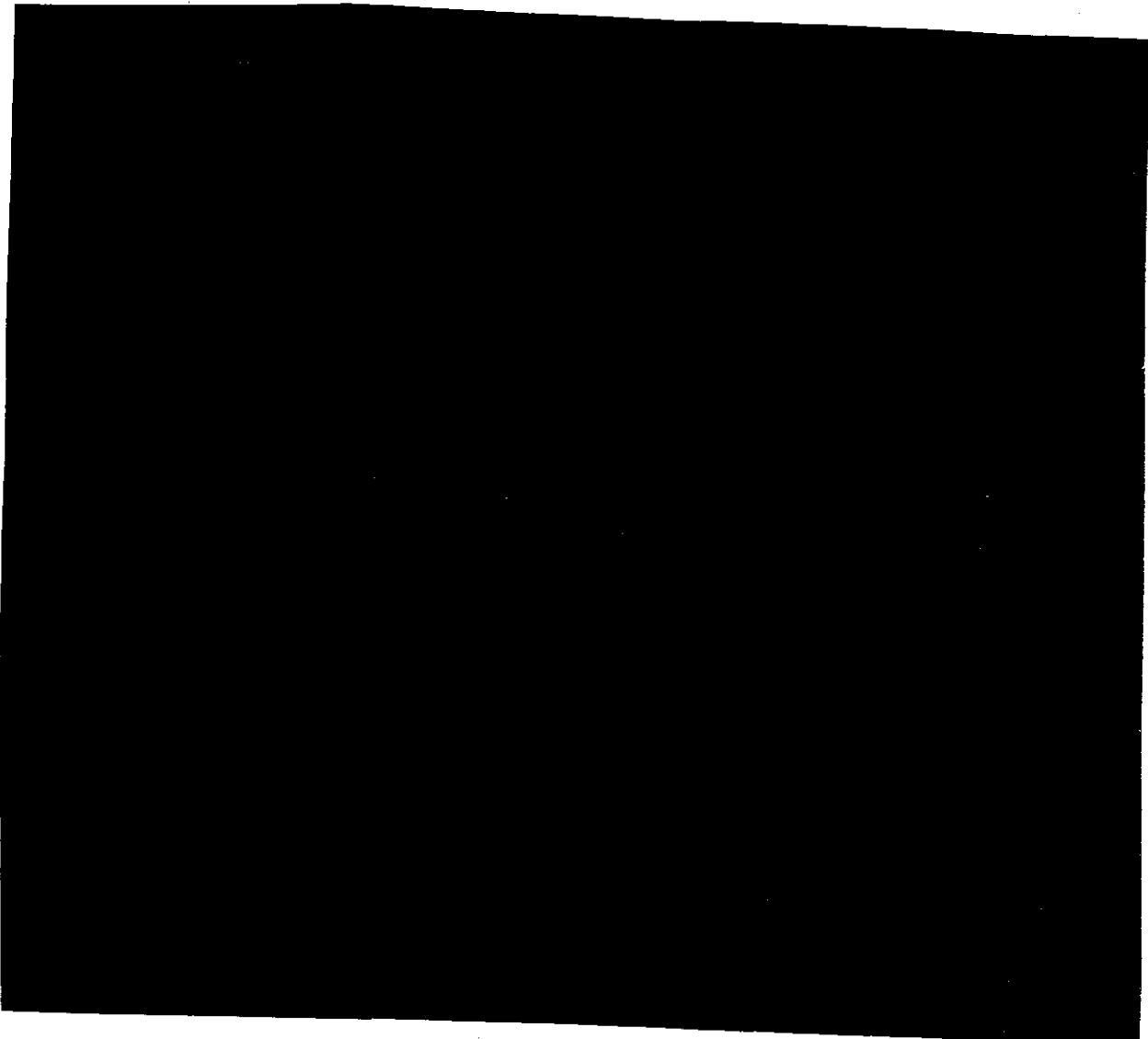




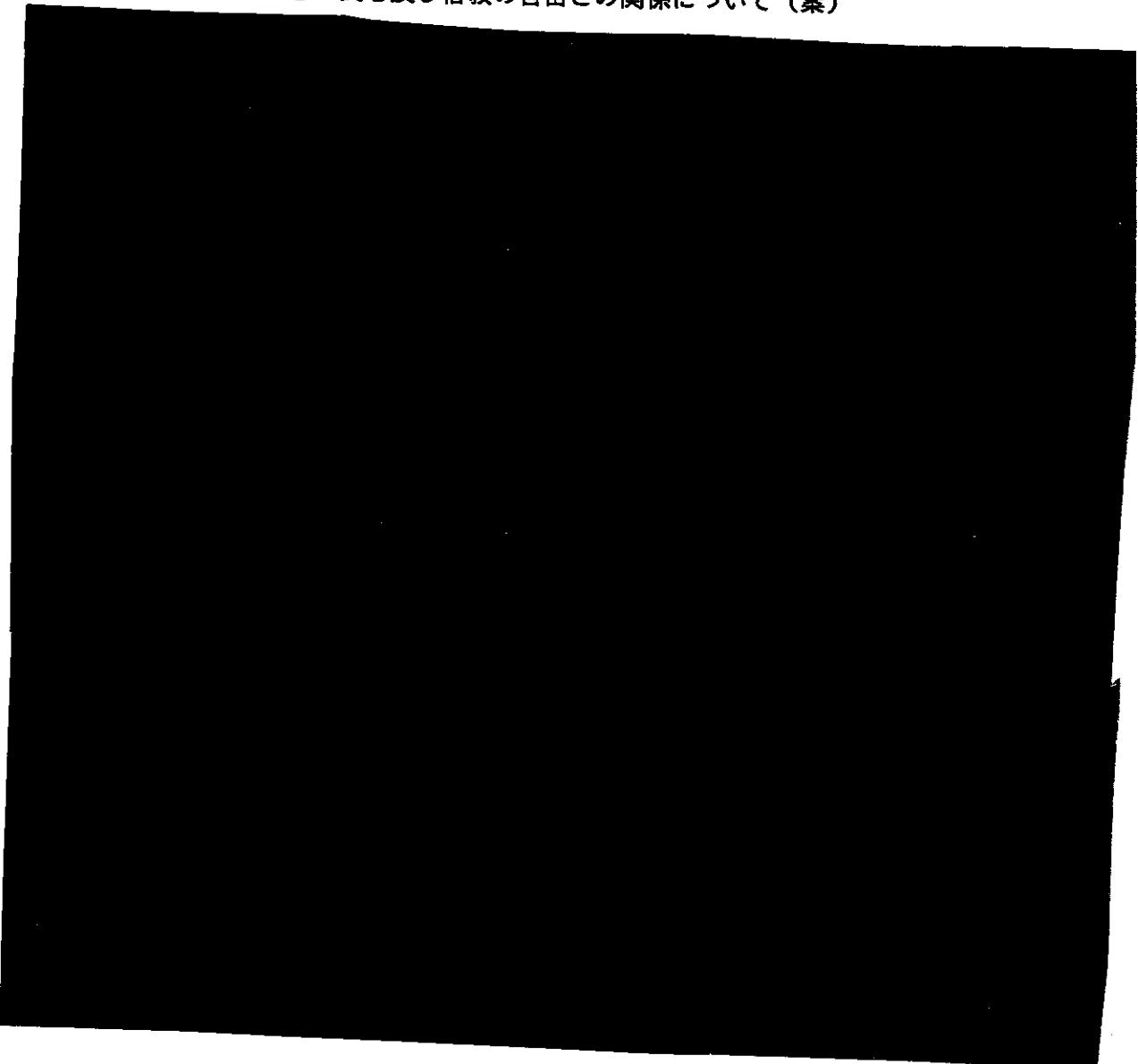








適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について（案）



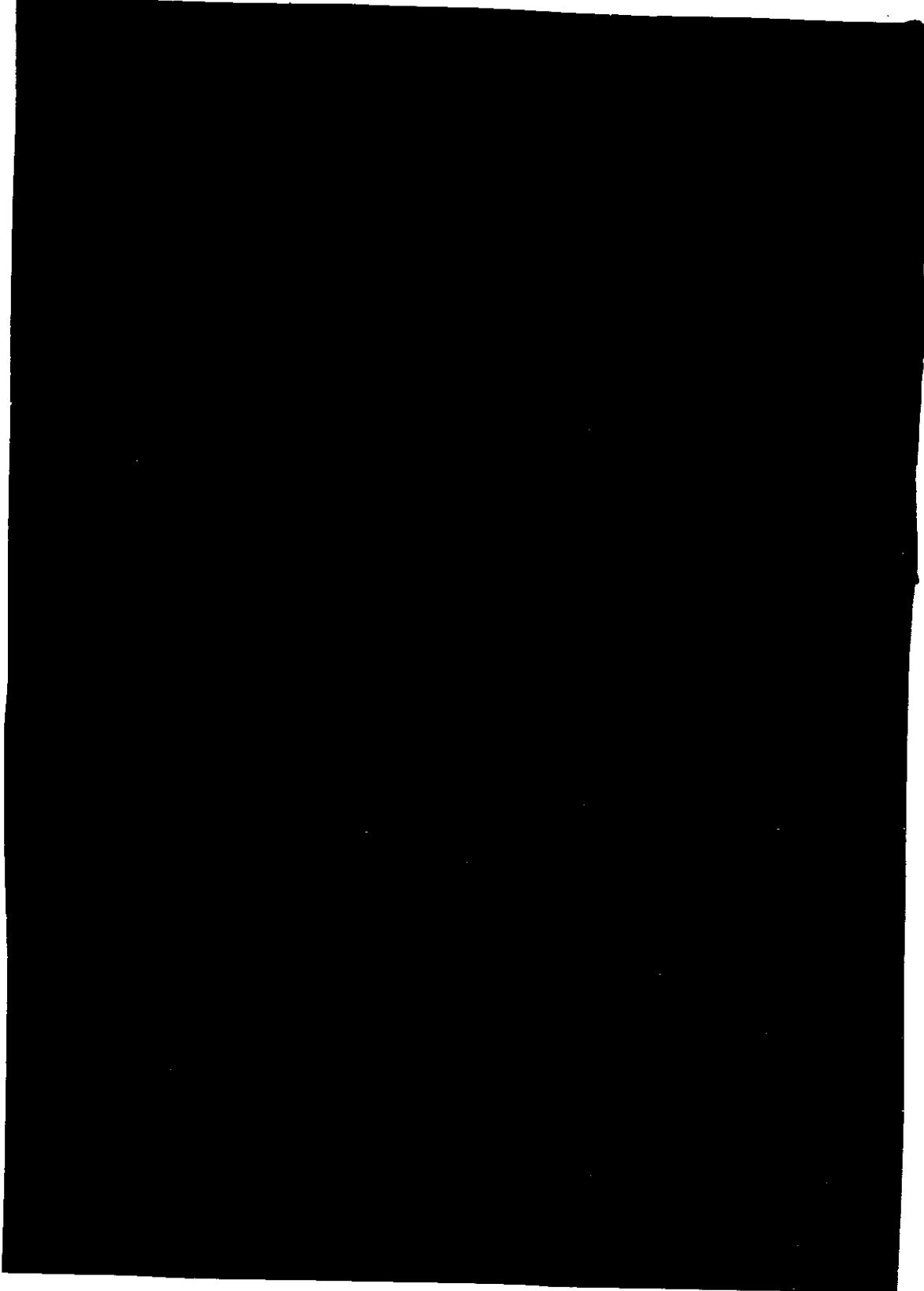
*1



*2

*3

*1

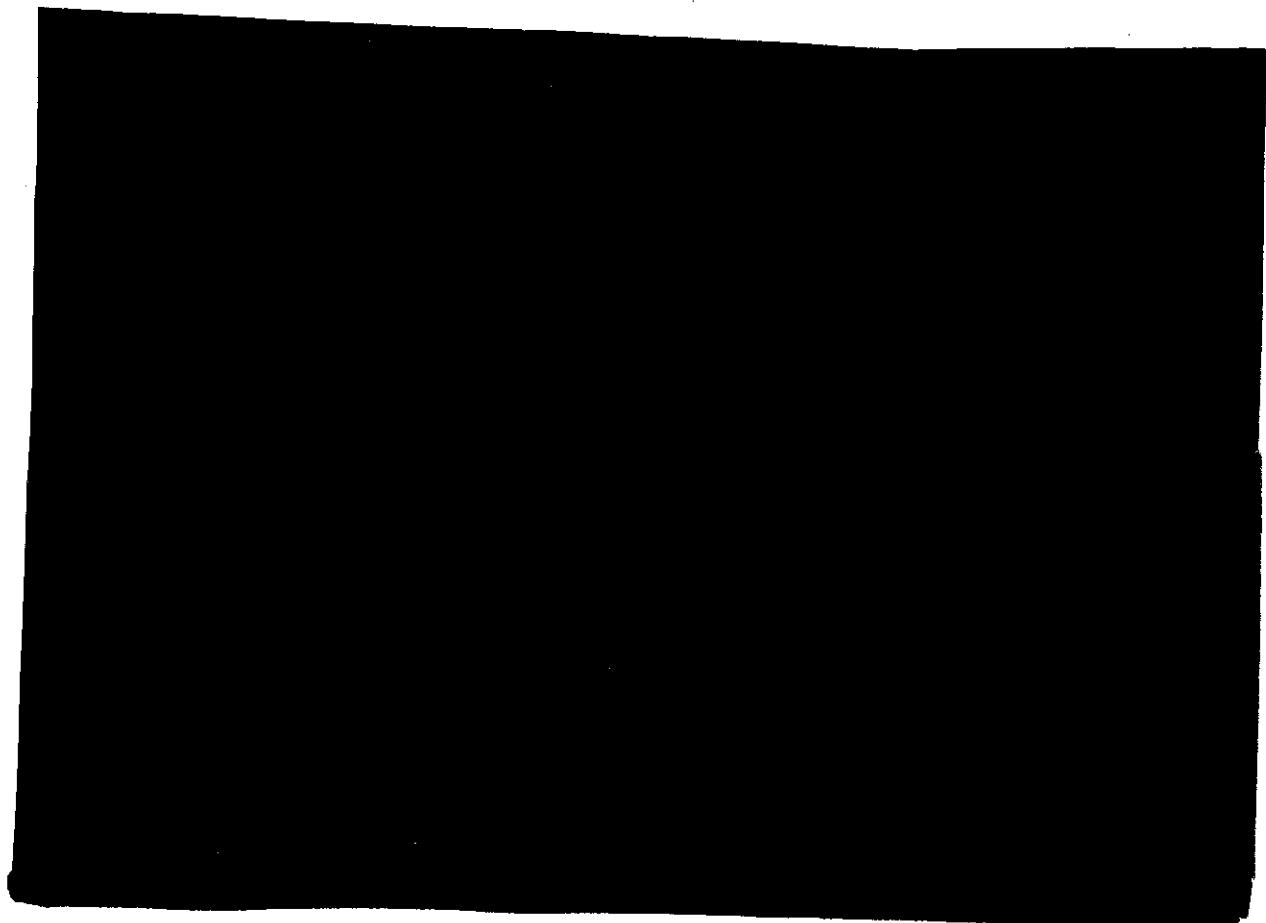


*2



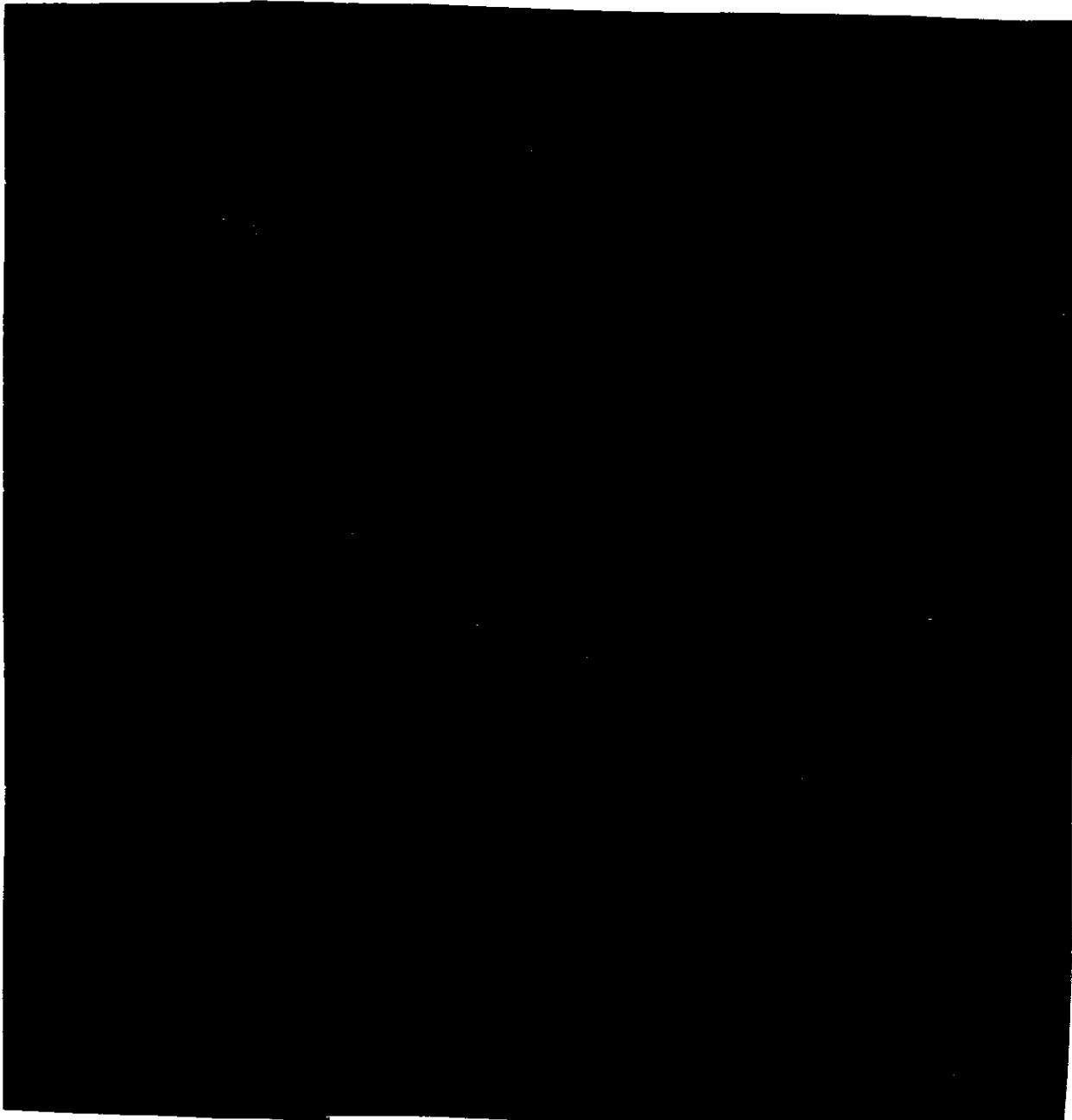
*3





*1

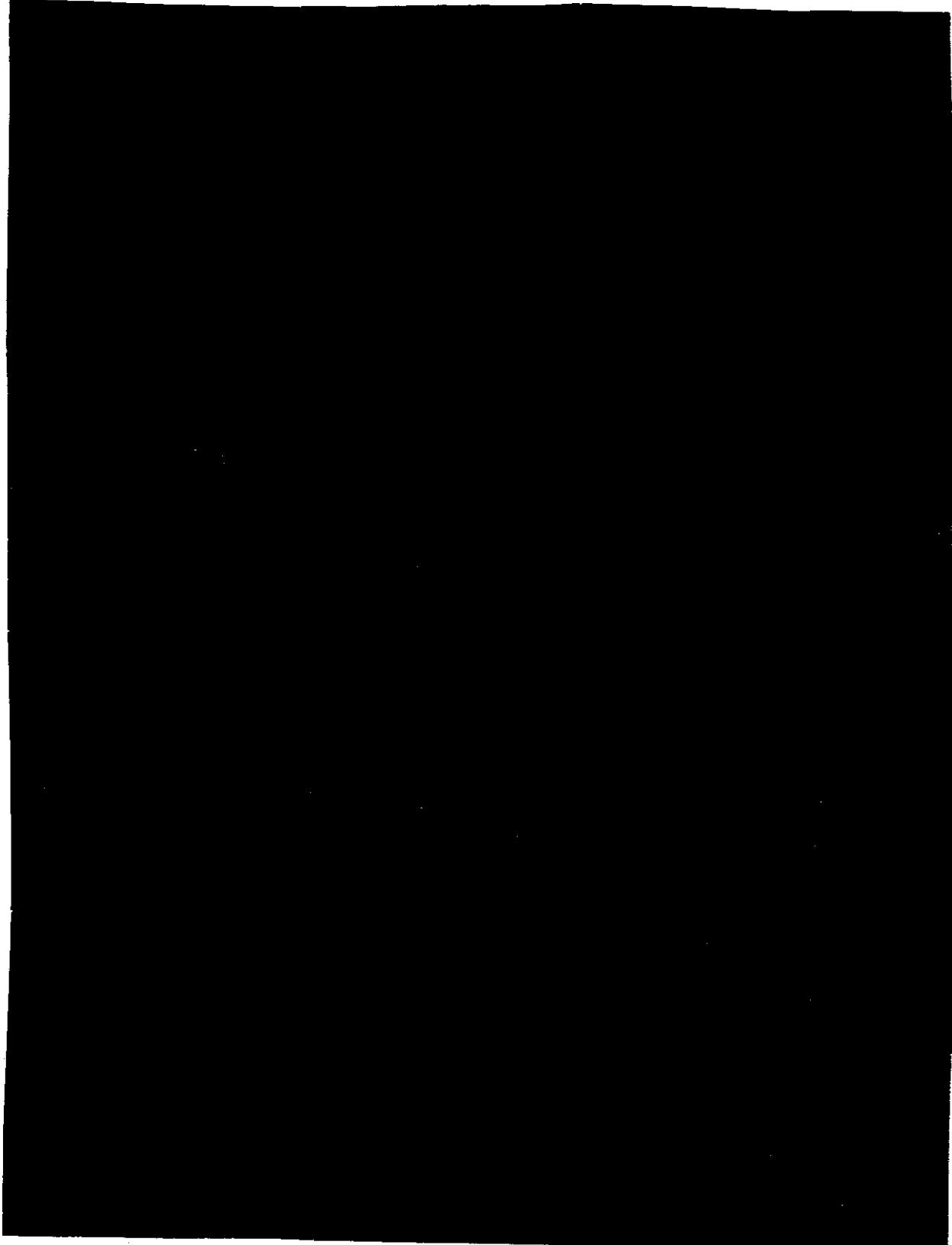
適性評価と法の下の平等との関係について（案）



*1

*2





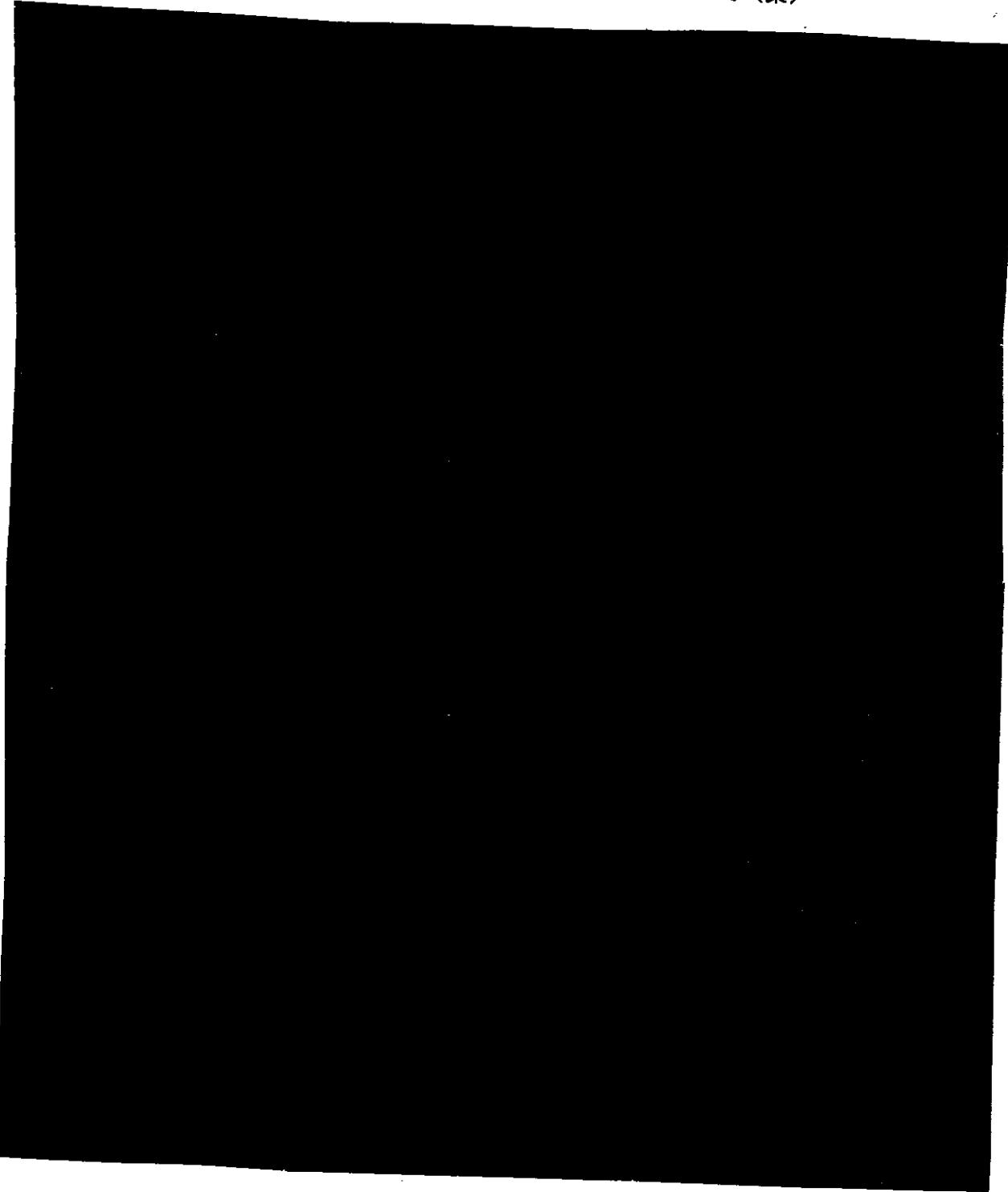
*1

*2

*3

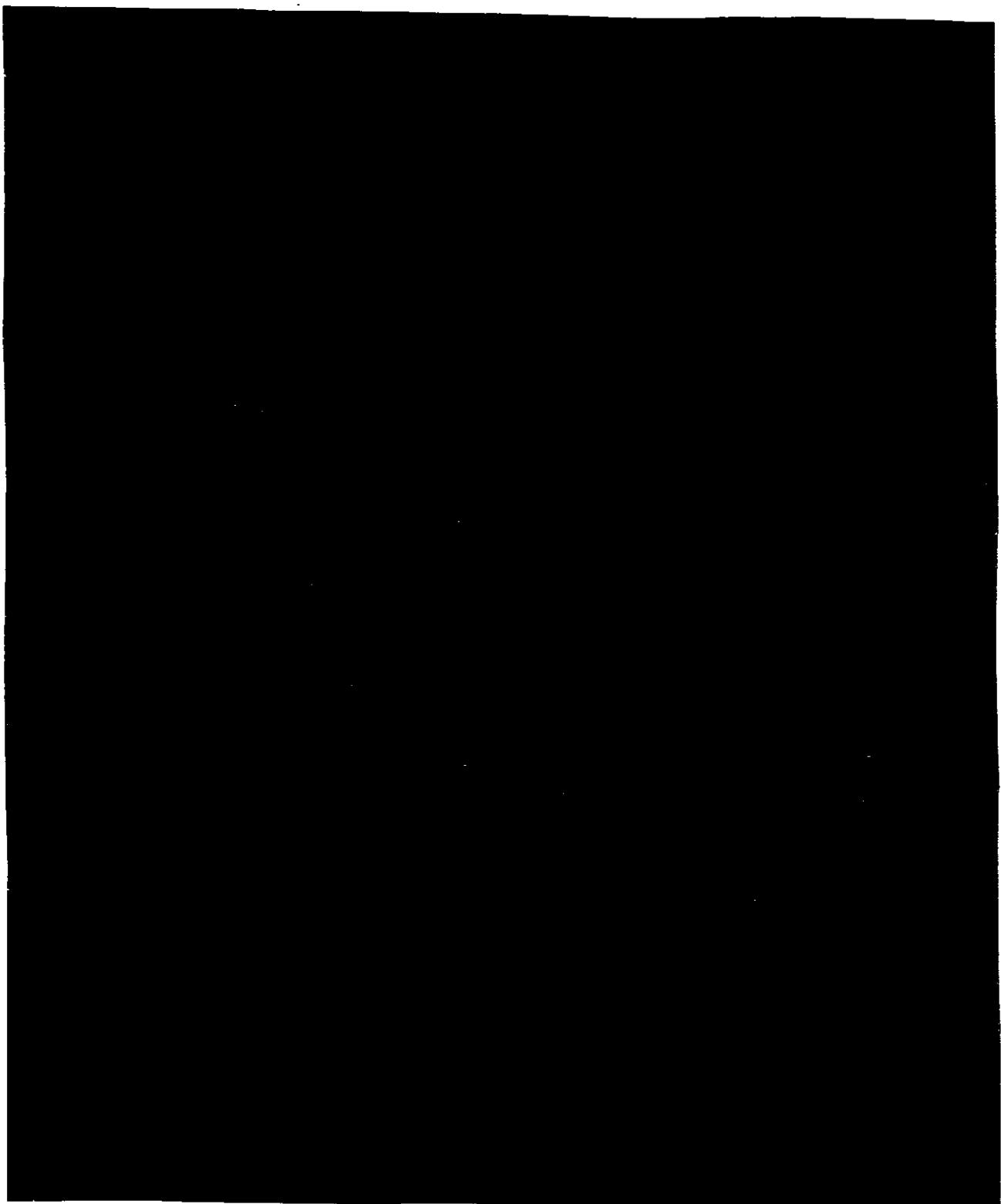


本法制の附則において内閣法の一部を改正することについて（案）

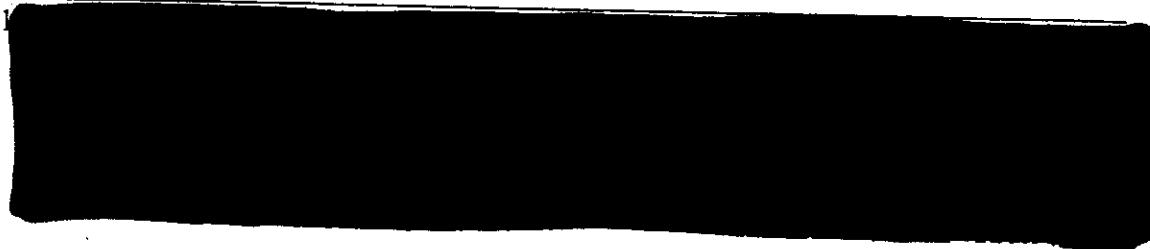


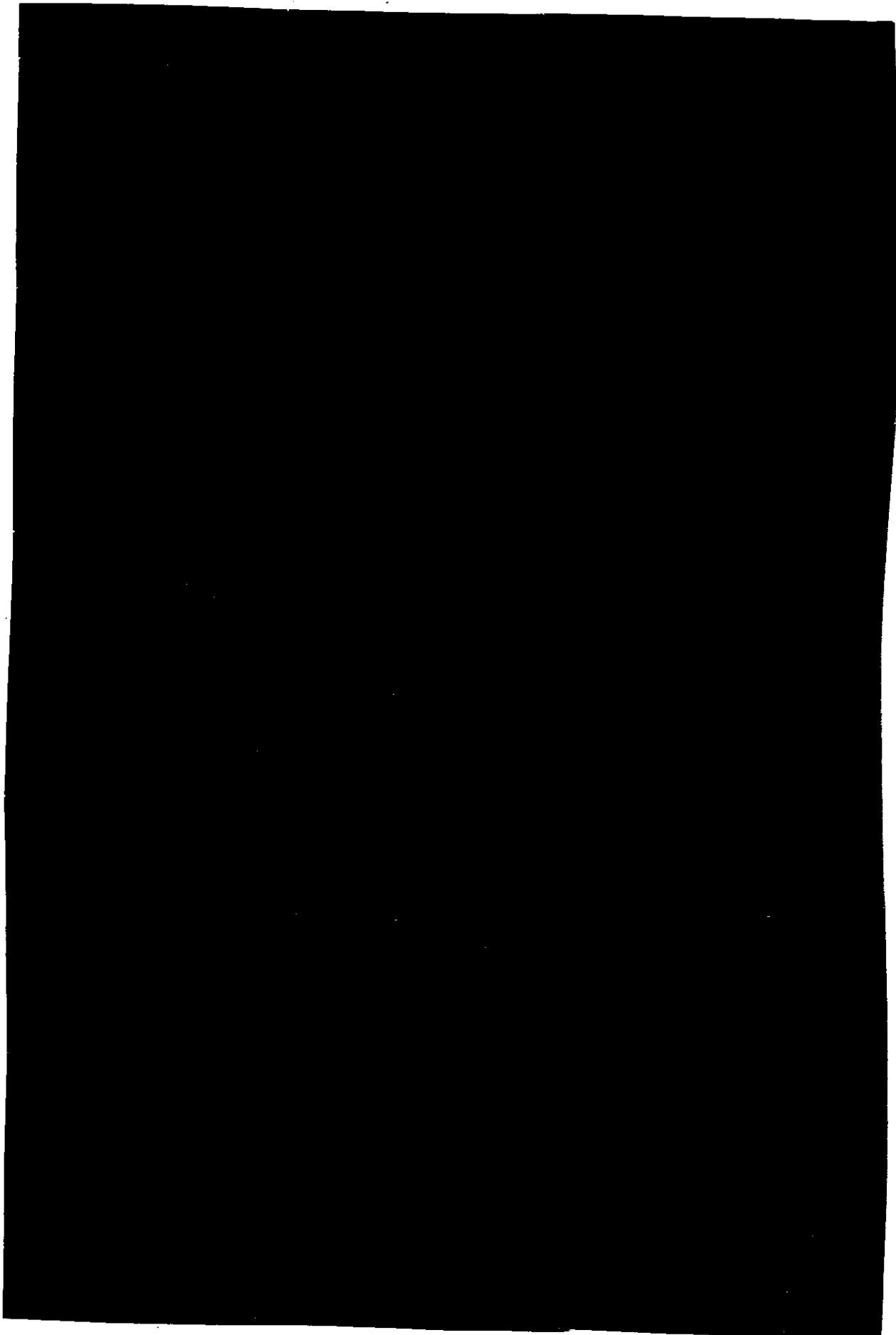
*1

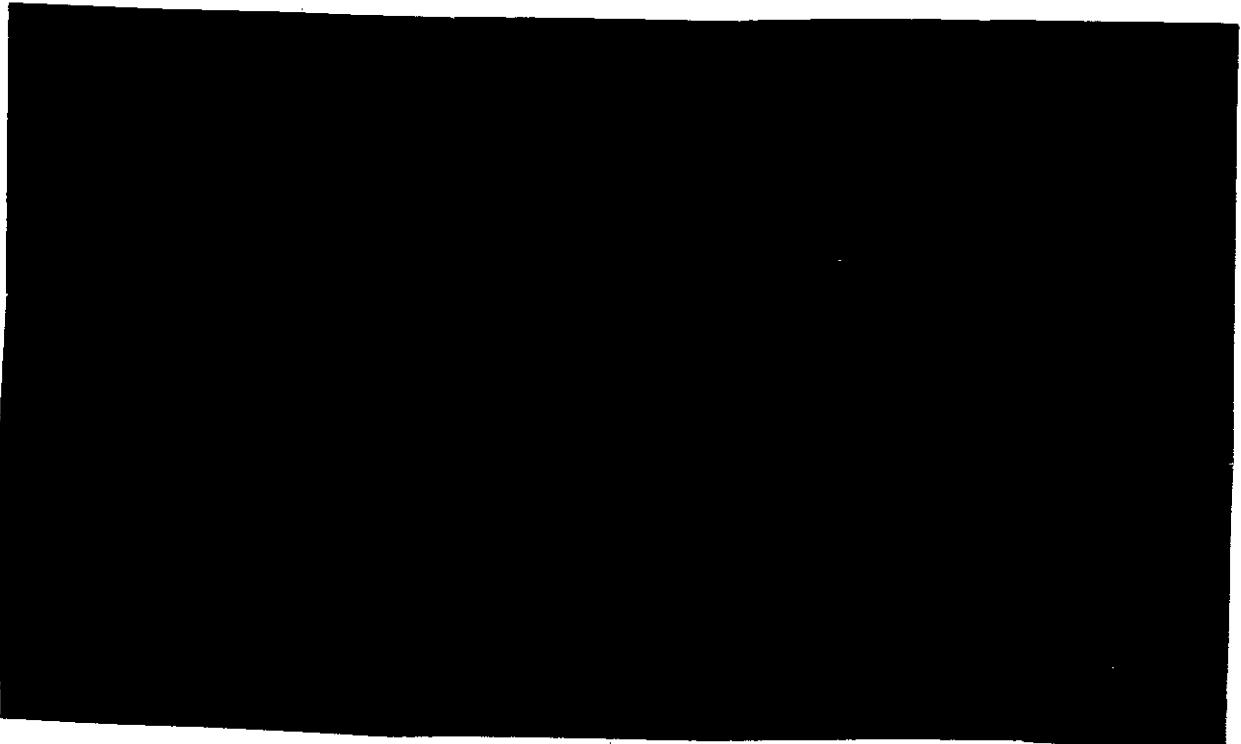




*1







サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 323 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

受信トレイ

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付 のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

下書き

送信済みアイテム

削除済みアイテム

メモ

迷惑メール

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

22:52

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

22:49

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

22:48

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

添付ファイル 法務省送付用.ZIP (118 KB)

ル:

2011年12月14日 22:48

法務省 刑事局公安課 角田様、伊勢様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第10回)を、本日(14日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回: 12月14日に資料持込み

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線)

E-Mail:

メール

予定表

連絡先

タスク

メール 送信済みアイテム 323 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付 のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

[REDACTED]

22:52

下書き

送信済みアイテム

削除済みアイテム

メモ

迷惑メール

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

[REDACTED]

22:49

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

[REDACTED]

22:48

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

[REDACTED]

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

添付ファイル 公安庁送付用.ZIP (118 KB)

ル:

2011年12月14日 22:46

公安調査庁 総務部総務課審理室 [REDACTED] 兼

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第10回)を、本日(14日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回: 12月14日に資料持込み

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房 内閣情報調査室

メール

〒100-8968

予定表

東京都千代田区永田町1-6-1

連絡先

TEL: 03-5253-2111 (内線: [REDACTED])

タスク

E-Mail: [REDACTED]

2011/12/14

330/564

メール 送信済みアイテム 323 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付 のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

22:52

下書き

送信済みアイテム

削除済みアイテム

メモ

迷惑メール

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

22:49

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

22:48

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

添付ファイル 警察庁送付用.ZIP (118 KB)

ル:

2011年12月14日 22:44

警察庁警備局警備企画課 藤原様、[REDACTED]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第10回)を、本日(14日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回: 12月14日に資料持込み

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房 内閣情報調査室

メール

〒100-8968

予定表

東京都千代田区永田町1-6-1

連絡先

TEL:03-5253-2111(内線:

E-Mail: [REDACTED]

タスク

メール 送信済みアイテム 323 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付 のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

22:52

下書き

送信済みアイテム

削除済みアイテム

メモ

迷惑メール

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

22:49

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

22:48

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 安危送付用.ZIP (118 KB)

ル:

2011年12月14日 22:41

内閣副長官補(安危) 丸山様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第10回)を、本日(14日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
 - 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
 - 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
 - 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
 - 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
 - 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
 - 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
 - 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
 - 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
 - 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
 - 第10回: 12月14日に資料持込み
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房 内閣情報調査室

TEL 100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111 (内線: [REDACTED])

E-Mail: [REDACTED]

メール

予定表

連絡先

タスク

メール 送信済みアイテム 323 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り
受信トレイ新規作成 削除 移動 フィルター 表示
メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付 のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

下書き

送信済みアイテム

削除済みアイテム

メモ

迷惑メール

今日

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

22:52

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

22:49

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

22:48

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 外政送付用 ZIP (118 KB)

ル:

2011年12月14日 22:40

内閣官房副長官補室(外政) 八幡様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第10回)を、本日(14日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回: 12月14日に資料持込み

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111 (内線: [REDACTED])

E-Mail: [REDACTED]

メール

予定表

連絡先

5/27

メール 送信済みアイテム 323 アイテム

ユーチャー検索

オプション

お気に入り
受信トレイ新規作成 削除 移動 フィルター 表示
メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査

日付 のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

22:52

送信済みアイテム

削除済みアイテム

メモ

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

22:49

迷惑メール

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

22:48

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて (第10回)

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先: 高岩 直樹(副長官補本室) 岩浅 太一(副長官補本室)

添付ファイル 内政送付用.ZIP (118 KB)

ル:

2011年12月14日 22:37

内閣官房内閣副長官補(内政) 高岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第10回)を、本日(14日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
 第10回: 12月14日に資料持込み
 となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

メール

内閣官房 内閣情報調査室

予定表

〒100-8968

連絡先

東京都千代田区永田町1-6-1

リスト

TEL:03-5253-2111(内線)

E-Mail: [REDACTED]

ワインアワード 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 323 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付 のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

[REDACTED]

22:52

[REDACTED]

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

[REDACTED]

22:49

[REDACTED]

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

[REDACTED]

22:48

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて (第10回)

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

[REDACTED]

CC:

[REDACTED]

添付ファイル

防衛省送付用.ZIP (118 KB)

件名:

2011年12月14日 22:52

防衛省 防衛政策局調査課 [REDACTED]様、[REDACTED]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第10回)を、本日(14日)に、内閣法制局に持込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回: 12月14日に資料持込み

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

メール

内閣官房 内閣情報調査室

予定表

[REDACTED]

〒100-8968

連絡先

東京都千代田区永田町1-6-1

タスク

TEL:03-5253-2111(内線)

E-Mail: [REDACTED]

メール 送信済みアイテム 323 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

受信トレイ

新規作成 削除 移動 フィルター 表示
メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付 のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

下書き

送信済みアイテム

削除済みアイテム

メモ

迷惑メール

今日

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

22:52

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

22:49

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

22:48

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて (第10回)

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

添付ファイル 海保庁送付用 LZH (121 KB)

件名:

2011年12月14日 22:49

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第10回)を、本日(14日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
- 部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回: 12月14日に資料持込み

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

メール

内閣官房 内閣情報調査室

予定表

TEL 100-8968

連絡先

東京都千代田区永田町1-6-1

タスク

TEL: 03-5253-2111(内線: [REDACTED])

E-Mail: [REDACTED]

内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 325 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

受信トレイ

新規作成 削除 移動 フィルター 表示
メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付 のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

下書き

送信済みアイテム

削除済みアイテム

メモ

迷惑メール

今日

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

9:52

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

9:49

昨日

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)**内調職員061(内閣情報調査室)**

アクション

宛先:

添付ファイル

経産省送付用.ZIP (118 KB)

件名:

2011年12月15日 9:49

経産省 林様、監物様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第10回)を、本日(14日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回: 12月14日に資料持込み

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房 内閣情報調査室

TEL: 03-5253-2111 (内線)

E-Mail: [REDACTED]

メール

予定表

連絡先

タスク

メール 送信済みアイテム 825 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付 のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

下書き

[REDACTED]

9:52

送信済みアイテム

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第10回)

削除済みアイテム

[REDACTED]

9:49

メモ

迷惑メール

昨日

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて (第10回)

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

添付ファイル 経産省送付用.ZIP (118 KB)

ル:

2011年12月15日 9:52

経産省 斎藤様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第10回)を、本日(14日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回: 12月14日に資料持込み

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

メール

内閣官房 内閣情報調査室

平成接

〒100-8968

迷惑接

東京都千代田区永田町1-6-1

パスワ

TEL:03-5253-2111(内線: [REDACTED])

E-Mail: [REDACTED]

秘密保全法制 法制局持込み資料

平成23年12月15日

1 条文案

- 素案
- 別表第二号の規定振りについて
- 讀替表

2 二部長再説明持資料としての論点ペーパー（案）（いずれも内調内検討済み・他省庁協議未了）

(1) 秘密の指定に関するもの

- 指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について

(2) 人的管理に関するもの

- 適性評価の対象外とする者について
- 調査事項について

-

- 適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について

- 適性評価と法の下の平等との関係について

(3) その他

- 本法制の附則において内閣法の一部を改正することについて（＊内閣総務官室と協議済み）

※ 現在準備中のもの

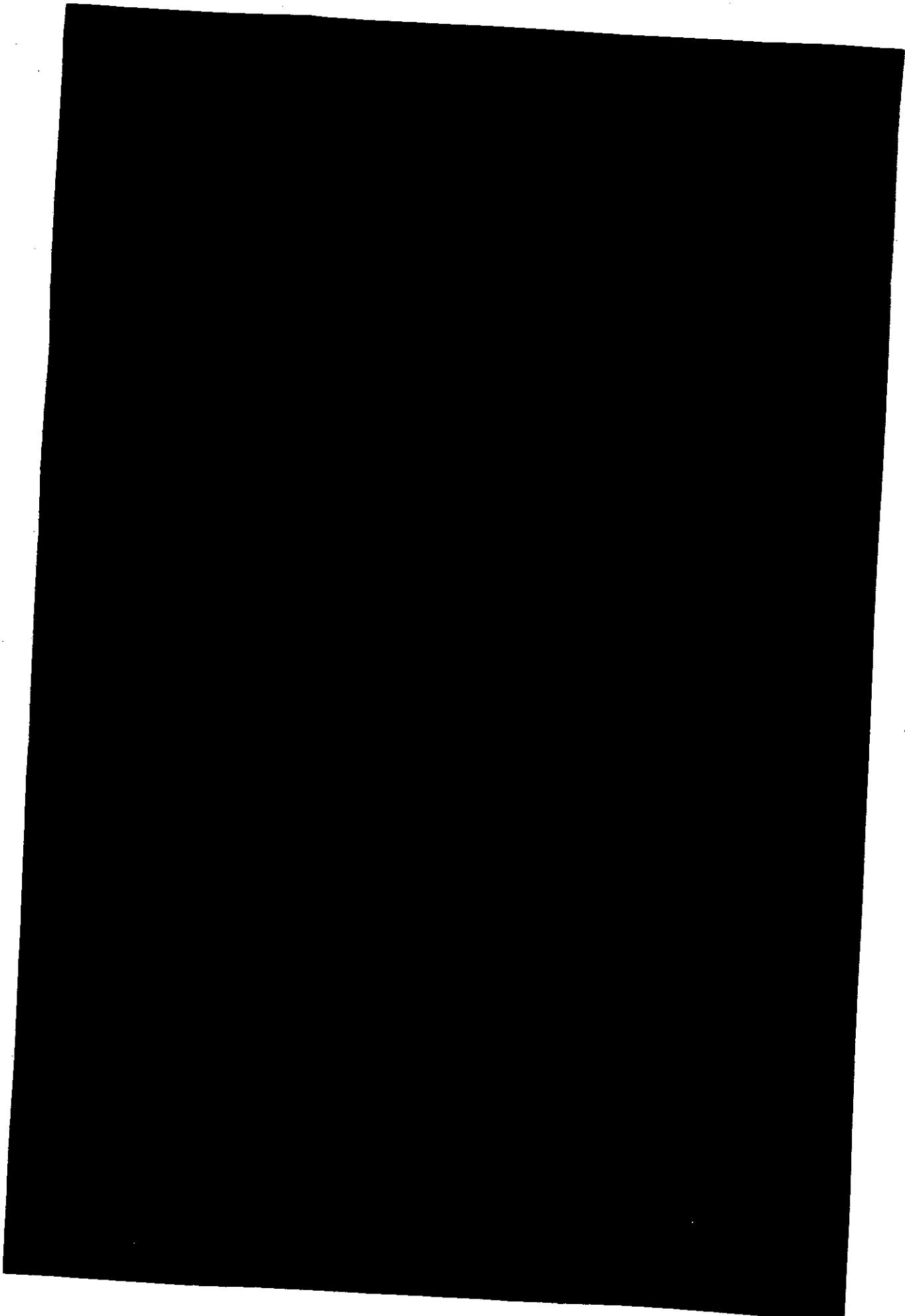
- 別表第二号に係る条文案等（外務省と協議中）

※ 各資料中、12月7日の法制局第二部長説明時資料からの変更部分に網掛けを施した。

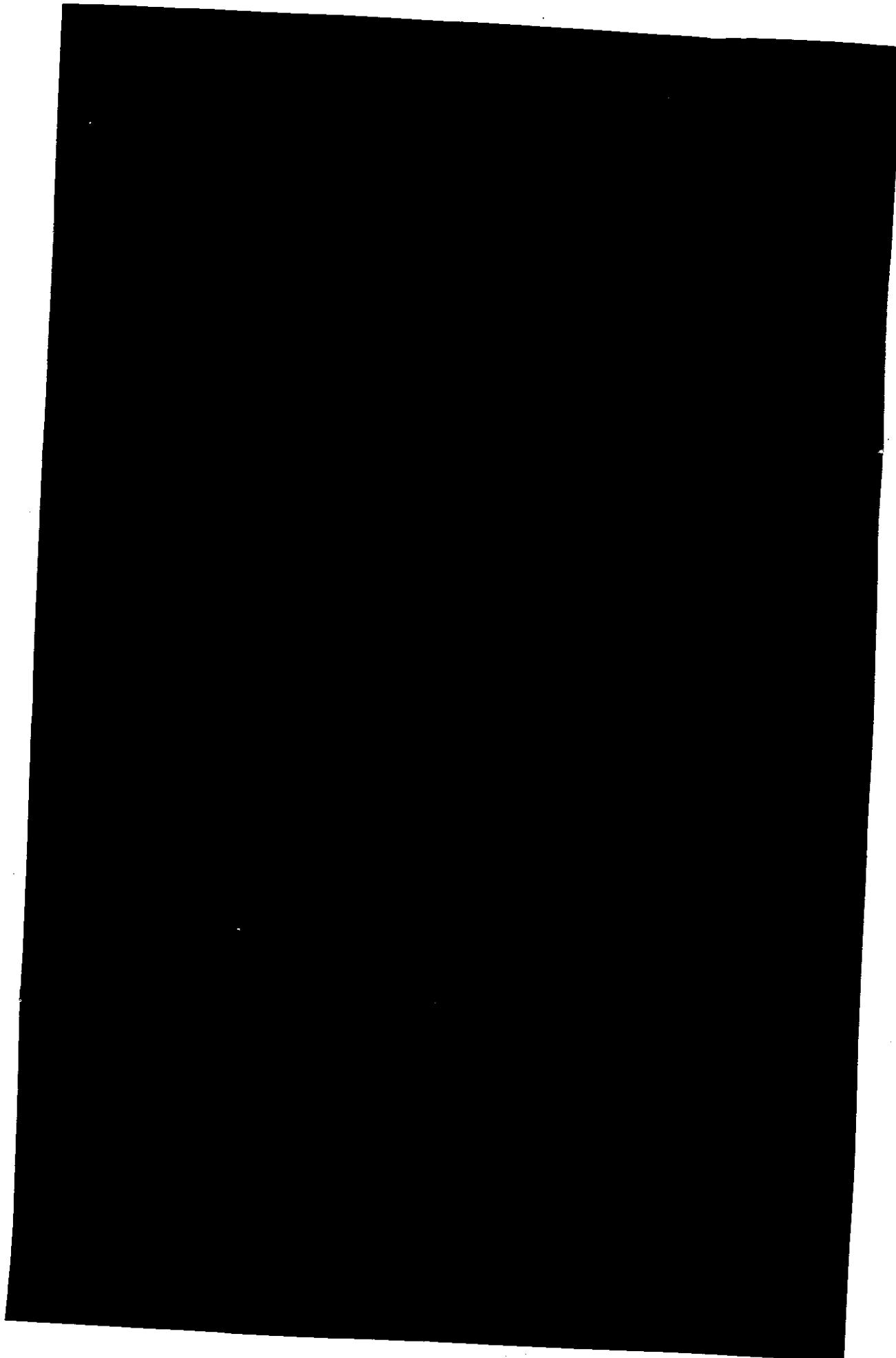
特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）

（※傍線部は今後特に検討を要する部分）

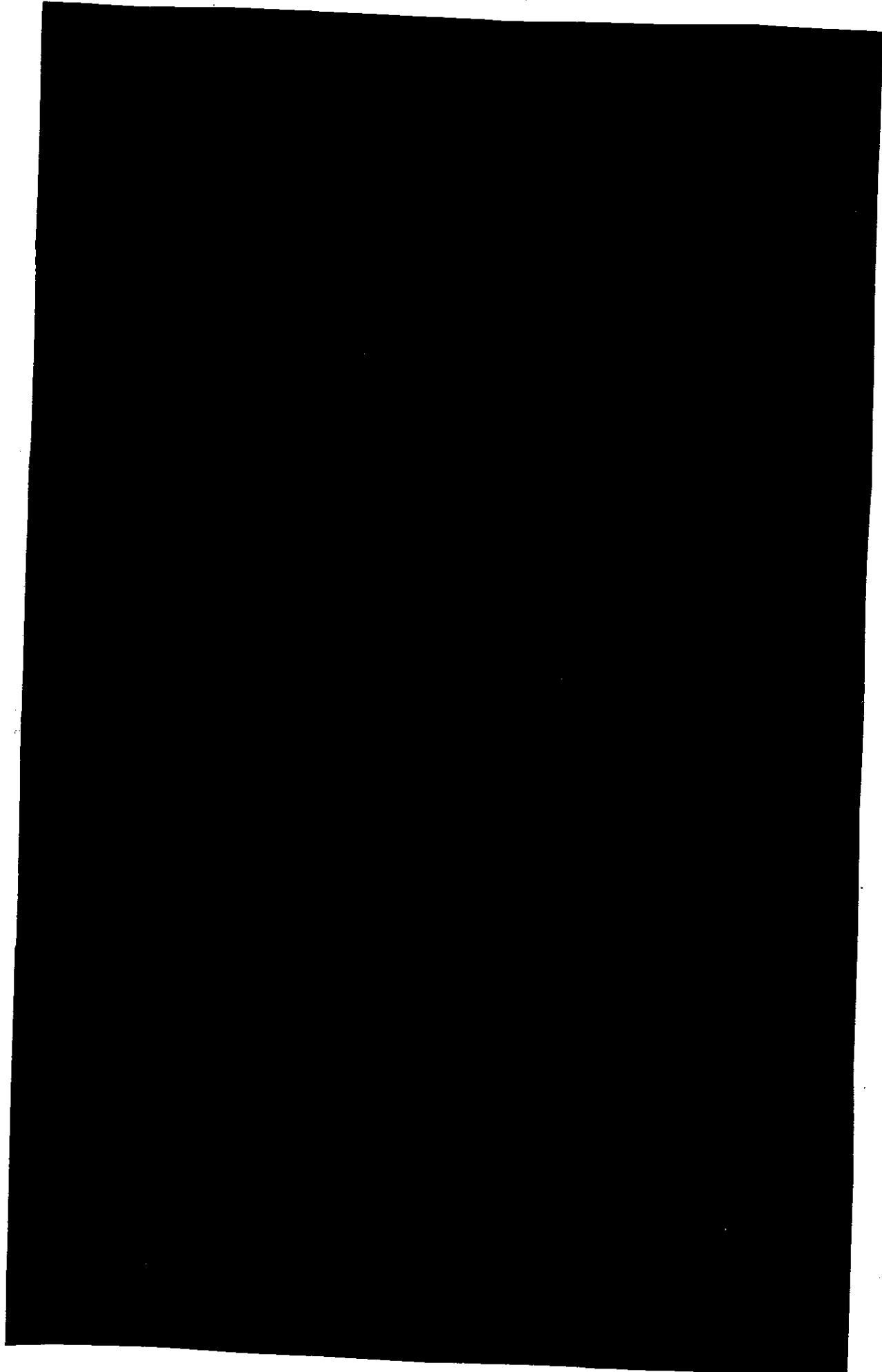
11/12/15



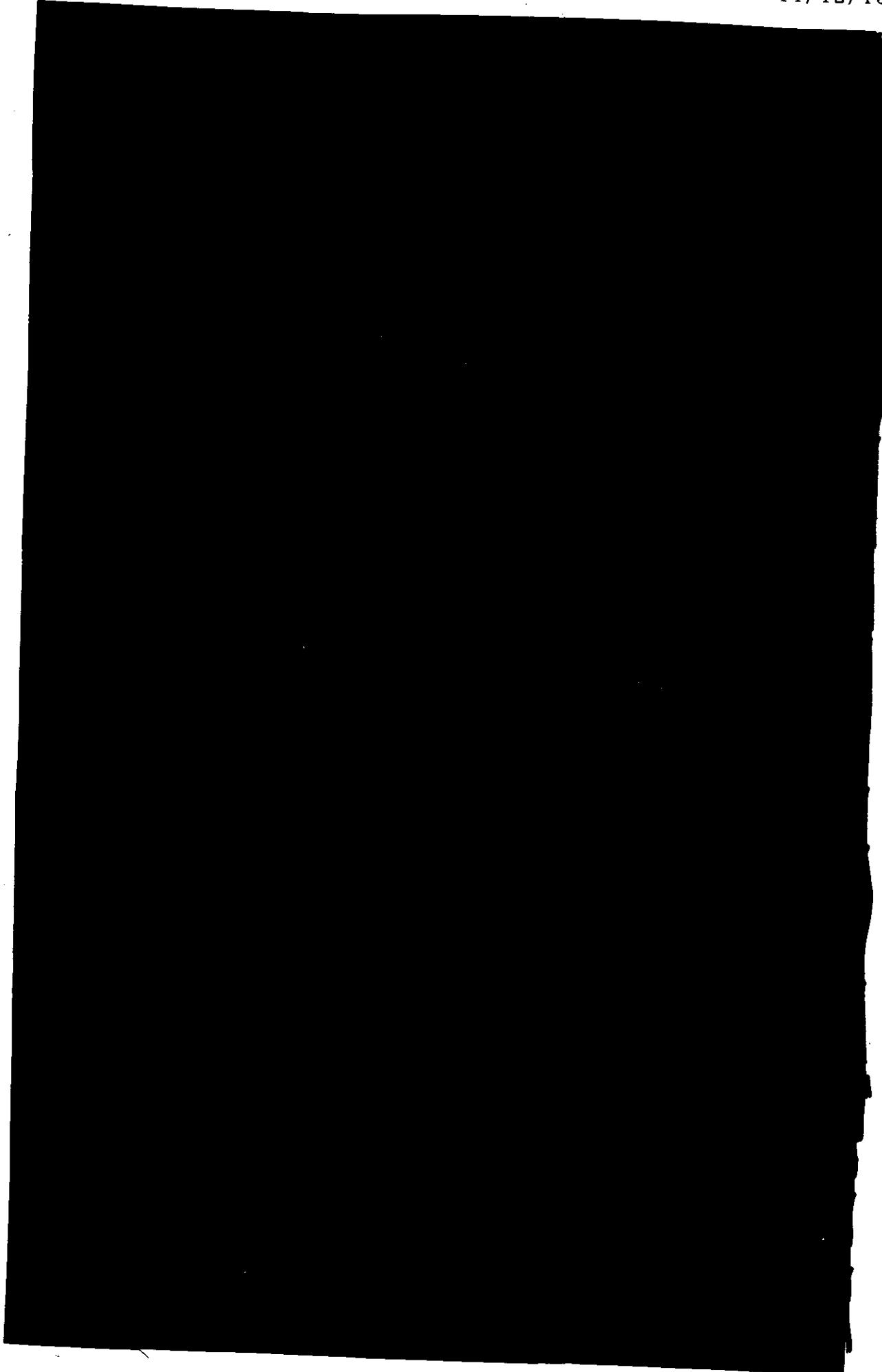
11/12/15



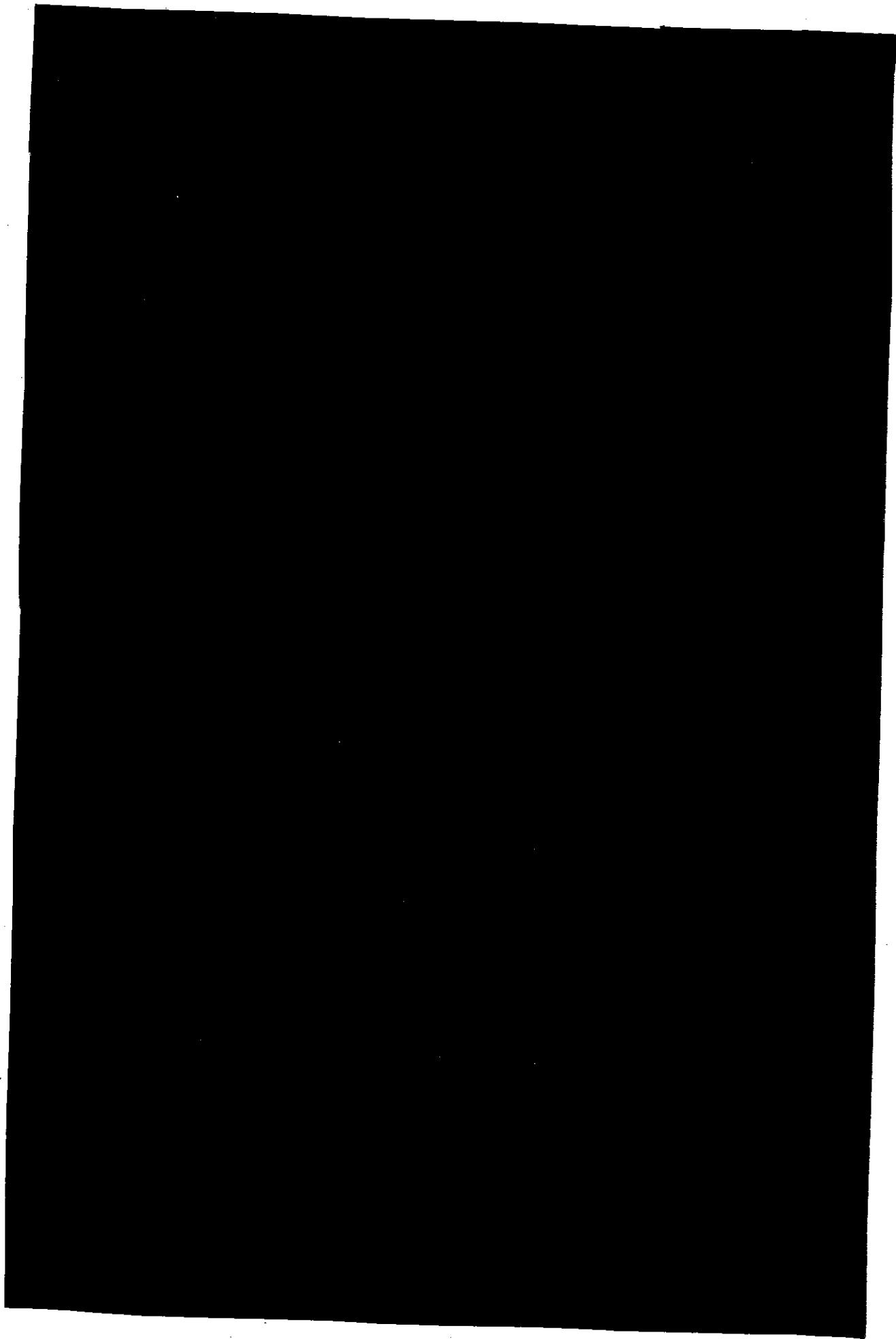
11/12/15



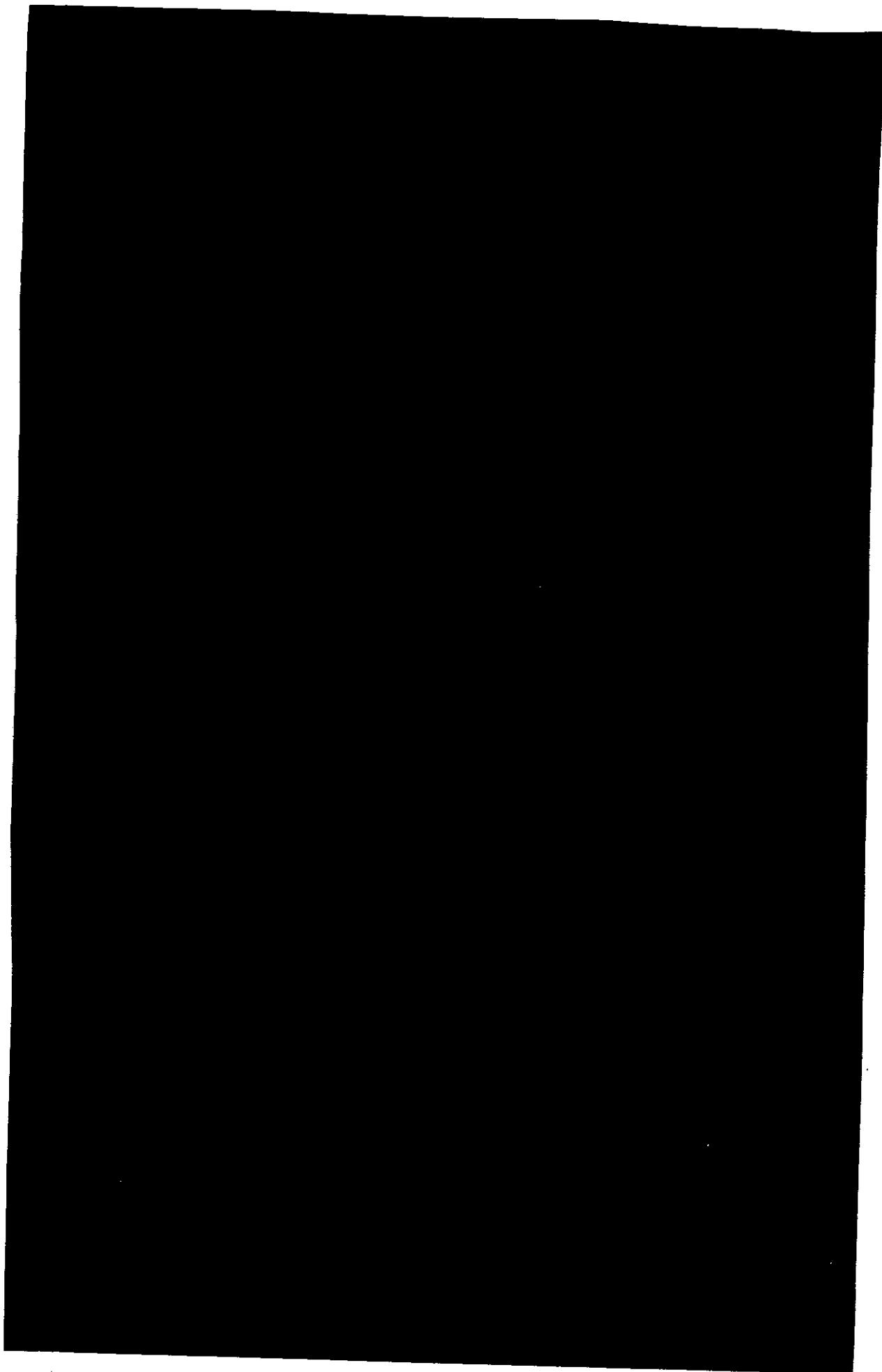
11/12/15



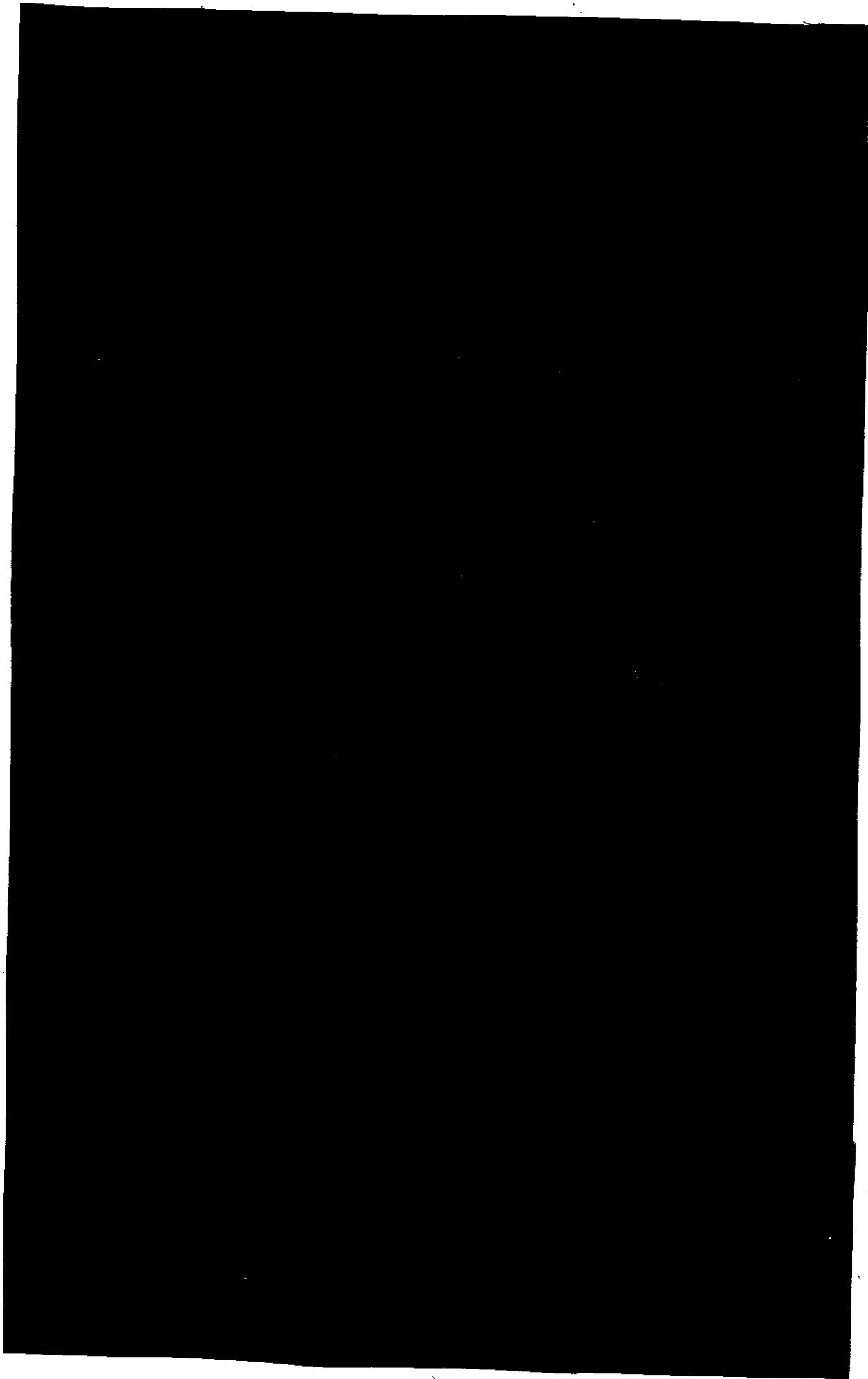
11/12/15



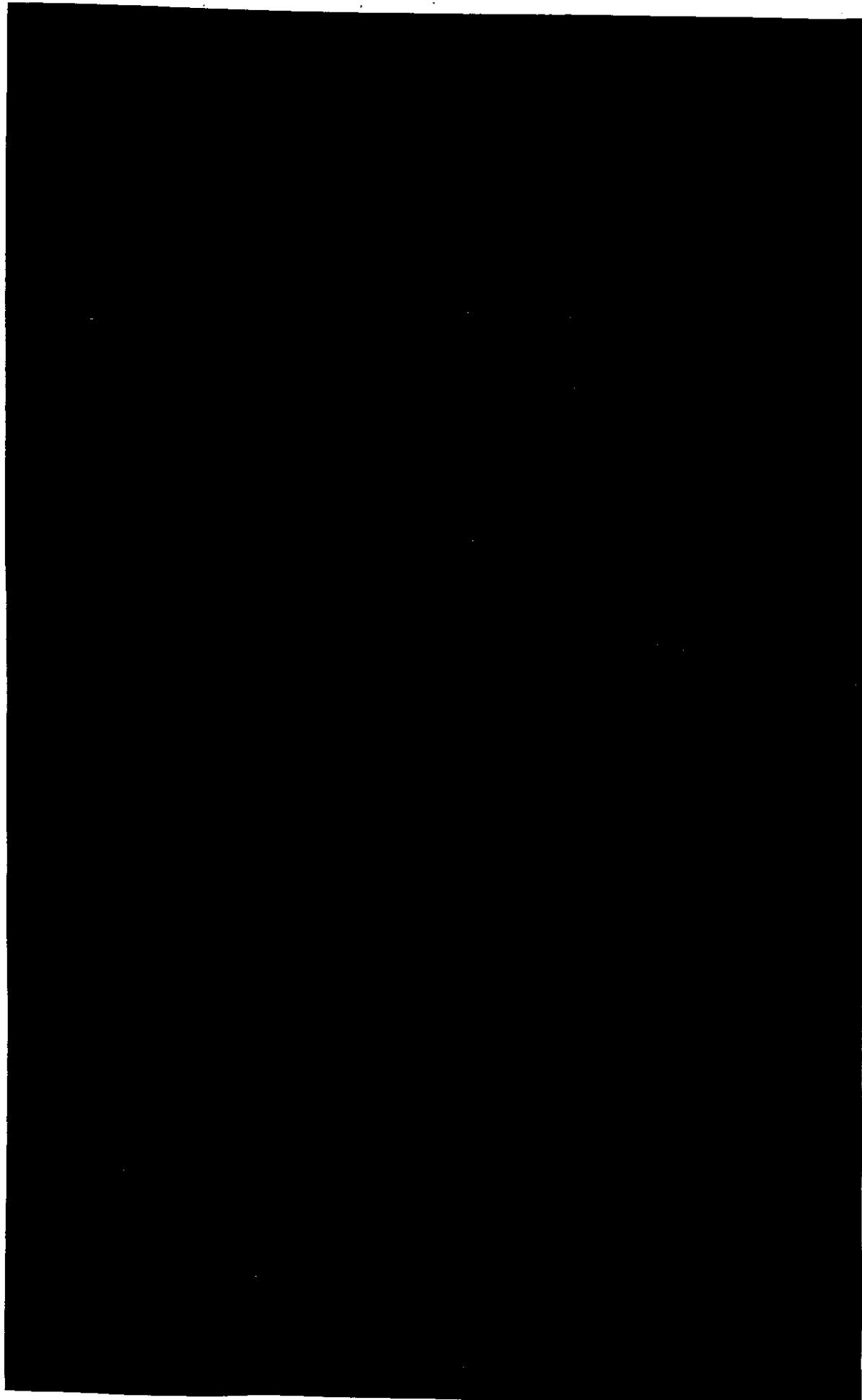
11/12/15



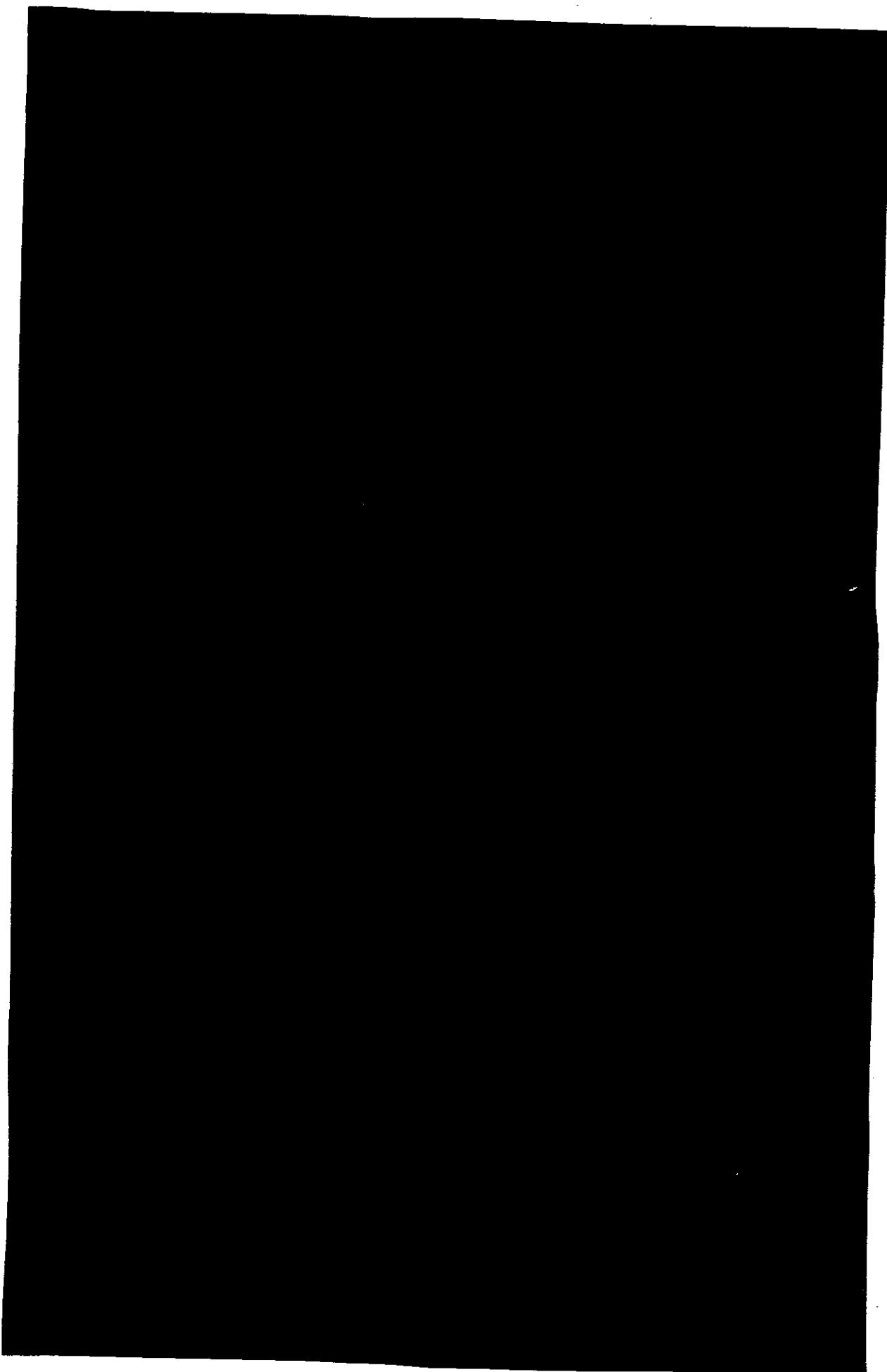
11/12/15



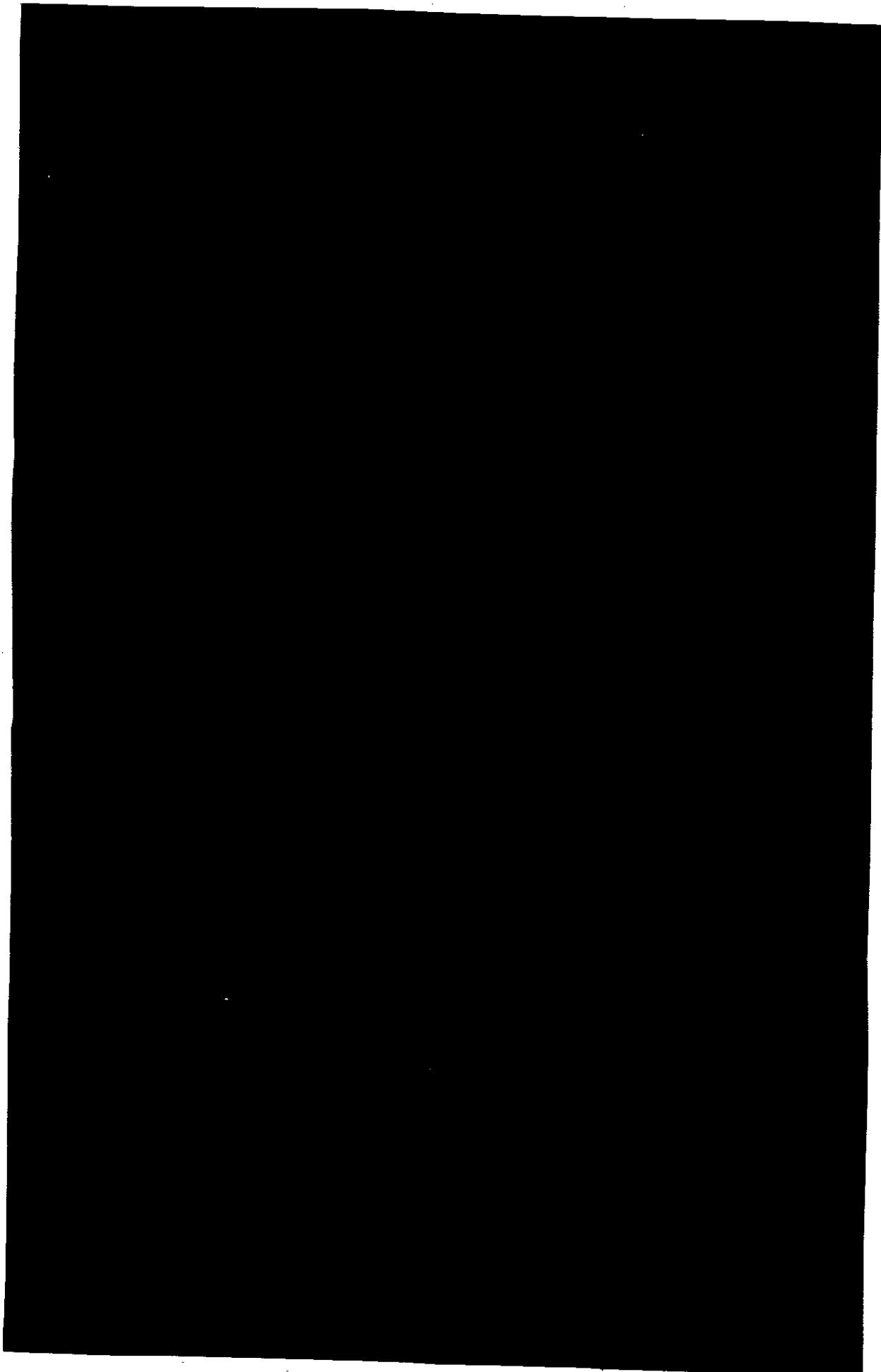
11/12/15



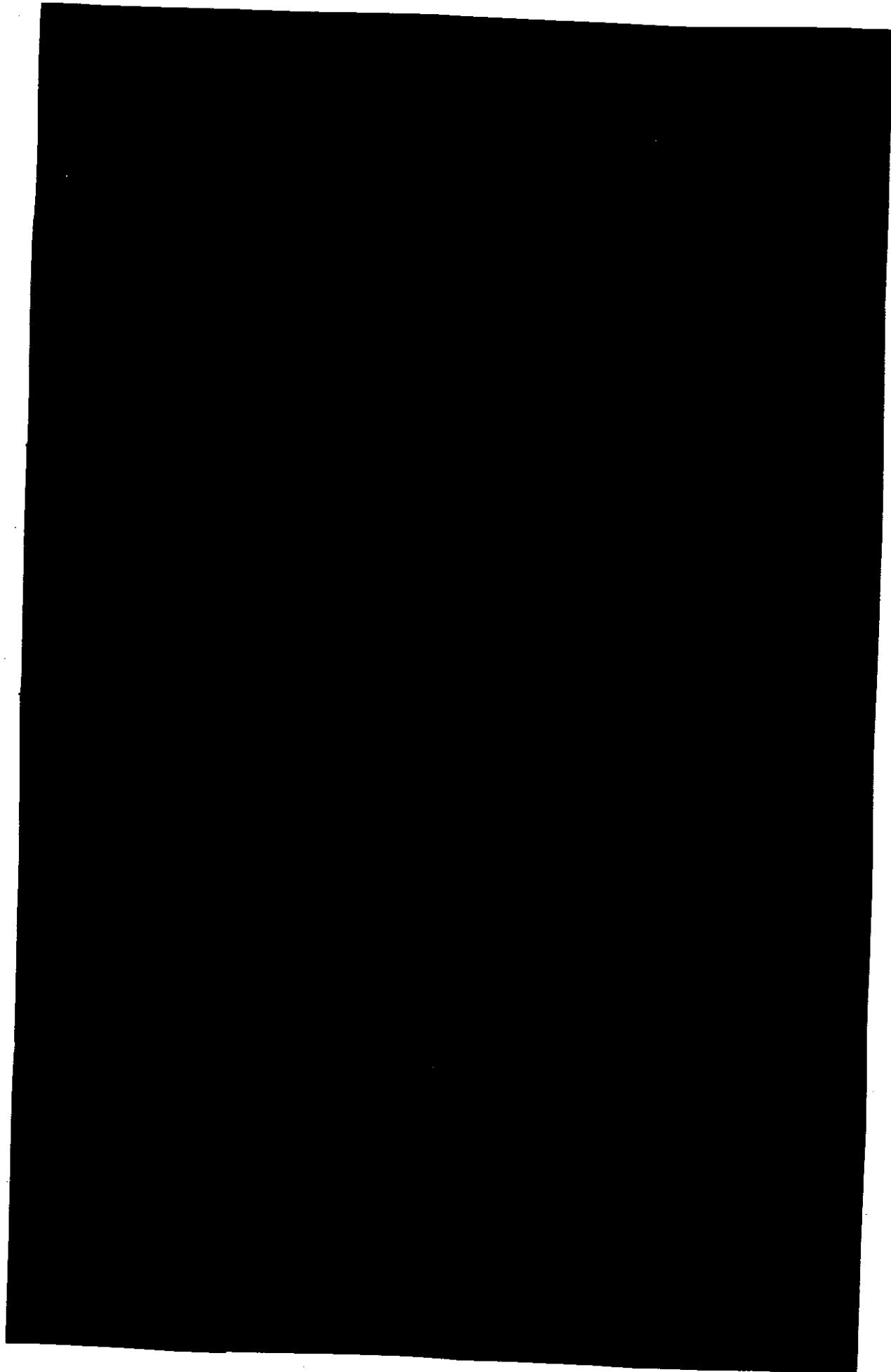
11/12/15



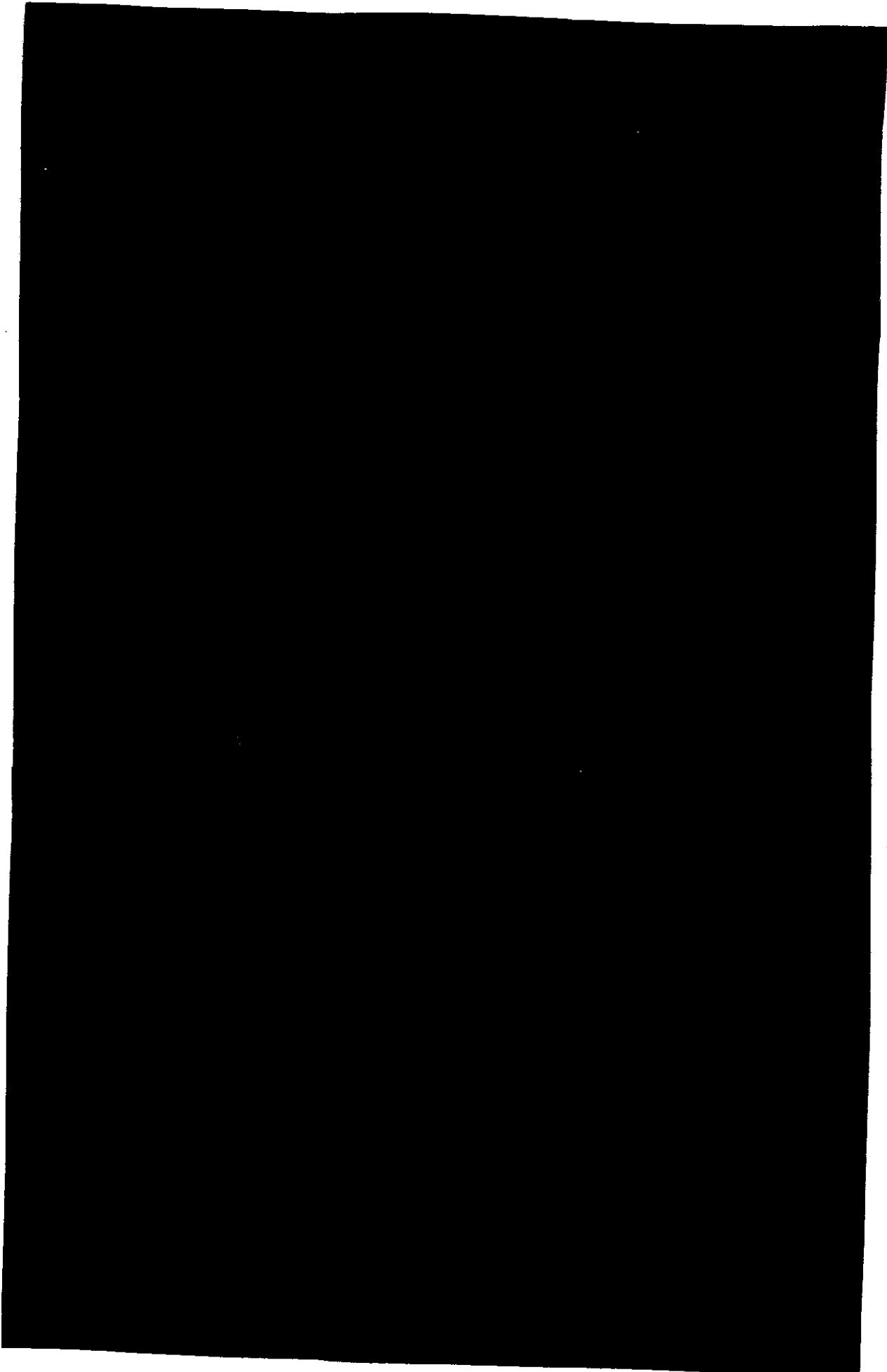
11/12/15



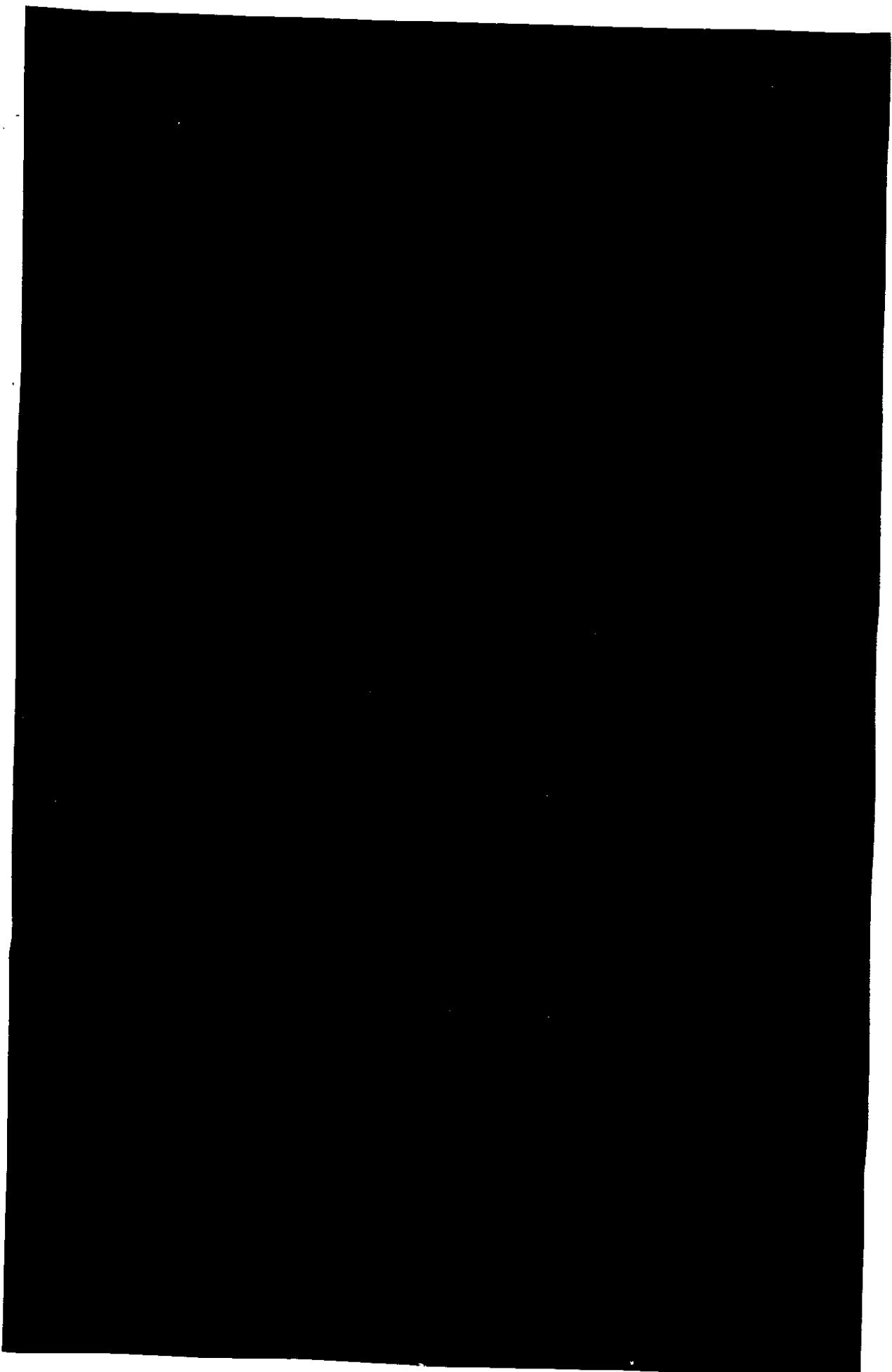
11/12/15



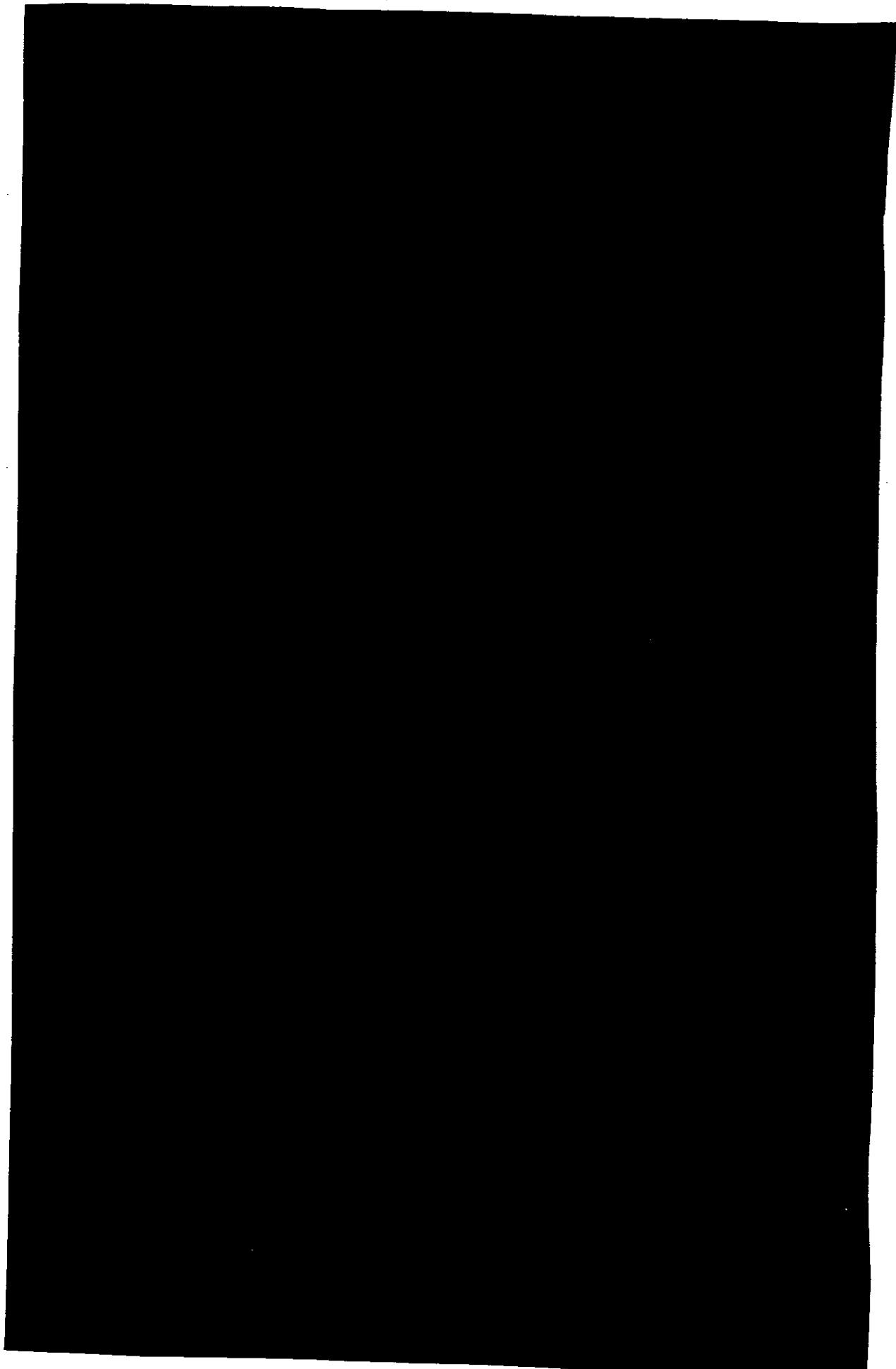
11/12/15



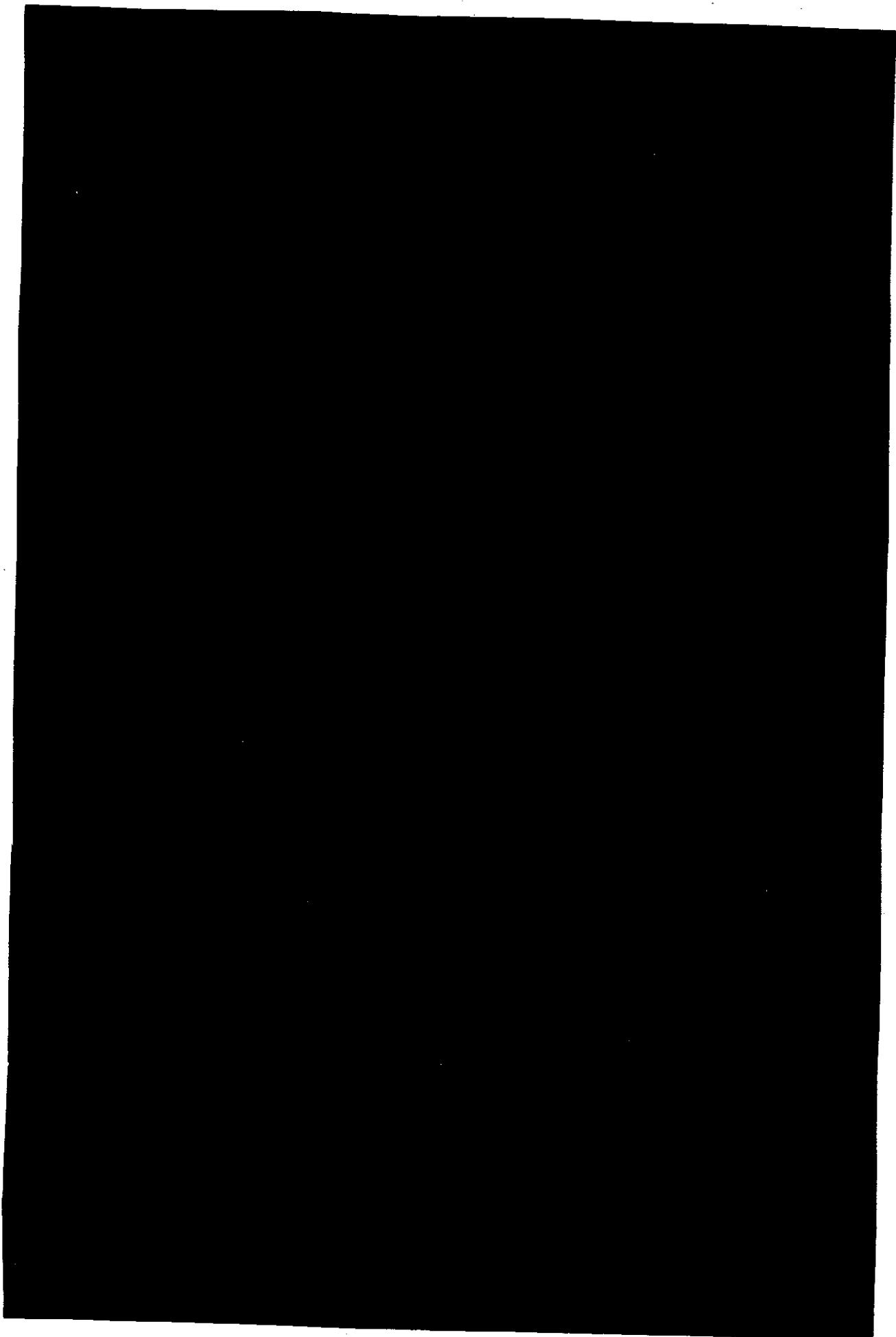
11/12/15



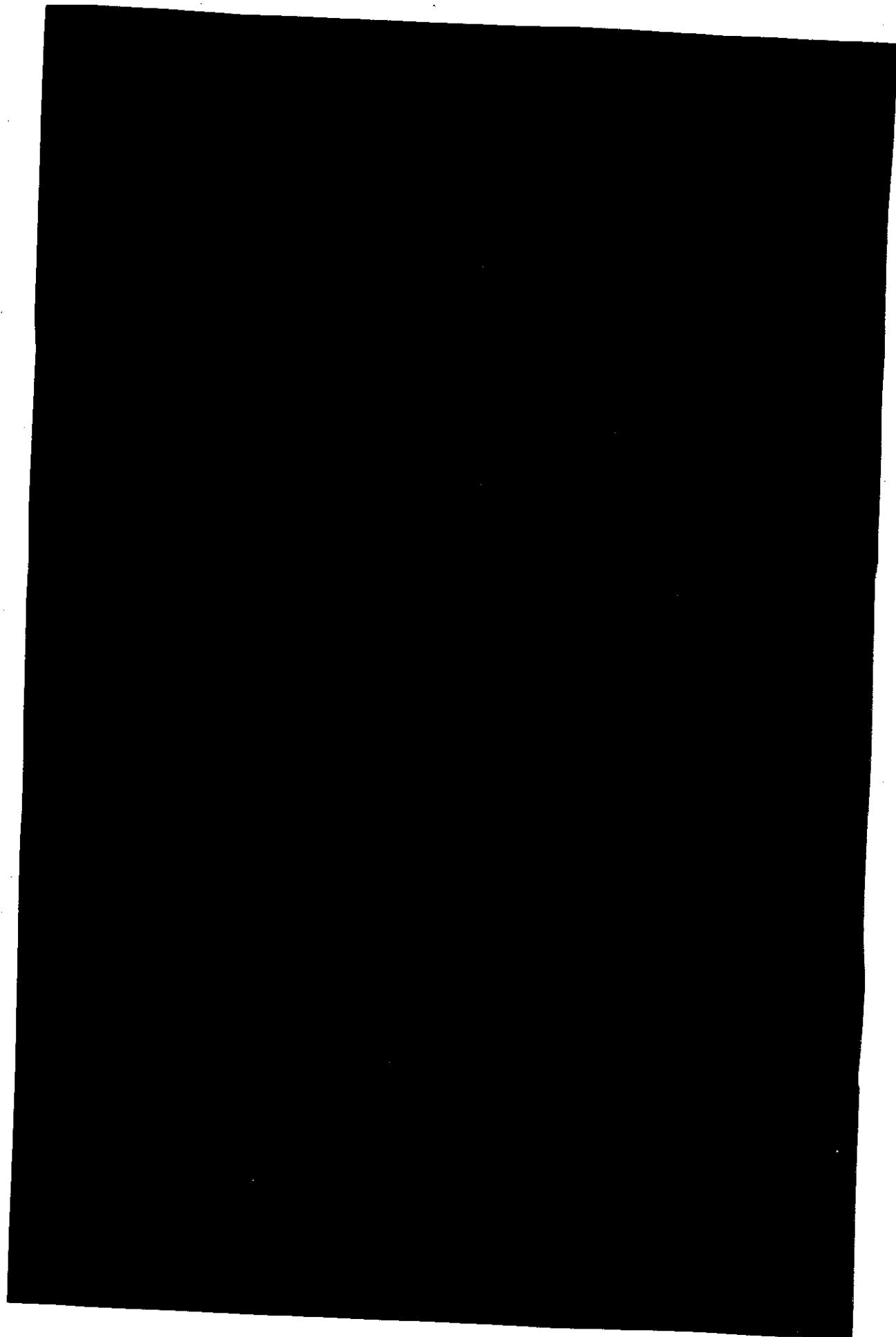
11/12/15



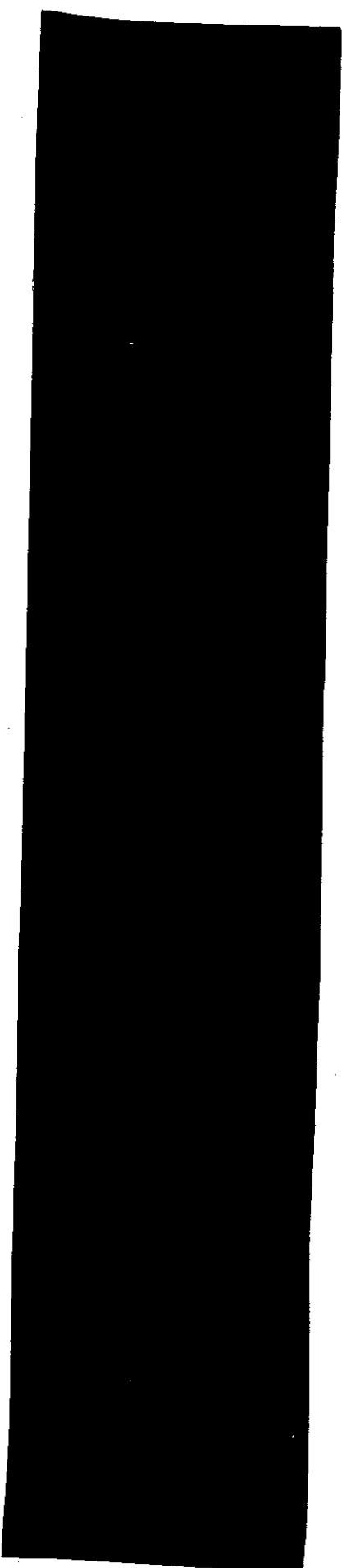
11/12/15



11/12/15



11/12/15



【別紙】

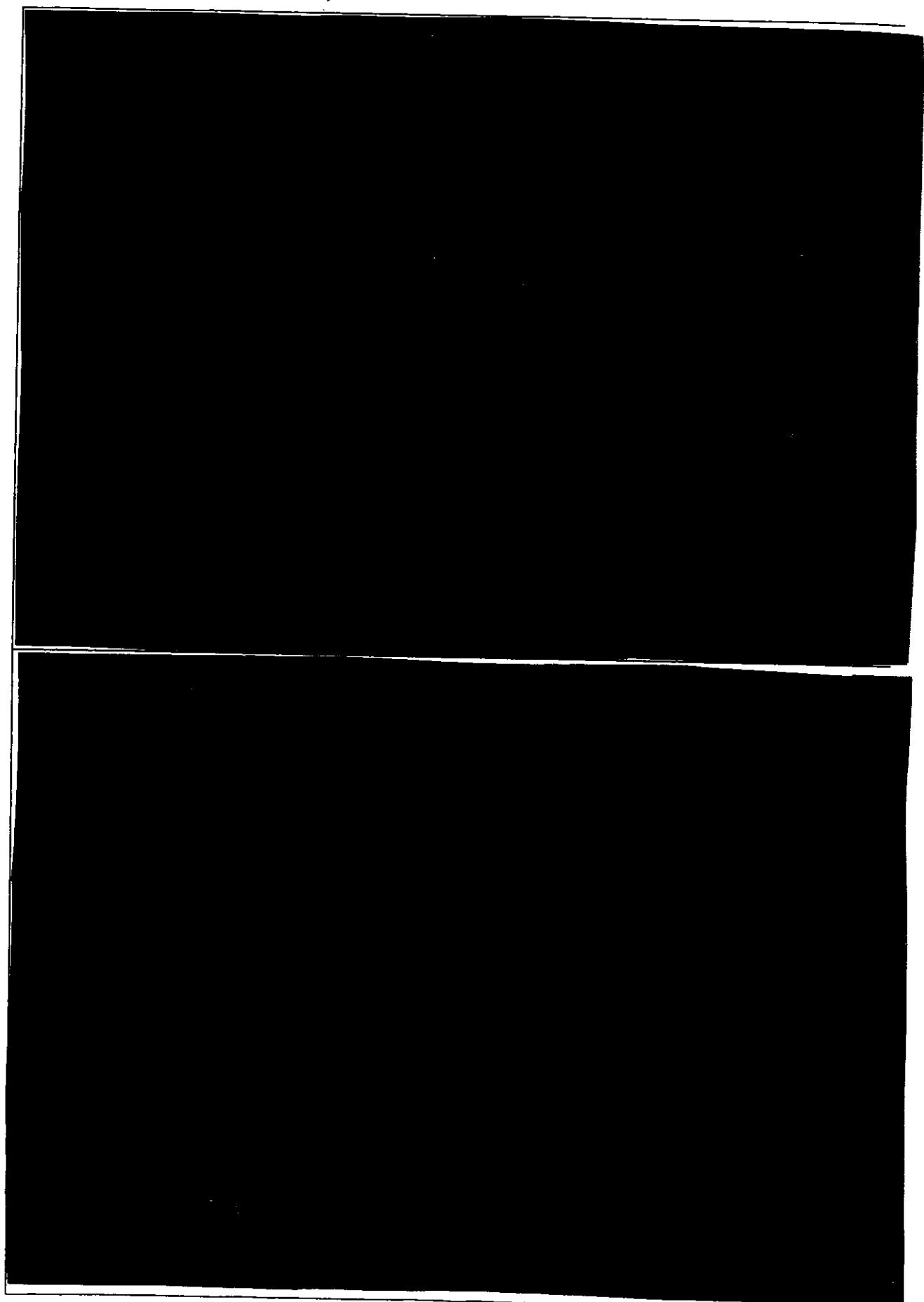
別表第一号の規定振りについて

憲法評議會

(読替え前)

(読替え後)

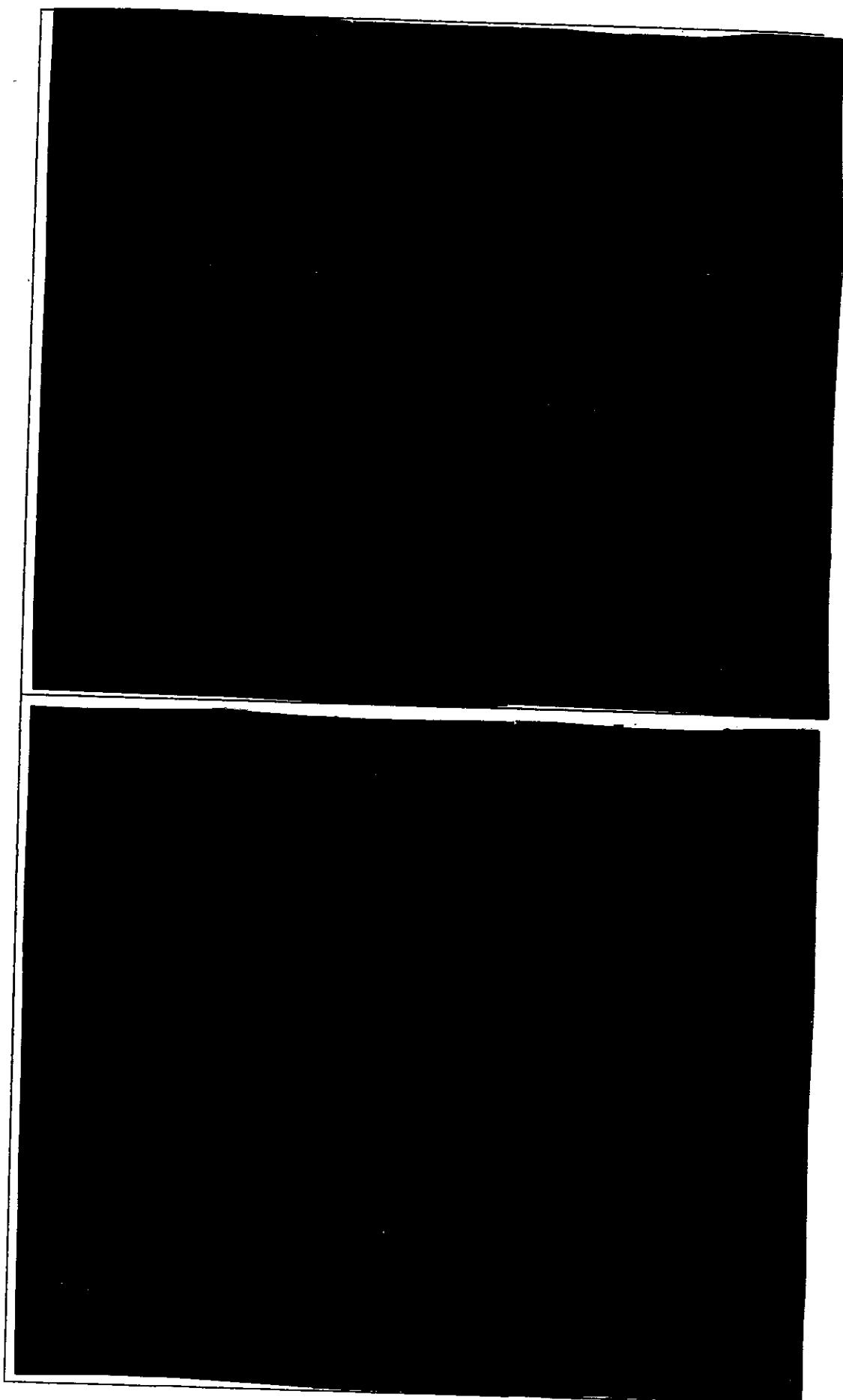
11/12/15



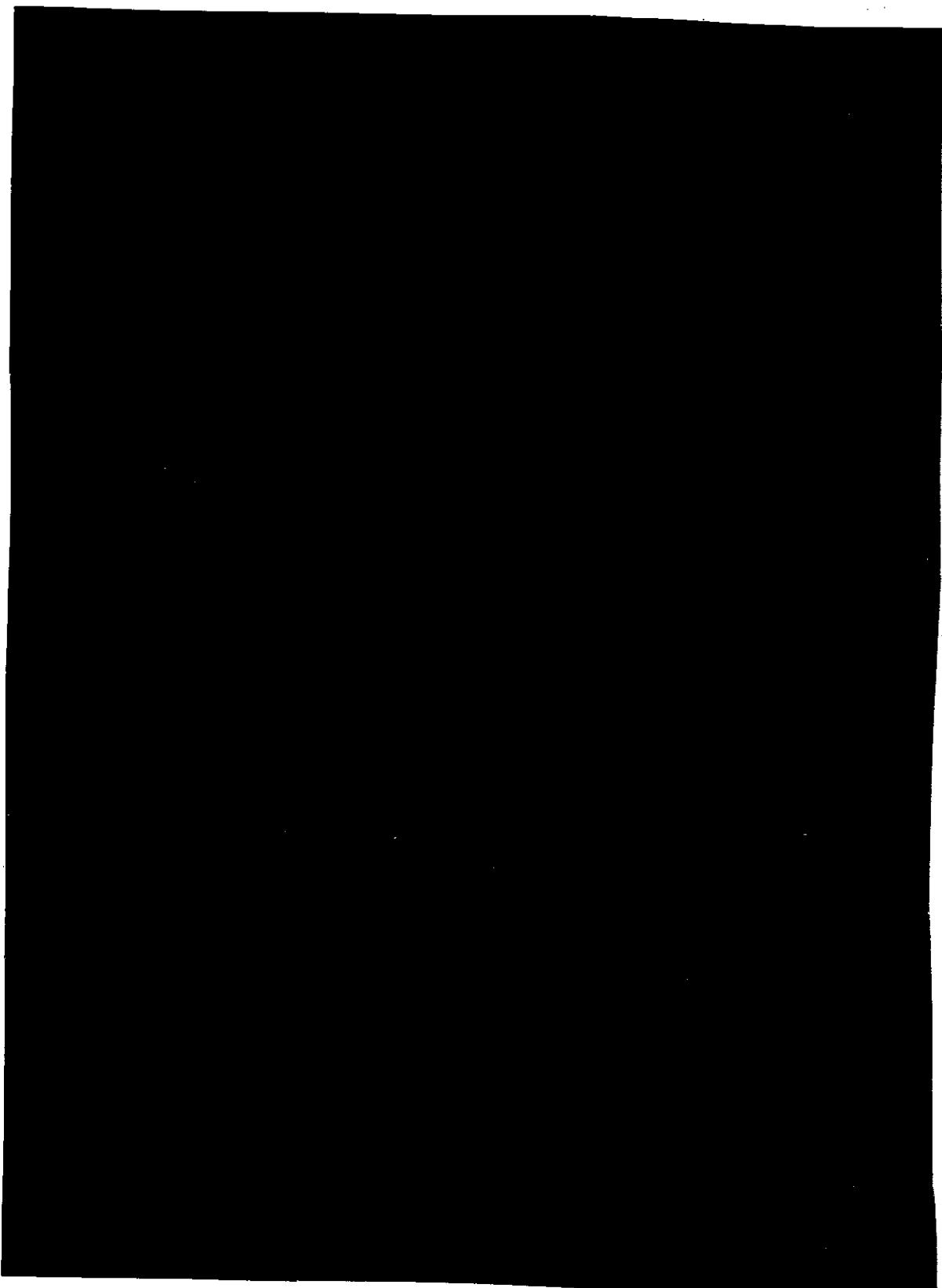
適性評価

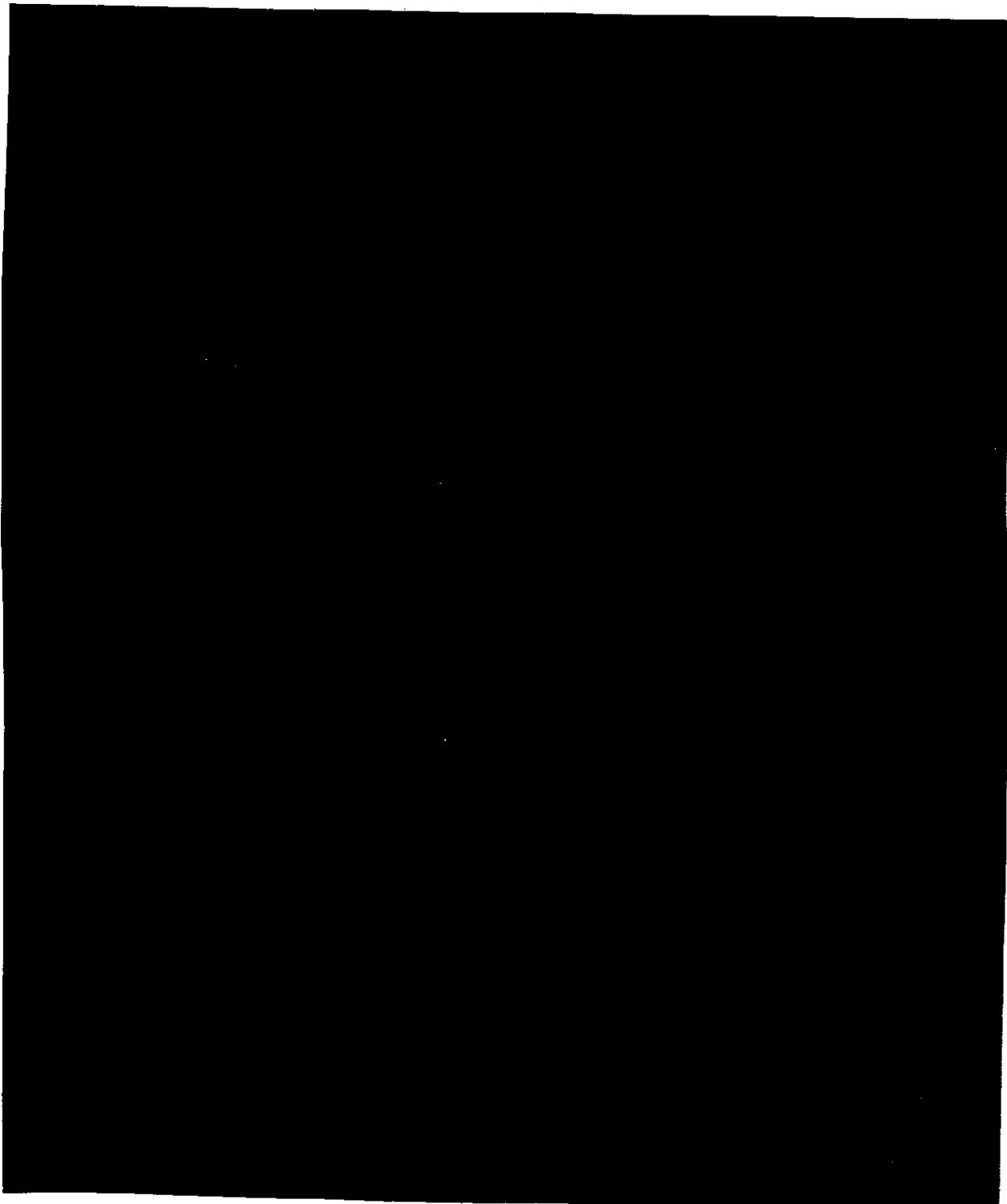
(読替え前)

(読替え後)

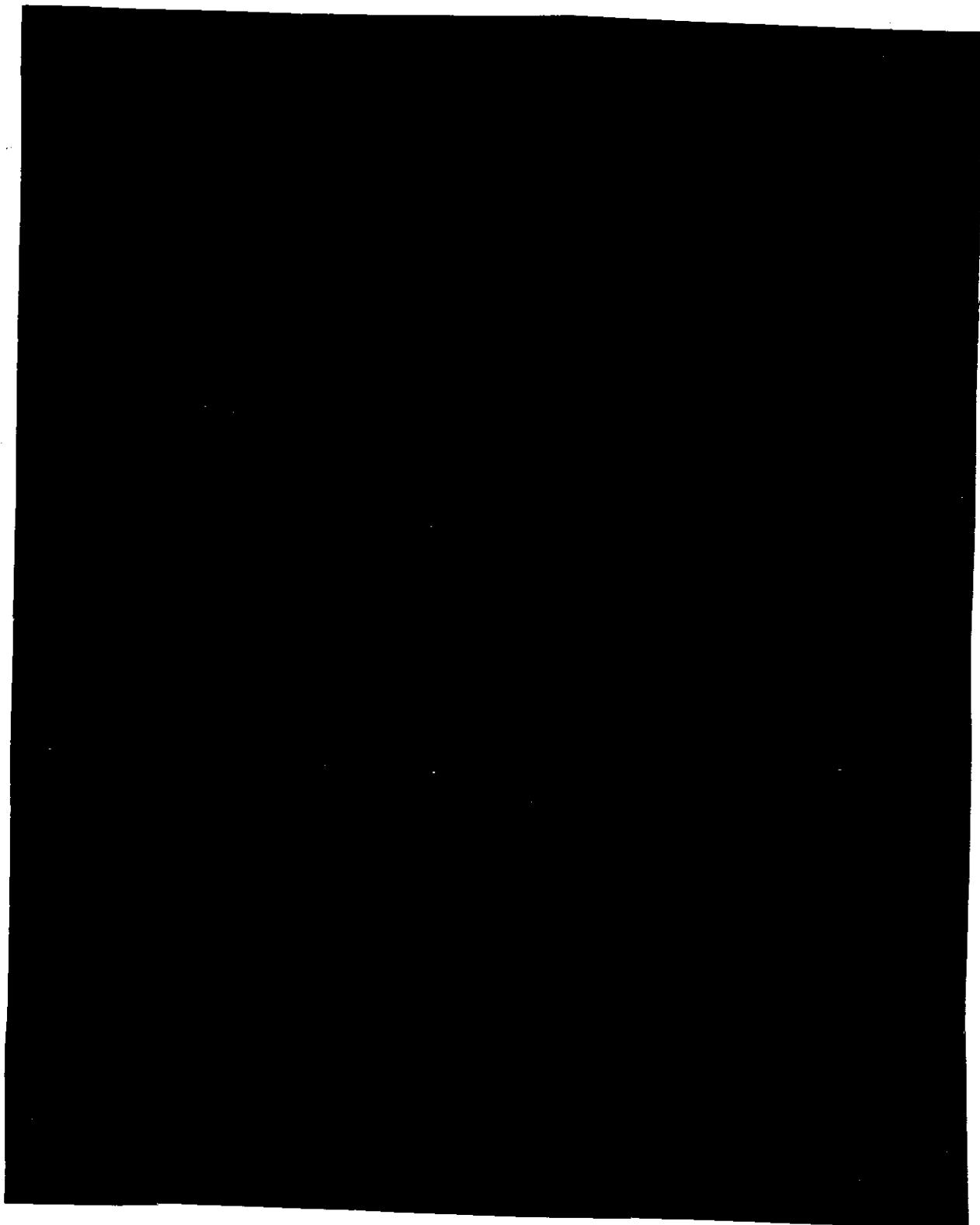


指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について（案）

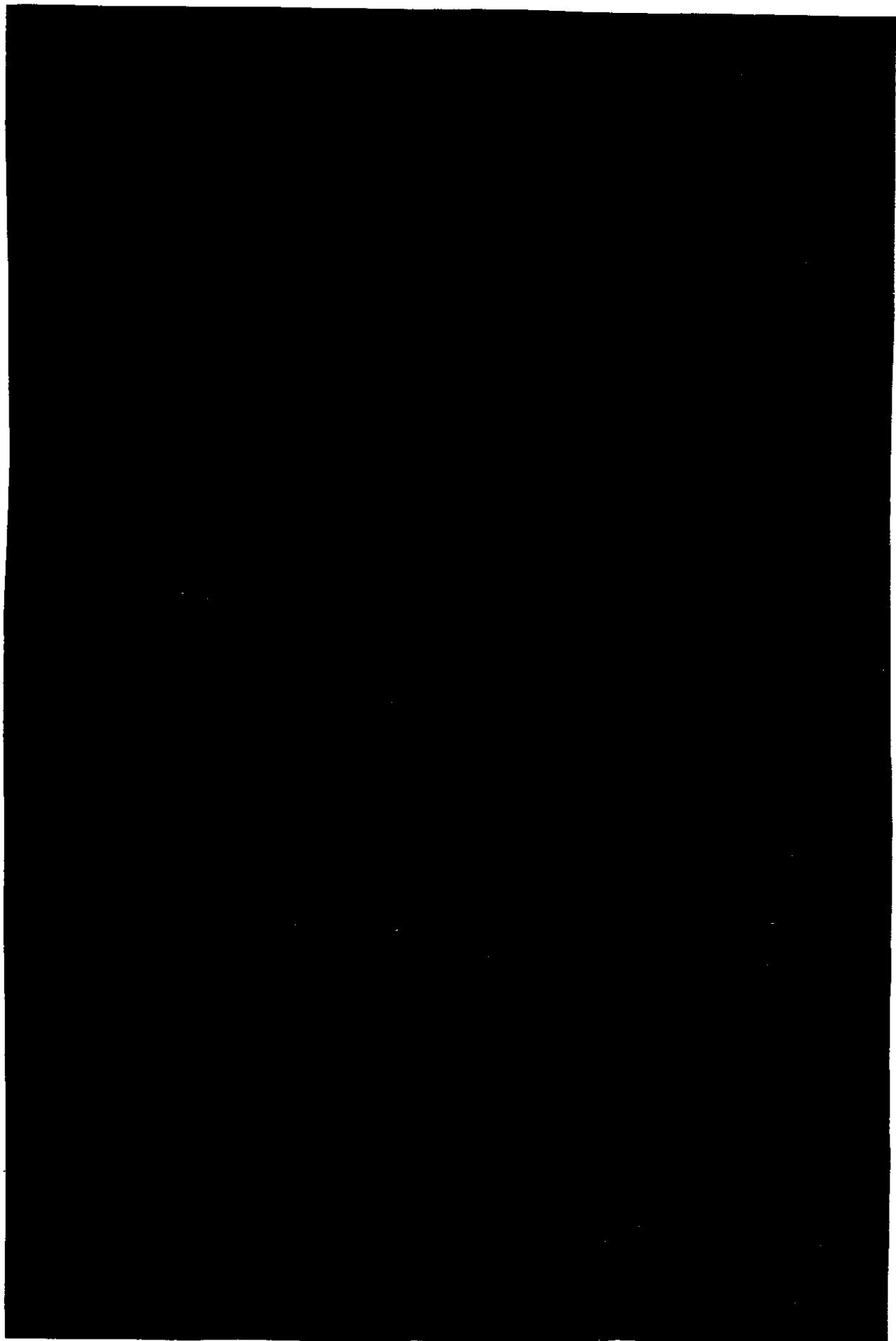




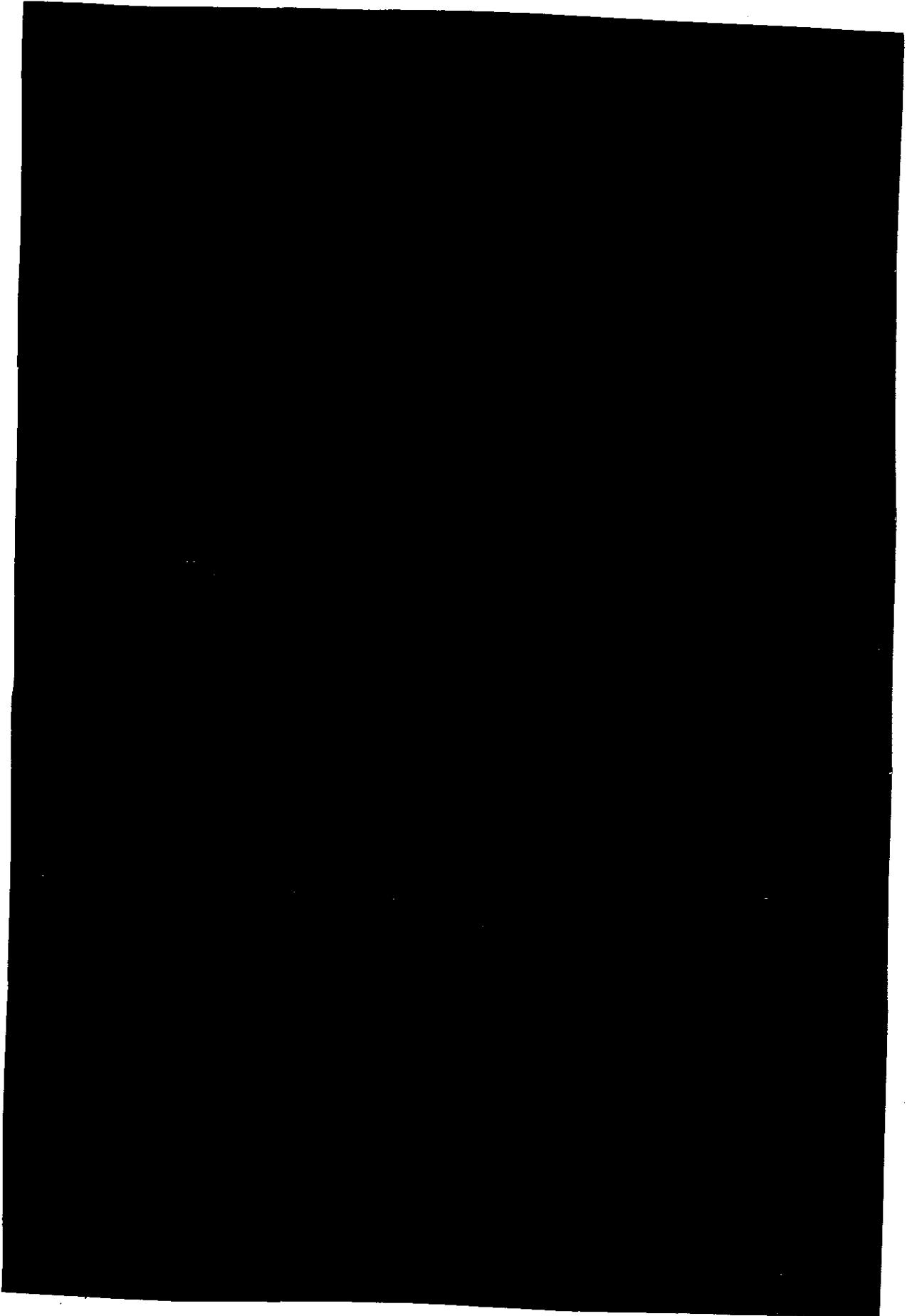
適性評価の対象外とする者について（案）

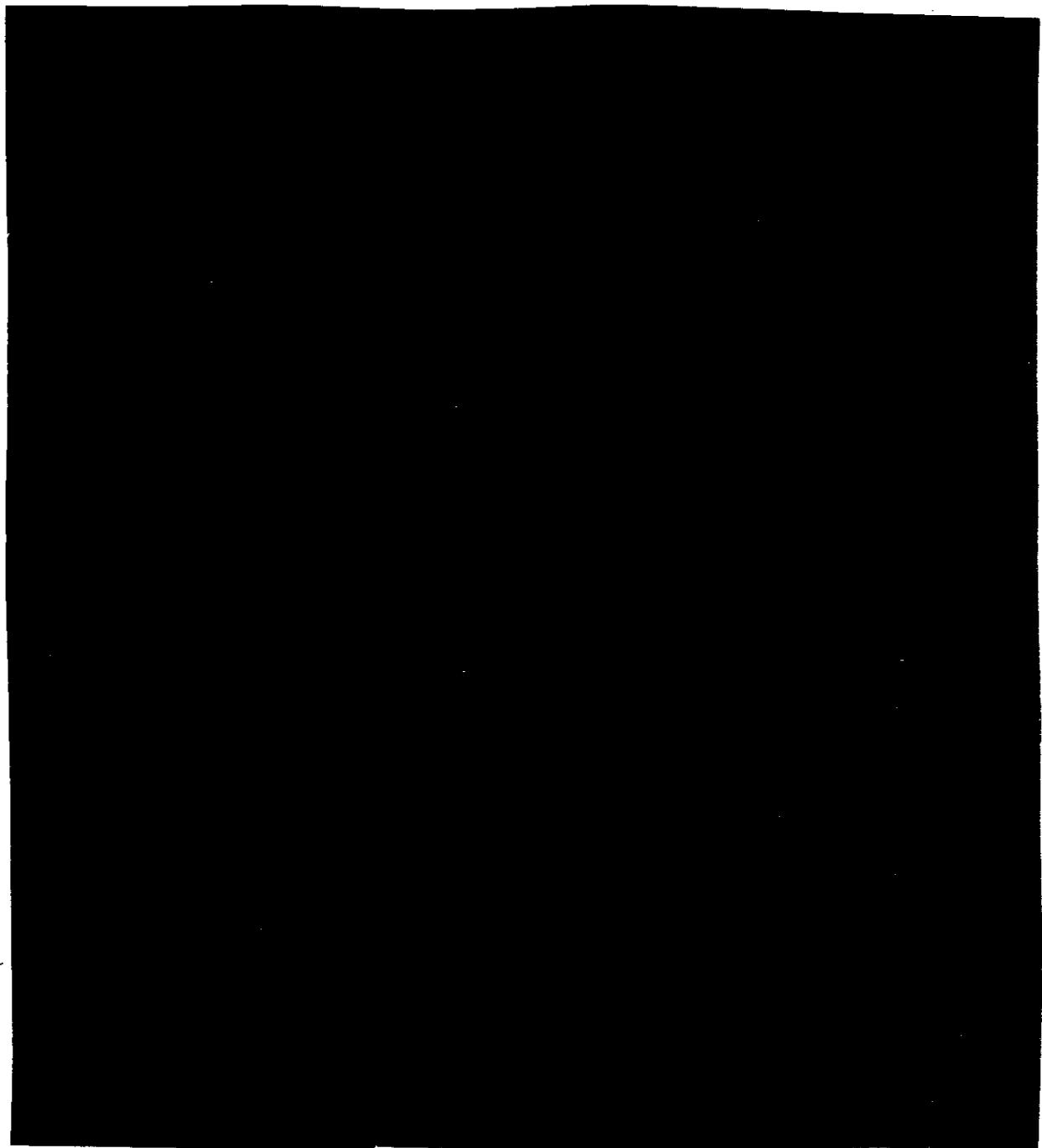


*1

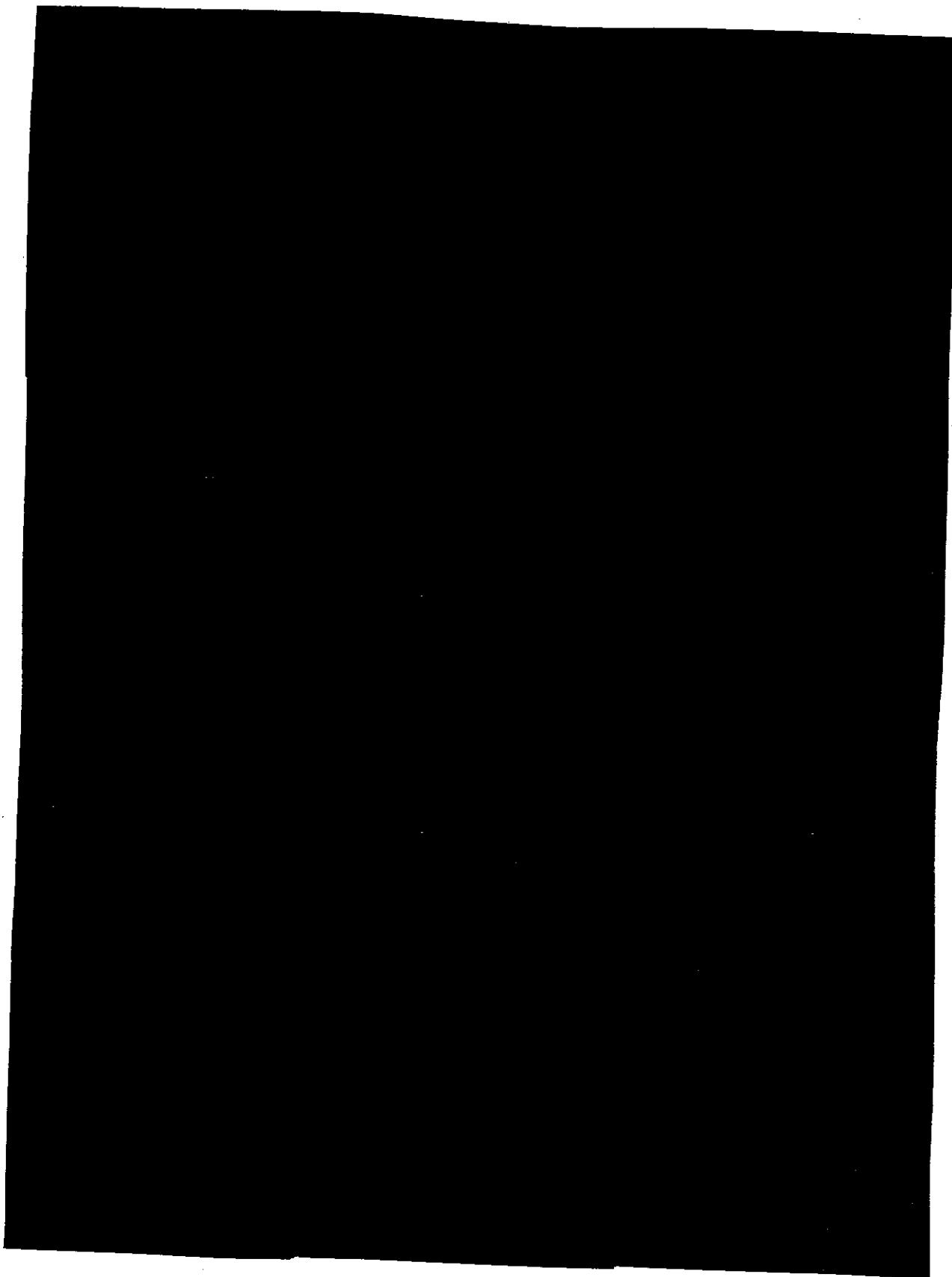


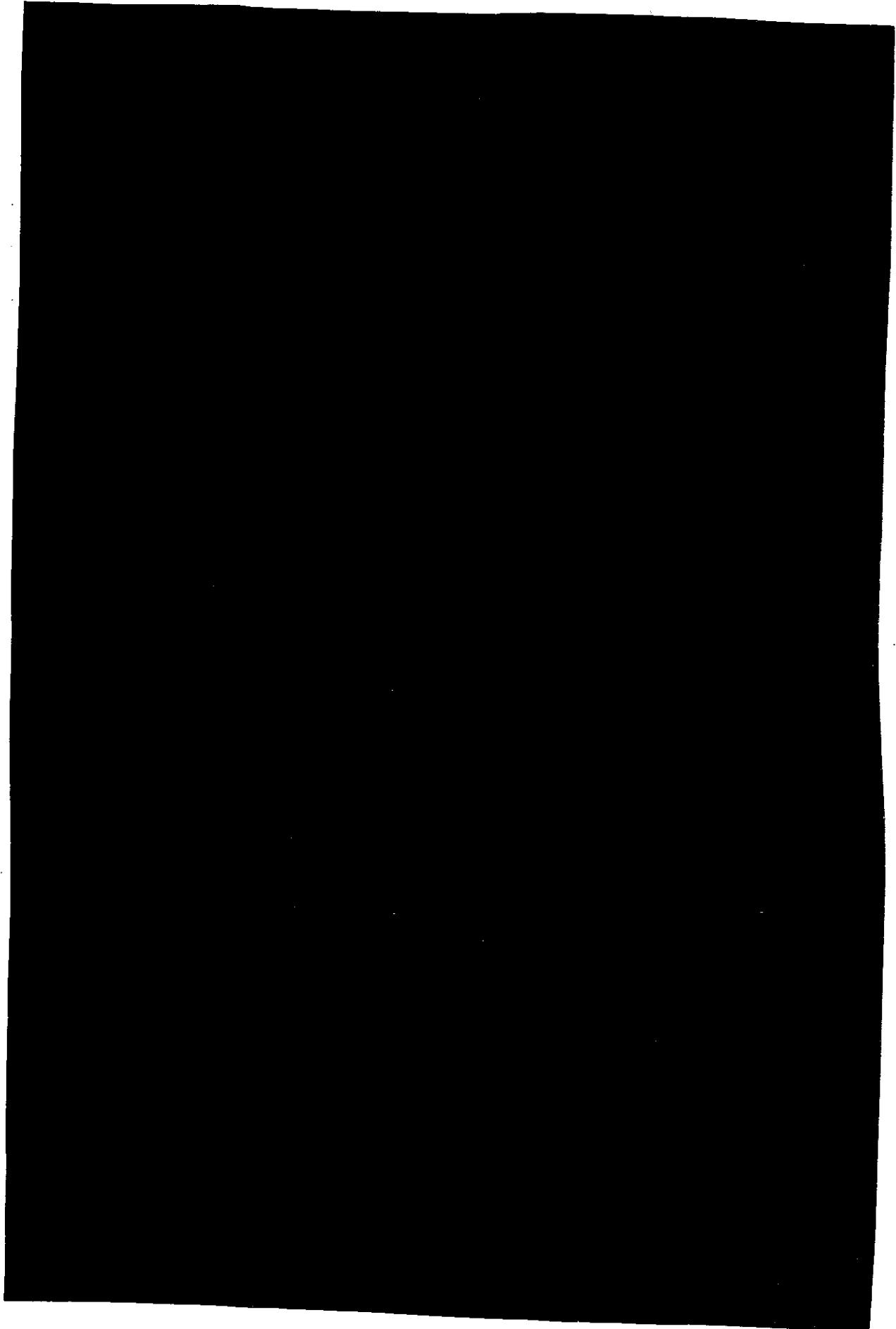
*1
*2
*3

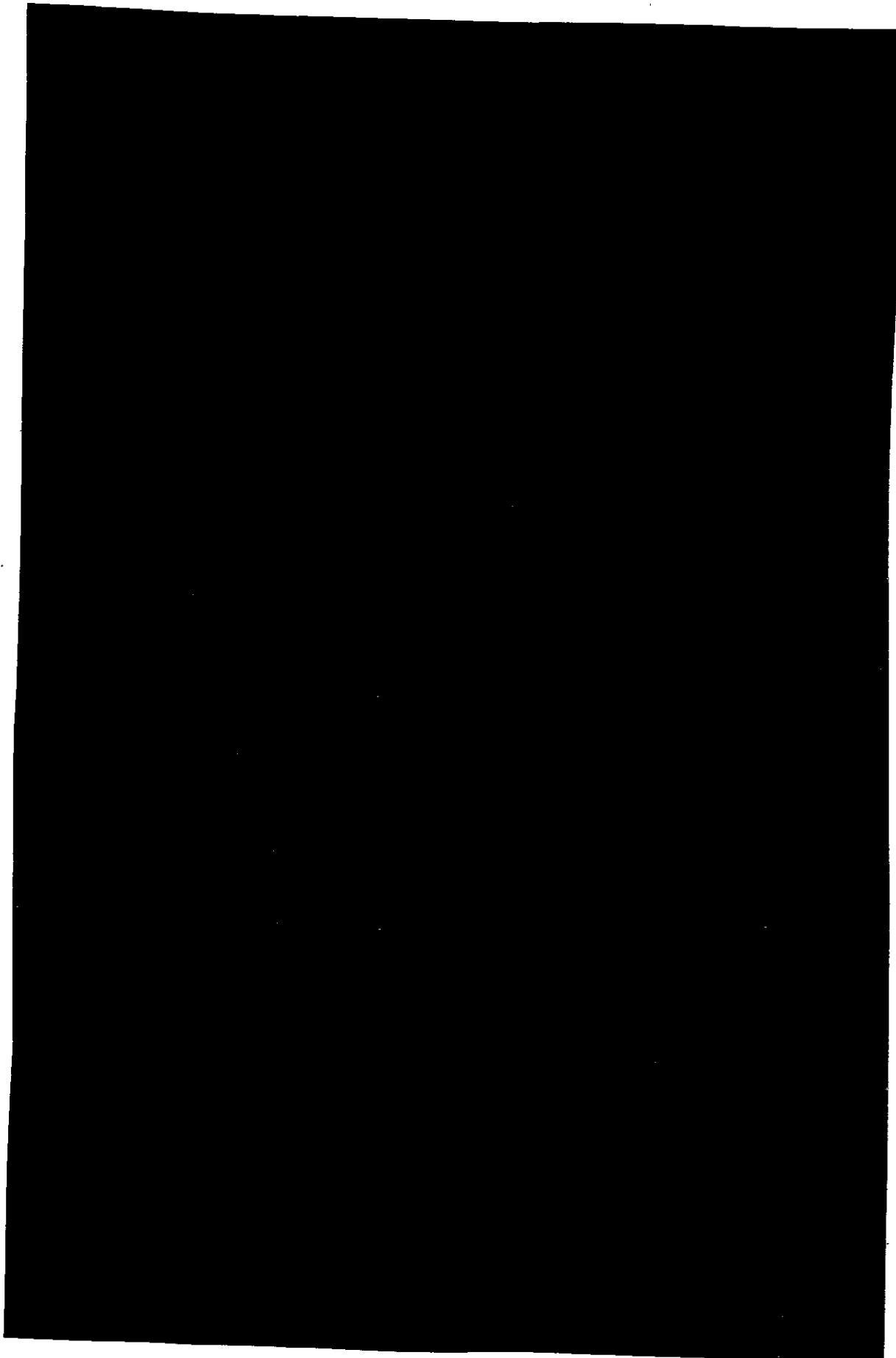


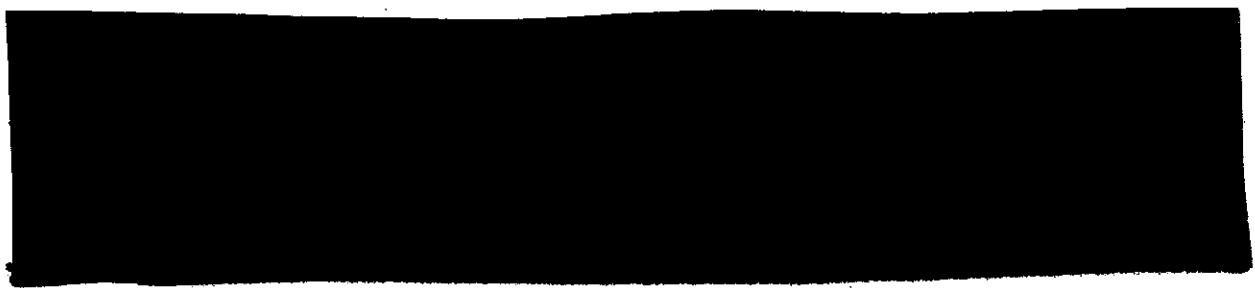


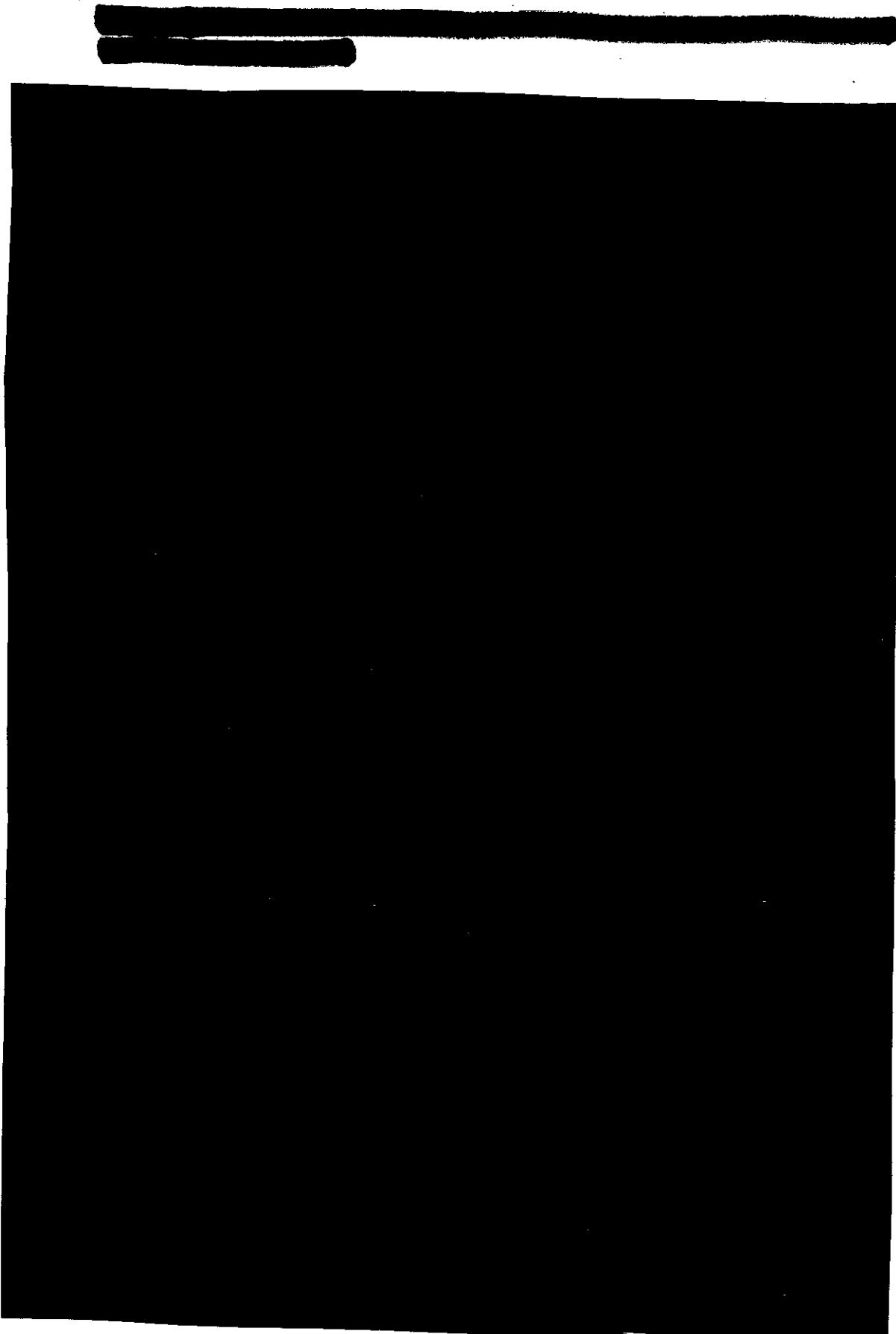
調査事項について（案）

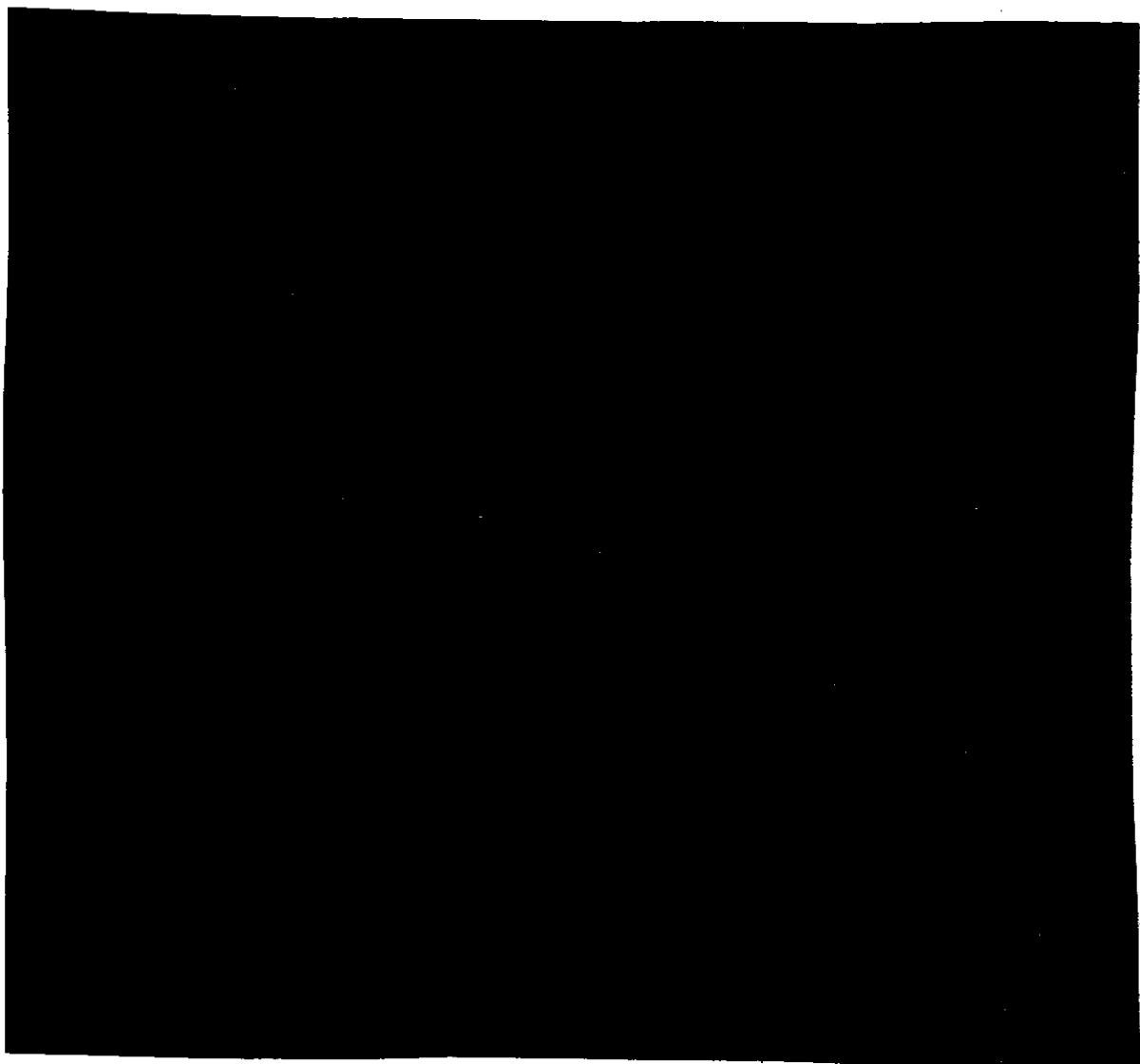




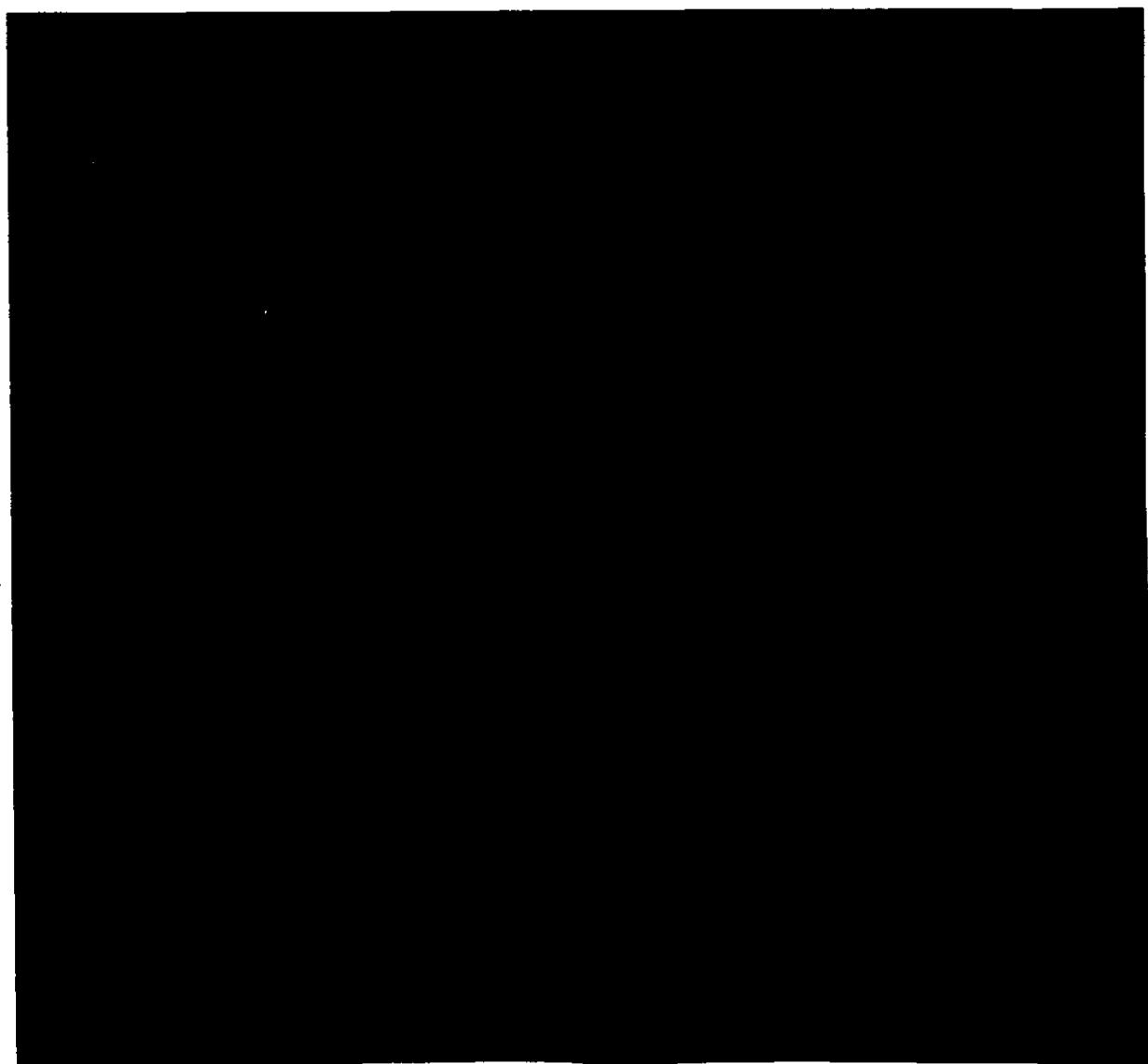








適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について（案）

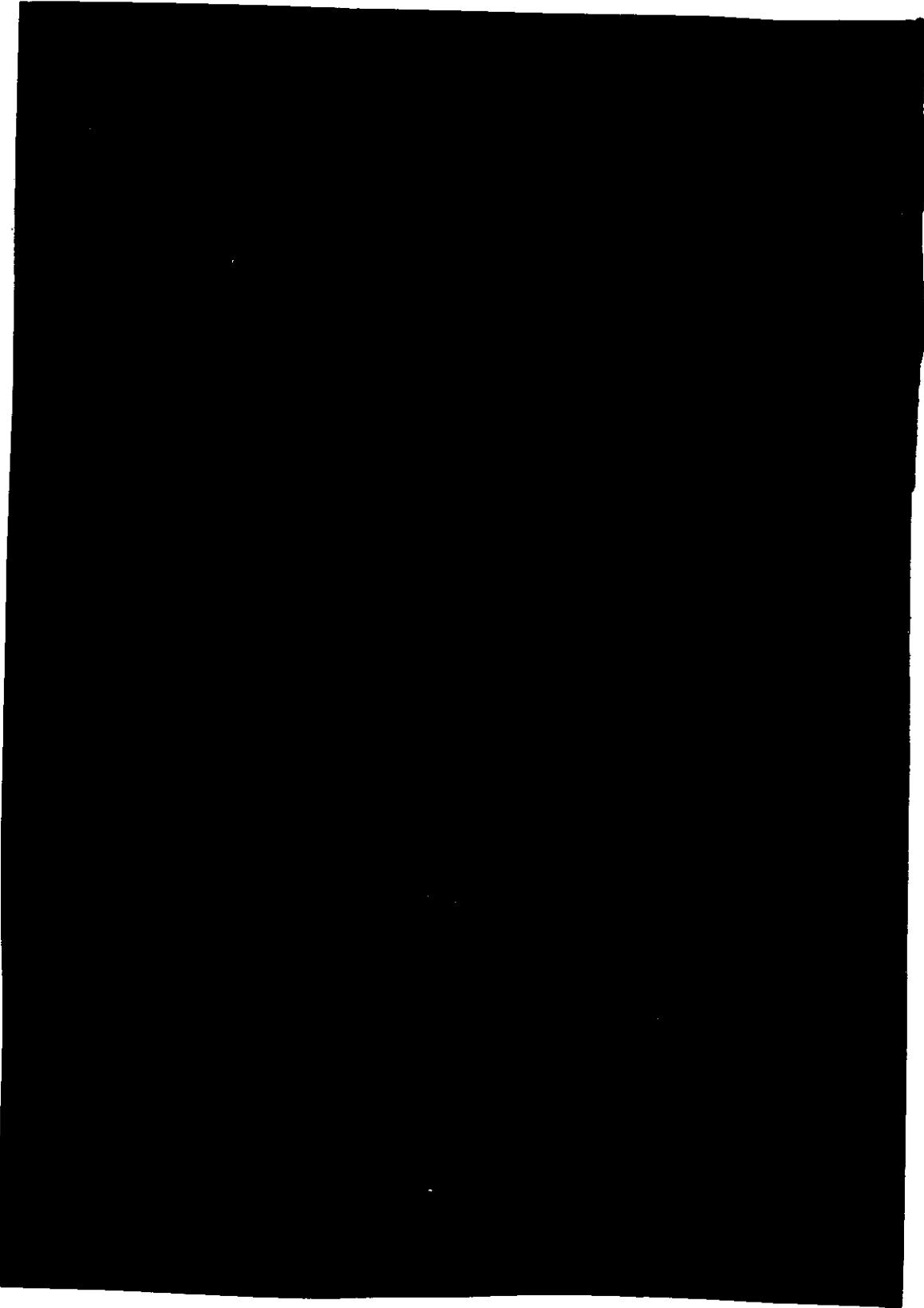


*1

*2

*3

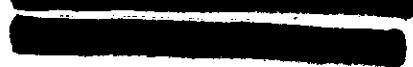
*1

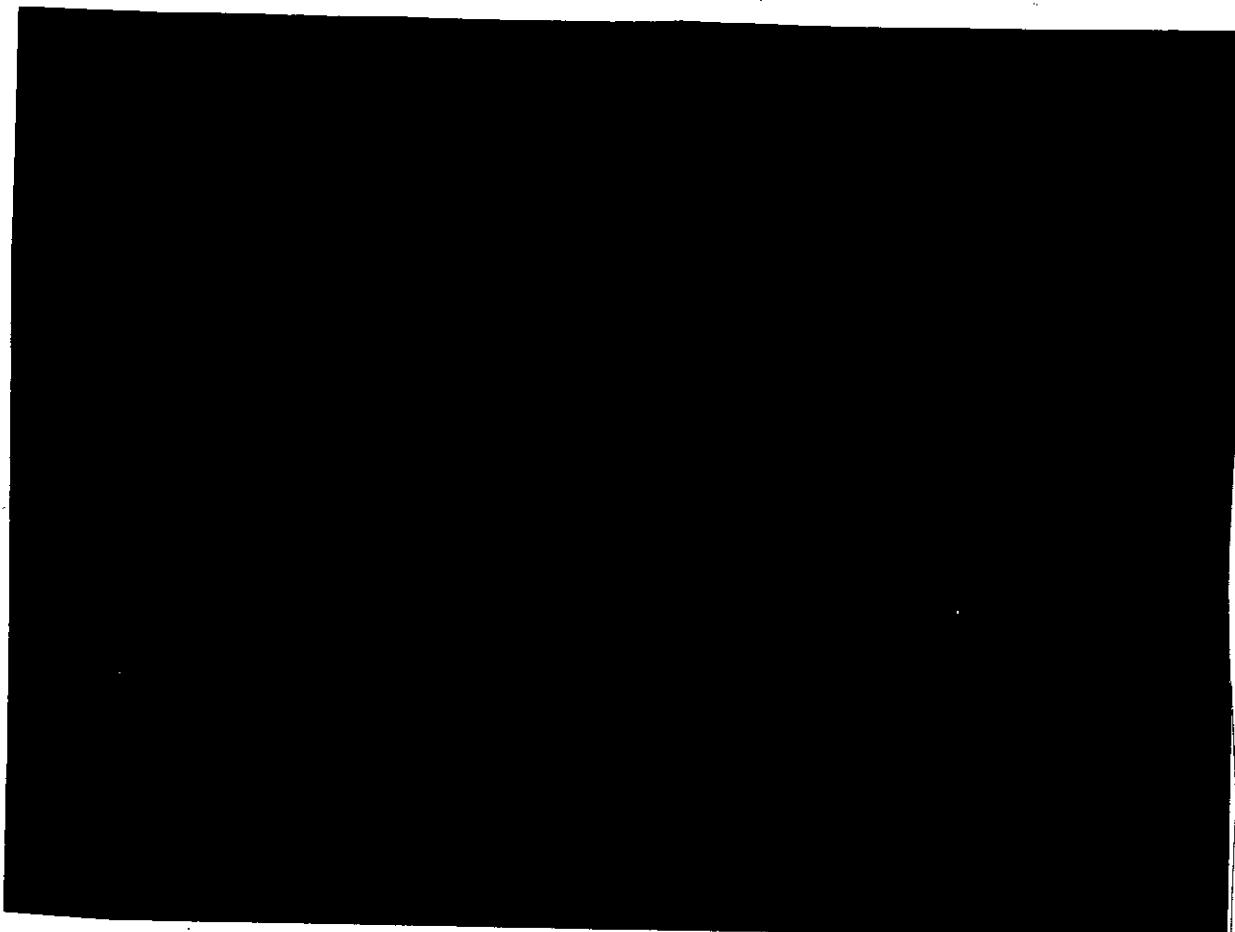


*2



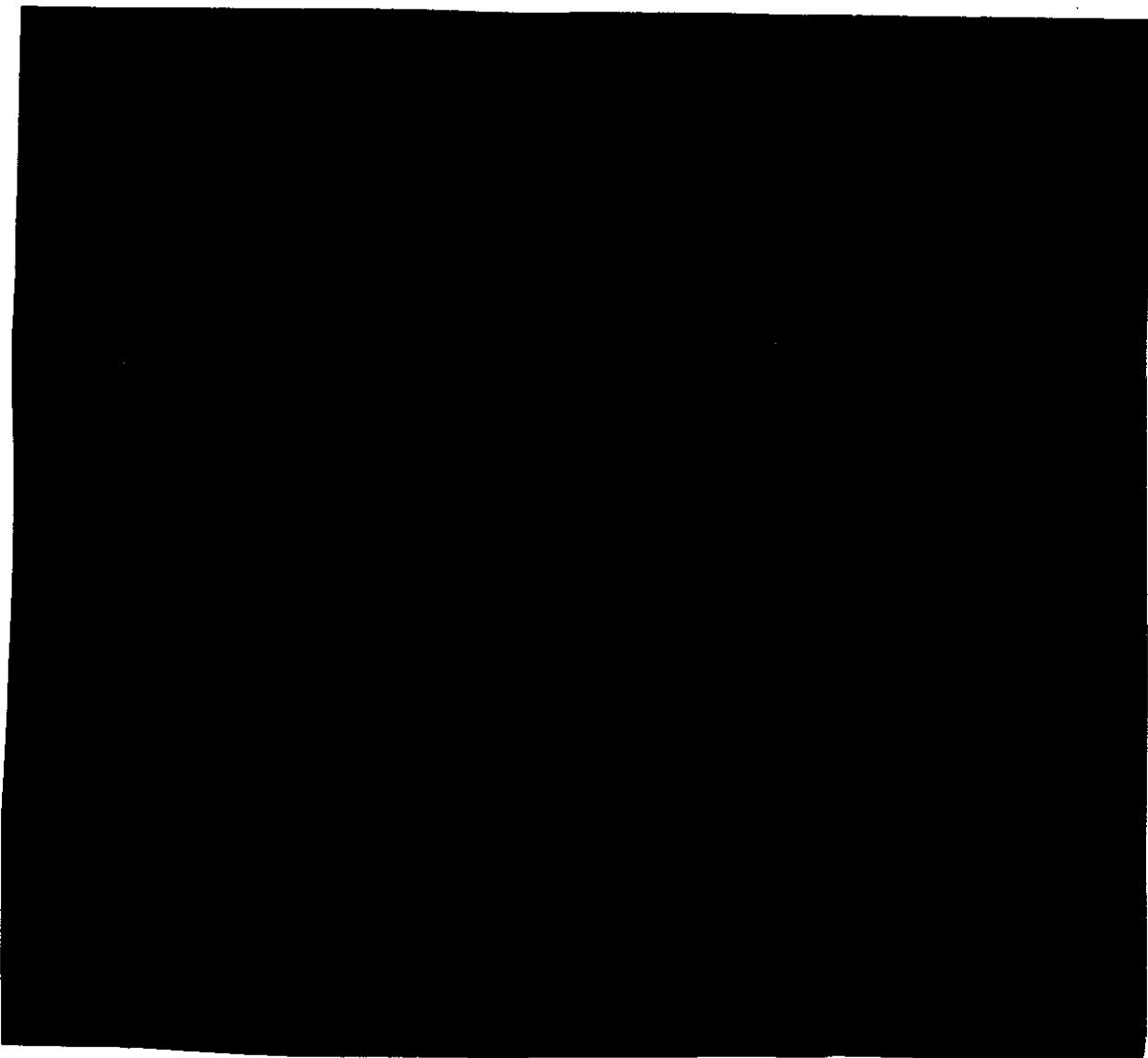
*3





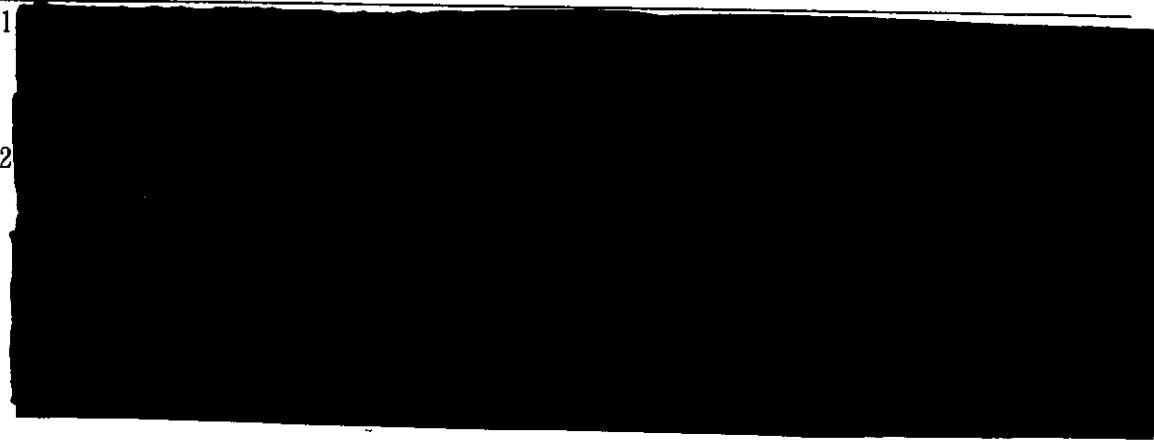
*1

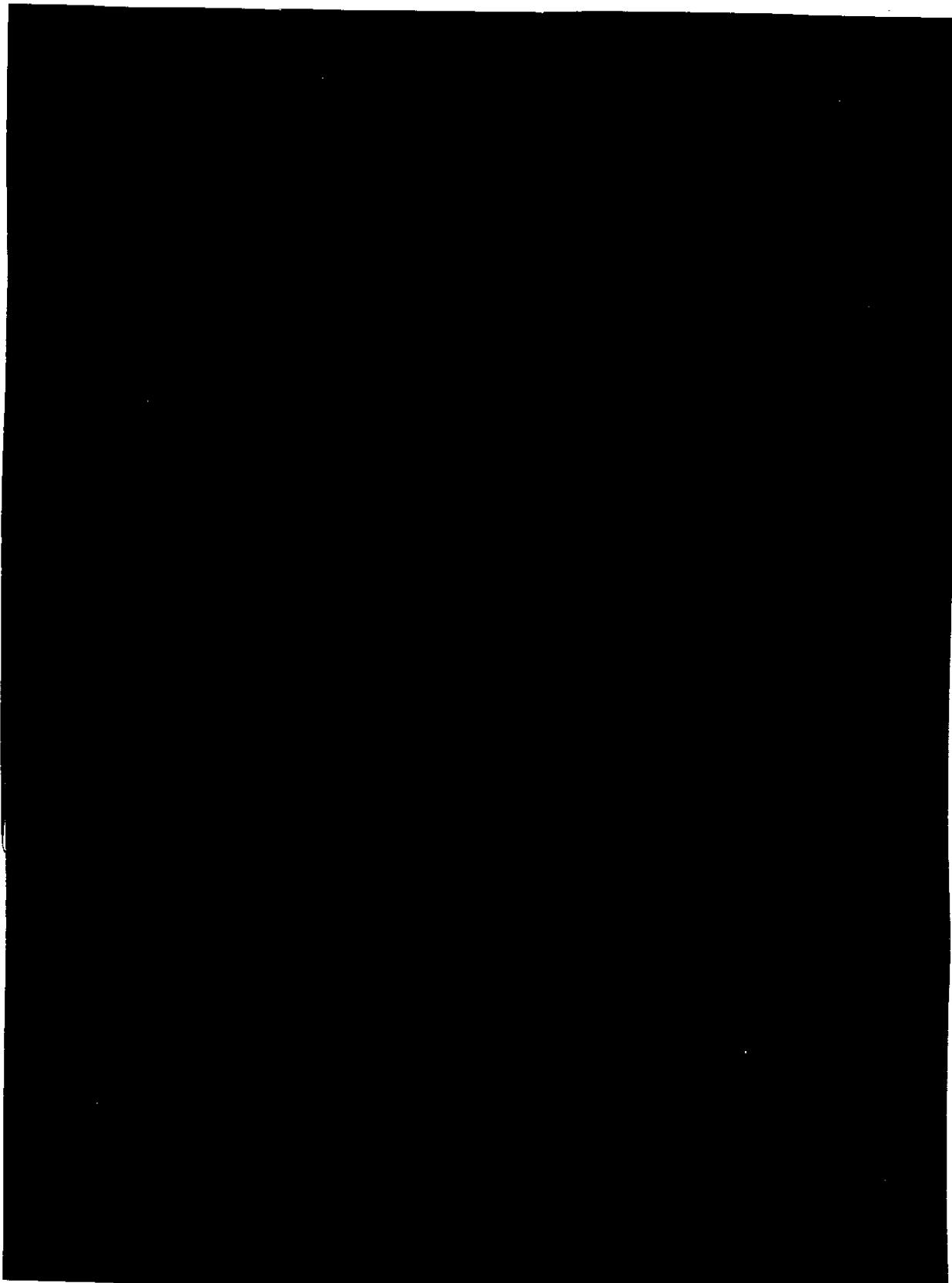
適性評価と法の下の平等との関係について（案）



*1

*2





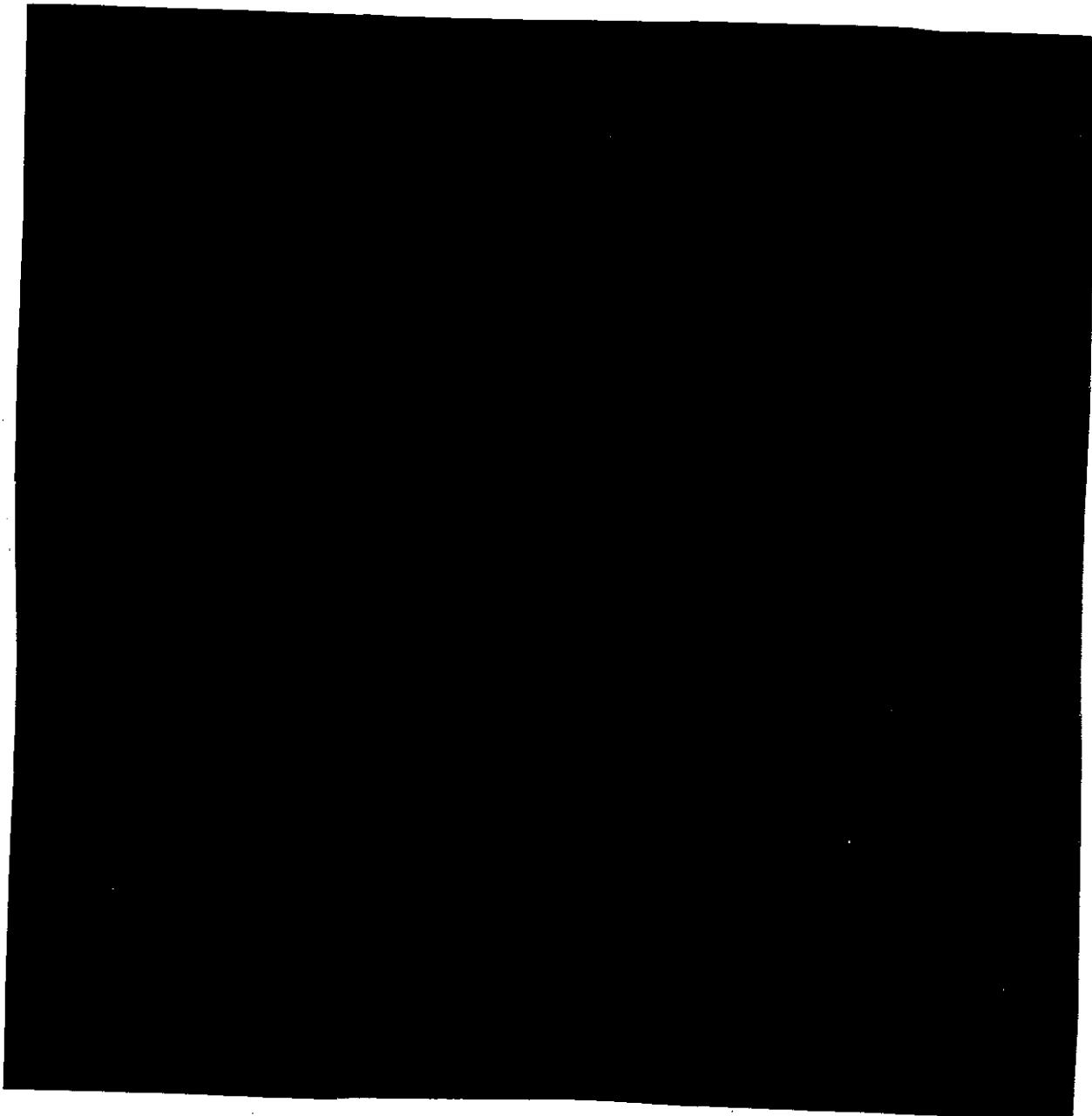
*1

*2

*3

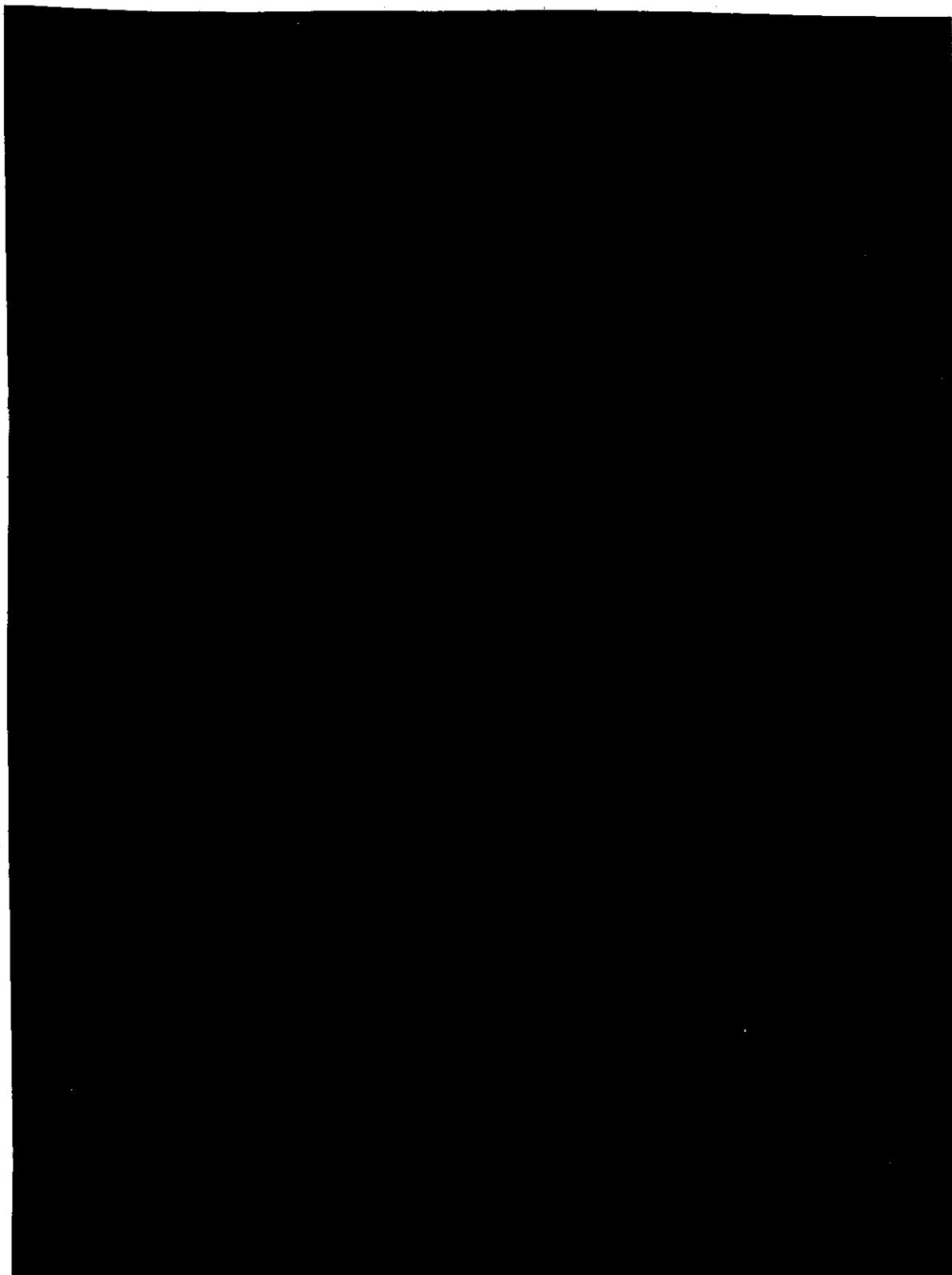


本法の附則において内閣法の一部を改正することについて（案）

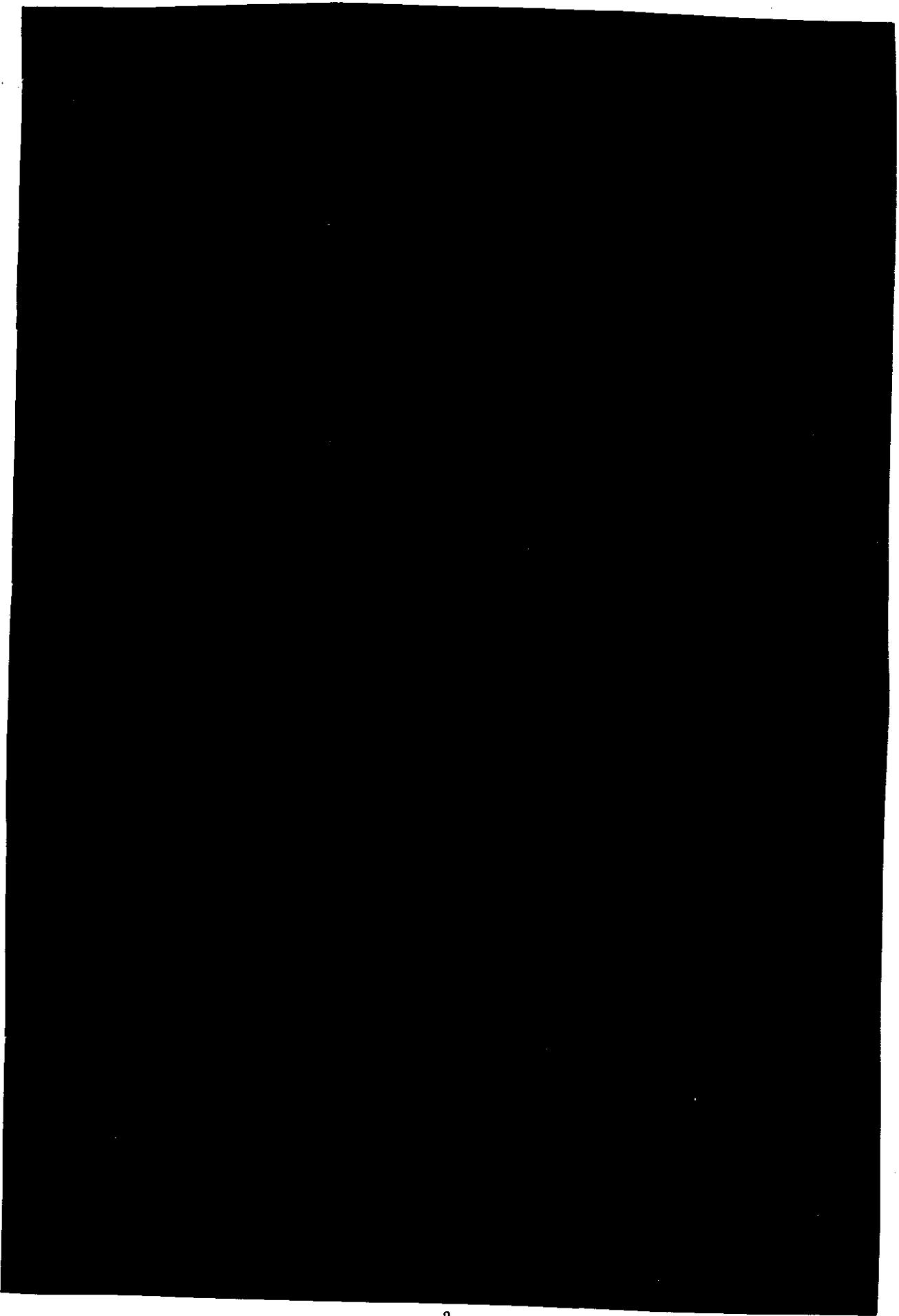


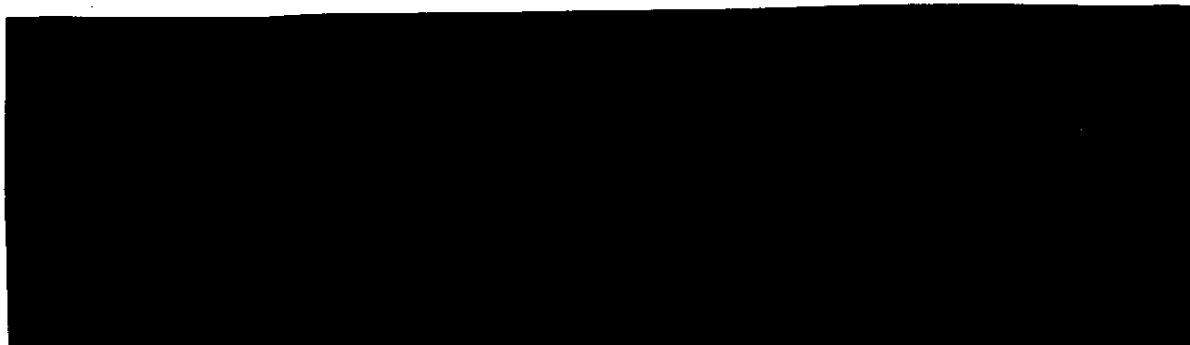
*1

*2



*1





【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第11回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月15日 17:08

宛先: 高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室)

添付ファイル: 内政送付用.ZIP (110 KB)

内閣官房副長官補室(内政) 高岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第11回)を、本日(15日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査

第11回: 12月15日に資料持込み

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第11回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月15日 17:09

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 外政送付用.ZIP (110 KB)

内閣官房副長官補室(外政) 八幡様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第11回)を、本日(15日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査

第11回: 12月15日に資料持込み

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第11回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月15日 17:09

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 安危送付用.ZIP (110 KB)

内閣官房副長官補室(安危) 丸山様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第11回)を、本日(15日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査

第11回: 12月15日に資料持込み

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])
(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第11回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月15日 17:10

宛先:

添付ファイル: 警察庁送付用.ZIP (110 KB)

警察庁警備局警備企画課 藤原様、[REDACTED]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第11回）を、本日（15日）に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回： 9月15日に資料持込み、 9月20日に審査
第2回： 10月13日に資料持込み、 10月18日に審査
第3回： 11月2日に資料持込み、 11月7、8日に審査
第4回： 11月11日に資料持込み、 11月15日に審査
第5回： 11月18日に資料持込み、 11月21日に審査
第6回： 11月25日に資料持込み、 11月28日に審査
第7回： 11月30日に資料持込み、 同日に審査
第8回： 12月1日に資料持込み、 同日に審査

部長概要説明資料： 12月2日に資料持込み、 12月7日に部長概要説明

第9回： 12月12日に資料持込み、 12月12、13日に審査

第10回： 12月14日に資料持込み、 同日に審査

第11回： 12月15日に資料持込み

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

(直通)

Fax 03-3592-2307

【機2】FW:【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第11回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月15日 17:46

宛先:

添付ファイル: 警察庁送付用.ZIP (110 KB)

警察庁 [REDACTED] 様

お手数をおかけしております。

藤原様、[REDACTED] 様に送付いたしました資料を転送させていただきます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])
[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

差出人: 内調職員107 (内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月15日 17:10

宛先:

件名: 【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第11回)

警察庁警備局警備企画課 藤原様、[REDACTED] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第11回)を、本日(15日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査

第11回: 12月15日に資料持込み

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部
[REDACTED] [REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])
[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第11回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月15日 16:55

宛先:

添付ファイル: 外務省送付用.ZIP (110 KB)

外務省 大臣官房総務課 [] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第11回）を、本日（15日）に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回： 9月15日に資料持込み、 9月20日に審査

第2回： 10月13日に資料持込み、 10月18日に審査

第3回： 11月2日に資料持込み、 11月7、8日に審査

第4回： 11月11日に資料持込み、 11月15日に審査

第5回： 11月18日に資料持込み、 11月21日に審査

第6回： 11月25日に資料持込み、 11月28日に審査

第7回： 11月30日に資料持込み、 同日に審査

第8回： 12月1日に資料持込み、 同日に審査

部長概要説明資料： 12月2日に資料持込み、 12月7日に部長概要説明

第9回： 12月12日に資料持込み、 12月12、13日に審査

第10回： 12月14日に資料持込み、 同日に審査

第11回： 12月15日に資料持込み

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [])

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第11回)

内調職員 107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月15日 17:10

宛先:

添付ファイル: 法務省送付用.ZIP (110 KB)

法務省 刑事局公安課 角田様、伊勢様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第11回）を、本日（15日）に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査

第11回: 12月15日に資料持込み

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第11回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月15日 17:10

宛先:

添付ファイル: 公安庁送付用.ZIP (110 KB)

公安調査庁 総務部総務課審理室 [REDACTED]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第11回）を、本日（15日）に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査

第11回: 12月15日に資料持込み

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])
[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第11回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月15日 17:11

宛先:

添付ファイル: 海保厅添付用.LZH (117 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第11回）を、本日（15日）に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査

第11回: 12月15日に資料持込み

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])
(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第11回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月15日 17:11

宛先:

添付ファイル: 防衛省送付用.ZIP (110 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 [REDACTED]様、[REDACTED]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第11回）を、本日（15日）に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回： 9月15日に資料持込み、 9月20日に審査

第2回： 10月13日に資料持込み、 10月18日に審査

第3回： 11月2日に資料持込み、 11月7、8日に審査

第4回： 11月11日に資料持込み、 11月15日に審査

第5回： 11月18日に資料持込み、 11月21日に審査

第6回： 11月25日に資料持込み、 11月28日に審査

第7回： 11月30日に資料持込み、 同日に審査

第8回： 12月1日に資料持込み、 同日に審査

部長概要説明資料： 12月2日に資料持込み、 12月7日に部長概要説明

第9回： 12月12日に資料持込み、 12月12、13日に審査

第10回： 12月14日に資料持込み、 同日に審査

第11回： 12月15日に資料持込み

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])
(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第11回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月15日 17:12

宛先:

添付ファイル: 経産省送付用.ZIP (110 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 林様、監物様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第11回）を、本日（15日）に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回： 9月15日に資料持込み、 9月20日に審査

第2回： 10月13日に資料持込み、 10月18日に審査

第3回： 11月2日に資料持込み、 11月7、8日に審査

第4回： 11月11日に資料持込み、 11月15日に審査

第5回： 11月18日に資料持込み、 11月21日に審査

第6回： 11月25日に資料持込み、 11月28日に審査

第7回： 11月30日に資料持込み、 同日に審査

第8回： 12月1日に資料持込み、 同日に審査

部長概要説明資料： 12月2日に資料持込み、 12月7日に部長概要説明

第9回： 12月12日に資料持込み、 12月12、13日に審査

第10回： 12月14日に資料持込み、 同日に審査

第11回： 12月15日に資料持込み

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第11回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月15日 17:12

宛先:

添付ファイル: 経産省送付用.ZIP (110 KB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 斎藤様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第11回）を、本日（15日）に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査

第11回: 12月15日に資料持込み

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])
[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

秘密保全法制に関するご質問

丸山 洋平(安危本室)

送信日時: 2011年12月15日 17:43

宛先： 内調職員107（内閣情報調査室）

CC: 佐藤 耕平(安危本室)

添付ファイル: 安危質問2.jtd (30 KB)

www.youdao.com (30 KB)

六

お世話になっております。

昨日、ちらっとお話ししました安危からの質問について、添付のとおりまとめましたので送付します。

ご査収のほど、よろしくお願ひします。

内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付

總括班 丸山 洋平

〒100-0014

東京都千代田区永田町2-4-12（内閣府別館）

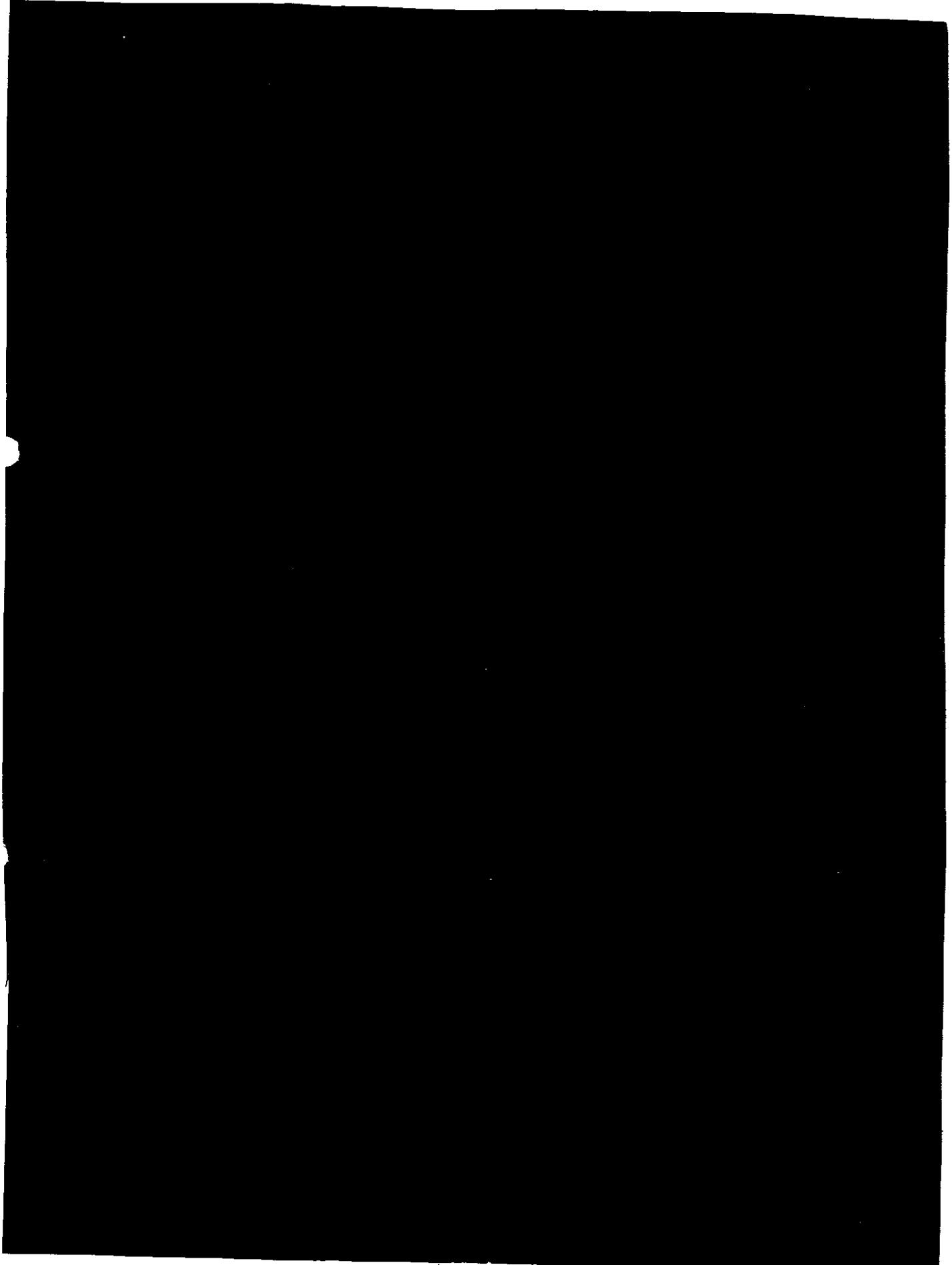
TEL: 03-5253-2111 (内線)

FAX: 03-3593-2516

メール：

000000000000000000000000

平成23年12月15日
安危



RE: 本日の法制局対応

送信日時: 2011年12月16日 11:49
宛先: 内調職員253(内閣情報調査室); [REDACTED]
CC: 内調職員107(内閣情報調査室); ADACHI HIDEAKI [REDACTED]; MIYASHITA TADAYUKI [REDACTED]; NAKAI YUICHI [REDACTED]; TAKAO SUNAO [REDACTED]; MANABE TAKASHI [REDACTED]
添付ファイル: [REDACTED] (説明資料) (3).docx (17 KB); 1216別表([REDACTED]関連)アドバンス.docx (23 KB)

[REDACTED]様

遅くなつて申し訳ありませんでした。
外務省提出資料を添付します。御確認ください。
なお、[REDACTED]については決裁を了しておらずあくまでアドバンス版ですのでご了承願います。

外務省大臣官房総務課
tel: 03-5501-8000 (内線[REDACTED])
fax: [REDACTED]
E-mail: [REDACTED]

-----Original Message-----

From: [REDACTED] [mailto:[REDACTED]]
Sent: Friday, December 16, 2011 9:40 AM
To: [REDACTED]
Cc: [REDACTED]
Subject: 本日の法制局対応

[REDACTED]様、[REDACTED]様

法制局対応が何時になるか分かりませんが、いつでも対応できる態勢でお願いします。
法制局から連絡があり次第、[REDACTED]さんにお伝えします。

法制局説明資料については、必要部数（法制局+内調分として15部あれば足りると思います）をご持参ください。
あわせて、電子データをメールで送付していただければと思います。

[REDACTED]さんが不在の場合の連絡先等があれば、あらかじめご教示願います。
宜しくお願いします。

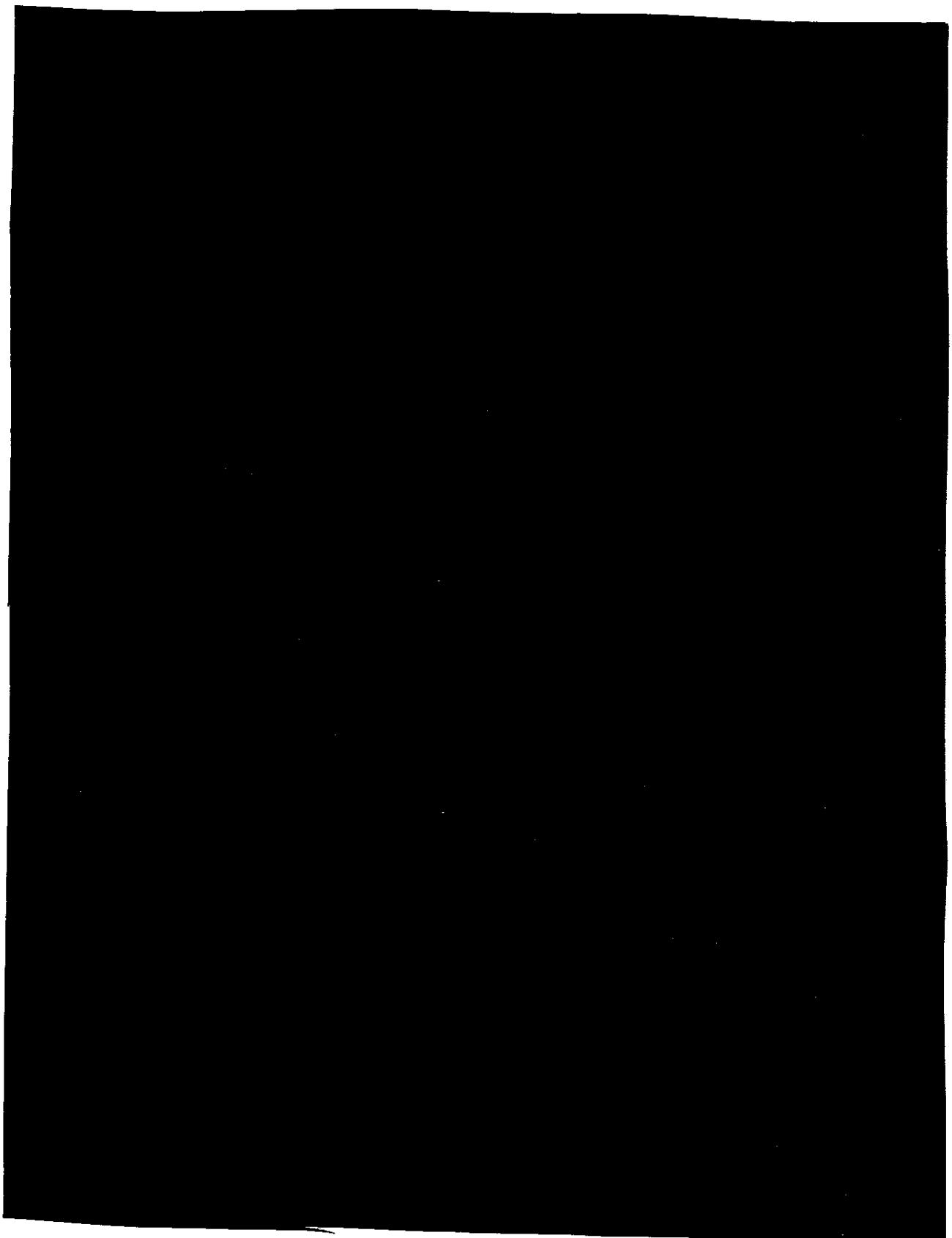
内調 [REDACTED]

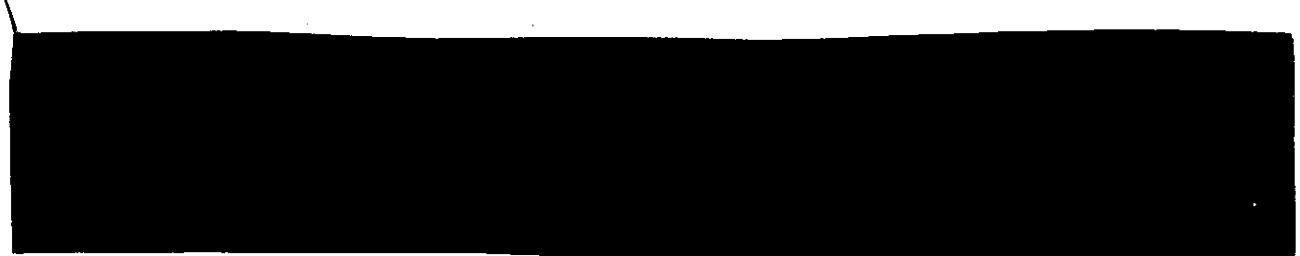
差出人: [REDACTED] [mailto:[REDACTED]]
送信日時: 2011年12月15日 21:33
宛先: 内調職員253 (内閣情報調査室); 内調職員107 (内閣情報調査室)
CC: [REDACTED]
件名: [REDACTED] (現状)

内調 [REDACTED]様 [REDACTED]様

[REDACTED]
なお、明日小宮は休みのため、当課の[REDACTED]に引き継ぎます。したがって、法制局対応は真鍋室長（時間帯によっては[REDACTED]）、中井条約課補佐となります。

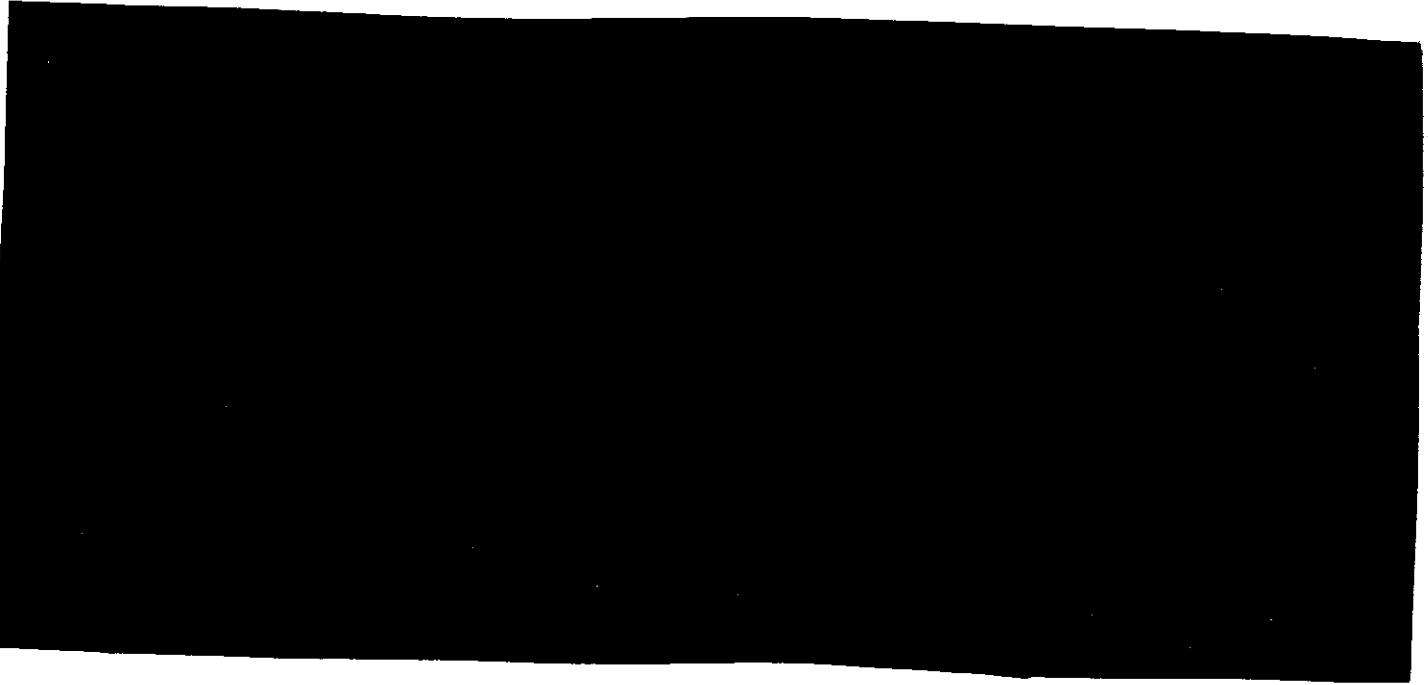
外務省 大臣官房総務課
課長補佐 [REDACTED]
TEL 03-5501-8000 (内線[REDACTED])
直通 [REDACTED]
FAX [REDACTED]
E-mail: [REDACTED]





(了)

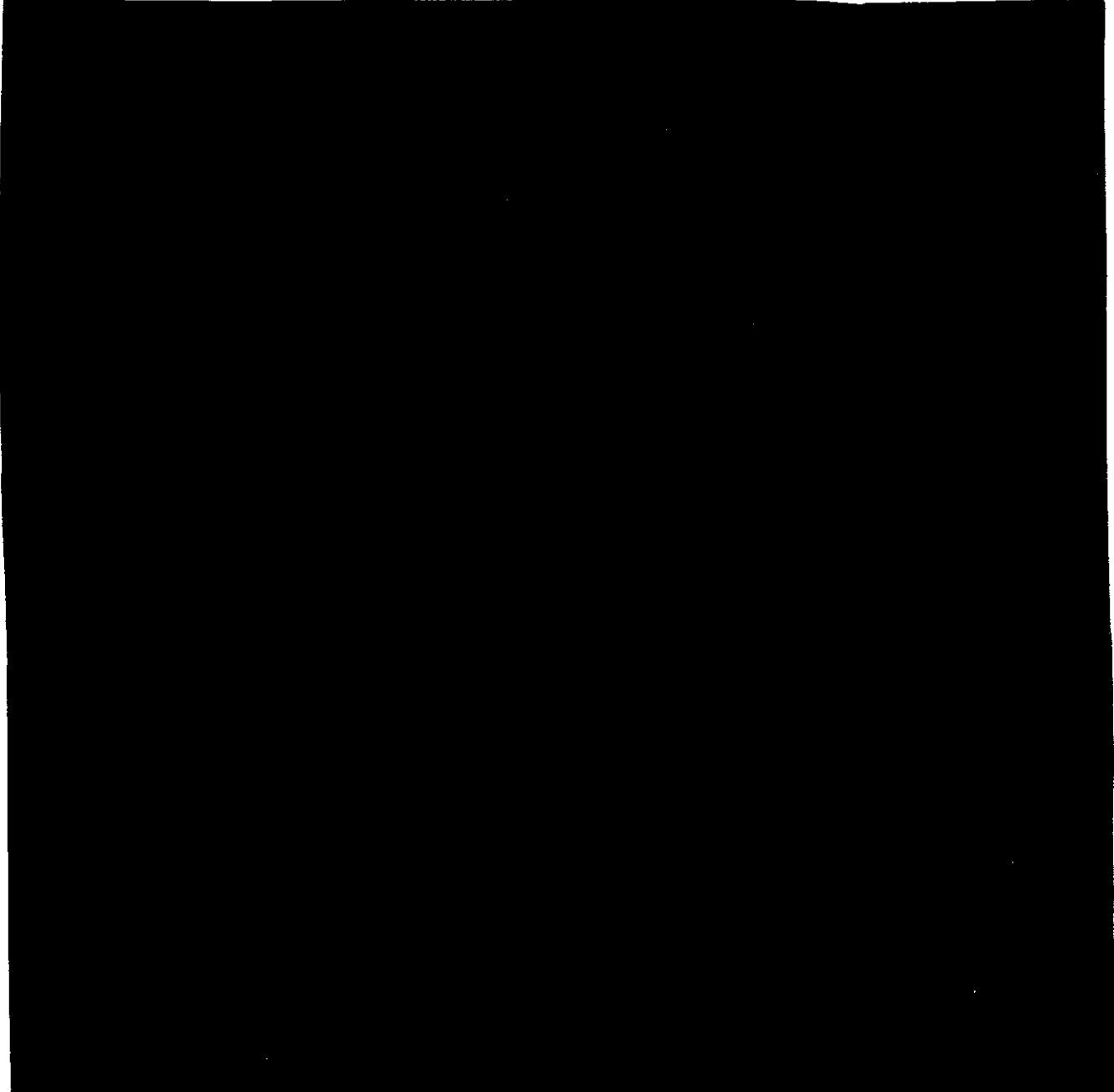
省内検討中



特別秘密の保護に関する法律案（仮称）の概要

我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する一定の事項のうち特に秘匿を要するものを特別秘密として保護するため、行政機関における特別秘密の指定、特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施等の特別秘密の管理に関する措置、特別秘密の漏えいに対する罰則等について定める。

第1 骨子



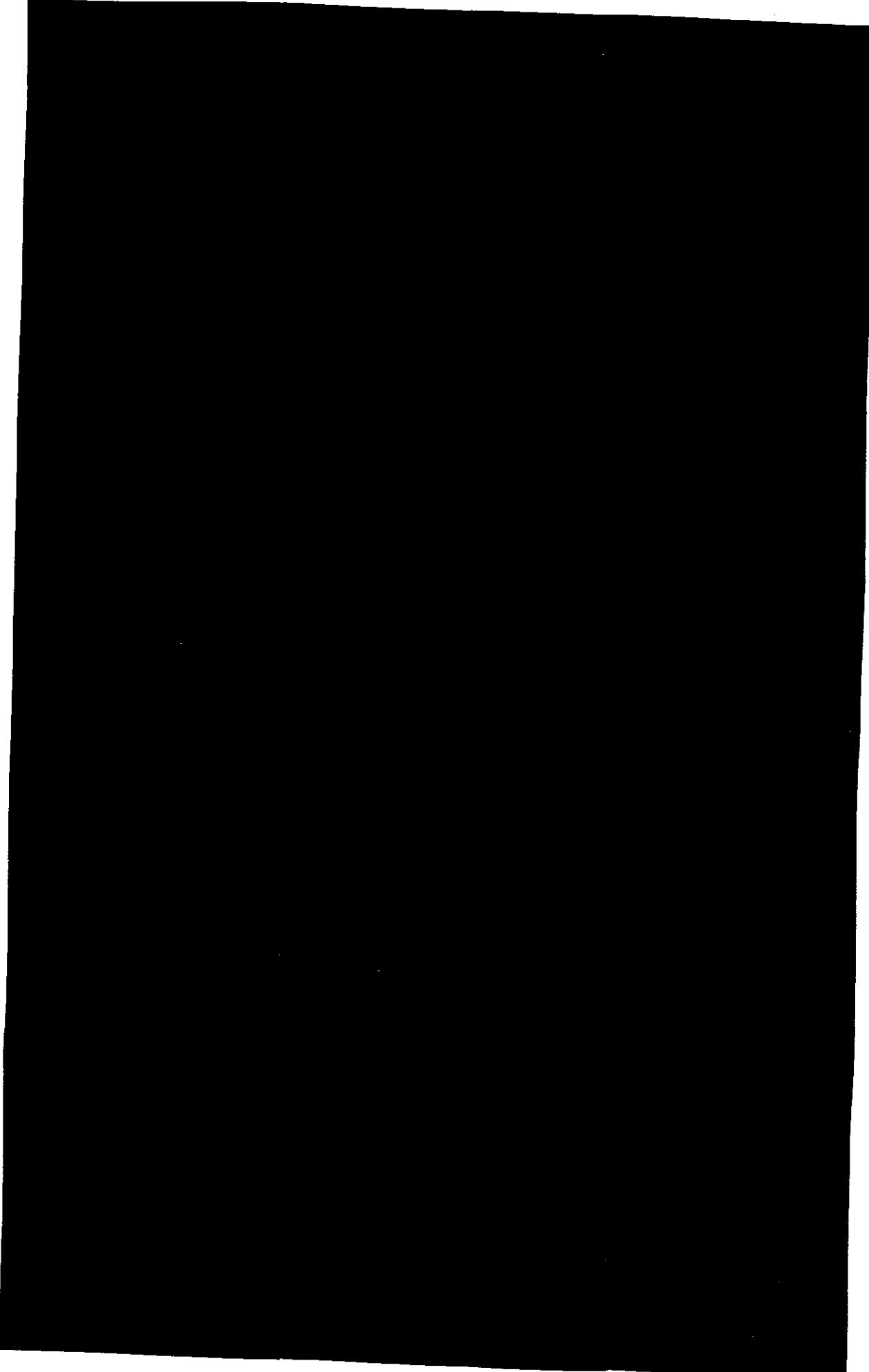
第2 留意事項



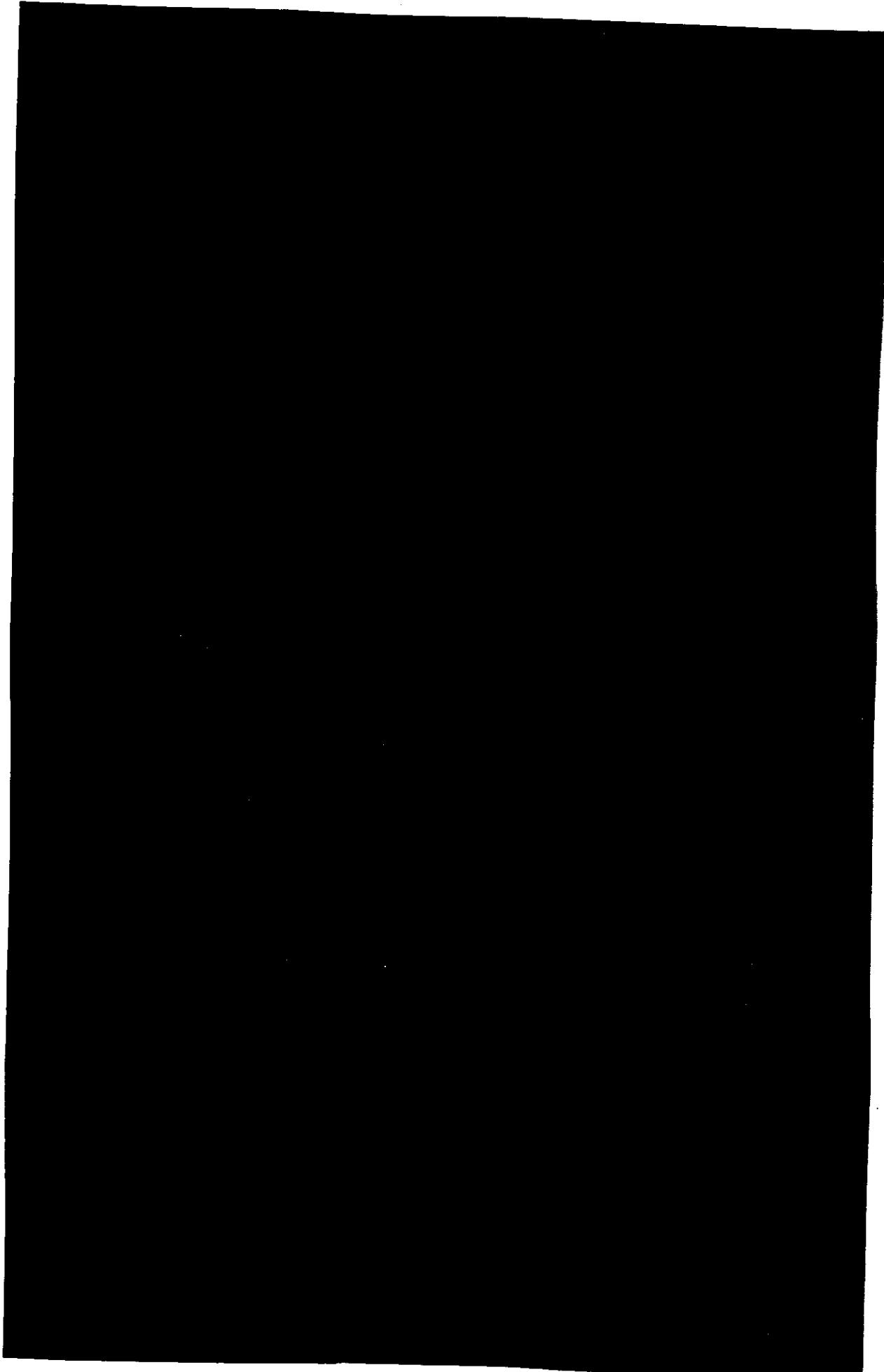
特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）

（※傍線部は今後特に検討を要する部分）

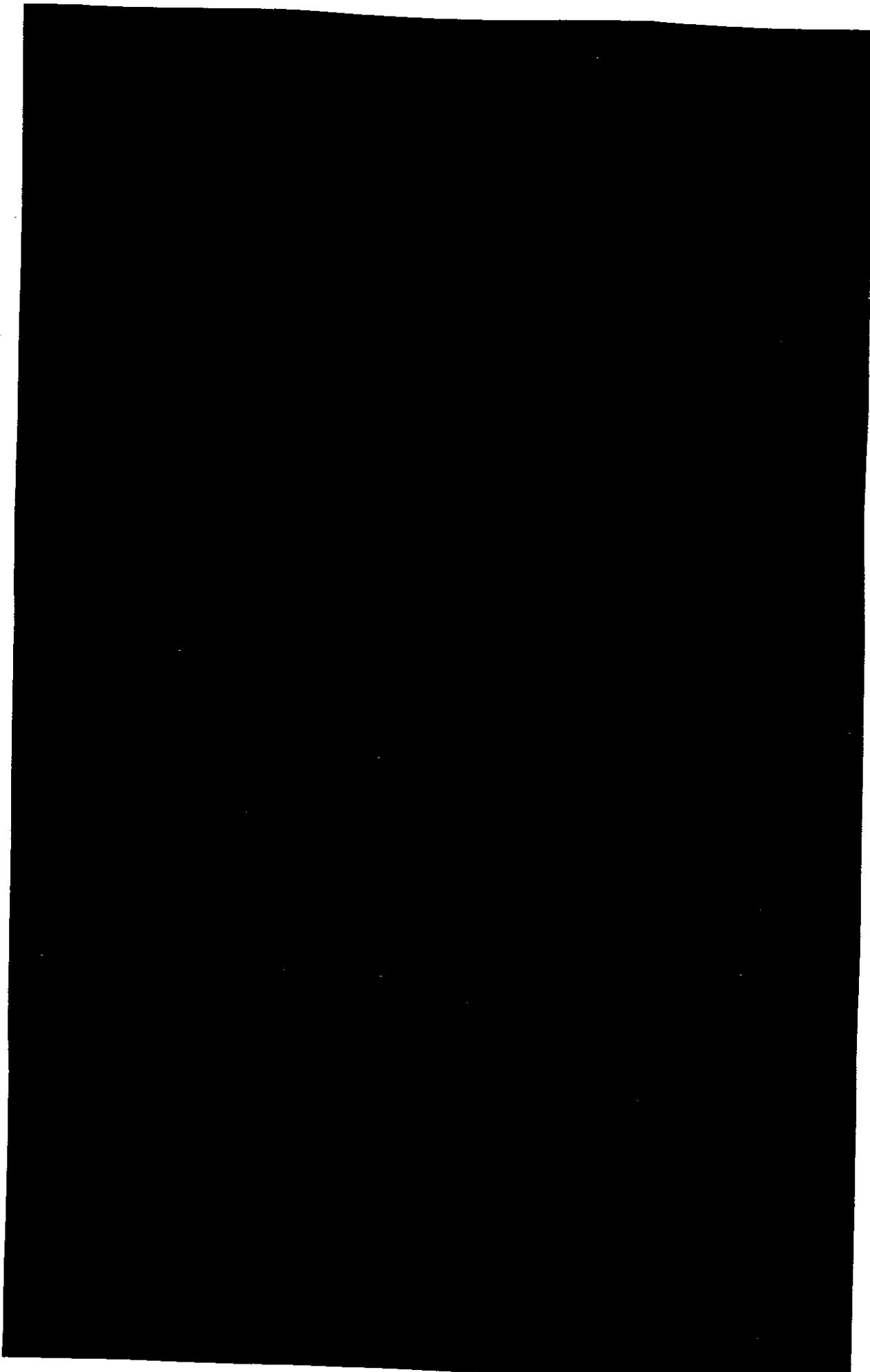
11/12/16



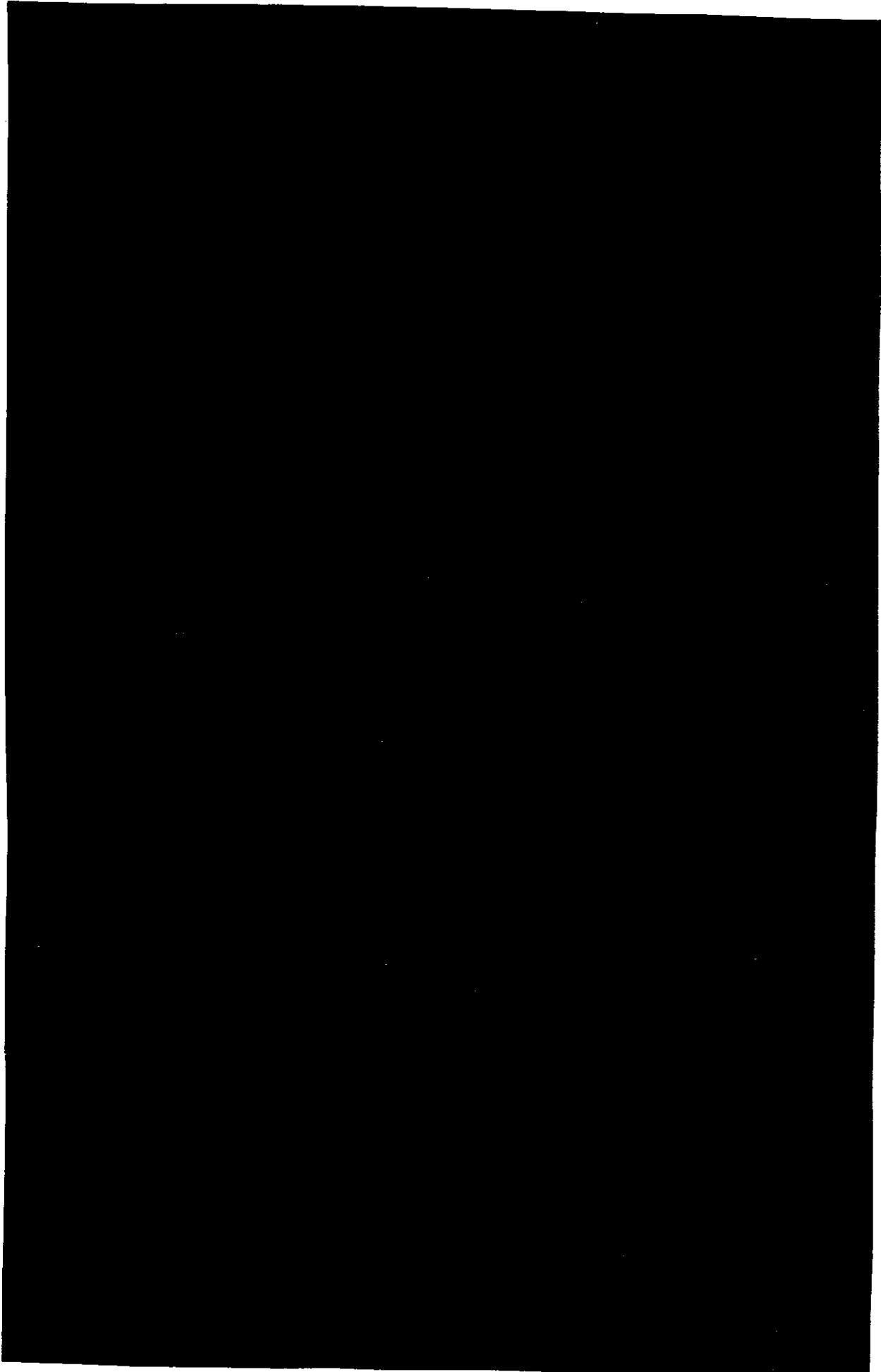
11/12/16



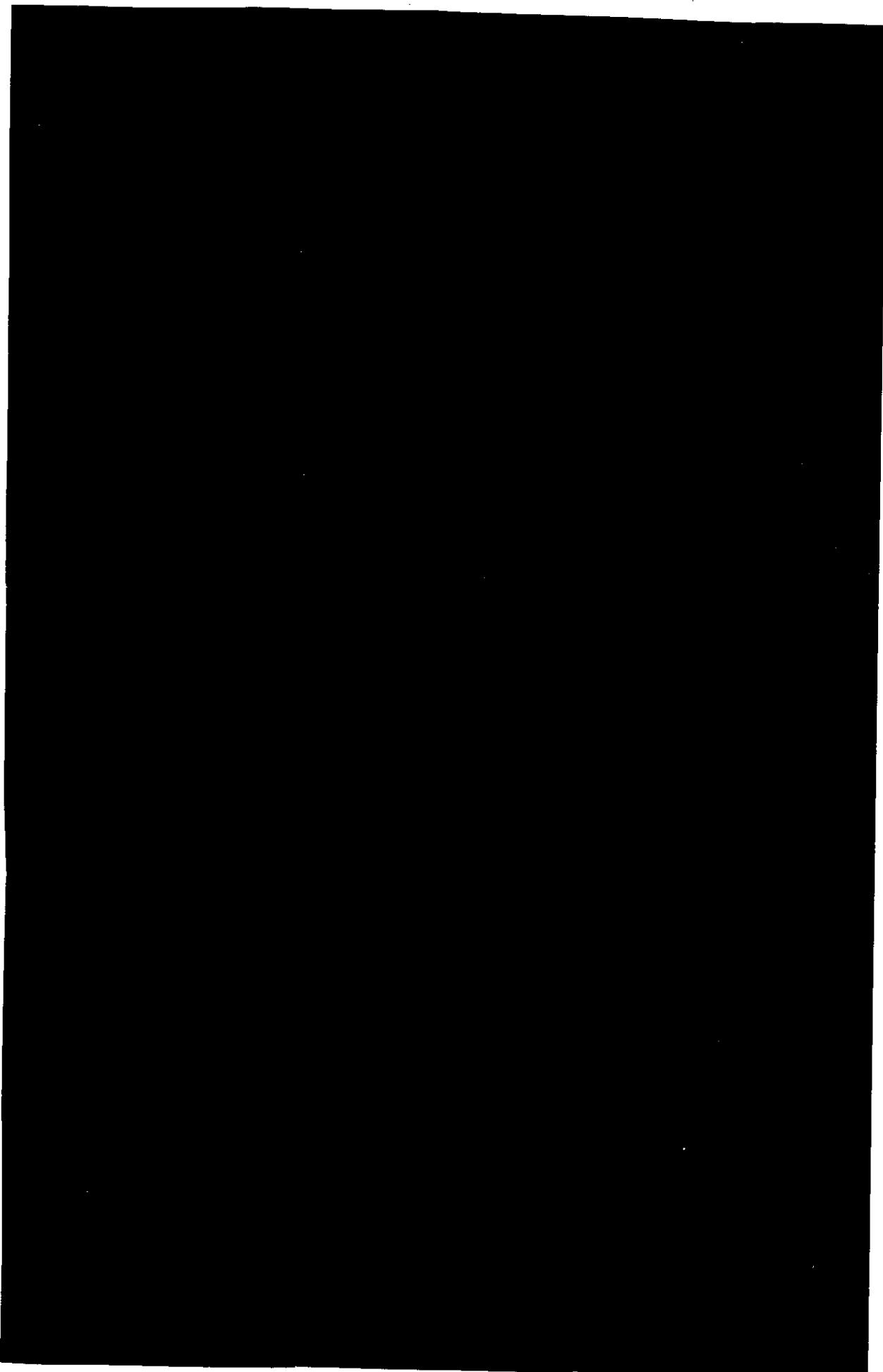
11/12/16



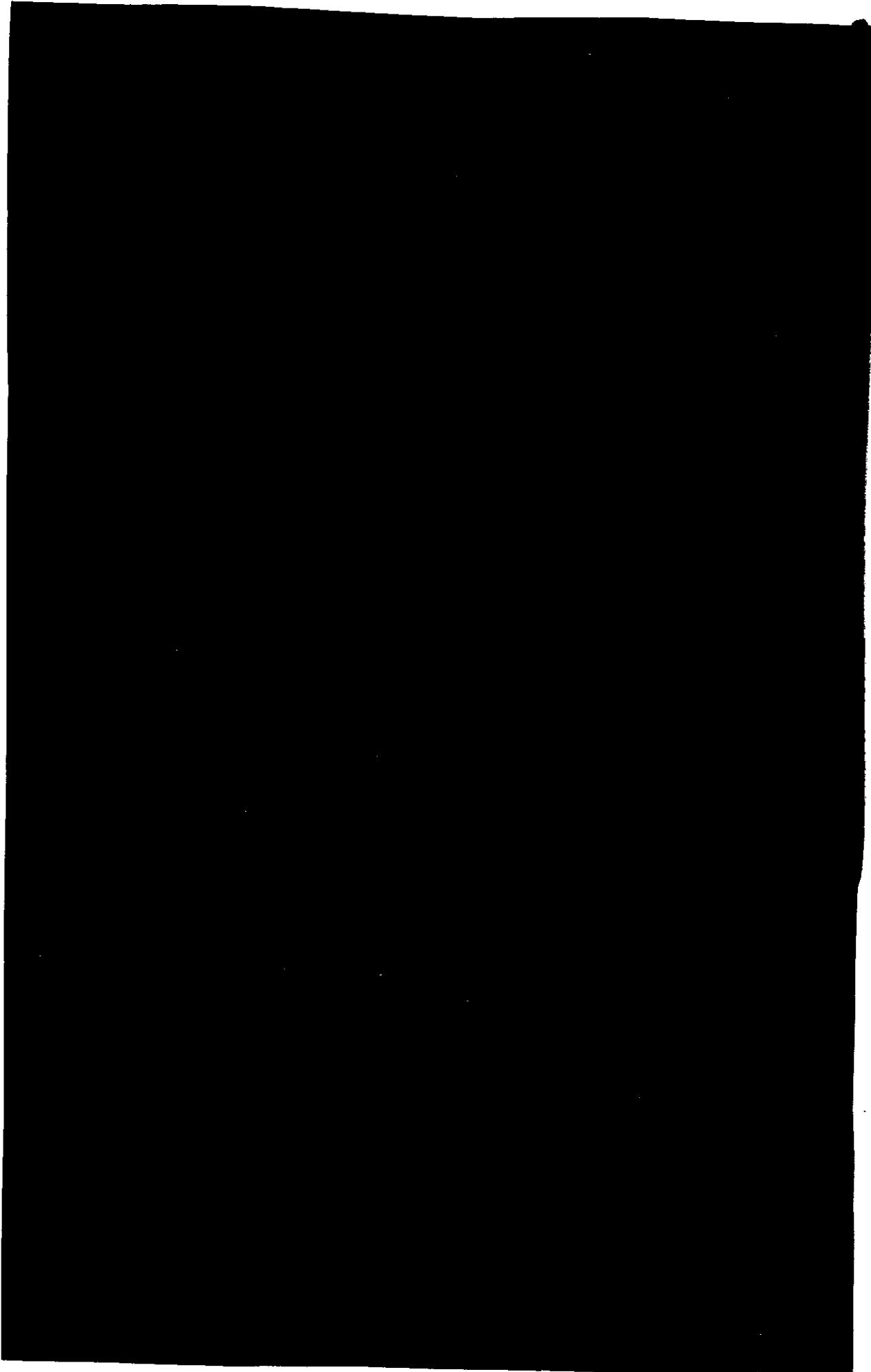
11/12/16



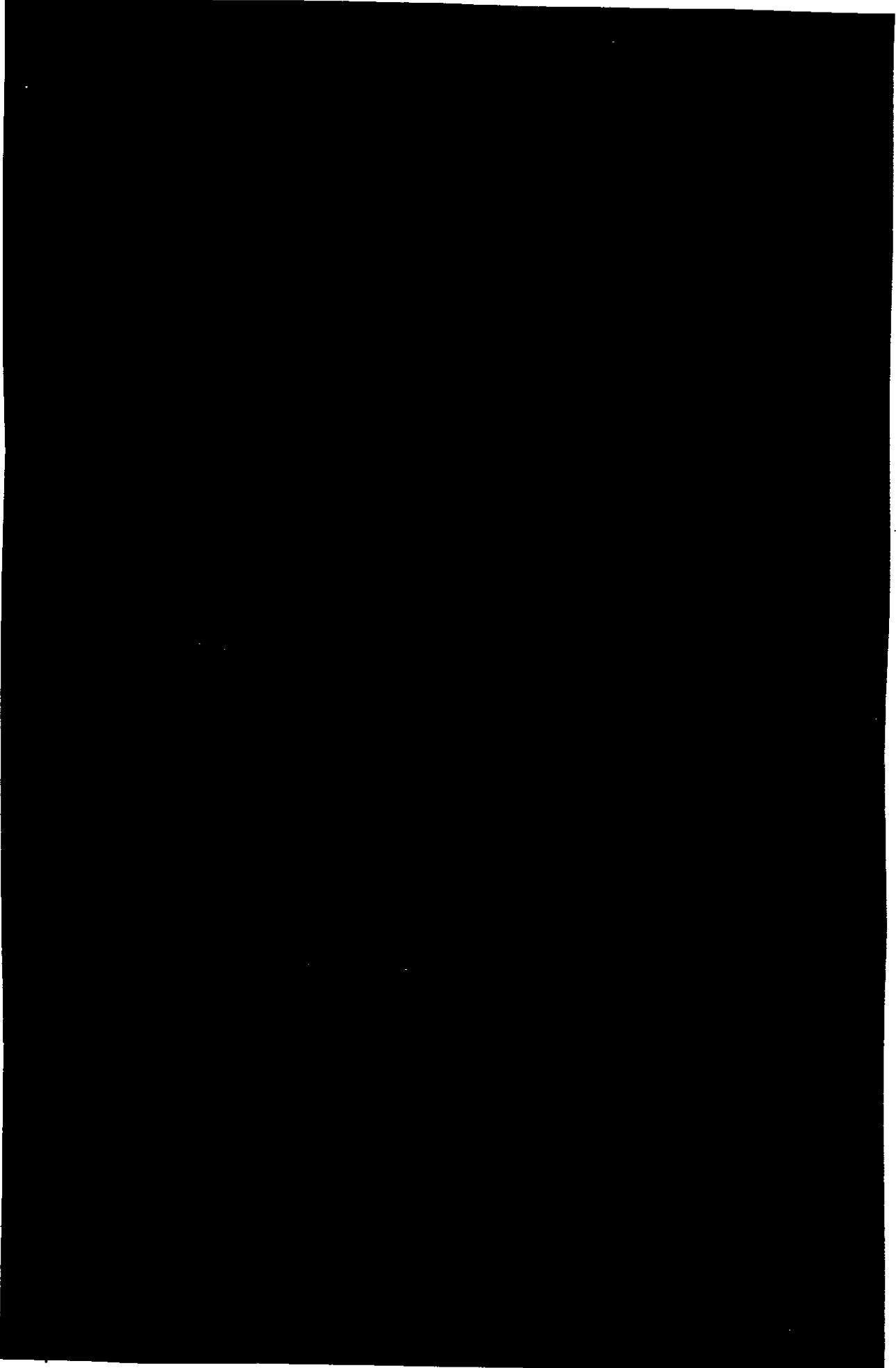
11/12/16



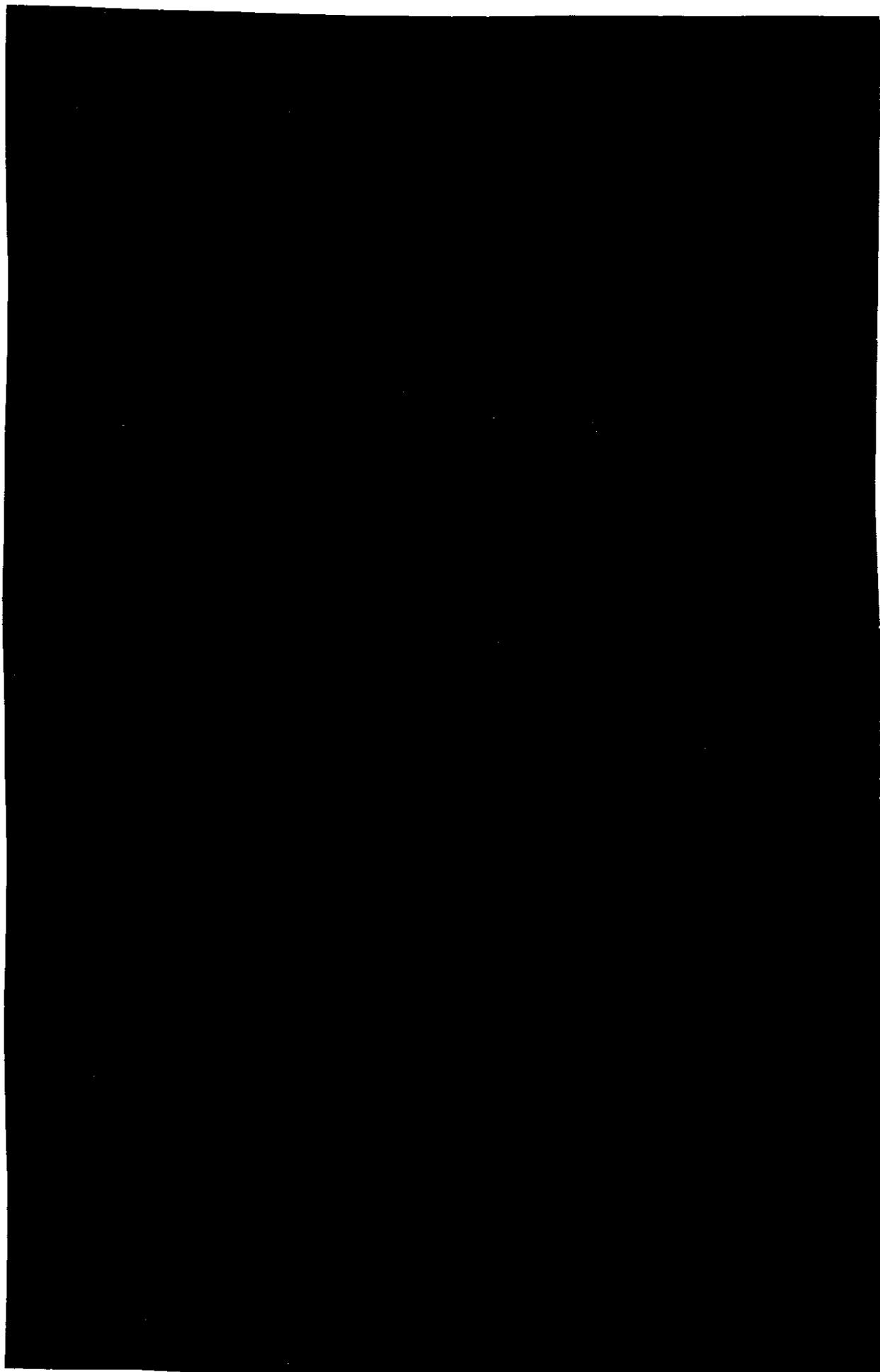
11/12/16



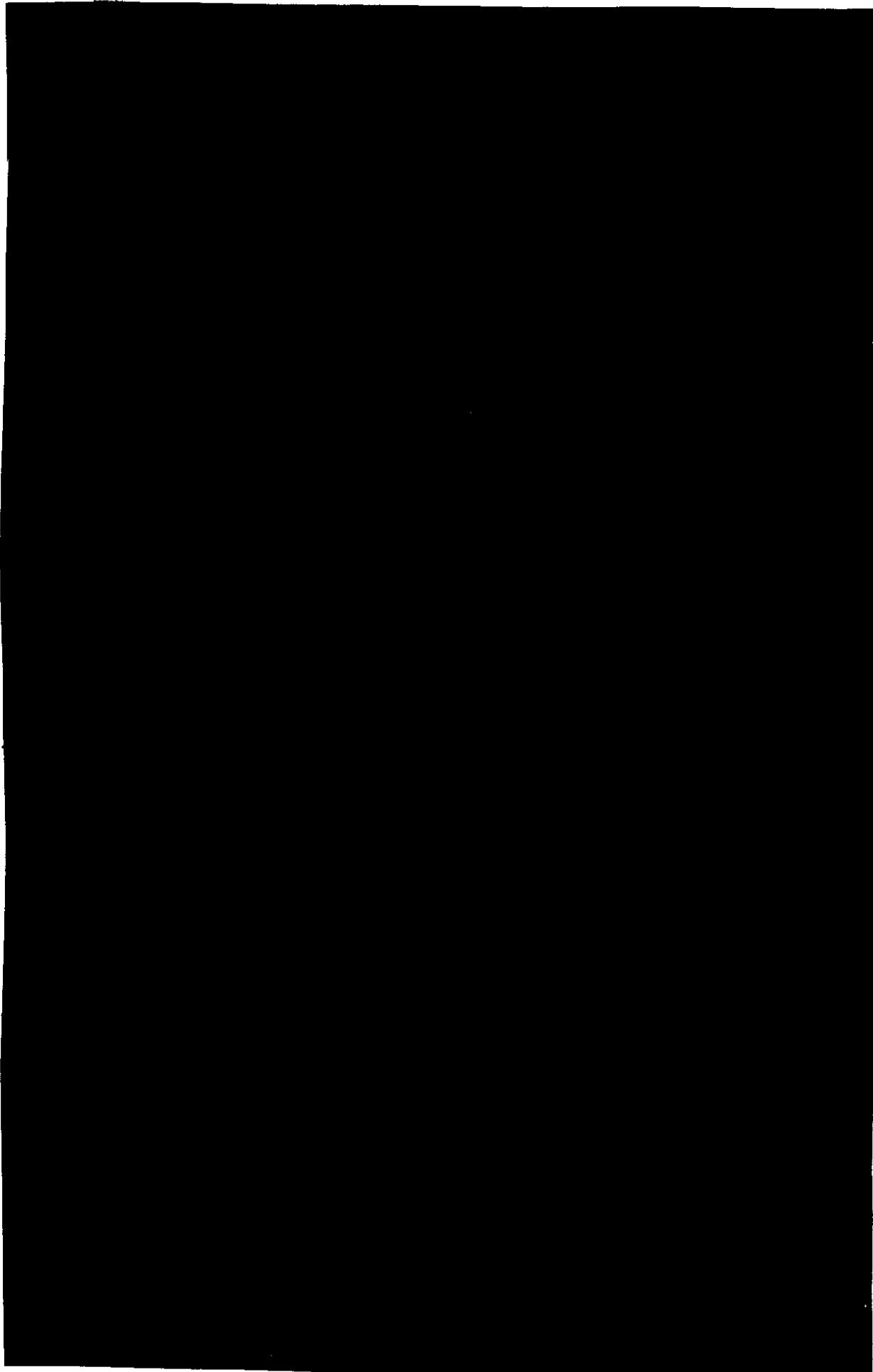
11/12/16



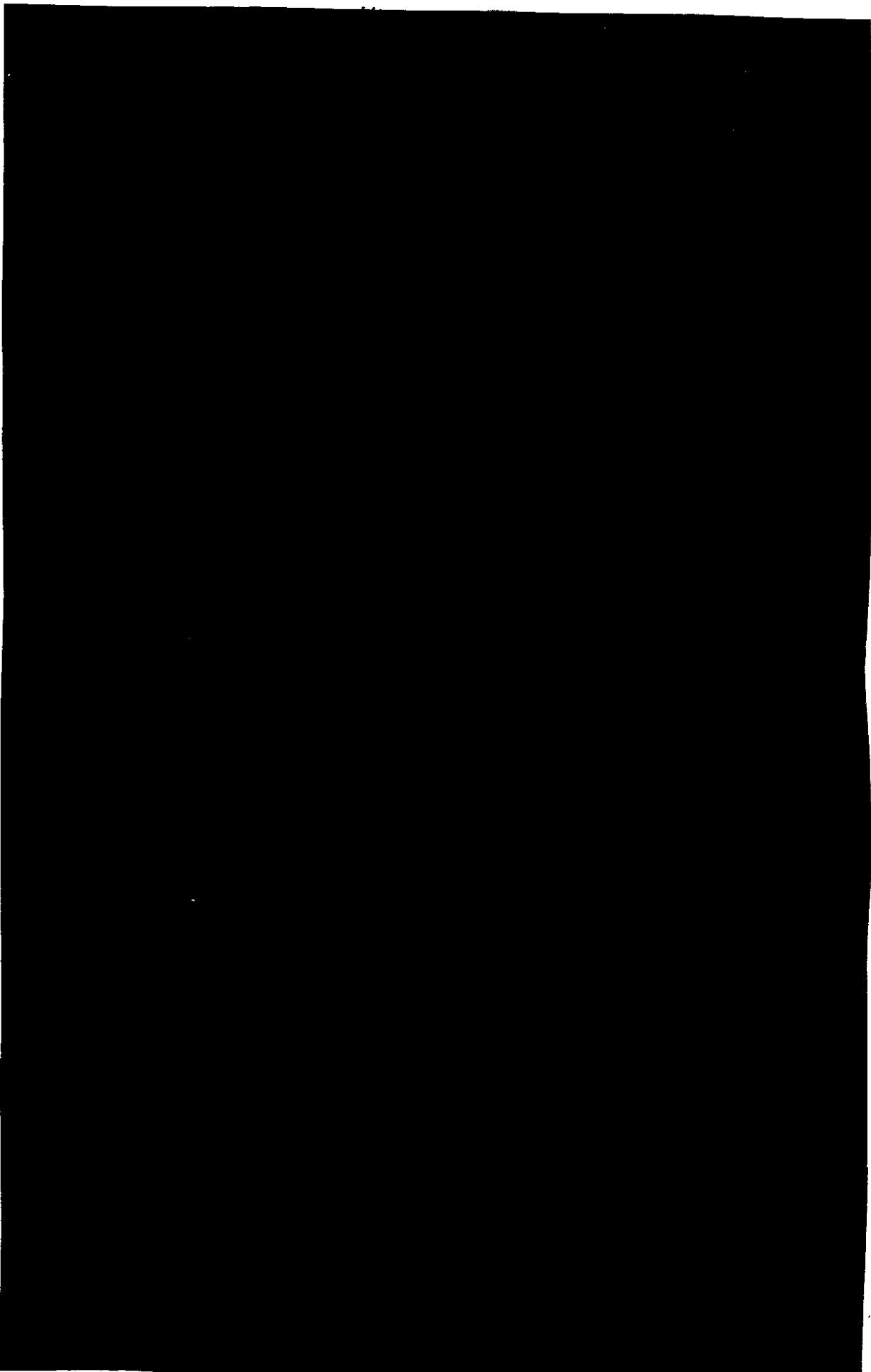
11/12/16



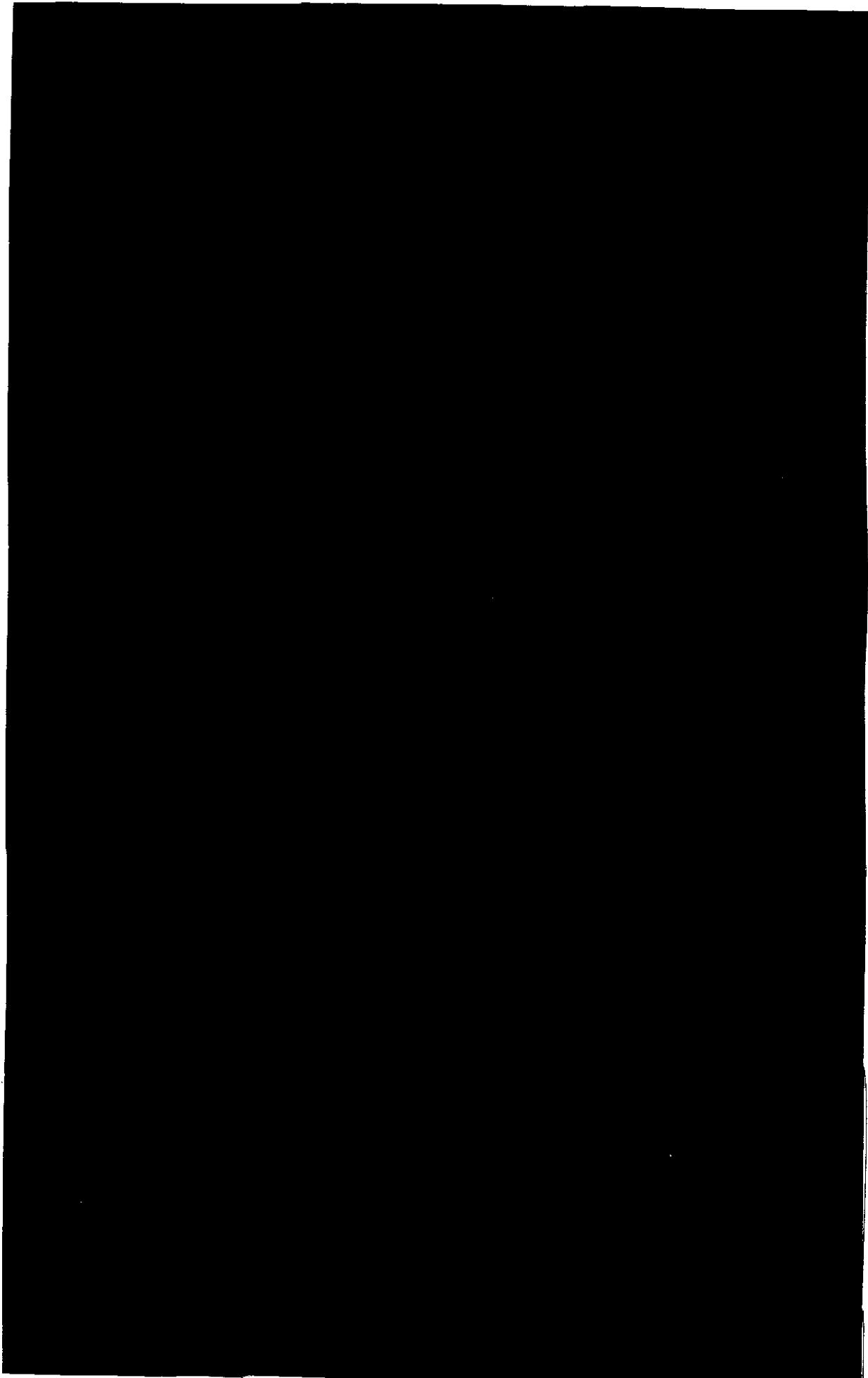
11/12/16



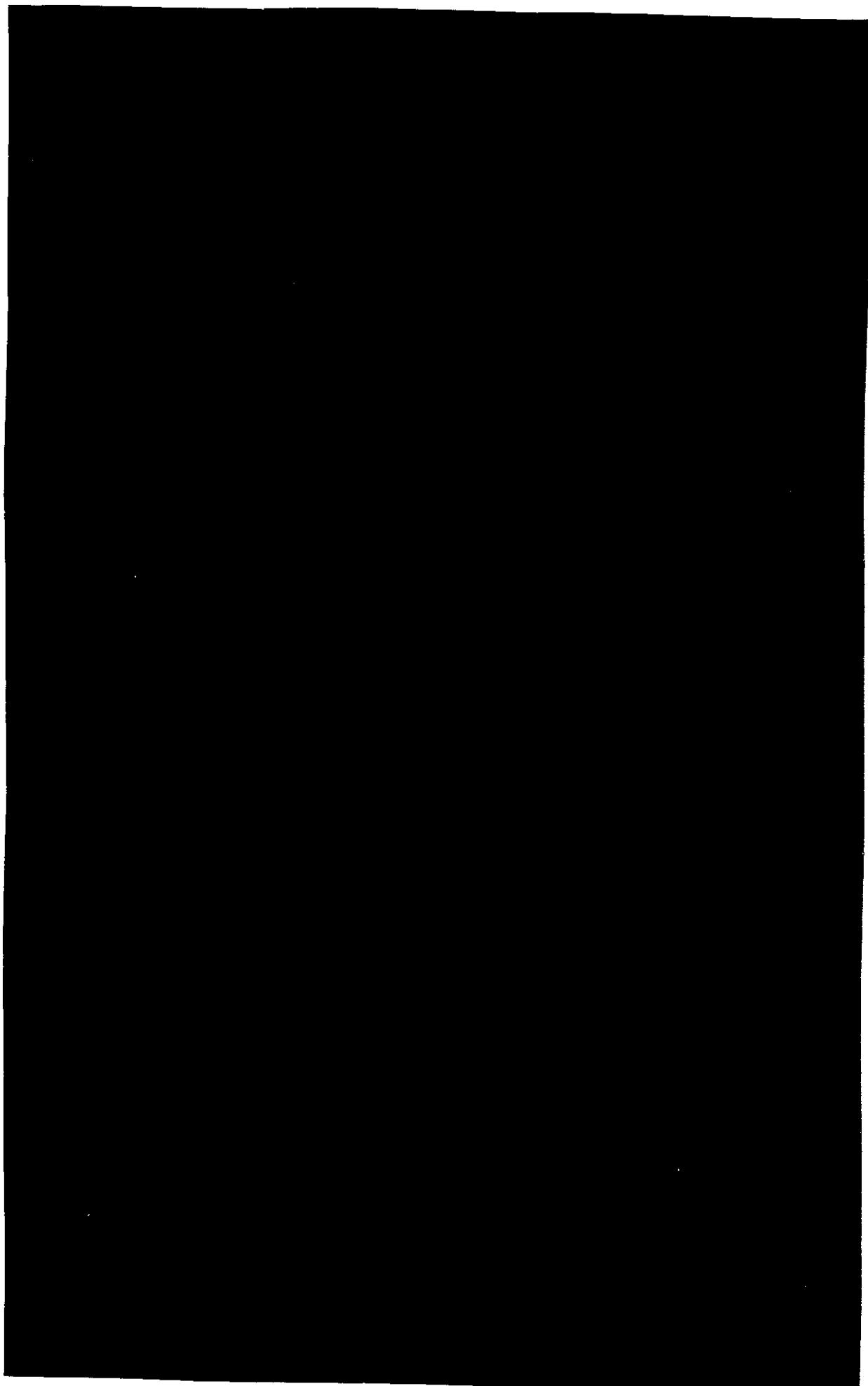
11/12/16



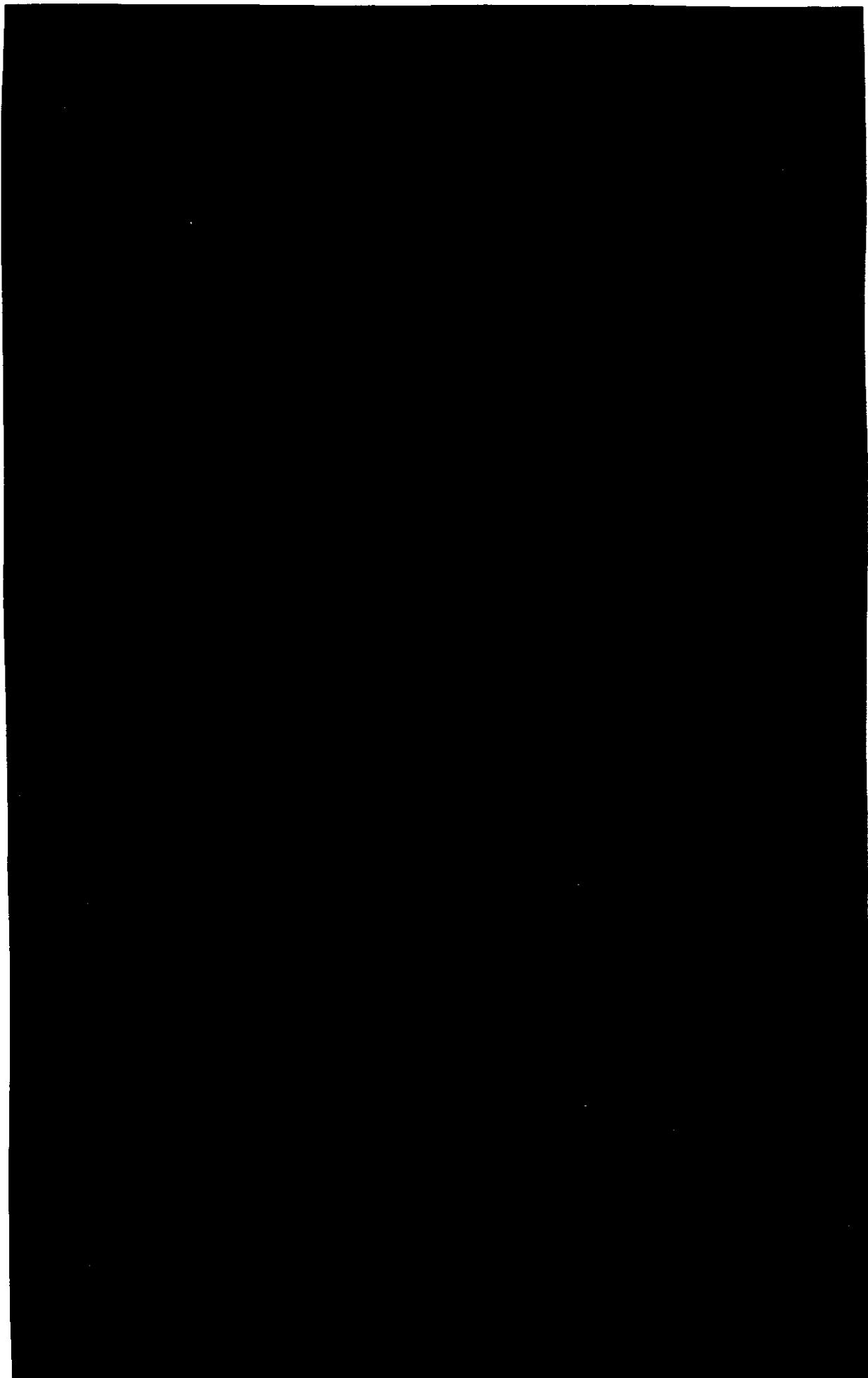
11/12/16



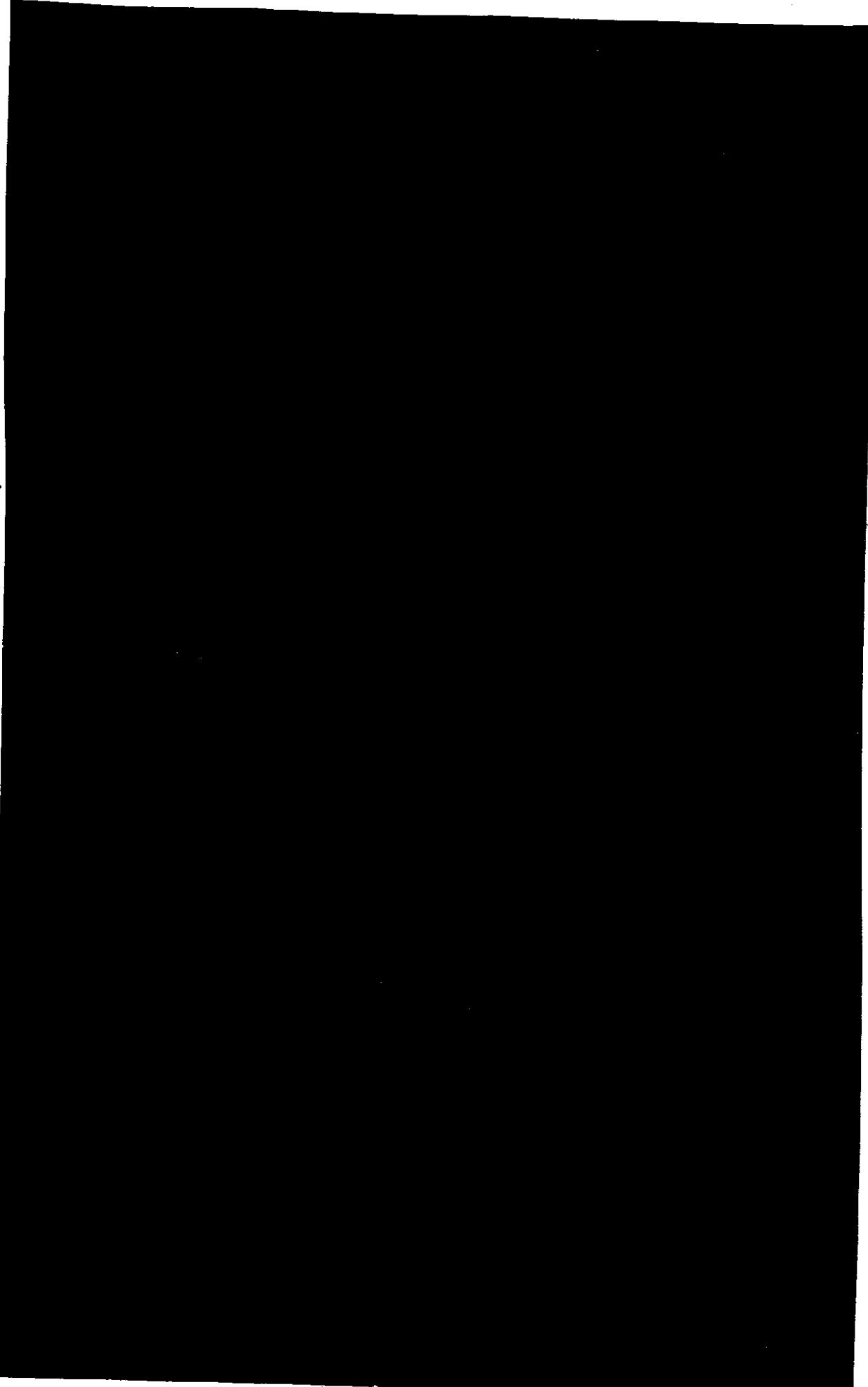
11/12/16



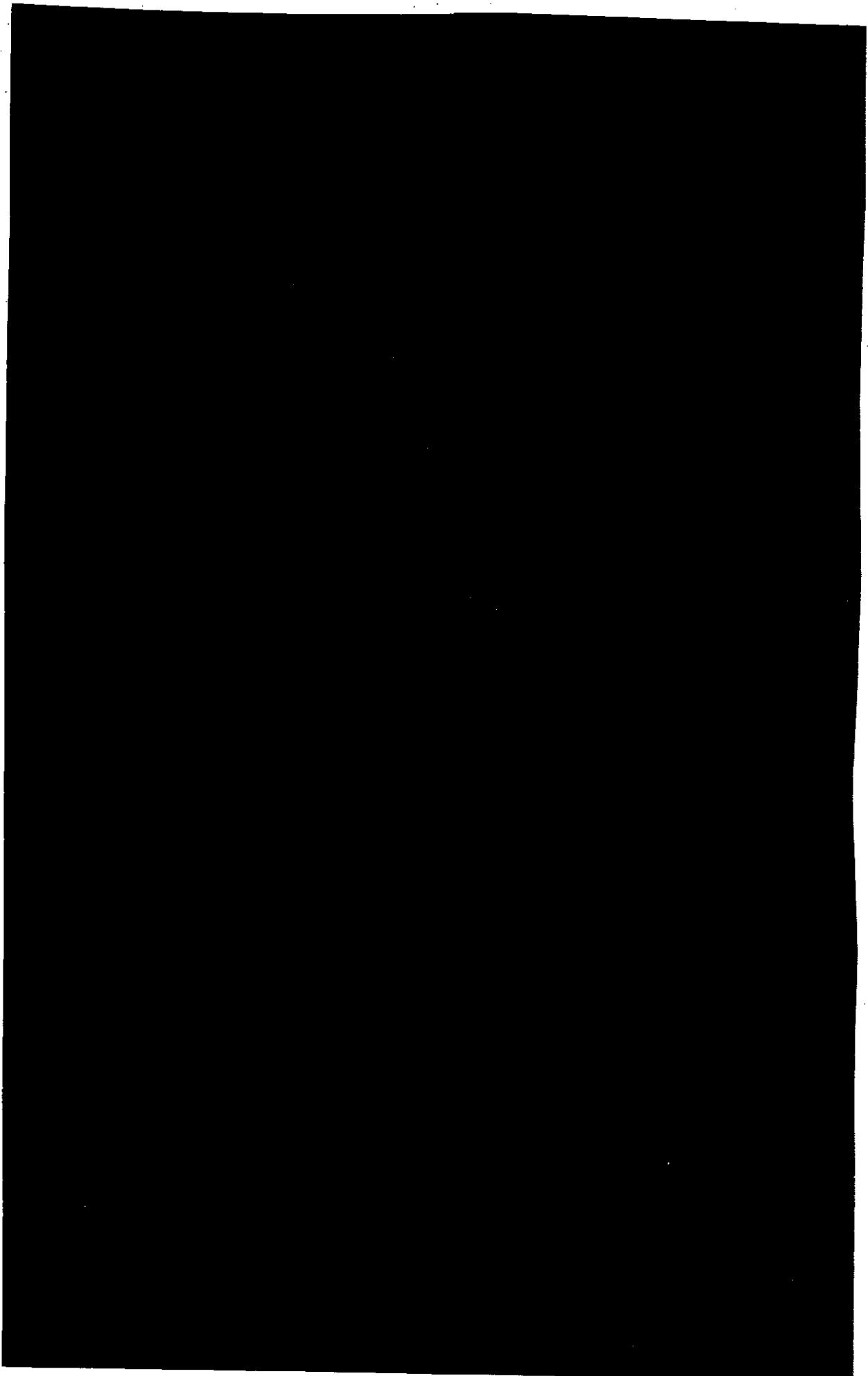
11/12/16



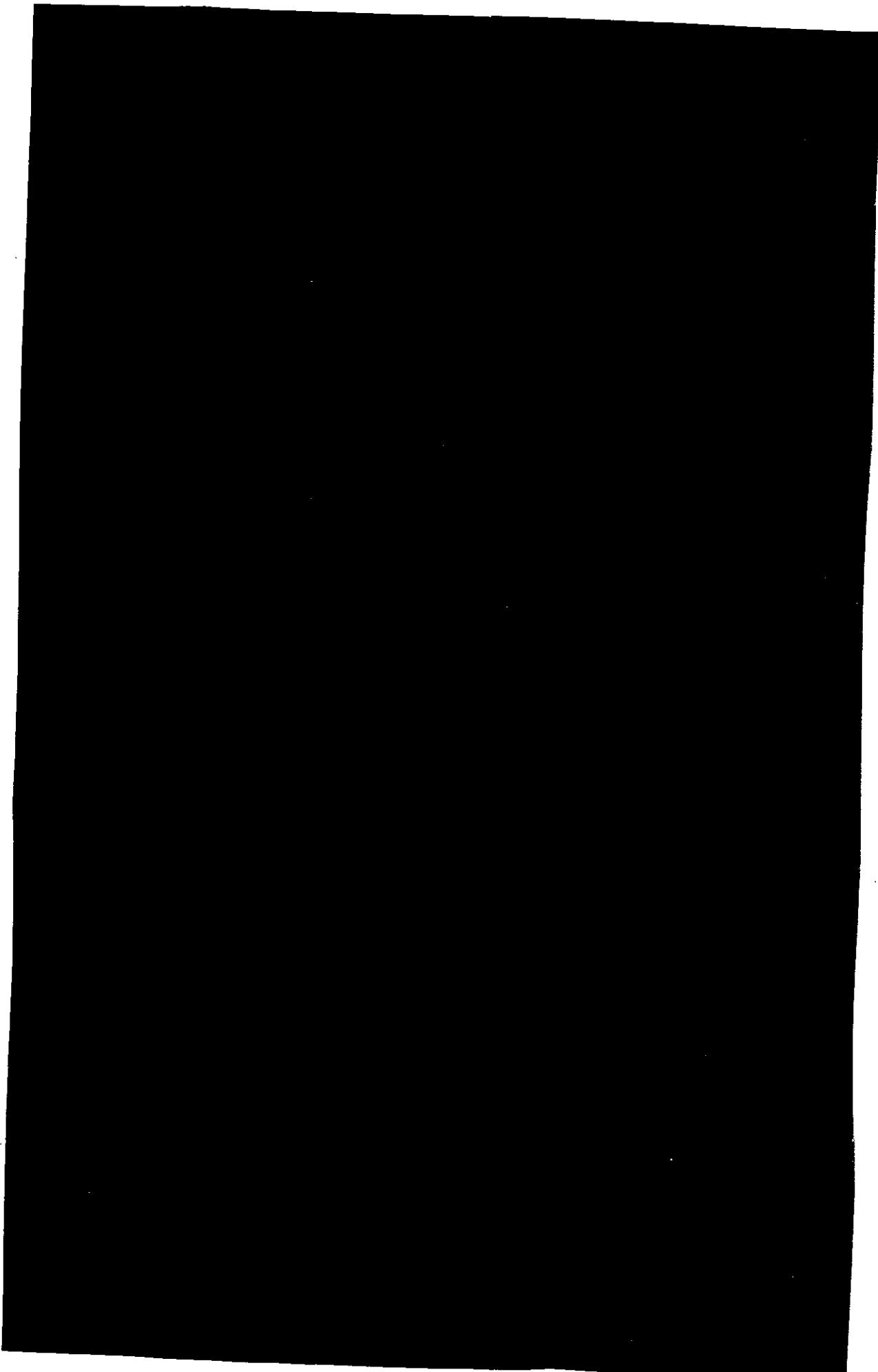
11/12/16



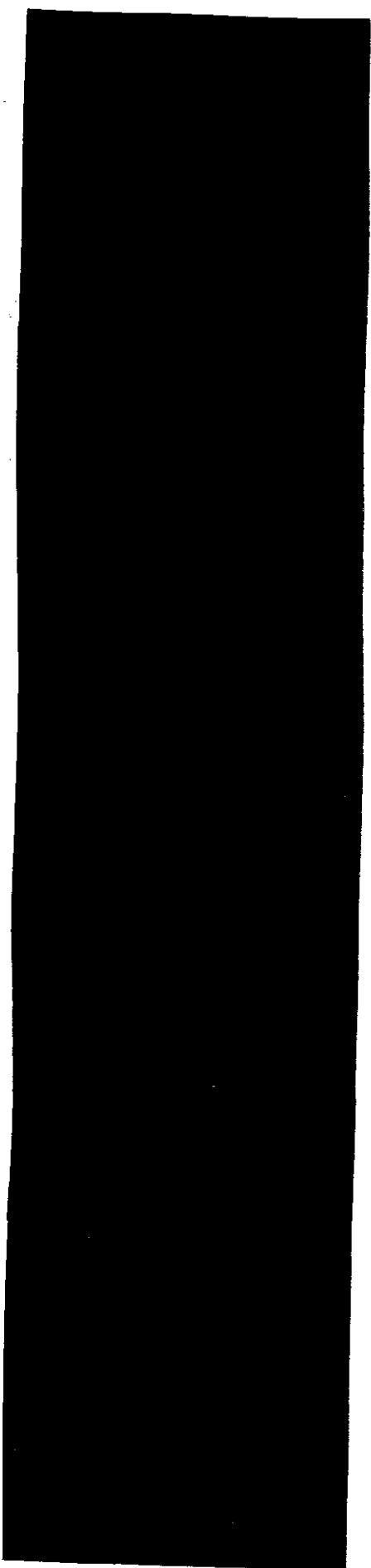
11/12/16



11/12/16



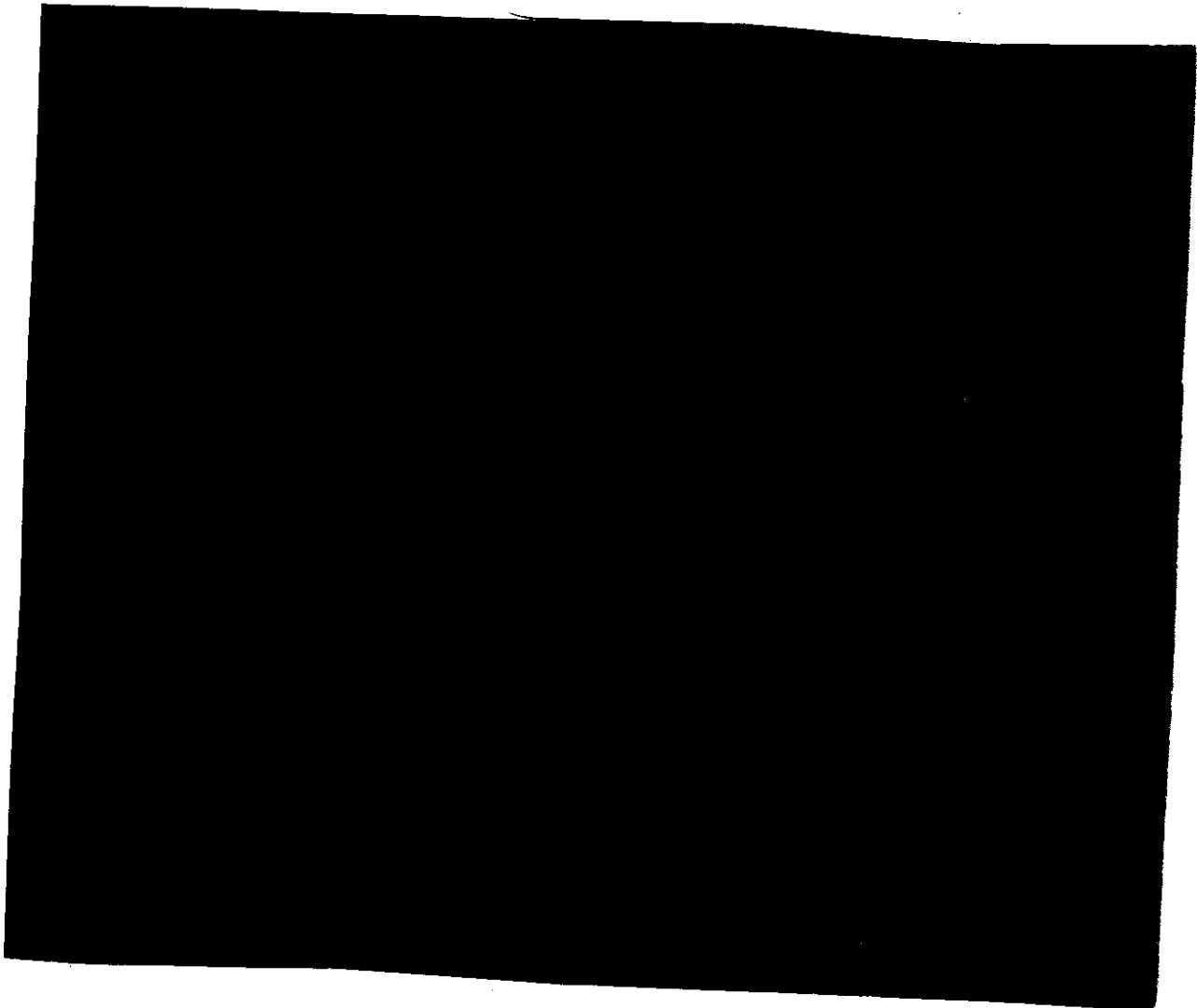
11/12/16



【別紙】

別表第二号の規定振りについて

別表第2号に係る検討状況について

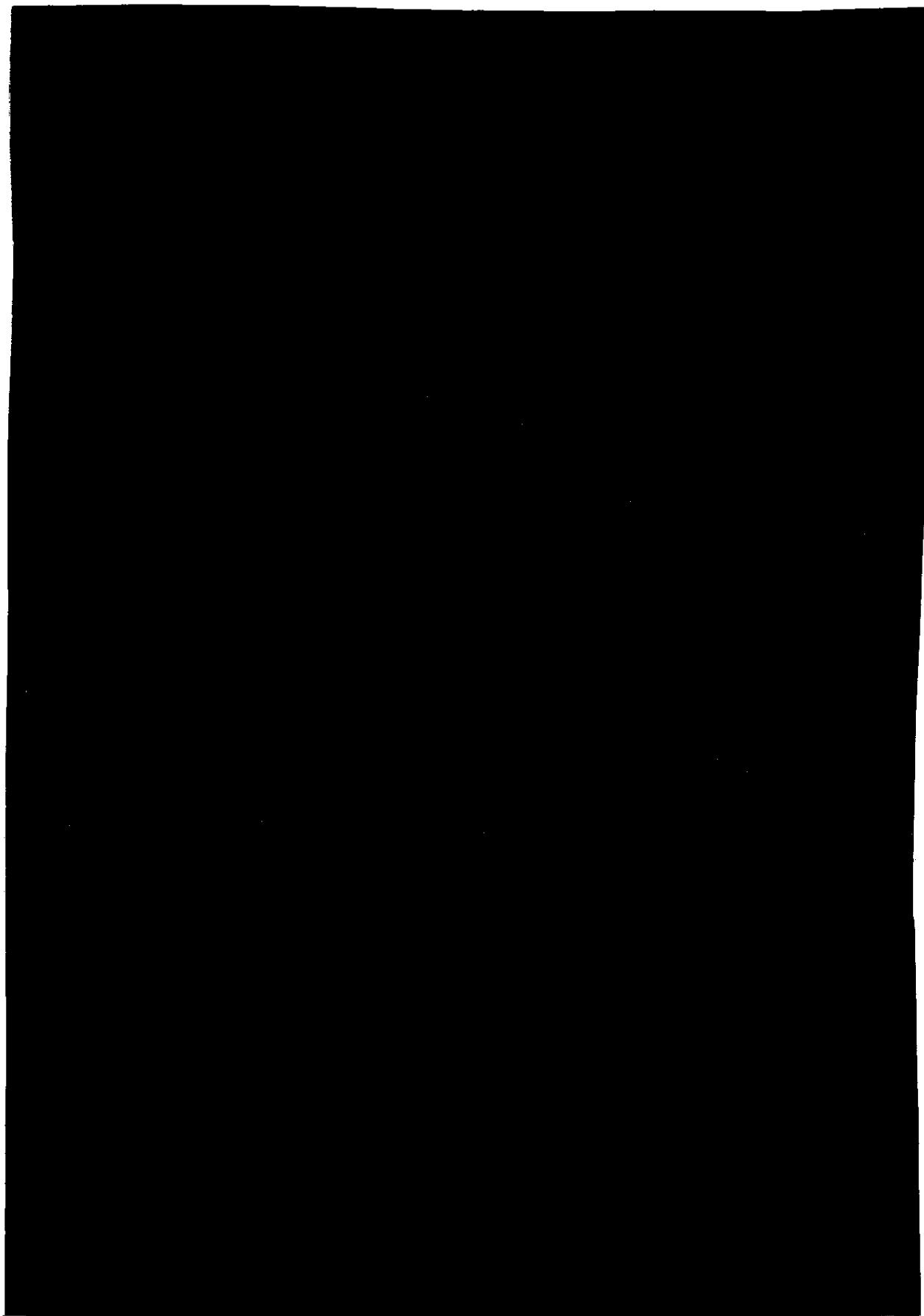


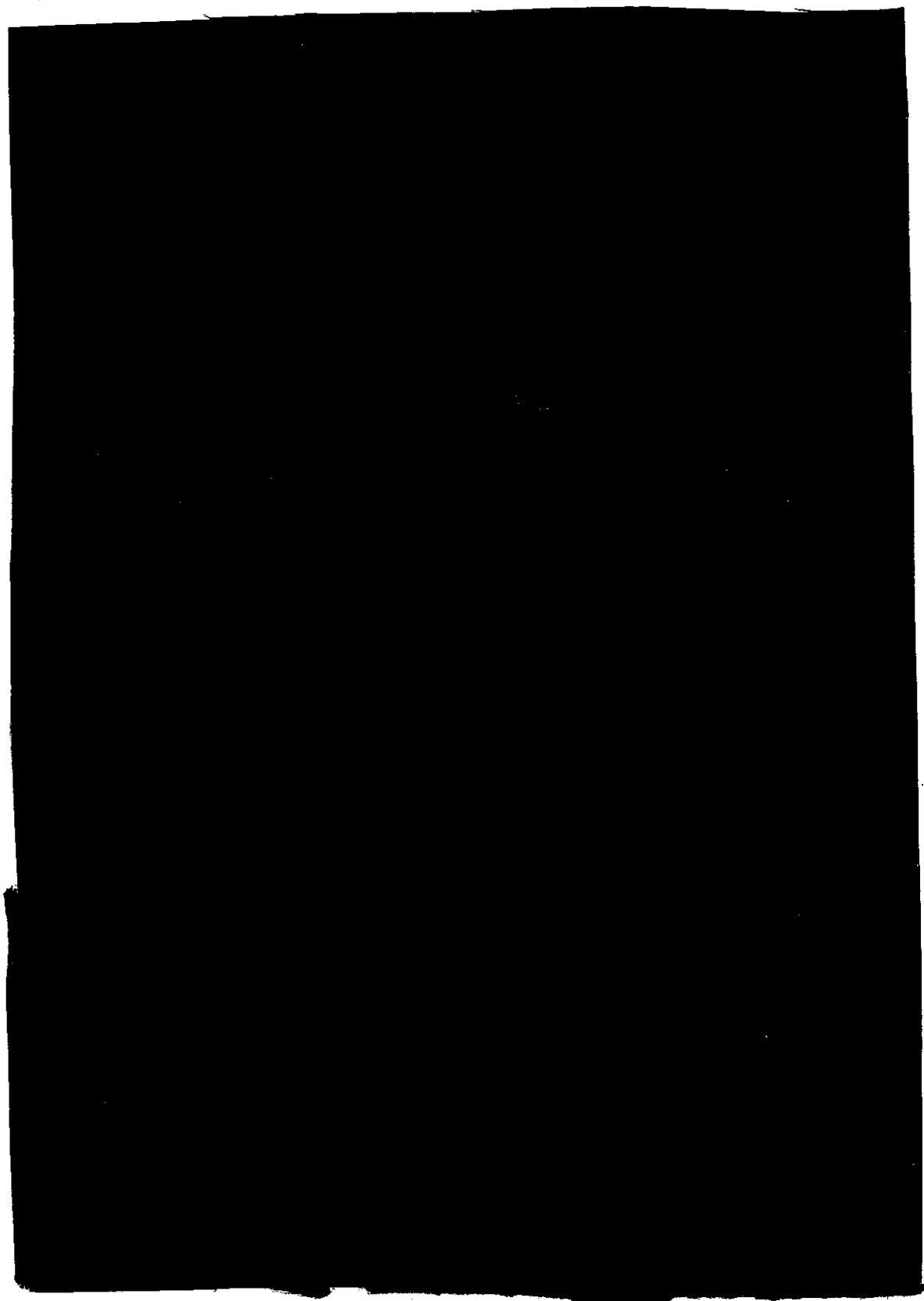
論点集（目次）

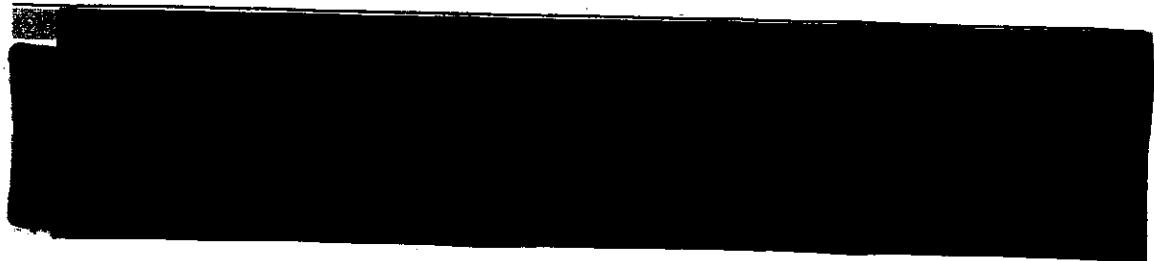
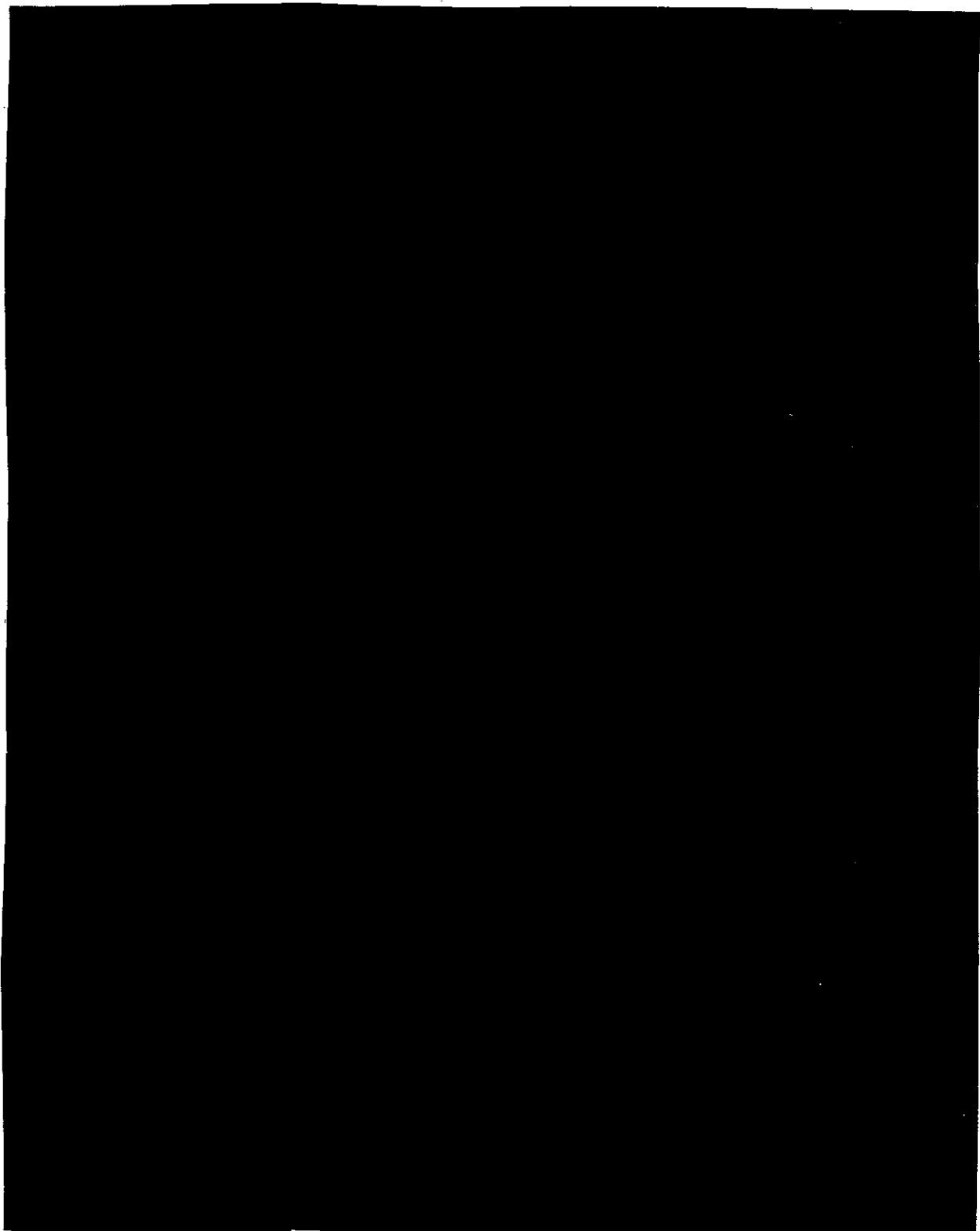
【論点3】指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について	01
【論点5】適性評価の対象外とする者について	04
【論点7】特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれと調査すべき事項の関係について	09
【論点8】調査事項について	11
【論点9】同意の取得について	15
【論点11】[REDACTED]	19
【論点13】適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について	21
【論点14】適性評価と法の下の平等との関係について	24
【論点17】本法の附則において内閣法の一部を改正することについて*	27

*今回新たに作成したもの

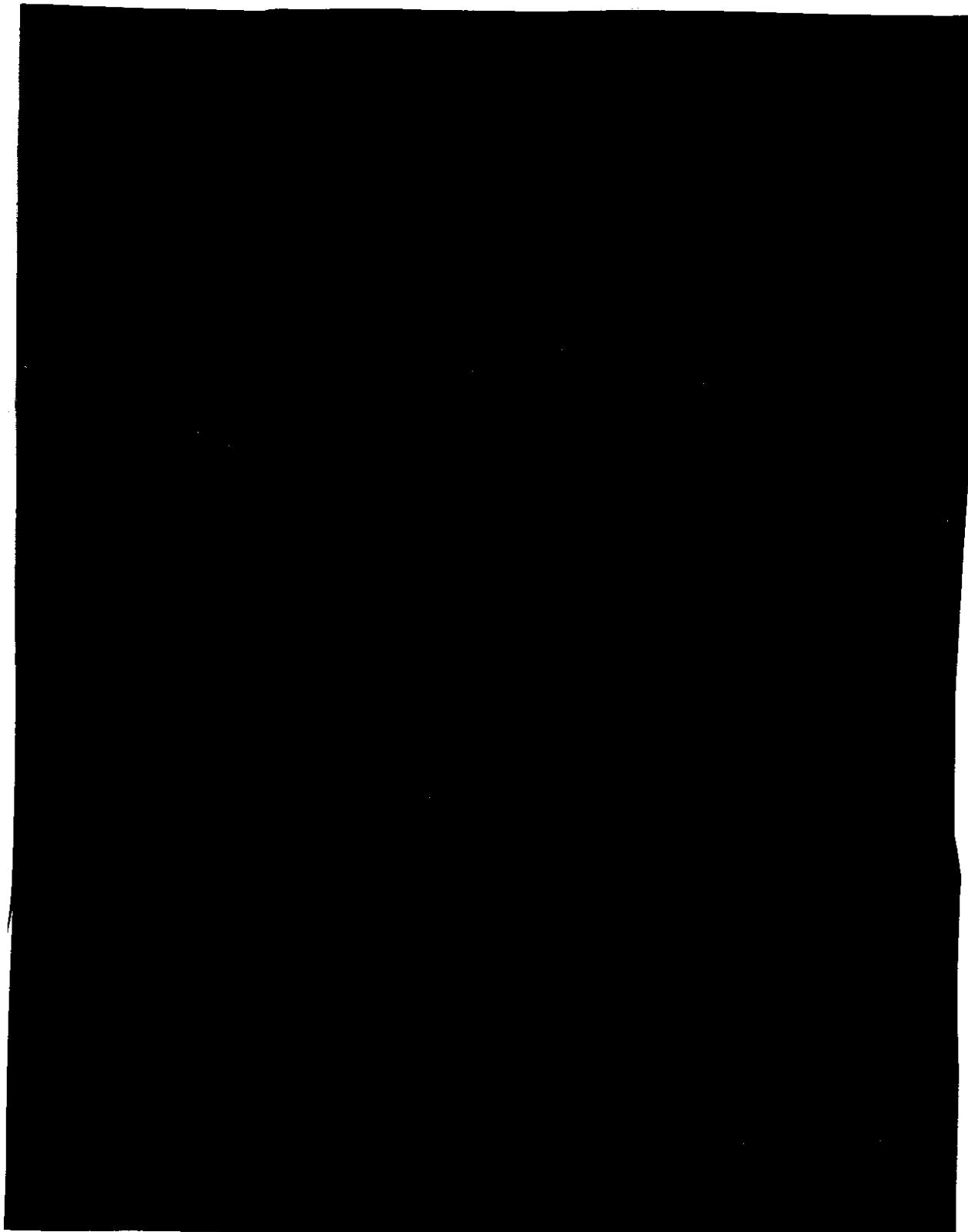
指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について（案）



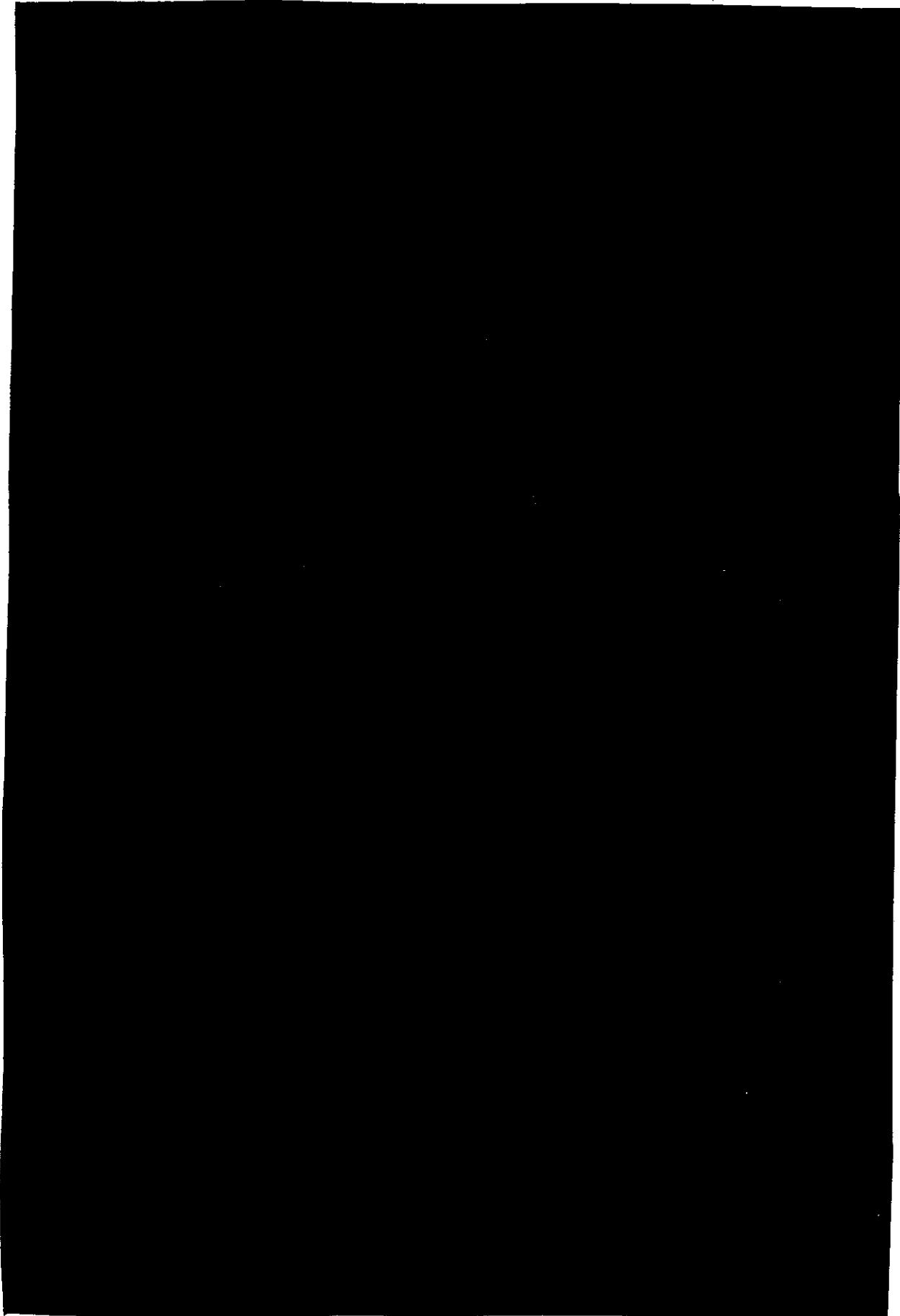


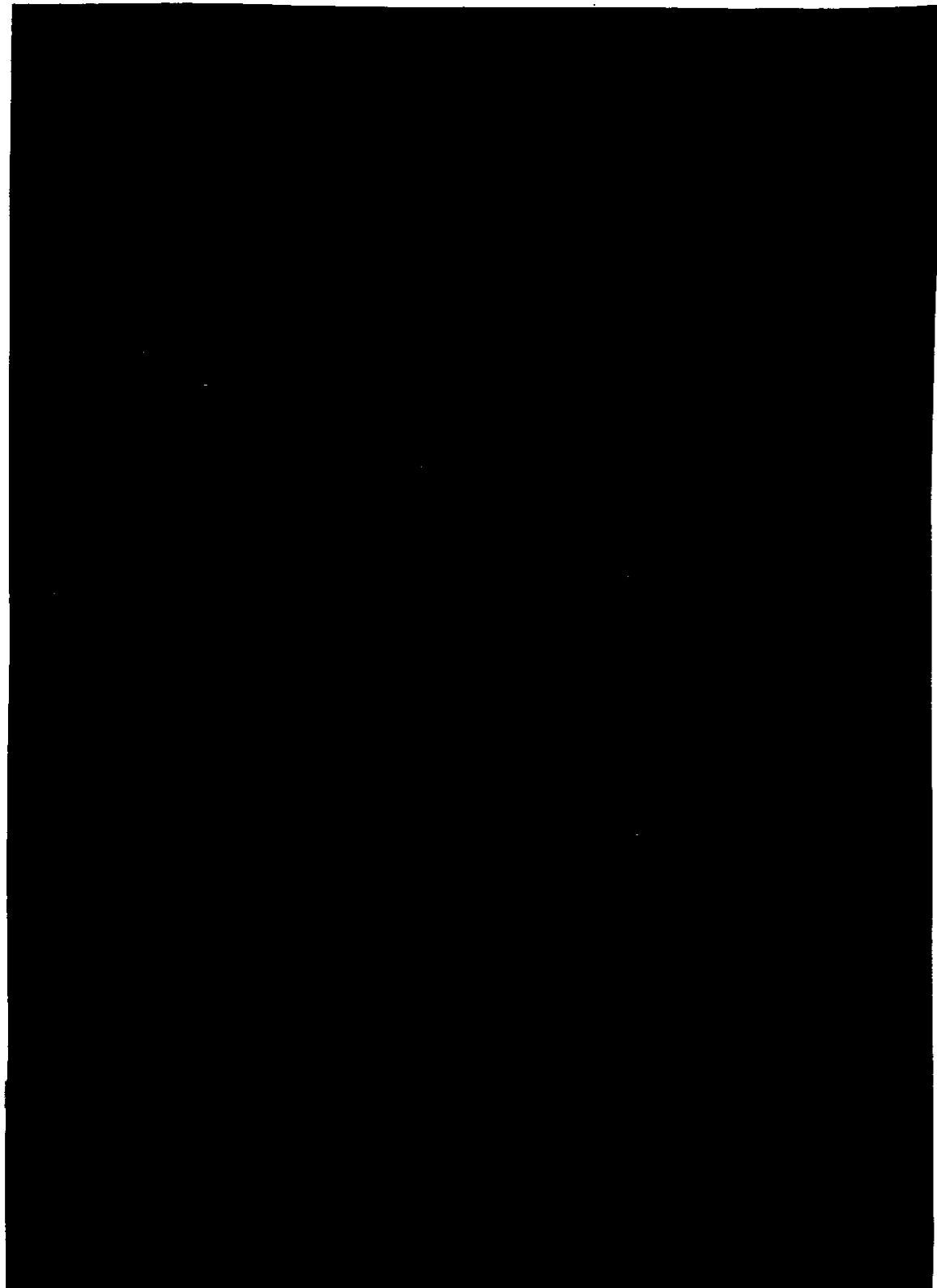


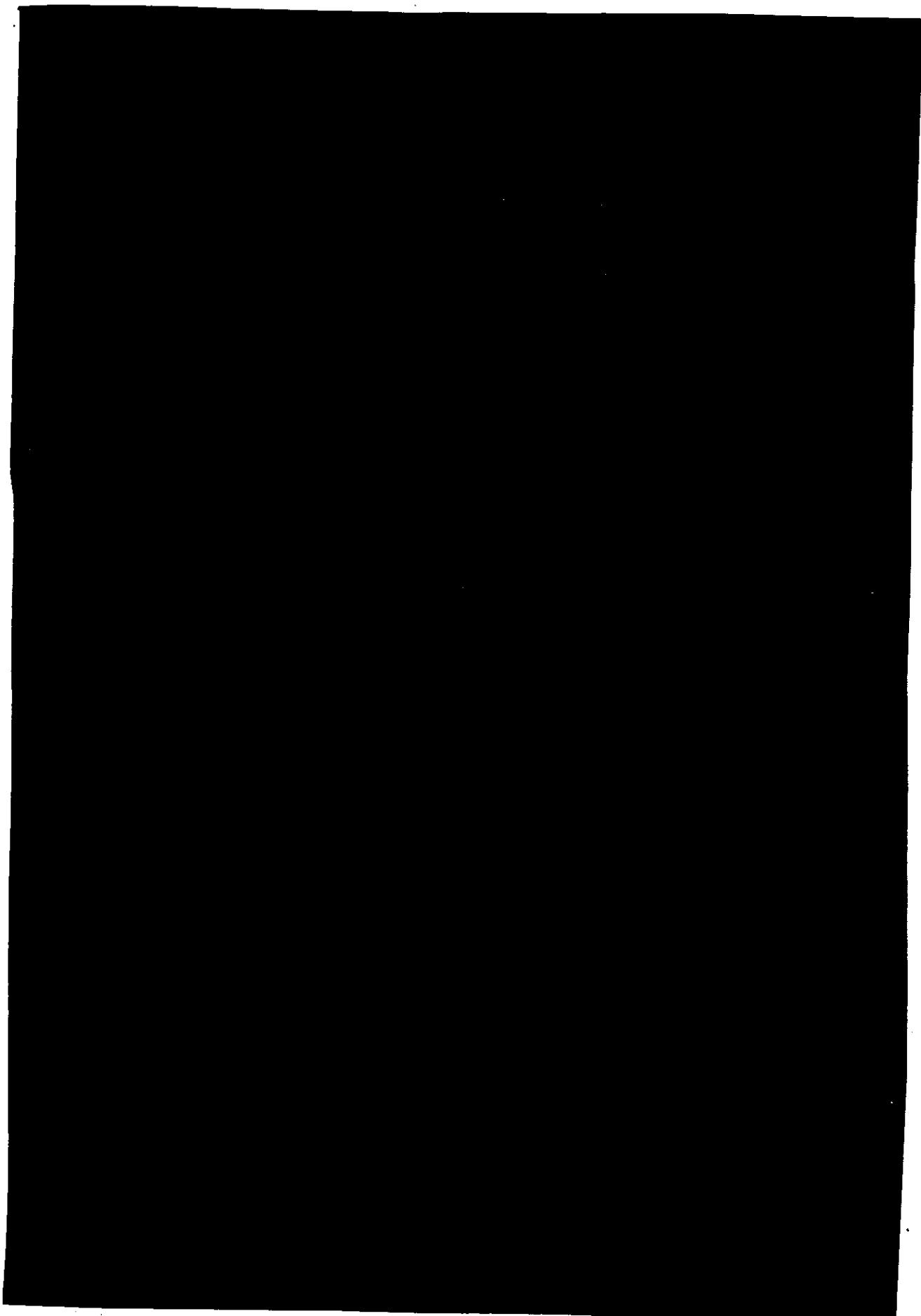
適性評価の対象外とする者について（案）

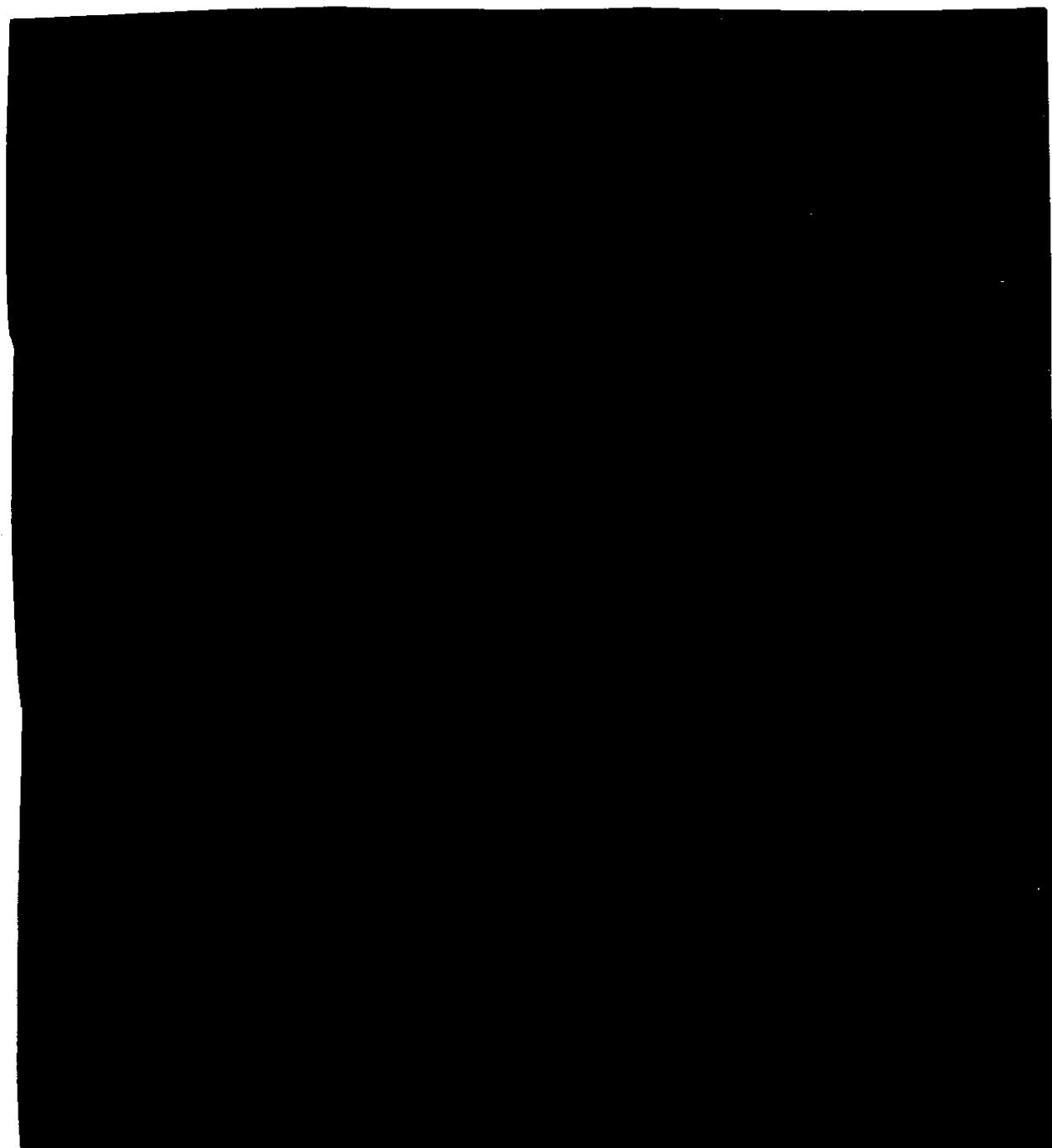


*1

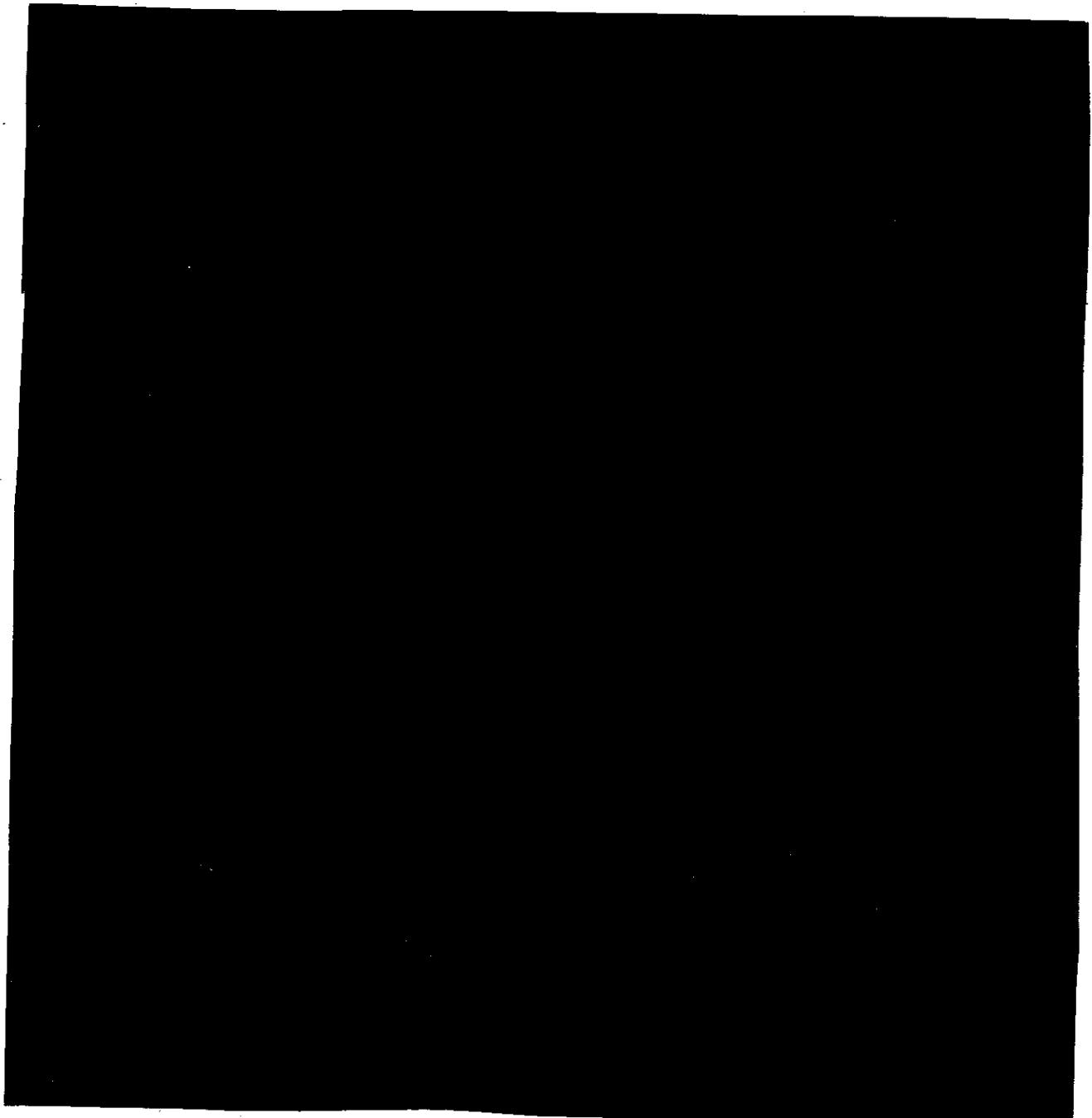




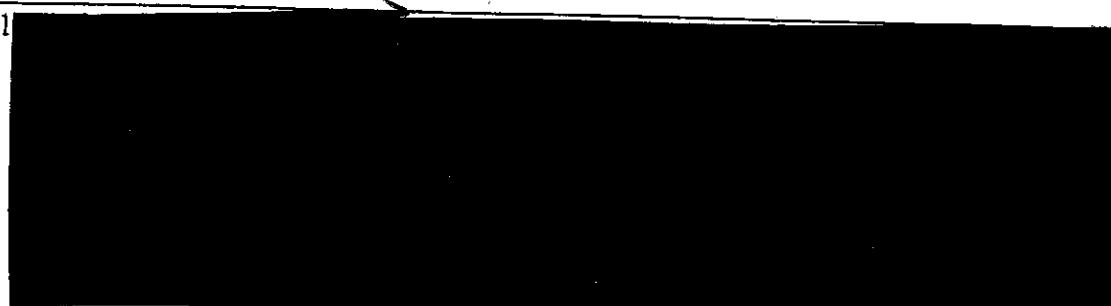


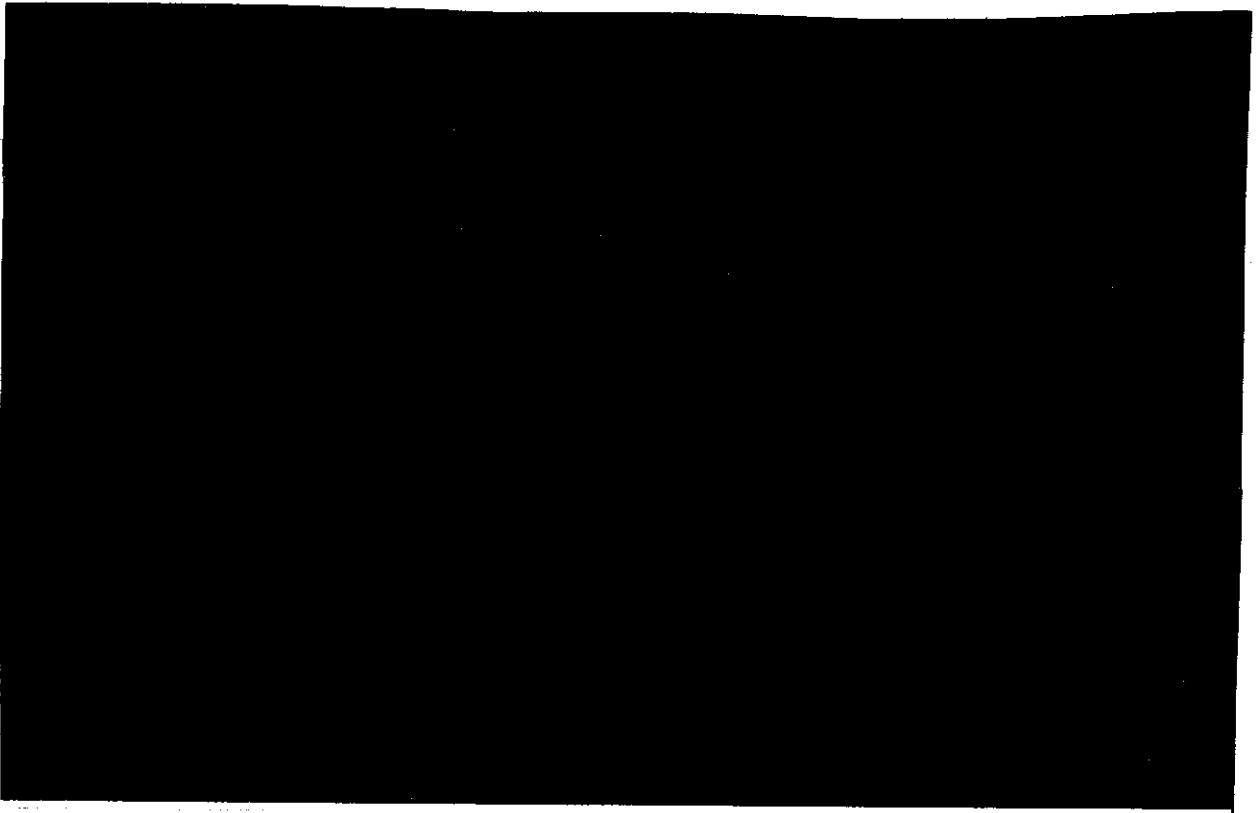


特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれと調査すべき事項の関係について(案)

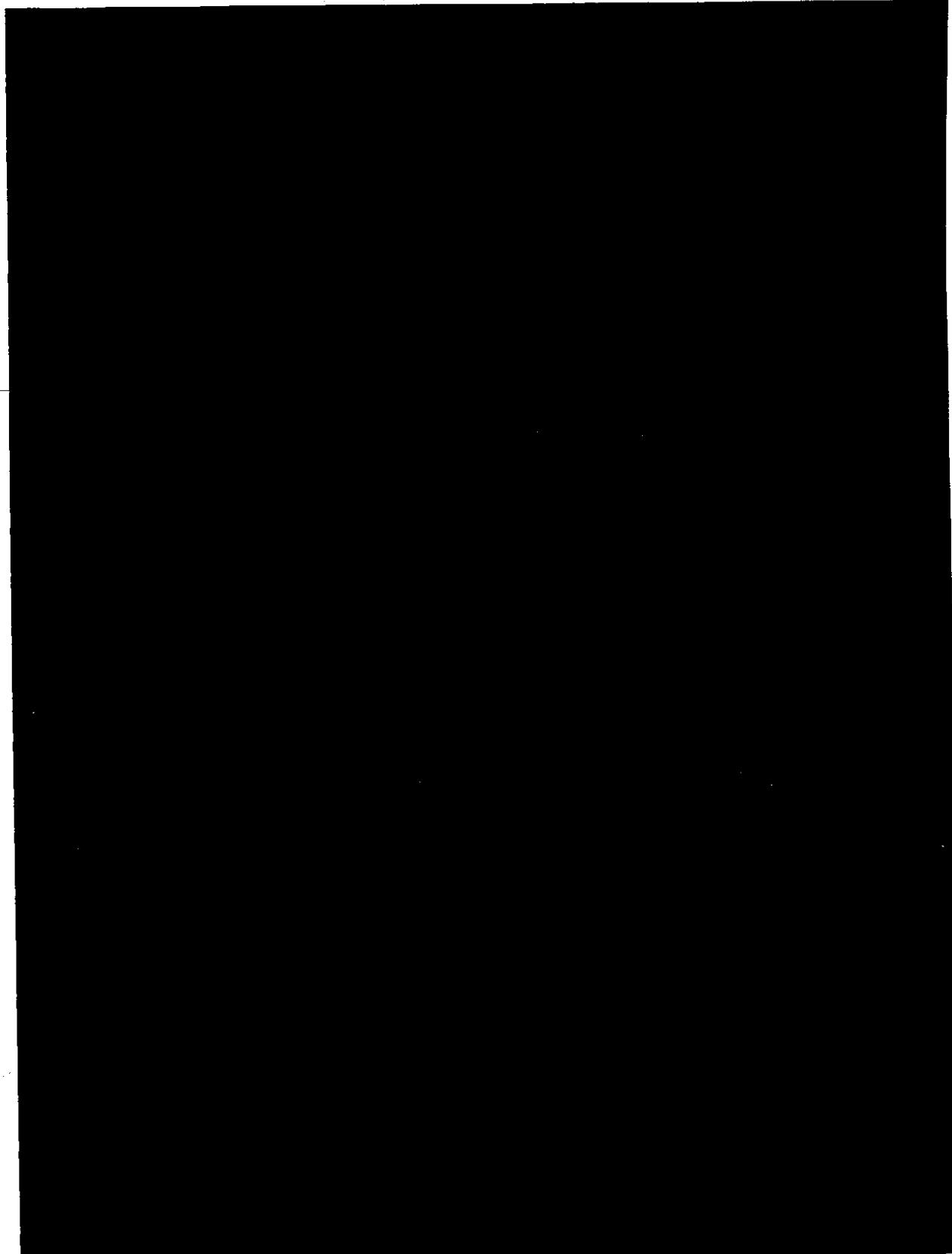


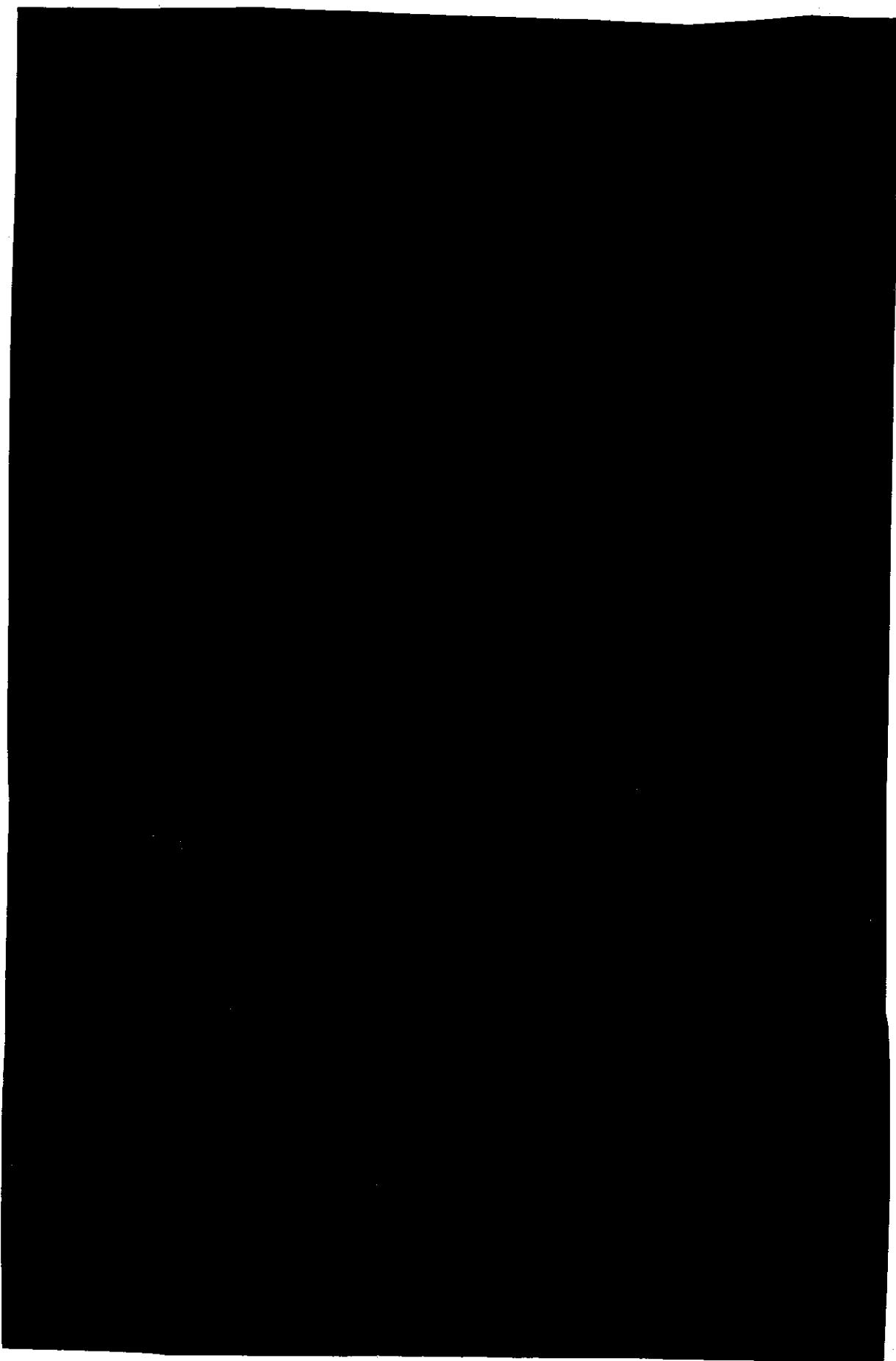
*1

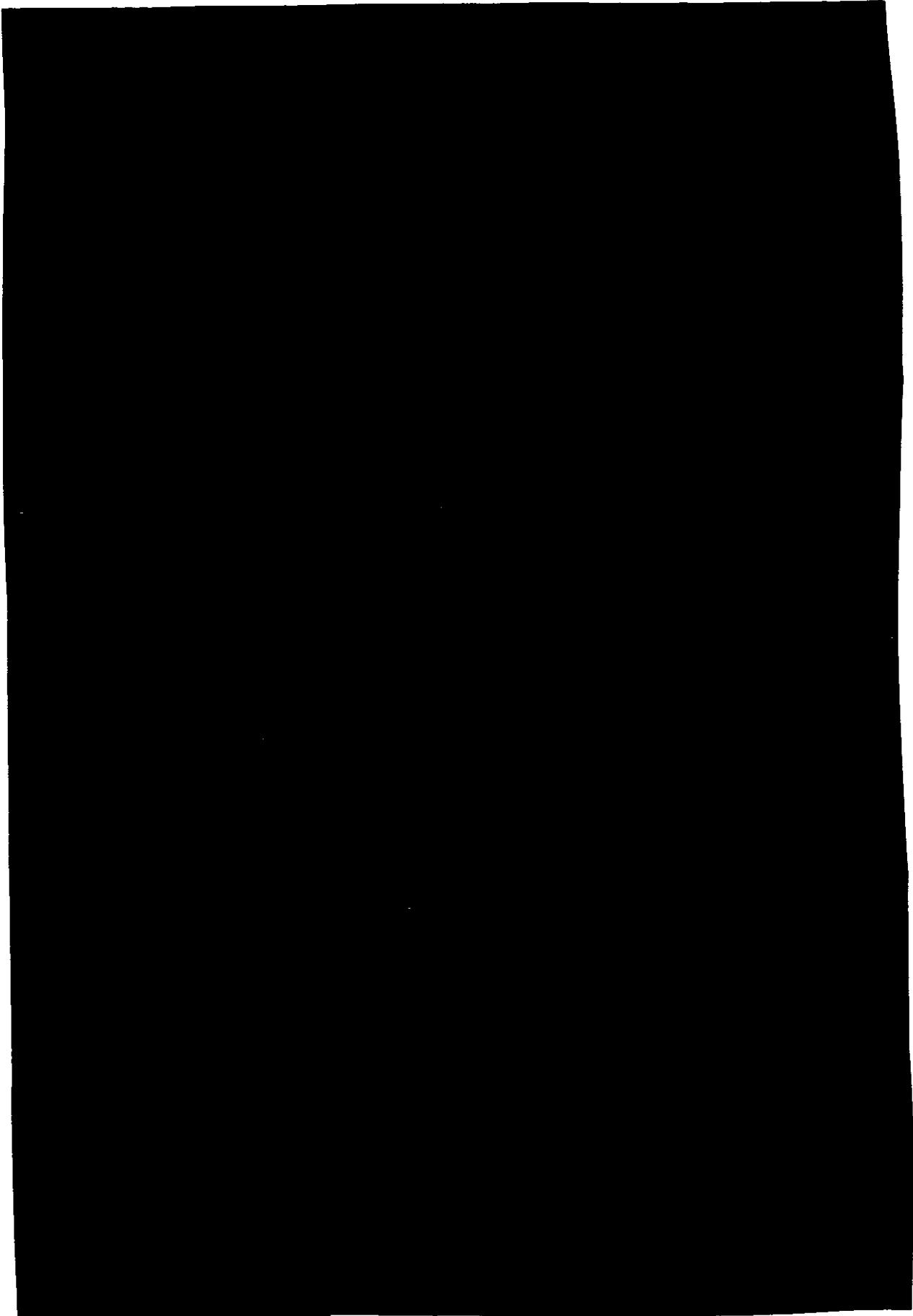


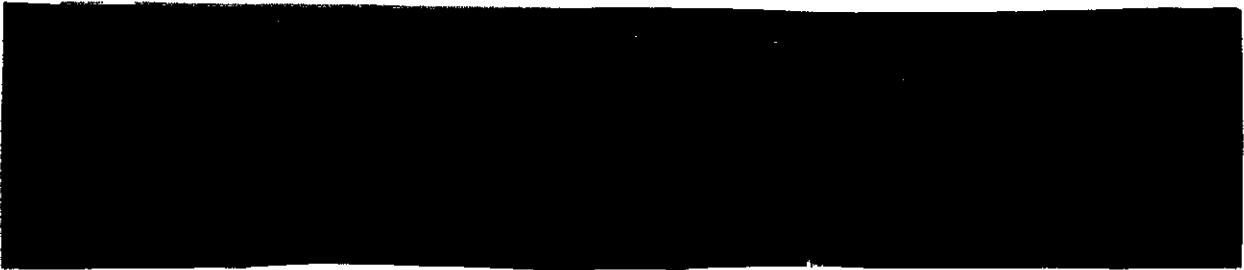


調査事項について（案）



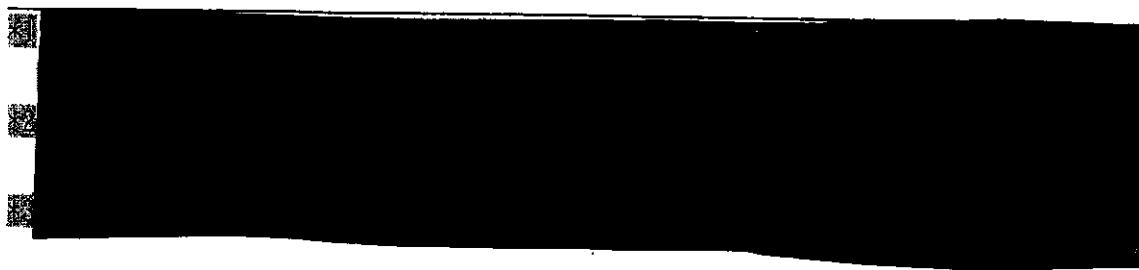




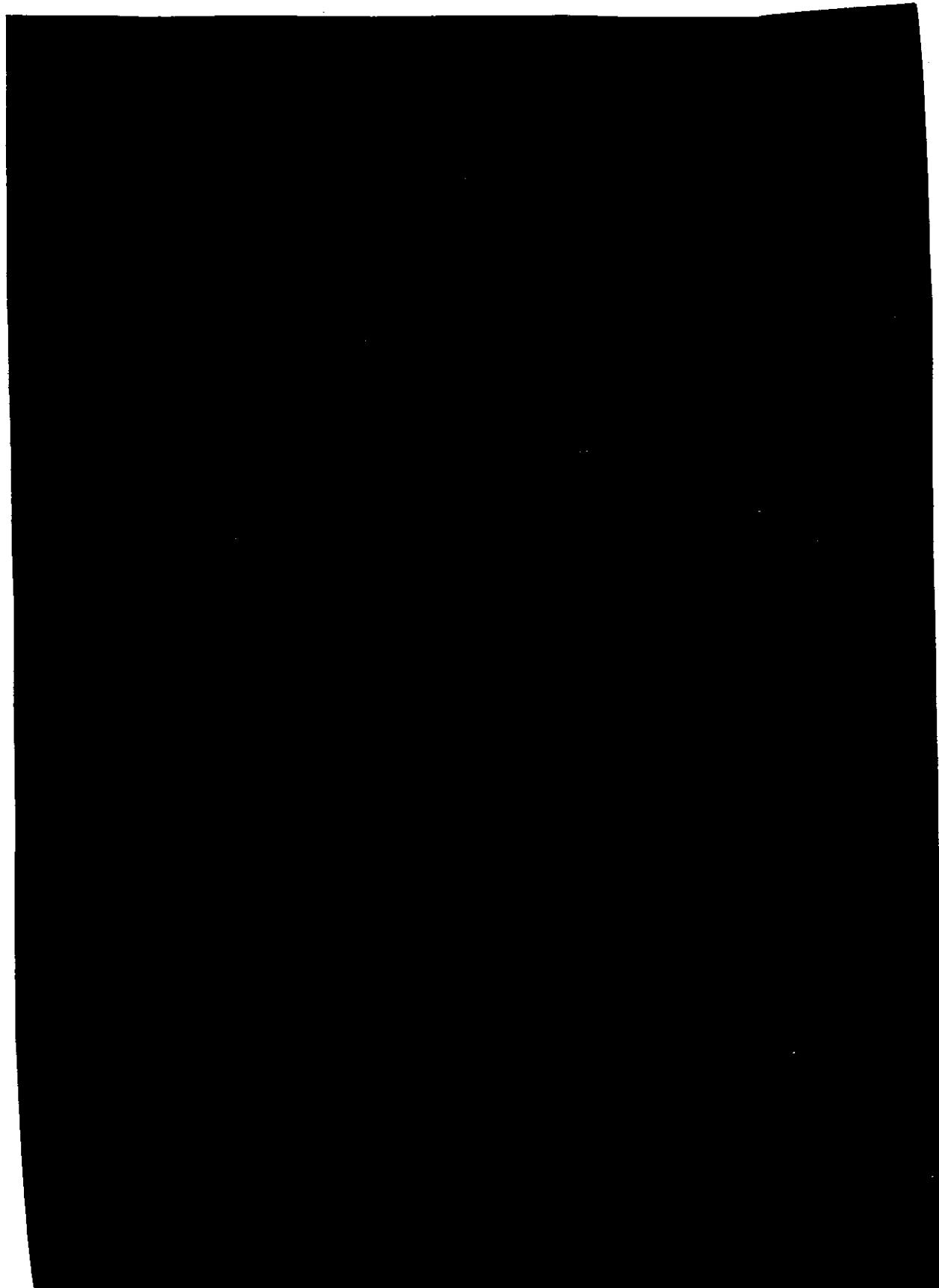


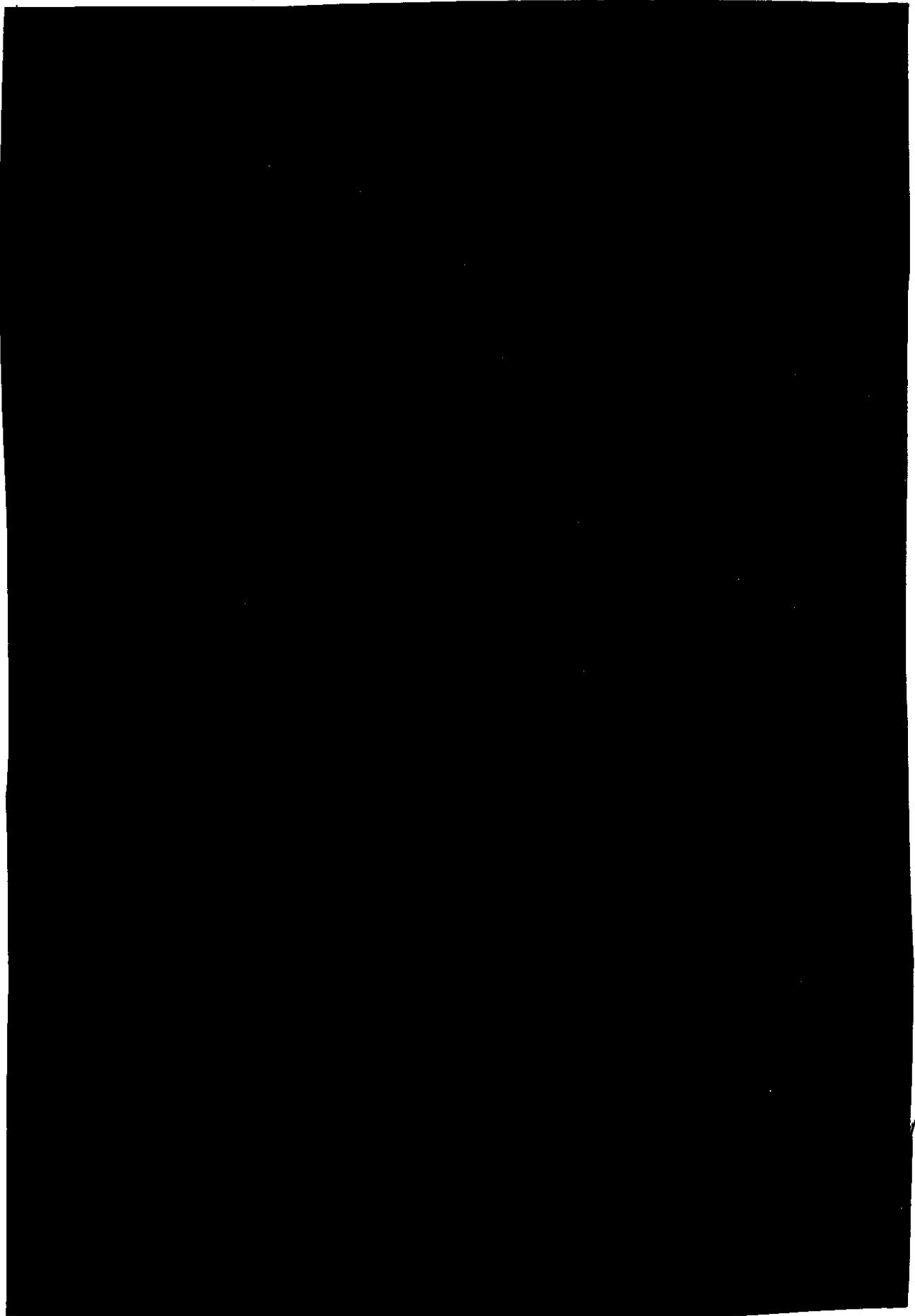
(C)

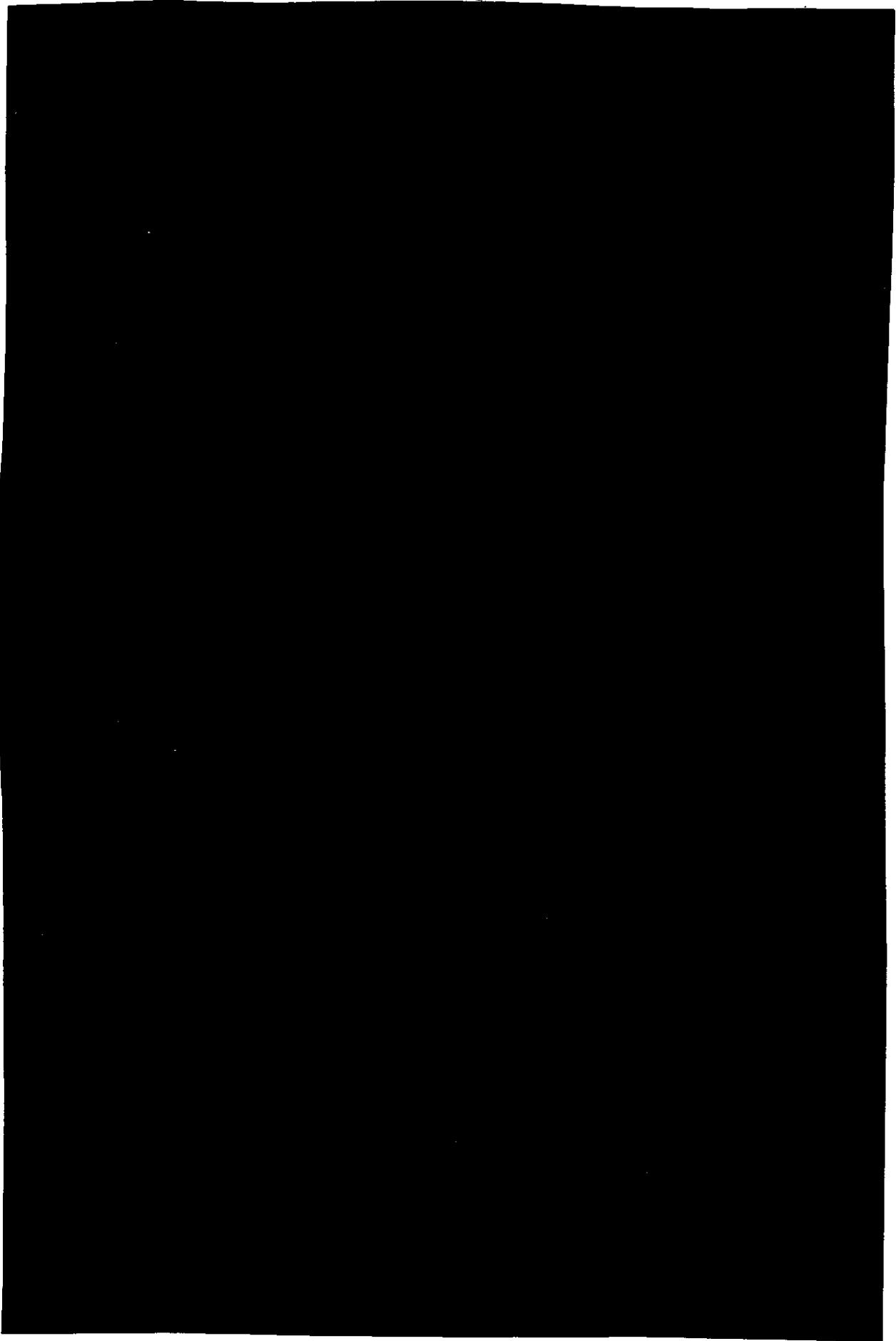
(C)

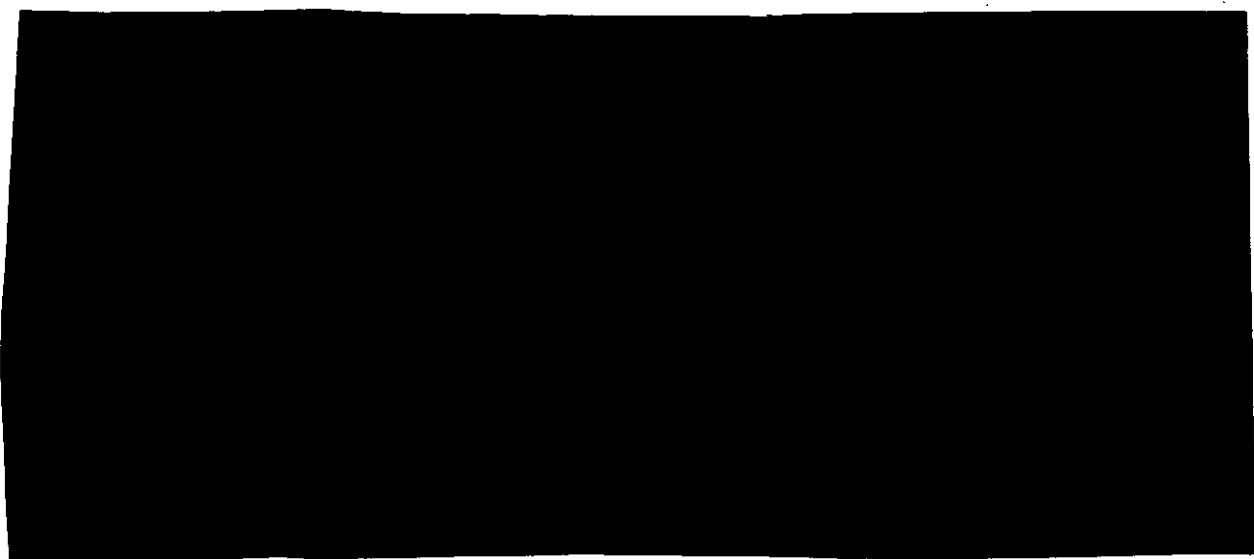


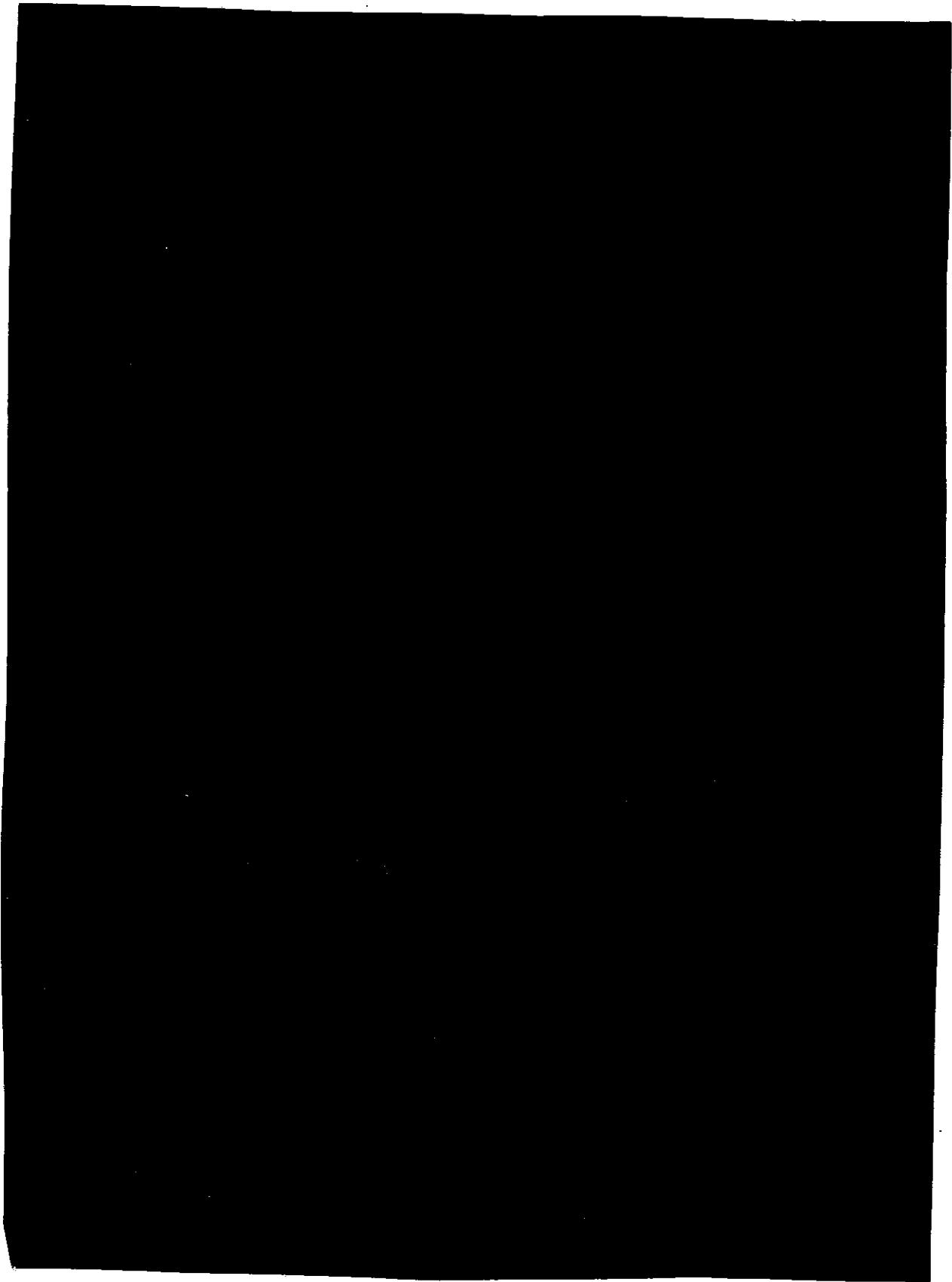
同意の取得について（案）

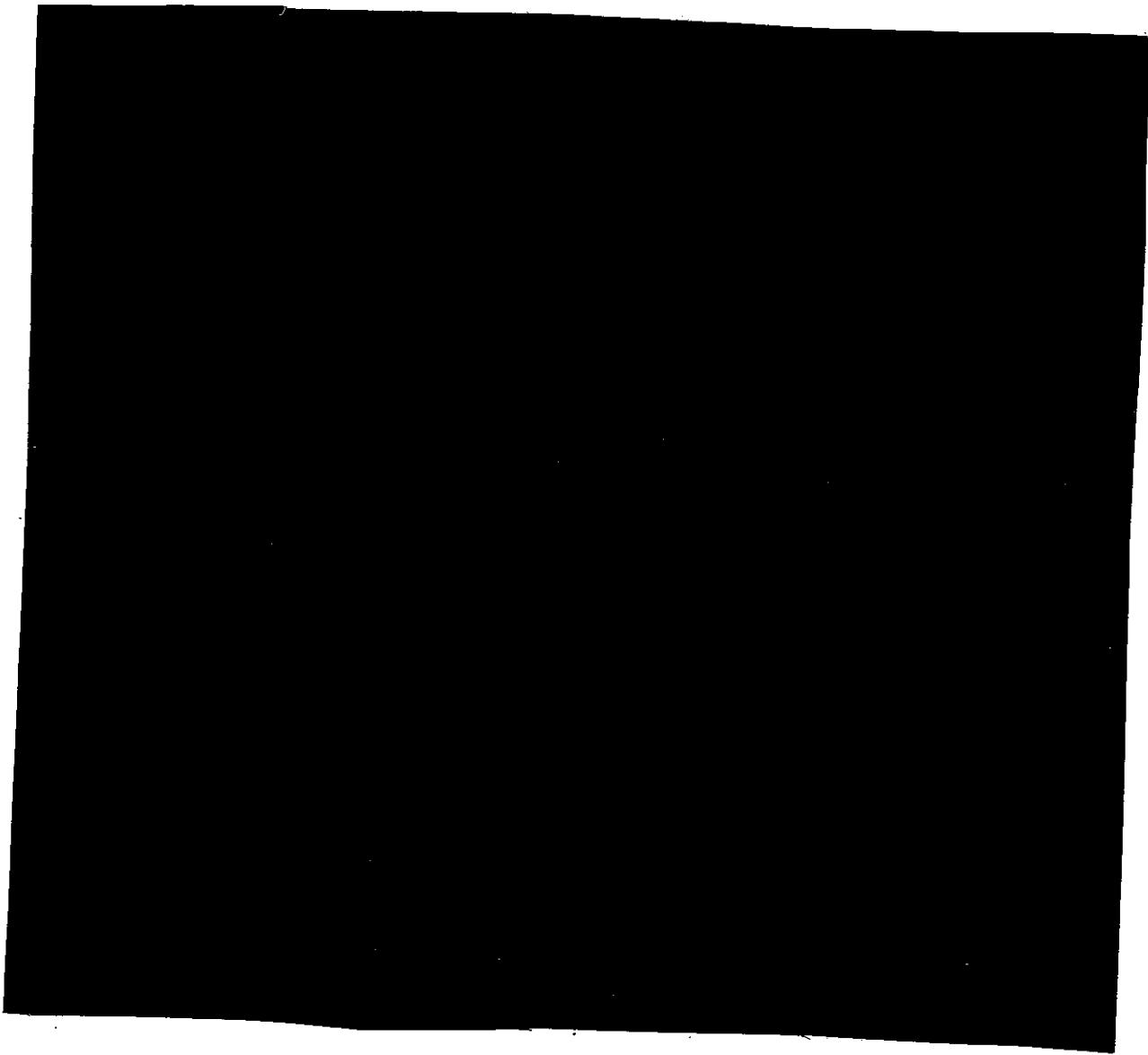




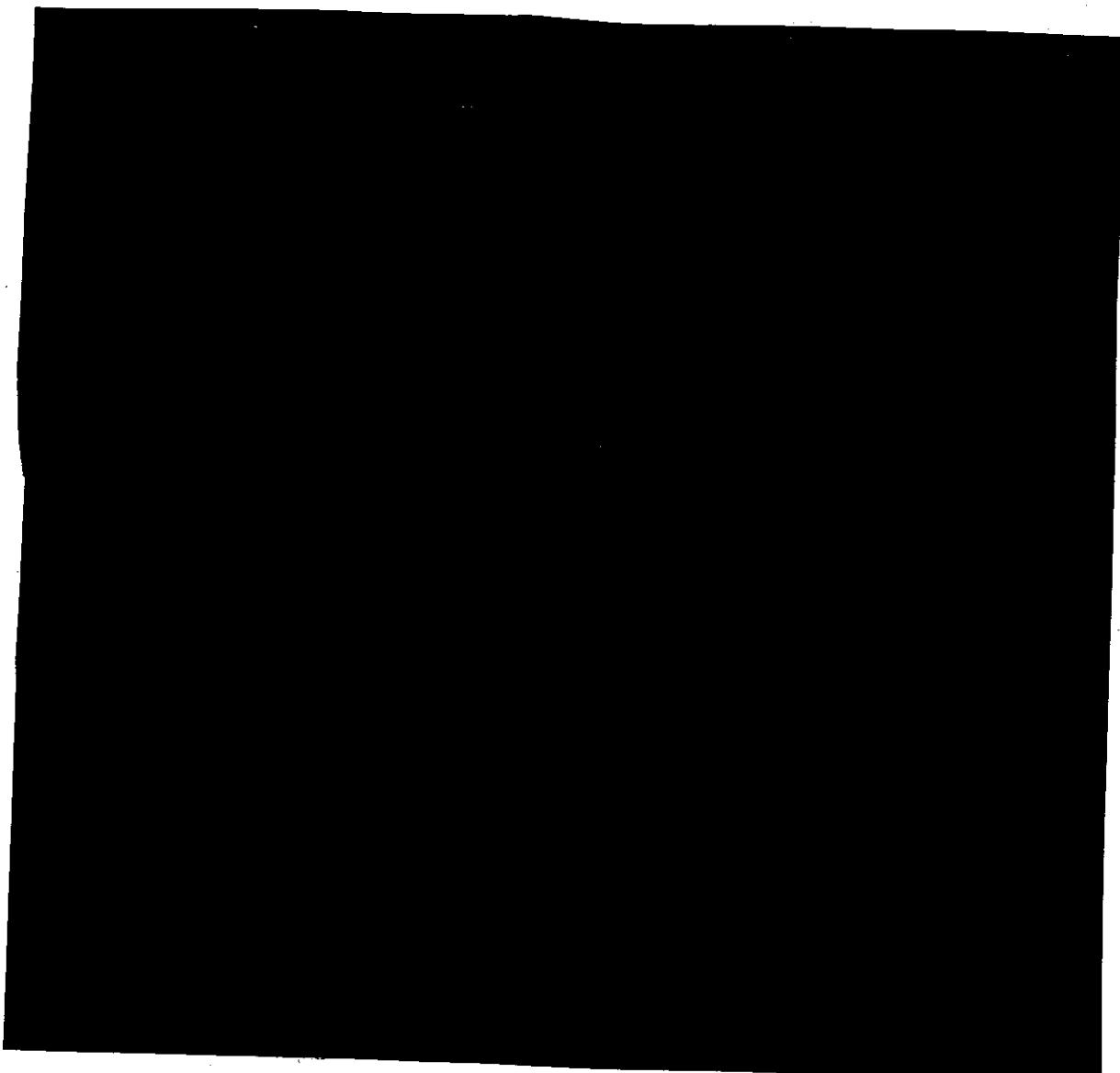








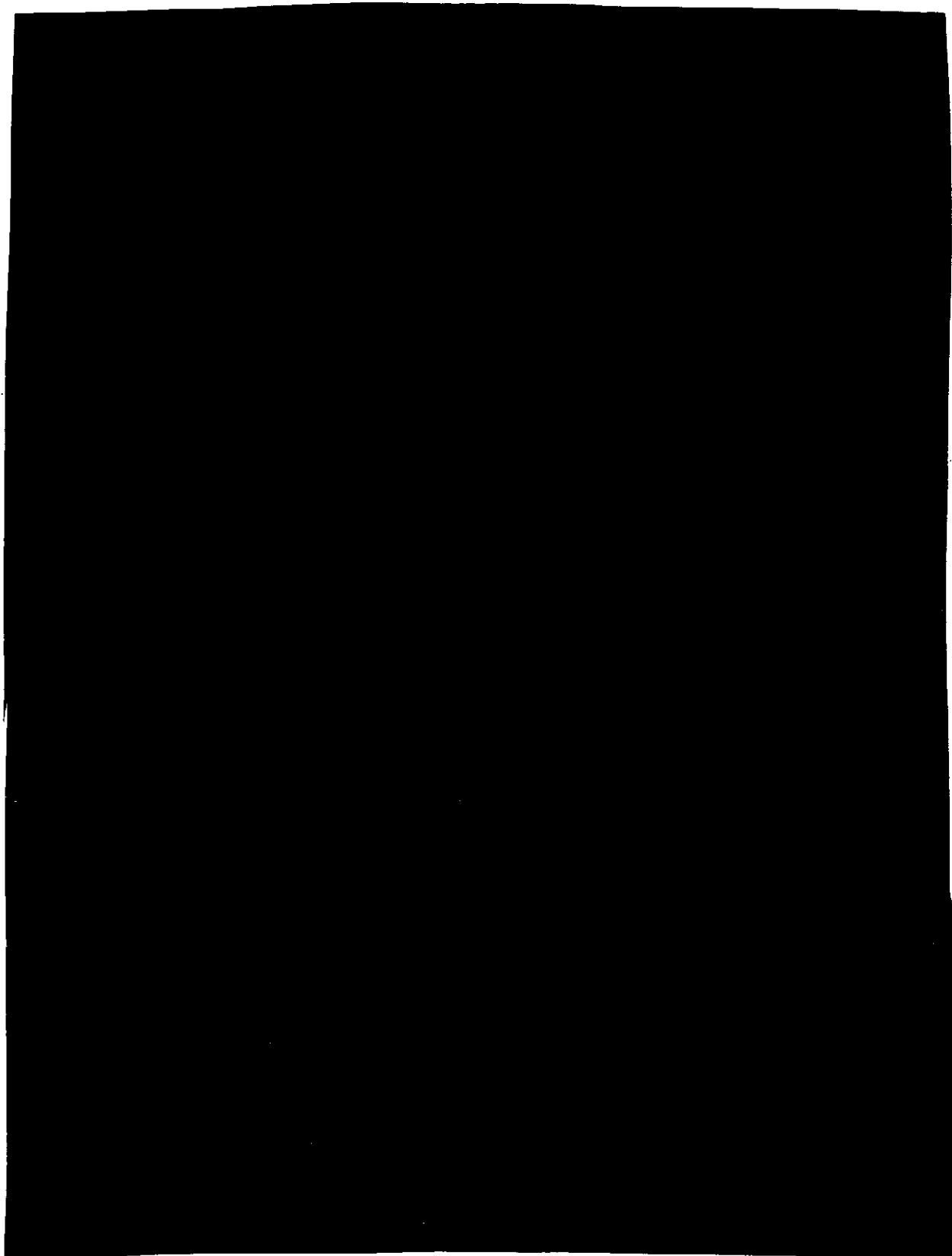
適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について（案）



*1

*2

*3



*1

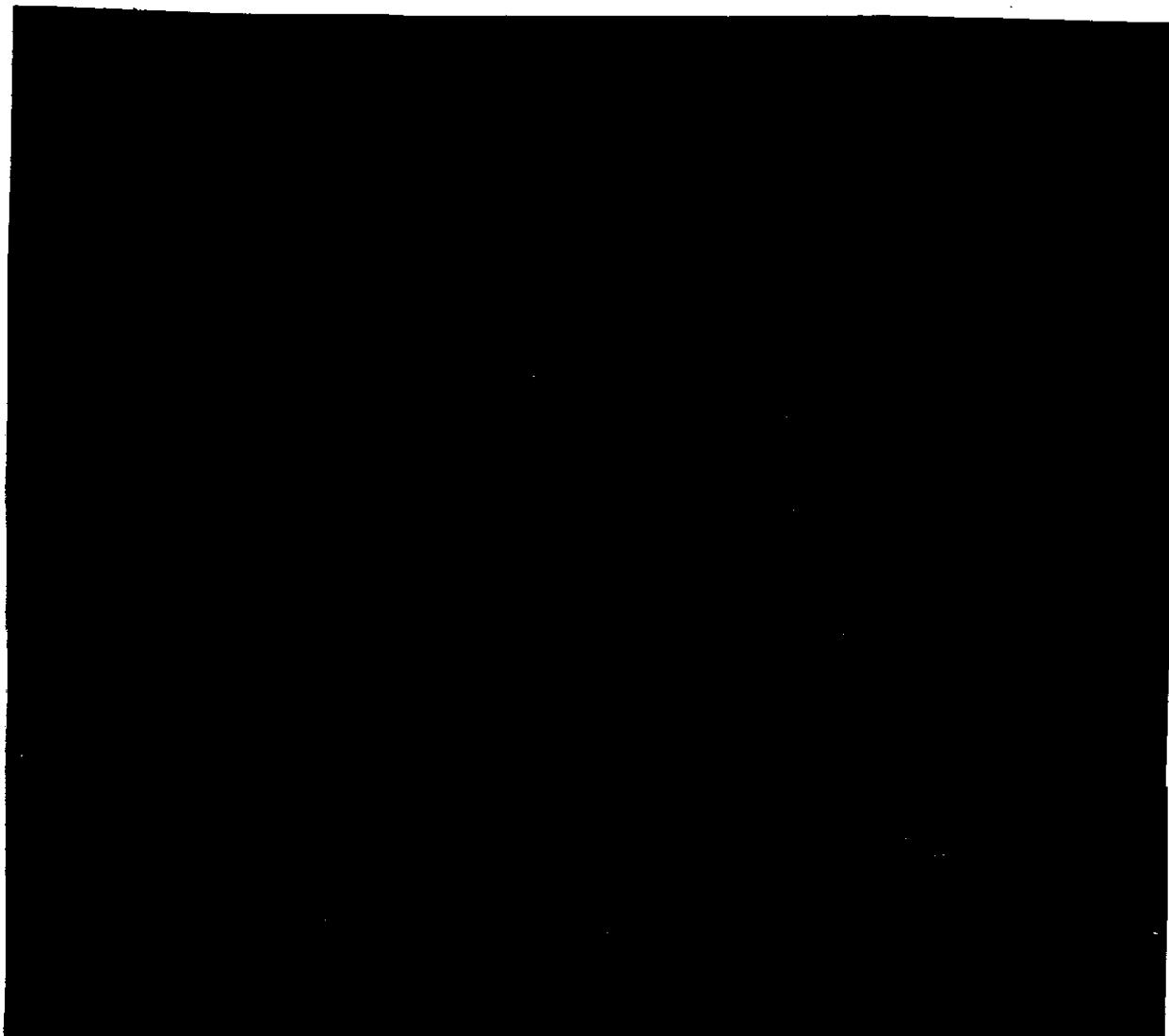
*2

*3



*1

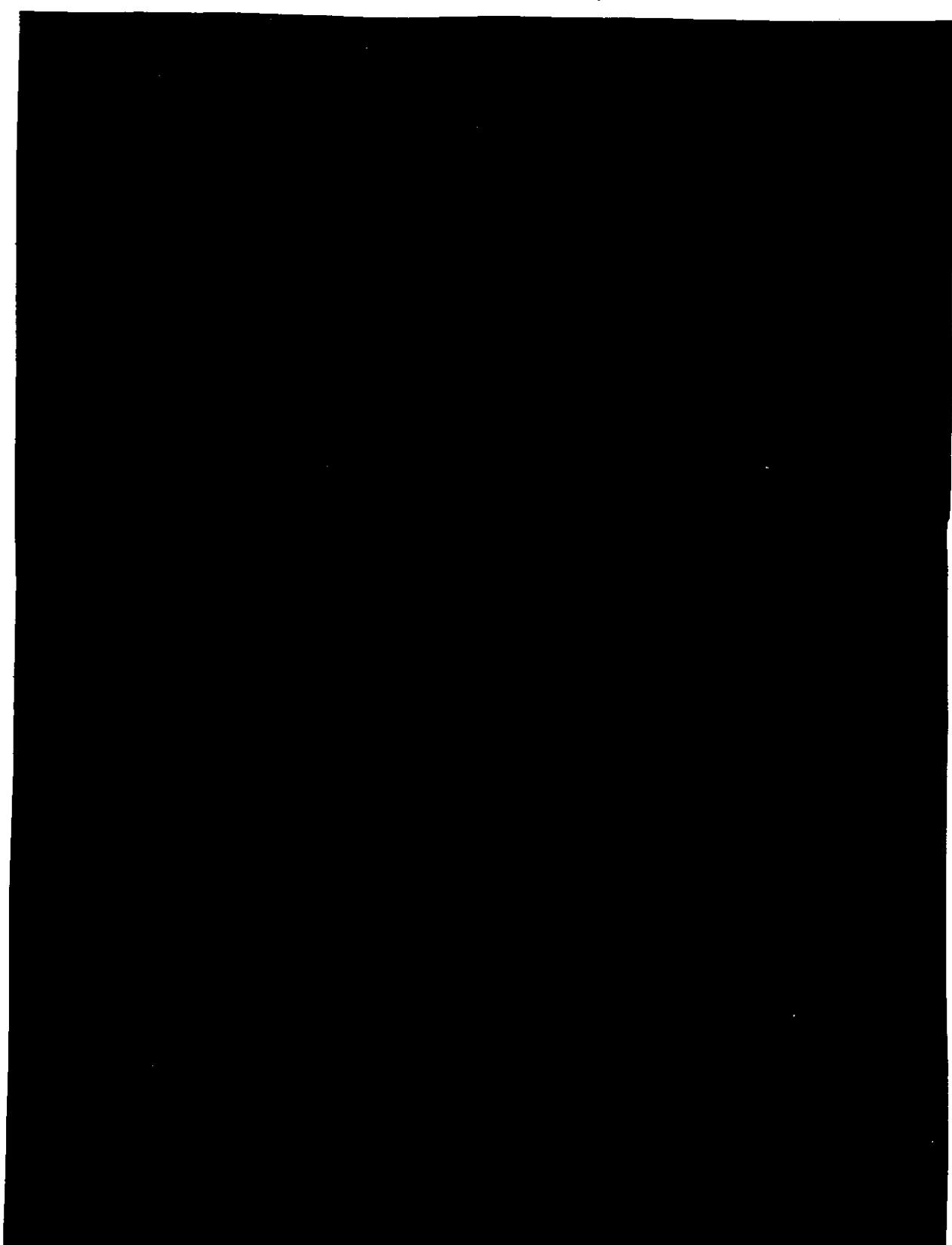
適性評価と法の下の平等との関係について（素）



*1

*2

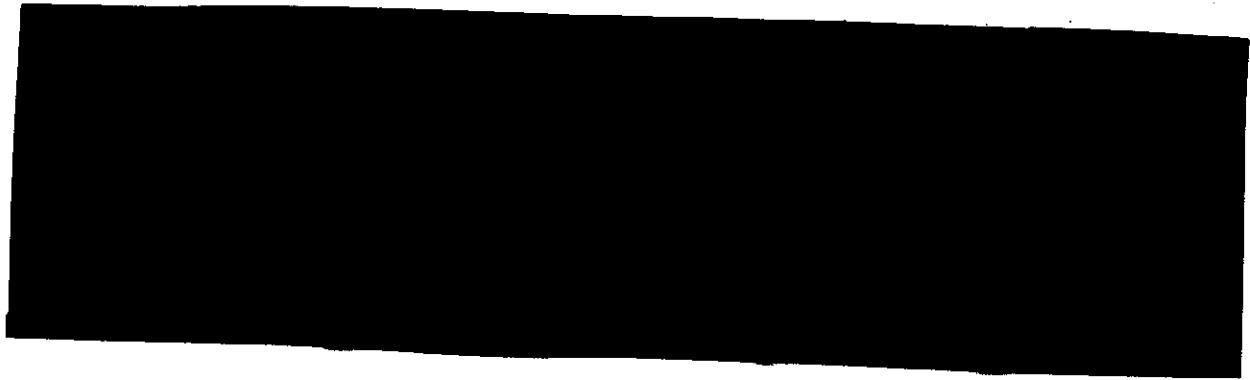




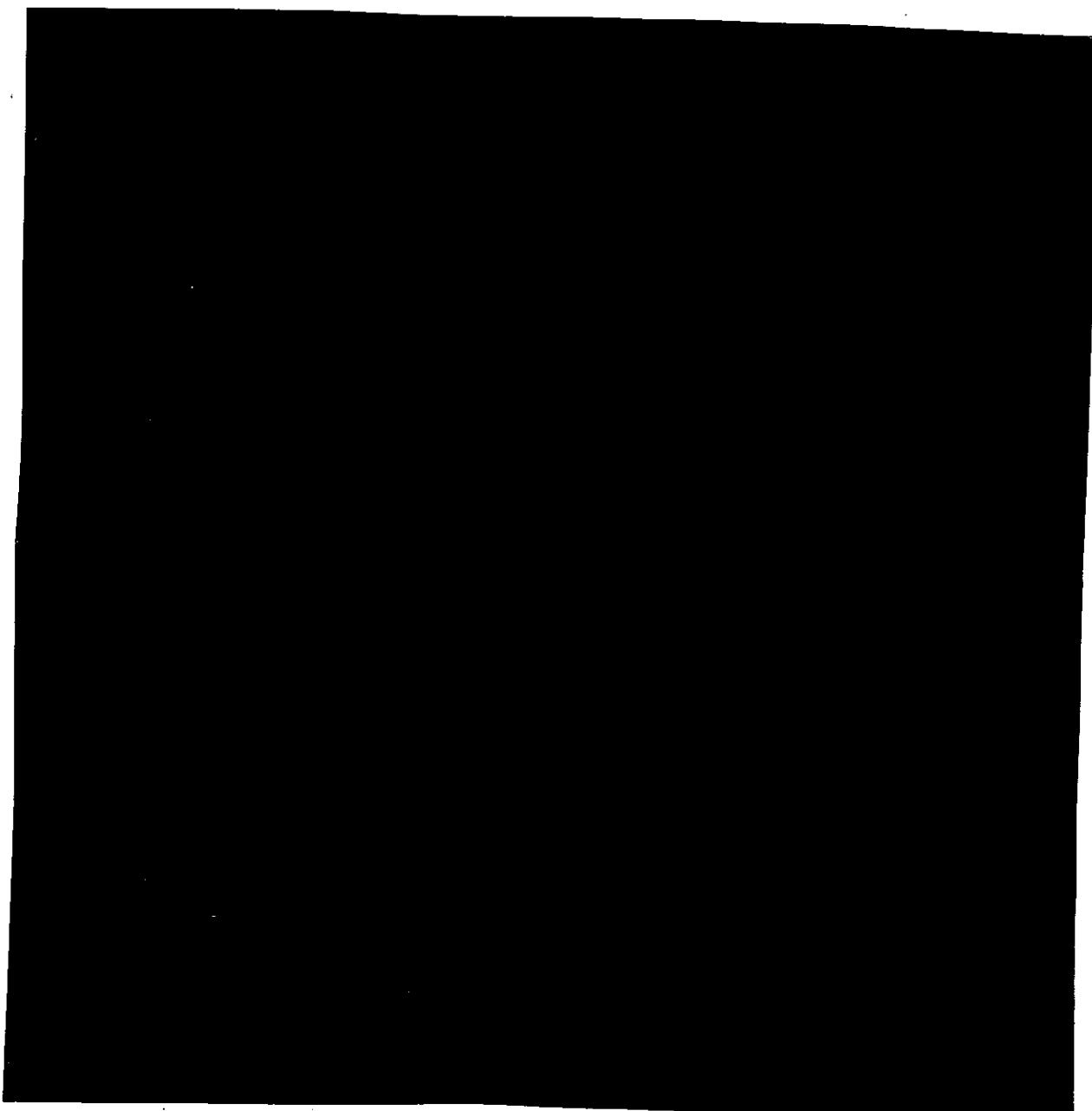
*1

*2

*3

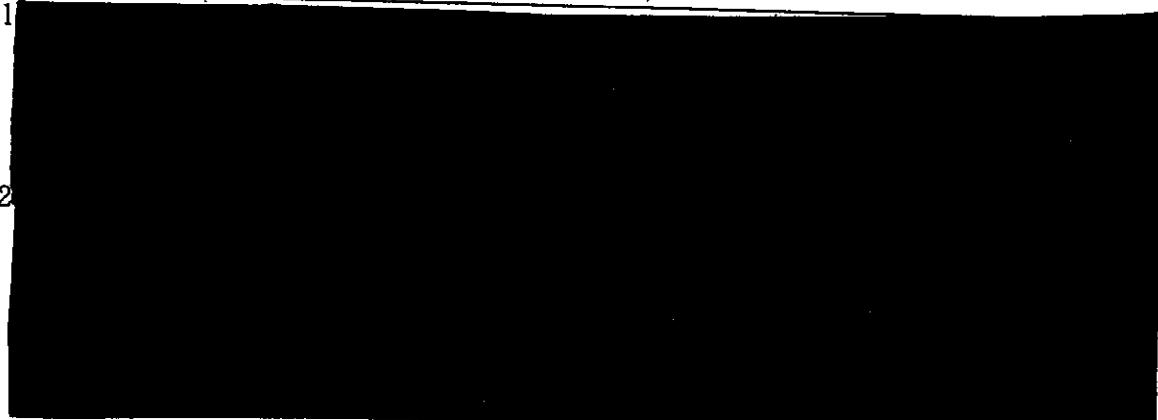


本法の附則において内閣法の一部を改正することについて（案）

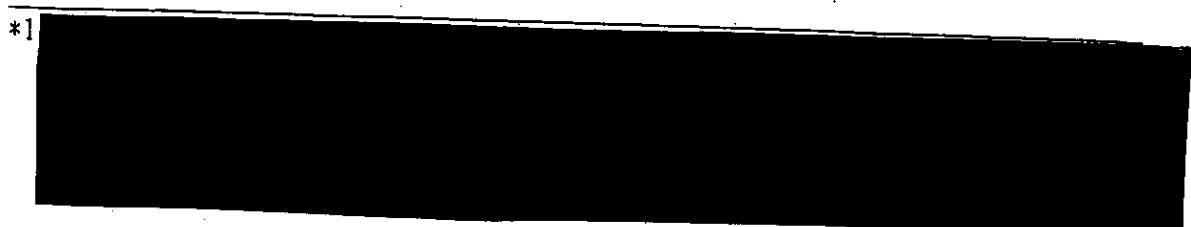


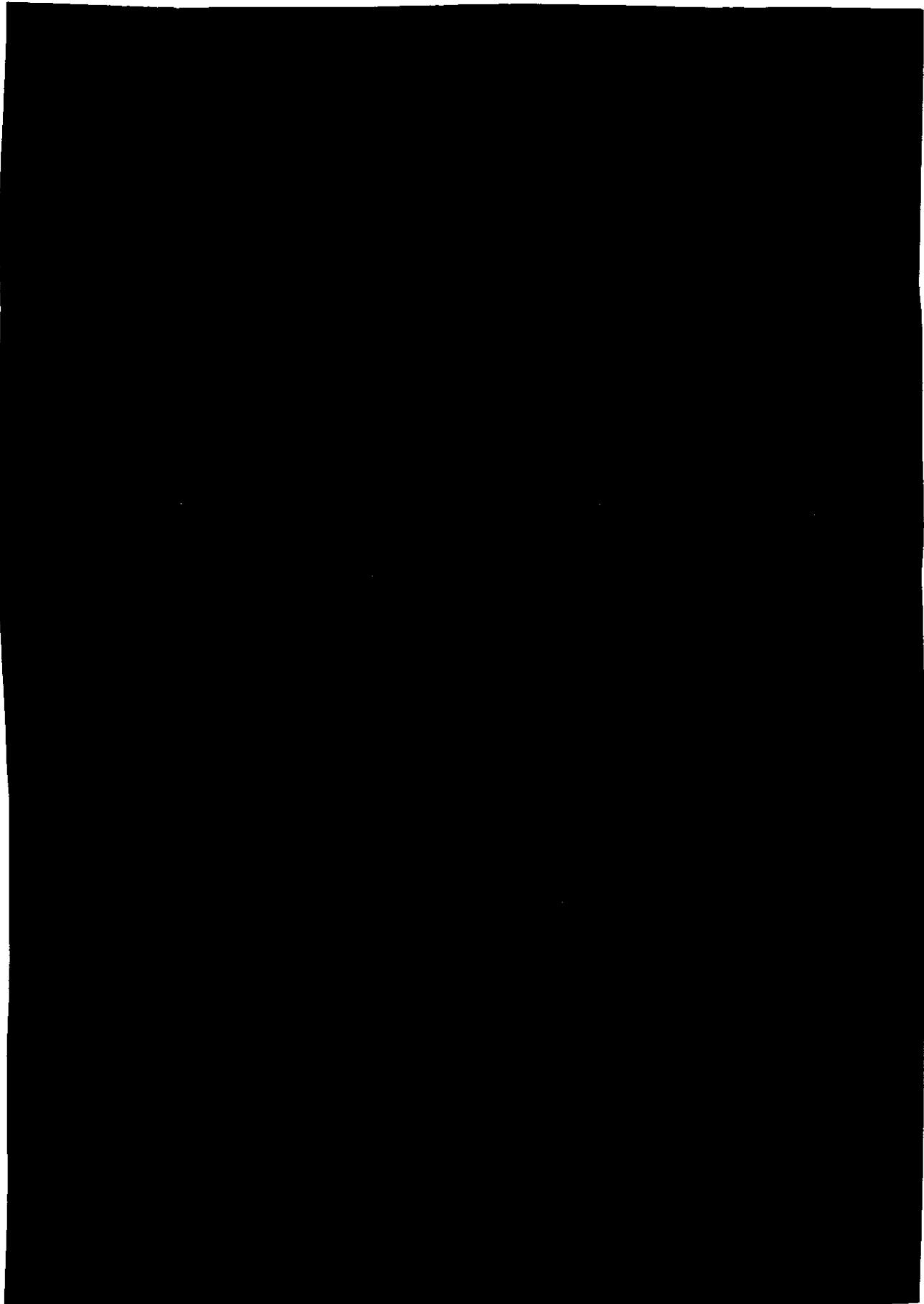
*1

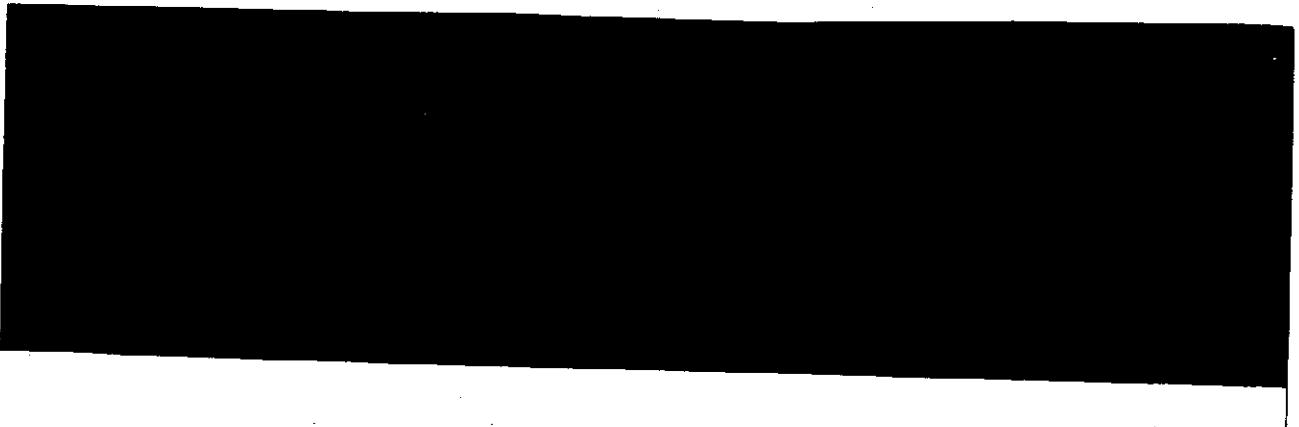
*2



*1







【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第二部長再説明資料)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月16日 18:34

宛先:

添付ファイル: 外務省送付資料.ZIP (124 KB)

外務省 大臣官房総務課 [REDACTED] 様、[REDACTED] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する法制局第二部長への再説明資料を、本日（16日）に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査

第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査（結果メモを作成中）

部長再説明資料: 12月16日に資料持込み
となっております。

15日に持ち込んだ資料に関する審査（第11回）が本日午後に実施されました。

その結果については、「内閣法制局との検討メモ」（第11回）を現在作成しておりますので、もうしばらくお待ちいただければ幸いです。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第二部長再説明資料)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月16日 18:35

宛先: 高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室)

添付ファイル: 内政送付資料.ZIP (124 KB)

内閣官房副長官補室(内政) 高岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する法制局第二部長への再説明資料を、本日(16日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査

第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査(結果メモを作成中)

部長再説明資料: 12月16日に資料持込み

となっております。

15日に持ち込んだ資料に関する審査(第11回)が本日午後に実施されました。

その結果については、「内閣法制局との検討メモ」(第11回)を現在作成しておりますので、もうしばらくお待ちいただければ幸いです。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])
[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第二部長再説明資料)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月16日 18:35

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 外政送付資料.ZIP (124 KB)

内閣官房副長官補室(外政) 八幡様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する法制局第二部長への再説明資料を、本日(16日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査

第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査(結果メモを作成中)

部長再説明資料: 12月16日に資料持込み

となっております。

15日に持ち込んだ資料に関する審査(第11回)が本日午後に実施されました。

その結果については、「内閣法制局との検討メモ」(第11回)を現在作成しておりますので、もうしばらくお待ちいただければ幸いです。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部
[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED]
[REDACTED] 直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第二部長再説明資料)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月16日 18:36

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 安危送付資料.ZIP (124 KB)

内閣官房副長官補室(安危) 丸山様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する法制局第二部長への再説明資料を、本日(16日)に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査

第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査(結果メモを作成中)

部長再説明資料: 12月16日に資料持込み

となっております。

15日に持ち込んだ資料に関する審査(第11回)が本日午後に実施されました。

その結果については、「内閣法制局との検討メモ」(第11回)を現在作成しておりますので、もうしばらくお待ちいただければ幸いです。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文草案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

* * * * *

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

* * * * *

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第二部長再説明資料)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月16日 18:36

宛先:

CC:

添付ファイル: 警察庁送付資料.ZIP (124 KB)

警察庁警備局警備企画課 様
(CCにて、重久様、藤原様、 様を入れさせていただいております)

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する法制局第二部長への再説明資料を、本日（16日）に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査

第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査（結果メモを作成中）

部長再説明資料: 12月16日に資料持込み

となっております。

15日に持ち込んだ資料に関する審査（第11回）が本日午後に実施されました。

その結果については、「内閣法制局との検討メモ」（第11回）を現在作成しておりますので、
もうしばらくお待ちいただければ幸いです。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

（条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第二部長再説明資料)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月16日 18:37

宛先:

添付ファイル: 法務省送付資料.ZIP (124 KB)

法務省 刑事局公安課 角田様、伊勢様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する法制局第二部長への再説明資料を、本日（16日）に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査

第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査（結果メモを作成中）

部長再説明資料: 12月16日に資料持込み

となっております。

15日に持ち込んだ資料に関する審査（第11回）が本日午後に実施されました。

その結果については、「内閣法制局との検討メモ」（第11回）を現在作成しておりますので、もうしばらくお待ちいただければ幸いです。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

（条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])
[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第二部長再説明資料)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月16日 18:37

宛先:

添付ファイル: 公安庁送付資料.ZIP (124 KB)

公安調査庁 総務部総務課審理室 [REDACTED] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する法制局第二部長への再説明資料を、本日（16日）に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査

第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査（結果メモを作成中）

部長再説明資料: 12月16日に資料持込み

となっております。

15日に持ち込んだ資料に関する審査（第11回）が本日午後に実施されました。

その結果については、「内閣法制局との検討メモ」（第11回）を現在作成しておりますので、もうしばらくお待ちいただければ幸いです。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

（条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第二部長再説明資料)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月16日 18:38

宛先:

添付ファイル: 海保庁送付資料.LZH (118 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する法制局第二部長への再説明資料を、本日（16日）に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査
部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査（結果メモを作成中）
部長再説明資料: 12月16日に資料持込み

となっております。

15日に持ち込んだ資料に関する審査（第11回）が本日午後に実施されました。

その結果については、「内閣法制局との検討メモ」（第11回）を現在作成しておりますので、
もうしばらくお待ちいただければ幸いです。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

（条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線) [REDACTED]
(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第二部長再説明資料)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月16日 18:38

宛先:

添付ファイル: 防衛省送付資料.ZIP (124 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 [REDACTED] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する法制局第二部長への再説明資料を、本日（16日）に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査

第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査（結果メモを作成中）

部長再説明資料: 12月16日に資料持込み
となっております。

15日に持ち込んだ資料に関する審査（第11回）が本日午後に実施されました。

その結果については、「内閣法制局との検討メモ」（第11回）を現在作成しておりますので、
もうしばらくお待ちいただければ幸いです。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

* * * * *

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

(直通)

Fax 03-3592-2307

* * * * *

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第二部長再説明資料)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月16日 18:39

宛先:

添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (124 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 林様、監物様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する法制局第二部長への再説明資料を、本日（16日）に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査

第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査（結果メモを作成中）

部長再説明資料: 12月16日に資料持込み

となっております。

15日に持ち込んだ資料に関する審査（第11回）が本日午後に実施されました。

その結果については、「内閣法制局との検討メモ」（第11回）を現在作成しておりますので、もうしばらくお待ちいただければ幸いです。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

（条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第二部長再説明資料)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月16日 18:39

宛先:

添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (124 KB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 齊藤様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する法制局第二部長への再説明資料を、本日（16日）に、内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回: 9月15日に資料持込み、9月20日に審査

第2回: 10月13日に資料持込み、10月18日に審査

第3回: 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査

第4回: 11月11日に資料持込み、11月15日に審査

第5回: 11月18日に資料持込み、11月21日に審査

第6回: 11月25日に資料持込み、11月28日に審査

第7回: 11月30日に資料持込み、同日に審査

第8回: 12月1日に資料持込み、同日に審査

部長概要説明資料: 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明

第9回: 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査

第10回: 12月14日に資料持込み、同日に審査

第11回: 12月15日に資料持込み、16日に審査（結果メモを作成中）

部長再説明資料: 12月16日に資料持込み

となっております。

15日に持ち込んだ資料に関する審査（第11回）が本日午後に実施されました。

その結果については、「内閣法制局との検討メモ」（第11回）を現在作成しておりますので、
もうしばらくお待ちいただければ幸いです。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

（条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております）

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線) [REDACTED]

(直通)

Fax 03-3592-2307

秘密保全法制(再々質問)

送信日時: 2011年12月19日 15:01

宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

CC:

添付ファイル: 秘密保全法制(再々質問)外務省.jtd (30 KB)

内調 [REDACTED] 様

お世話になっています。

本件に関する再々質問を送付いたしますので、恐れ入りますが回答方お願ひいたします。

外務省 大臣官房総務課

課長補佐 [REDACTED]

TEL 03-5501-8000 (内線 [REDACTED])

直通 [REDACTED]

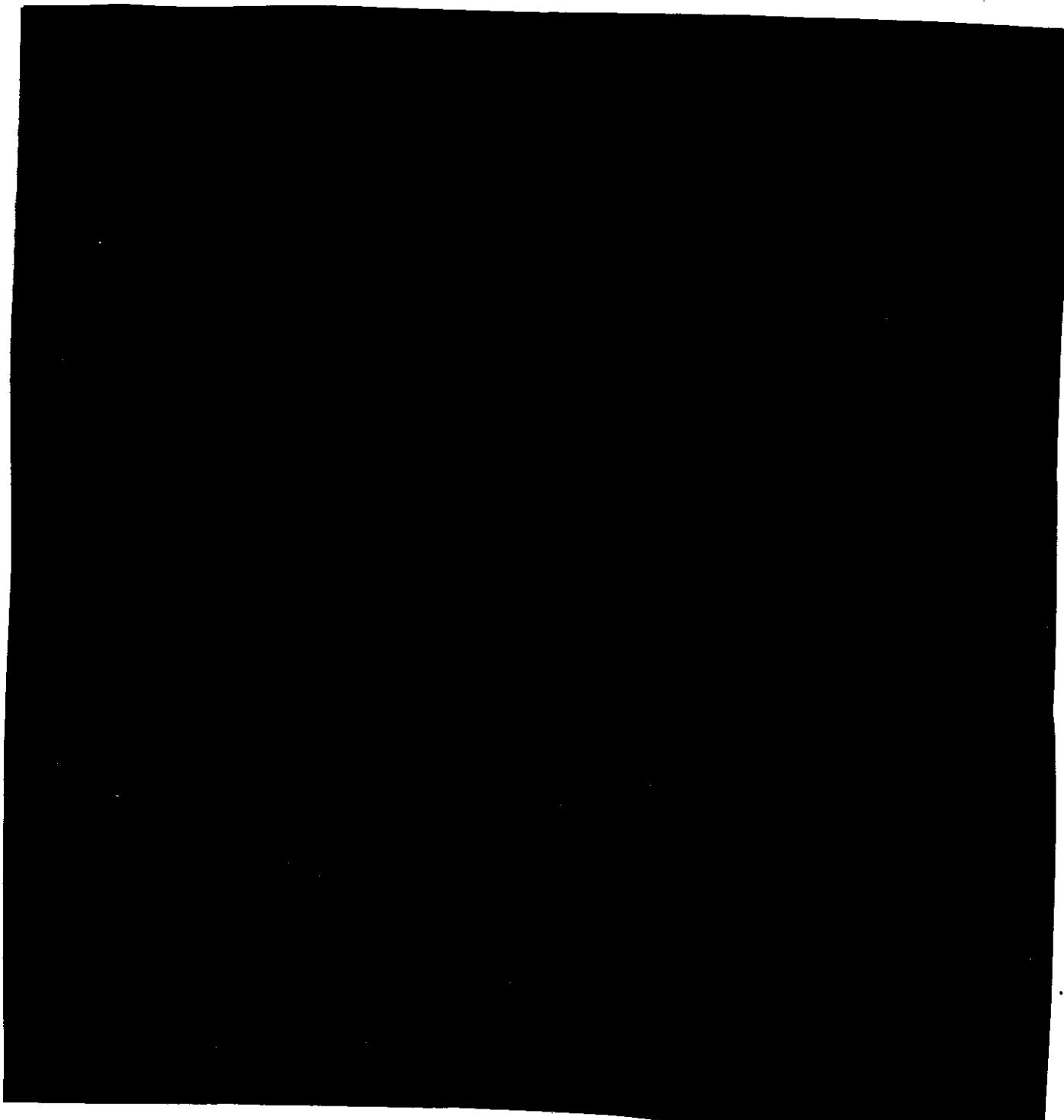
FAX [REDACTED]

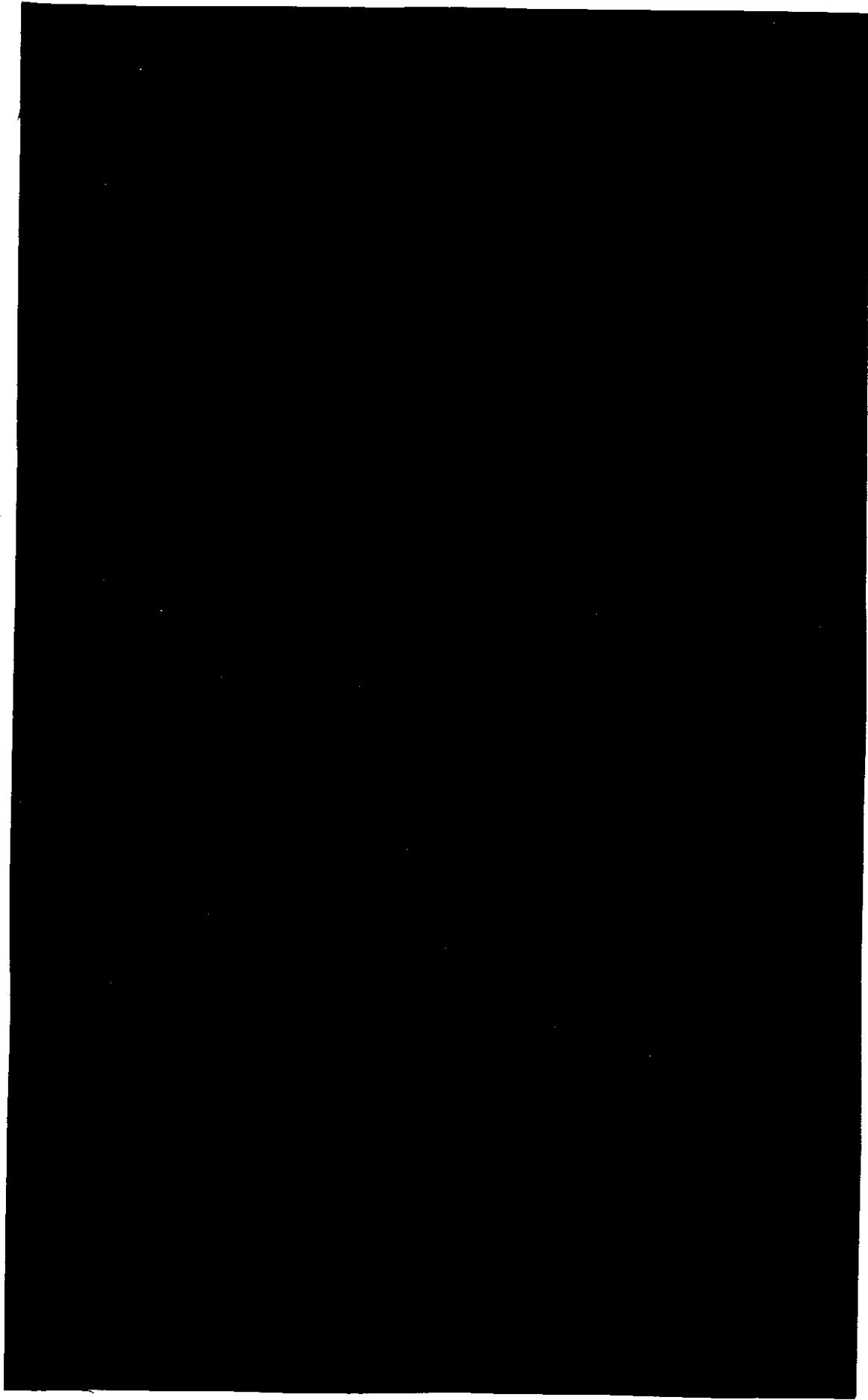
E-mail: [REDACTED]

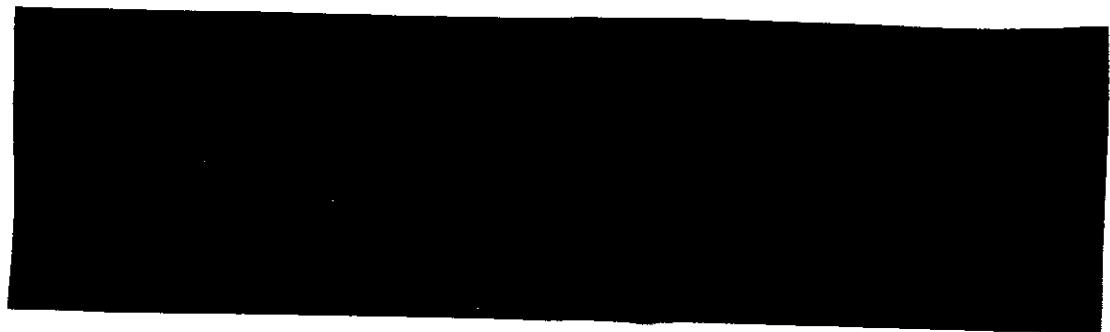
秘密保全法制（再々質問について）

当省から以下のとおり再々質問（緑色文字部分）を行いたく、回答願います。
(番号は、これまで用いられてきた番号をそのまま使用)

第一 貴室からの回答に対する再々質問







(了)

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 348 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付 のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

質問に対する回答について

下書き

21:32

送信済みアイテム

削除済みアイテム

メモ

21:29

迷惑メール

12月7日付 質問に対する回答

12月15日付質問に対する回答について

丸山 洋平(安危本室)

21:25

12月7日付 質問に対する回答

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

添付ファイル 111219公安調査庁への回答送付.jtd (22 KB)

ル:

2011年12月19日 21:29

[REDACTED]様

お疲れ様です。いつもお世話になっております。12月7日付ご質問いただきました回答について添付しておりますので、よろしくご査収ください。

内閣官房 内閣情報調査室
[REDACTED]

〒100-8968
東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線: [REDACTED])

E-Mail: [REDACTED]

メール

予定表

連絡先

入り

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 348 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査)

日付 のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

質問に対する回答について

送信済みアイテム

21:32

削除済みアイテム

12月7日付 質問に対する回答

メモ

21:29

迷惑メール

12月15日付質問に対する回答について

丸山 洋平(安危本室)

21:25

12月15日付質問に対する回答について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル 111219安危への回答.jtd (32 KB)

ル:

2011年12月19日 21:25

丸山 様

お疲れ様です。いつもお世話になっております。件名について添付しておりますので、よろしくご査収ください。

内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線: [REDACTED])

E-Mail: [REDACTED]

メール

予定表

連絡先

着信

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 348 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査室)

日付 のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

質問に対する回答について

下書き

送信済みアイテム

削除済みアイテム

メモ

迷惑メール

12月7日付 質問に対する回答

21:32

12月15日付 質問に対する回答について

丸山 洋平(安危本室)

21:29

21:25

質問に対する回答について

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

添付ファイル (2) すべての添付ファイルをダウンロード

件名: 111219警察庁への回答(11.14質問).jtd (25 KB); 111219警察庁への回答(12.14質問).jtd (23 KB)

2011年12月19日 21:32

藤原 様
様

いつもお世話になっております。以前いただきました、11月14日付、12月14日付の質問に対する回答を添付いたしましたので、よろしくご査収願います。

内閣官房 内閣情報調査室

TEL: 03-5253-2111 (内線: [REDACTED])
E-Mail: [REDACTED]

メール

予定表

連絡先

タスク

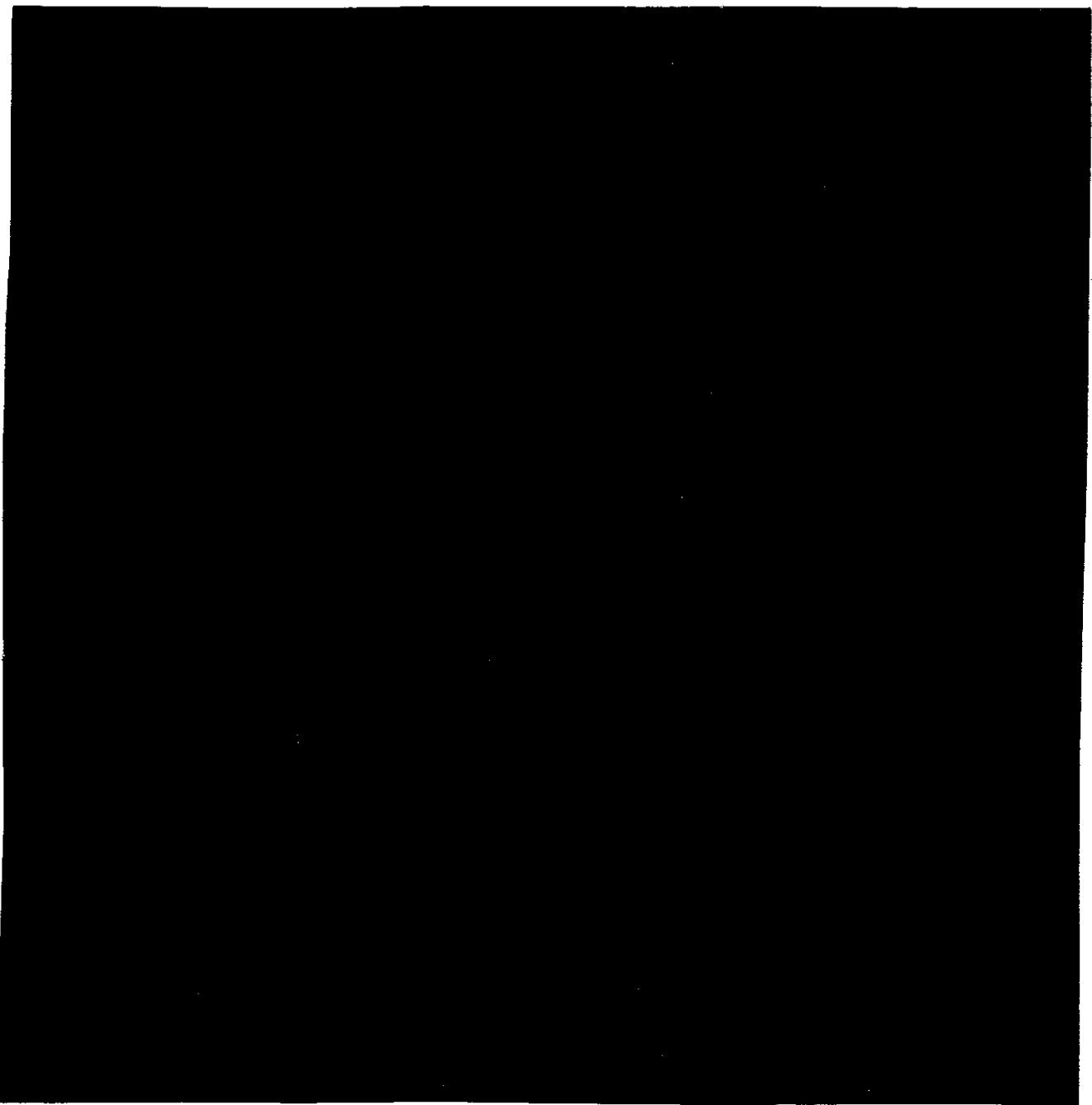
警察庁 担当官 殿

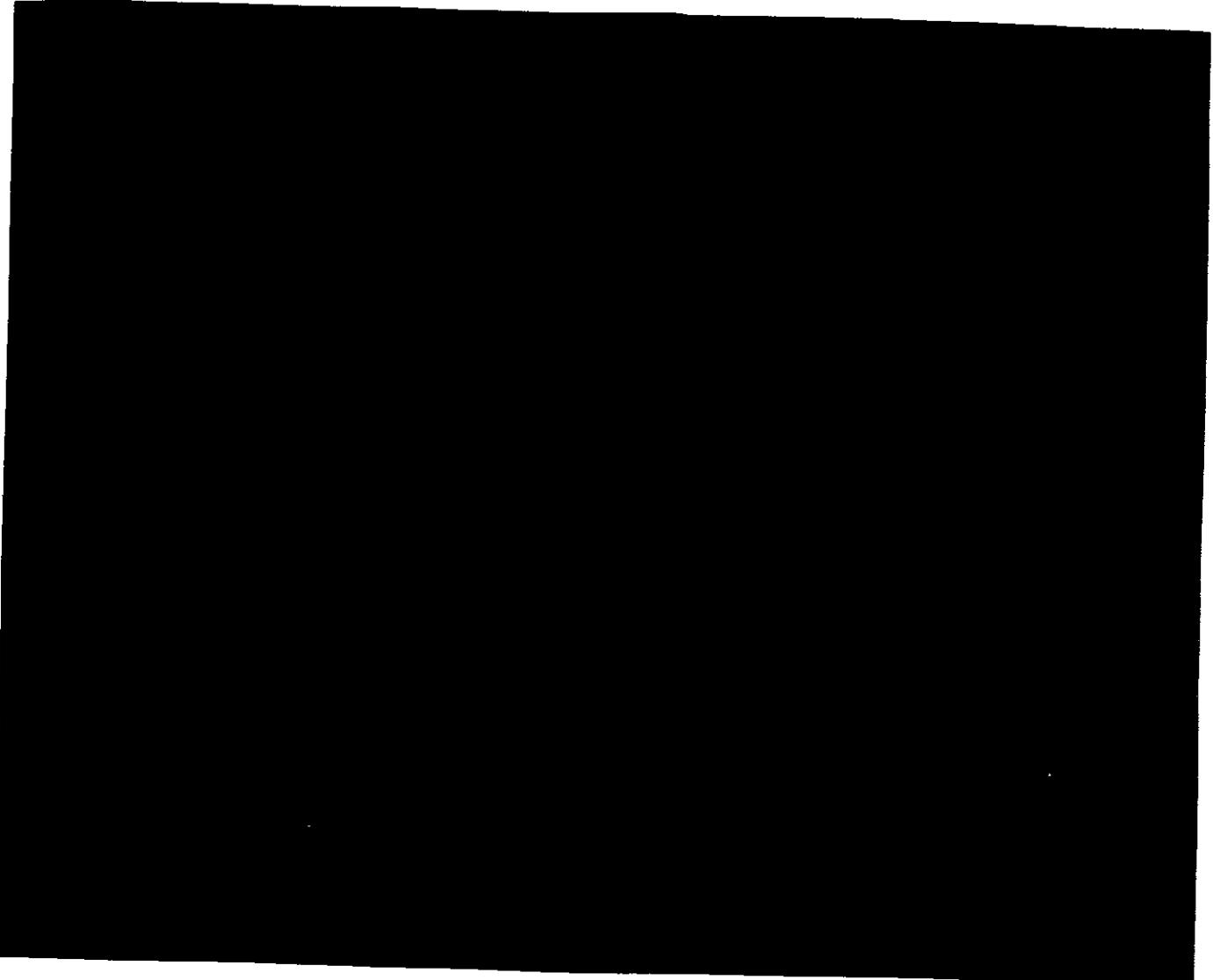
事務連絡
平成23年12月19日
内閣情報調査室

平成23年11月21日付け（第2回法制局持込み資料についての再質問）（回答）

見出しの件につき、貴庁からの11月21日付け質問等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記





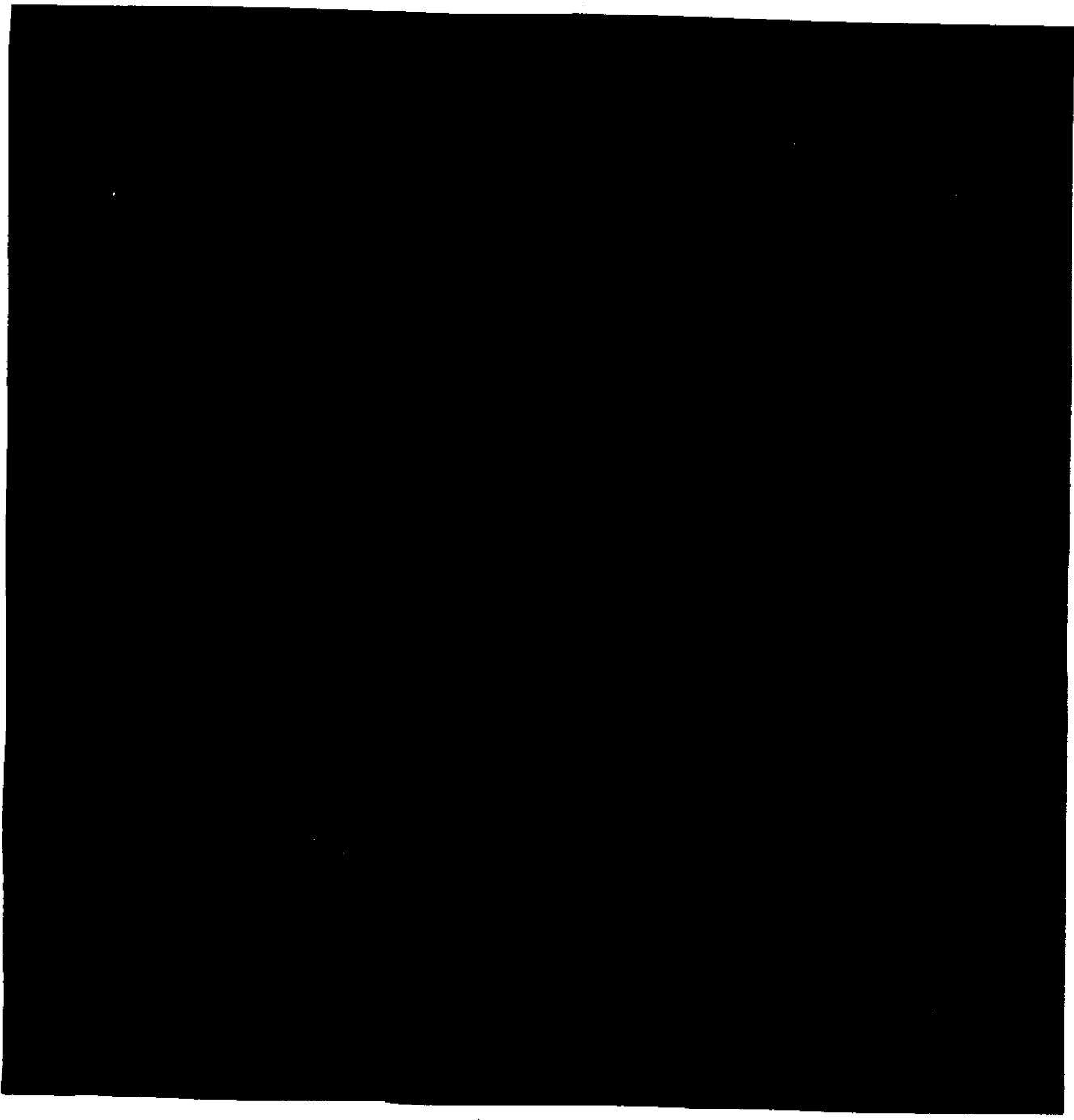
警察庁 担当官 殿

事務連絡
平成23年12月19日
内閣情報調査室

平成23年12月12日付け法制局持ち込み資料について（回答）

見出しの件につき、貴庁からの12月14日付け質問等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

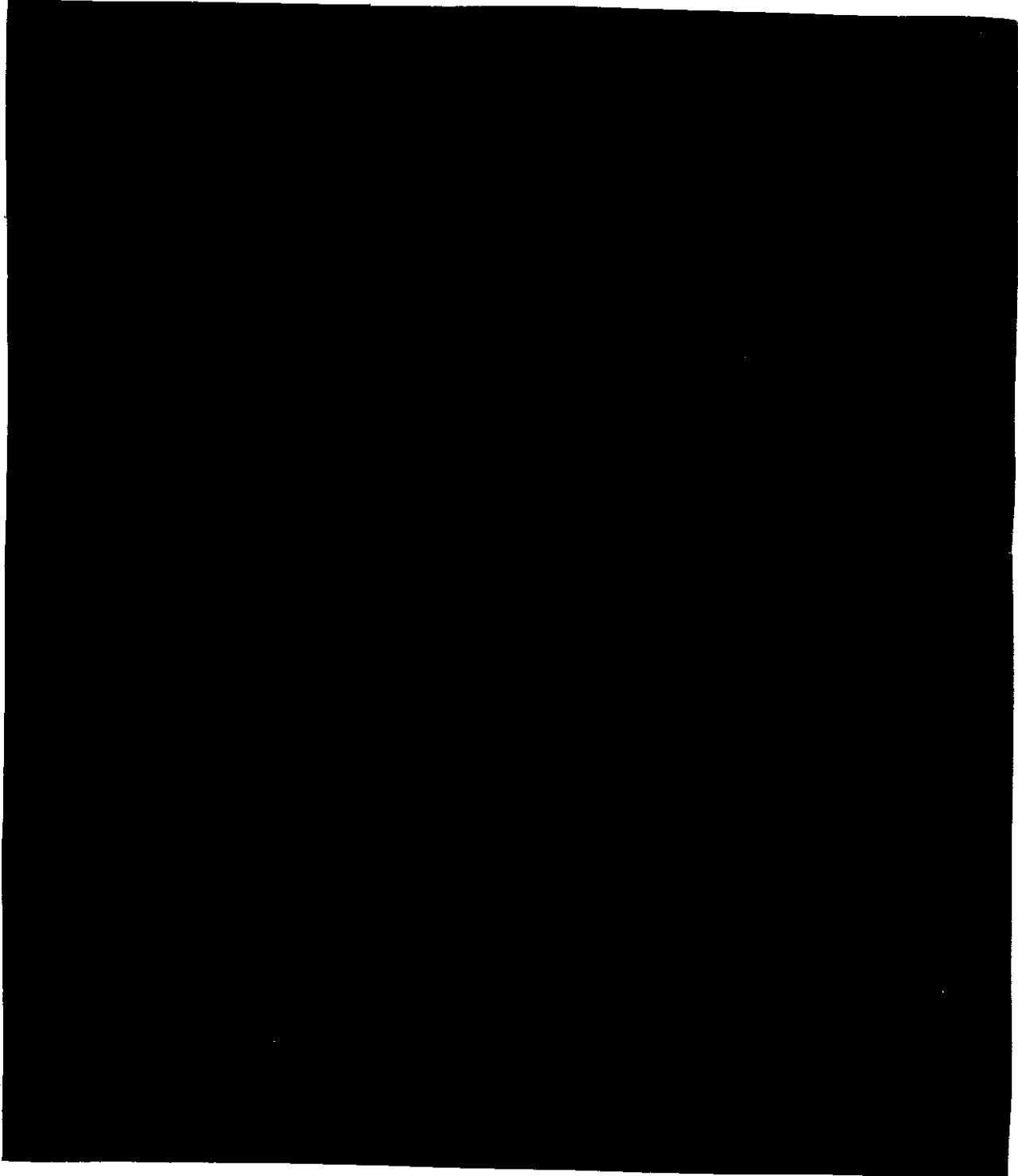


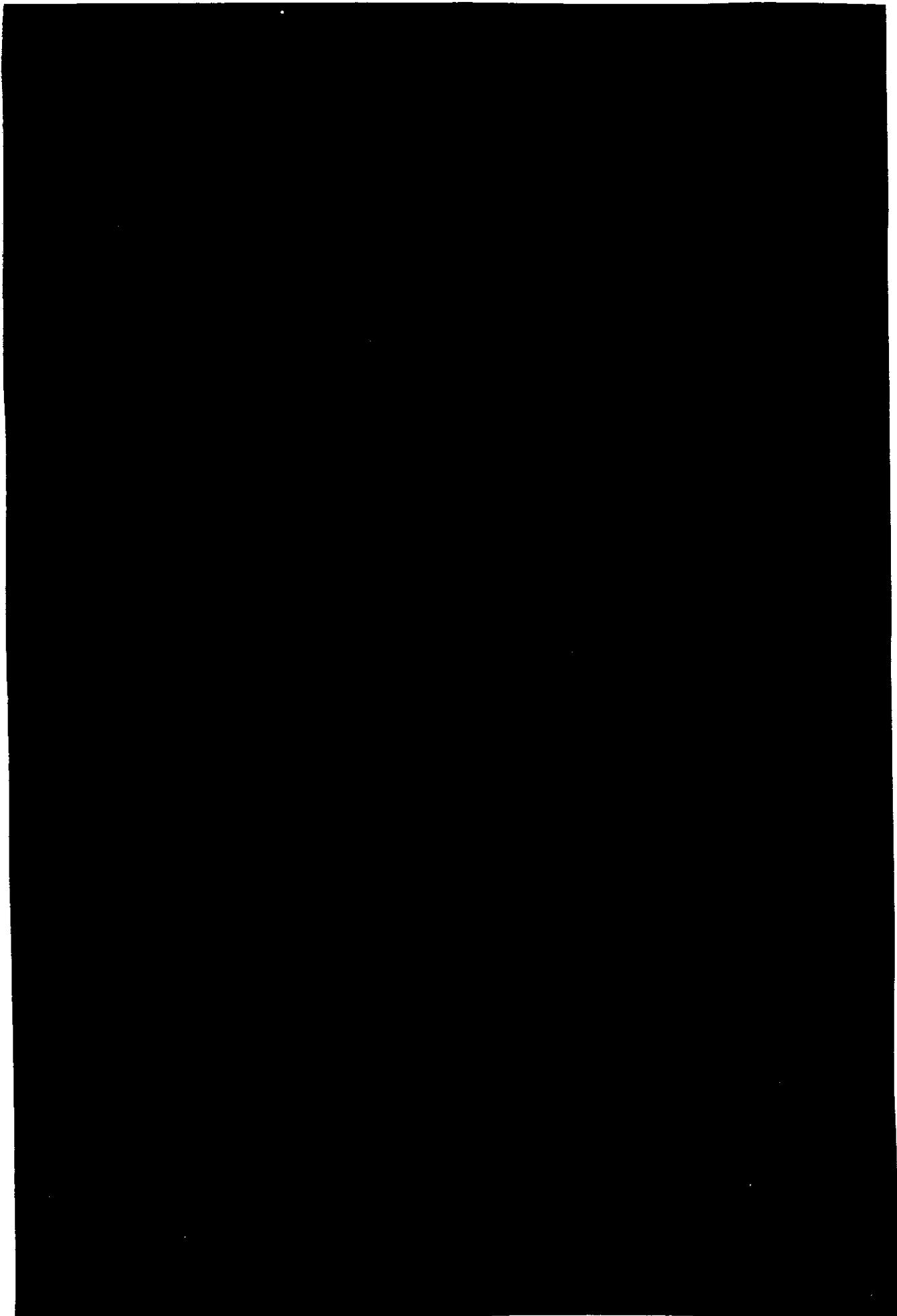
内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付担当官 殿 事務連絡
平成23年12月19日
内閣情報調査室

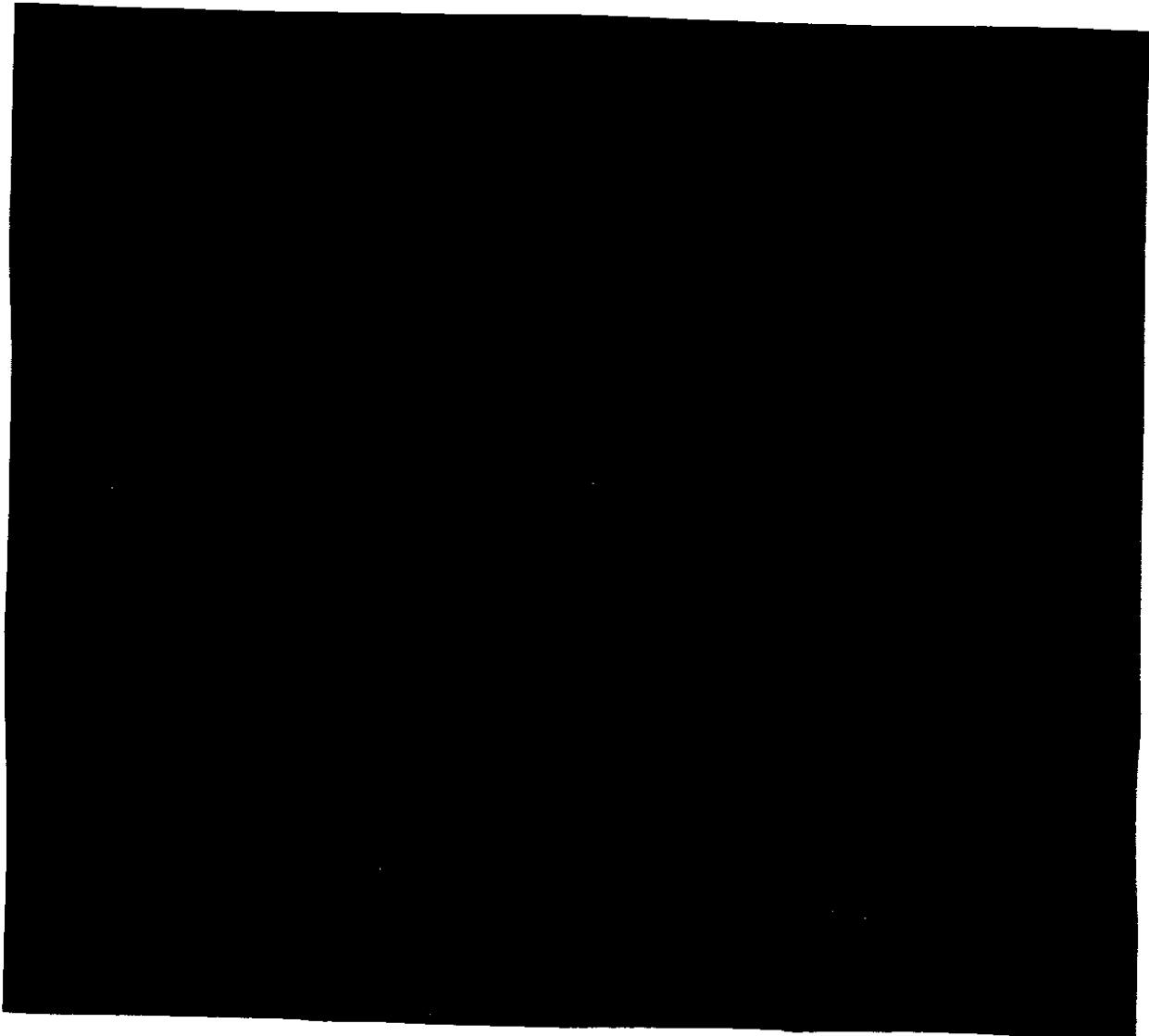
平成23年12月15日付け内閣副長官補（安危）からの質問（回答）

見出しの件につき、貴庁からの12月15日付け質問等に対し、下記のとおり回答する
ので、宜しくお取り計らい願います。

記







公安調査庁 担当官 殿

事 務 連 絡

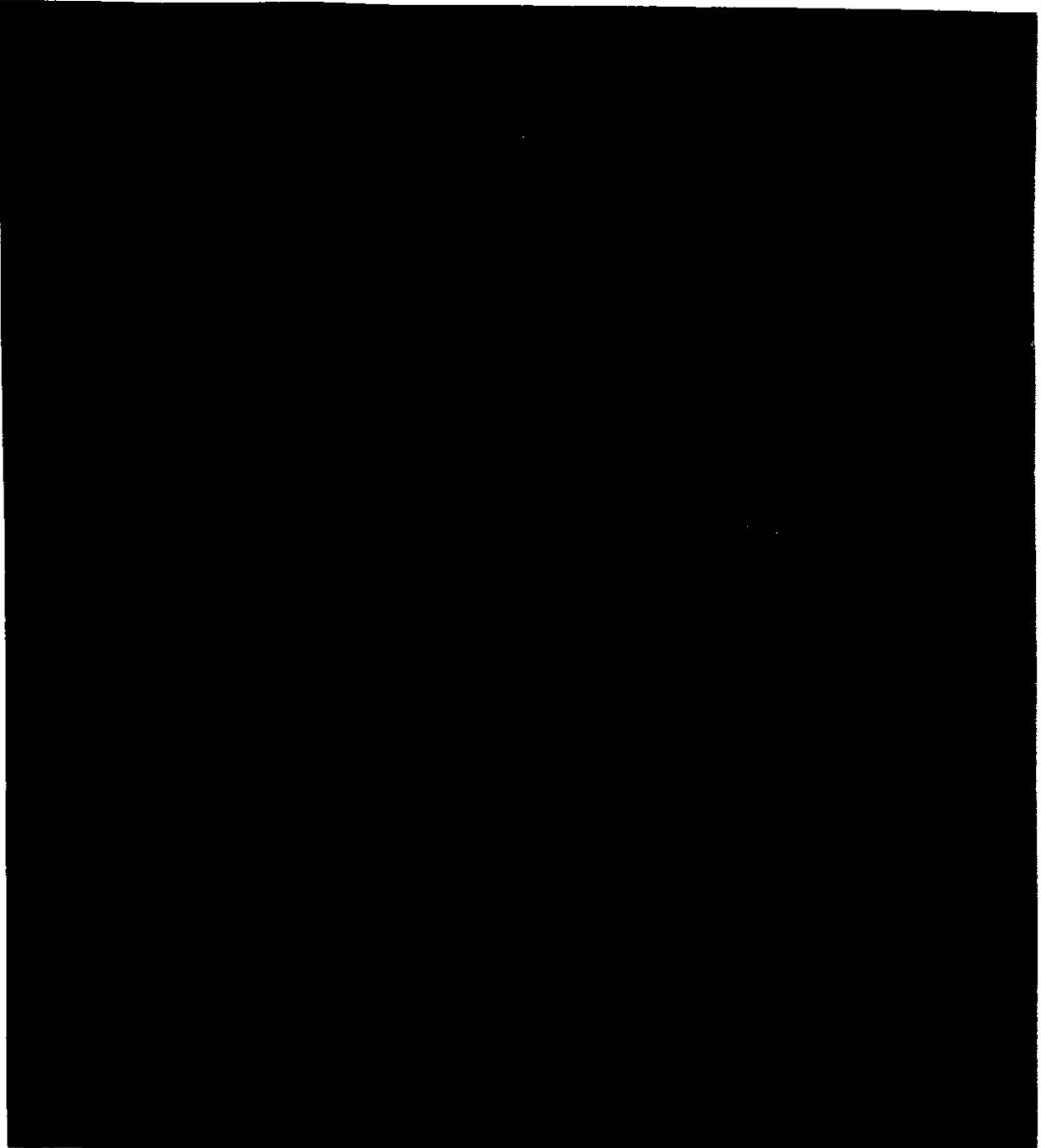
平成23年12月19日

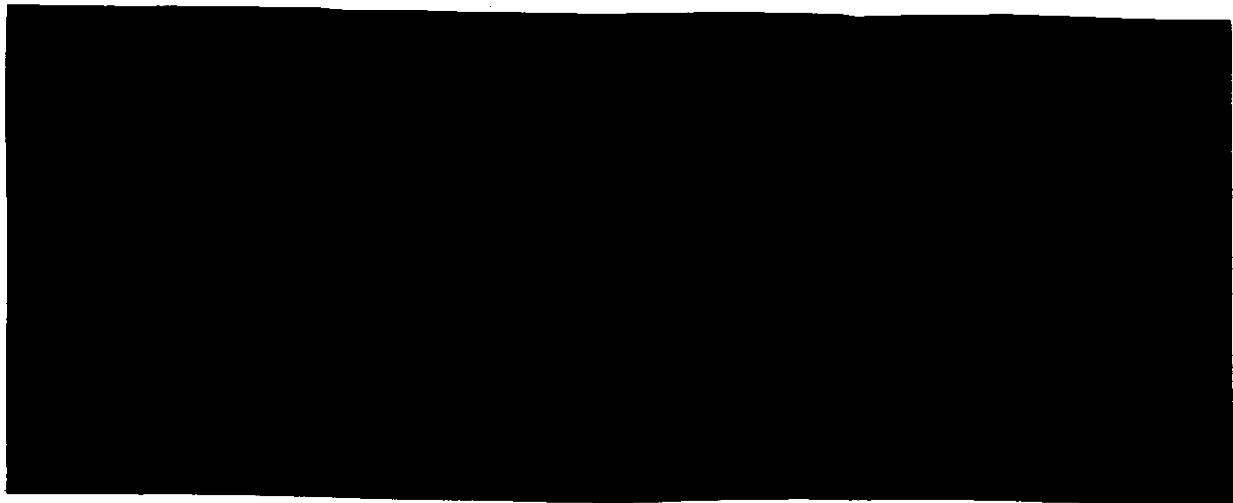
内閣情報調査室

平成23年12月7日付け適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用・提供について（回答）

見出しの件につき、貴庁からの12月7日付け質問等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

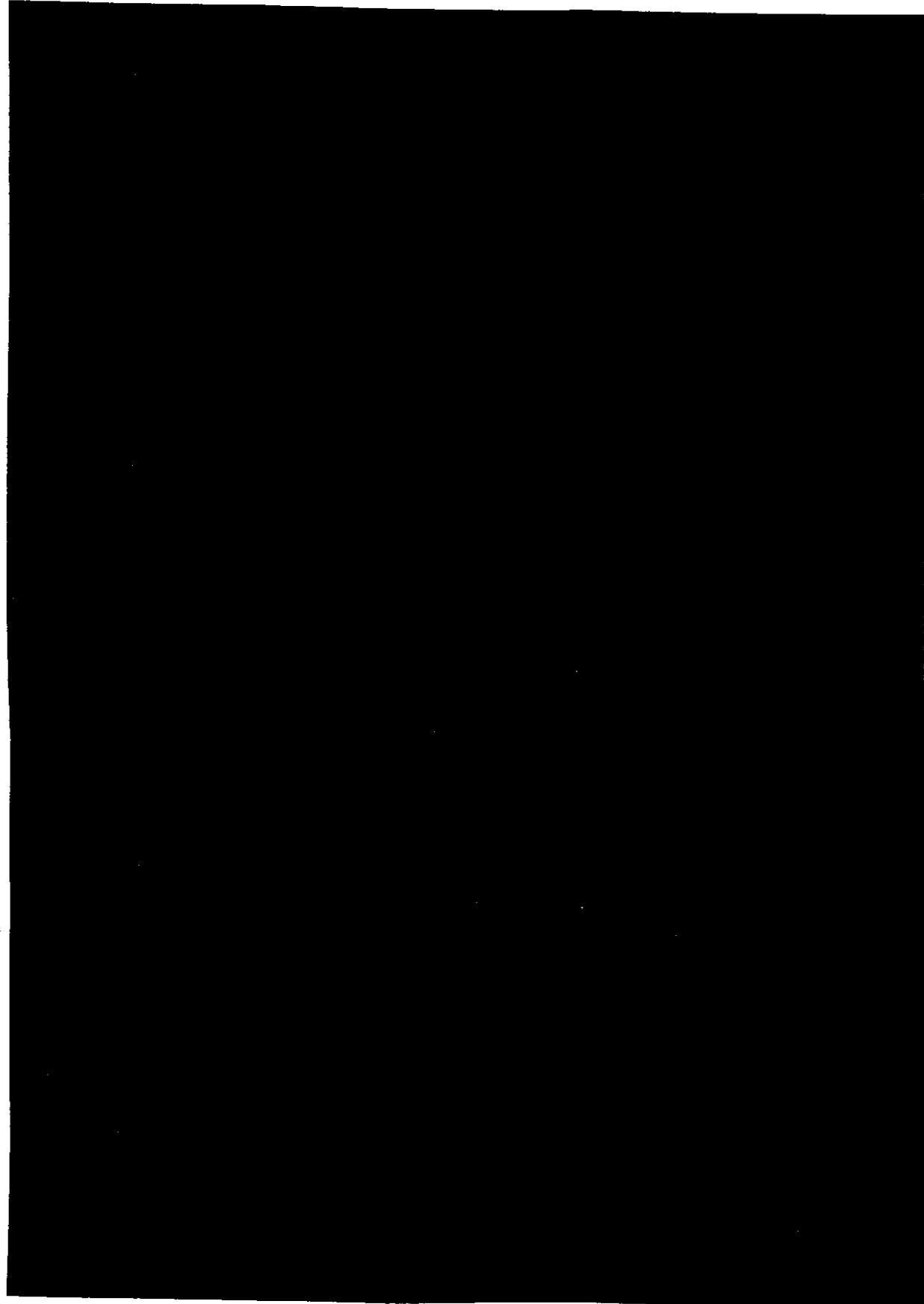
記





以上

25
11124当面の協議事項一覧（罰則を中心に）



※ 過去の主な漏えい事件の概要につき資料4参照

☆ 過去の主な漏えい事件における報酬額（把握の限り）

事件名（検挙年）	報酬額（約）
ラストボロフ事件（昭和29年）	235万円
コズロフ事件（昭和55年）	310万円
ボガチョンコフ事件（平成12年）	58万円
シェルコノゴフ事件（平成14年）	30万円
内調職員事件（平成20年）	400万円

過失犯を規定する法律

○ 民間事業者による信書の送達に関する法律

(平成十四年七月三十一日法律第九十九号)

① 第四十九条 信書便の業務に従事する者が重大な過失によつて信書便物を失つたときは、三十万円以下の罰金に処する。

※ 軽過失については不処罰

○ ダイオキシン類対策特別措置法

(平成十一年七月十六日法律第一百五号)

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十一条第一項又は第二十二条第一項の規定に違反した者
- 二 (略)
- 三 (略)

2 過失により、前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

(略)

(排出の制限)

第二十条 排出ガスを排出し、又は排出水を排出する者（以下「排出者」という。）は、当該排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類の量が、大気基準適用施設にあっては排出ガスの排出口、水質基準対象施設にあっては当該水質基準対象施設を設置している水質基準適用事業場の排水口において、排出基準に適合しない排出ガス又は排出水を排出してはならない。

六

（総量規制基準に係る排出の制限）
第二十一条 総量規制基準適用事業場において大気中に排出ガスを排出する者は、当該総量規制基準適用事業場に設置されているすべての大気基準適用施設の排出口から排出されるダイオキシン類の量の合計量が総量規制基準に適合しない排出ガスを排出してはならない。

七

（政黨助成法）
(平成六年二月四日法律第五号)
③ 第四十七条 重大な過失により、第四十四条第一項又は第四十五条の違反行為をした者は、当該各条の刑を科する。ただし、情状により、その刑を減輕することができる。

※ 軽過失については不処罰

第四十四条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の禁錮若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十七条第一項若しくは第二十八条第一項の規定に違反して報告

書の提出をせず、又は第十七条第二項（第二十八条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項、第二十九条第二項若しくは第三十条第一項の規定に違反して政党分領収書等の写し若しくは残高証明等の写し、支部報告書、監査意見書若しくは総括文書の提出をしなかつた者

二 第十八条第一項、同条第三項（第二十九条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二十九条第一項の規定に違反して支部報告書の提出をせず、又は第十八条第二項若しくは第三項（これら

の規定を第二十九条第三項において準用する場合を含む。）、第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に違反して支部報告書等の写し若しくは残高証明等の写し、他の支部から提出を受けた支部報告書若しくは監査意見書若しくは支部総括文書の提出をしなかつた者

三 第十九条第一項（第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して監査意見書を提出せず、又は第十九条第二項（第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して監査報告書を提出しなかつた者

四 第十九条第五項及び第二十九条第四項において準用する第十九条第一項の規定に違反して監査意見書の提出をしなかつた者

五 第十七条第一項若しくは第二十八条第一項の規定による報告書又は第十七条第二項（第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による総括文書（第二十条第一項又は第三十条第一項の規定により提出すべきものを含む。）に記載すべき事項の記載をしなかつた者

六 第十八条第一項、同条第三項（第二十九条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二十九条第一項の規定による支部報告書又は第十八条第二項若しくは第三項（これらの規定を第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による支部総括文書（第二十条第二項又は第三十条第二項の規定により提出すべきものを含む。）に記載すべき事項の記載をしなかつた者

七 第十七条第一項若しくは第二十八条第一項の報告書、第十七条第二項（第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の政党分領収書等の写し若しくは残高証明等の写し、支部報告書若しくは総括文書（第二十条第一項又は第三十条第一項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。）、第十八条第一項、同条第三項（第二十九条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二十九条第一項若しくは第二項の支部報告書、第十八条第二項（第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の支部分領収書等の写し若しくは残高証明等の写し、支部報告書若しくは支部総括文書（第二十条第二項又は第三十条第二項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。）

含む。) 又は第十八条第三項(第二十九条第三項において準用する場合を含む。)の支部総括文書に虚偽の記入をした者

第四十五条 次の各号の一に該当する者は、三十以下の禁錮若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十五条第一項の規定に違反して、会計帳簿を備えず、若しくはこれに記載すべき事項を記載せず、同条第二項の規定に違反して領収書等を徴せず、同条第三項の規定に違反して残高証明等を徴せず、

同条第四項の規定に違反して会計帳簿、領収書等若しくは残高証明等を保存せず、又は同条第五項の規定に違反して通知をしなかつた者

二 第十六条第一項の規定に違反して、会計帳簿を備えず、若しくはこれに記載すべき事項を記載せず、同条第二項において準用する第十五条规定に違反して領収書等を徴せず、第十六条第二項において準用する第十五条第三項の規定に違反して残高証明等を徴せず、第十六条第二項において準用する第十五条第四項の規定に違反して会計帳簿、領収書等若しくは残高証明等を保存せず、又は第十六条第二項において準用する第十五条第五項の規定に違反して通知をしなかつた者

三 第十五条第一項若しくは第十六条第一項の会計帳簿、第十五条第二項(第十六条第二項において準用する場合を含む。)の領収書等若しくは第十五条第三項(第十六条第二項において準用する場合を含む。)の残高証明等に虚偽の記入をし、又は虚偽の第十五条第五項(第十六条第二項において準用する場合を含む。)の通知をした者

四 第三十七条の規定により求められた説明を拒み、若しくは虚偽の説明をし、又は同条の規定による命令に違反して同条の届出書類等の訂正を拒み、若しくはこれらに虚偽の訂正をした者

2 1 (略)
過失により共同開発鉱区外に侵掘した者は、五十万円以下の罰金に処する。

○ 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律
(昭和四十九年六月十九日法律第八十七号)
⑥ (過失犯)

第六条 (過失)により、航空の危険を生じさせ、又は航行中の航空機を墜落させ、転覆させ、若しくは覆没させ、若しくは破壊した者は、十万円以下の罰金に処する。

2 その業務に従事する者が前項の罪を犯したときは、三年以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

○ 視能訓練士法
(昭和四十六年五月二十日法律第六十四号)

⑦ (過失)
第二十一条 第十三条の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

※ 軽過失については不処罰
(試験事務担当者の不正行為の禁止)

第十三条 試験委員その他試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たつて厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十六号)
⑧ 第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、千万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の規定に違反して、油を排出した者
二 第九条の二第一項(第九条の六第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、有害液体物質又は未査定液体物質を排出した者

三 第十条第一項の規定に違反して、廃棄物を排出した者

四 第十八条第一項の規定に違反して、油等を排出した者

五 第六条第一項(略)
六 第十四条(略)
過失により前項第一号、第二号、第三号又は第五号の罪を犯した者は、五百萬円以下の罰金に処する。

第四条 何人も、海域において、船舶から油を排出してはならない。ただし、次の各号の一に該当する油の排出については、この限りでない。
⑤ (昭和五十三年六月二十一日法律第八十一号)
第五十五条
第十二条

○ 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法
(昭和五十三年六月二十一日法律第八十一号)

2 1 (略)
過失により深海底鉱業(附属事業を除く。)を行つた者は、五十万円以下の罰金に処する。

○ 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法
(昭和五十三年六月二十一日法律第八十一号)

一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための油の排出

二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により油が排出された場合において引き続く油の排出を防止するための可能な一切の措置をとつたときの当該油の排出

（船舶からの有害液体物質の排出の禁止）

第九条の二 何人も、海域において、船舶から有害液体物質を排出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する有害液体物質の排出については、この限りでない。

一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための有害液体物質の排出

二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により有害液体物質が排出された場合において引き続く有害液体物質の排出を防止するための可能な一切の措置をとつたときの当該有害液体物質の排出

（未査定液体物質）

第九条の六 第九条の二第一項の規定は、未査定液体物質について準用する。

（船舶からの廃棄物の排出の禁止）

第十条 何人も、海域において、船舶から廃棄物を排出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する廃棄物の排出については、この限りでない。

一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための廃棄物の排出

二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により廃棄物が排出された場合において引き続く廃棄物の排出を防止するための可能な一切の措置をとつたときの当該廃棄物の排出

（海洋施設及び航空機からの油、有害液体物質及び廃棄物の排出の禁止）

第十八条 何人も、海域において、海洋施設又は航空機から油、有害液体物質又は廃棄物（以下この条及び第五十五条第一項第五号において「油等」という。）を排出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する油等の排出については、この限りでない。

一 海洋施設若しくは航空機の安全を確保し、又は人命を救助するための油等の排出

二 海洋施設又は航空機の損傷その他やむを得ない原因により油等が排出された場合において引き続く油等の排出を防止するための可能な一切の措置をとつたときの当該油等の排出

○ 水質汚濁防止法

⑨（昭和四十五年十二月二十五日法律第二百三十八号）

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第一項の規定に違反した者

○ 公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の処罰に関する法律

二 過失により、前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

（排水水の排出の制限）

第十二条 排出水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排水水を排出してはならない。

（過失犯）

○ 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律
（昭和四十五年十二月二十五日法律第二百四十二号）

（過失犯）

第三条 業務上必要な注意を怠り、工場又は事業場における事業活動に伴つて人の健康を害する物質を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二百万円以下の罰金に処する。

二 前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三百万円以下の罰金に処する。

○ 大気汚染防止法

（昭和四十三年六月十日法律第九十七号）

第三十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項又は第十三条の二第一項の規定に違反した者

（略）

二 過失により、前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

（ばい煙の排出の制限）

第十三条 ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出する者（以下「ばい煙排出者」という。）は、そのばい煙量又はばい煙濃度が当該ばい煙発生施設の排出口において排出基準に適合しないばい煙を排出してはならない。

（指定ばい煙の排出の制限）

第十三条の二 特定工場等に設置されているばい煙発生施設において発生する指定ばい煙に係るばい煙排出者は、当該特定工場等に設置されているすべてのばい煙発生施設の排出口から大気中に排出される当該指定ばい煙の合計量が総量規制基準に適合しない指定ばい煙を排出してはならない。

○(昭和四十三年六月十九日法律第二百二号)

第一条 公海に関する条約第二十七条に規定する海底電線(海底電信線保護万国連合条約第一条规定する海底電信線を除く)を損壊して電気通信を妨害した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 過失により前項の罪を犯した者は、五十万円以下の罰金に処する。

(13)

第二条 公海に関する条約第二十七条に規定する海底パイプライン又は海底高圧電線を損壊して石油若しくは可燃性天然ガスの輸送又は送電を妨害した者は、五年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 過失により前項の罪を犯した者は、十万円以下の罰金に処する。

公海に関する条約

第二十七条 すべての国は、自国の旗を掲げる船舶又は自国の管轄権に服する者が、故意又は過失により、電気通信を中断し、又は妨害することとなるような方法で、公海にある海底電線を損壊し、及び海底パイプライン又は海底高圧電線を同様に損壊することが处罚すべき犯罪であることを定めるために必要な立法措置を執るものとする。この規定は、そのような損壊を避けるために必要なすべての予防措置を執つた後に自己の生命又は船舶を守るという正当な目的のみで行動した者による損壊については、適用しない。

海底電信線保護万国連合条約

第一条 此条約ハ諸政府ノ管領海中ニアルモノヲ除クノ外都テ法律ニ依テ布設シ且条約國ノ内一国若クハ數國ノ領地殖民地又ハ屬地ニ陸揚シタル海底電信線ニ適施スルモノトス

○

○理学療法士及び作業療法士法

(昭和四十年六月二十九日法律第二百三十七号)

第二十条 前条の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

※ 軽過失については不処罰

(試験事務担当者の不正行為の禁止)

第十九条 理学療法士作業療法士試験委員その他理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たつて厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

○(昭和三十五年六月二十五日法律第二百五号)

第一百六十六条 車両等の運転者が業務上必要な注意を怠り、又は重大的な過失により他人の建造物を損壊したときは、六月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

※ 軽過失については不処罰

(16)

第一百八十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

1 第二十二条(最高速度)の規定の違反となるような行為をした者

二(八)(略)

2 過失により前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

道路交通法

第二十二条 車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。

2 路面電車又はトロリーバスは、軌道法(大正十年法律第七十六号)

第十四条(同法第三十一条において準用する場合を含む。第六十二条において同じ。)の規定に基づく命令で定める最高速度をこえない範囲内で道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においてはその最高速度を、その他の道路においては当該命令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。

第一百九十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

二(一)(略)

1 第七条(信号機の信号等に従う義務)、第八条(通行の禁止等)第一項又は第九条(歩行者用道路を通行する車両の義務)の規定に違反した車両等の運転者

二(二)(略)

1 第三十条(追越しを禁止する場所)、第三十三条(踏切の通過)第一項若しくは第二項、第三十八条(横断歩道等における歩行者等の優先)、第四十二条(徐行すべき場所)又は

第四十三条(指定場所における一時停止)の規定の違反となるような行為をした者

二(三)(四)(略)

五 第六十二条(整備不良車両の運転の禁止)の規定に違反して車両等(軽車両を除く。)を運転させ、又は運転した者

六八 (略)
九 第七十条 (安全運転の義務) の規定に違反した者

九の二十二の二 (略)

十二の三 第七十五条の十 (自動車の運転者の遵守事項) の規定に違反し、本線車道等において当該自動車を運転することができなくなつた者又は当該自動車に積載している物を当該

高速自動車国道等に転落させ、若しくは飛散させた者

十二の四十五 (略)

過失により前項第一号の一、第二号 (第四十三条後段に係る部分を除く)、第五号、第九号又は第十一号の三の罪を犯した者は、十万円以下の罰金に処する。

道路交通法

(信号機の信号等に従う義務)

第七条 道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等 (前条第一項後段の場合においては、当該手信号等) に従わなければならぬ。

(通行の禁止等)

第八条 歩行者又は車両等は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはならない。

(歩行者用道路を通行する車両の義務)

第九条 車両は、歩行者の通行の安全と円滑を図るために車両の通行が禁止されていることが道路標識等により表示されている道路 (第十三条の二において「歩行者用道路」という。) を、前条第二項の許可を受け、又はその禁止の対象から除外されていることにより通行するときは、特に歩行者に注意して徐行しなければならない。

(追越しを禁止する場所)

第三十条 車両は、道路標識等により追越しを禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、他の車両 (軽車両を除く) を追い越すため、進路を変更し、又は前車の側方を通過してはならない。

一 道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近又は勾配の急な下り坂
二 トンネル (車両通行帯の設けられた道路以外の道路の部分に限る。) 交差点 (当該車両が第三十六条第二項に規定する優先道路を通行している場合における当該優先道路にある交差点を除く)、踏切、横断歩道又は自転車横断帯及びこれらの手前の側端から前に三十メートル以内の部分 (踏切の通過)

第三十三条 車両等は、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前 (道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。以下この項において同じ。) で停止し、かつ、安全であることを確認し

た後でなければ進行してはならない。ただし、信号機の表示する信号に従うときは、踏切の直前で停止しないで進行することができる。
2 車両等は、踏切を通過しようとする場合において、踏切の遮断機が閉じようし、若しくは閉じている間又は踏切の警報機が警報している間は、当該踏切に入つてはならない。

第三十八条 車両等は、横断歩道又は自転車横断帯 (以下この条において「横断歩道等」という。) に接近する場合には、当該横断歩道等を通過する際に当該横断歩道等によりその進路の前方を横断しようとする歩行者又は自転車 (以下この条において「歩行者等」という。) がないことが明らかな場合を除き、当該横断歩道等の直前 (道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。以下この項において同じ。) で停止することができるよう速度で進行しなければならない。この場合において、横断歩道等によりその進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者等があるときは、当該横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない。

2 車両等は、横断歩道等 (当該車両等が通過する際に信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等により当該横断歩道等による歩行者等の横断が禁止されているものを除く。次項において同じ。) 又はその手前で停止している車両等がある場合において、当該停止している車両等の側方を通過してその前方に出ようとするとときは、その前方に出る前に一時停止しなければならない。

3 車両等は、横断歩道等及びその手前の側端から前に三十メートル以内の道路の部分においては、第三十条第三号の規定に該当する場合のほか、その前方を進行している他の車両等 (軽車両を除く。) の側方を通過してその前方に出でてはならない。

(徐行すべき場所)

第四十二条 車両等は、道路標識等により徐行すべきことが指定されている道路の部分を通行する場合及び次に掲げるその他の場合においては、徐行しなければならない。

一 左右の見とおしがきかない交差点に入ろうとし、又は交差点内で左の見とおしがきかない交差点に入ろうとし、又は交差点内でお点において交通整理が行なわれている場合及び優先道路を通行している場合を除く。)
二 道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近又は勾配の急な下り坂を通行するとき。

(指定場所における一時停止)

第四十三条 車両等は、交通整理が行なわれていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定され

ているときは、道路標識等による停止線の直前（道路標識等による停止線が設けられていない場合にあつては、交差点の直前）で一時停止しなければならない。この場合において、当該車両等は、第三十六条第二項の規定に該当する場合のほか、交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

（整備不良車両の運転の禁止）

第六十二条 車両等の使用者その他車両等の装置の整備について責任を有する者又は運転者は、その装置が道路運送車両法第三章若しくはこれに基づく命令の規定（道路運送車両法の規定が適用されない自衛隊の使用する自動車については、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第一百四十四条第二項の規定による防衛大臣の定め。以下同じ。）又は軌道法第十四条若しくはこれに基づく命令の規定に定めるところに適合しないため交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両等（次条第一項において「整備不良車両」という。）を運転させ、又は運転してはならない。

（安全運転の義務）

第七十条 車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

（自動車の運転者の遵守事項）

第七十五条 自動車の運転者は、高速自動車国道等において自動車を運転しようとするときは、あらかじめ、燃料、冷却水若しくは原动机のオイルの量又は貨物の積載の状態を点検し、必要がある場合においては、高速自動車国道等において燃料、冷却水若しくは原动机のオイルの量の不足のため当該自動車を運転することができなくなること又は積載している物を転落させ、若しくは飛散させることを防止するための措置を講じなければならない。

第一百十九条の二 次の各号のいずれかに該当する行為（第一号及び第二号に掲げる行為にあつては、その行為が車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に該当するとき又はその行為をした場合において車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為をしたときに限る。）をした者は、十五万円以下の罰金に処する。

第四十四条 （停車及び駐車を禁止する場所）
（駐車を禁止する場所）

（過失により前項第一号の罪を犯した者は、十五万円以下の罰金に処する。）

（停車及び駐車を禁止する場所）

第四十四条 車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。ただし、乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するときは、この限りでない。

一 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
 二 交差点の側端又は道路のまがりかどから五メートル以内の部分
 三 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に五メートル以内の部分
 四 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分
 五 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）
 六 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

（駐車を禁止する場所）

第四十五条 車両は、道路標識等により駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、駐車してはならない。ただし、公安委員会の定めるところにより警察署長の許可を受けたときは、この限りでない。

一人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から三メートル以内の部分
 二 道路工事が行なわれている場合における当該工事区域の側端から五メートル以内の部分
 三 消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入口から五メートル以内の部分
 四 消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置又は消防用防火水槽の吸水口若しくは吸管投入孔から五メートル以内の部分
 五 火災報知機から一メートル以内の部分

（駐車区間ににおける駐車の方法等）第三項又は第四十九条の四（高齢運転者等専用時間制限駐車区間ににおける駐車の禁止）

の規定の違反となるような行為

二、三（略）

過失により前項第一号の罪を犯した者は、十五万円以下の罰金に処する。

（停車及び駐車を禁止する場所）

第四十四条 車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている

当該車両の右側の道路上に三・五メートル（道路標識等により距離が指定されているときは、その距離）以上の余地がないこととなる場所においては、駐車してはならない。ただし、貨物の積卸しを行なう場合で運転者がその車両を離れないとき、若しくは運転者がその車両を離れたが直ちに運転に従事することができる状態にあるとき、又は傷病者の救護のためやむを得ないときは、この限りでない。

第四十八条 車両は、道路標識等により停車又は駐車の方法が指定されているときは、前条の規定にかかわらず、当該方法によつて停車し、又は駐車しなければならない。

（停車又は駐車の方法の特例）
第四十九条の三 車両は、時間制限駐車区間ににおける駐車の方法等

3 車両は、時間制限駐車区間においては、駐車につき道路標識等により指定されている道路の部分及び方法でなければ、駐車してはならない。
（高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車の禁止）

第四十九条の四 高齢運転者等専用時間制限駐車区間においては、高齢運転者等標章自動車以外の車両は、駐車をしてはならない。

第一百十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者（第一号から第四号までに掲げる者にあつては、前条第一項の規定に該当する者を除く。）は、十万円以下の罰金に処する。

一 第四十四条（停車及び駐車を禁止する場所）、第四十五条（駐車を禁止する場所）第一項若しくは第二項、第四十八条（停車又は駐車の方法の特例）、第四十九条の三（時間制限駐車区間における駐車の方法等）第二項若しくは第三項、第四十九条の四（高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車の禁止）又は第四十九条の五（時間制限駐車区間における駐車の特例）後段の規定の違反となるような行為をした者（第四十九条の三第二項の規定の違反となるような行為をした者にあつては、次号に該当する者を除く。）

二 第四十九条第一項のパークィング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間において、車両を駐車した時から第十四条の三第二項の道路標識等により表示されている時間を超えて引き続き駐車した者（車両を駐車した時から当該表示された時間を経過する時までの間に当該パークィング・チケット発給設備によりパークィング・チケットの発給を受けた者を除く。）

三 第四十九条の三（時間制限駐車区間ににおける駐車の方法等）第四項の規定に違反した者

2 四〇八 (略)
過失により前項第一号、第二号又は第三号の罪を犯した者は、十萬円以下の罰金に処する。

（停車及び駐車を禁止する場所）

第四十四条 車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。ただし、乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するときは、この限りでない。

一 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル

二 交差点の側端又は道路のまがりかどから五メートル以内の部分

三 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に五メートル以内の部分

四 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

五 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）

六 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

（駐車を禁止する場所）
第四十五条 車両は、道路標識等により駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、駐車してはならない。ただし、公安委員会の定めるところにより警察署長の許可を受けたときは、この限りでない。

一人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から三メートル以内の部分

二 道路工事が行なわれている場合における当該工事区域の側端から五メートル以内の部分

三 消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入口から五メートル以内の部分

四 消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置又は消防用防火水槽の吸水口若しくは吸管投入孔から五メートル以内の部分

五 火災報知機から一メートル以内の部分

車両は、第四十七条第二項又は第三項の規定により駐車する場合に当該車両の右側の道路上に三・五メートル（道路標識等により距離が

指定されているときは、その距離以上の余地がないこととなる場所においては、駐車してはならない。ただし、貨物の積卸しを行なう場合で運転者がその車両を離れないとき、若しくは運転者がその車両を離れたが直ちに運転に従事することができる状態にあるとき、又は傷病者の救護のためやむを得ないときは、この限りでない。

(停車又は駐車の方法の特例)

第四十八条 車両は、道路標識等により停車又は駐車の方法が指定されているときは、前条の規定にかかわらず、当該方法によつて停車し、又は駐車しなければならない。

(時間制限駐車区間)

第四十九条 公安委員会は、時間を限つて同一の車両が引き続き駐車することができる道路の区間であることが道路標識等により指定されているときは、前条の規定にかかわらず、当該方法によつて停車し、又は駐車しなければならない。

(時間制限駐車区間における駐車の方法等)

第四十九条の三

2 車両（前条の規定により指定された道路の区間（次条において「高齢運転者等専用時間制限駐車区間」という。）にあつては、高齢運転者等標章自動車に限る。以下この条、第四十九条の六及び第一百十九条の三第一項第二号において同じ。）は、時間制限駐車区間ににおいては、当該駐車につき第四十九条第一項のパーキング・メーターが車両を感知した時又は同項のパーキング・チケット発給設備によりパーキング・チケットの発給を受けた時から、それぞれ道路標識等により表示されている時間を超えて引き続き駐車してはならない。

3 車両は、時間制限駐車区間ににおいては、駐車につき道路標識等により指定されている道路の部分及び方法でなければ、駐車してはならない。

4 車両の運転者は、時間制限駐車区間ににおいて車両を駐車したときは、政令で定めるところにより、第四十九条第一項のパーキング・チケット発給設備によりパーキング・チケットの発給を直ちに受け、これを当該車両が駐車している間（当該パーキング・チケットの発給を受けた時から道路標識等により表示されている時間を経過する時までの間に限る。）、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(高齢運転者等専用時間制限駐車区間ににおける駐車の禁止)

第四十九条の四 高齢運転者等専用時間制限駐車区間ににおいては、高齢運転者等標章自動車以外の車両は、駐車をしてはならない。

(時間制限駐車区間ににおける駐車の特例)

第四十九条の五 警察署長が公安委員会の定めるところにより時間制限駐車区間ににおける車両の駐車につき駐車することができる場所及び駐車の方法並びに駐車を開始することができる時刻及び駐車を終了すべき時刻を指定して許可をした場合において、当該許可に係る車両が、指定された場所及び方法で、指定された駐車を開始することができる時刻から駐車を終了すべき時刻までの間ににおいて駐車を開始したときは、当該車両及びその運転者については、前二条（第四十九条の三第三項を除く。）の規定は、適用しない。この場合において、当該車両は、当該指定された駐車を終了すべき時刻を過ぎて引き続き駐車してはならない。

(20)

第一百二十条

罰金に処する。

一、二（略）

三、二（略）

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

（車両通行帯）

第二十条 車両は、車両通行帯の設けられた道路においては、道路の左側端から数えて一番目の車両通行帯を通行しなければならない。ただし、自動車（小型特殊自動車及び道路標識等によつて指定された自動車を除く。）は、当該道路の左側部分（当該道路が一方通行となつているときは、当該道路）に三以上の車両通行帯が設けられているときは、政令で定めるところにより、その速度に応じ、その最も右側の車両通行帯以外の車両通行帯を通行することができる。

2 車両は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により前項に規定する通行の区分と異なる通行の区分が指定されているときは、当該通行の区分に従い、当該車両通行帯を通行しなければならない。

3 車両は、追越しをするとき、第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第三十四条第一項から第五項までの規定により道路の左側端、中央若しくは右側端に寄るとき、第三十五条第一項の規定に従い通行するとき、第二十六条の二第三項の規定によりその通行している車両通行帯をそのまま通行するとき、第四十条第二項の規定により一時進路を譲るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、前二項の規定によらないことができる。この場合において、追越しをするときは、その通行している車両通行帯の直近の右側の車両通行帯を通行しなければならない。

（路線バス等優先通行帯）

第二十条の二 道路運送法第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者による同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車その他の政令で定める自動車（以下この条において「路線バス等」という。）の優先通行帯であることが道路標識等により表示されている車両通行帯が設けられている道路においては、自動車（路線バス等を除く。以下この条において同じ。）は、路線バス等が後方から接近してきた場合に当該道路における交通の混雑のため当該車両通行帯から出ることができないこととなるときは、当該車両通行帯を通行してはならず、また、当該車両通行帯を通行している場合において、後方から路線バス等が接近してきたときは、その正常な運行に支障を及ぼさないように、すみやかに当該車両通行帯の外に出なければならない。ただし、この法律の他の規定により通行すべきこととされる他の事情によりやむを得ないときは、この限りでない。

（横断等の禁止）

2 車両は、道路標識等により横断、転回又は後退が禁止されている道路の部分においては、当該禁止された行為をしてはならない。（進路の変更の禁止）

第二十五条の二

第二十六条の二

3 車両は、車両通行帯を通行している場合において、その車両通行帯が当該車両通行帯を通行している車両の進路の変更の禁止を表示する道路標示によつて区画されているときは、次に掲げる場合を除き、その道路標示をこえて進路を変更してはならない。

一 第四十条の規定により道路の左側若しくは右側に寄るとき、又は道路の損壊、道路工事その他の障害のため、通行することができなかつた車両通行帯を通行の区分に関する規定に従つて通行しようとするとき。

（指定通行区分）

第三十五条 車両（軽車両及び右折につき原動機付自転車が前条第五項本の規定によることとされる交差点において左折又は右折をする原動機付自転車を除く。）は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により交差点で進行する方向に関する通行の区分が指定されているときは、前条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、当該通行の区分に従い当該車両通行帯を通行しなければならない。ただし、第四十条の規定に従うため、又は道路の損壊、道路工事その他の障害のためやむを得ないときは、この限りでない。

（交差点等への進入禁止）

第五十条 交通整理の行なわれている交差点に入ろうとする車両等は、その進行しようとする進路の前方の車両等の状況により、交差点（交差点内に道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線をこえた部分。以下この項において同じ。）に入った場合においては当該交差点内で停止することとなり、よつて交差道路における車両等の通行の妨害となるおそれがあるときは、当該交差点に入つてはならない。

2 車両等は、その進行しようとする進路の前方の車両等の状況により、横断歩道、自転車横断帯、踏切又は道路標識によつて区画された部分に入つた場合においてはその部分で停止することとなるおそれがあるときは、これらの部分に入つてはならない。

（車両等の灯火）

第五十二条 車両等は、夜間（日没時から日出時までの時間）以下この条及び第六十三条の九第二項において同じ。）、道路にあるときは、政令で定めるところにより、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない。政令で定める場合においては、夜間以外の時間にあつても、同様とする。

2 車両等が、夜間（前項後段の場合を含む。）、他の車両等と行き違う場合又は他の車両等の直後を進行する場合において、他の車両等の交

通を妨げるおそれがあるときは、車両等の運転者は、政令で定めるところにより、灯火を消し、灯火の光度を減ずる等灯火を操作しなければならない。

(合図)

第五十三条 車両（自転車以外の軽車両を除く。第三項において同じ。）の運転者は、左折し、右折し、転回し、徐行し、停止し、後退し、又は同一方向に進行しながら進路を変えるときは、手、方向指示器又は灯火により合図をし、かつ、これらの行為が終わるまで当該合図を継続しなければならない。

3 車両の運転者は、第一項に規定する行為を終わったときは、当該合図をやめなければならぬものとし、また、同項に規定する合図に係る行為をしないのにかかわらず、当該合図をしてはならない。

(警音器の使用等)

第五十四条 車両等（自転車以外の軽車両を除く。以下この条において同じ。）の運転者は、次の各号に掲げる場合においては、警音器を鳴らさなければならない。

一 左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまわりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上で道路標識等により指定された場所を通行しようとするとき。
二 山地部の道路その他曲折が多い道路について道路標識等により指定された区間における左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまわりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上を通行しようとするとき。

(整備不良車両の運転の禁止)

第六十二条 車両等の使用者その他車両等の装置の整備について責任を有する者は又は運転者は、その装置が道路運送車両法第三章若しくはこれに基づく命令の規定（道路運送車両法の規定が適用されない自衛隊の使用する自動車については、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第一百四十四条第二項の規定による防衛大臣の定め。以下同じ。）又は軌道法第十四条若しくはこれに基づく命令の規定に定めるところに適合しないため交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両等（次条第一項において「整備不良車両」という。）を運転させ、又は運転してはならない。

(自転車の制動装置等)

第六十三条の九 自転車の運転者は、内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自動車を運転してはならない。

(重被牽引車を牽引する牽引自動車の通行区分)

第七十五条の八の二
前項の牽引自動車は、車両通行帯の設けられた自動車専用道路（道

路標識等により指定された区間に限る。）の本線車道においては、当該本線車道の左側端から数えて一番目の車両通行帯を通行しなければならない。

3 第一項の牽引自動車は、車両通行帯の設けられた高速自動車国道の本線車道においては、当該本線車道の左側端から数えて一番目の車両通行帯（道路標識等により通行の区分が指定されているときは、当該通行の区分に係る車両通行帯）を通行しなければならない。

4 第一項の牽引自動車は、第二十三条若しくは第七十五条の四の規定による自動車の最低速度に達しない速度で進行している自動車を追い越すとき、第二十六条の二第三項の規定により一時進路を譲るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、前二項の規定によらないことができる。この場合において、追越しをするときは、その通行している車両通行帯の直近の右側の車両通行帯を通行しなければならない。

(仮免許)

第八十七条

3 仮免許を受けた者は、練習のため自動車を運転しようとするときは、内閣府令で定めるところにより当該自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けて当該自動車を運転しなければならない。

第一百二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一 (九)の二 (略)

九の三 第七十一条の五（初心運転者標識等の表示義務）第一項若しくは第二項又は第七十一条の六（初心運転者標識等の表示義務）第一項の規定に違反した者

十 第九十五条（免許証の携帯及び提示義務）第一項又は第七十条の三（国際運転免許証等の携帯及び提示義務）前段の規定に違反した者

過失により前項第九号の三又は第十号の罪を犯した者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

(初心運転者標識等の表示義務)

第七十一条の五 第八十四条第三項の普通自動車免許を受けた者で、当該普通自動車免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されたいた期間を除く。）が通算して一年に達しないもの（当該免許を受けた日以前六月以内に普通自動車免許を受けていたことがある者その他の者で政令で定めるものを除く。）は、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けないで普通自動車を運転してはならない。

第八十五条第一項若しくは第二項又は第八十六条第一項若しくは第二項の規定により普通自動車を運転することができる免許（以下この条及び次条において「普通自動車対応免許」という。）を受けた者で七十五歳以上のものは、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けないで普通自動車を運転してはならない。

第七十一条の六 普通自動車対応免許を受けた者で政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に当該普通自動車対応免許に条件を付されているものは、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けないで普通自動車を運転してはならない。

（免許証の携帯及び提示義務）

第九十五条 免許を受けた者は、自動車等を運転するときは、当該自動車等に係る免許証を携帯していなければならない。

（国際運転免許証等の携帯及び提示義務）

第一百七条の三 国際運転免許証等を所持する者は、自動車等を運転するときは、当該自動車等に係る国際運転免許証等を携帯していなければならない。第九十五条第二項の規定は、この場合について準用する。

○薬剤師法

（昭和三十五年八月十日法律第一百四十六号）

第三十一条 第十四条の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

※ 軽過失については不処罰

○臨床検査技師等に関する法律

（昭和三十三年四月二十三日法律第七十六号）

第二十一条 第十四条の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

※ 軽過失については不処罰

第十四条 薬剤師試験委員その他試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に當たつて厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

○下水道法

第四十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条の二第一項又は第五項（第二十五条の十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 (略)

過失により前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

（特定事業場からの下水の排除の制限）

第十二条の二 特定施設（政令で定めるものを除く。第十二条の十二、第十八条の二及び第三十九条の二を除き、以下同じ。）を設置する工場

又は事業場（以下「特定事業場」という。）から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下この条、次条、第十二条の五、第十二条の九、第十二条の十一第一項及び第三十七条の二において同じ。）を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

5 第三項の規定により公共下水道管理者が条例で水質の基準を定めた場合においては、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において当該条例で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

（準用規定）

第二十五条の十 第七条、第八条、第十一条の二、第十二条から第十二条の九まで、第十二条の十一から第十三条まで、第十五条から第十八条の二まで、第二十一条から第二十三条まで及び第二十五条の規定は、流域下水道（雨水流域下水道を除く。）について準用する。この場合において、第十三条第一項中「排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設」とあるのは、「他人の土地又は建築物に立ち入り、流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続する排水施設、特定施設又は」と、第十八条の二中「当該公共下水道」とあるのは、「当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。）」に接続する排水施設、特定施設又は」と、第十八条の二中「当該公共下水道」とあるのは、「当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。）」と読み替えるものとする。

（高速自動車国道法）
（昭和三十二年四月二十五日法律第七十九号）

第二十八条 過失により第二十六条第一項の罪を犯した者は、五

十万円以下の罰金に処する。高速自動車国道の管理に従事する者が犯したときは、一年以下の禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

第二十六条 高速自動車国道を損壊し、若しくは高速自動車国道の附属物を移転し、若しくは損壊して高速自動車国道の効用を害し、又は高速自動車国道における交通に危険を生じさせた者は、五年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

○ 齧科技术工士法

(昭和三十年八月十六日法律第六百六十八号)

第二十九条 第十三条の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

※ 軽過失については不处罚

第十三条 齧科医師試験委員その他試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たつては厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

○ 関税法

(昭和二十九年四月二日法律第六十一号)

第一百六条 重大な過失により第一百一条第一項第二号(許可を受けないで輸出入する等の罪)、第一百十三条(許可を受けないで不開港に出入する罪)、第一百十四条、第一百十四条の二(第十号を除く)、第一百十五条(報告を怠つた等の罪)又は第一百五十五条の二(第一号、第四号及び第十三号を除く)。(帳簿の記載を怠つた等の罪)の罪を犯した者は、当該各条の罰金刑を科する。

※ 軽過失については不处罚

第一百十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 第六十七条の申告又は検査に際し、偽つた申告若しくは証明をし、

又は偽つた書類を提出して貨物を輸出し、又は輸入した者

第一百十三条 第二十条第一項(不開港への出入)の規定に違反して外国貿易船等を不開港に出入させた船長又は機長(船長又は機長に代わつて

その職務を行う者を含む。以下第百十四条第一項及び第一百十五条第一項(報告を怠つた等の罪)において同じ)は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第一百十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五
十万円以下の罰金に処する。

2 第二十六条(船舶又は機長の行為の代行)の規定に基づき、外国貿易船等の船長又は機長が行うべき行為を当該外国貿易船等の所有者等(同条に規定する所有者等をいう)が行つた場合における当該所有者等で

一 第十五条第一項、第四項又は第七項(入港手続)の規定による報告をせず、又は偽つた報告をして入港した船長又は機長

二 第十五条第二項、第五項又は第八項の規定による書類を提出せず、又は偽つた書類を提出した船長又は機長

三 第十五条第三項の規定に違反して同項に規定する入港届若しくは船用品目録を提出せず、又は偽つた入港届若しくは船用品目録を提

出した船長

四 第十五条第三項の規定に違反して同項に規定する船舶国籍証書又はこれに代わる書類を提示しなかつた船長

五 第十五条第九項の規定に違反して同項に規定する入港届を提出せず、又は偽つた入港届を提示した機長

六 第十七条第一項前段(出港手続)の規定による許可を受けないで開港又は税関空港を出港した船長又は機長

七 第十七条第一項後段の規定による書類の提出の求めに応じず、又は偽つた書類を提示した船長又は機長

八 第十八条第一項ただし書又は第三項ただし書(入出港の簡易手続)の規定による報告をせず、又は偽つた報告をして入港した船長又は機長

九 第十八条第一項ただし書、第二項、第三項ただし書又は第四項の規定による書類の提出をせず、又は偽つた書類を提示した船長又は機長

十 第十八条第二項の規定に違反して同項に規定する入港届を提出せず出港し、若しくは偽つた入港届を提示した船長又は同条第四項の規定に違反して同項の規定による届出をせず出港し、若しくは偽つた届出をした機長

十一 第二十条第二項(不開港への出入)の規定による届出をしなかつた船長又は機長

十二 第二十二条(外国貨物の仮陸揚)の規定による届出をせず、又は偽つた届出をした船長又は機長

十三 第二十二条(沿海通航船等の外国寄港の届出等)の規定による届出をせず、又は同条に規定する目録を提出しなかつた船長又は機長

十四 第二十五条(船舶又は航空機の資格の変更)の規定に違反して届出をせず、又は偽つた届出をして、外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機を外国貿易船等として使用し、若しくは外国貿易船等を外國貿易船等以外の船舶若しくは航空機として使用した船長又は機長

あつて次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項、第四項又は第七項の規定による報告について偽つた報告をした者（当該報告に係る外国貿易船等が開港又は税関空港に入港した場合に限る。）

二 第十五条第二項、第五項又は第八項の規定による書類について偽つた書類を提出した者

三 第十五条第三項に規定する入港届又は船用品目録について偽つた入港届又は船用品目録を提出した者

四 第十五条第九項に規定する入港届について偽つた入港届を提出した者

五 第十七条第一項後段の規定による書類について偽つた書類を提出した者

六 第十八条第一項ただし書又は第三項ただし書の規定による報告について偽つた報告をした者（当該報告に係る外国貿易船等が開港又は税関空港に入港した場合に限る。）

七 第十八条第一項ただし書、第二項、第三項ただし書又は第四項の規定による書類について偽つた書類を提出した者

八 第十八条第一項に規定する入港届について偽つた入港届を提出した者又は同条第四項の規定による届出について偽つた届出をした者

九 第十八条第一項ただし書、第二項、第三項ただし書又は第四項の規定による書類について偽つた届出をした者（当該届出に係る外國貿易船等以外の船舶若しくは航空機として使用された場合に限る。）

十 第十五条の規定による届出について偽つた届出をした者（当該届出に係る外國貿易船等以外の船舶若しくは航空機が外國貿易船等として使用され、又は当該届出に係る外國貿易船等が外國貿易船等以外の船舶若しくは航空機として使用された場合に限る。）

十一 第百六条（特別の場合における税関長の権限）の規定による税

関長（第一百七条（税関長の権限の委任）の規定により権限の一部を委任された者を含む。）の处分の執行を拒み、妨げ、又は忌避した者

十二 第百六条（特別の場合における税関長の権限）の規定による税

関長（第一百七条（税関長の権限の委任）の規定により権限の一部を委任された者を含む。）の処分の執行を拒み、妨げ、又は忌避した者

十三 第百六条（特別の場合における税関長の権限）の規定による税

関長（第一百七条（税関長の権限の委任）の規定により権限の一部を委任された者を含む。）の処分の執行を拒み、妨げ、又は忌避した者

十四 第百六条（特別の場合における税関長の権限）の規定による税

関長（第一百七条（税関長の権限の委任）の規定により権限の一部を委任された者を含む。）の処分の執行を拒み、妨げ、又は忌避した者

十五 第百六条（特別の場合における税関長の権限）の規定による税

関長（第一百七条（税関長の権限の委任）の規定により権限の一部を委任された者を含む。）の処分の執行を拒み、妨げ、又は忌避した者

十六 第百六条（特別の場合における税関長の権限）の規定による税

関長（第一百七条（税関長の権限の委任）の規定により権限の一部を委任された者を含む。）の処分の執行を拒み、妨げ、又は忌避した者

十七 第百六条（特別の場合における税関長の権限）の規定による税

関長（第一百七条（税関長の権限の委任）の規定により権限の一部を委任された者を含む。）の処分の執行を拒み、妨げ、又は忌避した者

十八 第百六条（特別の場合における税関長の権限）の規定による税

関長（第一百七条（税関長の権限の委任）の規定により権限の一部を委任された者を含む。）の処分の執行を拒み、妨げ、又は忌避した者

十九 第百六条（特別の場合における税関長の権限）の規定による税

関長（第一百七条（税関長の権限の委任）の規定により権限の一部を委任された者を含む。）の処分の執行を拒み、妨げ、又は忌避した者

二十 第百六条（特別の場合における税関長の権限）の規定による税

関長（第一百七条（税関長の権限の委任）の規定により権限の一部を委任された者を含む。）の処分の執行を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 第二十三条第五項本文の規定による書類を提出せず、又は偽つた書類を提出した者

四 第二十四条第一項、第二項又は第四項（船舶又は航空機と陸地との交通等）の規定に違反して交通又は貨物の積卸しを行つた者

五 第六十三条第一項若しくは第三項（保税運送）、第六十三条の二第一項若しくは第二項（保税運送の特例）又は第六十三条の九第一項若しくは第二項（郵便物の保税運送）の規定に違反して外国貨物を運送した者

六 第六十三条第五項本文、第六十三条の二第三項又は第六十三条の九第三項の規定による確認を受けなかつた者

七 第六十四条第一項（難破貨物等の運送）の規定に違反して同項各号に掲げる外国貨物を運送した者又は同条第三項の規定に違反して書類を提出しなかつた者

八 第六十六条第一項（内国貨物の運送）の規定に違反して内国貨物を外国貿易船等に積んで本邦内の場所相互間を運送した者又は同条第二項の規定に違反して書類を提出しなかつた者

九 第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）の検査その他郵便物に係る税関の審査に際し、偽つた証明をした者

十 第九条（税関長の権限の委任）の規定により権限の一部を委任された者を含む。の処分の執行を拒み、妨げ、又は忌避した者

十一 第一百六条（特別の場合における税関長の権限）の規定による税

関長（第一百七条（税関長の権限の委任）の規定により権限の一部を委任された者を含む。）の処分の執行を拒み、妨げ、又は忌避した者

十二 第一百六条（特別の場合における税関長の権限）の規定による税

関長（第一百七条（税関長の権限の委任）の規定により権限の一部を委任された者を含む。）の処分の執行を拒み、妨げ、又は忌避した者

十三 第一百六条（特別の場合における税関長の権限）の規定による税

関長（第一百七条（税関長の権限の委任）の規定により権限の一部を委任された者を含む。）の処分の執行を拒み、妨げ、又は忌避した者

十四 第一百六条（特別の場合における税関長の権限）の規定による税

関長（第一百七条（税関長の権限の委任）の規定により権限の一部を委任された者を含む。）の処分の執行を拒み、妨げ、又は忌避した者

十五 第一百六条（特別の場合における税関長の権限）の規定による税

関長（第一百七条（税関長の権限の委任）の規定により権限の一部を委任された者を含む。）の処分の執行を拒み、妨げ、又は忌避した者

十六 第一百六条（特別の場合における税関長の権限）の規定による税

関長（第一百七条（税関長の権限の委任）の規定により権限の一部を委任された者を含む。）の処分の執行を拒み、妨げ、又は忌避した者

十七 第一百六条（特別の場合における税関長の権限）の規定による税

関長（第一百七条（税関長の権限の委任）の規定により権限の一部を委任された者を含む。）の処分の執行を拒み、妨げ、又は忌避した者

十八 第一百六条（特別の場合における税関長の権限）の規定による税

関長（第一百七条（税関長の権限の委任）の規定により権限の一部を委任された者を含む。）の処分の執行を拒み、妨げ、又は忌避した者

十九 第一百六条（特別の場合における税関長の権限）の規定による税

関長（第一百七条（税関長の権限の委任）の規定により権限の一部を委任された者を含む。）の処分の執行を拒み、妨げ、又は忌避した者

二十 第一百六条（特別の場合における税関長の権限）の規定による税

関長（第一百七条（税関長の権限の委任）の規定により権限の一部を委任された者を含む。）の処分の執行を拒み、妨げ、又は忌避した者

二十一 第一百六条（特別の場合における税関長の権限）の規定による税

関長（第一百七条（税関長の権限の委任）の規定により権限の一部を委任された者を含む。）の処分の執行を拒み、妨げ、又は忌避した者

二十二 第一百六条（特別の場合における税関長の権限）の規定による税

関長（第一百七条（税関長の権限の委任）の規定により権限の一部を委任された者を含む。）の処分の執行を拒み、妨げ、又は忌避した者

- 項の規定に違反して同項の規定による届出をせず出港し、若しくは偽つた届出をした機長
- 七 第二十条の二第一項（特殊船舶等の不開港への出入）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をして入港した船長又は機長
- 八 第二十条の二第二項の規定による書類を提出せず、又は偽つた書類を提出した船長又は機長
- 九 第二十条の二第三項の規定に違反して同項に規定する入港届を提出せず、又は偽つた入港届を提出した船長又は機長
- 2 第二十六条（船長又は機長の行為の代行）の規定に基づき、特殊船舶等の船長又は機長が行うべき行為を当該特殊船舶等の所有者等（同条に規定する所有者等をいう。）が行つた場合における当該所有者等であつて次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第十五条の三第一項の規定による報告について偽つた報告をした者（当該報告に係る特殊船舶等が開港又は税関空港に入港した場合に限る。）
- 二 第十五条の三第二項の規定による書類について偽つた書類を提出した者
- 三 第十五条の三第三項に規定する入港届について偽つた入港届を提出した者
- 四 第十八条の二第一項ただし書又は第三項ただし書の規定による報告について偽つた報告をした者（当該報告に係る特殊船舶等が開港又は税関空港に入港した場合に限る。）
- 五 第十八条の二第一項ただし書、第二項、第三項ただし書又は第四項の規定による書類について偽つた書類を提出した者
- 六 第十八条の二第二項に規定する入港届について偽つた入港届を提出した者又は同条第四項の規定による届出について偽つた届出をした者
- 七 第二十条の二第一項の規定による報告について偽つた報告をした者（当該報告に係る特殊船舶等が不開港に入港した場合に限る。）
- 八 第二十条の二第二項の規定による書類について偽つた書類を提出した者
- 九 第二十条の二第三項に規定する入港届について偽つた入港届を提出した者
- 十 第二十二条の三第一項（保税展示場の許可）又は第六十二条の八第一項の規定により保税展示場又は総合保税地域内において認められる行為以外の行為をした者
- 十一 第二十二条の三第二項（保税展示場に入る外国貨物に係る手続の規定による申告をせず、若しくは偽つた申告をし、又は同項の税関長の承認を受けないで第六十二条の二第三項の行為（第六十二条の三第四項の規定によりすることができることとされている行為を除く。）をした者
- 十二 第二十二条の四第一項（販売用貨物等の蔵置場所の制限等）（第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定に違反して制限された場所以外の場所に同項の貨物を蔵置し、又は同項の規定による報告の求めに応じず、若しくは偽つた報告をした者
- 十三 第二十二条の五（保税展示場外における使用の許可）（第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定に違反して許可を受けないで外国貨物を保税展示場又は総合保税地域以外の場所で使用するため保税展示場又は総合保税地域から出した者

- 27 -

- (昭和二十九年六月九日法律第百六十五号)
 自衛隊法
 第百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業

務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後ににおいても、同様とする。

3 2 過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

4 6 (略)

(略)

○ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法

(昭和二十九年六月九日法律第二百六十六号)

第四条 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らしたものは、二年以下の禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

2 前項に掲げる者を除き、業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

○ 道路運送法

(昭和二十六年六月一日法律第二百八十三号)

第一百三條 過失により第一項又は第二百一条第一項の罪を犯した者は、三十万円以下の罰金に処する。その業務に従事する者が犯したときは、一年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百条 自動車道若しくはその標識を損壊し、又はその他の方法で自動車道における自動車の往来の危険を生ぜしめた者は、五年以下の懲役に処する。

第一百一条 人の現在する一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車を転覆させ、又は破壊した者は、十年以下の懲役に処する。

○ 診療放射線技師法

(昭和二十六年六月十一日法律第二百二十六号)

第三十二条 第二十一條第一項の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正のは採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十一条 試験委員その他試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たつて厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

* 軽過失については不处罚

○ 公職選挙法

(昭和二十五年四月十五日法律第二百号)
(懲役又は禁錮及び罰金の併科、重過失の処罰)

第二百五十条 (略)

2 1 重大な過失

により、第二百四十六条、第二百四十七条、第二百四十八条、第二百四十九条及び第二百四十九条の二第一項から第四項までの罪を犯した者も、処罰するものとする。ただし、裁判所は、情状により、その刑を減輕することができる。

※ 軽過失については不处罚

(選舉運動に関する収入及び支出の規制違反)

第二百四十六条 次の各号に掲げる行為をした者は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第百八十四条の規定に違反して寄附を受け又は支出をしたとき。

二 第百八十五条の規定に違反して会計帳簿を備えず又は会計帳簿に記載をせず若しくはこれに虚偽の記入をしたとき。

三 第百八十六条の規定に違反して明細書の提出をせず、又はこれに虚偽の記入をしたとき。

四 第百八十七条第一項の規定に違反して支出をしたとき。

五 第百八十八条の規定に違反して領収書その他の支出を証すべき書面を徵せず若しくはこれを送付せず又はこれに虚偽の記入をしたとき。

六 第百九十条の規定による引継ぎをしないとき。

七 第百九十二条第一項の規定に違反して会計帳簿、明細書又は領収書その他の支出を証すべき書面を保存しないとき。

八 第百九十二条第一項の規定により保存すべき会計帳簿、明細書又は領収書その他の支出を証すべき書面に虚偽の記入をしたとき。

九 第百九十三条の規定による報告若しくは資料の提出を拒み又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。

(選舉費用の法定額違反)

第二百四十七条 出納責任者が、第二百九十六条の規定により告示された額を超えて選舉運動（専ら在外選挙人名簿に登録されている選挙人（第49条の2第一項に規定する政令で定めるものを除く。）で衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの投票に関する選挙運動で、国外においてするものを除く。）に関する支出をし又はさせたときは、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

(寄附の制限違反)

第二百四十八条 第百九十九条第一項に規定する者（会社その他の法人を除く。）が同項の規定に違反して寄附をしたときは、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

2 会社その他の法人が第百九十九条の規定に違反して寄附をしたときは、その会社その他の法人の役職員として当該違反行為をした者は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

(寄附の勧誘、要求等の制限違反)

第二百四十九条 第一百条第一項の規定に違反して寄附を勧誘し若しくは要求し又は同条第二項の規定に違反して寄附を受けた者（会社その他法人又は団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。（公職の候補者等の寄附の制限違反）

第二百四十九条の二 第百九十九条の二第一項の規定に違反して当該選挙に関し寄附をした者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 通常一般の社交の程度を超えて第二百九十九条の二第一項の規定に違反して寄附をした者は、当該選挙に関して同項の規定に違反したものとみなす。

3 第百九十九条の二第一項の規定に違反して寄附（当該選挙に関しないもので、かつ、通常一般の社交の程度を超えないものに限る。）をした者で、次の各号に掲げる寄附以外の寄附をしたものは、五十万円以下に處する。

一 当該公職の候補者又は公職の候補者となる者（公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。）が結婚披露宴に自ら出席しその場において当該結婚に関する祝儀の供与

二 当該公職の候補者等が葬式（告別式を含む。以下この号において同じ。）に自ら出席しその場において香典（これに類する弔意を表すために供与する金錢を含む。以下この号において同じ。）の供与又は当該公職の候補者等が葬式の日（葬式が二回以上行われる場合には、最初に行われる葬式の日）までの間に自ら弔問しその場においてする香典の供与

4 第百九十九条の二第二項の規定に違反して寄附をした者（会社その他法人又は団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、五十万円以下の罰金に処する。

○ 質屋営業法

（昭和二十五年五月八日法律第二百五十八号）
第三十四条 過失により第二十一条第三項の規定に違反した者

は、拘留又は科料に処する。

(品触れ)

第二十一条

3 質屋は、品触れを受けた日にその物を質物若しくは流質物として持していたとき、又は前項の期間内に品触れに相当する質物を受け取つたときは、その旨を直ちに警察官に届け出なければならない。

○ 文化財保護法

(昭和二十五年五月三十日法律第二百二十四号)
第二百条 第三十九条第一項（第四十七条第三項（第八十三条で準用する場合を含む。）、第一百二十三条第二項、第一百八十六条规定又は第二百八十七条第二項で準用する場合を含む。）、第四十九条（第八十五条で準用する場合を含む。）又は第一百八十五条第二項に規定する重要文化財、重要な形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任すべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要な文化財、重要な形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の過料に処する。

※ 軽過失については不処罰

第三十九条 文化庁長官は、前条第一項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任すべき者を定めなければならない。（管理又は修理の受託又は技術的指導）

第四十七条

3 前二項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

第四十九条 文化庁長官は、前条の規定により重要文化財が出品されたときは、第一百八十五条に規定する場合を除いて、文化庁の職員のうちから、その重要な文化財の管理の責に任すべき者を定めなければならない。

第五十条 重要有形民俗文化財の公開には、第四十七条の二から第五十六条まで、第三十七条第二項から第四項まで、第四十二条、第四十六条及び第四十七条の規定を準用する。

第五十一条 重要有形民俗文化財の公開には、第四十七条の二から第五十二条までの規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）
第一百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、毀損、衰亡若しくは盜難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは喪亡している場合又は滅失し、き損し、喪亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、喪亡若しくは盜難の防止の措置をさせることが適當でないと認められるとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(出品された重要文化財等の管理)

第一百八十五条

2 前項の規定により、都道府県又は指定都市等の教育委員会が同項の管理の事務を行う場合には、都道府県又は指定都市等の教育委員会は、その職員のうちから、当該重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の責めに任すべき者を定めなければならない。

(修理等の施行の委託)

第一百八十六条

2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第三十八条第一項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第三十九条の規定を、第九十八条第一項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行いう場合には、同条第三項で準用する第三十九条の規定を、第一百二十三条第一項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第二項で準用する第三十九条の規定(重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導)

第一百八十七条

2 都道府県の教育委員会が前項の規定により管理、修理又は復旧の委託を受ける場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

○ 鉱業法

⑤ (昭和二十五年十一月二十日法律第二百八十九号)

1 1 (略)

2 過失により鉱区外又は租鉱区外に侵掘した者は、二十万円以下の罰金に処する。

○ 古物営業法

⑤ (昭和二十四年五月二十八日法律第二百八号)

第三十七条 過失により第十九条第五項又は第六項の規定に違反した者は、拘留又は科料に処する。

(品触れ)

第十九条

5 古物商は、品触れを受けた日にその古物を所持していたとき、又は第二項若しくは前項の期間内に品触れに相当する古物を受け取ったときは、その旨を直ちに警察官に届け出なければならない。

6 古物市場主は、第二項又は第四項に規定する期間内に、品触れに相当する古物が取引のため古物市場に出たときは、その旨を直ちに警察官に届け出なければならない。

○ 政治資金規正法
(昭和二十三年七月二十九日法律第二百九十四号)

◎ 第二十七条

(略)

2 1 重大な過失により、第二十四条及び第二十五条第一項の罪を犯した者も、これを処罰するものとする。ただし、裁判所は、情状により、その刑を減輕することができる。

※ 軽過失については不处罚

第二十四条 次の各号の一に該当する者(会社、政治団体その他の団体(以下この章において「団体」という。)にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

1 第九条の規定に違反して会計帳簿を備えず、又は同条、第十八条第三項若しくは第十九条の四の規定に違反して第九条第一項の会計帳簿に記載すべき事項の記載をせず、若しくはこれに虚偽の記入をした者

2 第十条の規定に違反して明細書の提出をせず、又はこれに記載すべき事項の記載をせず、若しくはこれに虚偽の記入をした者

3 第十一条の規定に違反して領収書等を徵せず、若しくはこれを交付せず、又はこれに虚偽の記入をした者

4 第十六条第一項(第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に違反して会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かつた支出の明細書等又は振込明細書を保存しない者

5 第十六条第一項(第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により保存すべき会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かつた支出の明細書等又は振込明細書を保存しない者

6 第十五条の規定による引継ぎをしない者
第七条 第二十二条の規定により求められた説明を拒み、若しくは虚偽の説明をし、又は同条の規定による命令に違反して同条の報告書等の

訂正を拒み、若しくはこれらに虚偽の訂正をした者

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十二条又は第十七条の規定に違反して報告書又はこれに併せて

提出すべき書面の提出をしなかつた者

一の二 第十九条の十四の規定に違反して、政治資金監査報告書の提出をしなかつた者

二 第十二条、第十七条、第十八条第四項又は第十九条の五の規定に違反して第十二条第一項若しくは第十七条第一項の報告書又はこれに併せて提出すべき書面に記載すべき事項の記載をしなかつた者

三 第十二条第一項若しくは第十七条第一項の報告書又はこれに併せて提出すべき書面に虚偽の記入をした者

○ 医師法

(昭和二十三年七月三十日法律第二百一号)

④ 第三十三条

第三十条の規定に違反して故意若しくは**重大な過失**により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

※ 軽過失については不処罰

第三十条 医師試験委員その他医師国家試験又は医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たつて厳正を保持し、不正の行為のないようにしなければならない。

- 35 -

○ 歯科医師法

(昭和二十三年七月三十日法律第二百二号)

④ 第三十二条

第二十八条の規定に違反して故意若しくは**重大な過失**により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

※ 軽過失については不処罰

第二十八条 歯科医師試験委員その他歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たつて厳正を保持し、不正の行為のないようにしなければならない。

○ 保健師助産師看護師法

(昭和二十三年七月三十日法律第二百三号)

④ 第四十四条

第二十七条の規定に違反して故意若しくは**重大な過失**により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

※ 軽過失については不処罰

第二十七条 保健師助産師看護師試験委員、准看護師試験委員その他保

健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師試験の実施に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たつては厳正を保持し、不正の行為のないようにしなければならない。

○ 郵便法

(昭和二十二年十二月十二日法律第一百六十五号)
第七十九条 (郵便物の取扱いをしない等の罪)

④ (略)

2 1 郵便の業務に従事する者が**重大な過失**によつて郵便物を失つたときは、これを三十万円以下の罰金に処する。

※ 軽過失については不処罰

○ 栄養士法

(昭和二十二年十二月二十九日法律第二百四十五号)
第七条の二 第六条の三の規定に違反して、故意若しくは**重大な過失**により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

※ 軽過失については不処罰

第六条の三 管理栄養士国家試験委員その他管理栄養士国家試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たつて厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

○ 海底電信線保護万国連合条約罰則

(大正五年三月七日法律第二十号)

④ 第一条

海底電信線保護万国連合条約ニ依ル海底電信線ヲ損壊シテ通信ヲ障碍シ又ハ障碍スヘキ危険ヲ生セシメタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス但シ海底電信線ヲ布設又ハ修繕スルニ付已ムコトヲ得サルニ出テタル者ハ此ノ限り在ラス

3 2 (略)
二過失二因リ第一項ノ行為ヲ為シタル者ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

○ 刑法

(明治四十年四月二十四日法律第四十五号)
(失火)

④ 第百十六条

失火により、第一八八条に規定する物又は他人の所有に係る第一九条に規定する物を焼損した者は、五十万円以下の罰金に処する。

失火により、第一九条に規定する物であつて自己の所有に係

るもの又は第一百十条に規定する物を焼損し、よつて公共の危険を生じさせた者も、前項と同様とする。

(現住建造物等放火)

第一百八条 放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車、艦船又は鉱坑を焼損した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

(非現住建造物等放火)

第一百九条 放火して、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建造物、艦船又は鉱坑を焼損した者は、二年以上の有期懲役に処する。

2 前項の物が自己の所有に係るときは、六月以上七年以下の懲役に処する。ただし、公共の危険を生じなかつたときは、罰しない。

(激発物破裂)

第一百十七条 火薬、ボイラーリーその他の激発すべき物を破裂させて、第一百八条に規定する物又は他人の所有に係る第一百九条に規定する物を損壊した者は、放火の例による。第一百九条に規定する物であつて自己の所有に係るもの又は第一百十条に規定する物を損壊し、よつて公共の危険を生じさせた者も、同様とする。

2 前項の行為が過失によるときは、失火の例による。

(現住建造物等放火)

第一百八条 放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車、艦船又は鉱坑を焼損した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

(非現住建造物等放火)

第一百九条 放火して、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建造物、艦船又は鉱坑を焼損した者は、二年以上の有期懲役に処する。

2 前項の物が自己の所有に係るときは、六月以上七年以下の懲役に処する。ただし、公共の危険を生じなかつたときは、罰しない。

(建造物等以外放火)

第一百十条 放火して、前二条に規定する物以外の物を焼損し、よつて公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の物が自己の所有に係るときは、三年以下の懲役に処する。

(業務上失火等)

第一百十七条の二 第一百十六条又は前条第一項の行為が業務上必要な注意を怠つたことによるとき、又は重大な過失によるときは、

三年以下の禁錮又は百五十万円以下の罰金に処する。

(失火)

第一百六条 失火により、第一百八条に規定する物又は他人の所有に係る

2 第一百九条に規定する物を焼損した者は、五十万円以下の罰金に処する。

失火により、第一百九条に規定する物であつて自己の所有に係るもの又は第一百十条に規定する物を焼損し、よつて公共の危険を生じさせた者も、前項と同様とする。

(激発物破裂)

第一百十七条 火薬、ボイラーリーその他の激発すべき物を破裂させて、第一百八条に規定する物又は他人の所有に係る第一百九条に規定する物を損壊した者は、放火の例による。第一百九条に規定する物であつて自己の所有に係るもの又は第一百十条に規定する物を損壊し、よつて公共の危険を生じさせた者も、同様とする。

2 第一百二十二条 過失により出水させて、第一百十九条に規定する物を侵害した者又は第一百二十条に規定する物を侵害し、よつて公共の危険を生じさせた者は、二十万円以下の罰金に処する。

(現住建造物等浸害)

第一百十九条 出水させて、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車又は鉱坑を侵害した者は、死刑又は無期若しくは三年以上の懲役に処する。

(非現住建造物等浸害)

第一百二十条 出水させて、前条に規定する物以外の物を侵害し、よつて公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 浸害した物が自己の所有に係るときは、その物が差押えを受け、物権を負担し、賃貸し、又は保険に付したものである場合に限り、前項の例による。

(非現住建造物等浸害)

第一百二十九条 (過失往来危険) 過失により、汽車、電車若しくは艦船の往来の危険を生じさせ、又は汽車若しくは電車を転覆させ、若しくは破壊し、若しくは艦船を転覆させ、沈没させ、若しくは破壊した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 その業務に従事する者が前項の罪を犯したときは、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

(過失傷害)

第二百九条 過失により人を傷害した者は、三十万円以下の罰金

又は料に処する。

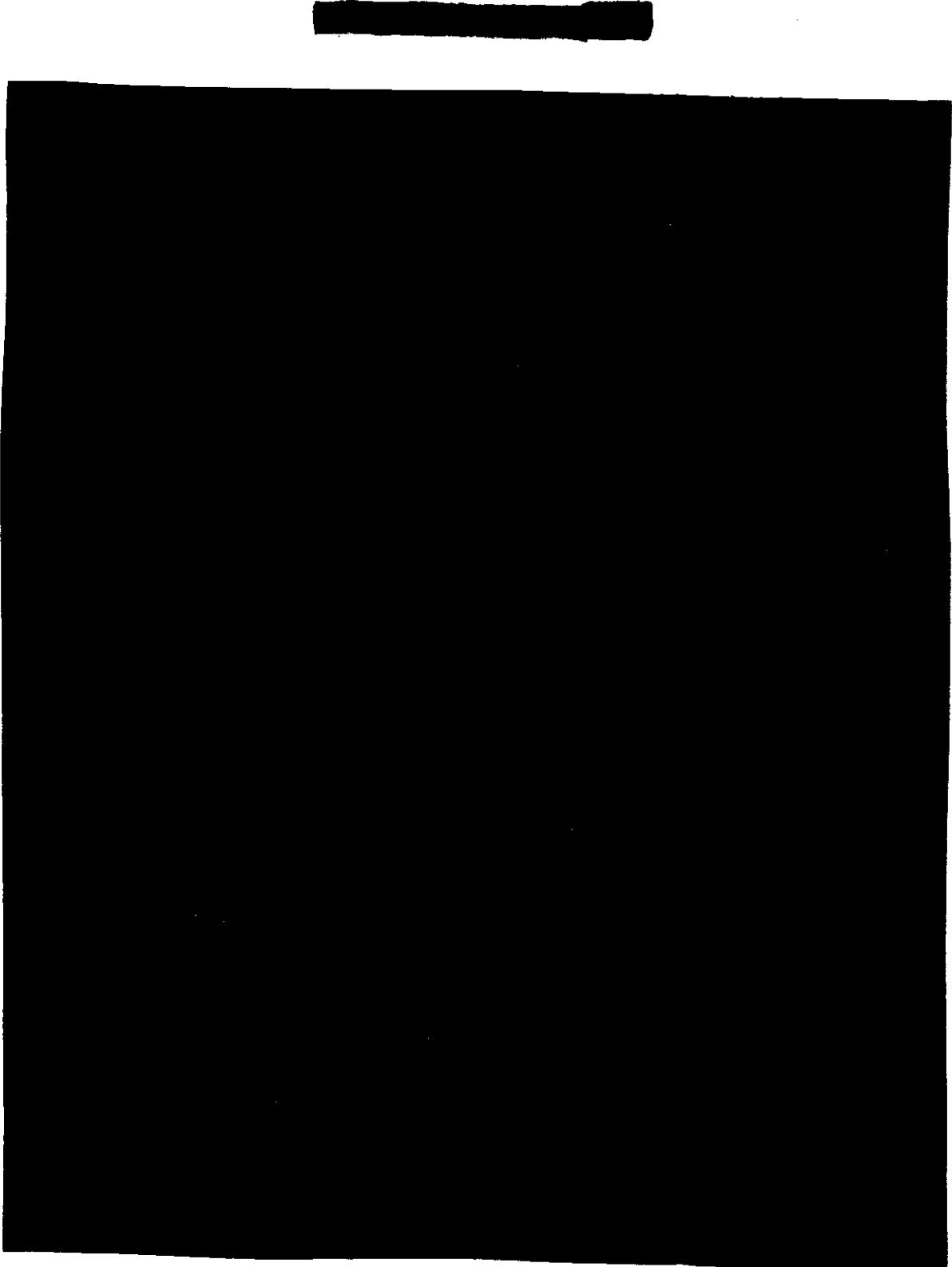
2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第二百十一条 過失により人を死亡させた者は、五十万円以下の罰金に処する。

(業務上過失致死傷等)

第二百十一条 業務上必要な注意を怠り、よつて人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

2 自動車の運転上必要な注意を怠り、よつて人を死傷させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免ずることができる。



The Court will nevertheless reject plaintiff's argument and grant defendant's motion for summary judgment, for the following reasons. First, despite the fact that plaintiff's argument fits within the Restatement rule, the Minnesota Supreme Court's holding in *Abar v. Ramsey Motor Service, Inc.*, 195 Minn. 597, 263 N.W. 917 (1985) precludes an argument based on "negligent shoveling." Second, the policy rationale behind the *Abar* holding is a sound one. A decision which would allow individuals such as the defendant to be held liable for their efforts to shovel public sidewalks would serve to discourage such activity. Finally, the instant case is clearly distinguishable from those cases in which the Minnesota Supreme Court has imposed liability for slips on ice resulting from "artificial" rather than "natural" causes. See, e.g., *Isham v. Broderick*, 89 Minn. 397, 95 N.W. 224 (1903); *Bannister v. City of St. Paul*, 131 Minn. 448, 155 N.W. 627 (1915); *Johnson v. Elmborg*, 165 Minn. 67, 205 N.W. 628 (1925).

Based on the foregoing, IT IS ORDERED that defendant's motion for summary judgment is granted.

LET JUDGMENT BE ENTERED ACCORDINGLY.



defendant could be held liable for fire-related damages under section 324A because it negligently performed the services which were necessary for the protection of third persons, pointed to record evidence that the injured plaintiff relied upon the airport fire protection service. 282 N.W.2d at 570-71. In the instant case, there is no evidence that the plaintiff relied upon the defendant's actions in shoveling the sidewalk.

UNITED STATES of America

v.

Alfred ZEHE.

Cr. No. 83-296-N.

United States District Court,
D. Massachusetts.

Jan. 29, 1985.

Government brought criminal prosecution under the Espionage Act against an East German citizen for alleged acts of espionage against the United States committed in Mexico and the German Democratic Republic. Upon defendant's motion for dismissal of the indictment, the District Court, David S. Nelson, J., held that Act could be applied extraterritorially to both citizens and noncitizens because of the threat to national security that espionage poses.

Motion denied.

1. War and National Emergency $\Leftarrow 48$

Espionage Act could be applied extraterritorially to both citizens and noncitizens because of threat to national security that espionage poses; thus, district court had jurisdiction over a criminal prosecution under Act against an East German citizen for alleged act of espionage against the United States committed in Mexico and the German Democratic Republic. 18 U.S.C.A. §§ 792-799.

2. Criminal Law $\Leftarrow 4$

Congress is competent to punish criminal acts, wherever and by whomever committed, that threaten national security or directly obstruct governmental functions.

4. The Court recognizes that *Abar* was decided before the adoption of either the First or the Second Restatement of Torts (1939 and 1964, respectively). Nevertheless, the Court is not free to disregard the clearly expressed holding of the Minnesota Supreme Court in favor of a different rule.

3. Criminal Law &=97

There must be strong and clear evidence of congressional intent to apply a criminal law beyond the country's territorial boundaries to noncitizens, however, legislative history is not the sole or primary means of determining congressional intent.

Nancy Gertner, Harvey Silvergate, Jeanne Baker, Silvergate, Gertner, Baker & Fine, Boston, Mass., for Alfred Zehe.
Robert S. Mueller, III, Richard G. Stearns, Asst. U.S. Atty., William F. Weld, U.S. Atty., Boston, Mass., for United States.

MEMORANDUM OPINION

DAVID S. NELSON, District Judge.

The United States government brings this criminal prosecution under the Espionage Act (the Act), 18 U.S.C. §§ 792-99, against Alfred Zehe, an East German citizen, for alleged acts of espionage against the United States committed in Mexico and the German Democratic Republic. Zehe moves for dismissal of the indictment, contending that the Act fails to confer jurisdiction over acts of espionage committed outside of this country's territorial boundaries by persons who are not citizens of the United States.¹ This Court on January 2, 1985 denied the defendant's motion and now offers this Memorandum Opinion in support of that ruling.

The Espionage Act proscribes various acts of collecting and disclosing national defense information to a foreign nation. The defendant is charged under §§ 793(b), 794(a) and 794(c) of the Act in eight counts alleging that he (1) unlawfully sought and obtained information regarding this country's national defense, (2) delivered that information to the German Democratic Re-

1. This jurisdictional inquiry arguably is only pertinent to the Court's consideration of Counts Two through Eight of the indictment because these counts allege substantive offenses occurring wholly outside of United States territory. Count One, by contrast, alleges an ongoing conspiracy with overt acts, some of which the government now claims occurred within the United States, on the premises of the East German embassy in Washington, D.C. and elsewhere. The defendant argues that any alleged acts, even if proved, could not serve as a basis of

public, and (3) conspired to deliver such information, all with the intent that the information be used to the injury of the United States or to the advantage of the German Democratic Republic. These sections provide, in pertinent part, that "[w]hoever ... copies, takes, makes or obtains ... any sketch, photograph, ... document, writing, or note of anything connected with the national defense," *id.* § 793(b) or "[w]hoever ... communicates, delivers, or transmits ... any document, writing, ... or information relating to the national defense," *id.* § 794(a) or conspires to so communicate, *id.* § 794(c), all with the requisite intent, shall be punished. These sections do not, nor does the Act elsewhere, define the territorial scope of the Act.

[1] There is no question, nor does Zehe contest, that the Act applies to extraterritorial acts of espionage committed by citizens. Although no provision of the Act explicitly so states, the courts have consistently inferred such extraterritorial application to citizens when the proscribed offense tended to impair important governmental functions and when the United States government was vulnerable to the offense regardless of where it was committed. See *United States v. Bowman*, 260 U.S. 94, 98, 43 S.Ct. 39, 41, 67 L.Ed. 149 (1922) (fraud against a government corporation); *United States v. Cotten*, 471 F.2d 744, 749-51 (9th Cir.1973) (theft of government property); *United States v. Birch*, 470 F.2d 808, 811-12 (4th Cir.1972) (forgery or false use of government documents). In these three cases, the courts expressly relied upon the nature of the offenses, and not just upon the citizenship of the defendants, in order to apply other criminal statutes extraterritorially to citizens. Because espionage is

jurisdiction if committed by East German diplomats on embassy premises. The government counters that regardless of the significance of acts committed on the embassy premises, other overt acts—particularly the mailing of postcards—in furtherance of the conspiracy were committed outside of those premises and within the United States. The Court finds it unnecessary to resolve this dispute since jurisdiction is independently appropriate over Count One under the analysis set forth below.

an offense threatening the national security of the United States, regardless of where it occurs, the Court readily concludes that the Espionage Act was meant to apply extraterritorially to citizens.²

Furthermore, the legislative history of the Act unequivocally supports the application of the Act to citizens who commit acts of espionage against the United States while abroad. Until 1961, the Act by its express terms applied only "within the admiralty and maritime jurisdiction of the United States and on the high seas, as well as within the United States." 18 U.S.C. § 791 (repealed 1961). Congress' repeal of this territorial limitation in 1961, P.L. 87-369, 75 Stat. 795, was prompted primarily by a highly publicized case of a citizen who had delivered secret information to foreign countries. See, e.g., 107 Cong.Rec. 10,668 (1961) (statement of Rep. Poff). Thus, congressional intent to apply the Act extraterritorially to citizens could not be clearer.

[2] Nor is there any dispute that Congress has the power to prosecute both citizens and noncitizens for espionage committed outside of this country's territorial limits. The defendant concedes that under principles of international law recognized by United States courts, Congress is competent to punish criminal acts, wherever and by whomever committed, that threaten national security or directly obstruct governmental functions.³ See, e.g., *United States v. Bowman*, 260 U.S. at 98, 48 S.Ct. at 41; *United States v. Columba-Colella*, 604 F.2d 356, 358 (5th Cir.1979); *United States v. Pizzarusso*, 388 F.2d 8, 9-10 (2d

2. One court has already applied the Act to a citizen who allegedly committed acts of espionage while abroad. *United States v. Helmich*, 521 F.Supp. 1246, 1252 (M.D.Fla.1981).

3. The defendant acknowledges in his further briefing that "the protective principle, though rarely used, had been a part of the jurisprudence of this country both before 1961 and in 1961, when Congress enacted the statutory amendment at issue here." Under international law, the "protective principle" gives a country the "jurisdiction to prescribe a rule of law attaching legal consequences to conduct outside its territory that threatens its security as a state or the operation of its governmental functions,

Cir.1968); Restatement (Second) of Foreign Relations § 33 (1965); Harvard Research in International Law, *Jurisdiction with Respect to Crime*, 29 Am.J.Int'l L. 485, 548 (Supp.1985). Espionage against the United States, because it is a crime that by definition threatens this country's security, can therefore be punished by Congress even if committed by a noncitizen outside the United States. See Restatement (Second) of Foreign Relations Law § 402(3) comment d, at 99 (Tent. Draft No. 2 1981) (citing espionage as an example of an offense that a state can punish even if committed outside its territory by persons who are not its citizens).

The defendant, while agreeing that the Espionage Act has extraterritorial application to citizens and that Congress is empowered to assert extraterritorial jurisdiction over noncitizens as well as citizens, nonetheless contends that the Act was not meant to apply to noncitizens acting entirely outside of the United States.⁴ Zehe asserts that in order to apply a criminal statute to acts committed by noncitizens beyond this country's territorial boundaries, there must be a strong and clear showing of congressional intent. In the case of the Espionage Act, the defendant maintains that the legislative history behind the repeal of § 791's territorial language unmistakably supports the conclusion that Congress intended to reach only the extraterritorial actions of citizens. The Court believes, however, that the intent of the repeal was simply to remove the territorial

provided the conduct is generally recognized as a crime under the law of states that have reasonably developed legal systems." Restatement (Second) of Foreign Relations § 33 (1965).

4. Under the defendant's reading of the Act, courts could assert extraterritorial jurisdiction over noncitizens in just two situations: (1) in cases where a noncitizen while abroad had conspired with a citizen to collect or disseminate defense information of the United States, even if no act occurred within this country; and (2) in cases where a noncitizen while abroad had conspired with another noncitizen who committed overt acts in the United States.

restrictions on an Act that had always applied to both citizens and noncitizens.

The defendant relies on various references in the legislative record to argue that Congress did not intend to assert jurisdiction over actions of noncitizens while abroad. In particular, he points to three series of statements: first, to the language in the House Report accompanying the bill that repealed § 791 that refers to *United States v. Bowman*, 260 U.S. 94, 43 S.Ct. 39, 67 L.Ed. 149 (1922), as the authority for asserting extraterritorial jurisdiction over citizens, H.R.Rep. No. 452, 87th Cong., 1st Sess. 1-8 (1961); second, to the statement by Deputy Attorney General Lawrence Walsh that, in his opinion, the Act could not constitutionally be applied to noncitizens acting outside of the United States, Hearings, Senate Comm. on the Judiciary, 86th Cong., 1st Sess., Pt. 1 at 396-98 (1959); and third, to various testimony in the Senate hearings suggesting that it would be preferable to add language limiting the Act to "residents and citizens of the United States throughout the world," *id.* at 253.

The Court does not find the defendant's legislative evidence persuasive. References in the House Report to the rule of *Bowman*, a case that extended extraterritorial jurisdiction over citizens, do not mean that Congress intended to preclude the assertion of extraterritorial jurisdiction over noncitizens. The House committee cited *Bowman* to indicate that Congress had the power to give criminal laws extraterritorial effect, not to limit the repeal of the territorial limitation to only citizens. H.R.Rep. No. 452, *supra*, at 1. Furthermore, *Bowman* contains a general exposition of how congressional intent to apply a statute extraterritorially can be inferred and does not limit its reasoning to citizens. 260 U.S. at 98, 43 S.Ct. at 41. As for Mr. Walsh's opinion as to the constitutionality of Con-

5. Testimony of Professor Roger Fisher, Hearings, Senate Comm. on the Judiciary, 86th Cong., 1st Sess., Pt. 1, at 253 (1959).

6. Professor Fisher testified that "the statute [H.R. 1992 proposing the repeal of § 791] would

gress reaching out to acts of noncitizens outside the United States, he is simply incorrect and the defendant has not argued otherwise. See *Rocha v. United States*, 288 F.2d 545, 549 (9th Cir.1961).

Finally, the defendant's reliance on testimony suggesting that Congress should have limited the extraterritorial effect of the Act to "residents and citizens" undercuts the defendant's own conclusions. Although it was suggested that extraterritorial jurisdiction over noncitizens could easily be avoided by explicitly restricting the Act's application to "residents and citizens of the United States throughout the world,"⁵ no such language was adopted. Congress ignored an explicit warning that the Act would, after the repeal of § 791, apply to noncitizens committing espionage outside the United States.⁶

The failure of Congress to respond to this warning belies another principal argument advanced by defendant—that the legislative history's repeated references to citizens and its alleged silence as to noncitizens manifest an intention to address only acts of espionage committed by the former. To the contrary, direct testimony warning Congress that the repeal of § 791 would extend the scope of the Act to extraterritorial acts of noncitizens was explicitly proffered, thus indicating that Congress contemplated the effect of the repeal on noncitizens. Although Congress' primary objective in the repeal may have been to assert extraterritorial jurisdiction over citizens in the wake of a highly publicized case of a citizen who passed secret information to another country, this motivation does not preclude Congress from also intending to reach out to noncitizens. Congress' desire to extend jurisdiction of the Act to citizens abroad may have been just one aspect of a more general concern that limiting the scope of the espionage laws was

make it a crime for a local national, acting in the interest of his own government, within his own country, to take a picture of U.S. military equipment that was there, if the purpose were to aid his own government." *Id.*

hampering the effective prosecution of espionage crimes.

Indeed, the Act had never in the past distinguished between citizens and noncitizens. Before the repeal of § 791's territorial limitation on the Act's jurisdiction, the Act proscribed acts of espionage within United States territorial limits and the high seas without regard to the nationality of the offender. *See, e.g., Gorin v. United States*, 312 U.S. 19, 22, 61 S.Ct. 429, 431, 85 L.Ed. 488 (1941) (involving prosecution under §§ 1 and 2 of the Espionage Act of 1917, 50 U.S.C. §§ 31, 36, recodified without material change at 18 U.S.C. §§ 798, 794); *United States v. Abel*, 258 F.2d 485, 487-88 (2d Cir.1958), *aff'd on other grounds*, 362 U.S. 217, 80 S.Ct. 683, 4 L.Ed.2d 668 (1960). Given Congress' failure to distinguish between citizens and noncitizens when repealing the territorial restriction, the Court sees no reason to infer that the Act does not continue to apply to both citizens and noncitizens. Therefore, the Court finds that the legislative record, although sparse and at times ambiguous, does indicate that Congress meant the Act to apply extraterritorially to noncitizens as well as citizens.

[3] In any event, although the Court agrees that there must be strong and clear evidence of congressional intent to apply a criminal law beyond this country's territorial boundaries to noncitizens, legislative history is not the sole or primary means of determining congressional intent.⁷ Courts have often inferred congressional intent to apply penal statutes to offenses committed abroad from the nature of the proscribed act, with only marginal reliance on, or even no reference at all to, the legislative history. In particular, as discussed previously, in cases involving citizens, courts have

7. Even the defendant's assertions implicitly concede that legislative history does not give the definitive answer in statutory construction. Zehe concedes that the Act has at least limited extraterritorial applicability to foreign nationals. *See note 4 supra*. However, the defendant does not depend on support in the legislative history for such an interpretation, but must rely on a fair reading of the Act. It is true that there

found congressional intent to give a statute extraterritorial effect when the offense interferes with governmental operations and can be committed as easily outside as inside the United States. Although these cases may have depended in part on the fact that the defendants were citizens, courts in the case of noncitizens have similarly looked to the essence of the act Congress sought to punish in order to discern congressional intent to apply a criminal statute extraterritorially. In *United States v. Pizzaruso*, 388 F.2d at 9, the court reasoned that intent could be inferred from a logical reading of a statute punishing false statements on visa applications. The court concluded that, because such false statements would ordinarily occur outside of the United States, Congress intended to apply the statute extraterritorially to noncitizens. *See also United States v. Rodriguez*, 182 F.Supp. 479, 484-86 (S.D. Cal.1960), *aff'd in part and rev'd on other grounds sub nom. Rocha v. United States*, 288 F.2d 545, 549 (9th Cir.1961) (same). In neither case did the court even mention the legislative history of the statute at issue.

Following this analysis, the Court finds strong congressional intent to apply the Espionage Act to the extraterritorial acts of noncitizens both from the face of the statute and from the nature of the crime of espionage. First, as noted previously, the Act makes no distinction between citizens and noncitizens. Second, espionage is an offense that is as likely to occur within foreign countries as within this country because of the large number of United States defense installations and military personnel located abroad. Furthermore, the essence of an espionage crime is that it is directed against the national security of a country and so does not logically depend on locality. The Court hence finds it rea-

must be a strong showing of congressional intent to give a statute extraterritorial applicability, but it is rare that this burden can be met through a legislative record that is unequivocal. On the question of the Act's applicability to citizens who commit acts of espionage abroad, the record is unmistakable, but every reading of congressional intent need not be so strong.

sonable to infer that Congress intended to assert jurisdiction up to the limits of international law and prosecute noncitizens for espionage against the United States regardless of where the act of obtaining or disclosing defense information in fact occurred.

Finally, the defendant questions the policy implications of applying the Act to non-citizens who might merely have reviewed defense documents supplied to them by their respective governments. The Court does not find the defendant's scenario likely. Under the statutorily defined crimes of espionage in §§ 793 and 794, noncitizens would be subject to prosecution only if they actively sought out and obtained or delivered defense information to a foreign government or conspired to do so.

The defendant in his arguments has relied solely on legislative history to discern congressional intent, and in so doing has misapprehended the broad intent behind the repeal of the territorial limitation—to allow full enforcement of the espionage laws wherever the offense may be committed. The defendant has failed to give serious credence to expansive jurisdictional statements explaining that the purpose of the proposed repeal "is to extend the application of [the act] ... to acts committed anywhere in the world," H.R. Rep. No. 452, *supra*, at 1, because "it is imperative that the laws of this Nation protect it from acts of espionage committed abroad as well as at home." *Id.* The Court finds that the Act may be applied extraterritorially to both citizens and noncitizens because of the threat to national security that espionage poses. It is for the foregoing reasons that this Court denied the defendant's motion to dismiss for lack of subject matter jurisdiction.

Harvey PASTAN, as Trustee of Green-acre Trust, and Charter Development Corporation, Plaintiffs,

v.

CITY OF MELROSE, et al.,
Defendants.

Civ. A. No. 84-1147-T.
United States District Court,
D. Massachusetts.

Jan. 29, 1985.

Developers brought action challenging a taking of property by city which allegedly thwarted development of residential condominium project. The District Court, Tauri, J., held that: (1) allegations merely of bad faith and arbitrary and capricious action on the part of city officials in effecting the taking asserted no more than an abuse of discretion and did not rise to level of constitutional deprivation which could support section 1983 action; (2) even assuming that motive was relevant to the authorization of facially valid taking, alleged motives of city officials in effecting the taking of property for a public use, namely, a park, so as to stop development of exclusive residential condominiums, were valid, given concerns, albeit parochial, that the project would create additional traffic and harm aesthetic quality of life of nearby homeowners and diminish value of their property; and (3) taking did not become "private" simply because its immediate benefits will accrue only to a small number of persons.

Motion to dismiss allowed.

1. Civil Rights \leftrightarrow 13.3(1)

Allegation that governmental officials acted in bad faith and in arbitrary and capricious manner in effecting a taking of property for an ostensibly public use asserted no more than an abuse of discretion and did not rise to level of constitutional deprivation which could support section



ラストボロフ事件（昭和29年検挙）

（事件の概要）

外務省経済局第二課の外務事務官は、昭和27年10月頃及び11月頃の2回にわたり、ソ連人クリニッチンに対し、職務上保管していた秘密文書である「国際経済機関」上下各一冊を交付して秘密を漏らした。

外務事務官は、親ソ的感情から在日ソ連代表部員と親交を重ねるうち、退官後の便宜を得る目的から、対ソ協力者として諜報活動を行う旨の誓約をし、犯行を敢行した。報酬として、月額5,000円～2万5,000円、その他受信機等購入費など合計235万円を受領していた。

外務事務官は、昭和35年11月30日、最高裁判所において、国家公務員法、外国為替及び外国貿易管理法違反で、懲役8月、罰金100万円の判決を受けた。

（漏えいした文書の概要）

「国際経済機関」上巻には、我が国の「関税及び貿易に関する一般協定」への加盟を目的とする対外交渉に関して必要な情報源等の記載があり、また下巻には、我が国の国際小麦協定加入の経緯、協定加入交渉に関し必要な情報源等の記載があるほか、上・下巻共に、個々の外交問題についての我が国外交当局の基本方針、交渉方法等に関する具体的記述が記載されているため、「国際経済機関」は、外務省において秘に指定されていた。

- 参考
- ・ 書上由紀夫（名古屋地検検事）「国家機密と犯罪」石原一彦他編『現代刑罰法体系第4巻社会生活と刑罰』（日本評論社）
 - ・ 最高裁決定昭和35年11月30日

外務省スパイ事件（昭和42年検挙）

（事件の概要）

外務省欧亜局東欧課の外務事務官は、昭和41年9月頃から42年10月頃までの間、数十回にわたり、職務上保管していた外務省資料等多数を朝鮮商工新聞記者の李載元に交付して横領したほか、昭和42年10月31日、秘密文書11通を交付して秘密を漏らした。

外務事務官は、昭和43年8月6日、東京地裁において、国家公務員法違反、横領、業務上横領で懲役1年6月、執行猶予5年の判決を受けた。李は、昭和44年3月18日、東京高裁において、国家公務員法違反、横領教唆、業務上横領教唆、ぞう物收受で、懲役1年の判決を受けた。

（事件の要因）

在日韓国人である李は、昭和38年3月、在日朝鮮人商工団体連合会に勤務することとなり、昭和41年頃からは、表面上は同連合会に籍を置きながら、朝鮮商工新聞社を拠点に対韓国工作に従事するようになった。

李は、昭和41年9月頃、大学在学中に朝鮮文化研究会の活動を通じて知り合った外務事務官が外務省国際資料調査課に勤務していることを知り、同人から外務省保管の秘密資料を入手することを企て、旧交をあたためるという口実で酒食を接待して外務事務官に接近し、以後接触を重ねた。外務事務官は、当初、秘密に当たらない資料を交付して、李の便宜を図っていたが、そのうち酒食の饗應を受け、断り切れなくなり、外務省保管の秘密資料を提供するようになった。その後、外務事務官は、欧亜局東欧課に配置換えとなつたが、李は、毎月1～2回酒食の饗應をしたほか、月額2万円平均の現金を謝礼として渡し、多数の極秘・秘密資料を入手していた。

（漏えいした文書の概要）

北朝鮮帰還協定交渉についての秘密の電信文で、当該協定の交渉の経緯、内容、情勢判断、交渉の技術的方法や具体的態度決定のための請訓などを内容とするもの。

- 参照
- ・ 書上由紀夫（名古屋地検検事）「国家機密と犯罪」石原一彦他編『現代刑罰法体系第4巻社会生活と刑罰』（日本評論社）
 - ・ 外事事件研究会編著『戦後の外事事件－スパイ・拉致・不正輸出－』（東京法令出版）
 - ・ 東京地裁判決昭和43年10月18日

コズロフ事件（昭和55年検挙）

（事件の概要）

陸上自衛隊の陸将補であったAは、ソ連のための情報収集活動の一環として、昭和54年8月30日及び同年11月26日、単独又は陸上自衛隊中央資料隊員Bと共に謀のうえ、陸上幕僚監部調査部第二課員Cに対し、秘密文書の提供方をしょうようし、同人にその決意をさせて教唆した。同年9月26日及び12月4日、Cは、A及びBの教唆に基づき、秘密文書である軍事情報月報、公電、公信をAらに交付してその内容を知らせ、秘密を漏らした。

警視庁は、昭和55年1月18日にA、B、Cを逮捕し、翌19日、在日ソ連大使館駐在武官コズロフに対して外務省を通じて任意出頭を要請したが、同人はこれに応じることなく急きよ帰国した。

同年4月14日、東京地裁において、Aは懲役1年、B及びCは懲役8月の判決を受けた。

（事件の要因）

Aは、自衛隊を退職したのちは、ロシア語等の知識を活かして、ソ連との貿易を営む商社に就職したいと考えていたが、ソ連関係の情報収集の職務に長期間従事した経験から、ソ連側に就職を妨害されることを危惧し、ソ連側の反応を確かめるために、定年退官を間近に控えた昭和48年12月、在日ソ連大使館付武官を訪問した。それを契機として、同武官と親しくなり、自衛隊を退職したのちも同武官との接触を続けるうち、同武官から中国に関する軍事情報の提供を求められるようになった。

Aは、退職後も情報収集活動を行いたいと考えていたうえ、中国に関する軍事情報をソ連に正しく伝えることが両国の軍事衝突を未然に防止することに役立ち、ひいては我が国の安全に寄与するとの独自の国防観を抱いていたこともあるって、同武官の要求に応じ、昭和50年末頃から新聞や中国関係の公刊資料にコメントを付するなどして渡していた。Aは、間もなく同武官から報酬として現金の供与を受けるようになり、さらに同武官から公刊資料でない価値の高い資料を要求されたことから、かつての部下であるB及びCに働き掛け、自衛隊の秘密文書入手し、同武官に提供するようになった。Aは、報酬として合計約310万円の供与を受け、そのうち、Bに約85万円、Cに約50万円を供与した。

Cは、秘密文書等を直接取り扱う職務に従事し、秘密保全責任者補助者として秘密の保全に努めるべき地位にありながら、秘密文書又はその写しを持ち出してA及びBに交付していた。

（漏えいした文書の概要）

- ・ 中国地上軍の兵力配置に関する一覧表又は兵力配置を図示した地図
- ・ ソ連地上軍の兵力配置、装備等に関する情報
- ・ 我が国の中華人民共和国が中国の国内政策、国外政策の動向等について説明を加えて外

務大臣宛てに報告した、公電及び公信

- 参照
- ・ 書上由紀夫（名古屋地検検事）「国家機密と犯罪」石原一彦他編『現代刑罰法体系第4巻社会生活と刑罰』（日本評論社）
 - ・ 外事事件研究会編著『戦後の外事事件ースパイ・拉致・不正輸出ー』（東京法令出版）
 - ・ 東京地裁判決昭和55年4月14日

ボガチョンコフ事件（平成12年検挙）

（事件の概要）

防衛研究所に勤務していた3等海佐は、平成11年1月、防衛研究所主催の安全保障シンポジウムで在日ロシア大使館駐在武官のボガチョンコフ大佐と知り合い、その後、過去に不正に複写し保有していた秘密文書の写しを含む文書を渡し、同大佐から、子供の見舞金等の名目で、現金計58万円を受け取った。

3等海佐は、平成12年9月8日に自衛隊法第59条第1項（秘密を守る義務）違反の容疑で逮捕、同月29日に起訴され、平成13年3月7日に懲役10ヶ月の実刑判決が下されている。なお、防衛庁は、平成12年10月27日に3等海佐を懲戒免職処分としている。

（事件の要因）

3等海佐は、防衛大学校学生当時にソ連に強い関心を持つようになった。ロシア海軍の同大佐と出会ったことは生のロシア語を学び、短期間でロシアに精通できる絶好の機会と考えたほか、特に、当時取り組んでいた修士論文の作成に有用な資料を同大佐から入手できると期待したとみられる。

また、3等海佐は、同大佐と出会ったころ、長男の闘病生活が長期化しており、しかも、日増しに悪化する容態への不安を抱え、宗教に傾倒するようになっていった。同大佐が、そのような不安定な精神状態に徐々に、かつ、巧みにつけ込み、3等海佐の信仰していた宗教に関する話に熱心に耳を傾け、理解を示すような素振りを見せるなどしたことから、同大佐に対する警戒心を解くことになったとみられる。

さらに、3等海佐は、同大佐から貰う現金を、自由に使えるお金がなかったこともあってありがたいと感じていた。子供の見舞いや香典名目での現金の授受が重なり、同大佐に対する金銭面の負い目が生じていたとみられる。

（漏えいした文書の概要）

3等海佐は、同大佐から戦術や将来の海上自衛隊のあり方に関する資料を執拗に要求され、平成12年6月30日、同大佐の要求に沿う資料として、「戦術概説（改訂第3版）」及び「将来の海上自衛隊通信のあり方（中間成果）」を、秘密文書であることを認識しながら渡した。

※ 「戦術概説（改訂第3版）」は、海上自衛隊第1術科学校の学生教育用資料。護衛艦の各部門（射撃、水雷、船務等）をそれぞれ統括する中級の幹部自衛官が修得すべき戦術や護衛艦の装備機器の性能等について、秘密を含む資料を集めて編纂したもの。

「将来の海上自衛隊通信のあり方（中間成果）」は、海上自衛隊の任務の多様化及び通信関連技術の進展等を見据え、将来の海上自衛隊通信の理想像とそれを実現するための計画についての検討内容を中間的にとりまとめたもの。

出典：防衛庁特別調査チーム「秘密漏えい事件調査報告書」（平成12年10月27日）

東京地裁判決平成13年3月7日
外事事件研究会編著「戦後の外事事件ースパイ・拉致・不正輸出一」
(東京法令出版)

シェルコノゴフ事件（平成14年検挙）

（事件の概要）

平成9年、元自衛官である防衛調達関連会社社長は、ロシア情報機関員とみられる在日ロシア通商代表部員シェルコノゴフから「計測器について知りたい」との電話があつたことをきっかけに接触をもつようになつた。シェルコノゴフは、その後十数回にわたり同社長との接触を重ね、航空自衛隊の各種航空機搭載の通信電子機器に関する計測器のマニュアル等の提供に対する謝礼として、現金等を同社長に渡した。

さらに、シェルコノゴフは、米国から供与された特別防衛秘密の情報に対する関心を強め、平成11年10月、米国政府から供与され、我が国の特別防衛秘密となっていた

- ・ 「スパローミサイル本体及び主要構成部分のマニュアル」
- ・ 「サイドワインダーミサイルの『シーカー部』のマニュアル」

を収集するよう同社長に教唆した。

警視庁は、本件について、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第5条第3項（特別防衛秘密の探知収集の教唆）を適用することとし、平成14年3月4日、外務省を通じて在京ロシア大使館に対し、シェルコノゴフを出頭させるよう要請したが、ロシア側はこれに応じなかつた。

シェルコノゴフは、同年3月22日に東京地検に書類送致され、同年11月9日、起訴猶予処分となつた。

出典：外事事件研究会編著「戦後の外事事件－スパイ・拉致・不正輸出－」
(東京法令出版)

国防協会事件（平成15年検挙）

（事件の概要）

防衛庁内に売店を出店する会社の代表取締役や防衛庁所管の「(財)日本国防協会」の役員を務める元自衛官は、その立場を利用して同庁から入手した防衛関連資料を会社事務所に保管し、求めに応じて在日中国大使館の駐在武官に閲覧させたほか、コピーを交付した。

大使館行事への招待、同武官への自由な面会等の便宜供与により、同武官は元自衛官が情報提供の協力者となるよう工作していた。

警視庁は、平成15年7月、関係箇所を捜索し、防衛関連資料を押収した。同年9月、元自衛官を電磁的公正証書原本不実記録及び不実記録電磁的公正証書原本供用罪で書類送致した。東京地検は、同年11月、起訴猶予処分とした。

その後、平成16年2月、防衛庁警務隊は、偽造入庁証で防衛庁に立ち入った元自衛官を建造物侵入の現行犯で逮捕した。元自衛官は、東京地裁において罰金10万円の判決を受けた。

出典：外事事件研究会編著「戦後の外事事件ースパイ・拉致・不正輸出一」
(東京法令出版)

イージスシステムに係る情報漏えい事件（平成19年検挙）

（事件の概要）

平成19年1月、神奈川県警が、護衛艦「しらね」の乗組員である2等海曹Aの自宅を妻の出入国管理及び難民認定法違反の容疑で捜索したところ、秘密の疑いのある情報を記録した外付HDが発見された。

その後の捜査の結果、同年12月、平成14年当時海上自衛隊艦艇開発隊に所属していた3等海佐Bがイージスシステムに係る特別防衛秘密を漏えいした容疑で逮捕されるとともに、同月25日までに、自衛官4名（3等海佐C、1等海尉D、2等海曹E及び海士長F）が書類送致（平成20年1月、起訴猶予）された。

海上自衛官Bは、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法違反で懲役2年6ヶ月、執行猶予4年の有罪判決（横浜地裁）を受け、その後の控訴審及び上告審も1審判決を支持したことから、平成23年3月1日付で判決が確定した。

（情報漏えいの経緯）

流出した特別防衛秘密に該当する資料（イージス資料）は、平成9年頃から12年頃にかけて、イージスシステム等のプログラムの作成、維持管理等を担当するプログラム業務隊（現在の艦艇開発隊）に勤務する3等海佐3名が、新着任者の教育用資料として作成したものであったが、特別防衛秘密としての登録は行われていなかった。

3等海佐Bは、平成14年5月から7月までの間、イージスシステムに係る課程を履修するため、米国に留学することになり、留学中の参考とするため事前教育用資料であるイージス資料をSDカードにコピーした。

3等海佐Cは、平成14年8月頃、第1術科学校における教育用資料を作成するため、3等海佐Bに資料送付を依頼したところ、3等海佐Bは、特別防衛秘密を送付するため必要な手続を行うことなく、イージス資料を含む教育用資料をCDにコピーし、3等海佐Cに送付した。

1等海尉Dは、平成14年10月、勉強のため、3等海佐Cが一時的に不在にした間に、イージス資料を私有PCにコピーし、後日、当該資料をCDにコピーした。

1等海尉Dは、平成16年2月末頃、近く入校予定の2等海曹Eに対し、今後の勤務の参考に、イージス資料をコピーしたCDを手渡した。

2等海曹Eは、平成16年6月頃、今後の勤務の参考となる資料を求めた海士長Fに対し、イージス資料をコピーしたCDを貸し出した。

2等海曹Aは、平成17年2月頃、動画や画像のデータをコピーするため、同部屋の海士長Fから外付HDを借り、私有PC及び外付HDにコピーした。

出典：防衛省「イージスシステムに係る特別防衛秘密流出事案について」
(平成20年3月21日)

内閣情報調査室職員による情報漏えい事件（平成20年検挙）

（事件の概要）

内閣情報調査室職員は、平成10年頃、業務により参加した部外の研究会で在日ロシア大使館員と知り合いとなり、その後、歴代大使館員と接触を重ねる中で、飲食の提供、更には金品の提供を受けるようになった。

やがて、同職員は、金品に対する対価として、海外の新聞、雑誌等の翻訳資料を提供するようになり、平成19年には、部内情報（秘密指定された文書ではないが、公開を前提としているもの）を自らとりまとめて提供するに至った。

平成20年1月、同職員は、収賄と国家公務員法（守秘義務）違反の疑いで書類送致され、起訴猶予となつた。また、同職員は、情報漏えい発覚直後に懲戒免職処分とされている。

他方、在日ロシア大使館員は、贈賄と国家公務員法違反の疑いで書類送致されたものの、警察の事情聴取の要請に応じることなく、平成19年12月、ロシアに帰国している。

尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案（平成22年検挙）

（事件の概要）

海上保安庁は、尖閣沖漁船衝突事件発生の前後をビデオ撮影した映像を当初より公開しない方針であったが、神戸海上保安部巡視艇乗組員は、当該映像資料を私有USBメモリに保存して部外に持ち出し、故意にインターネット上に流出させた。

乗組員は、国家公務員法の守秘義務違反の疑いで書類送致され、平成23年1月21日、起訴猶予処分となった。また、同乗組員は、平成22年12月22日、停職12月の懲戒処分とされた後、辞職した。

（事件の要因）

海上保安庁において、事件発生の前後をビデオ撮影した映像は、刑事事件の証拠となり得るものであることや海上警備、取締活動の秘匿性等を考慮し、当初より公開しないことが組織としての方針であった。このため、流出させた乗組員は、海上保安庁という組織の一員である以上、組織としての方針に従うことが公務員としての当然の責務であった。しかし、乗組員は公開しないという組織としての方針を知りつつ、組織としての方針よりも個人の思いを優先して、本件映像を流出させた。

また、本件映像は慎重な取扱いが必要であったにもかかわらず、情報の内容に応じた格付けがなされず、アクセス制限も行われていなかったため、流出させた乗組員のみならず、本件を担当する部署以外の不特定多数の海上保安官が視聴できる状態になっていた。

（参考） 情報漏えいの経緯

- 平成22年9月7日、尖閣諸島の領海内において、違法操業を行っていた中国漁船が巡視船に船体を衝突させるという公務執行妨害事件が発生し、石垣海上保安部所属の巡視艇乗組員が事件発生の前後をビデオ撮影した。
- 石垣海上保安部は、捜査の過程で、事件発生の前後を撮影したビデオ映像を編集し、事件の説明資料として第十一管区海上保安本部等に手交した。
- 9月17日、事件捜査のため、第十一管区海上保安本部職員は、海上保安大学校のパブリックフォルダを用いて、本件映像を同大学校に伝送しようとしたが、この際、本件映像の削除について確認しなかったため、9月17日から同22日までの間、不特定多数の海上保安庁職員が入手可能な状態となっていた。
- 10月31日、乗組員は巡視艇内の端末機から本件映像を私有USBメモリに保存して部外に持ち出した。
- 11月4日、乗組員は、本件映像を公開しないという組織としての方針を知りつつ、個人の思いから故意に本件映像をインターネット上に流出させた。

出典：国土交通省情報流出再発防止対策検討委員会「情報流出再発防止対策検討委員会 中間報告書」（平成23年5月24日）

国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案

(事案の概要)

平成22年10月29日、国際テロ対策に係る114点のデータがファイル共有ソフト「ウィニー」のネットワーク上に掲出されている旨の通報が、神奈川県警察本部に対してなされた。

本件データについては、情報の内容等の分析等から、警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれていることが認められているが、これまでの捜査においてその掲出経緯等をいまだ明らかにするに至っておらず、また、被疑者の検挙にも至っていない。

平成22年12月10日には、東京地方検察庁が、本事案につき地方公務員法違反（守秘義務違反）で告訴を受理しており、警視庁は、検察当局と連携して捜査を行っている。

(データの掲出状況)

本件データは、「z i p」と呼ばれるファイル形式で一つにまとめられ、「ウィニー」ネットワーク上で受信・閲覧可能な状態に置かれていたほか、「Wikileaks J a p a n」と名付けられたウェブサイトに本件データに含まれる情報の一部が掲出された上、いわゆる簡易投稿サイトに同ウェブサイトを周知するための投稿が行われた。また、大手プロバイダが提供するオンラインストレージサービスによって、本件データがインターネット上に掲出された。

(掲出されたデータの内容)

本件データには、警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれていることが認められており、具体的には

- ・ 個人又は団体に関する情報とみられるもの
 - ・ 関係国との個別のテロ対策に係る協力関係に関する情報とみられるもの
 - ・ 警察による情報収集活動等に関する情報とみられるもの
- が含まれている。

出典：警察庁「国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案に関する中間的見解等について」（平成22年12月）

FW:【防衛省】法案に係る意見等提出について【差し替えのお願い】

送信日時: 2011年12月20日 16:49

宛先： 内調職員107（内閣情報調査室）

添付ファイル:【防衛省】法制に係る質問等(適性評価部分)23122~1.doc (38 KB); 【防衛省】取扱いの業務を行わせる件に係る意見 (23121~1.doc (30 KB))

內調藥 樣

お世話になっております。

さて、大変申し訳ございませんでした。昨日提出させていただいたおりました法案に係る意見・質問等につきまして、今朝ほど御調整させていただきましたとおり、差し替えをお願いいたいと考えております。

つきましては、添付のとおり送付させていただきますので、御検討の程よろしくお願い申し上げます。

差し替ラペーパー

※ 適性評価関連→1 間追加（最後の2の戸部分を末）

※ 取扱い関連 → 「案」奏上旨を

防衛省防衛政策局 調査課 情報保全企画室

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

TEL: 03-3268-3111 (内線)

E-mail

From:

Sent: Monday, December 19, 2011 6:45 PM

Top

Cc: [REDACTED] : [REDACTED]

Subject: 【防衛省】法案に係る意見等提出について

內調
卷之三

お世話になっております。

さて、特別秘密法案につきまして、添付のとおり、章題・質問等を提出させていただきます。

御検討の程 よろしくお願ひ申上げます

なお、添付の意見等のほか、現在、「指定権の調整」部分について、質問等を検討しておりますので、整い次第早々に送付させていただきます。

三

防衛省 防衛政策局 調査課 情報保全企画室

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

TEL 03-3268-3111 (内線 111)

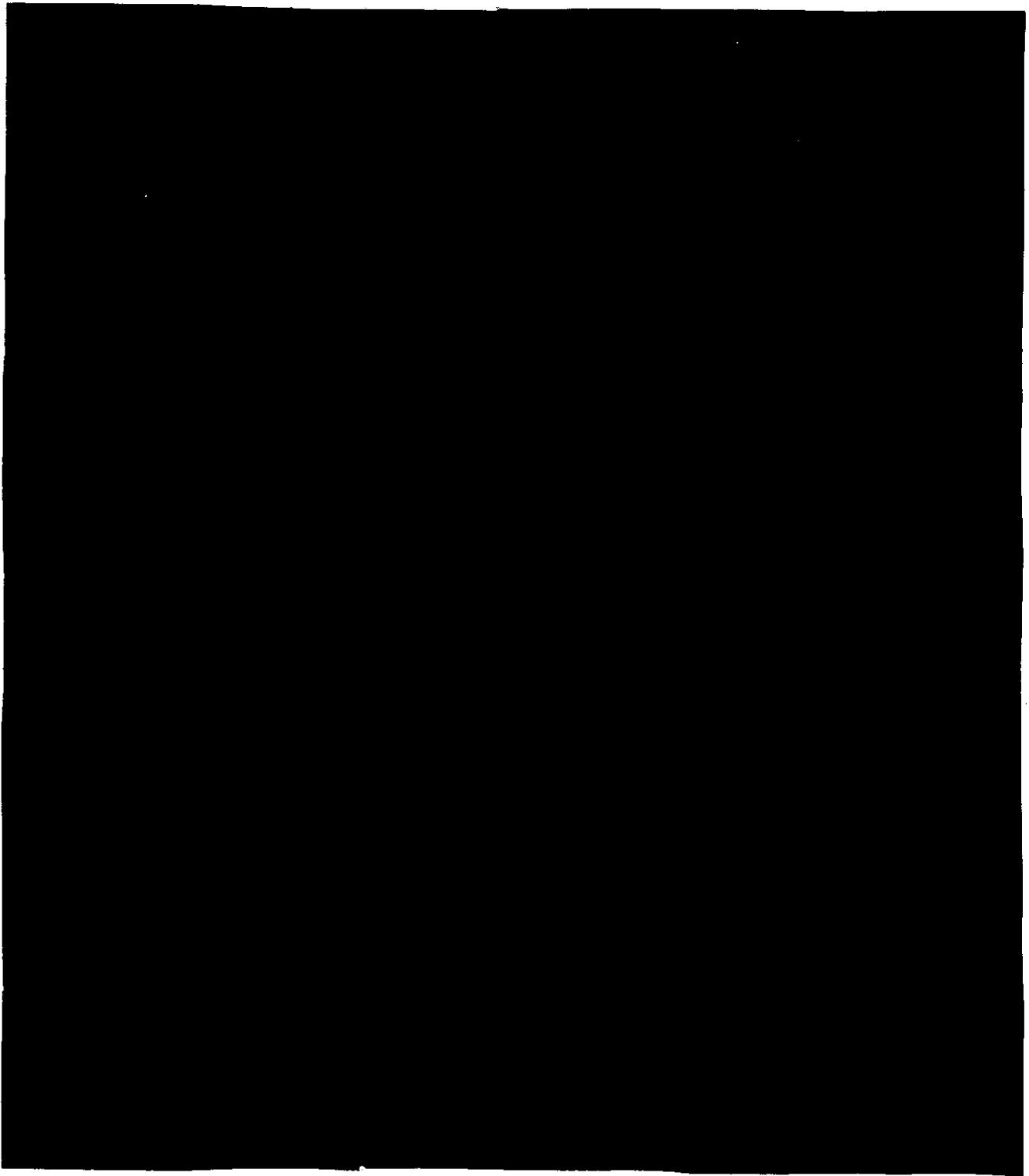
E-mail

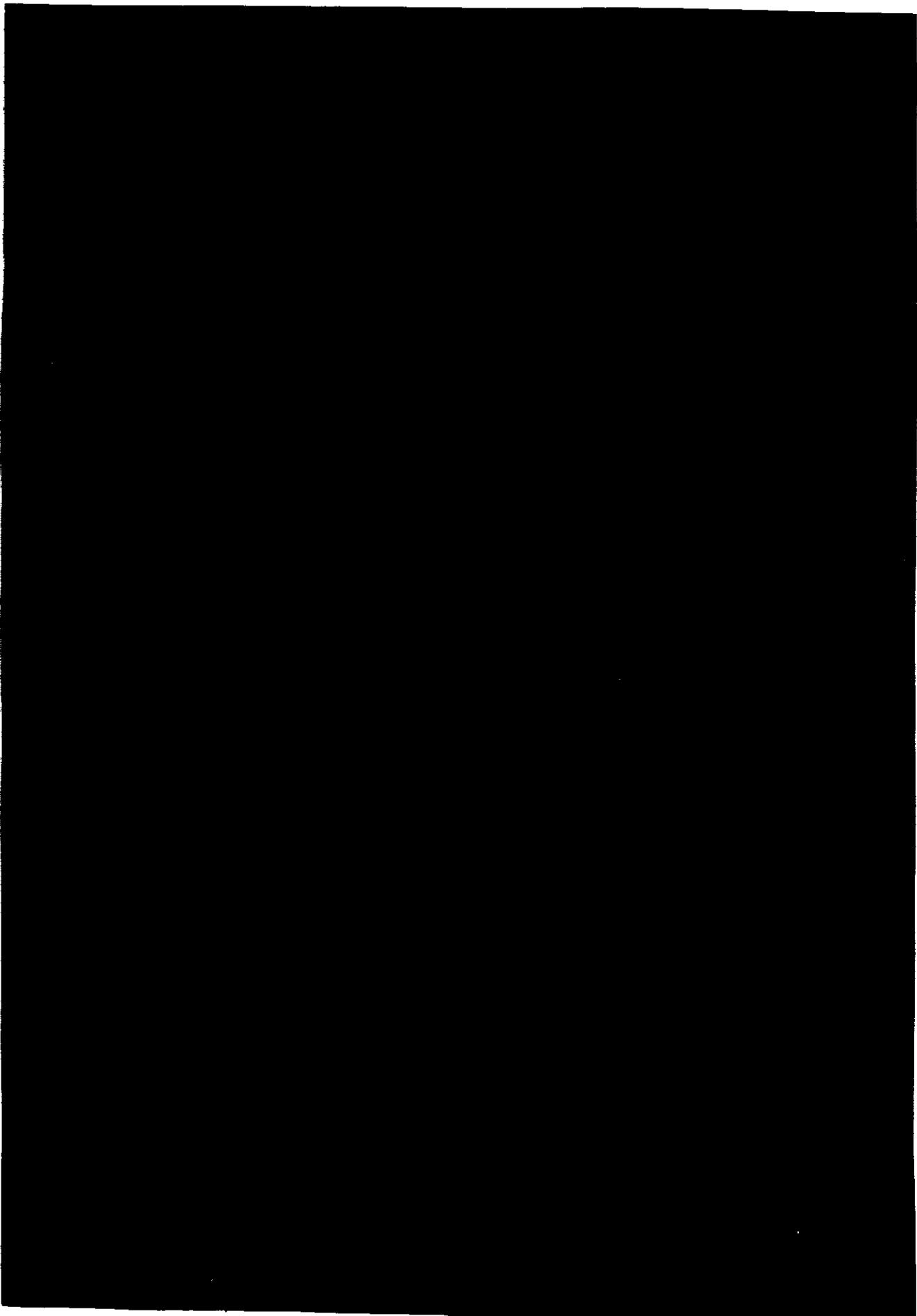
平成 23 年 12 月 20 日
防衛省調査課情報保全企画室

内閣官房内閣情報調査室 御中

「特別秘密の保護に関する法律案（仮称）」（適性評価関連）について

標記について、以下のとおり、再質問等を提出します。





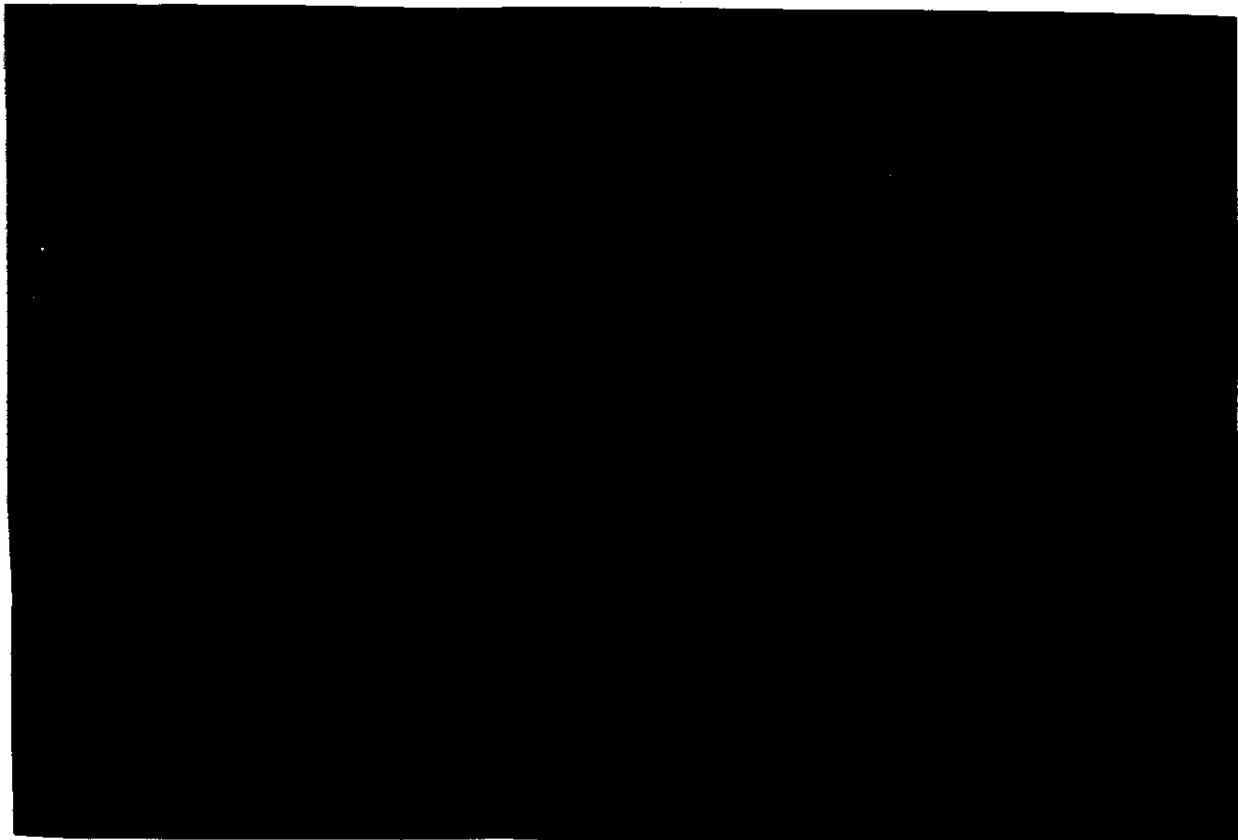


平成23年12月20日
防衛省調査課情報保全企画室

内閣官房内閣情報調査室 御中

「他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について（案）」について

平成23年11月30日に法制局に持ち込まれた標記の資料について、以下のとおり、意見を提出します。



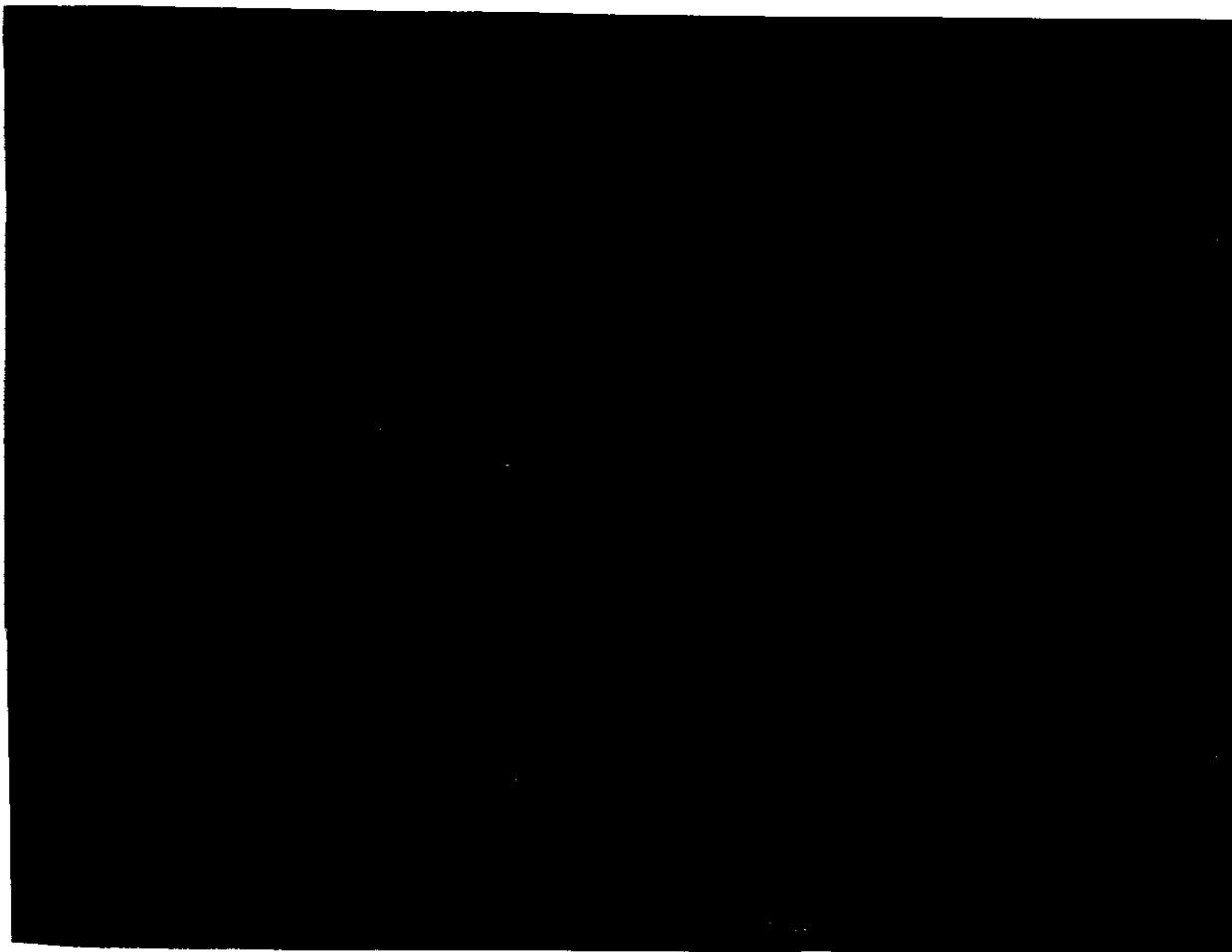
平成23年12月19日
防衛省調査課情報保全企画室

内閣官房内閣情報調査室 御中

「特別秘密の保護に関する法律案（仮称）」（指定権・適性評価以外）について

標記について、以下のとおり、質問を提出します。

なお、以下の意見等に対する回答の内容によっては、再意見等を提出させていただく場合があることを申し添えさせていただきます。



法務省との協議結果メモ

1 日時・場所

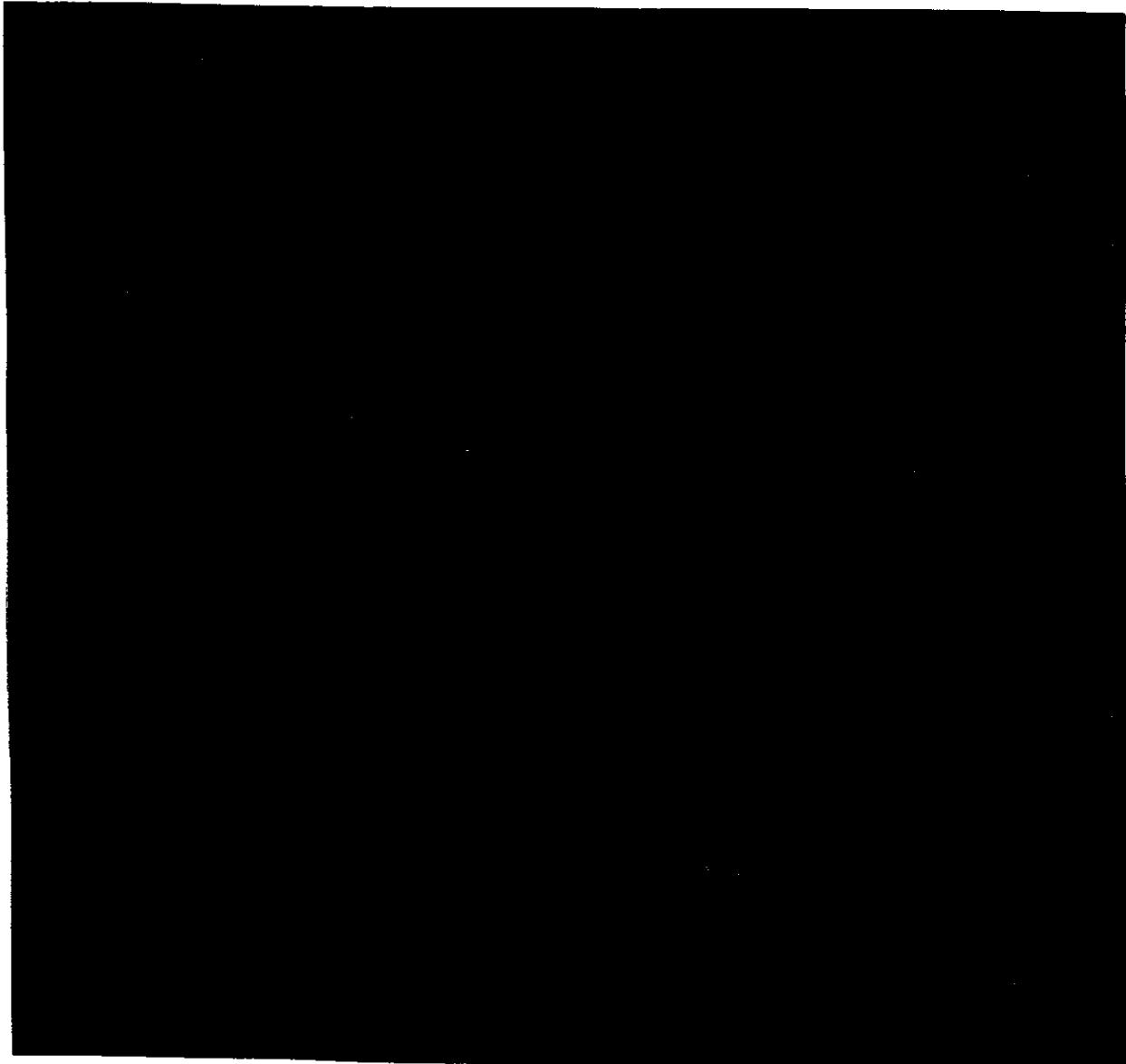
平成23年12月20日午後1時30分から午後4時40分頃まで
法務省地下1階刑事局会議室

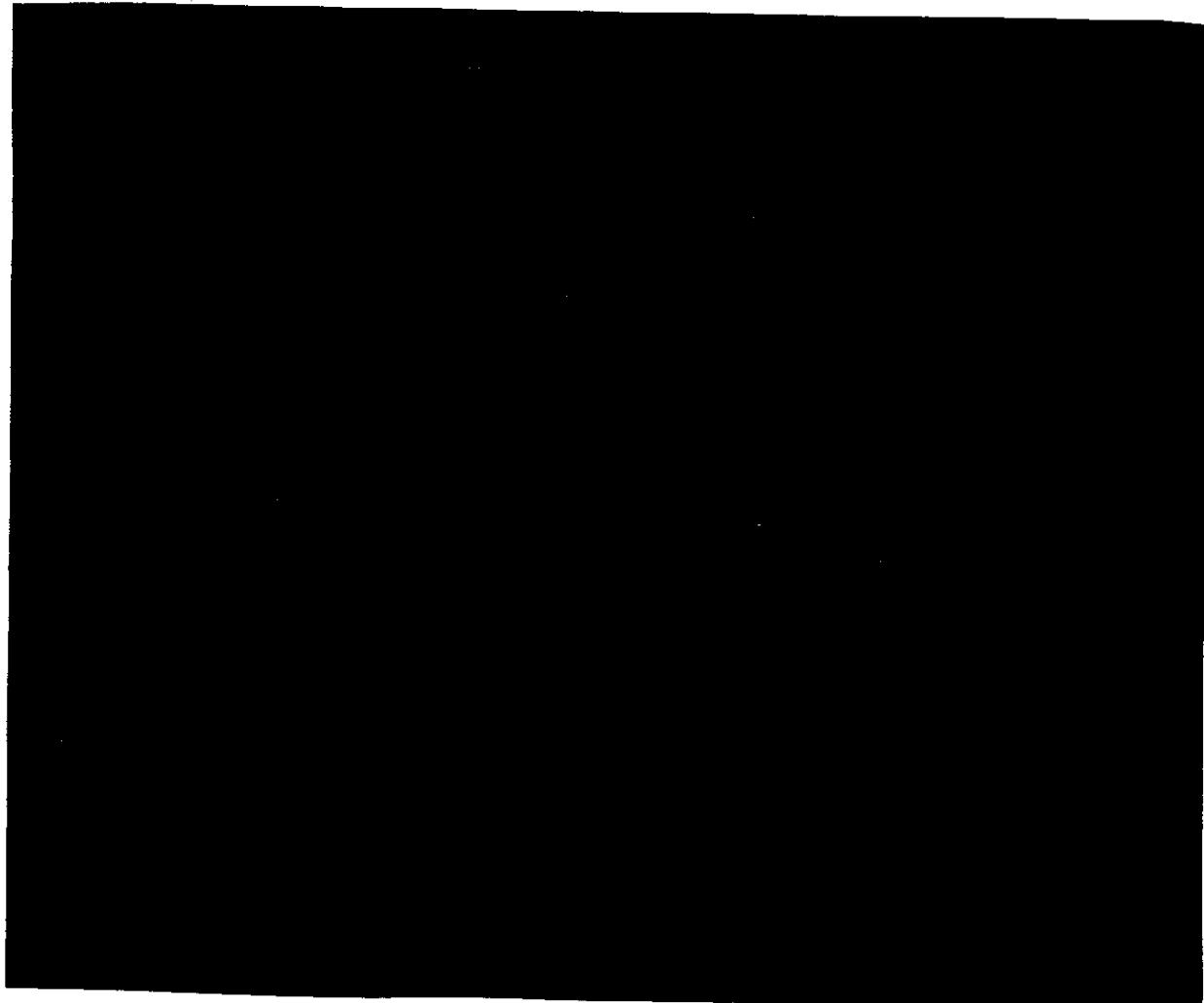
2 出席者

(法務省) 千葉局付、日比局付、白鳥局付
(内 調) ■補佐、■

3 結果要旨

■補佐より、事前に先方に送付していた参考資料を基に、業務知得者による過失漏えい罪の構成要件、国外犯処罰規定、各構成要件に係る自由刑の上限、罰金刑の上限について説明。それに対する法務省側のコメントの概要は以下のとおり。





以上

【防衛省】法制に係る質問等について

送信日時: 2011年12月21日 20:15
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
添付ファイル: 【防衛省】法制に係る質問等(指定権関連)231221.doc (38 KB)

内調様
お世話になっております。
ばらばらとすみません。
今度は、指定権の調整の部分につきまして、添付のとおり、質問等を提出させていただきます。
時間外に申し訳ございません。
よろしくお願ひ申し上げます。

样

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆
防衛省 防衛政策局 調査課 情報保全企画室
[REDACTED]
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1
TEL 03-3268-3111 (内線 [REDACTED])
E-mail [REDACTED]
◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

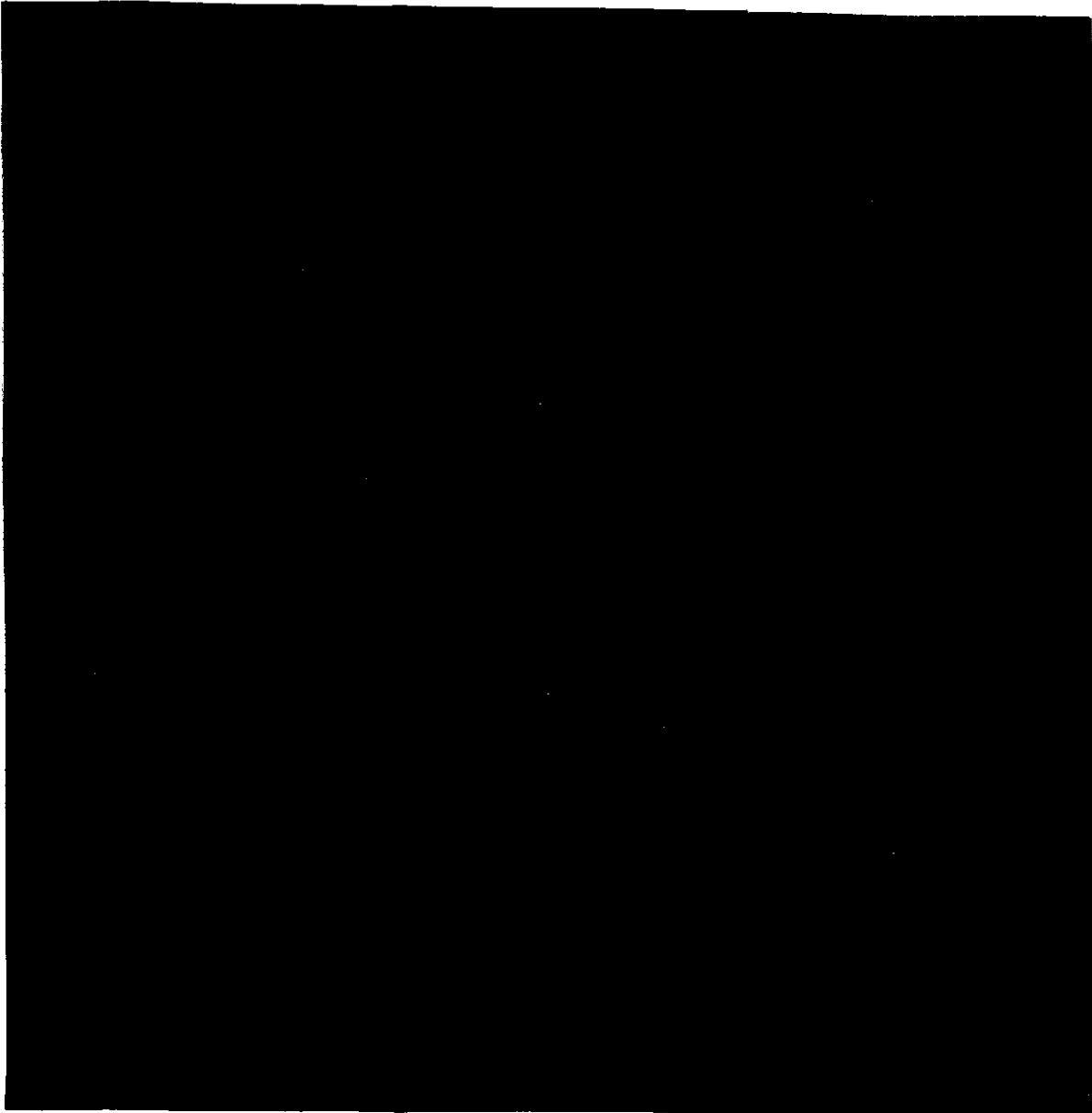
平成23年12月21日
防衛省調査課情報保全企画室

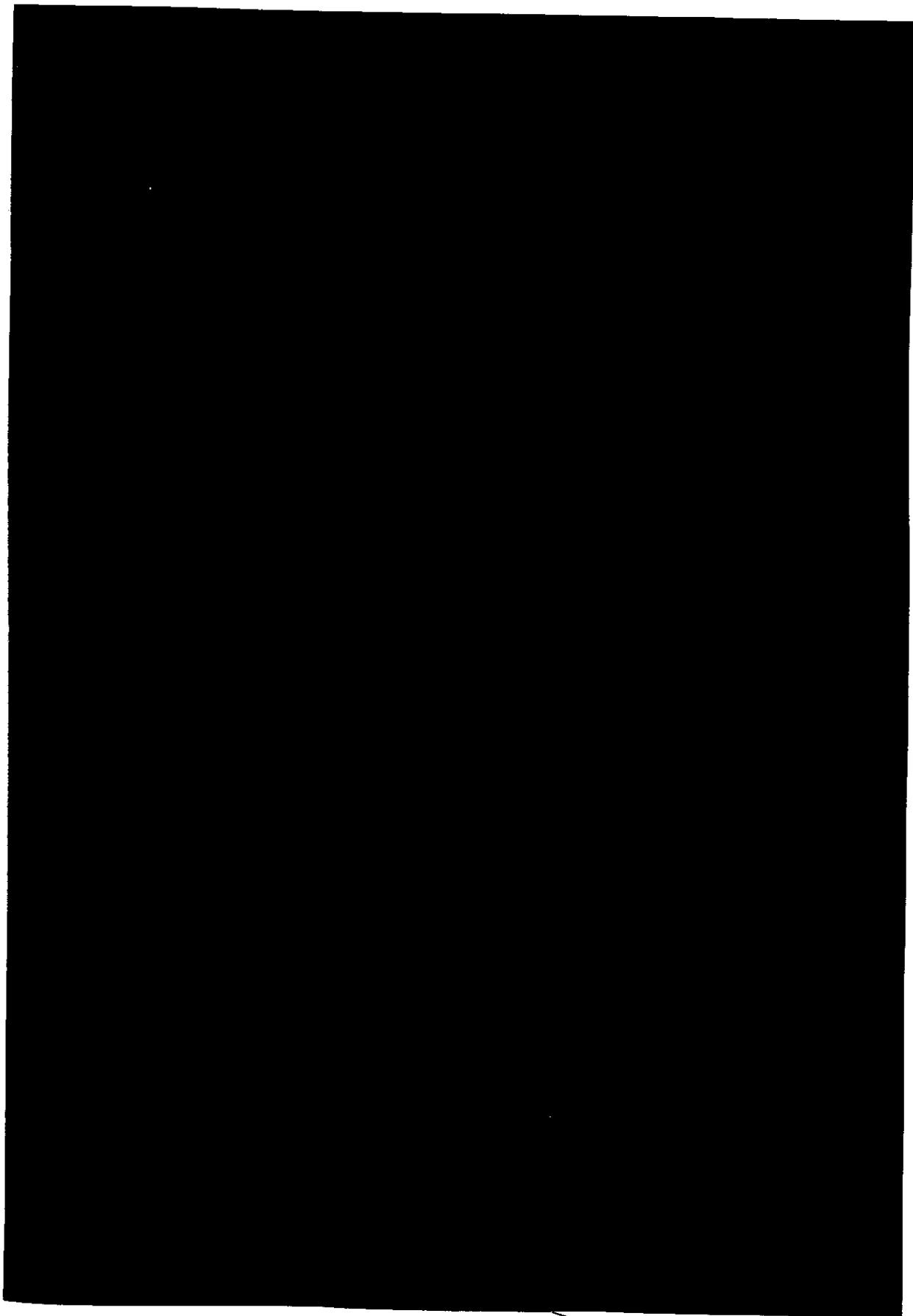
内閣官房内閣情報調査室 御中

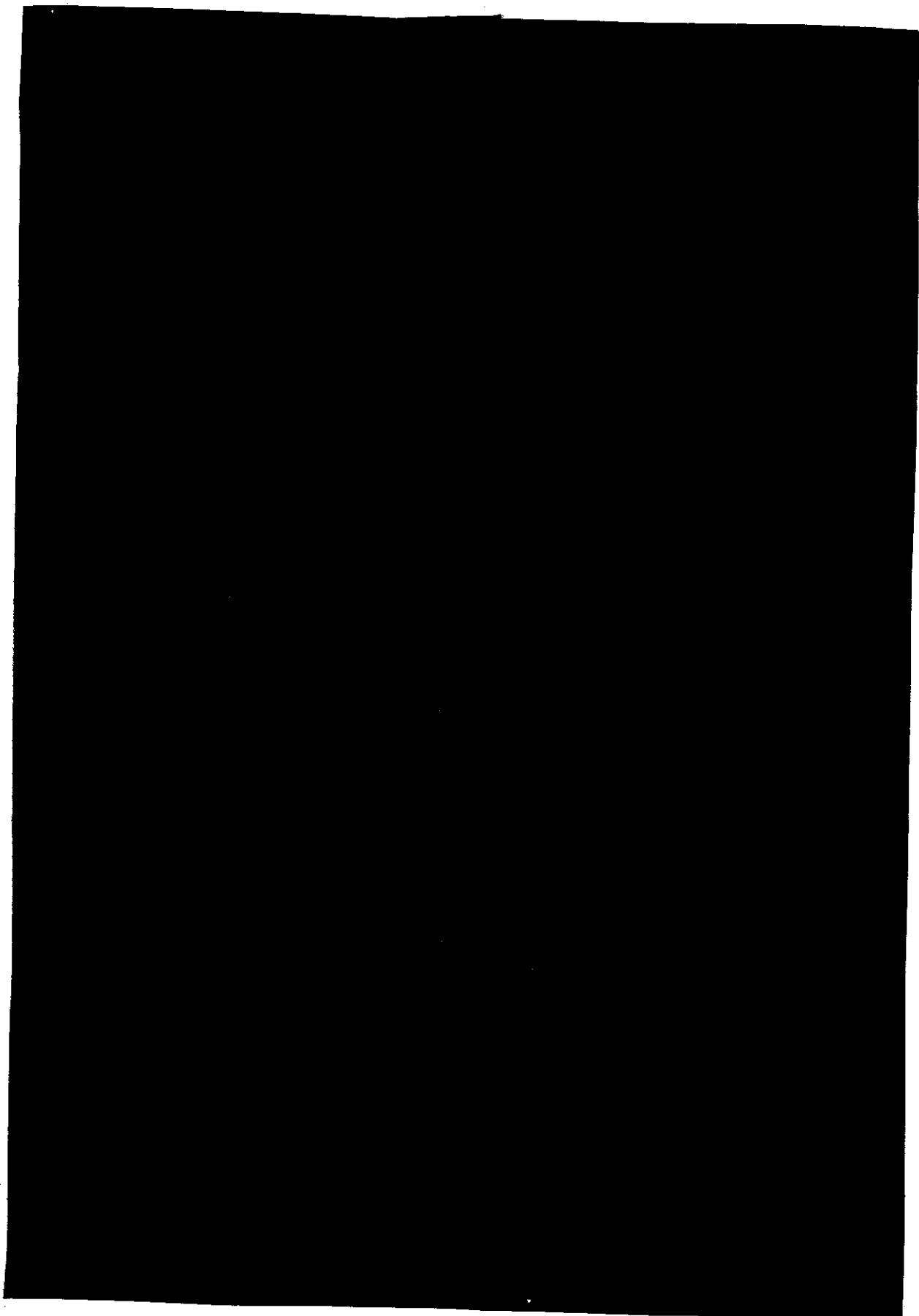
「特別秘密の保護に関する法律案（仮称）」（指定権関連）について

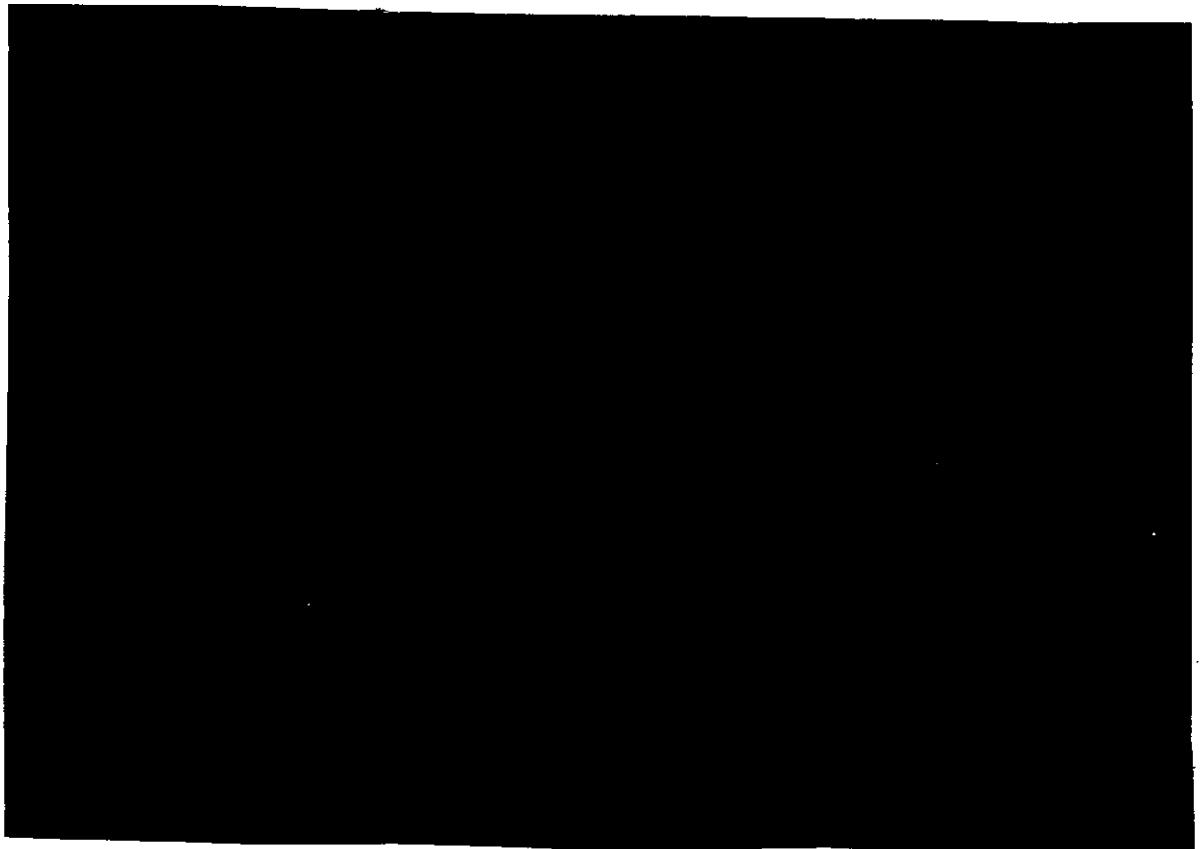
標記について、以下のとおり、質問等を提出します。

なお、以下の質問等に対する回答の内容によっては、再質問等を提出させていただく場合があることを申し添えさせていただきます。





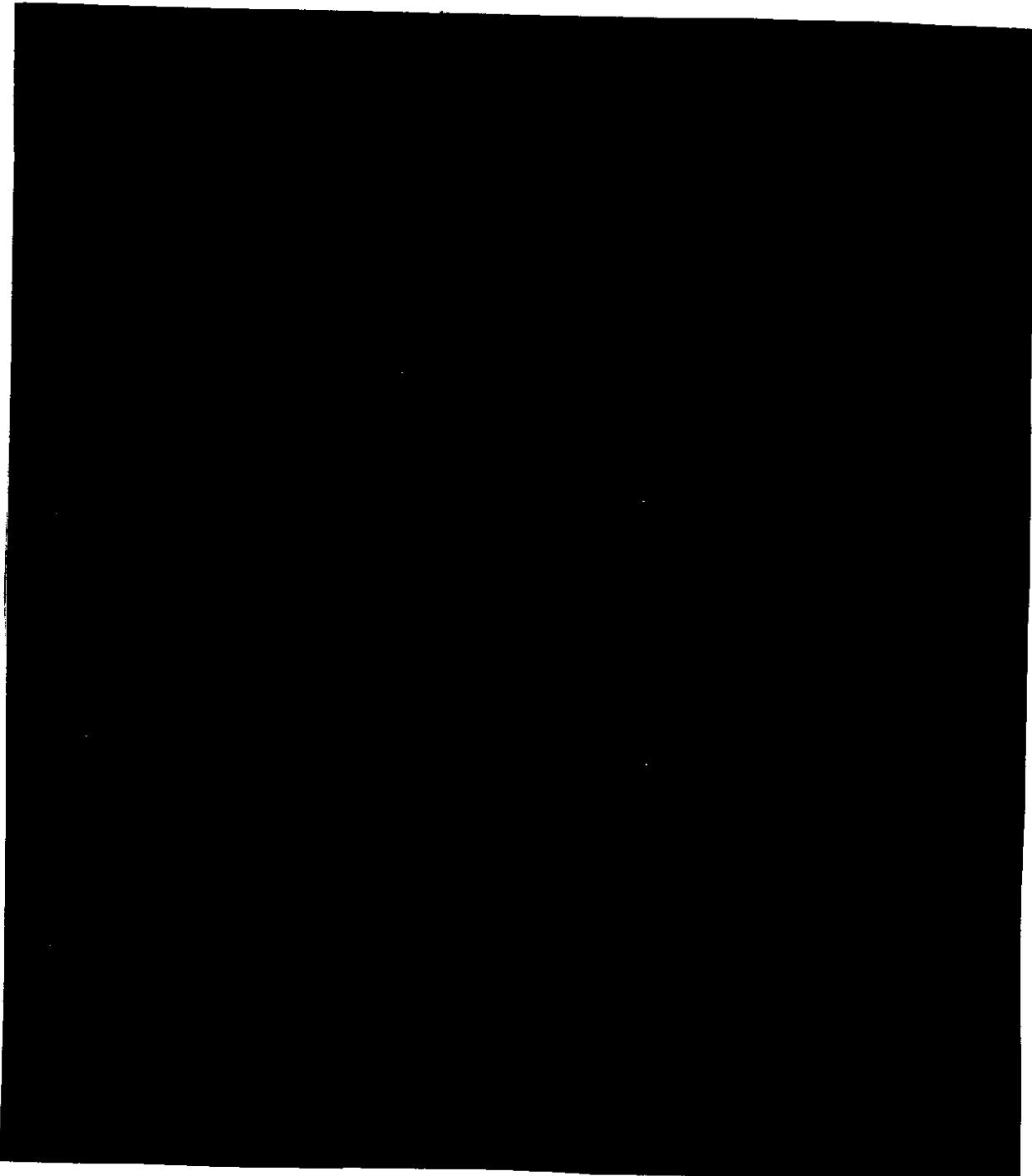




機密性 2

11/12/22内調内検討済み

本法の附則において内閣法の一部を改正することについて（案）

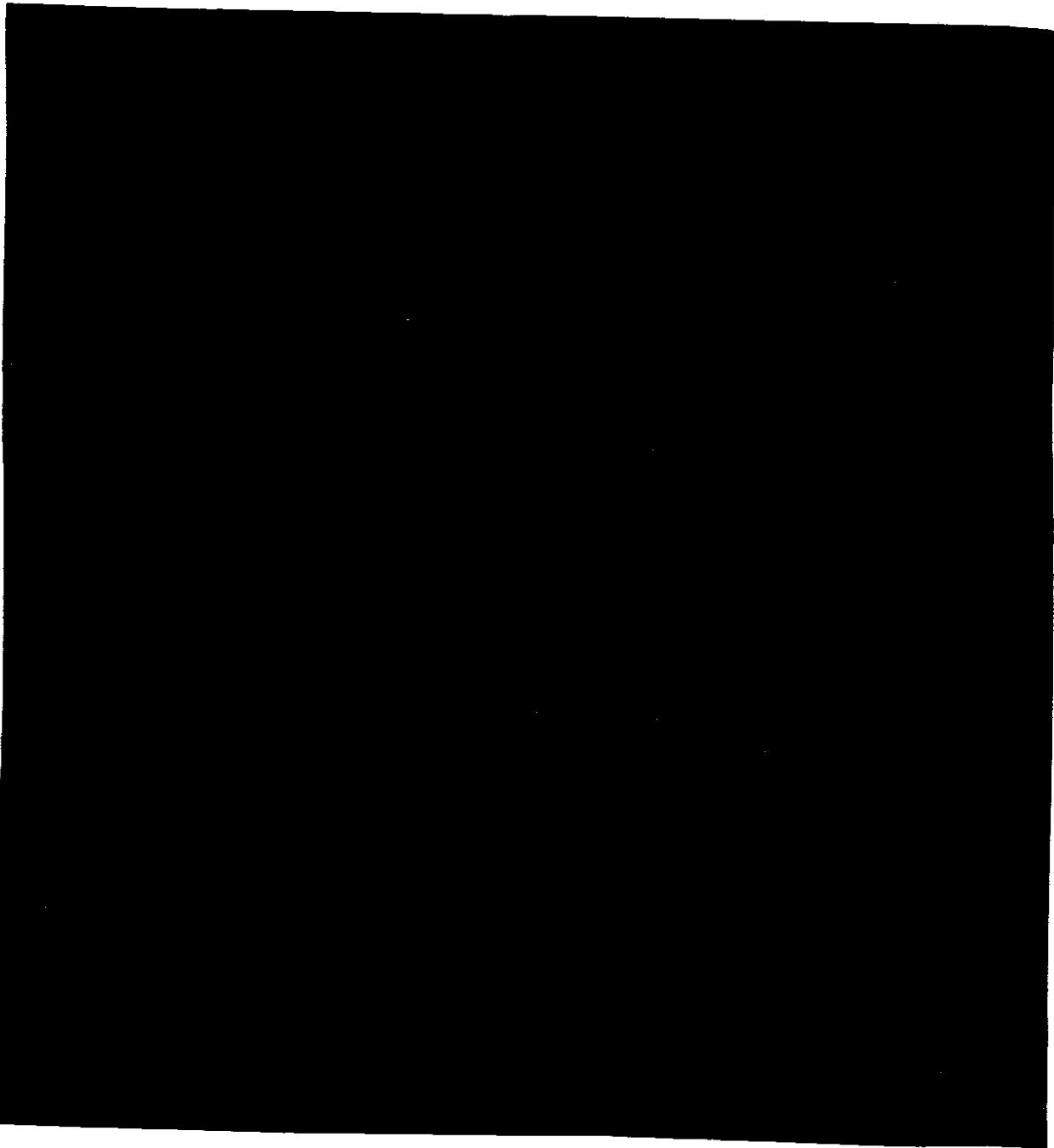


*1

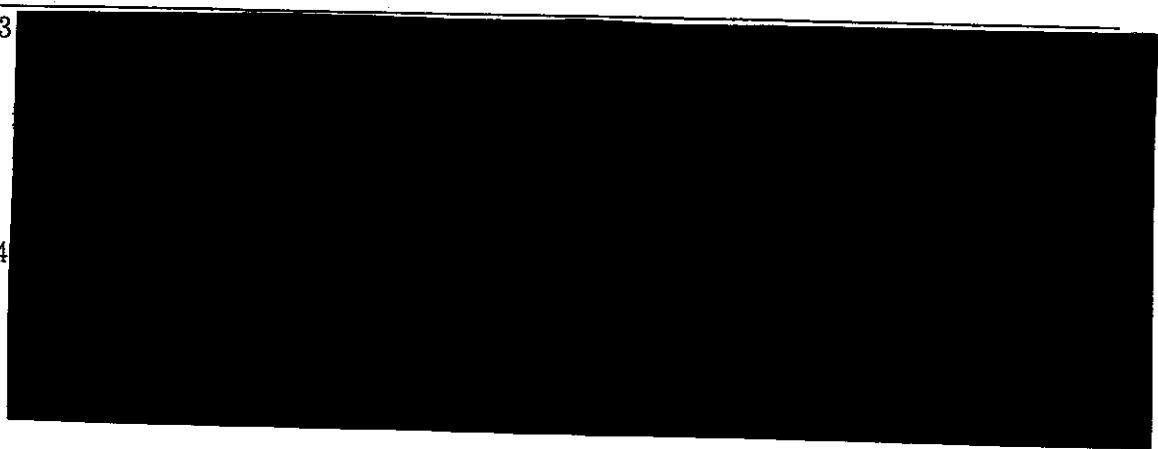
*2

機密性 2

11/12/22内調内検討済み



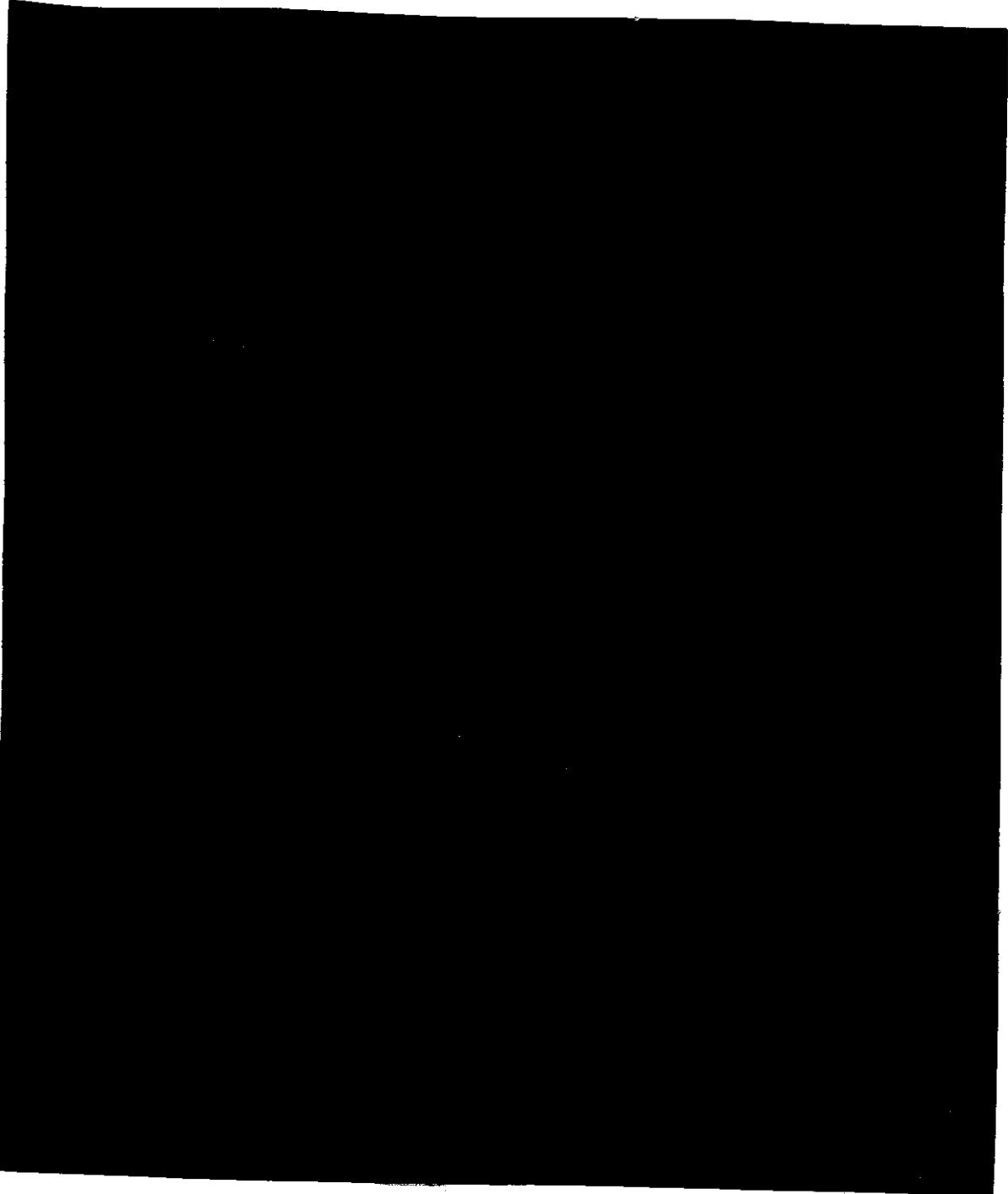
*3



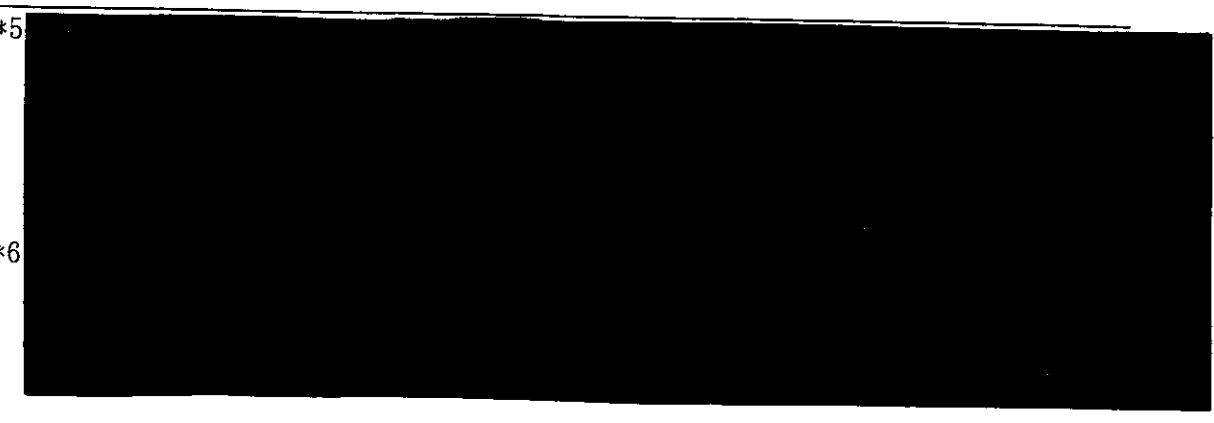
*4

機密性 2

11/12/22内調内検討済み



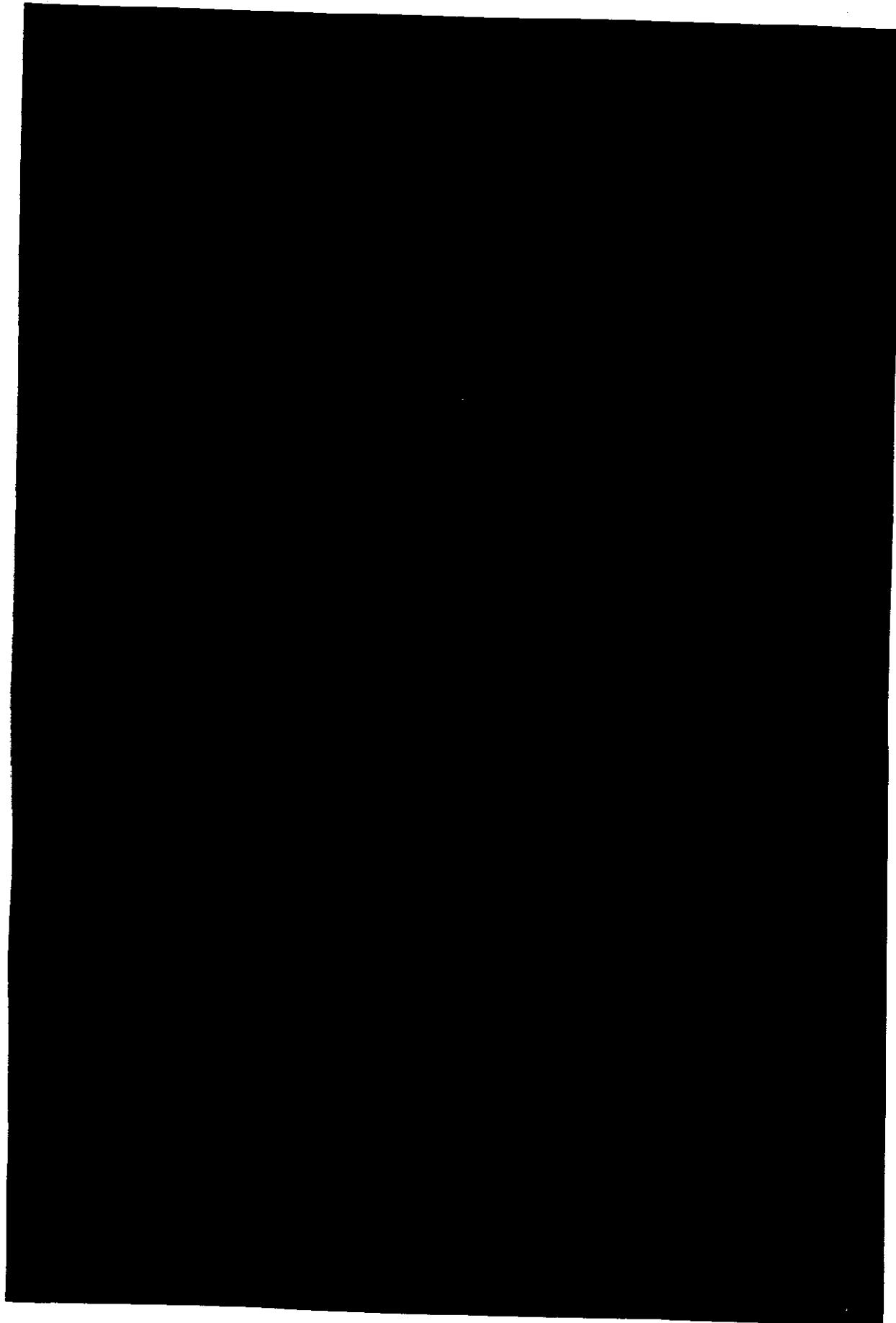
*5



*6

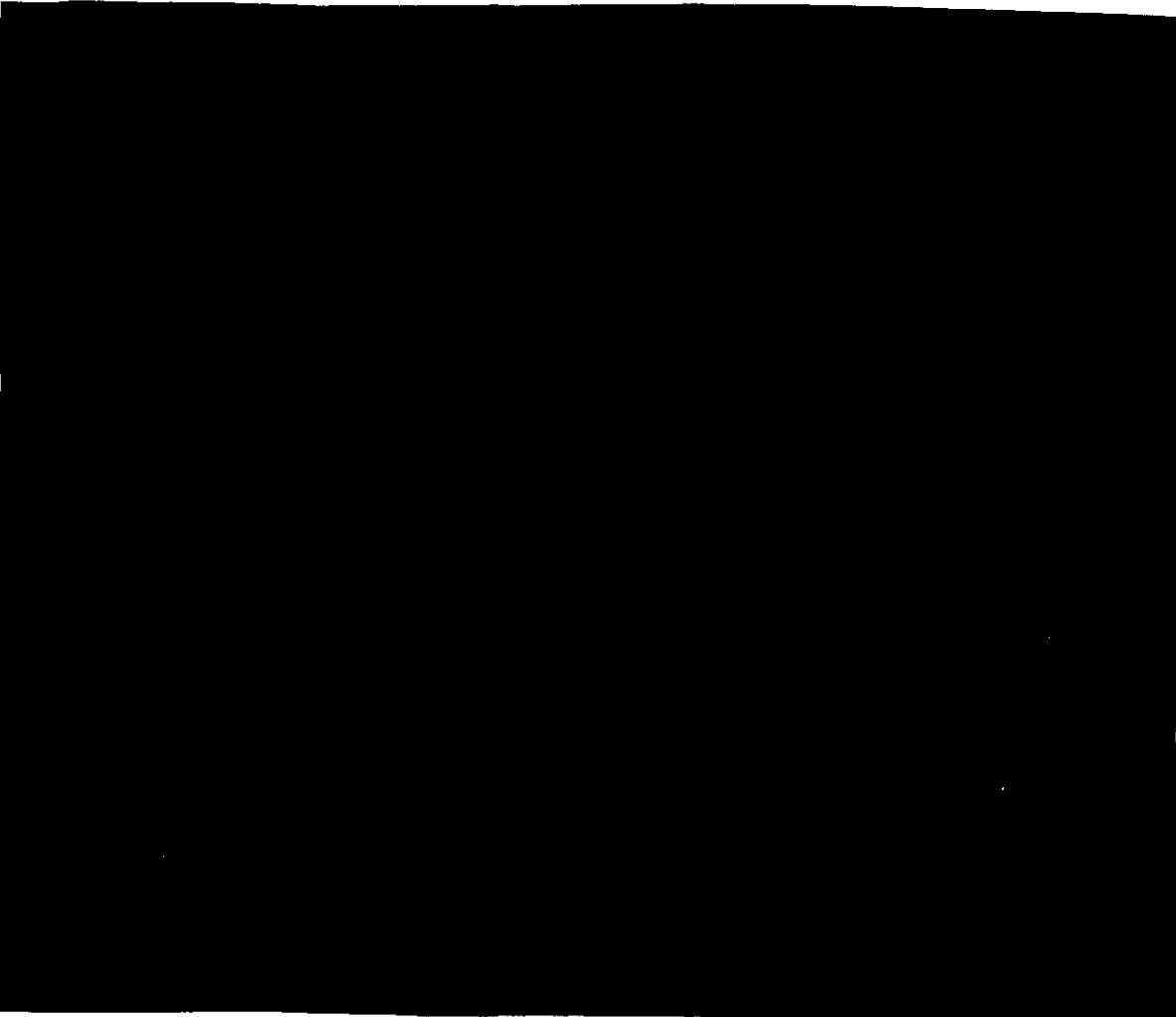
機密性 2

11/12/22内調内検討済み



機密性 2

11/12/22内調内検討済み



FW: 秘密保全法制に係る質問等に対する回答について

[REDACTED]

送信日時: 2011年12月26日 19:02

宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

添付ファイル: 外務省質問等(12月2日付け)に対する回答(2011~1.jtd (39 KB); 別表(内調再照会).docx (16 KB))

内調 [REDACTED]様

お世話になっています。

先般いただいた回答に関し、別添のとおり再照会を行いたく、よろしくお願ひいたします。

外務省 大臣官房総務課

課長補佐 [REDACTED]

TEL 03-5501-8000 (内線 [REDACTED])

直通

FAX

E-mail: [REDACTED]

-----Original Message-----

From: [REDACTED] [mailto:[REDACTED]]

Sent: Monday, December 12, 2011 5:20 PM

To: [REDACTED]

Subject: 秘密保全法制に係る質問等に対する回答について

外務省 [REDACTED]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、12月2日付けで貴省から頂戴していた質問等に対する回答を添付しております。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]
Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

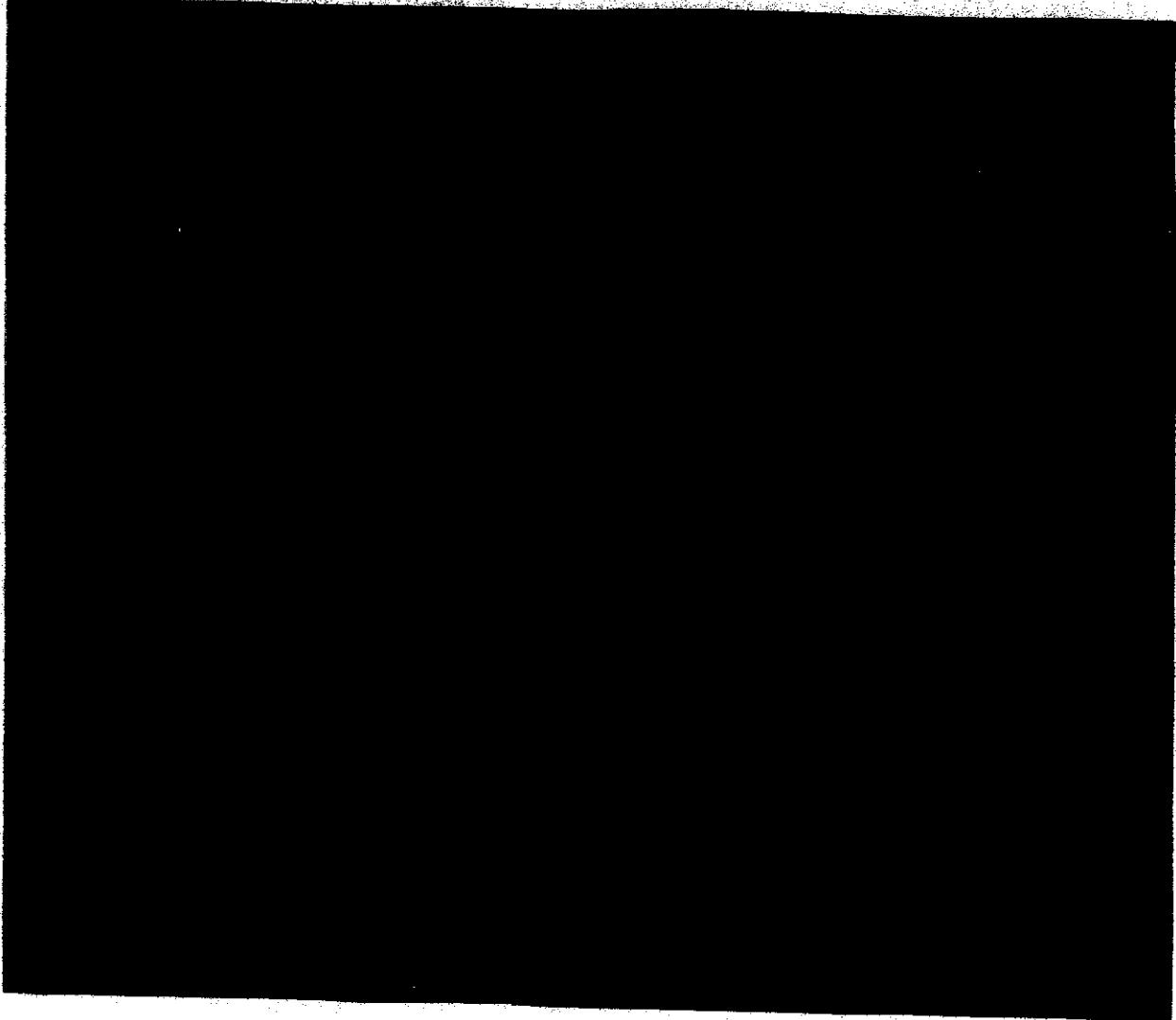
(直通)

Fax 03-3592-2307

内調回答に対する外務省からのコメント

平成23年12月26日

当省から以下のとおりコメントすることいたしたい。



外情報部からの質問について

送信日時: 2011年12月26日 22:05

宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

添付ファイル: 231226 第11回法制局持込み資料等に対する質問~1.jtd (26 KB)

内調

様

お世話になっております。

警察庁の■です。

今頃になって大変申し訳ございませんが、

外事情報部から質問が添付のとおり出てまいりましたので、提出致します。

年末に大変恐縮ですが、よろしくお願ひいたします。

■ 拝

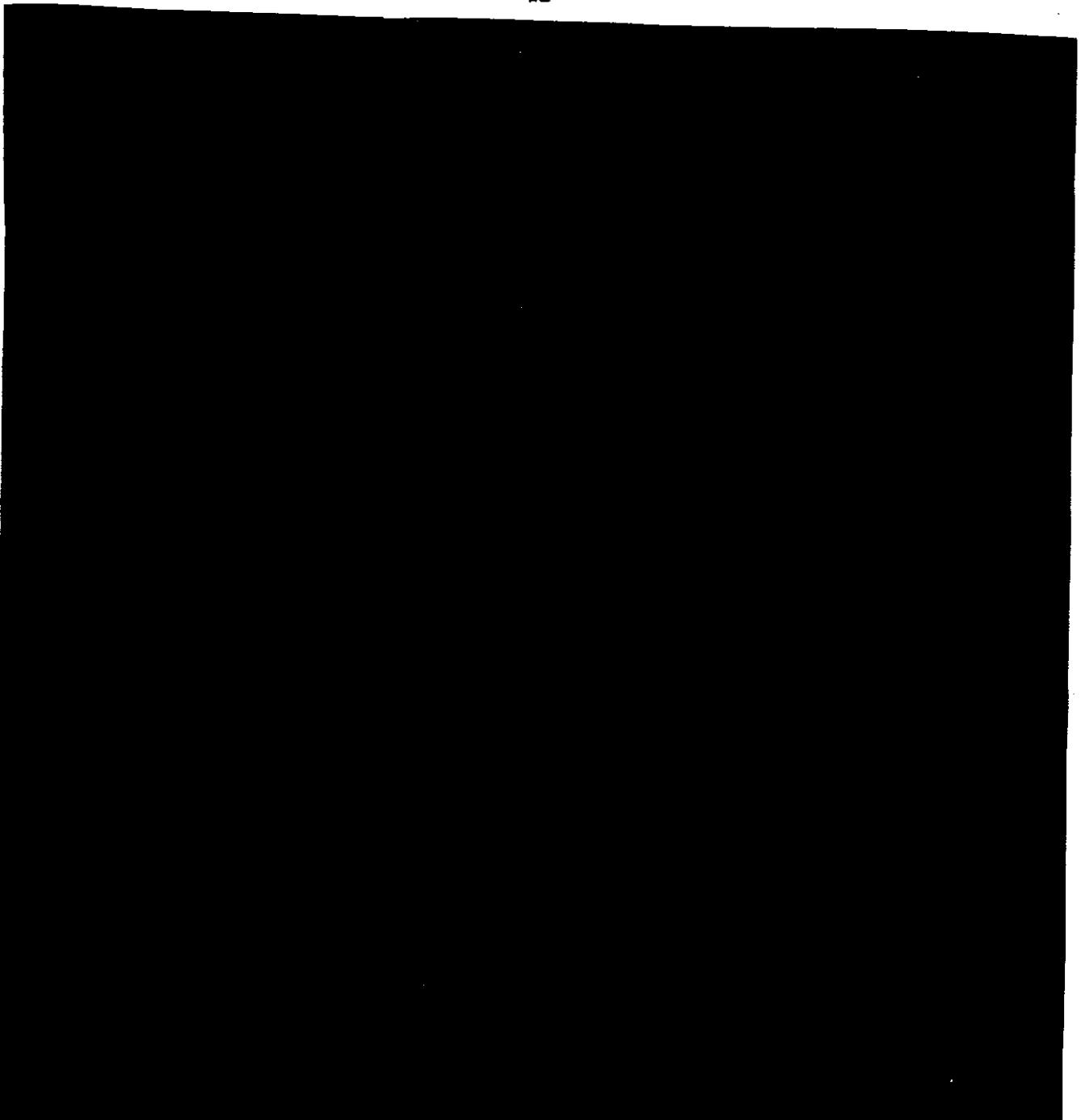
内閣情報調査室担当官 殿

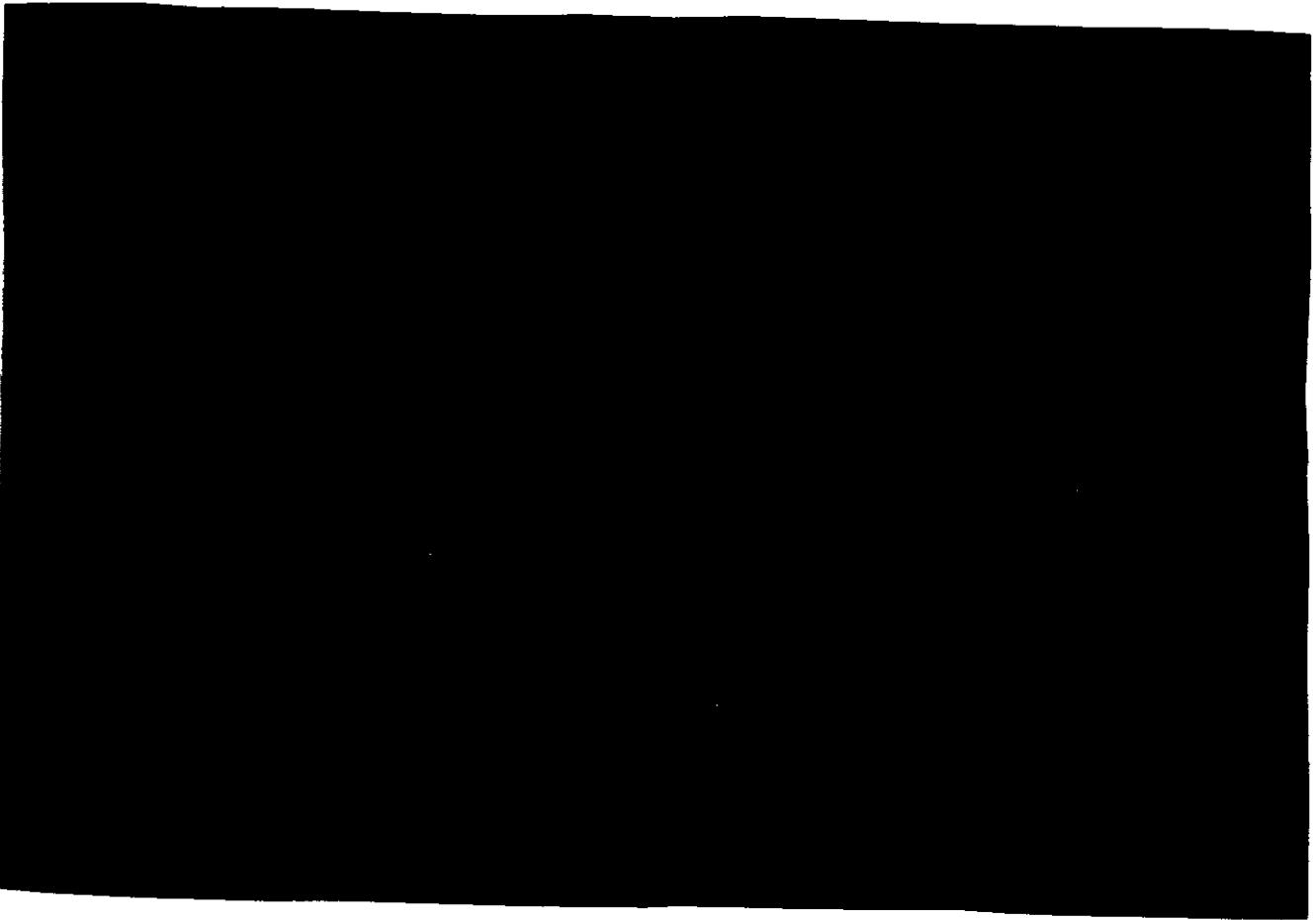
事務連絡
平成23年12月26日
警察庁

第11回法制局持込み資料等について

みだしの件について、下記のとおり質問・再質問を提出致しますので、よろしくお取り計らい願います。

記





【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第13回)
内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月27日 17:55

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室); [REDACTED]; 高岩 直樹(副長
官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室); [REDACTED];
[REDACTED]; 丸山 洋平(安危本室); [REDACTED]; [REDACTED];
[REDACTED]

添付ファイル: 附則において内閣法を一部改正することについて.jtd (41 KB)

関係省庁等担当各位

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料（第13回）を、本日（27日）に、内閣法制局に持ち込みました。

当該持込み資料「本法の附則において内閣法の一部を改正することについて」をこのメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回： 9月15日に資料持込み、 9月20日に審査
第2回： 10月13日に資料持込み、 10月18日に審査
第3回： 11月2日に資料持込み、 11月7、8日に審査
第4回： 11月11日に資料持込み、 11月15日に審査
第5回： 11月18日に資料持込み、 11月21日に審査
第6回： 11月25日に資料持込み、 11月28日に審査
第7回： 11月30日に資料持込み、 同日に審査
第8回： 12月1日に資料持込み、 同日に審査
部長概要説明資料： 12月2日に資料持込み、 12月7日に部長概要説明
第9回： 12月12日に資料持込み、 12月12、13日に審査
第10回： 12月14日に資料持込み、 同日に審査
第11回： 12月15日に資料持込み、 16日に審査
部長再説明資料： 12月16日に資料持込み、 19日に部長再説明
第12回： 12月22日に資料持込み、 同日に審査
第13回： 12月27日に資料持込み
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

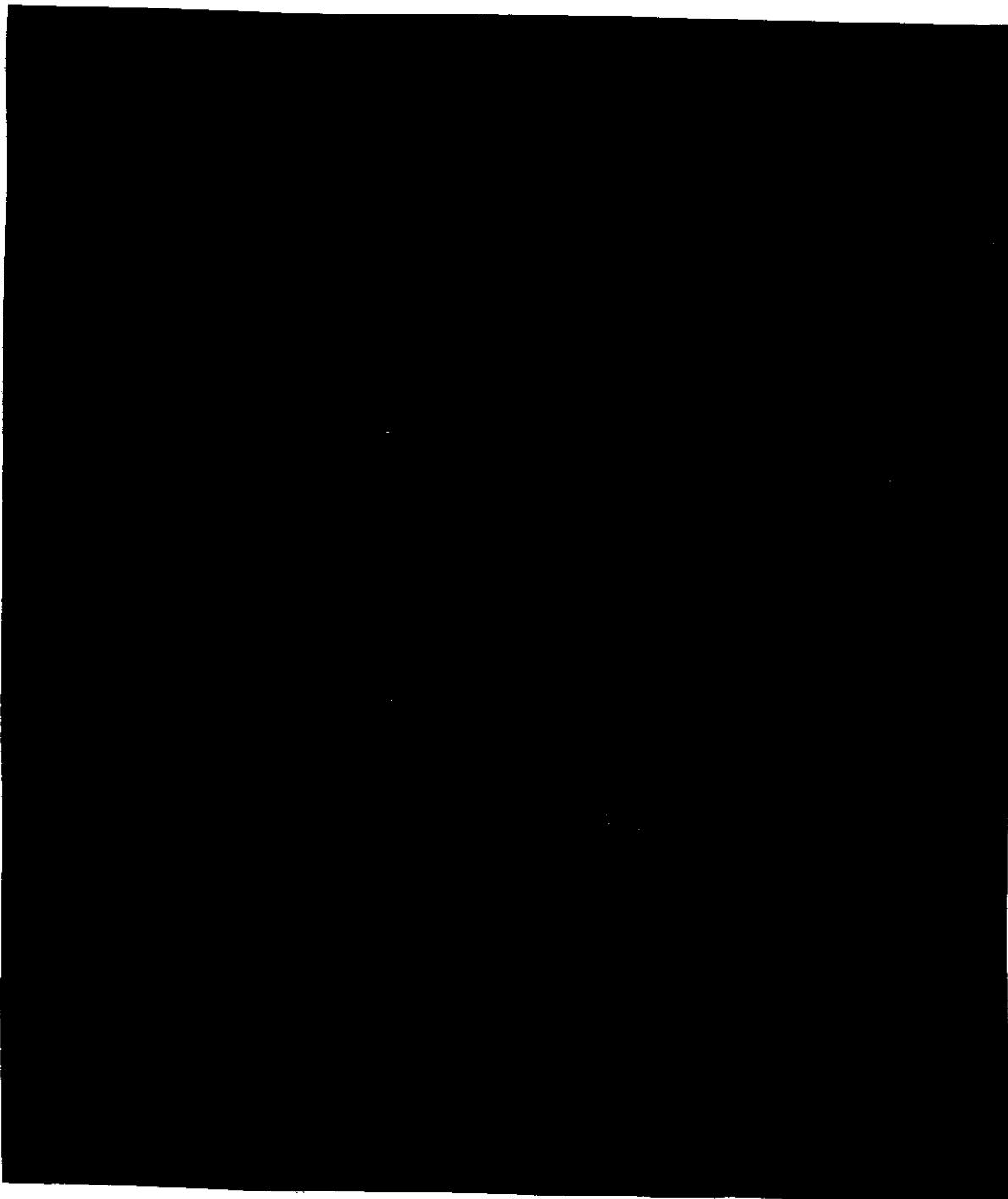
Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])
(直通)

Fax 03-3592-2307

機密性 2

11/12/27内調内検討済み

本法の附則において内閣法の一部を改正することについて（案）



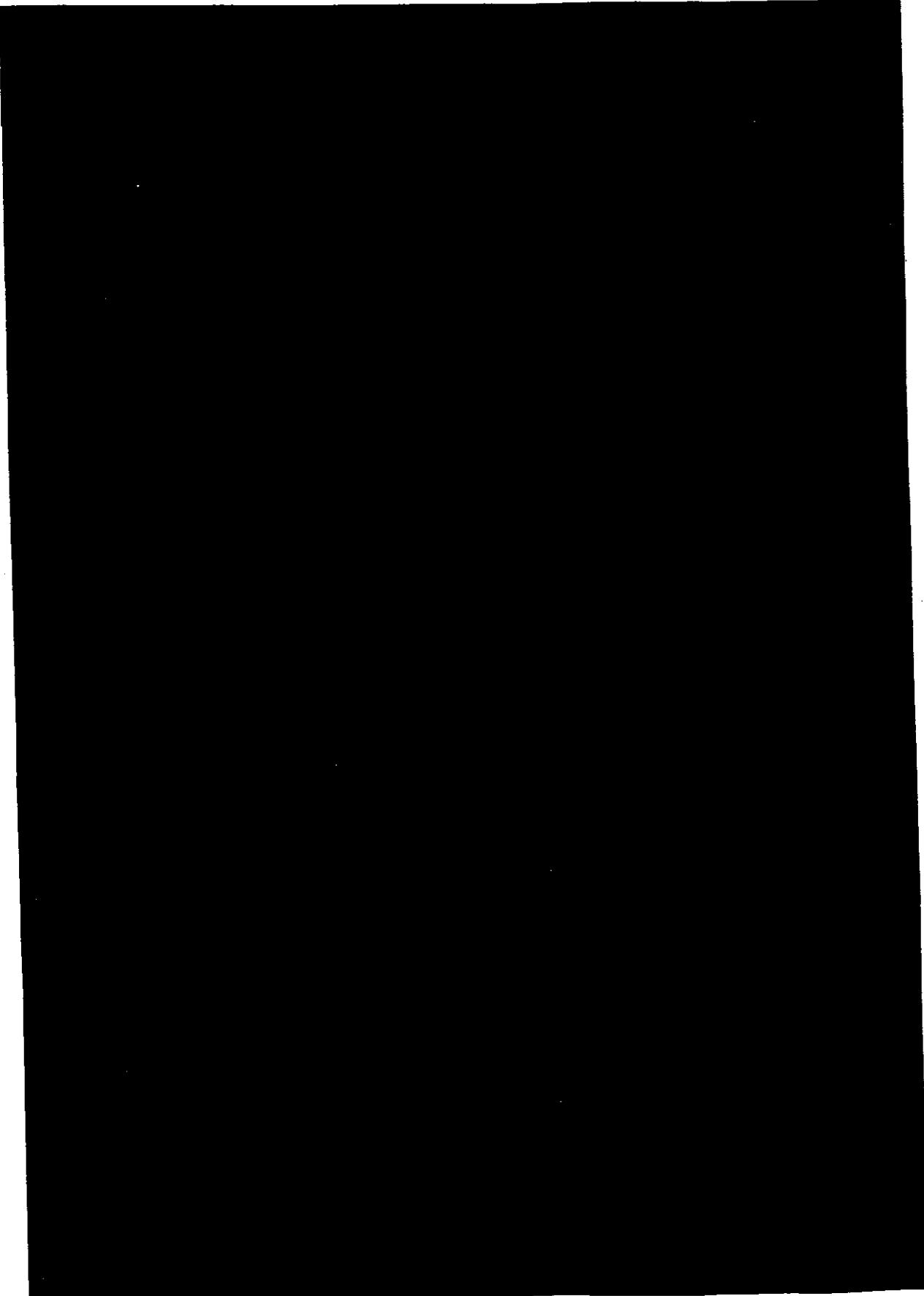
*1

*2



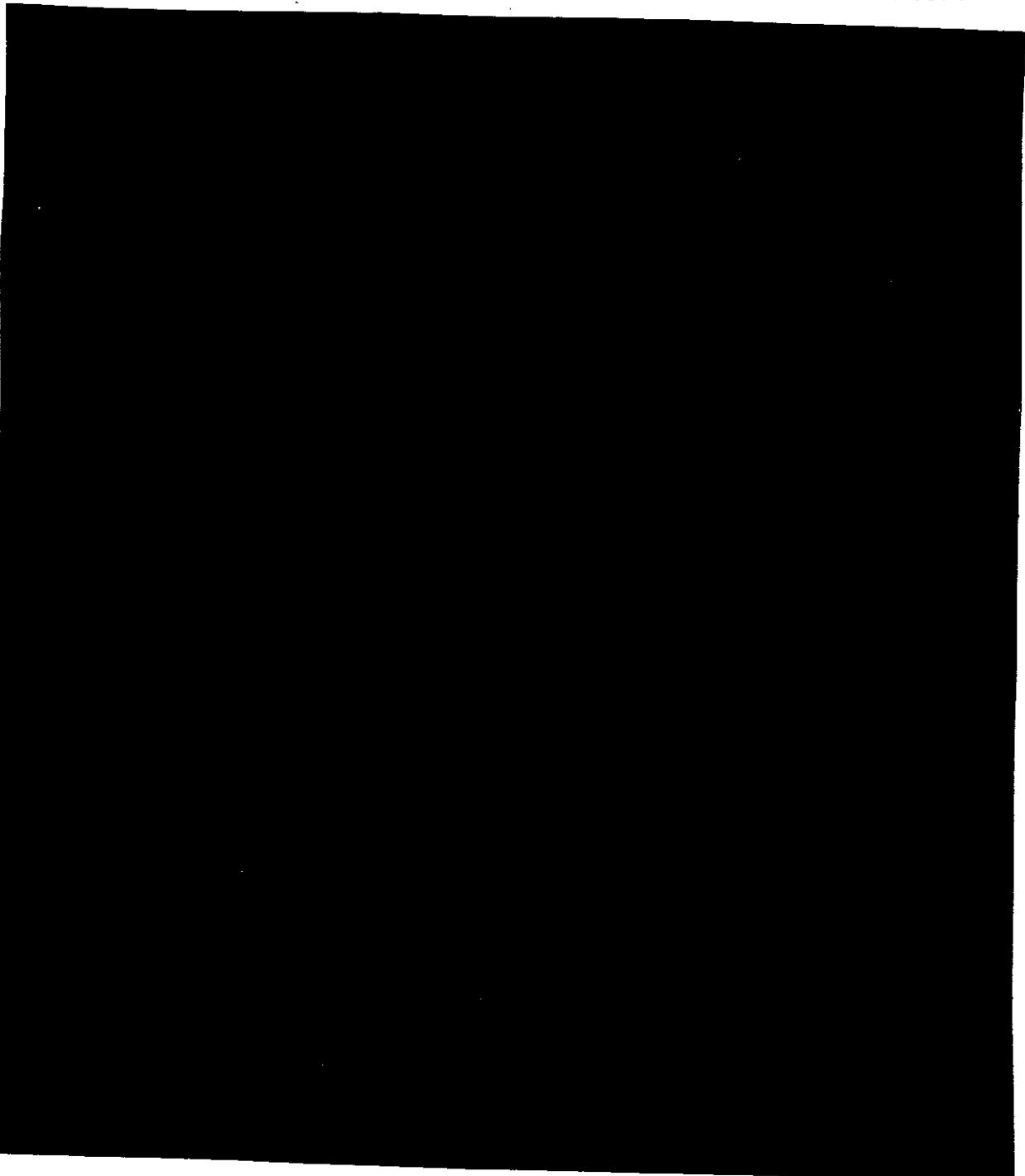
機密性 2

11/12/27内調内検討済み

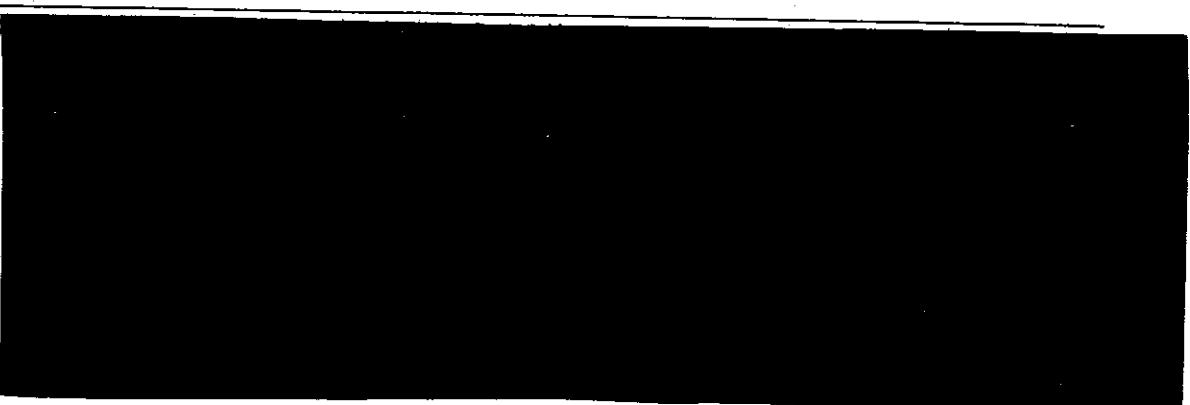


機密性 2

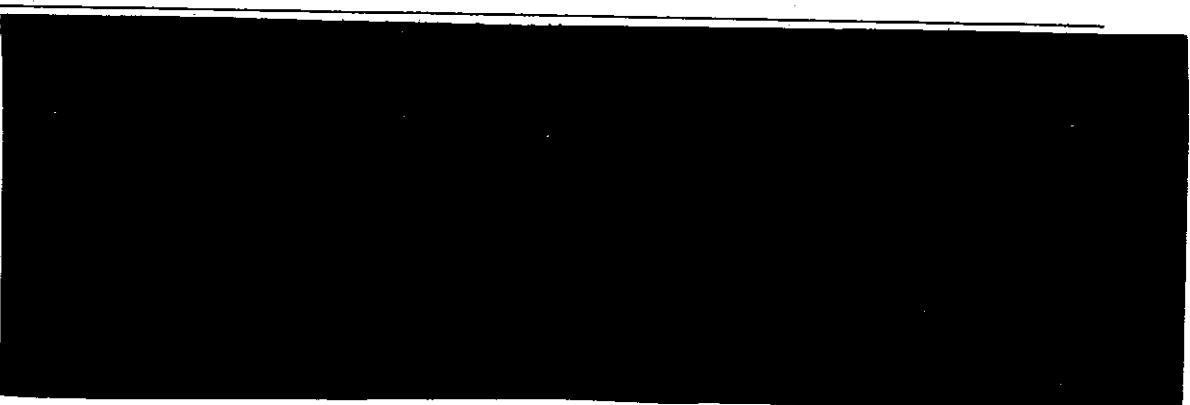
11/12/27内調内検討済み



*3



*4



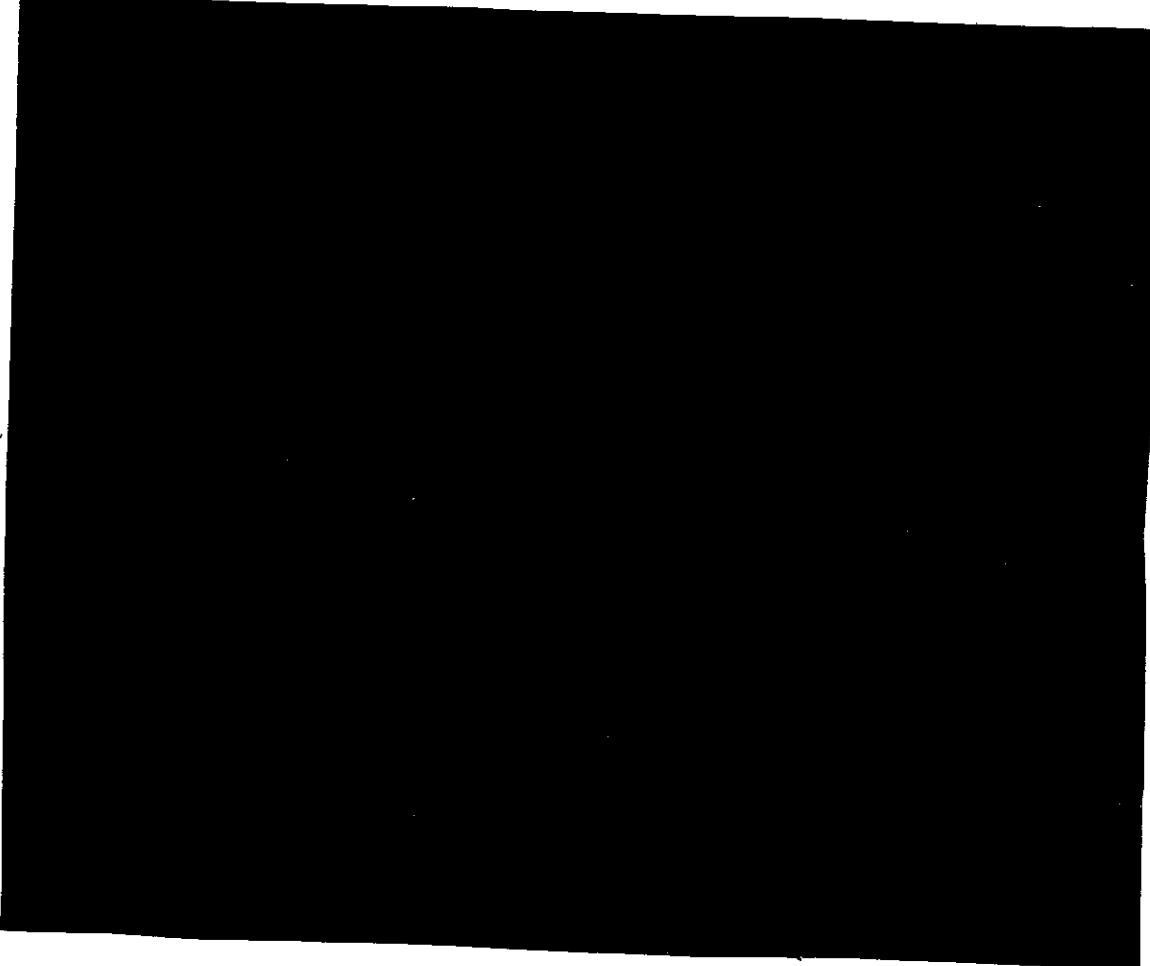
機密性 2

11/12/27内調内検討済み



機密性 2

11/12/27内調内検討済み



防衛省との協議結果メモ

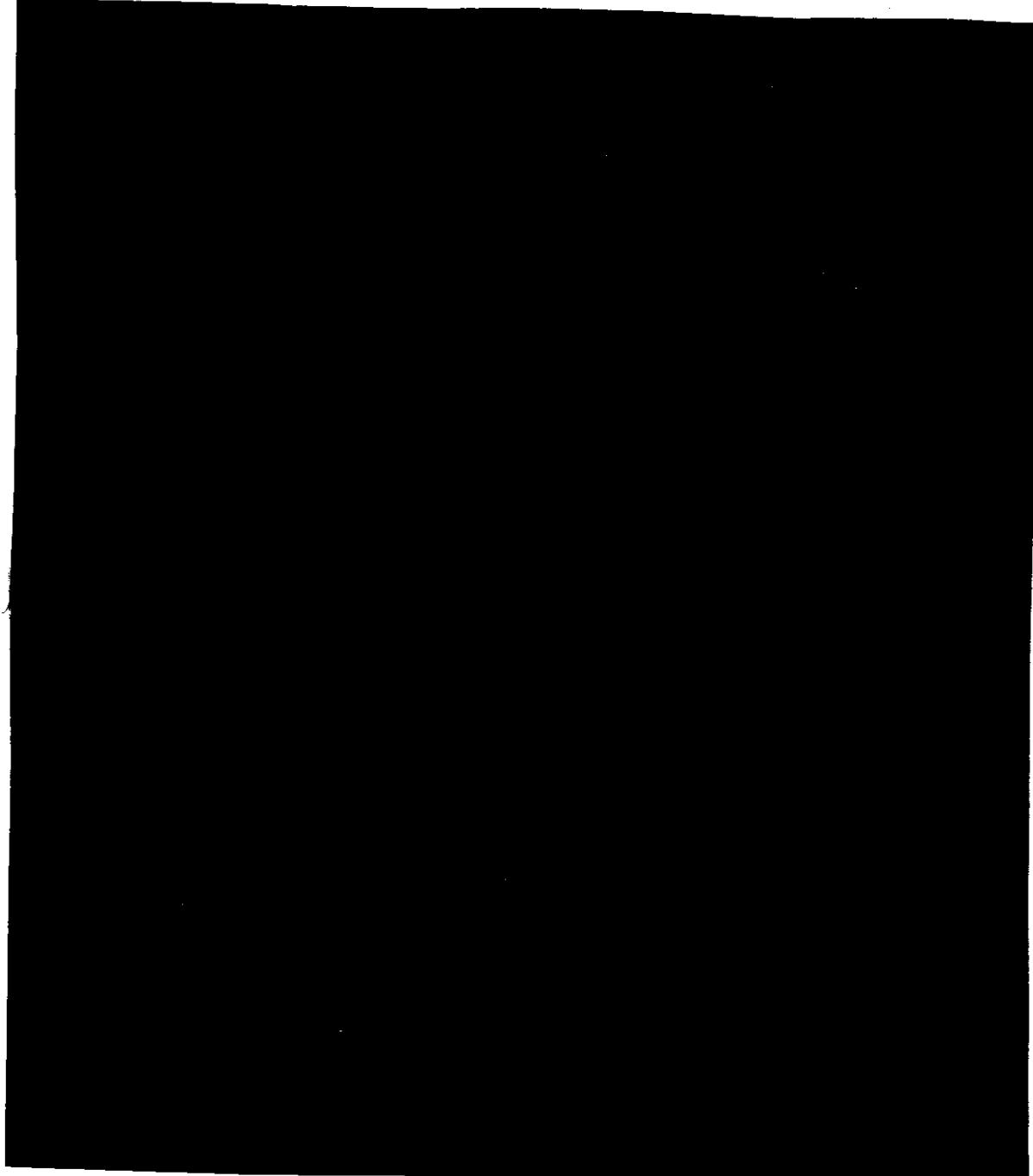
1. 日時・場所

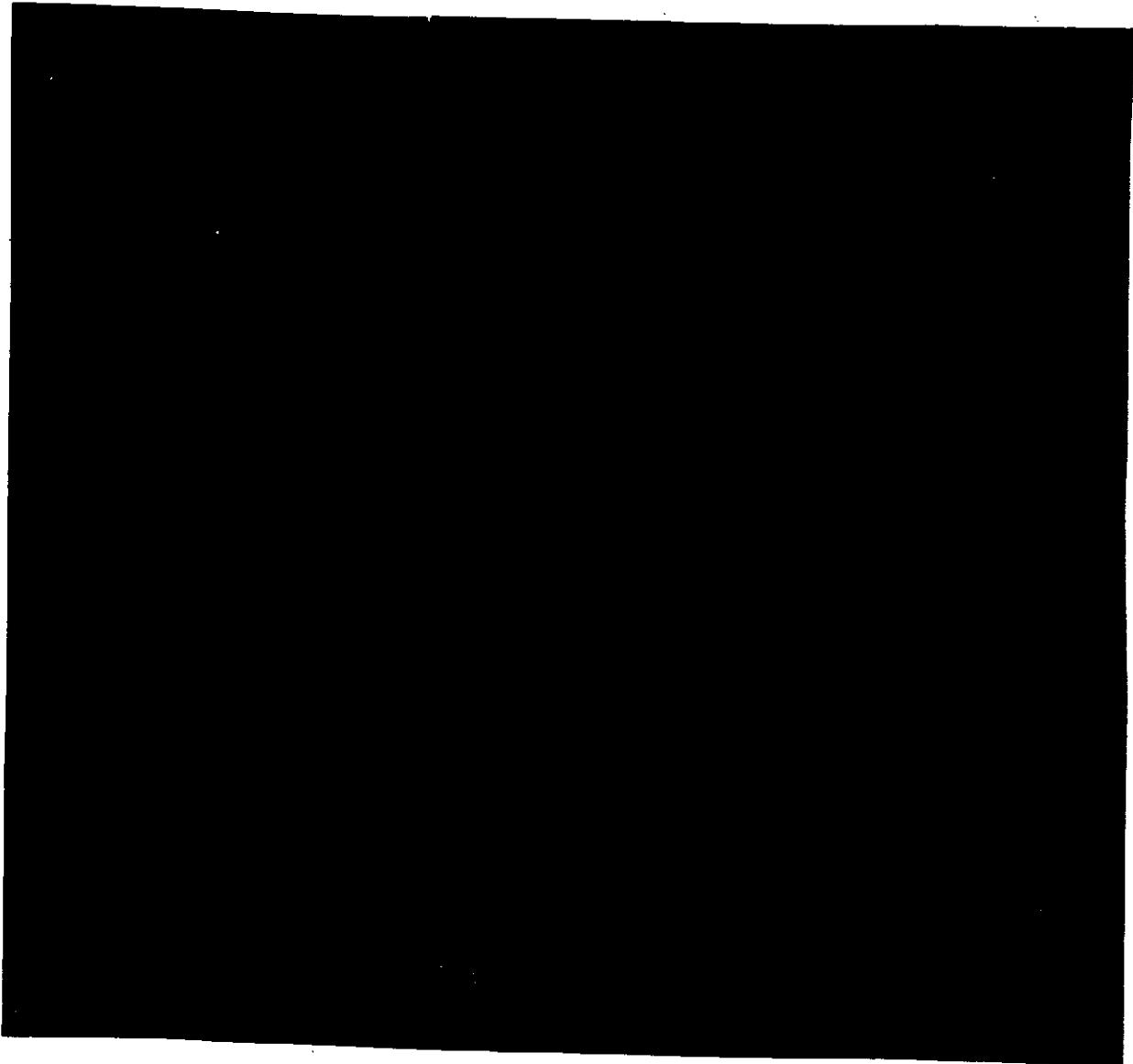
平成23年12月27日午前10時30分から午後17時10分頃まで
防衛省A棟12階 防衛政策局 会議スペースA

2 出席者

(防衛省) [REDACTED]先任、[REDACTED]運企室先任、[REDACTED]部員、[REDACTED]部員、[REDACTED]係長
(内 調) [REDACTED]補佐、[REDACTED]補佐、[REDACTED]

3 結果要旨

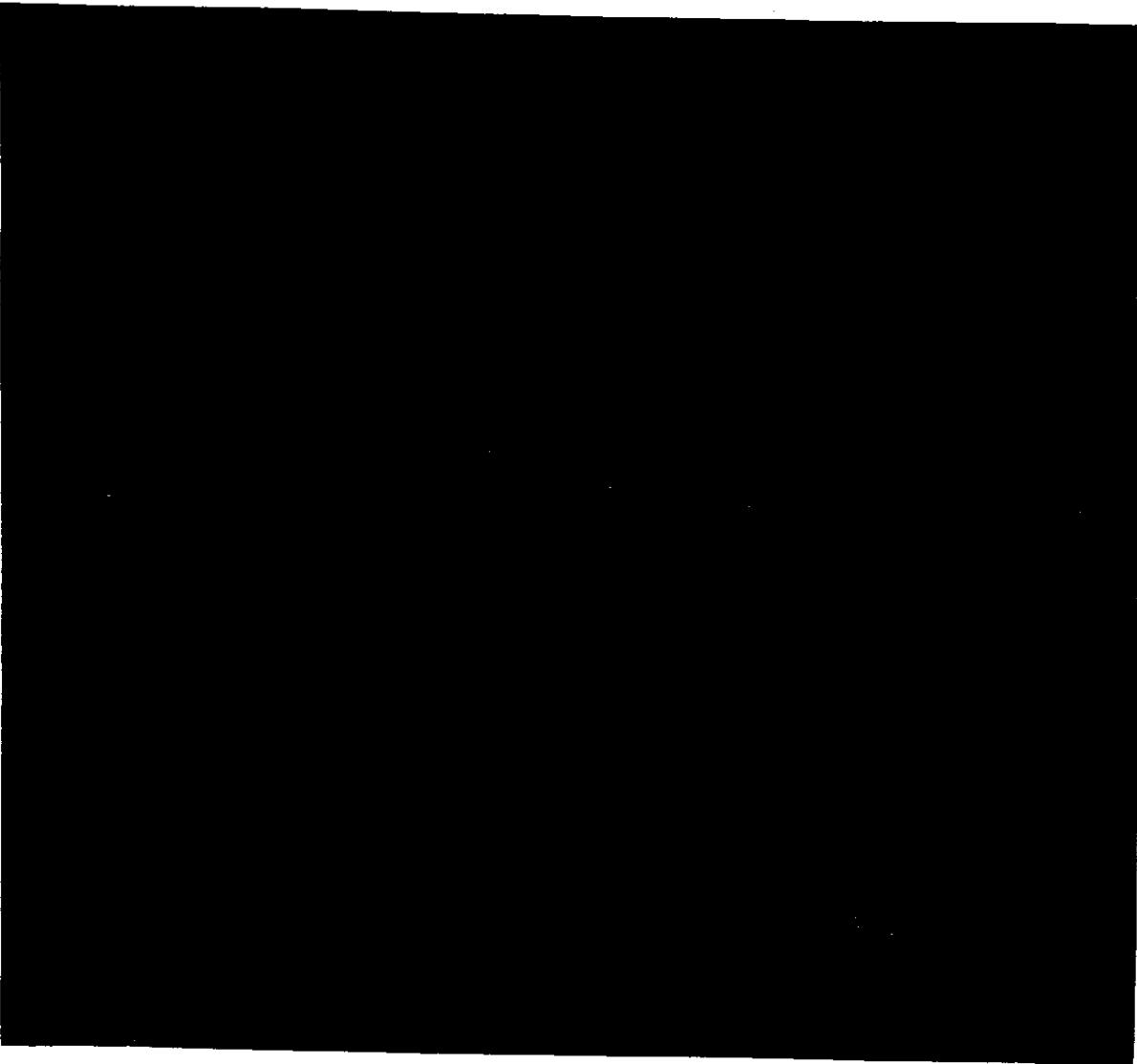




以上

(別紙 1)

防衛省への質問事項



(別紙2)

平成23年12月21日
防衛省調査課情報保全企画室

内閣官房内閣情報調査室 御中

「特別秘密の保護に関する法律案（仮称）」（指定権関連）について

標記について、以下のとおり、質問等を提出します。

なお、以下の質問等に対する回答の内容によっては、再質問等を提出させていただく場合があることを申し添えさせていただきます。

